# 第六編　産業史

# 第一章　農林水産業の変遷

## 第一節　漁　業

### 一　漁場制度と出稼漁

**場所請負人の廃止と漁場持**　明治新政府は、中央集権国家を樹立するため封建体制を否定し、その最大の障害となる社会の諸方面に内在する旧体制を打破していった。

北海道においては、場所請負制度の存在は藩権力と結合して土地、人民を公法的に支配し、その生産面での漁場と商業流通面では密接な関係にある問屋小宿を指定し得たので、本道商業経済を掌握するという特異な社会構造にあったから、この封建的土地所有、生産関係の改革が最大の問題であった。

当地方沿岸は樽前浜と称しイワシ漁が有名であった。江戸中期以降、商品作物の栽培に不可欠とされた金肥は、蝦夷地の鰊粕（にしんかす）に注目が寄せられはじめ、幕末に至っては九十九里浜を中心に生産された干鰯（ほしか）が、同地方イワシ漁の減退によって著しく減少し、樽前浜の〆粕が一躍脚光を浴びることとなった。樽前浜では文政年間には魚粕の製造を始め、(1)安政六年（一八五九）には、樽前粕は上等品として名声を得て一段と発展し、以来イワシ漁に限って、マコマイ、ユウフツの東部は請負人が、トマコマイ、コイトキ、ニシタップ、オポップ（ヲボウ）、タルマエ（タルマイ）の西部は「出稼

人漁業渡世」(西海岸では「二八取」と呼ばれ二割を請負人に収め八割を自己収入とする)と称する出稼自営漁民に解放して漁が行われ、桑や綿の木の肥料として箱館商人をへて関東、中部、関西方面に送られていた。だが、この漁期中は請負人の代人である支配人の厳重な監視をうけ、漁民は完全に統治されていたのである。

開拓使が設置されるや、こうした封建制の原因たる場所請負制度を逸速く廃止することを決め、明治二年九月二十八日には「今や版籍が返上されるような時である。従来商人の身でありながら諸場所の土地や人民を始め請負、支配していることは名分において宜しくないので、今後場所請負を廃止する。しかし、撫育をはじめ漁猟に必要な諸品(道具)などを引き揚げられては支障をきたすであろうから、現業については年々少しづつ変革していくので、心得違いのないようにされたい」[2]という意味の布達が出された。

開拓使は、あらかじめ諸必需品の仕込みや労働力の確保を必要とする漁業経営の特殊性にかんがみ、このような微妙な表現を使った布達となった。しかし、請負人にしてみれば、これまでの特権が奪われるという本質的な問題であったから、各場所の請負人たちは共同して反対し、改めて相応の名目をもって従来の営業を継続できるよう取計らって欲しい旨の嘆願書を提出した。本道の漁業には仕込みや労働力の確保など特殊要素があったから、開拓使としても自ら各漁場を管理していくこともできず、場所請負制度を根本から廃止することなく、当面名目を改めることによって徐々に改革していく方針をとり、明治二年十月には「請負名目被廃候ニ付当分漁場持ト相唱可申、其余ノ義ハ従前ノ通」(布令類聚)との布達が出された。そして、それまでの場所請負人は漁場持と呼ばれるようになり、営業はそのまま続けることができたのである。

勇払郡漁場持は旧請負人の山田文右衛門であり、イワシ漁はこれまた従前どおり漁場持と出稼人によって行われることになり、その変化はなかった。

**高知藩の漁場経営**

明治二年七月、北海道は全国の省藩寺院士族などによって分領支配されることになったが、勇払郡は千歳・夕張両郡とともに高知藩の支配地となった。同年九月には同藩岸本円蔵らが支配地の調査のため来道したが、漁場の経営は「請負人と申す者に相委ね、土民を苦役することあたかも牛馬の如く」(高知県史　近代編)と請負人のアイヌを酷使した横暴きわまる漁場経営を非難する報告書を提出している。

高知藩は翌三年五月に役員、農夫など七〇余名を勇払・千歳両郡に配属したが、漁場経営にあたっては、進歩的な高知藩はその制度に異論を持っていたので、同三年の漁から漁場持を罷免し、世話方（作配人）以下の漁場経営幹部を置き、これらの人びとに多額の給料を支給して自らその経営にあたることにした。しかしながら、高知藩の本道開拓の主眼とするところはあくまでも農業開発にあって、あらかじめ農夫を引き連れて来たほどであったから、漁場経営は二次的なものであったので、その内容においてはほとんど干渉せず、世話方以下の漁場幹部に一切を任せていたのである。

このように、高知藩の漁場経営は直営にしたほか、「金二百三十一両ト九百二十四文・一昨年末高知藩支配ノ節御税」(苫細出稼人新田次作苫細漁場仕込高明細書)とあるところから、これまでどおり出稼人漁業渡世の漁も許可し、その税は高知藩に納められた。

明治四年開拓使が行った各藩支配地一三箇条調査[3]には同三年における漁場管理人など幹部の名が記されているが、これによるとその筆頭に「世話方南部大畑村甚蔵」とあって、漁場持山田文右衛門代人の植田甚蔵がそのまま最高幹部になっていた。支配地としてからまだ日の浅いことや、本道漁業の特殊性からして、高知藩としては止むを得ぬ処置であり、また、この人たちの手を借りずしてその漁場経営は不可能でもあったのである。

高知藩漁場関係雇人一覧表（明治三年）

| 職名 | 住所 | 名前 | 職名 | 住所 | 名前 | 職名 | 住所 | 名前 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 世話方 | 南部大畑之 | 甚蔵 | 雑役 | 南部大畑之 | 亀三郎 | 雑役 | 南部黒岩沢之 | 倉吉 |
| 通詞 | 箱館明神町 | 茂吉 | 〃 | 〃大畑之 | 和吉 | 〃 | 箱館東濁川村之 | 亀太郎 |
| 帳役 | 松前生育町 | 平作 | 〃 | 〃黒岩沢之 | 幸吉 | 〃 | 南部福浦之 | 佐七 |
| 〃 | 南部大畑之 | 令弥 | 〃 | 箱館大工町 | 貞吉 | 〃 | 〃大畑之 | 孝吉 |
| 〃 | 松前藩知石町 | 又太郎 | 〃 | 南部奥戸之 | 善右衛門 | 〃 | 〃大間之 | 伊代吉 |
| 雑役 | 南部田名部之 | 稲吉 | 〃 | 〃中野沢之 | 松三郎 | 〃 | 〃横浜之 | 福太郎 |
| 〃 | 南部大畑村正津川之 | 寅吉 | 〃 | 〃大畑之 | 辰蔵 | 〃 | 〃大畑之 | 豊治 |
| 〃 | 〃横浜之 | 由右衛門 | 〃 | 松前生育町 | 初太郎 | 〃 | 松前生育町 | 長太郎 |
| 〃 | 〃古釜谷之 | 又右衛門 | 〃 | 箱館内澗町 | 竹次郎 | 〃 | 南部大畑之 | 栄吉 |
| 〃 | 〃大畑村正津川之 | 浅吉 | 〃 | 南部佐井之 | 石松 | 〃 | 〃烏沢之 | 明松 |
| 〃 | 〃風間浦之 | 福次郎 | 〃 | 〃大間之 | 福松 | 〃 | 〃福浦之 | 勘左衛門 |
| 〃 | 〃大畑之 | 三右衛門 | 〃 | 〃大畑之 | 米蔵 | 〃 | 〃大畑之 | 諒助 |
| 〃 | 〃佐井之 | 作太郎 | 〃 | 〃大畑之 | 竹松 | 〃 | 箱館山ノ上町 | 合三郎 |
| 〃 | 松前藩知石町 | 孝太郎 | 〃 | 〃大畑之 | 留太郎 | 〃 | 〃山ノ上町 | 末三郎 |

（『五島銑之丞、伊達英橘、一ノ関藩、高知藩書類』明治四年より作成）

明治三年高知藩の漁業経営は世話方植田甚蔵をはじめ、通詞、帳役、手代、船頭、土人廻り役などに四二名を雇上げて直営漁場の経営を行った。

ところが、翌四年になると植田甚蔵の名は消え、特に上級の手代、番人など大幅な変更を行っているのである。ま

た、この中には漁場持当時より漁会所詰をしていて勇払村に居住している八戸伊代吉、木村亀太郎の名も含まれてはいるが、高知藩はその経営方針を若干変更してきたことを意味するものである。

| 給料 | 職名 | 氏名 | 給料 | 職名 | 氏名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一金　弐百　両 | 作配人 | 西岡　栄二郎 | 一金　五拾　両 | 土人廻り役 | 渡　幸吉 |
| 一金　百五拾両 | 通辞 | 越前　稲吉 | 一金　五拾　両 | 同　役 | 沢田亦左衛門 |
| 一金　百三拾両 | 帳　役 | 松谷　金弥 | 一金　六拾二両 | 同　役 | 牛滝　畦松 |
| 一金　百　両 | タルマイ・コイトイ両所出張取締 | 宮浦　多二郎 | 一金　五拾七両 | 同　役 | 永岸　辰次郎 |
| 一金　百　両 | 下帳役兼蔵廻 | 葛西目亀三郎 | 一金　五拾　両 | 同　役 | 館　勘左衛門 |
| 一金　百　両 | 手　代 | 細川　専治 | 一金　四拾三両 | 同　役 | 笠島　石松 |
| 一金　百　両 | 手　代 | 岩田　恵之助 | 一金　三拾五両 | 同　役 | 白浜　福太郎 |
| 一金　三拾　両 | 蔵廻り役 | 古川　長太郎 | 一金　三拾三両 | 同　役 | 八戸　伊代吉 |
| 一金　弐拾六両弐歩 | 同下小使 | 扇　諒助 | 一金　六拾三両 | 炭焼掛り | 八戸　福松 |
| 一金　弐拾弐両 | 小使小役 | 安保　金三郎 | 一金　七拾弐両 | 大工棟梁 | 祖父江　広治 |
| 一金　六拾　両 | 酒造兼台所取締 | 吉良　市吾 | 一金　六拾五両 | 船大工 | 伊藤　半蔵 |
| 一金　五拾　両 | 屋所取締助役 | 東　源之助 | 一金　五拾七両 | 木挽頭取 | 黒津　倉吉 |
| 一金　九拾五両 | 納船漁頭取 | 張摩　寅吉 | 一金　五拾七両 | 同　役 | 藤原　佐七 |
| 一金　七拾　両 | 同　役 | 白浜由右衛門 | 一金　五拾七両 | 鍛冶頭取 | 越後　竹松 |
| 一金　八拾三両 | 納船頭 | 松本　浅吉 | 一金　七拾　両 | 馬追掛り | 木村　亀太郎 |
| 一金　八拾三両 | 同　役 | 神田　福治郎 | 一金　弐拾三両 | 土人廻手伝役 | 尾張　磯吉 |
| 一金　八拾三両 | 同　役 | 小笹三右衛門 | 〆以上　三十三人 | | |

（『勇払千年両郡引継書類』明治五年より作成）

一方、出稼人および永住人の漁はこれまでどおりトマコマイ以西の沿岸において行われたが、明治四年には次の出稼人一一人と永住人一人によって行われていた。

明治四年樽前浜出稼人・永住人イワシ漁業者一覧表

| 区分 | 場所 | 名前 | 本居住地 | 区分 | 場所 | 名前 | 本居住地 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 出稼人 | タルマエ | (興村) 六兵衛 | 箱館大町 | 出稼人 | ニシタップ | 仁兵衛 | 箱館内澗町 |
| 〃 | ヲホウ | (伊藤) 弥太郎 | 〃 大町 | 永住人 | コイトヰ | (白島) 萬吉 | 勇払郡小糸魚村 |
| 〃 | ヲホウ | (小島) 正三郎 | 〃 天神町 | 出稼人 | コイトヰ | 権一郎 | 箱館内澗町 |
| 〃 | ヲホウ | (板垣) 元三郎 | 〃 中浜町 | 〃 | トマコマイ | 有珠郡出稼一行 | 有珠郡有珠村など |
| 〃 | ヲホウ | (奥村) 忠兵衛 | 〃 内澗町 | 〃 | トマコマイ | (亀井) 惣吉 | 箱館地蔵町 |
| 〃 | ニシタップ | (岡田) 弥兵衛 | 〃 大黒町 | 〃 | トマコマイ | (新田) 孫右衛門 | 〃 大町 |

(『勇払千年両郡引継書類』明治五年)

さて、同四年における勇払郡のイワシ漁についてみると、高知藩の直営漁場は〆粕七九〇石、魚油一五石と極めて少なく、これは漁場持当時の数字からみるとその半分にも満たないものであった。高知藩は出稼人漁場に対して一割五分の現品税を課したが、これらは函館の出張所において取り立てて、同地商人に売却した。

高知藩出荷数

一、鰯〆粕　千八拾七石九斗三舛三文八才

内

弐百九拾七石九斗三舛五合三文八才

但出稼中税取立候分相当分税利壱割五分ト定此石箱館出張所ニ於テ取立候

一、魚　油　四拾九石壱斗五合

内

三拾四石壱斗弐舛五合

但出稼中税取立候分

出稼人中出荷数

一、鰯〆粕　千六百八拾八石三斗七合壱文弐才

但税引去リシ分積出高合計

一、魚　油　百九拾三石三斗七舛五合

但前同断

（『五島銃之丞、伊達英橘、一ノ関藩、高知藩書類』明治四年）

また、高知藩経営の漁場諸品をみると、土佐米、土佐茶碗などがあり、仕込みにあたってはある程度国元から取り寄せていたほか、網など五六五両を支出していたのである。

高知縣仕入品代ニ付調書

一、鰯小目染込調　八百二間　一、秋味鮭網目、正二寸五分〜三寸迄横七十五目

此代金百七十八両三朱錢三百五十文　八百五十間　此代金百八十両

一、秋味鮭網目、正二寸五分、横五十目　合金　五百六十五両一歩三朱錢三百五十文

四百間　此代金二百七両一歩也　右者昨年高知縣ヨリ仕入之分如此（『勇払千年両郡引継書類』明治五年）

このように、高知藩は積極的ではなかったが、勇払、千歳両郡において漁場を経営し、さらに出稼人などの漁業者にその漁を行わせたのである。

**漁場持と出稼人渡世**　揚げたが、開拓使はこれまで高知県が管理していた漁場の設備、備米、日用品などすべての引き継ぎを終え引き明治五年五月、高知県(同四年廃藩置県により高知県となる)は開拓使との事務引き継ぎを受けたのである。そして、漁場の経営を存続させるため漁場持にその経営を復し、これまで漁場蔵にて管理されていた諸品をそれぞれの漁場単位に割り渡すことにしていた。

一方、漁場持としては五月に入りそろそろイワシ漁もはじまろうとする時であったから、直ちに雇漁夫の米噌日用品などを必要としていた。しかし、漁場持としてもこれらの諸品をすぐに備えることもできなかったので、割り渡しの決まった諸品を一時拝借というかたちをとったのである。そこで、勇払郡漁場持山田文衛門代人植田甚蔵は拝借諸品を記した借用証を勇払郡出張所に提出し、これらの品々を受けて漁を行った。開拓使としては、漁場存続経営のため、その便宜をはからったのであったが、この借用証をみてもわかるように当時の漁場には米噌をはじめ、生活用品一切が備えられていたのである。

御願下品々書上

證

一、土佐玄米　百　俵
一、同　米　四　俵
一、秋田　米　百弐拾俵
一、越後玄米　拾八俵
一、越後玄米　四拾三俵
一、同　米　壱石四斗一升
一、同白　米　四石三斗六升六合
一、漢東玄米　弐石三斗弐升
一、同白　米　壱石六斗壱升
一、糯白　米　拾壱俵
一、籾　三　俵
一、大　麥　拾　俵

一、蕎　麥　三　俵　　一、弐寸皮針　三百十本　　一、茶呑茶碗　弐拾五
一、竹　原　塩　百八拾九俵　　一、弐寸五分同　百十本　　一、皆米繕碗　弐拾人前
一、同　七百八拾九俵　　一、木　綿　針　八百十本　　一、鉚　名　合　弐拾八枚
一、醤　油　拾六樽　　一、卜子カ子　八拾九枚　　一、伸　立　釘　五拾五把
一、味　噌　拾六樽　　一、シ　キ　百拾七枚　　一、三　寸　釘　拾九把
一、越後酒　百六拾五樽　　一、袋詰同　四　斤　　一、壱　寸　釘　四千本
一、醤　油　九　斗　　一、未巻筆　拾九本　　一、縄　莨　弐拾丸
一、鍋壱升五合焚　八拾三枚　　一、日記墨　五　丁　　一、南部三ツ椀　七百六拾六組
一、鍋弐升五合焚　拾五枚　　一、杣　糸　廿九抱　　一、袷モヂン　八拾四枚
一、同三升焚　六　枚　　一、荒　砥　五　丁　　一、紺長股引　弐拾四足
一、田　代　三百五拾枚　　一、中　砥　六　丁　　一、浅黄同　拾壱足
一、間　切　弐百六拾六枚　　一、草刈鎌　三拾八枚　　一、番　茶　三拾貫四百目
一、永代張　四百五拾六本　　一、土佐茶碗　八拾六人前　　一、御飯鉢　壱　組

右ハ此度勇払郡漁場ノ内御割渡ニ相成候処漁業時節ニ差向俄ノ手配届兼候ニ付書面ノ通一時拝借被仰付難有仕合奉存候尤代価上納之義者追而可被仰渡旨承知奉畏候依テ証文如件

壬申五月

山田文右衛門

代　植田　甚蔵

勇払郡御出張所

（『勇払・室蘭往復』　明治五年　開拓使札幌本庁庶務掛）

こうして、明治五年のイワシ漁の仕込品は開拓使から借用して開始されることになった。同年樽前浜に入った漁業者は次の一四名であった。

明治五年 勇払郡（樽前浜）漁業者一覧表

| 区分 | 区域 | 氏名 | 本居住地 | 区分 | 区域 | 氏名 | 本居住地 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 漁場持 | マコマイ・ユウフツ一帯 | 山田　文右衛門 | 函館弁天町 | 出稼人 | ニシタップ | 岡田　弥兵衛 | 函館大黒町 |
| 出稼人 | タルマエ | 興村　六兵衛 | 〃　大町 | 〃 | ニシタップ | 井口　佐次兵衛 | 函館内澗町 |
| 〃 | タルマエ | 白鳥　宇兵衛 | 〃　内澗町 | 〃 | コイトヰ | 秦　理四郎 | 〃　内澗町 |
| 〃 | ヲホウ | 伊藤　弥太郎 | 〃　大町 | 永住人 | コイトヰ | 白島　萬吉 | 勇払郡小糸魚村 |
| 〃 | ヲホウ | 小島　正三郎 | 〃　天神町 | 出稼人 | トマコマイ | 明石　音次郎 | 〃　内澗町 |
| 〃 | ヲホウ | 板垣　元三郎 | 〃　中浜町 | 〃 | トマコマイ | 亀井　惣吉 | 〃　地蔵町 |
| 〃 | ヲホウ | 奥村　忠兵衛 | 〃　内澗町 | 〃 | トマコマイ | 新田　次作 | 〃　大町 |

（『勇払郡申年輸出産税金取立調』明治五年　開拓使勇払郡出張所）

明治五年の樽前浜のイワシ漁は、漁場持一、出稼人一二、永住人一の一四名であったが、漁場持はマコマイからユウフツ沿岸一帯に数漁場を持ち、植田一族（甚蔵、禮太郎、惣吉）をはじめ村林清助など漁場持代人を各漁場に配置して、四〇人程度の和人と二〇〇人以上のアイヌを使役して行われていた。しかし、漁場持以降においては、アイヌの使役は旧請負人時のような強制的苛酷な労働は禁止され、開拓使も和人同様に取り扱うことを指示してきたが、その初期においては相当の差別待遇もあり、賃金面においても一定の規律もなく大きな格差があった。そこで、明治六年七月には勇払郡開拓使出張所詰黒沢正吉大主典は勇払外二郡漁場持に対し、「土人相雇候節給料之儀ハ男女共上中下

三級ニ分チ書載之通」（管内諸達　勇払郡開拓使出張所　明治六年）　とし、勇払、白老、千歳三郡漁場持に布達し、アイヌ使役制度を更改するとともに、月々名前を記した使役書を当人に渡すこと、毎月雇の者は帳簿をもって定日に詰合官員の押印を受けることを義務づけたのである。これは無筆無算とはいえアイヌにとって有利なことであった。

一、上男土人壱員　一ケ月ニ付金弐円五十銭　一、上女土人壱員　一ケ月ニ付金壱円五十銭
一、中　同　同　金壱円七十五銭　一、中　同　同　金壱円二十五銭
一、下　同　同　金壱円　一、下　同　同　金七十五銭
但扶持米一日七合五勺ツツセカチ之義ハ此段ニアラズ　但扶持米一日五合ツツマツカチ之義ハ此段ニアラズ

右ノ通更改候条格分注意使役可召之候此段相奉候事

明治六年七月

勇払開拓使出張所

勇　払
千　歳　漁場持江
白　老

※ セカチは男の一五歳以下、マツカチは女の一五歳以下の少年少女をさす

（『管内諸達』　明治六年　勇払郡開拓使出張所）

これに対して、勇払郡漁場持山田文右衛門代人植田禮太郎より勇払郡出張所に提出された明治七年六月現在の勇払郡漁場持のアイヌ使役数は漁場と駅通において、実に二二一人の男女を使役していたのである。

一方、出稼人渡世の方は、南部、函館地方の出稼雇漁夫を使っていたが、漁夫などは三〇人から四五人程度と規模

勇払郡漁場持使役アイヌ男女数（明治七年）

| 男 | アイヌ | 女 | アイヌ | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 伍長 | 三 | | | 三 |
| 上等 | 三四 | 上等 | 七 | 四一 |
| 中等 | 五七 | 中等 | 一五 | 七二 |
| 下等 | 四五 | 下等 | 一九 | 六四 |
| セカチ | 三一 | マッカチ | 一〇 | 四一 |
| 計 | 一七〇 | 計 | 五一 | 二二一 |

（『土人諸留』　明治七年　勇払郡開拓使出張所）

は小さいが、支配方、船頭、帳場、賄役、大工、漁夫などの職制があって、賃金は一漁期単位の支給であった。

イワシ漁は春と秋の短期間の勝負であったが、その後において〆粕製造、魚油製造などの作業もあって、人手も多く必要とし、相当の仕込みが必要であった。函館の株仲間問屋は、個人として商品の売買をはじめ廻船業、漁場経営、倉庫業、仕込みなどの多角経営は自由であったから、これら商人による漁場経営、仕込みがみられるが、樽前浜における出稼人はすべて函館商人ないしこれら商人と密接な関係にある者であった。中でも株仲間問屋の一員である廻船小宿の大阪屋岡田弥兵衛、箱館役者価付小結であった明石屋音次郎、有珠郡漁場持和賀屋白鳥宇兵衛などそうそうたるもので、その他の者についても株仲間に準ずる者も少なくなかった。彼等の漁場経営での名称は『漁業渡世』と称したが、一年の仕込み金額は一、五〇〇円前後（新開漁場では三、〇〇〇円程度）でそのうち人件費は六五〇円前後を占めていた。

樽前浜で異色な存在は永住人白島萬吉である。白島は安政年間に小糸魚村に永住したが、当時五九歳でこれまで惣小頭村役人の経験があった。明治三年、高知藩が開拓使に報告した文書の中に「持馬五十八頭、畑四反六畝所有、同居雇人数人」[4]とあって、当地方永住人の中では第一位の資産家であった。白島は場所請負時より、二八取の出稼自営

出稼自営漁業者雇上漁夫等給料手当一覧表（四月～一〇月）

| 名称 | 人員 | 給料および手当 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 漁場支配方 | 一 | 五〇～六〇円 | 出稼人が兼ねる漁場もあり |
| 船頭役 | 一 | 四八～五〇円 | |
| 親父役 | 一 | 二八～三〇 | 漁場の帳場役（カンビ） |
| 賄役 | 一 | 二五～二七 | |
| 大工 | 一～二 | 二〇～二五 | |
| 一番漁夫 | 二～六 | 一八～二〇 | 漁夫には等級によっては並が符 |
| 二番漁夫 | 六～七 | 一五～一七 | され、さらに細分する場合もある。 |
| 三番漁夫 | 七～一〇 | 一二～一三 | 小さな漁場ほど上等漁夫が多く、 |
| 四番漁夫 | 一〇～一五 | 一〇 | 小人数をもって行う。 |
| 計 | 三〇～四四 | （合計六〇〇円前後） | |

（『勇払往復』―第三号　明治六年より作成）

漁民同様の資格で企業として漁場経営を行っていたが、動力のない当時の漁場では馬は絶対不可欠であった。白島はこの馬を多数所有し、出稼人たちに馬の便宜をはかり、留守番以外は越年しない各漁場の人びとに代わって冬場において、漁場持をはじめとする馬の管理を引き受けていた。小糸魚村から錦多峰村にかけては当地方でも特に積雪が少なく、そのうえ熊笹が多く、冬期間の放し飼いには絶好の地であった。こんな関係と村役人でもあったから請負人の信望も厚く、漁場経営を許可されていたものと思うのである。ただ、函館商人とのつながりは薄く、魚粕、魚油などの製品は他の漁場の製品を積み取りに来た時に、船頭との直接取引であった。

こうして行われた明治五年の樽前浜のイワシ漁は、七、七〇二石余のイワシ〆粕、魚油の生産量であったが、その実績、内容は次のとおりであった。

なお、この時代はイワシ漁は肥料用〆粕、魚油のみであったから、生産高とはこの〆粕、魚油の製造品において評

価していた。

明治五年勇払郡（樽前浜）イワシ漁出産高調

| 氏名 | 月日 | 品名 | 積入船・船頭 | 売却先 | 石数 | 金額 | 税額（一割五分） | 函館相場（一〇〇石に付） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 漁場持 山田文右衛門 | 六・一八 | 〆粕 | 室年丸・市三郎 | 函館内澗町 牛島忠兵衛 | 六四四、一、六五 石斗升合 | 一、七四〇、九八、六、七 円銭厘毛 | 二六一、一四、八、〇 円銭厘毛 | 二七〇、二七、〇、三 円銭厘毛 |
| | 七・一 | 〃 | 永宝丸・幸助 | 函館大町 伊藤佐治兵衛 | 二六五、二、七、〇 | 八一六、五二、三、一 | 一二二、四七、八、四 | 三〇七、六九、二、三 |
| | 七・八 | 〃 | 一真丸・吉治郎 | 〃 | 二一、一、三、五 | 六五、〇三、〇、八 | 九、七五、四、六 | 三〇七、六九、二、五 |
| | 七・一一 | 〃 | 室年丸・市三郎 | 函館内澗町 牛島忠兵衛 | 六七八、二、〇、〇 | 二、一三五、四九、五、九 | 三二〇、三二、四、四 | 三一四、九六、〇、六 |
| | 九・二 | 〃 | 〃 | 〃 | 二八九、一、三、五 | 七九七、六一、三、四 | 一一九、六四、二、〇 | 二七五、八六、二、〇 |
| | 九・二 | 〃 | 〃 | 〃 | 八二、三、八、五 | 二三五、三八、五、七 | 三五、三〇、八、〇 | 二八五、七一、四、三 |
| | 九・二 | 穴〃 | 〃 | 〃 | 三三二、〇、三、五 | 六六四、〇七、〇、〇 | 九九、六一、〇、五 | 二〇〇、〇〇、〇、〇 |
| | 七・一 | 魚油 | 永宝丸・幸助 | 函館大町 伊藤佐治兵衛 | 二〇、〇、〇、〇 | 一〇〇、〇〇、〇、〇 | 一五、〇〇、〇、〇 | 五〇〇、〇〇、〇、〇 |
| | 七・八 | 〃 | 一真丸・吉治郎 | 〃 | 一二九、二、〇、〇 | 四八四、五〇、〇、〇 | 七二、六七、五、〇 | 三七五、〇〇、〇、〇 |
| | 九・二六 | 〃 | 勢乗丸・仁三郎 | 〃 | 一六、〇、〇、〇 | 五六、〇〇、〇、〇 | 八、四〇、〇、〇 | 三五〇、〇〇、〇、〇 |
| | | | 計 | | 二、四七七、五、二、五 | 七、〇九五、六〇、五、六 | 一、〇六四、三四、〇、九 | |
| 出稼人 興村 六兵衛 | 六・二九 | 〆粕 | 仁恵丸・彦五郎 | 函館内澗町 渡島弁治郎 | 一〇、二、五、〇 | 三二、八〇、〇、〇 | 四、九二、〇、〇 | 三二〇、〇〇、〇、〇 |
| | 八・三 | 〃 | 〃 | 〃 | 一七三、一、二、五 | 五五四、〇〇、〇、〇 | 八三、一〇、〇、〇 | 三二〇、〇〇、〇、〇 |
| | 九・二三 | 〃 | 長栄丸・伊三郎 | 函館大町 福島与吉 | 二七三、五、九、二 五勺 | 八二〇、七七、七、五 | 一二三、一、六、六 | 三〇〇、〇〇、〇、〇 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 九・二三 | 穴粕 | 長栄丸・伊三郎 | 函館大町 与吉 | 七二、二、四、〇 | 一五一、七〇、四、〇 | 二三、七五、五、六 | 二一〇、〇〇、〇、〇 | |
| 六・一三 | 魚油 | 仁恵丸・彦五郎 | 函館内澗町 渡島弁治郎 | 八、五、〇、〇 | 四六、七五、〇、〇 | 七、〇一、二、五 | 五五〇、〇〇、〇、〇 | |
| 一〇・二〇 | 〃 | 天長丸・源治郎 | 函館大町 田中 茂吉 | 二八、〇、〇、〇 | 一四三、五〇、〇、〇 | 二一、五二、五、〇 | 五二、五〇、〇、〇 | |
| | | 計 | | 五六五、七、〇、七 五ヶ | 一、七四九、五三、一、五 | 二六二、四二、九、七 | | |
| 六・一八 | 〆粕 | 金比羅丸・竹　松 | 函館大町 福島 与吉 | 五〇、四、一、五 | 一六一、三三、八、〇 | 二四、一九、九、二 | 三二〇、〇〇、〇、〇 | |
| 七・二〇 | 〃 | 〃 | 〃 | 一六二、三、七、五 | 五五二、五一、三、七 | 八二、八七、七、〇 | 三三六、一三、〇、〇 | |
| 一〇・一四 | 〃 | 〃 | 〃 | 七一、六、二、五 | 二三〇、三八、四、〇 | 三三、〇五、七、六 | 三〇七、六九、二、〇 | |
| 一〇・一四 | 〃 | 〃 | 〃 | 一、五、〇、〇 | 四、四四、四、五 | 六六、六、七 | 二九六、三〇、〇、〇 | |
| 出稼人 明石 音次郎 一〇・一四 | 穴粕 | 〃 | 〃 | 三〇、六、二、五 | 五五、六八、一、八 | 八、三五、二、三 | 一八一、八一、〇、〇 | |
| 六・一八 | 魚油 | 〃 | 〃 | 一一、〇、〇、〇 | 五七、七五、〇、〇 | 八、六六、二、五 | 五二五、〇〇、〇、〇 | |
| 七・二九 | 〃 | 〃 | 〃 | 二〇、〇、〇、〇 | 一一〇、〇〇、〇、〇 | 一六、五〇、〇、〇 | 五五〇、〇〇、〇、〇 | |
| 一〇・一四 | 〃 | 〃 | 〃 | 三、五、〇、〇 | 一九、二五、〇、〇 | 二、八八、七、五 | 五五〇、〇〇、〇、〇 | |
| | | 計 | | 三五〇、九四、〇 | 一、一八一、三五、二、〇 | 一七七、二〇、二、八 | | |
| 六・一七 | 〆粕 | 金比羅丸・竹　松 | 函館内澗町 牛島忠兵衛 | 一三、五、〇、〇 | 三九、五四、五、五 | 五、九三、一、八 | | |
| 六・二五 | 〃 | 長観丸・甚右エ門 | 函館大町 福島 与吉 | 三八、四、二、五 | 一二三、九五、一、六 | 一八、五九、二、七 | | |
| 六・二五 | 〃 | 〃 | 〃 | 三九、八、七、五 | 一二〇、八三、三、三 | 一八、一二、五、〇 | | |
| 七・四 | 〃 | 朝日丸・繁蔵 | 〃 | 六五、五、一、〇 | 二一一、三三、三、六 | 三一、六九、八、五 | | |
| 七・四 | 〃 | 〃 | 〃 | 二〇、四、〇、〇 | 六二、六二、五、〇 | 九、三九、三、八 | | |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 七・一八 | 〆粕 | 金晴丸・清三郎 | 函館大町蛯子武兵衛 | 一〇七、三、八、五 | 三六〇、九五、八、〇 | 五四、一四、三、七 | 三三六、一三、四、五 | | | | |
| 九・二三 | 〃 | 勢乗丸・仁三郎 | 函館大町伊藤佐治兵衛 | 一二、九、六、五 | 四〇、八三、四、六 | 六、一二、五、二 | 三一四、九六、〇、六 | | | | |
| 一〇・一四 | 〃 | 金比羅丸・竹　松 | 函館大町福島　与吉 | 一五、九、一、〇 | 四六、一一、五、四 | 六、九一、七、三 | 二八九、八五、一、七 | | | | |
| 七・一八 | 穴粕 | 金晴丸・清三郎 | 函館大町蛯子武兵衛 | 三五、一、三、五 | 九〇、八四、七、〇 | 一三、六二、七、〇 | 二五八、五六、五、六 | | | | |
| 九・二三 | 〃 | 勢乗丸・仁三郎 | 函館大町伊藤佐治兵衛 | 三五、八、五、五 | 〆　三五、六、五 | 九、三五、三、五 | 一七三、九一、三、〇 | | | | |
| 六・一七 | 魚油 | 金比羅丸・竹　松 | 函館弁天町井村利右衛門 | 四、五、〇、〇 | 二一、三七、五、〇 | 三、二〇、六、〇 | 四七五、〇〇、〇、〇 | | | | |
| 六・二五 | 〃 | 長観丸・甚右エ門 | 函館大町蛯子武兵衛 | 一三、五、〇、〇 | 七〇、八七、五、〇 | 一〇、六三、一、三 | 五二五、〇〇、〇、〇 | | | | |
| 七・四 | 〃 | 朝日丸・繁　蔵 | 函館弁天町井村利右衛門 | 六、〇、〇、〇 | 二八、五〇、〇、〇 | 四、二七、五、〇 | 四七五、〇〇、〇、〇 | | | | |
| 七・一八 | 〃 | 金晴丸・清三郎 | 函館大町蛯子武兵衛 | 二〇、〇、〇、〇 | 一一五、〇〇、〇、〇 | 一七、二五、〇、〇 | 五七五、〇〇、〇、〇 | | | | |
| 九・二三 | 〃 | 勢乗丸・仁三郎 | 〃 | 一、五、〇、〇 | 七、八七、五、〇 | 一、一八、一、三 | 五二五、〇〇、〇、〇 | | | | |
| | | | 計 | 四三〇、四、六、〇 | 一、四〇三、〇一、五、五 | 二一〇、四五、二、三 | | | | | |
| 出稼人 伊藤　弥太郎 | | | | | | | | | | | |
| 六・一八 | 〆粕 | 朝日丸・半　蔵 | 函館大町福島　与吉 | 五〇、〇、〇、〇 | 一七八、二一、二、七 | 二六、七三、一、九 | 三六三、〇〇、〇、四 | | | | |
| 七・八 | 〃 | 〃 | 〃 | 七九、三、七、五 | 二八三、一八、一、八 | 四二、四七、七、三 | 三六三、〇〇、〇、四 | | | | |
| 七・三一 | 〃 | 長観丸・甚右エ門 | 〃 | 九八、七、五、〇 | 三五二、〇〇、〇、〇 | 五二、八〇、〇、〇 | 三六三、〇〇、〇、四 | | | | |
| 九・一〇 | 〃 | 〃 | 〃 | 〇四、三、七、五 | 三四七、九一、六、六 | 五二、一八、七、五 | 三三三、三三、三、三 | | | | |
| 出稼人 小島　正三郎 | | | | | | | | | | | |
| 九・一〇 | 痛粕 | 〃 | 〃 | 一一、二、五、〇 | 二八、四八、一、〇 | 四、二七、二、一 | 二五三、一六、四、五 | | | | |
| 九・一〇 | 穴粕 | 〃 | 〃 | 三、七、五、〇 | 八、九二、七、四 | 一、三三、九、一 | 二三八、〇六、五、二 | | | | |
| 九・二三 | 〆粕 | 勢乗丸・仁三郎 | 〃 | 二一、八、七、五 | 六七、〇二、六、二 | 一〇、〇五、三、九 | 三一四、九六、〇、六<br>二八一、九六、〇、六<br>六九、〇、一 | | | | |

| | | |

| | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計 | | | | | | | | |
| 出稼人 | 七・二一 | 〆粕 | 稲荷丸・友七 | 函館大町 福島与吉 | 二九〇、四、二、五 | | | |
| | 七・二三 | 〃 | 長観丸・甚右エ門 | 〃 | 三八、七、五、〇 | 一三四、七八、二、六 | 二〇、二一、七、四 | 三四七、八二、六、一 |
| | 七・二三 | 次粕 | 〃 | 〃 | 三五、〇、〇、〇 | 八〇、〇〇、〇、〇 | 一二、〇〇、〇、〇 | 三三〇、〇〇、〇、〇 |
| | 九・一〇 | 〆粕 | 稲荷丸・友七 | 〃 | 一〇三、一、二、五 | 三三〇、〇〇、〇、〇 | 四九、五〇、〇、〇 | 三三〇、〇〇、〇、〇 |
| | 九・一〇 | 〃 | 〃 | 〃 | 三一、二、五、〇 | 九二、五九、二、六 | 一三、八八、八、九 | 二九六、二九、六、二 |
| | 九・一〇 | 穴粕 | 〃 | 〃 | 一三、七、五、〇 | 二七、五〇、〇、〇 | 四、一二、五、〇 | 二〇〇、〇〇、〇、〇 |
| 秦 理四郎 | 七・二一 | 魚油 | 〃 | 函館内澗町 寺井四郎兵衛 | 一七、五、〇、〇 | 一〇〇、六二、五、〇 | 一五、〇九、三、八 | 五七五、〇〇、〇、〇 |
| | 七・三〇 | 〃 | 長観丸・甚右エ門 | 〃 | 五、〇、〇、〇 | 二八、七五、〇、〇 | 四、三一、二、五 | 五七五、〇〇、〇、〇 |
| | 九・一〇 | 〃 | 稲荷丸・友七 | 〃 | 五、五、〇、〇 | 三一、六二、五、〇 | 四、七四、三、七 | 五七五、〇〇、〇、〇 |
| 計 | | | | | 三三六、一、二、五 | 一、一六〇、六五、七、八 | 一七四、〇九、八、七 | |
| 永住人 | 六・一六 | 〆粕 | 仁恵丸・彦五郎 | 同船 彦五郎 | 五二、三、一、〇 | 一六七、三九、二、〇 | 二五、一〇、八、八 | 三二〇、〇〇、〇、〇 |
| | 八・一八 | 〃 | 〃 | 〃 | 一九一、三、四、五 | 六一二、三〇、四、〇 | 九一、八四、五、六 | 三三〇、〇〇、〇、〇 |
| 白島 萬吉 | 一〇・二〇 | 〃 | 天長丸・伝兵衛 | 同船 伝兵衛 | 一八、一、八、五 | 五一、九五、七、一 | 七、七九、三、六 | 二八五、七一、四、一 |
| | 一〇・二〇 | 穴粕 | 〃 | 〃 | 二三、六、〇、〇 | 四九、〇二、二、二 | 七、三五、三、三 | 二二二、二二、二、一 |
| | 一〇・二〇 | 魚油 | 〃 | 〃 | 二三、五、〇、〇 | 一〇五、三一、二、五 | 一五、七九、六、九 | |
| | 一〇・二〇 | 〃 | 〃 | 〃 | 一〇、〇、〇、〇 | 三一、二五、〇、〇 | 四、六八、七、五 | |
| 計 | | | | | 三一六、九、四、〇 | 一、〇一七、二三、七、八 | 一五二、五八、五、七 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 六・一二 | 〆粕 | 仁恵丸・彦五郎 | 函館内澗町渡島弁治郎 | 五一、三、六、〇 | 一六七、〇二、四、三 |
| 七・一二 | 〃 | 長福丸・吉治郎 | 〃〃 | 六一、五、三、〇 | 一八八、二五、六、九 |
| 七・一二 | 魚粕 | 〃 | 〃〃 | 七、五、〇、〇 | 三四、六八、七、五 |
| 一一・四 | 〆粕 | 稲荷丸・友七 | 〃〃 | 一七八、二、八、〇 | 五二八、二三、七、〇 |
| 一一・四 | 穴粕 | 〃 | 〃〃 | 二一、三、一、五 | 三七、八九、三、三 |
| 一一・四 | 魚油 | 〃 | 〃〃 | 一〇、〇、〇、〇 | 五八、七五、〇、〇 |
| | 計 | | | 三二九、九、八、五 | 一、〇一四、八四、九、〇 |
| 七・四 | 〆粕 | 長福丸・吉治郎 | 函館内澗町牛島忠兵衛 | 七六、四、一、五 | 二三一、四九、二、七 |
| 七・四 | 次粕 | 〃 | 〃〃 | 三六、四、三、〇 | 一〇〇、四九、六、五 |
| 七・四 | 〃 | 〃 | 〃〃 | 三五、一、五、五 | 八五、〇〇、〇、〇 |
| 七・三一 | 〆粕 | 観音丸・三次郎 | 〃〃 | 四一、九、四、〇 | 一四五、八七、八、二 |
| 七・三一 | 〃 | 〃 | 〃〃 | 四五、五、六、〇 | 一五八、五九、二、〇 |
| 七・三一 | 次粕 | 〃 | 〃〃 | 一四、四、七、五 | 四一、三五、七、一 |
| 七・三一 | 穴粕 | 〃 | 〃〃 | 四八、八、七、五 | 八七、七五、〇、〇 |
| 七・三一 | 魚油 | 〃 | 〃〃 | 一四、〇、〇、〇 | 七七、〇〇、〇、〇 |
| | 計 | | | 三一三、八、五、〇 | 九一七、五六、六、五 |
| 七・七 | 〆粕 | 長観丸・甚右エ門 | 函館大町福島与吉 | 七二、二、二、五 | 一九九、二四、一、一四 |
| 七・七 | 魚油 | 〃 | 〃〃 | 二〇、〇、〇、〇 | 一〇〇、〇〇、〇、〇 |

出稼人

井口佐次兵衛

出稼人

白鳥　宇兵衛

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 六・一二 | 〆粕 | 仁恵丸・彦五郎 | 函館内澗町渡島弁治郎 | 五一、三、六、〇 | 一六七、〇二、四、三 |
| 七・一二 | 〃 | 長福丸・吉治郎 | 〃〃 | 六一、五、三、〇 | 一八八、二五、六、九 |
| 七・一二 | 魚粕 | 〃 | 〃〃 | 七、五、〇、〇 | 三四、六八、七、五 |
| 一一・四 | 〆粕 | 稲荷丸・友七 | 〃〃 | 一七八、二、八、〇 | 五二八、二三、七、〇 |
| 一一・四 | 穴粕 | 〃 | 〃〃 | 二一、三、一、五 | 三七、八九、三、三 |
| 一一・四 | 魚油 | 〃 | 〃〃 | 一〇、〇、〇、〇 | 五八、七五、〇、〇 |
| | 計 | | | 三二九、九、八、五 | 一、〇一四、八四、九、〇 |
| 七・四 | 〆粕 | 長福丸・吉治郎 | 函館内澗町牛島忠兵衛 | 七六、四、一、五 | 二三一、四九、二、七 |
| 七・四 | 次粕 | 〃 | 〃〃 | 三六、四、三、〇 | 一〇〇、四九、六、五 |
| 七・四 | 〃 | 〃 | 〃〃 | 三五、一、五、五 | 八五、〇〇、〇、〇 |
| 七・三一 | 〆粕 | 観音丸・三次郎 | 〃〃 | 四一、九、四、〇 | 一四五、八七、八、二 |
| 七・三一 | 〃 | 〃 | 〃〃 | 四五、五、六、〇 | 一五八、五九、二、〇 |
| 七・三一 | 次粕 | 〃 | 〃〃 | 一四、四、七、五 | 四一、三五、七、一 |
| 七・三一 | 穴粕 | 〃 | 〃〃 | 四八、八、七、五 | 八七、七五、〇、〇 |
| 七・三一 | 魚油 | 〃 | 〃〃 | 一四、〇、〇、〇 | 七七、〇〇、〇、〇 |
| | 計 | | | 三一三、八、五、〇 | 九一七、五六、六、五 |
| 七・七 | 〆粕 | 長観丸・甚右エ門 | 函館大町福島与吉 | 七二、二、二、五 | 一九九、二四、一、一四 |
| 七・七 | 魚油 | 〃 | 〃〃 | 二〇、〇、〇、〇 | 一〇〇、〇〇、〇、〇 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 一五二、二二、七、三 | 三三、二二、三、九 |
| | | | | | 二八九、八五、五、〇 |
| | | | | | 二五三、一二、四、六 |
| | | | | | 三四七、八四、六、一 |
| | | | | | 三三〇、〇〇、〇、〇 |
| | | | | | 二八五、七一、四、三 |
| | | | | | 一七九、五三、九、七 |
| | | | | | 五五〇、〇〇、〇、〇 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 一五二、二二、七、三 | 二五、〇五、三、六 |
| | | | | | 三〇五、九五、九、九 |
| | | | | | 四六二、五〇、〇、〇 |
| | | | | | 二九六、二九、一、二 |
| | | | | | 一七七、七七、七、八 |
| | | | | | 五八七、五〇、〇、〇 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 出稼人 | 九・二三 | 〆粕 | 長栄丸・伊三郎 | 函館大町 福島　与吉 | 三三、五〇、五 | 九七、五一、五、〇 | 一四、六二、七、二 | 三〇〇、〇〇、〇、〇 |
| | 九・二三 | 穴粕 | 〃　〃 | 〃　〃 | 一〇、六、一、五 | 一九、一〇、七、〇 | 二、八六、六、〇 | 一八〇、〇〇、〇、〇 |
| 亀井　惣吉 | 一〇・一三 | 〆粕 | 豊喜丸・嘉吉 | 〃　〃 | 二、九、〇、〇 | 八、一六、九、〇 | 一、二三、五、四 | 二八一、六九、〇、一 |
| | 七・一五 | 〃 | 金晴丸・清三郎 | 函館大町 蛯子武兵衛 | 三〇四、九、五、〇 | 一、〇三三、一六、八、二 | 一五三、三二、五、二 | 三三六、一三、四、五 |
| | 七・一五 | 魚油 | 〃　〃 | 〃　〃 | 三三、五、〇、〇 | 一八六、八七、五、〇 | 二八、〇三、一、三 | 五七五、〇〇、〇、〇 |
| | 一〇・一三 | 〃 | 豊喜丸・嘉吉 | 函館弁天町 越中屋利兵衛 | 三、〇、〇、〇 | 一七、六二、五、〇 | 二、六四、三、八 | 五八七、五〇、〇、〇 |
| 計 | | | | | 四七八、六、九、五 | 一、六五〇、七〇、〇、五 | 二四七、六〇、五、一 | |
| 出稼人 | 六・一七 | 〆粕 | 仁恵丸・彦五郎 | 函館内澗町 飯島弁次郎 | 一三四、九、二、五 | 四五三、五二、九、四 | 六八、〇二、九、四 | 三三六、一三、四、五 |
| | 七・二三 | 〃 | 〃　〃 | 〃　〃 | 一五五、六、四、五 | 五二三、一七、六、五 | 七八、四七、六、五 | 三三六、一三、四、五 |
| 新田　次作 | 九・四 | 〃 | 長栄丸・伊三郎 | 函館大町 福島　与吉 | 一四三、八、〇、五 | 四三一、四一、五、〇 | 六四、七一、二、二 | 三〇〇、〇〇、〇、〇 |
| | 九・四 | 穴粕 | 〃　〃 | 〃　〃 | 一〇、一、六、〇 | 一八、二八、八、〇 | 二、七四、三、二 | 一八〇、〇〇、〇、〇 |
| | 六・一〇 | 〆粕 | 仁恵丸・彦五郎 | 函館内澗町 飯島弁次郎 | 三、七、五、〇 | 一三、六〇、五、〇 | 一、八九、〇、八 | 三三六、一三、四、一 |
| | 六・一七 | 魚油 | 〃　〃 | 〃　〃 | 二六、〇、〇、〇 | 一四九、五〇、〇、〇 | 二二、四二、五、〇 | 五七五、〇〇、〇、〇 |
| | 七・三〇 | 〃 | 〃　〃 | 〃　〃 | 一七、〇、〇、〇 | 九七、七五、〇、〇 | 一四、六六、二、五 | 五七五、〇〇、〇、〇 |
| | 七・三〇 | 〃 | 〃　〃 | 〃　〃 | 一、〇、〇、〇 | 五、七五、〇、〇 | 八六、二、五 | 五七五、〇〇、〇、〇 |
| 合計 | | | | | 七、七〇二、五、六、二 五勺 | 二四、五四七、七七、二、六 | 三、六八二、一六、六、〇 | |

（『勇払郡申年輸出産税金取立調』勇払郡開拓使出張所より作成）

この出稼人漁業渡世の中で、覚生村の小島正三郎はその後越年し、勇払郡村総代人として活躍した。

また、〆粕、魚油などの売却先（問屋）についてみると、漁場持は函館廻船小宿の伊藤屋佐治兵衛、函館海産商人牛島忠兵衛の二人であった。出稼人の方は、函館海産商人福島屋与吉が最も多く、八人までが取引を行っていた。そのほかでは、函館廻船問屋の大津屋田中茂吉、亀屋蛯子武兵衛、前記廻船小宿伊藤屋佐治兵衛、函館海産商人の渡島弁治郎、牛島忠兵衛、井村利右衛門、寺井四郎兵衛であった。明治五年には函館七商人が樽前浜の〆粕、魚油などを買い占めていたのである。

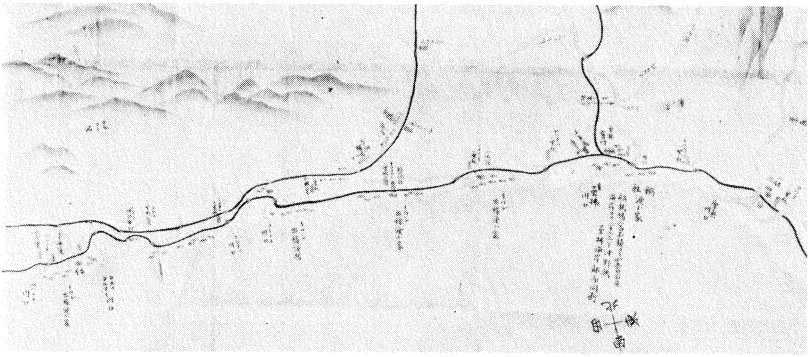
また、六月から十一月にかけて製品の積み取りにあたった船は一五艘を数え、これらの船は二回から三回の往復であったから、延べ三五艘前後の船が沖合いに停泊し、船手が小船で上陸し、ずらりと並んだ製品の品質を調べ、石目を数えこれに値をつけ、商談が成立した。そして、浜からの製品を積み込んだり、船から漁夫の食糧、日用品を小船で運び、浜は時ならぬにぎわいをみせたのである。十一月にはすべてを終え、番屋に留守番役を残したほかは迎え船に乗ってそれぞれの故郷へ帰っていった。樽前浜の冬は誠にさびしいものであった。

**出稼人渡世の歎願書**

大漁を誇ってきた樽前浜のイワシ漁ではあったが、明治初期に一つの危機があった。

これまでの旧請負人当時には三〇カ所に出稼人漁業渡世が入って、大いににぎわいを見せ、一割五分とする税も石目の偽計により一割内外とするほか、「節カブリ」[5]と称して役人を通さないヤミ取引もあって、各漁業者とも大きな収益を得ていた。

ところが、開拓使時代になると、一方では漁会所に官員を詰めさせてこれらを取締ったのをはじめ、他方では米噌をはじめとする諸品の高騰、そのうえ薄漁が重なり、漁民には不利な条件ばかりとなった。そのため、逐年出稼人は減少し、明治五年には一二人となってしまった。



樽前浜のイワシ漁場図（明治７年）〔北大図書館蔵〕

このため、出稼人代表は勇払詰に対して、函館相場一割五分の税のほか、縄(なわ)筵(むしろ)代、荏樽代、船手運賃、問屋手数料を入れる二割内外にもなるので、場所相場の三割減にしてもらいたいと申し出たのである。そこで、勇払詰の細川権中主典は、明治五年十月、札幌本庁に勇払外二郡出産税の改正を伺い出た。しかしながら、歳入の問題でもあり、そう簡単には決定をみず、のびのびになっていた。待ちわびた漁民代表者二名は、物価の上昇と薄漁によって漁場経営も困難となり、このままでは休業する漁場もあるとして、①出産税は一割とし、値段は函館相場より三割下げ金納にて七月、十月の二期払いとする、②雇船については一割二分、③見通しのついた後は出稼漁場一カ所につき〆粕二五〇石、魚油二五挺の定値段は場所値段の一割三分として上納する、④樽前、苫細の出稼人同一にして冥加金一カ所に付八〇両とし二期払いとする、の四つの要望と代表者二名自ら同五年の漁場経営収支決算書を添え勇払郡出張所に歎願書を提出したのである。

乍恐以書付奉歎願書

御當郡ノ内樽前苫細両処ハ従来漁業出稼渡世罷在候處中頃ニ至リテ箱館市在ヨリ三十餘ケ所出稼人入込候右等ニ付自然永住人モ其節ヨリ三軒或ハ五軒出来仕年増繁栄罷在候然所追年薄漁相続其上米噌其外諸品ニ至迄前代未聞ノ高値ニ相成出稼人漁業渡世向行届兼候ニ付年々箇所引拂候者モ不少當今既ニ十六ケ所ナラテ出稼渡世仕候者

モ無御座候且御當郡出稼人漁場ノ義者従前ヨリ鰯漁一方ノ處ニ而他郡ト違ヒ昆布其外別漁一切無御座候故前奉申上候通業躰行届兼出稼人休業仕候ヨリ外無御座候右ニ隨ヒ永住人モ渡世永続難相成候空家等處々相見得誠ニ歎敷次第ニ奉存候薄漁続且諸品高値右出稼人従前ヨリ追々減少ニ相成候右ニヨリ乍恐私共奉恐察候且私共茂志年来漁業渡世ノ事故永年不漁続ニ御座候得共種々心痛仕不成容易繰合ヲ以テ當今迄右渡世向取続罷在候然所一昨末年ヨリ追々漁模様宜敷相見得候故出稼人一同漁業相勵罷在申候右ニ就テハ御郡内永住人共迄一入相悦渡世向奮発罷在候　猶漁村毎追々繁栄可仕左候節ハ乍恐御開拓折柄故右御趣旨ニモ相叶可申哉ト一同恐悦至極奉存候従而出稼人家族共活計永続追々出精仕年々漁業相勵可申候隨而奉願上候義恐多奉存候得共去申年出稼人一同相應ノ漁事有之右出産物売拂代価ヘ漁場入用諸品代並ニ稼方給料等合金致シ見競仕候處別紙明細書ノ通損分相立誠ニ難澁中計モ無御座候ヘ共去申年御税則ノ義者従前ノ壹割五分被仰付候通奉皆納候従テ別紙奉差上候御税則廉モ内一廉御聞届ケ被下置度候様乍恐幾重ニモ御賢慮被成下置度奉願上候左モ無御座候テハ出稼人一同業躰永続難相成且永年苦心仕候モ宜敷相成其上御上様御益筋ニモ可相成申候哉ト乍恐奉存候猶従前ノ通壹割五分御税奉差上候而者私共業躰行届兼在候而者家族活計難相立必至ト當惑難澁仕一同歎敷次第ニ奉存候間何卒寛典之以御仁恵右願ノ通リ別紙ニ奉出上候廉ノ内一廉御聞届被仰付被成下置度乍恐此段以書付奉歎願候

明治六年第二月

以上

出稼人総代

岡田　弥兵衛

新田　次　作

勇拂郡御出張所

## 樽前浜イワシ漁場明細表

苫細漁場（新田次作）明細書

| | | |
|---|---|---|
| 仕込高 | | |
| 人件費 | 六七六両 | 船頭、親父役、賄役、一番漁夫、二番漁夫、三番漁夫、納家番役など雇人四三人分給料・手当ほか |
| 食糧費 | 三三五 | 米～二〇四俵、酒～三五樽、塩～二〇俵、味噌～四樽ほか |
| 網など道具購入・修理費 | 二五〇 | 横節網三丸、小目網一五丸など |
| 材料費 | 二五八 | 市皮、柏木皮、莚、縄ほか |
| 雇漁夫旅費 | 五五 | 雇漁夫往復旅費、手数料、常燈料ほか |
| その他 | | |
| 計 | 一、五七四 | |
| 出産売代金 | | |
| 出産売代金 | 一、二八四 | 新〆粕、魚油売払代 |

錦多峰漁場（岡田弥兵衛）明細書

| | | |
|---|---|---|
| 仕込高 | | |
| 人件費 | 六三八両 | 支配方、船頭、親父役、一番漁夫、並一番漁夫、二番漁夫、三番漁夫、四番漁夫、大工兼木挽ほか |
| 食糧費 | 三三六 | 米～二〇六俵、酒～三〇樽、塩～二〇俵、味噌ほか |
| 網など道具購入・修理費 | 二九八 | 小目網一五丸、一〇節網六丸、小目袋網六丸ほか |
| 雇漁夫旅費 | 二〇二 | 市皮、柏木皮、莚、縄ほか |
| その他 | 九六 | 雇漁夫往復旅費、漁夫あっ旋問屋手数料ほか |
| 計 | 一、五七〇 | |
| 出産売代金 | | |
| 出産売代金 | 九六五 | 新〆粕、魚油売払代 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 六九二 | 高知藩支配時〆粕、魚油売払代 | | | 一九二 | 高知藩支配時〆粕、魚油売払代 | |
| 計 | 一、九七六 | | | | 一、一五七 | | |
| 差引残額 | 四〇二 | | | 差引残額 | △四一四 | | |
| 手数料および税 | | | | 手数料および税 | | | |
| 各種手数料 | 一七五 | 問屋手数料、運賃ほか | | 各種手数料 | 一〇九 | 問屋手数料、運搬ほか | |
| 税額 | 二五三 | 税一割五分 | | 税額 | 一四五 | 税一割五分 | |
| 計 | 四二八 | | | 計 | 二五四 | | |
| 差引残額 | △二六 | 高知藩支配時の収入を充当しても二六円の赤字となる。 | | 差引残額 | △六六八 | 高知藩支配時の収入を充当しても六六八円の赤字となる。 | |

（※本表は両名漁場仕込高明細書を整理作成）

新規御税則廉々願書上

一　御税　一　割　値段箱館相場ヨリ三割下ゲ金納尤モ七月半高上納十月引拂之節奉皆納候

一　御税　一割二分　雇船壱間二人之八掛テ高以金品ヲ漁場上納値段ノ義ハ漁会所雇船並出稼雇船双方談事合之上平場値段ニテ船毎ニ即納但金品御取立之節ハ荏樽代立莚代御下ゲ金ニ相成候様奉願上候

一　御税　一割三分　御見通シ被仰付出稼一ケ所ニ付高〆粕二百五十石魚油二十五挺定値段ノ義ハ漁会所売付値段是ヲ場所値段ニテ上納候被仰付度候尤モ土人漁場ノ義ハ半方ヘ被仰付度奉願上候

一　樽前苫細漁場ノ義出稼人一同ニテ扱方仕御冥加金分担一ケ所ニ付金八十両宛可奉上納候且上納之義者七月十月両度ニ被仰付度奉願上候尤モ土人漁場ノ義者半方ニ被仰付度奉願上候

右願ノ内一廉被仰付被下置度候様乍恐此段奉願上候　以上

明治六年第二月

出稼人総代　岡田　弥兵衛

新田　次作

勇払郡御出張所

（『勇払往復』―第三号　明治六年　開拓使札幌本庁）

これに対して勇払詰細川権中主典など三郡詰合の責任者は明治六年三月三名の連署をもって、現地においては漁民の税額に対する不満は高まる一方であり、この問題はさけ難く、今回歎願書の提出があって苦情を申し立てるは出稼人ばかりでなく、漁場持においてもその内情は困迫の状態にあり、税則改定を確定してほしいと再度出産税則改正を伺ったのである。そして、この税則改定の理由として次の三点をあげた。

①出産税の多少は歳入額の増減ともなり、容易に改正出来ないところではあるが、漁民においては永続の目標がたたず、今年より休業するものあり、これは本使歳入額の減少となるばかりか、漁村も荒廃する結果となること。

②税則の改正が伝わるや漁民は必ず競って出稼ぎに来るようになり、漁場数も増え歳入額も多くなる。従前の税則によって土地の荒廃を期すよりは、今回税則を改定した方が有利であること。

③出稼人が歎願書において苦情を申し立てるそもそもの原因は、函館相場による金納は茎樽縄筵買入れ代、船手運賃用捨、問屋手数料などを合算すれば、定則税外の外二、三の税があるのと同じことになり、一割五分の税は二割に

もなる。従前においては、旧請負人時より高知藩支配時まで、出石高のうちに多少の用捨も見ており、輸出の際には「節カブリ」と称する暗号によって人目をぬすむ悪習があった。昨年より詰合官員を漁場に出張させ輸出の際の石目など厳密に検査しているが、従前の税一割五分というのは今日の一割内外に相当することがわかった。今後において、この寛宥の税則をもって人の心を慰めていくことが、従前の悪弊をなくすることでもある。(6)

と、この三つの理由をあげ、この税則改定後は所轄内詰合一同協力して、前件旧習なきようにするとして、勇払郡においては、イワシ粕税一割五分、魚油税一割五分、サケ税一割五分とするが、これまで函館相場金納を場所相場則函館相場より三割下げて金納とするよう改めて欲しいとした。また、漁場の新開も積極的に進めるため、新開漁場については明治六年より三ケ年間出稼人渡世は定則税三分ノ二、郡民はその三分の一としたい旨も併せて伺ったのである。

明治六年の樽前浜のイワシ漁は一大危機であったといえる。それだけに勇払外二郡詰官員の真剣な対処があり、再度にわたる改定伺いの提出となったのである。勇払詰の細川元教はこの先頭に立って、高い税則のため漁業者が減りそのうえ漁場が荒れ放題になることを恐れ、税則をやわらげることによって漁民の心をとらえ、これによって漁業のより発展を考えたのであった。

しかしながら、この問題は歳入額に係わるものであったから、そう簡単に決まるものではなく、札幌本庁庶務局は会計局と相談したが、いずれにおいてもその一任によって決することが出来ない問題であった。そこで、最高責任者である東京の黒田清隆開拓次官（長官欠員）の決裁を仰ぐことになった。東京詰においても検討したが、勇払外二郡の伺いのとおり決することはできないし、黒田次官の裁定を求め「壬申（明治五年）十月中伺済之税額函館立相場貳割下ケヲ以金納可申付事」（東京往復第三号明治六年）と決定したのである。

この裁定は、漁民、そしてまた三郡詰官員の要望したものからすれば、十分なものではなかったかもしれない。しかし、このままでは漁場を放棄しなければならないという漁民の生活の中から生まれた一種の漁業闘争に類するもので、現地官員のバックアップをうけて税則の改正にこぎつけたことは大きな意義を持つものである。

注(1)『苫小牧町史』　昭和十五年　苫小牧町

(2)『新北海道史』―第四巻　昭和四十六年より補訳

(3)(4)『五島銑之丞・伊達英橘・一ノ関藩・高知藩書類』　明治四年　開拓使

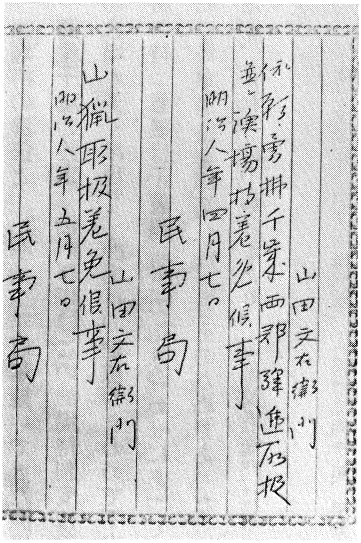
(5)南部方言でメ粕、魚油の密輸出の意味で行われた。

(6)『勇払往復』―第三号　明治六年　開拓使庶務局

## 二　漁場の解放と沿岸漁業の変化

**漁場持の辞任と海産干場の設定**　明治二年以来続いてきた漁場持制度（高知藩支配時の同三年、四年を除く）ではあったが、明治六年以降この漁場持制度は収税金の増大、アイヌ使役における賃金定額、出稼人渡世による新開漁場が多く出現し、漁場持の地位がきわめて不安定となり、漁場経営も極度に苦しくなってきた。もともと勇払場所の持つ意義は千歳場所との抱き合わせにあって、千歳川支流のサケが最大の目的であった。その昔、千歳、美々間に馬車道路を修築したのもそのためであった。明治五年になって駅逓用務なども漁場持代人にまかせきりであったが、これらに不都合があり、山田文右衛門に対する不信が高まり、開拓使においてもその罷免を考えたほどであった。

千歳郡漁場持山田文右衛門事、人馬継立向ヲ始、平常不都合ヲ拯ル事ハ人皆知之、札幌咽喉ノ一駅斯ノ如クニテハ通客ノ困難顕然ナ



山田文右衛門の漁場持差免辞令写（明治８年）〔北大図書館蔵〕

ル故、断固右ノ者同郡漁場持御免ノ上、更ニ身元厚キ望ノ者エ御申付相成旨公有之度事

（『開拓使部類抄』―追録一六）

との西村貞陽の建言もあったが、山田文右衛門は樺太の漁場に進出した際、開拓使樺太支庁より借金し、勇払、千歳両郡の漁業権を抵当に入れていた。こんなこともあって山田は非常に苦しい立場にあったのである。このため、勇払郡漁場持山田文右衛門は、同九年九月二十一日の漁場持廃止の布達を待たず「山田文右衛門・依頼勇拂千歳両郡駅逓取扱並ニ漁場持差免候事・明治八年四月七日・民事局」（山田文右衛門履歴）と一年半も前に願によって辞任したのである。その後、勇払郡には漁場持は置かれなかったが、その代人であった植田甚蔵がそのあとをうけて漁を続けていた。

明治九年九月二十一日、開拓使は布達を発し、ついに漁場持制を正式に廃止し、翌十年より願人に割渡すことになった。

勇払郡においてはすでに漁場持の辞任によって、旧漁場持代人、出稼人渡世によって漁が行われていたため、新規割渡し漁場・昆布場[1]の対象郡とはならなかった。

この漁場持の廃止の目的とするところは自営漁業の育成であり、近代的漁場所有の発展にあったが、当地方においてはもともと出稼自営漁民による漁が盛んであった。だが、郡村民の漁場は極めて少なかったのである。

開拓使が行った自営漁業育成のための最も大きな政策の一つに、明治十年十二月に制定した「北海道地券条例」が

あげられる。この条例では土地の種類を宅地、耕地、海産干場、牧場、山林とし、河岸海岸などの海産干場はすべて官有地とした。さらに、海産干場においては種々制限を加え、海産採取業を営む者でなければその所有は許されず、他人へ貸与するときには官の審査による許可が必要であったし、分割売買譲渡の禁止、営業未着手のまま売買譲渡も禁止されていた。海産干場は官有地であったから、その所有となってもあくまでも貸地許可であった。

勇払郡における海産干場の地価創定事業は明治十年二月に行われ「右者私所用之漁場代価見込之今般書載之通奉申上候處此價ヲ以テ官江御買上相成候テモ申分無之……」（地価創定受書勇払郡）と本人、総代、戸長連印をもって受書を提出しており、漁場については旧来より続いた慣習、さらに地所規則によって永住人、出稼人の私所用地になっていて、開拓使はこれを一たん買上げるかたちをとっていた。なお、同十年二月に行われた勇払郡の地価創定受書から各人私所用漁場をあげれば次のとおりであった。

勇払郡漁場地価創定表

| 漁場名 | 場所 | 所用者住所氏名 | 地価 | 漁場名 | 場所 | 所用者住所氏名 | 地価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 鰯・鮭兼漁場 | 勇払村 | 勇払村　植田甚蔵 | 一反二付一二円 | 鰯漁場 | 樽前村 | 函館地蔵町　亀井惣吉 | 一反二付一五円 |
| 鰯漁場 | 〃 | 〃　〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃　内澗町　明石音次郎 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃　〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 樽前村　水島彦右衛門 | 〃 |
| 鮭漁場 | 〃イヌンナイ川 | 〃　〃 | 〃 | 〃 | 小糸魚村 | 函館内澗町　白鳥宇兵衛 | 一反二付一四円 |
| 〃 | 〃オタケシ川 | 〃　〃 | 〃 | 〃 | 苫小牧村 | 〃　〃 | 〃 |
| 鰯漁場 | 樽前村 | 亀田村　荒井次助 | 一反二付一五円 | 〃 | 樽前村 | 〃大町　伊藤弥太郎 | 一反二付一五円 |
| 〃 | 〃 | 〃　〃 | 〃 | 〃 | 覚生村 | 〃中浜町　板垣元三郎 | 一反二付一四円 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 鰯漁場 | 覚生村 | 函館天神町 | 小島　正三郎 | 一反に付一四円 | 鰯漁場 | 錦多峰村 | 函館大町 | 新田　次作 | 一反ニ付一四円 |
| 〃 | 〃 | 〃大町 | 興村　六兵衛 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃内澗町 | 井口佐次兵衛 | 〃 |
| 〃 | 錦多峰村 | 〃内澗町 | 秦　理四郎 | 〃 | 〃 | 小糸魚村 | 小糸魚村 | 白島　萬吉 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃大黒町 | 岡田　弥兵衛 | 〃 | 〃 | 苫小牧村 | 苫小牧村 | 水島　新五郎 | 〃 |

（『地価創定受書』―勇払郡　明治十年より作成）

こうして、勇払郡の漁場地価創定は明治十一年には完了し、サケ漁場については同十二年、イワシ漁については同十三年に地券受与が行われ、同十一年にさかのぼって地租が賦課された。

さて、地価創定時と実際の海産干場設定についてみると、イワシ漁については荒井次助が消え、代わってこれまで白老郡出稼の樋口与四郎が入ったほかはほとんど変わっていない。しかし、サケ漁では地元民の大幅な増加が目立つものであった。

勇払郡海産干場所有一覧表

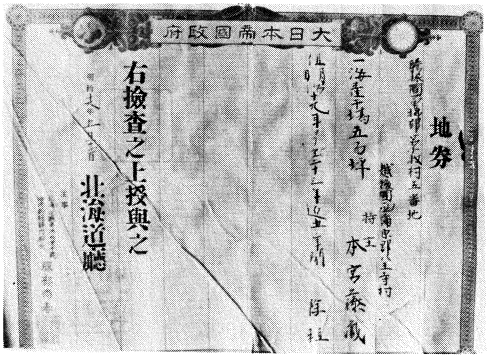
| 住所氏名 | 場所 | 地券受与年月日 | 坪数 | 地価 | 一反ニ付地価 | 地租額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 勇払郡勇払村<br>植田　甚蔵 | 勇払村<br>イワシ漁場 | 明治<br>13・3・2 | 二、七八〇坪 | 一三八、五〇、〇円銭厘 | 一五円 | 一、三八、五円銭厘 | 明治17・11・5父甚蔵死亡ニ付植田礼吾へ更ニ貸与許可、同22・2・24返上 |
| 〃 | 〃 | 〃<br>13・3・2 | 一、四八〇 | 七三、〇〇、〇 | 一五 | 七三、〇 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃<br>13・3・2 | 六四〇 | 三三、〇〇、〇 | 一五 | 三三、〇 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃<br>13・3・2 | 四三四 | 二一、七〇、〇 | 一五 | 二一、七 | 〃 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 函館地蔵町 | 樽前村 | 明治 | 13・3・2 | 二、四九〇 | 坪 | 一六六、〇〇 | 銭厘 | 二〇 | 円 |
| 樋口　与四郎 | イワシ漁場 | 〃 | 13・3・2 | 二、二四九 | | 一一二、四五 | | 一五 | |
| 〃　天神町 | 覚生村 | 〃 | 13・3・2 | 二、一五一 | | 一〇七、五五 | | 一五 | |
| 小島　正三郎 | 〃 | 〃 | 13・3・2 | 一、二二八 | | 八一、八六、七 | | 二〇 | |
| 〃　中浜町 | 〃 | 〃 | 13・3・2 | 一、八七五 | | 九三、七五 | | 一五 | |
| 板垣　元三郎 | 〃 | 〃 | 13・3・2 | 一、三一一 | | 六五、五五 | | 一五 | |
| 勇払郡覚生村 | 〃 | 〃 | 13・3・2 | 一、七四五 | | 八七、二五 | | 一五 | |
| 水島彦右衛門 | 〃 | 〃 | 13・3・2 | 一、一八九 | | 六四、四五 | | 一五 | |
| 函館内澗町 | 錦多峰村 | 〃 | 13・3・2 | 二〇〇 | | 六〇、〇〇 | | 百坪ニ付三〇 | 〃 |
| 秦　理四郎 | 〃 | 〃 | 14・4・27 | 四〇〇 | | 一二〇、〇〇 | | 三〇 | 〃 |
| 〃　大町 | 〃 | 〃 | 14・4・28 | 三〇〇 | | 九〇、〇〇 | | 三〇 | 〃 |
| 新田孫右衛門 | 〃 | 〃 | 14・4・27 | 二〇〇 | | 六〇、〇〇 | | 三〇 | 〃 |
| 勇払郡苫小牧村 | 苫小牧村 | 〃 | 14・4・28 | 二〇〇 | | 六〇、〇〇 | | 三〇 | 〃 |
| 水島　新五郎 | 〃 | 〃 | 14・4・27 | 二五〇 | | 一二五、〇〇 | | 五〇 | 〃 |
| 函館内澗町 | 植苗村沼ノ端 | 〃 | 12・12・10 | 二〇〇 | | 六〇、〇〇 | | 三〇 | 〃 |
| 白鳥　宇兵衛 | 〃 | 〃 | 14・4・28 | 四〇〇 | | 一二〇、〇〇 | | 三〇 | 〃 |
| 〃 | 勇払村アベラブト | 〃 | 14・4・28 | 四〇〇 | | 一二〇、〇〇 | | 三〇 | 〃 |
| 勇払郡苫小牧村 | 勇払村ウトナイサケ漁 | 〃 | 14・4・27 | 二〇〇 | | 六〇、〇〇 | | 百坪ニ付三〇 | 〃 |
| 植田　惣吉 | 〃 | 〃 | 13・3・2 | 一、二八九 | | 六四、四五 | | 一五 | |
| 〃　泉山　傳蔵 | 〃　アシリベツ | 〃 | 13・3・2 | 一、七四五 | | 八七、二五 | | 一五 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 13・3・2 | 一、三一一 | | 六五、五五 | | 一五 | |
| 勇払村 | 〃 | 〃 | 13・3・2 | 一、八七五 | | 九三、七五 | | 一五 | |
| 植田　礼吾 | 〃 | 〃 | 13・3・2 | 一、二二八 | | 八一、八六、七 | | 二〇 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 13・3・2 | 一、二八九 | | 六四、四五 | | 一五 | |
| 〃　植苗村 | 〃 | 〃 | 13・3・2 | 一、七四五 | | 八七、二五 | | 一五 | |
| 柄沢　鶴吉 | 〃 | 〃 | 13・3・2 | 一、三一一 | | 六五、五五 | | 一五 | |
| 〃　勇払村 | 〃 | 〃 | 13・3・2 | 一、八七五 | | 九三、七五 | | 一五 | |
| 泉山　傳蔵 | 勇払村アベラブト | 〃 | 13・3・2 | 二、四九〇 | | 一六六、〇〇 | | 二〇 | |
| | | | 14・4・28 | | | | | | |
| | | | 12・12・10 | | | | | | |
| | | | 14・4・27 | | | | | | |
| | | | 14・4・28 | | | | | | |
| | | | 14・4・27 | | | | | | |
| | | | 14・4・28 | | | | | | |
| | | | 14・4・27 | | | | | | |
| | | | 13・3・2 | | | | | | |
| | | | 13・3・2 | | | | | | |
| | | | 13・3・2

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 勇払郡勇払村 | 勇払村 | サケ漁 | 明治13・11・9 | 一四八 | 四四、四〇、〇 | 百坪ニ付九〇 | 四四、四 | 明治13年より10ケ年間貸与 |
| 〃 西川健助 | 〃 | 〃 | 13・11・9 | 一四六 | 四三、八〇、〇 | 〃 九〇 | 四三、八 | 〃 |
| 〃 〃 | 〃 | 〃 | 13・10・16 | 二〇〇 | 六〇、〇〇、〇 | 〃 九〇 | 六〇、〇 | 明治13年より6ケ年間貸与 |
| 〃 村上竹松 | 〃 | 〃 | 13・10・16 | 二〇〇 | 六〇、〇〇、〇 | 〃 九〇 | 六〇、〇 | 〃 |
| 〃 〃 | 〃 | 〃 | 13・10・16 | 二一〇 | 六三、〇〇、〇 | 〃 九〇 | 六三、〇 | 〃 |
| 〃 〃 | 〃 | 〃 | 14・7・21 | 五〇〇 | 二五〇、〇〇、〇 | 〃 一五〇 | 二、五〇、〇 | 明治12・12・23払下げ、明治12年度より収税 |
| 〃 植田礼吾 | 〃 | 〃 | 17・10・8 | 八〇〇 | | | | 明治17・9払下げ同年度より5年間除租 |
| 〃 苫小牧村植田惣吉 | 錦多峰村ポンコイトイ | | 17・10・8 | 八〇〇 | | | | 明治18・10・13払下げ |
| 〃 樽前村水島彦右衛門 | 覚生村 | | 18・10・23 | 五〇〇 | | | | 〃 |
| 〃 苫小牧村植田惣吉 | 勇払村タナシリ | | 17・12・27 | 二〇〇 | | | | 明治16・5払下げ |
| 茅部郡然海村高田吉之助 | 〃 | ウツナイ | 18・1・10 | 二〇〇 | | | | 〃 |
| 〃 〃 | 〃 | 〃 | 18・1・10 | 二〇〇 | | | | 〃 |
| 勇払郡勇払村木村平吉 | 〃 | アビラフト | 18・2・2 | 二〇〇 | | | | 〃 |
| 〃 〃 | 〃 | リラタトニカ | 18・2・2 | 二〇〇 | | | | 〃 |
| 〃 西川健助 | 〃 | タナシリ | 18・2・2 | 一五〇 | | | | 〃 |
| 〃 植苗村井上利三郎 | 植苗村 | ユーブリブト | 18・1・10 | 一五〇 | | | | 〃 |

（『勇払郡海産干場貸地録』明治十三年、『勇払郡役所部内海産干場地券録』明治十八年より作成）

海産干場の地券所有は事実上の漁場所有を意味し、その占有利用権を得るものであった。勇払郡におけるイワシ漁の海産干場所有者形態をみると、従前とあまり変化はなく、マコマイから勇払にかけては、漁場持代人であった植田甚蔵がそっくり引き継ぎ、四漁場五、三三四坪の干場を所有し、樽前から苫小牧にかけては函館の出稼人六名と永住人二名の八名であった。永住人では白島萬吉が農畜業に転じ漁業から身を引いたが、樽前村の水島彦右衛門、苫小牧村の水島新五郎の二名が新たに加わった。出稼人については樋口与四郎を除いては従前から関係を持つ人であったが、この人たちのほとんどは二反から五反程度の耕地（開墾済み）を所有していたから、漁場で使用する野菜などを作付けしていた。



海産干場の地券（明治19年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

イワシ漁場は、それ以前からみるとその数では減っているが、これは出稼人の減少である。しかし、出稼人の多くは海産物問屋などの大商人で、この時点ではある程度整理され、以前からみると漁場の拡張が行われ、これらの漁場は他貸されていて、むしろ大きくなっているところから、その内容からすれば決してイワシ漁の縮小ではなかった。イワシ漁は多額の仕込みと大勢の漁夫を必要としたから、地元の人にはなかなか手の出せないものであった。

これに対して、サケ漁は小規模なるものであったから地の利もあり、費用、人手もあまりかからないことからほとんどが地元の人によって行われていた。そして、これらの人びとの中から漁業貸付資金なども得てイワシ漁に転向していくものもあった。

**検査規則の制定**　明治十一年六月十七日開拓使は丙第一六号達をもって「海産物検査例則」を定めたが、これは租税のためのもので、本人が届出を行うと官員がその現場へ来て、戸長ないし総代が立会い、検査が終ると「検査済」の切符の交付をうけるか、あるいは帳簿に記し検査済みの割印を押してもらうものであった。魚粕は絞筒より抜きとったものを適当な場所に正しく並べ必ず荷造以前に検査をうけること、サケは日々漁獲の場所において尾数を計算するというものであった。

また、同年九月三十日は勇払外五郡内漁獲の生サケ売買などのため「生売現品検査所」の派出所が苫小牧村に設けられ、生売を搬出する者はこの派出所に願書を差出し検査をうけ、検査済証は市場へ搬送するまで、必ず携帯し租税官吏、巡査が提示を求めた場合にはこれを示すこととなった。

**勇払水産物営業組合の設立**　滞納者が多く不都合であることから、同八年七月二十五日には「本郡は従来諸物品総て函館港に回漕売捌の上右相場より二割を下し定税石数に乗し金納の前記に候処売捌方遷延致し税金滞納不都合に付本年より成規の何割幾分を以て現品収税し地方にて適宜為致條此段御届仕候也」（苫小牧町史）、と現品収税に改められた。

明治十四年勇払郡の漁業関係資料をみると、漁業者一九人、漁場二四ケ所、漁場坪数四万六、二七〇坪、建網三、曳網二三、漁舟一〇六艘、雇漁夫八三三名（苫小牧町史資料―漁業）と若干の増加を示していたが、海産税、出港税などの漁業者に対する負担、魚粕、魚油荷造材料の増費、新規着業に要する費用の負担などがあって、その発展を阻害するところさえあった。これは全道的な問題であり、根室、釧路など道東地方においては一層深刻なものがあった。

これは、明治十九年八月、山県内務・井上外務両大臣の本道巡察の際、根室地方などの漁業家より陳情となって、同二十年三月には勅令第六号をもって新たな水産税則の制定となり、従前の水産税・出港税はついに廃止となった。

この新しい「北海道水産税則」の制定により、出港税は廃止となり、水産税はすべて金納となり、その税率も大きく低下し漁民の負担は軽減されることになった。

また、この水産税則は水産税の改革を目的としたものであったから、新税則に即応した漁業者の再編成や組織化もはかることになったが、まず、水産税の徴収を行うための団体として「水産物営業人組合」の設立であった。これは第一類として生魚類、第二類には魚粕、乾魚、塩魚、海草類などで、水産物営業人となる者は、この二種類のどちらかの生産にたずさわる者としたから、漁業者のすべてがこの組合に加入しなければならなかった。

勇払郡においては、明治二十年八月「勇払郡水産物営業人組合」を設立し、初代頭取には植田惣吉が就任し、間もなく前戸長原直次郎に代った。また、この組合には収税委員を設け、収税の事務を担当させ、収税委員は同組合の会合を開き、組合員の税額に対し各自の負担すべき税額を評決し、郡長の認可を得て決められていた。したがって、この組合は水産税徴収のための組織であったといえるのである。

**勇払白老漁業組合の設立と漁場実測調査**　北海道の漁業制度は、これまで漁場持の廃止や海産干場の設定によって少しづつ近代漁業制度へ近づいていたものの、いまだ漁場の利用権・漁業権については何一つ規定されたものがなく、そのために漁場の利用形態は全く無秩序同然の状態におかれ、新規漁業者が新たに漁業を行うためには従来からの漁場所有者にお願いして漁場の利用権を得るとか、あるいは新たに開拓使や県庁に願い出て漁業をする権利を得ていたが、官庁とて漁場分割方法に対する法的根拠はどこにもなく、それがため漁業者間の紛争を招いたのである。(2)

そこでこれら漁場の利用関係を規定する必要が生じたので、明治十九年十一月二十四日、次のような要点をもつ「漁業組合準則」が制定された。

第一條　漁業水産動植物採捕ヲ併称スニ従事スルモノハ適宜區畫ヲ定メ組合ヲ設ケ規約ヲ作リ管轄廳ノ認可ヲ請フヘシ

第二條　組合ハ営業ノ弊害ヲ矯正シ利益ヲ増進スルヲ目途トスヘシ

第三條　組合ハ左ノ二類トス

第一類　捕魚採藻遠海漁業若クハ大地引臺各其種類ニ従ヒ特ニ組合ヲナスモノ
網捕鯨鰊漁昆布採取ノ類

第二類　河海湖沼沿岸ノ地區ニ於テ各種ノ漁業ヲ混同シテ組合ヲナスモノ

第四條　前條第二類ノ漁業ニシテ漁場ノ相連帯スルモノハ必ス一組合トナスヘシ

第五條　組合ノ規約ニ掲クヘキ事項ハ左ノ如シ

一、組合ノ名稱及事務所ノ位置
二、組合ノ目的
三、役員撰挙法及権限
四、会議ニ関スル規程
五、加入者及退去者ニ関スル規程
六、違約者處分ノ方法
七、費用ノ徴収及賦課法
八、捕魚採藻ノ季節ヲ定ムル事
九、漁具漁法及採藻ノ制限ヲ立ル事
十、漁場區域ニ関スル事

（『北海道庁統計書』明治二十年　北海道庁）

この準則は漁業組合を設立して漁場の調整を行うものであったが、勇払郡においては一漁業者が二場所以上の漁場を持つ場合が少なくなく、雇漁夫も交互に助け合う習慣があり、毎年かならず休漁する漁場があったから、新漁場開

設には三、〇〇〇円以上の資金を要するとあって、多くはこの休業漁場を借受ける風習があった。したがって、その初期には漁場間の紛争は少なかったのである。このため、勇払郡における漁業組合の設立は他郡に比べ若干遅れ、明治二十一年七月五日には、同じイワシ漁を主体とする白老郡とともに『勇払白老漁業組合』設立の認可をうけ正式に発足した。初代組合頭取には苫小牧村の植田惣吉があたった。

明治二十八年における勇払白老漁業組合の状況

| 組合名称 | 事務所位置 | 管轄区域 | 創立・認可年月日 | 組合員数 | 一ケ年経費 |
|---|---|---|---|---|---|
| 勇払白老漁業組合 | 勇払郡苫小牧村 | 勇払白老二郡 | 明治二二年六月九日創立<br>同　年七月五日認可 | 四三 | 一五七円 |

『北海道庁統計書』明治二十九年　北海道庁）

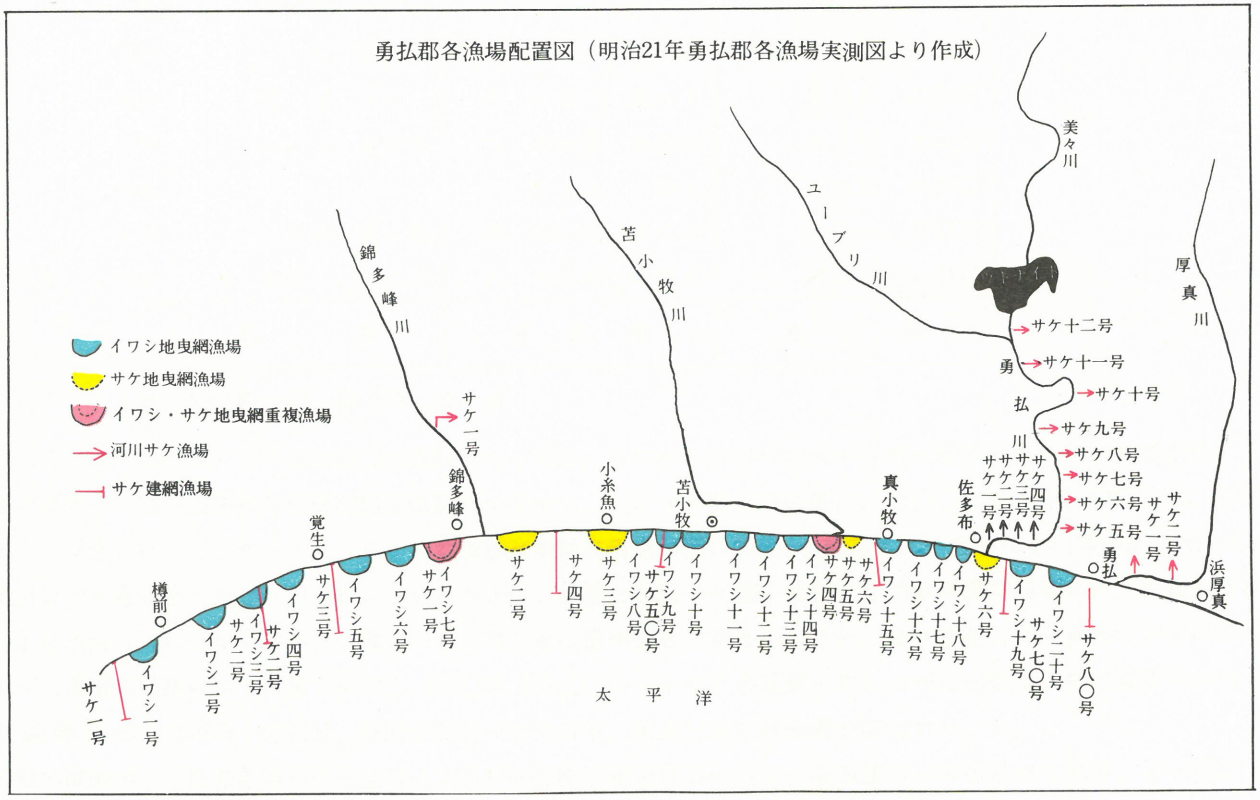
この組合設立の最大目的は漁業者間の紛争防止にあったが、明治二十一年六月には、道庁第二部水産課によって勇払郡の漁場実測調査が実施されており、接近漁場については五間（九メートル）の間隔を置き、漁業利用権が明確にされ、その後の漁場標示符号となった。この調査によるとイワシ漁場は、樽前村別々付近の沿岸二〇〇間を第一号漁場とし、勇払村の第二〇号漁場をもって終わっているが、苫小牧村前浜以東、勇払村サタップまでは一二〇間であった。サケ漁は沿岸地曳網六漁場、建網八漁場、それに河川一三漁場があった。

勇払郡漁場一覧表（明治二十一年）

| 種別 | 番号 | 場所 | 漁場距離 | 備考 | 種別 | 番号 | 場所 | 漁場距離 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| イワシ | 一号漁場 | 樽前村別々 | 沿岸　二〇〇間 | | イワシ | 五号漁場 | 覚生村 | 沿岸　二〇〇間 | 六号漁場間　五〇間 |
| 〃 | 二号漁場 | 〃　前浜 | 〃 | 三号漁場間五間 | 〃 | 六号漁場 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 三号漁場 | 覚生村 | 〃 | 四号漁場間五間 | 〃 | 七号漁場 | 錦多峰村 | 〃 | サケ漁場重複区域 |
| 〃 | 四号漁場 | 〃 | 〃 | | 〃 | 八号漁場 | 〃 | 〃 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| イワシ九号漁場 | 苫小牧村ウス川東 | 沿岸 | 二〇〇間 | | サケ建網四号漁場 | 小糸魚村 | |
| 一〇号漁場 | 〃　前浜 | 〃 | 一二〇間 | 一一号漁場間六五間 | 〃　五号漁場 | 苫小牧村 | 一六六度二〇分 |
| 一一号漁場 | 〃 | 〃 | 〃 | | 〃　六号漁場 | 勇払村マコマイ | 沖合い二〇〇間 一六七度一五分 |
| 一二号漁場 | 〃 | 〃 | 〃 | | 〃　七号漁場 | 〃　サタップ | 〃 一七八度二五分 |
| 一三号漁場 | 〃 | 〃 | 〃 | | 〃　八号漁場 | 〃 | 〃 一八六度　八分 |
| 一四号漁場 | 〃 | 〃 | 〃 | サケ漁場重複区域 | 勇払川サケ一号漁場 | ロクモツナイ | 一九六度五〇分 |
| 一五号漁場 | 勇払村マコマイ | 〃 | 〃 | | 〃　二号漁場 | タナシリ | 沿岸　一〇〇間 |
| 一六号漁場 | 〃 | 〃 | 〃 | 一七号漁場間五〇間 | 〃　三号漁場 | ロクモツナイ太 | 〃 |
| 一七号漁場 | 〃 | 〃 | 〃 | | 〃　四号漁場 | 〃 | 〃 |
| 一八号漁場 | 〃 | 〃 | 一二〇間 | | 〃　五号漁場 | アシリベツ | 〃 |
| 一九 | 〃　サタップ | 〃 | 〃 | | 〃　六号漁場 | 〃 | 〃 |
| 二〇 | 〃 | 〃 | 〃 | | 〃　七号漁場 | アベラ太 | 〃 |
| 沿岸サケ地曳網 | | | | | 〃　八号漁場 | アベラベツ | 〃 |
| 一号漁場 | 錦多峰村 | 〃 | 二〇〇間 | イワシ七号漁場と同じ | 〃　九号漁場 | タケナイ | 〃 |
| 二号漁場 | 錦多峰村 | 〃 | 〃 | | 〃　一〇号漁場 | リヲタトシカ | 〃 |
| 三号漁場 | 小糸魚村 | 〃 | 〃 | | 〃　一一号漁場 | ユウブリブト | 〃 |
| 四号漁場 | 苫小牧村前浜 | 〃 | 一二〇間 | イワシ一四号漁場と同じ | 〃　一二号漁場 | ウッナイ | 〃 |
| 五号漁場 | 〃 | 〃 | 〃 | | 錦多峰川サケ漁場 | 河口より九〇七間 | 川岸　一〇〇間 |
| 六号漁場 | 勇払村サタップ | 〃 | 二〇〇間 | | 厚真川サケ一号漁場 | | 一、二、三番留 |
| サケ建網一号漁場 | 樽前村別々 | 一八一度沖合い二〇〇間 | | | 〃　二号漁場 | | |
| 二号漁場 | 〃　前浜 | 一七三度 | | | | | |
| 三号漁場 | 〃 | 〃一八四度四〇分 | | | | | |

（『勇払郡漁場実測図』―全一〇図　明治二十一年より作成）


勇払郡各漁場配置図（明治21年勇払郡各漁場実測図より作成）
イワシ地曳網漁場
サケ地曳網漁場
イワシ・サケ地曳網重複漁場
河川サケ漁場
サケ建網漁場
錦多峰川
苫小牧川
ユーブリ川
美々川
厚真川
勇払川
錦多峰
小糸魚
苫小牧
佐多布
真小牧
勇払
浜厚真
樽前
覚生
太平洋
サケ一号
サケ二号
サケ三号
サケ四号
サケ五号
サケ六号
サケ七〇号
サケ八〇号
サケ九号
サケ十号
サケ十一号
サケ十二号
イワシ一号
イワシ二号
イワシ三号
イワシ四号
イワシ五号
イワシ六号
イワシ七号
イワシ八号
イワシ九号
サケ五〇号
イワシ十号
イワシ十一号
イワシ十二号
イワシ十三号
イワシ十四号
イワシ十五号
イワシ十六号
イワシ十七号
イワシ十八号
イワシ十九号
イワシ二十号

**漁場の経営と漁場労働力**

明治初期から中期にかけての勇払郡の漁法はほとんどが地曳網による漁であったが、サケ漁においては一部建網、巻網が使用されたほか、河川では小地曳網が使われていた。

サケの建網は海岸より一直線に沖合い二〇〇間（三六〇メートル）の垣網と称するものを張り、魚の通路をさえぎり、その終端に「コシタ」と呼ぶ箕底のように底のある網を斜めに沈めておいて、魚が垣網にさえぎられて沖合いに走ればコシタ網に必ず追い込む仕掛けになっていた。巻網も建網と大同小異であったが直線には張らず、群魚を取巻いてコシタ網に追い込むものであった。[3] これらの大きさは曳網と同じ程度で、漁は九月下旬から十二月までであった。

明治初期より同十四年までの勇払郡漁業統計をみると、イワシ〆粕では年間二、〇〇〇石から七、〇〇〇石、魚油五〇〇石から八〇〇石、サケ油五〇〇石程度であったが、年によってかなり大きな豊不漁があったことがわかる。

勇払郡漁業統計表

| 区分 / 年次 | 塩鮭 | 鰯搾粕 | 鰯油 |
|---|---|---|---|
| 明治五年 | 三、七四一石、三八三 | 七、六三八石、三四六 | 八〇三石、二〇〇 |
| 六年 | 一七五、六一四 | 四、七三七、七〇五 | 二八三、〇〇〇 |
| 七年 | — | 三、〇一三、三四五 | 九四、五〇〇 |
| 八年 | 五六二、六六七 | 七、八七四、七四〇 | 六一二、七八七 |
| 九年 | 四一三、六九二 | 六、二四二、四五一 | 四七六、二〇〇 |
| 一〇年 | 二一五、六五一 | 三、三八一、六七六 | 五六、三〇〇 |
| 一一年 | 四六八、五八三 | 五、四八三、六一一 | 七〇三、一六六 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 明治一二年 | 三八三、五三五 | 二、一〇二、八七三 | 四三、七六五 |
| 一三年 | 四四一、五三三 | 四、二五一、三一四 | 三二四、七〇九 |
| 一四年 | 五五三、七一八 | 三、九〇八、二〇二 | 四七四、八九八 |

（『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町）

明治十五年札幌県が行った漁業諸統計をみると、戸口では専業者はいずれも出稼人で一一戸あったが、不漁が続くと休漁するものもあって、戸数よりも人員が少ないことがしばしばあった。なお、これには出稼雇漁夫は含まれていない。兼業者は永住人で、サケ漁を中心に小規模な漁であった。保有漁船は地曳網用がほとんどで、釣用、河舟を合せて八三艘であった。漁具については地曳網、雑網、河川用小地曳網で、その数も極めて少なかった。

漁民戸口取調書　（明治十五年六月調）

沿海ノ部（戸アリ口ナキハ本年ニ限リ出稼セザルモノヲ掲グ）

| 郡名 | 村名 | 専業戸数 | 同上人員 | | | 兼業戸数 | 同上人員 | 家業分合 | 男 | 女 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 人員 | 男 | 女 | | | | | |
| 勇払 | 樽前 | 出稼三 | 一 | 一 | | 一 | 三 | 五分 | 一 | 三 |
| | 苫小牧 | 一 | 一 | 一 | | 二 | 三 | 〃 | 二 | 一 |
| | 小糸魚 | | | | | 一 | 六 | 六分 | 二 | 四 |
| | 錦多峰 | 〃 四 | | | | | | | | |
| | 覚生 | 〃 三 | | | | | | | | |
| 勇拂 | | | | | | 一 | 三 | 四分 | 二 | 一 |

| | 厚真 | 鵡川 | 四分 | 二 | 二 |
|---|---|---|---|---|---|
| 計 | 八ケ村 | | | | |
| | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| | 二 | 一 | 六 | 二 | 四 |
| | 二 | 一 | 〃 | 一 | 一 |
| | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| | 七 | 一 | 二五 | 一 | 一四 |

（『苫小牧町史』　昭和十五年　苫小牧町）

しかしながら、漁業に対する各税と薄漁とが重なり、勇払郡での漁場経営は苦しく、明治十五年以降その減少が目立つのである。同年においては出稼漁業家はわずか二戸で、生産額もイワシ〆粕一、六〇九石、サケ七九二石、魚油七五石、筋子一二二貫[4]とサケを除き極端な減少であった。同十七年にはイワシ出稼雇漁夫二二二人、サケ漁夫一六七人と、同十四年の八三三人からみると半数にも満たないものであった。

ところが、明治二十年の新水産税則の制定と、翌二十一年の勇払郡内の漁場実測調査により郡内漁場利用権が明確にされると、再び樽前浜は活況をみせ、同二十四年に郡内の水産状況を視察した都築内務参事官は次のように記し、漁場数二六カ所、雇漁夫一、〇〇〇名前後、魚粕生産七、〇〇〇石で五万五、〇〇〇円、魚油四〇〇石で三、〇〇〇円の年額があった。しかし、新開漁場の開設、不漁時などはその経営も楽ではなかったと伝えている。

郡内重ナル産業ハ鰮漁業ニシテ郡内資産アルモノハ大概之レニ従事セリ其漁具漁獲及製造等方法概要次ノ如シ

本郡ノ漁場砂濱ニシテ漁網ハ曳網ヲ用ヰ其長サ三百間幅四十尺之レニ袋網ヲ付シ三半船ニ繰込ミ鰮群来水色ヲ変スルヲ認メ漕キ廻シナカラ網ヲ卸シ持符船ヲ以テ網ノ端ナル曳網ヲトリ海岸ニ曳キ揚ルニ随ヒ捕魚ハ袋網ニ流レ入ル仕掛ニテ穏波ナル所ヲ撰ミ其袋ヲ寄セ筒桟船三四艘ヲ以テ海岸ニ運漕シ該船ヨリハ籠ヲ以テ釜場ニ負ヒ運ブナリ

釜場ハ四尺強ノ大釜八枚ヨリ拾枚ヲ築建テ竈ヲ造リ、海水ヲ以テ鰮魚ヲ煮ルコト凡三十分、然ル後其側ニアル搾筒ニ入レ轆轤ヲ以テ煮汁ヲ搾リ切ル迄壓搾シ其搾リ上リタル粕ヲ莚ニ抜キ「エヒラ」トイフ熊手様ノモノヲ以テ掻キ砕キ晴天三日間乾燥シタル後掻キ集

メ掩ヒ寝セ黄色ヲ帯ブルヲ待チテ倉庫ニ運ヒ入ルナリ、斯ク製造シタル魚粕ハ樽前粕ト唱ヘテ著名ナルハ漁獲後昼夜ヲ問ハズ生魚ノモノヲ以テ製造スルニ依ルト云フ、故ニ普通地方ノ魚粕ヨリ二割以上ノ高価ナリ、郡中鰛漁場二十六ケ所アリ雇一ケ所ハ五十人ニシテ之ニ二十六ヲ乗ズレバ千三百名トナルベシト雖モ一人二場所ノ漁業者ハ甲乙交互ニ助ケ合ヒ一ケ所三、四十名ノ所少カラズ故ニ総員ハ千人内外ナリ漁期中ノ雇賃ハ船頭一名五十圓前後ナレトモ其他ハ拾八圓乃至二十五圓ヲ普通トス、鰛漁ニ次グ産業ハ鮭漁業ニシテ漁獲ノ方法一般地方ト異ナラズ年額七百圓内外ヲ通例トス　其次ハ牧馬ナルモ之ノミヲ以テ産業トスルニ非ズ現今郡中ノ飼育頭数ハ二千七百餘馬持共之ヲ飼養スルニハ大概原野ニ放牧シ唯馬車雪車営業ノモノノミ舎飼トス　魚粕輸出ハ函館ニシテ其額年々七千石内外此価五萬五千圓強其他油凡四百石其代価凡金三千圓消費先ハ関東地方ニシテ海路四百餘里ニ過ギズ生産費ノ如キ更ニ一漁場ヲ開設スレバ凡三千二、三百圓ヲ要スルヲ以テ引続営業スルモノハ年々二千圓内外ノ費用ヲ以テ足レリトス　純益ニ至リテハ漁場ニヨリ一様ナラザルモ一昨年新漁場ニシテ五百石ヲ収獲セルモノ七百圓以上ノ純益アリ然レ共是等ハ甚ダ稀ニシテ平年ハ高三、四百石ノモノナレバ初年ニテ諸費ヲ拂ヒ得レバ損失ナキモノヲ上等漁場トス

（『苫小牧町史資料』―漁業）

**バカ鰛の鑑定と魚粕苞装の改良**　勇払郡の漁は、春漁のイワシ・小鰊（ニシン子）夏漁のマイワシ（平子）・丸イワシ（ひしこ）、秋漁には七ツ星・小ニシンと呼ばれる小魚が主体であったが、これらは一括してイワシ漁となっていた。だが、明治末期ころまでは夏漁はほとんど行わず、秋漁も春漁からみると半分程度と、春イワシに主体が置かれていた。

このニシン子は一名『バカ鰛』と称し、はたしてニシンの児魚なるものか、イワシの一種なのか世人の疑問とするところであった。このため、明治十八年一月札幌県勧業課では農商務省水産局にニシン子五尾を送り、その鑑定を依頼した。同省では東京大学理学部動物実験場の松原新之助教授に依頼したが、解剖実験の結果、一見してイワシ魚属

であっても、産卵するもののないこと、各国の青魚（ニシン）と比較しても特異とするところがなく、バカ鰛は全く鰊の幼稚なるものであるとの鑑定であった。

「バカ鰛」鑑定

今回札幌縣ヨリ送附シタル火酒浸胆振国産ノ「バカ鰛」ハ其数僅ニ五尾ニ過ギザルヲ以テ精細ニ比較鑑定ヲナスニ十分ナラザルト雖モ此数尾ヲ以テ調査シタル所ノ成績ハ左ノ如シ

該魚ハ一見スルニ其鰛魚科中ノ鰛魚属ニ属スルモノタルヤ明ナリ今其四尾（五尾ノ中一尾ハ毀損セルヲ以テ用ヒ難シ）ヲ解剖実験スルニ、「ブラシキオステゲラス」（鰓ノ外ニアリテ膜ヲ張レル骨）ノ数ハ六條脊鰭ノ線数ハ一尾ニ八十五、一尾ニ八十六、二尾ニ八十七、臀鰭線数ハ一尾ニ八十四、一尾ニ八十五、二尾ニ八十六腹鰭線数ハ九側線ノ鱗数ハ五十三盲腸ノ数ハ二十三ニシテ脊椎ノ数ハ五十六アリ、體ノ高サハ概ネ頭ノ長サニ等シク、下髁ハ突出シ、上髁骨ノ端ハ眼ノ中央下ニ至ル鰓辨ハ其線細カクシテ緻密上ニ生シテ眼徑ト同長タリ、腹鰭ハ脊鰭ノ中央下ニアリ、腹鰭ノ後二十三ノ鱗尖アリ、口中ノ歯ハ下髁ニアルモノノ外ハ之ヲ認ムルコト能ハズ、之ヲ青魚（ニシン）ト比較スルニ其異ナル所ハ甚ダ少ナシトス、唯青魚ハ背鰭ノ総数十七ヨリ二十ニ至リ、臀鰭ノ線数十六ヨリ十八ニ至レルヲ以テ異ナレリトス、歯ノ有無ハ老小或ハ産地ニ由テ異ナレルヲ常トスルガ故ニ之ヲ以テ種別ノ標準トナスベカラズ、其他ハ全ク青魚ト異ナル點ヲ見ズ

抑モ青魚ハ現ニ亜細亜北部大西洋北部日耳曼海及亜米利加海ニ産スルモ皆同一種ナレトモ特ニ英国近海ニ産スルモノハ其形小ニシテ別種ノ如クナルヨリ特ニ「ホワイトベート」ノ名アレドモ亦全ク青魚ト同一種ニシテ唯其幼稚ナルノミ又老幼産地及食料ノ異ナルニ従ヒ體ノ肥瘠背鰭ノ位置ノ稍異ナルモノハ各国ニ於テ往々之レアリ然ルニ近来学者ノ経験ニヨレバ仍ホ是青魚ニシテ同種中ノ特異ナルモノトス、故ニ余ヲ以テ此魚ヲ見レバ青魚ニ比較シ背鰭ト臀鰭ノ線数ニ少差アレドモ此線数ノ最多数ハ彼ノ線数ノ最少数ト同一ナルヲ以テ乃チ青魚ト同一種タリトス、況ンヤ可及的多ク各国産鰛魚属中ノ種類ヲ比較調査セシニ全ク之レト異ナレルモノノミナリシニ於テヲヤ、之レニ加フルニ該縣ヨリ添加セル書類ニ「バカ鰛」ニシテ身長ノ六寸以上ニ及ブモノナク又卵ヲ孕メルモノナク、該地

方ニ於テハ産卵スルモノナク海岸ニ群来スルモ海ニ海藻ナキ濱砂ナリト言フヲ以テ考フル時ハ余ハ数回「ホワイトベート」ヲ実験シタレトモ今茲ニ比較スベキ実物ナキヲ以テ果シテ其「ホワイトベート」ト同一ナルヤ否ヤヲ判定シ難シト雖モ全ク青魚ノ幼稚ナルモノニシテ未ダ産卵ノ年歯ニ達セザルモノノ如シ、而シテ実際ニハ腹中ニ卵アルヲ認メザルノミナラズ其大キサモ僅ニ五寸餘ニ過ギサルヲ以テ「バカ鰛」中ノ大者トナス時ハ即チ幼稚鰊魚タルヤ疑ヲ容レザルナリ、余ガ単ニ実物ニヨリテ鑑定シタル所ノ要領ハ概ネ斯ノ如シト雖モ若シ夫レ完全ノ成績ヲ得ント欲セバ特ニ其場所ニ就テ精密実験スルヲ必要トス、尚且該魚ヲ捕獲スルガタメニ青魚漁ニ影響ヲ及ボスヤ否ヤノ如キ之レニ附帯セル事項ハ素ヨリ座上ニ於テ判決シ得ル所ニアラザルナリ

明治十八年十二月一日

東京大学理学部動物実験場　松原新之助

（『札幌県治類典』勧業　明治十八年）

イワシの〆粕には苞造がつきものであったが、縄筵代も相当額に達していたので、しばしばその改良が試みられてきた。しかしながら、現場としては不便、不利であることから明治十三年開拓使より達示のあった改良方法も、六年を経過しても改良する者は少なかったのである。

そこで、札幌県では明治十八年三月、一苞二〇貫とし、縄筵代の節約を計る苞装とし、漏泄遺棄のないこと、運搬に便利、石数計算に便利、したがって各種手数がはぶけるなどの理由もあげ、(5)この苞装方法を達し、同十九年度より実行することになった。

だが、これも一部においては実行されたが、多くは旧来の二五貫とする者が多かった。普通イワシ〆粕は四〇貫をもって一石、四、〇〇〇貫が一〇〇石であった。しかし、その後において色を付けるという意味から二五貫五〇〇入り建一六一本をもって一〇〇石とするようになった。つまり、〆粕四、一〇五・五貫をもって一〇〇石としたのであ

る。このように、札幌県の新荷造方法も勇払郡ではほとんど実施されなかったのが実情であった。

注(1)『新北海道史』―第四巻　昭和四十六年　北海道
(2)『根室市史』―下巻　昭和四十三年　根室市
(3)『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧市
(4)(3)に同じ
(5)『魚粕苞装改良関係書』明治十八年～同十九年　札幌県勧業課

## 三　植田漁場の放棄と飯田・石垣漁場の登場

**植田甚蔵の死亡と所有海産干場の返地**　明治八年四月、山田文右衛門の勇払郡漁場持の辞任により、同漁場持所有の漁場経営を引き継いだ植田甚蔵は、マコマイ・ユウフツ間のイワシ漁場四カ所、干場五、三三四坪を所有した。そのかたわら、勇払・白老・千歳三郡戸長、御収税改、浦役人、駅逓取扱人の要職にあったが、明治十三年十一月死亡したため、長男植田礼吾が漁場を相続し、海産干場も同十七年十一月五日に引き続き正式な貸与許可をうけた。

だが、礼吾の代になってから不漁の年が多くなり、特に、イワシ漁において明治十九年三、〇七六石、翌二十年には三、三七八石にとどまった。そのうえ、これまで漁場使役の担い手となってきたアイヌ雇漁夫の極端な減少と、勇払郡においては出稼人漁場の発展により渡島・南部地方からの漁夫集めにも困難を極めたのである。このため、植田礼吾は明治二十年漁業経営を放棄し、海産干場についても同二十二年二月二十四日道庁に返地した(1)。これによって、場所請負当時より続いてきた勇払郡でのマコマイ・ユウフツ間の特殊な漁場経営はくずれ、この地域の漁業利用権は新たな願人に割り渡されることになった。

### 樽前浜のイワシ漁とその位置

北海道におけるイワシ漁は各地において盛漁期はそれぞれ異なるが、①六、七月の胆振国、②八、九月は渡島国の噴火湾に面する地方、③十月から十二月までは渡島国の津軽海峡に面する地方が概ねその最漁期であり、[2]この地が本道におけるイワシ漁の代表的生産地でもあった。

漁獲量からみると③の亀田郡が最も多く、一、二の年を除けば四〇％以上の漁獲があった。ついで勇払郡の一〇％から二〇％であったが、漁獲高は少ないものの、ある程度平均した漁獲量があって、この明治二十年代は樽前浜のイワシ漁が最も充実していた時でもあったといえる。さらに、上磯郡、茅部郡と続いたが、両郡とも一、〇〇〇石程度の年があって、かなりのムラが目立つものであった。

明治二十六年は全道的にイワシの大漁となり、勇払郡においても一万七、九一〇石、亀田郡では四万四、〇九七石という大漁振りであった。また、同二十八年には全道的には不漁の年ではあったが、勇払郡は七、三三二石をもって初の全道一を記録したのである。

こうしてみると、明治二十年代の樽前浜のイワシ漁はべらぼうな収獲は期待できないとしても、最低でも三、〇〇〇石以上、平均では六、〇〇〇石前後がその漁獲量で、亀田郡からみると一周り規模は小さいながらもこの時期には極めて安定していたことがわかる。

樽前浜の特色である出稼漁には、山越、茅部、亀田の各郡などが目立ったが、これらの人たちは同地においてもイワシ漁を行っていて漁期が異なるため、春漁のイワシを求めての出稼ぎであったと思われる。

次に、道内のイワシ主要地の漁期、漁獲高をあげれば次のとおりであった。なお、明治二十八年には静内郡の三、〇四五石をはじめ、日高七郡で七、九二二石を示したことがあった。

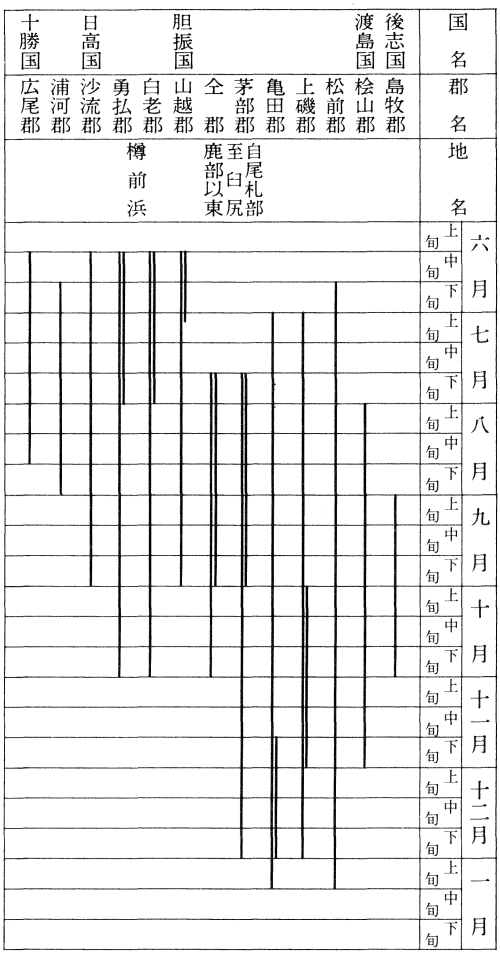
本道におけるイワシ漁場のうち、勇払郡・白老郡の樽前浜の各漁場、山越郡の山崎漁場、茅部郡の砂岬漁場、亀田

郡・上磯郡沿海の漁場が最も著名とされ、樽前浜は漁業の規模の大きいことで有名であった。

漁期は六月に起り十二月に終るが地域によってかなり異なり、漁具、漁船も沿岸地形や高潮等により異にするが、多くは地曳網を用いる。樽前浜においては、明治二十一年米国製による巾着網を北海道庁において新調し、これを試用し、その操縦運用の方法を漁民に教示し、かつこの漁網を貸与し経験を重ねようとしたが、漁夫不熟練のため一年にして廃絶してしまった(3)。

製品にはメ粕、田作、乾イワシ、塩イワシの四種であったが、メ粕がほとんどで、田作は函館付近、乾イワシは勇払地方、塩イワシはタラ釣用餌にするほか、食用として札幌などに輸送された。

北海道のイワシ漁期




※――漁期　═══盛期を示す

（『殖民公報』明治二十四年より作成）

全道イワシ主要地との対比（イワシ製品）

| 区分 / 年次 | 全道 漁獲高 | 全道 % | 勇払郡 漁獲高 | 勇払郡 % | 茅部郡 漁獲高 | 茅部郡 % | 亀田郡 漁獲高 | 亀田郡 % | 上磯郡 漁獲高 | 上磯郡 % |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 明治二〇年 | 三七、九五〇石 | 一〇〇・〇 | 三、三七八石 | 八・九 | 八、八九九石 | 二三・四 | 七、五九六石 | 二〇・〇 | 九、五一四石 | 二五・〇 |
| 二二年 | 四二、四九五 | 一〇〇・〇 | 七、五九一 | 一七・八 | 二、四七五 | 五・八 | 二〇、〇九九 | 四七・三 | 四、四六一 | 一〇・五 |
| 二三年 | 三七、三八〇 | 一〇〇・〇 | 三、六五七 | 九・八 | 一、二四六 | 三・二 | 一六、四〇四 | 四三・九 | 五、七七六 | 一五・四 |
| 二四年 | 五八、六四九 | 一〇〇・〇 | 六、八二五 | 一一・六 | 四、七八一 | 八・一 | 二四、〇四〇 | 四〇・九 | 八、七〇八 | 一四・八 |
| 二五年 | 三九、九九九 | 一〇〇・〇 | 五、六二五 | 一四・〇 | 二、九二八 | 七・三 | 一六、三一二 | 四〇・八 | 六、〇四八 | 一五・一 |
| 二六年 | 一一四、五七一 | 一〇〇・〇 | 一七、九一〇 | 一五・六 | 一四、三三六 | 一二・五 | 四四、〇九七 | 三八・五 | 二、六九八 | 二・三 |
| 二七年 | 五六、五五九 | 一〇〇・〇 | 六、六〇五 | 一一・七 | 三、五四五 | 六・二 | 三一、二九〇 | 五五・三 | 一、四七八 | 二・六 |
| 二八年 | 二七、五一七 | 一〇〇・〇 | 七、三三二 | 一九・五 | 二、九九四 | 七・九 | 七、二七八 | 一九・三 | 三、八八七 | 一〇・三 |

（『北海道勧業年報』『北海道庁統計書』各年より作成）

さて、植田漁場の放棄によって、これらの漁場のうち勇払地区は同村の西川健助がその利用権を得たが、サタップ、マコマイ地区は新規出稼人に割り渡された。一方、明治二十一年になって沙流郡門別村の豪商（海運・牧畜業）飯田信三が覚生村にイワシ漁一カ統の漁業利用権を得たのをはじめ、同二十七年までに別々、樽前、覚生の各地に海産干場、宅地、耕地を得て着々とこの地のイワシ漁業の地固めを行い、樽前浜の漁業に大きな変化をもたらし、その後において樽前浜の漁業を石垣、飯田によって二分されることになった。しかし、マコマイ、サタップの漁場は新規出稼漁業者に割渡されたが、勇払村の西川を除き新規出稼人の漁は仕込み、漁夫集めなどにおいて常に不安定で、長続きする者がなく、二、三年で次つぎと代っていったが、明治二十年代の終りころには日高の海産物に乗り出していた

三井物産の手に落ちることになった。

そして、明治三十一年には函館の豪商石垣彦三郎の来苫があり、この三井物産所有の漁業利用権を借り受け、イワシ地曳網漁業を開始し、その後の苫小牧の漁業を決定づけることとなった。

そして、先にも記したとおり、この時期の樽前浜のイワシ漁は出稼人の増加もあって六、〇〇〇石前後という極めて安定したものであり、サケ漁は地元民を中心に三〇〇石程度の漁獲があり、イワシ、サケの二大漁を中心に漁船、漁網も年々増加、充実をみたのである。

勇払郡におけるイワシ、サケ製品、漁船、漁網一覧表

| 区分 / 年次 | イワシ製品 | | サケ製品 | | 漁船漁網 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 生産量 | 価格 | 生産量 | 価格 | 漁船数 | 鰛地曳網数 | 鮭漁網 |
| 明治一九年 | 三、〇七六石 | 一三、五二八円 | 三〇二石 | 一、七二四円 | 一四八隻 | 九統 | 二〇統 |
| 二〇年 | 三、三七八 | 二〇、九五六 | 二三八 | 一、三七五 | 一〇八 | 一三 | 二一 |
| 二一年 | 八、一〇三 | 四六、七八〇 | 三二一 | 一、八六八 | 一一六 | 一四 | 二四 |
| 二二年 | 七、五九一 | 五一、二七三 | 九〇九 | 六、四九二 | 一五九 | 一六 | 二三 |
| 二三年 | 三、六五七 | 二四、五三九 | 一八五 | 一、三〇七 | 二二一 | 三二 | 二五 |
| 二四年 | 六、八二五 | 三九、〇八一 | 四〇五 | 三、三三四 | 二二八 | 三四 | 二五 |
| 二五年 | 五、六二五 | 三五、三一四 | 三八九 | 三、四〇八 | 二〇九 | 三一 | 二七 |
| 二六年 | 一七、九一〇 | 一一〇、八七七 | 三六六 | 二、三九〇 | 一五六 | 二二 | 二七 |
| 二七年 | 六、六〇五 | 四四、四〇〇 | 三〇三 | 二、六四六 | 二九〇 | 五六 | 二七 |
| 二八年 | 七、三三二 | 五四、四一六 | 三五七 | 五、五〇四 | 一九一 | 五三 | 二七 |

※　イワシ製品は〆粕、魚油、生イワシの合計、サケ製品は生サケ、塩サケ、干サケの合計、漁船は川崎船、三半船、磯船、丸木船の合計、サケ網は建網、曳網の合計である。

（『北海道勧業年報』―各年『北海道庁統計書』各年より作成）

**飯田漁場の出現**　飯田信三は、明治二年の本道分領支配時に彦根藩開拓者の一員として来道したが、同四年八月の支配地返上後も門別村本町に残留した一人で、その後近江人の持つ商魂をいかんなく発揮して、門別村において漁場、昆布場の経営をはじめ、牧畜、海運業（門別・函館間物資輸送）にはげみ[4]、まもなく沙流郡における第一位の実力者となり、同三十六年には道会議員の補選に当選し、同三十八年の第二期道会議員にも浦河支庁管内において無競争で当選した。

さて、飯田信三の樽前浜における漁業の進出であるが、明治二十一年には覚生村に一、五〇〇坪の海産干場の貸下許可を受けているから、この時期から樽前浜イワシ漁業に進出したものと思う。



飯田信三
（明治35年）
〔北海道議会史所蔵〕

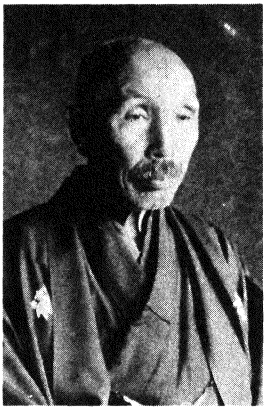
| 村名 | 場所 | 地目 | 反別 | 氏名 | 貸下年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 覚生村 | 覚生海岸 | 干場 | 町、五〇〇〇、五〇〇〇 | 飯田信三 | 明治二一・九・一八 |
| 樽前村 | 別々 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃二五・一二・二六 |
| 〃 | 〃 | 畑地 | 一、八五一〇 | 〃 | 〃〃 |
| 覚生村 | 覚生海岸 | 干場 | 、三七〇三 | 〃 | 〃二七・六・三〇 |
| 〃 | 〃 | 宅地 | 、三七〇三 | 〃 | 〃〃 |

（『未開地払下げ実測図集』胆振支庁蔵より作成）

その後も飯田は、その初期には樽前、覚生地区を、後期には勇払、錦多峰、小糸魚、苫小牧と全般的に漁場を拡張

していった。明治三十五年の漁業権設定時にはイワシ地曳網漁業において二三権、サケ定置漁業三権の漁業権を取得して、石垣彦三郎とともに樽前浜の二大漁業家となった。

**石垣彦三郎の漁業経営**　石垣は安政元年伊勢国員弁郡北大社村の生まれであったが、明治十三年北海道に渡り函館の金物店の手代となり、のちに支配人となったが、同二十三年二月独立、実弟隈太郎と共同出資によって函館末広町に酒類卸および種油商を経営し、魚商を兼ねた。独立以来足掛け一〇年の努力によって石垣商店は大成功をなし、函館一流商店の仲間入りをしていたが、彦三郎は魚商において得た知識も手伝って漁場の直接経営を決意した。同三十一年にはこれまで商取引関係のあった三井物産の漁業利用権の一切を借り受け、事実上の漁場経営者となって苫小牧村にやって来たのである。そして、樽前浜の漁場には石垣の下に符号が付けられ「石垣何号漁場」と呼ばれるようになった。

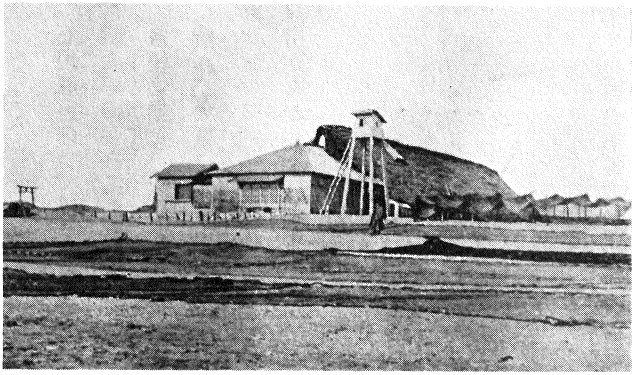


晩年の石垣彦三郎
（大正14年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

明治廿三年二月に至りて独立の機運熟せるを以て主家を辞す、平田文右衛門は彦三郎の多年の誠忠を賞すべく、金五百円に紋服一重を贈りて其功に謝す、於是彦三郎苫小牧に到りて始めて鰮曳網漁業を開始す、先之同廿三年実弟隈太郎と共同を以て函館末広町に於て酒類卸及種油商を経営し魚商兼営を以て健闘十年家礎の確立を見るに至り、三十一年以来三井物産会社の漁場賃借しつつありしも三十五年に至り一萬二千円を以て之を譲受け更に漁場を拡張して、鮭、鰛等の漁場二十四ケ所を有し連年大漁を以て益々業務の隆盛を見るに至れり、現に勇拂、白老二郡水産組合長、村会議員等の公職を帯び地方産業の発展及村治上多大の貢献を為し、地方に於ける漁業の開祖として亦元老として重きをなせるもの偶然にあらず、其他鮭、鰛粕等に付き各博覧会、品評会等に於て賞牌を受領する事数十の多きに達せり、彦三郎多年水産界の為に一意専念努力を廃さず為に水産界に與へたる改善と

進歩の功績甚だ偉大なりと云ふべきものあり、尚機微を見るに最も敏なる彼は本道漁場地にある處の漁業者の陋弊として漁業者は常に漁業の観念にのみ駆られ他を顧みるの事なきを以て常弊とす、故に一朝不漁の事あるや自己の困憊不遇は延いて地方の経済界に波及すべき干渉や大なり、漁農兼営を以てすべきは漁業者に命ずべき時代の要請たり、於是早く已に彼は錦多峰村、勇払村其他の各地に数百萬坪の牧場及農耕地を購入し農業及畜産の奨励に努力せり。

（『開道五十年記念北海道開拓功労者』）



石　垣　漁　場　風　景
（明治37年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

石垣が明治三十一年から同三十五年の漁業法施行までに借り受けた漁場はニシタップ・サタップ間のイワシ漁場一八カ所であったが、これは勇払郡イワシ漁場の四割以上を占めるものであった。一方、明治二十年代初期から樽前、覚生海岸を中心に漁場の拡張をはかった門別村の飯田信三が三割の漁場を所有していたから、この二人で実に七〇％以上の漁場が占有されていたのである。これらの漁場は南部九戸郡久慈村、茅部郡森村石倉、同蛯谷などの出稼人に収獲割貸しされ、当地方の沿岸漁業の特長が明確に打ち出されていった。

明治三十四年幾多の変遷を経て漁業法が国会において可決され、翌三十五年から施行されることになったが、同法は漁業権を法定化し、私有権としての内容を明確にしたため、石垣はこの漁場の使用権を得るため実弟隈太郎を通じ三井物産との交渉に入ったが、さいわい三井はこの漁場を自ら経営することもなく、同三十五年一月、一六カ統を一万二、〇〇〇円をもって譲り受け

た。そして、石垣は名実ともに樽前浜での漁業経営者の第一人者となったのである。

石垣彦三郎は、漁業の不漁時の不安を考え牧場などの多角経営を行ったが、常に陰陽にわたって援助した函館の実弟隈太郎の存在も忘れてはならないことである。

**各種漁業と孵化事業**　勇払郡におけるサケ漁は前にも述べたとおり、当初においては、沿岸の地曳、同建網と、河川ではサケ・マス遡上の河川、湖沼に等格が定められたが、勇払郡の河川はすべて二等以下であり、サケ、マス漁では重要河川がなかったことを意味するものであった。

| 郡名 | 一等 | 二等 | 三等 |
|---|---|---|---|
| 勇払郡ナシ | | 白老川<br>錦多峰川<br>敷生川 | 勇払川<br>苫小牧川<br>厚真川<br>鵡川 |

（『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町）

勇払郡の河川サケ漁は、一般に各河川の水量がはなはだしく少なく、かつ魚群の減少により河川漁場は年々縮少され、わずかに河口付近に存在するのみで、むしろ河流へ遡る前に捕える、沿岸での地曳、建網へと変っていった。そして、この漁は大資本を要するためイワシ地曳業者の兼業が目立ちはじめ、石垣も六カ統のサケ地曳、建網漁場を所有するようになった。

当地方の北寄貝漁は古くから知られており、明治十六年には函館渡辺儀三郎、苫小牧村西村伝兵衛によって美々かん詰所のラカン製造場の払い下げを出願し、北寄かん詰製造を試みたほどであった。その後、青森県八戸地方の住民が同地の北寄貝の薄漁のため、当郡に転住して、相当の実績をあげたので、同業者も増加し、かん詰製造も行われた。そして、北寄貝漁は特に小漁業によって発達し、イワシ、サケ、マスに次ぐ当地方重要漁の一つとなったのである。

明治三十三年にはカツオ釣を試みる者があったが、案外好結果を得たため、村では漁業挽回策として大いに力を注ぎ道庁水産課吏員の派遣を依頼してカツオ節製造の講習会まで開いたが、カツオは一時的な漁にとどまり衰頽してしまった。(5)

当地方における孵化事業の創始は、明治十七年勇払川孵化場設置につき出願があったが、漁業権関係もあって許可されずに終った。その後、同二十一年千歳孵化場が建設されると、その模範たるを示し、かつ卵子の発眼を待ってこれを無代価にて下付し、つとめて民設の孵化場の新興を勧誘した。これによって錦多峰サケ魚人工孵化場組合を組織した覚生川、錦多峰川取締人水島彦右衛門が孵化事業の許可をうけ、同年二〇万粒の分与を受けた。翌二十二年には勇払川の西川健助、井上利三郎も両人共有のものとして人工孵化を行うことが許され、両村共有人工孵化場を植苗村御前水に設置した。

同二十二年、水島彦右衛門は錦多峰村の小島和市を千歳孵化場に派遣して孵化方法の傳習をうけさせた。そして、この年錦多峰川、覚生川には三五万粒の下付をうけ、この川に放流した。(6)

苫小牧川孵化事業組合を組織した苫小牧村総代人木村亀太郎も二〇万粒の下付を得て苫小牧川に放流したほか、勇払、植苗両村共有孵化場においても二〇万粒の下付を出願するなど、苫小牧地方の孵化事業は本格的に開始されたのである。だが、錦多峰川においては二十五年以降自家孵化を行うなど積極的であったが、苫小牧川、勇払川はすべて分与を受けたもので、同二十六年以降中止してしまった。

各孵化場鮭魚採卵および孵化場経費

| 区分 / 年次 | 錦多峰川 | | 苫小牧川 | | 勇払川 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 経費 | | 経費 | | 経費 | |
| 明治二一年 | △二〇〇、〇〇〇粒 | 一三三円 | — | — | — | — |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 明治二二年 | △三五〇、〇〇〇 | 一八八 | △二〇〇、〇〇〇 | 五〇 | △二〇〇、〇〇〇 | 九四 |
| 二三年 | △三五〇、〇〇〇 | 一五八 | △三〇〇、〇〇〇 | 三五 | △三〇〇、〇〇〇 | 二三 |
| 二四年 | △三五〇、〇〇〇 | 二一〇 | △三〇〇、〇〇〇 | 三五 | △三〇〇、〇〇〇 | 二六 |
| 二五年 | △一五〇、〇〇〇 | 二一三 | △二〇〇、〇〇〇 | 三五 | △三〇〇、〇〇〇 | 三一 |
| 二六年 | 三〇〇、〇〇〇 | 二一三 | — | — | — | — |
| 二七年 | 三〇〇、〇〇〇 | 二〇三 | — | — | — | — |

※△印は千歳孵化場より分与を受けたもの　（『北海道庁統計書』各年より作成）

**漁民の増加と漁獲の減少**　明治三十一年石垣彦三郎の登場によって新たな漁場経営を迎えた当地方ではあったが、年々漁業戸数の増加にもかかわらず、漁獲の方は年によって非常に凸凹のはげしい、実質のともなわない現象となって表れた。

漁業戸数の変化

| 村名 | 三〇年 | 三一年 | 三二年 | 三四年 |
|---|---|---|---|---|
| 苫小牧 | 一五 | 一五 | 一二 | 一三 |
| 小糸魚 | 二 | 五 | 一一 | 一三 |
| 錦多峰 | 一 | 五 | 四 | 四 |
| 覚生 | 二 | 五 | 三 | 六 |
| 樽前 | 三 | 三 | 四 | 七 |
| 勇払 | 五 | 一二 | 二二 | 三二 |
| 計 | 二八 | 四五 | 五六 | 七五 |

（『苫小牧町史資料』苫小牧町）

漁業戸数では、明治三十年に二八戸であったものが、翌三十一年には四五戸となった。村別にみると苫小牧村樽前村は変化なかったが、勇払村、小糸魚村、錦多峰村、覚生村はいずれも二倍以上の増加となっている。また、同三十二年には苫小牧村の減少が目立ったが、勇払村の大幅な増加により、前年の大不漁にもかかわらず一一戸の増加となった。勇払村は同三十四年にも一〇戸の増加をみて、わずか三年間に六・四倍の三二戸となり苫小牧

きっての漁村となった。

この人口増加の最も大きな理由は、これまで漁場持以来続けられてきた真小牧・勇払間の特殊なイワシ漁（漁場持辞任後も植田一族により漁場持同様の漁場経営が続けられてきた）が石垣彦三郎にその漁業利用権が移り、石垣はこれを広く地元民、出稼人に開放したため、特に勇払村マコマイ、サタップを中心に定住する漁業家が多くなり、この辺が当地方イワシ漁の中心地となったことを示すものであった。

一方、漁獲高をみると、イワシ漁では明治三十二年の八、七八〇石を最高に、同三十年の四、一七〇石、同三十一年の二、八六六石、同三十四年の三、〇二五石とはげしい豊漁、不漁の差があり、七、〇〇〇石を越えることは何年に一度という状態であった。樽前での漁業はイワシ漁がその大半を占めるものであったが、これらのほとんどは魚粕、魚油にするため、漁獲高そのものをあげることなく、〆粕、魚油の石数をもって生産高とする場合が多い。生魚では二〇〇貫をもって一石、〆粕にした場合は四〇貫を一石としたが、二〇〇貫を煮て乾燥させた場合、おおよそ四〇貫になってしまうので[7]、魚油、生売などもあったから、生魚でみた場合の方が二、三割多い計算となる。この石数は明治初年以来そう大きな変化ではないが、漁民の増加からみると、個々の漁場単位ではかなりの減少であったし、勇払郡でのイワシ漁は三、〇〇〇石程度が平年漁となっていた。

サケ漁は三十年の四七〇石を最高に減少の傾向にあり、同三十二年の如きはわずか九〇石にとどまった。

イワシ漁獲高および価格表

| 村名 | 明治三〇年 | | 三一年 | | 三二年 | | 三四年 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 収 | 価 | 収 | 価 | 収 | 価 | 収 | 価 |
| 苫小牧 | 七〇〇石 | 六、三〇〇円 | 一、三一六石 | 一六、三四四円 | 二、六八〇石 | 二四、一二〇円 | 七九五石 | 七、一五五円 |

| 村名 | 明治三〇年 | | 三一年 | | 三二年 | | 三四年 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 収 | 価 | 収 | 価 | 収 | 価 | 収 | 価 |
| 小糸魚 | 一、一五〇 | 一〇、三五〇 | 四七九 | 五、七四八 | 一、六〇〇 | 一四、四〇〇 | 三九五 | 四、四一〇 |
| 錦多峰 | 五五〇 | 四、九五〇 | 三二四 | 三、八四〇 | 五〇〇 | 四、五〇〇 | 六〇 | 五四〇 |
| 覚生 | 四五〇 | 四、〇五〇 | 三八三 | 四、五九六 | 四〇〇 | 五、四〇〇 | 九〇 | 八一〇 |
| 樽前 | 三八〇 | 三、四二〇 | 三六四 | 四、三六八 | 六〇〇 | 八、一〇〇 | 一〇五 | 五四九 |
| 勇払 | 九四〇 | 八、四六〇 | — | — | 〇〇〇 | 二七、〇〇〇 | 一、五八〇 | 一四、二二〇 |
| 計 | 四、一七〇 | 三七、五三〇 | 二、八六六 | 三四、八九五 | 八、七八〇 | 五九、二二〇 | 三、〇二五 | 二七、六八四 |

サケ漁獲高および価格表

| 村名 | 明治三〇年 | | 三一年 | | 三二年 | | 三四年 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 収 | 価 | 収 | 価 | 収 | 価 | 収 | 価 |
| 苫小牧 | 七〇石 | 一、〇五〇円 | — 石 | — 円 | 三〇石 | 六〇〇円 | 四五石 | 一、〇八〇円 |
| 小糸魚 | 五〇 | 七五〇 | 一〇二 | 一、七三四 | — | — | 九二 | 二、二〇〇 |
| 錦多峰 | — | — | — | — | — | — | 六 | 一四四 |
| 覚生 | 一五〇 | 二、二五〇 | 六〇 | 一、〇二〇 | 一七 | 三四〇 | 三〇 | 七二〇 |
| 樽前 | 三五 | 五二五 | 五〇 | 八五〇 | 一五 | 三〇〇 | 五〇 | 一、二〇〇 |
| 勇払 | 一六五 | 二、四一五 | 一三〇 | 二、二一〇 | 二八 | 五六〇 | 二一 | 七二四 |
| 計 | 四七〇 | 六、九八五 | 三四二 | 五、八一四 | 九〇 | 一、八〇〇 | 二四四 | 六、〇六〇 |

〆粕高および生魚漁獲高

（『苫小牧町史資料』―漁業　苫小牧町）

| 種類＼年次 | 明治三三年 | | 三四年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 |
| イワシ〆粕 | 六、二〇七石 | 七八、四五四円 | 二、五六五石 | 二四、七九〇円 |
| ニシン〆粕 | 七一〇 | 八、五二〇 | — | — |

| | 三〇石 | 二四〇円 | 二〇石 | 一六〇円 |
|---|---|---|---|---|
| カレイ〆粕 | | | | |
| サバ | 一、〇〇〇貫 | 二〇〇 | 一、二〇〇貫 | 二六四 |
| カレイ | 二、四〇〇〃 | 一六七 | 二、〇〇〇〃 | 一、三五〇 |
| 比良目 | 八〇〇〃 | 二〇〇 | 七〇〇〃 | 一七五 |
| ニシン | 五〇石 | 一五〇 | 五〇〇石 | 三七五 |
| イワシ | 三、三〇〇貫 | 四二九 | 三、五〇〇貫 | 二八〇 |
| サケ | 四石 | 一〇〇 | 一五〇石 | 三、六〇〇 |
| 北寄貝 | 七、〇〇〇貫 | 二、四三六 | 一一、〇〇〇貫 | 二、七一〇 |
| その他 | 八〇〇〃 | 四〇 | 一 | 一 |

（『北海道勧業年報』　明治三十四年、三十五年　北海道庁）

この表をみてもわかるように、イワシを中心としながらも、カレイ、北寄貝などの進出が目立つが、これは小漁業者によるもので、上層漁民と下層漁民の分解が生じ、全体的な漁獲量の減少にもかかわらず、漁民の増加はこうしたことがその原因で、漁場を持たない独立の小漁業の増加によるものと理解される。

注（1）『勇払郡役所部内海産干場地券録』明治十八年　札幌県収税課
（2）『殖民公報』明治三十四年　北海道庁
（3）（2）に同じ
（4）沙流郡門別町　飯田信太郎氏より聴取
（5）『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町
（6）『北海道庁統計書総覧』明治二十九年　北海道庁
（7）鳥越兼次郎氏および佐藤トワ氏談で、この二人はともに苫小牧の漁業には深く関係した人である。

## 四　樽前浜のイワシ漁法と魚粕製造

**樽前浜のイワシ漁**　樽前浜における一漁期の独立営業資金の平均は二、五三〇円で、概ね一期二、〇〇〇円～三、〇〇〇円内外であったから、他地の漁に比べ多い方であった。この漁には①自らの漁場にて行うもの、②漁場を借りて行うもの、があった。漁場借りの方法としてはⒶ漁獲の二割五分を支払うこと、Ⓑ一漁期につき三〇円～五〇円にて賃借契約によること、Ⓒ函館商人などを通じ漁場主の漁場の仕込みをしてあげること、があった。Ⓑにおいては漁船、漁網、製造用具一式を借りるため、別に賃借料がかかった。漁場借りによる漁業者はいわゆる出稼人による漁であったが、これが年々増加の傾向にあった。

実際のイワシ漁になると、①地元の漁場主が船頭以下の漁夫を雇って行うもの、②出稼人である漁場支配人が船頭以下の雇漁夫を連れてきて行うもの、③船頭が漁夫を連れて来て独自で行うものなどであったが、いずれも資産家の仕込みを受けることを常とし、中でも②が圧倒的に多かったのである。

漁夫の多くは南部、津軽、渡島が多く、そのほか秋田、庄内も若干あった。給料は一漁期で、船頭五〇円～六〇円爺および下船頭三五円～四〇円、賄方三〇円～四〇円、一番雇二八円～三〇円、二番雇二五、六円、三番雇二三、四円で、夜間は五分以内の増給であった。

**樽前浜の**

**イワシ漁法**　本項は樽前浜においては比較的大きな出稼漁場の春漁の様子を明治二十九年、苫小牧村マコマイで生まれ、父が漁場の帳場をしていたという川辺己之吉[1]の手記を中心にして述べることにする。

五月を少し過ぎるころ、山ではカッコーが鳴きはじめるころになると、太平洋の沖の方からイワシの大群がいくつ



イワシ地曳網の船積み作業　（明治42年）　〔堀江敏夫蔵〕

もに分かれて、白老あたりから海岸に近づいてきたがこれは魚が泳いで来るのではなく、流されて来るものであったから、陸から海へ吹く風（ダシ）のときには近づいて来なかった。ヤマセという海の方から吹いて来る南の暖かい風のときに寄って来たのである。イワシの群団は、太陽の光線によって青くも、赤くも、茶色にも、みどり色にも見えることがあった。

このイワシの群団は、朝白老沖から海岸に迫り、社台、樽前、錦多峰、小糸魚と海岸に沿って流れ、苫小牧の前浜には正午ころゆっくりと回遊してきた。

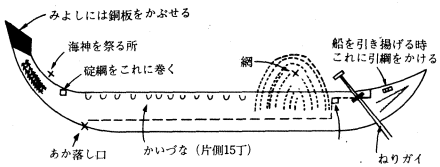
イワシの大群がどうして樽前浜に寄って来たか、いまだ学研的な究明はなされていないが、春、八戸あたりから船に乗ると海流と季節風によって、予定時間を大幅に短縮して苫小牧のマコマイ海岸に着きしばしば砂浜に乗上げることがあったとの古老の話からして、(2) こうした海流と季節風との関係ではなかったかと想像されるのである。

イワシ漁は、まずイワシの大群を見つけることからはじまった。モチップ船と呼ばれる小船（樽前浜では見張船で「ヨミ船」と呼ぶ）に小船頭以下五、六人が乗って、沖合いに出てイカリをおろし、小船頭は船のへ先に寝そべってじっと海を見つめイワシの大群を待った。

やがて白老方面の漁場のヨミ船が一番先にカイの先にムシロをつけ船に立てた。これはイワシが来たぞ！という陸への合図であったが、ヨミ船が沖合いに出ている各漁場では一斉に活気づき、自分たちの船にイワシが近づいて来るのを待つのである。二〇メートルから五〇メートルにもおよぶ魚群幅、しかも海面の方は狭くても底にいくにしたがい厚くなる魚群が近づくと、合図のムシロを上げた。

陸の見張台ではいまや遅しとこの合図を待っていたが、大きな声で「オーイ、マネ（合図）があがったぞ！」と全員に知らせるのである。（マネとはマネクから出たもので、合図、信号の意味で使われ、樽前浜では『マネ』と縮めて発音していた。）この声を聞くと、番屋で待機していた漁夫たちは一斉に飛び起き、網の積んである大船に乗り込み直ちに沖へ向かった。この船は相当大きなもので片側に一五人位、両側で三〇人ほどのこぎ手と、大船頭は長さ一八尺（五・四メートル）もある練ガイを使って舵（かじ）をとりながら進んだが、この時の様子はボートをこぐのと同じように三〇人の調子がピッタリ合って誠に壮観なものであった。これは各漁場が競ったもので、自慢の一つになっていた。

大船の図




このほか、網を投込む者が三人ほどで、総員三五人位が乗込むという大きな船であった。この大船は明治中期ころから使われはじめたものだが、茅部郡砂原村・石倉村・蛯谷村に青森県から移住した者で、樽前浜に出稼ぎに来ていた人たちの発案したものであった。型は細長くス

マートで漁船の花形であった。船の大きさからいうと川崎船に相当するものであったが、樽前浜独特のもので他の浜では例をみないものであった。船を新造することを『はく』と表現し、「今年は新造船をはいてきた」などといわれてきたが、語源等は不明である。

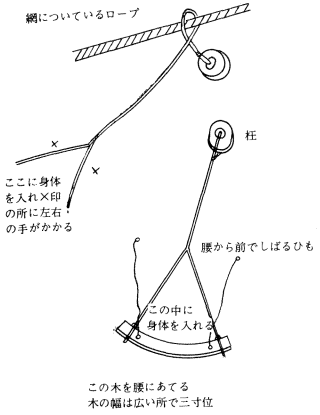
大船がヨミ船に近づくと船を止め、大船頭は海の色をじっと見つめ、どの色にかけたら一番多く魚がとれるか、としばしの思案であった。そばでは漁夫たちがあの色がいい、この色がいいといいだすが、協議一決、大船頭の命令をもって網をかける色は決まったのである。

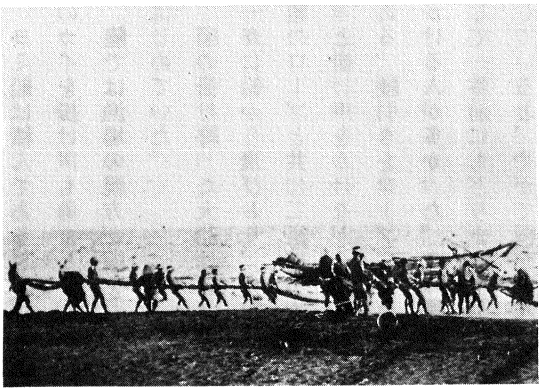
ヨミ船は積んであるロープを大船の網の一方につなぎ、ロープを投込みながら陸へ向かった。一方、大船は三〇丁のカイを掛け声も勇ましく、魚の群団をぐるりと回り網が投込まれていった。

陸では漁場の親方が腕をくんで、この様子をじっと見ていたし、魚を運ぶもの、魚を大釜で煮るものはその準備をはじめていた。

網の掛け終った大船はロープを海に投込みながら陸に向かい、海岸につくと六尺の赤ふんどしを締めた漁夫たちは一斉に船から飛びおり、大船は大船頭以下二、三人を残し再び沖へ向かった。大船から降りた者は先に着いているヨミ船のロープと共に二組に分かれ、腰引きを使ってドッコイショ、ドッコイショと掛け声をかけながら網を引き、魚を陸の方へ少しづつ寄せていくのである。腰引きをロープにかけるのは、上からと下からがあったが、上からかける人が多かった。この腰引きを使ってある地点まで引くと、木玉を外して一番前にもどりまた木玉をかけて引いた。こうして何回となく繰り返していると、やがて網が手元にやってきたが、網の三分の一位まではこの

腰引き並びにそのかけ方



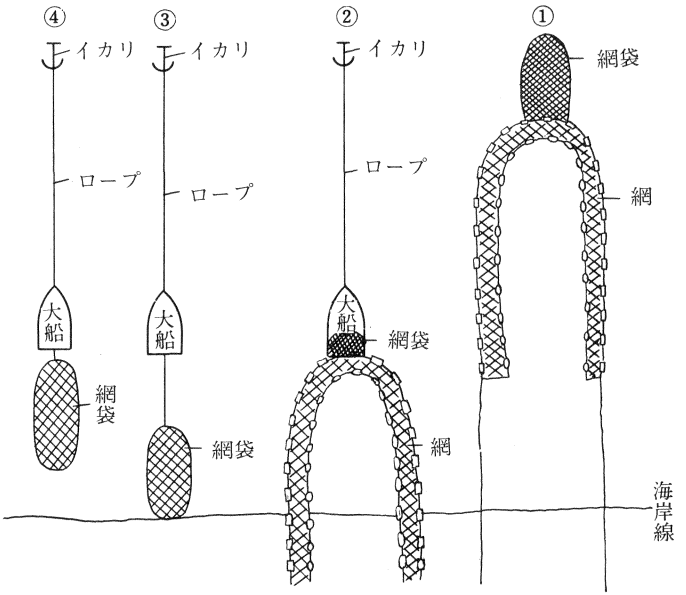


イワシ地曳網引き作業
（明治42年）〔堀江敏夫蔵〕

方法で行われた。親方は両方の真ん中に入って、上・下の引き具合を見ていて、その勝ち負けを指示し、常に同じ力をもって引いていった。

いよいよ網の三分の一が過ぎると一斉に腰引きを捨て、上の方は（南側）下の方に向かって左腕を下に入れ網を抱えるようにして右腕は出来るだけ延ばして網をつかんで左足に力を入れて引き上げるようにして引いた。反対側はそ

イワシ地曳網引き順序図



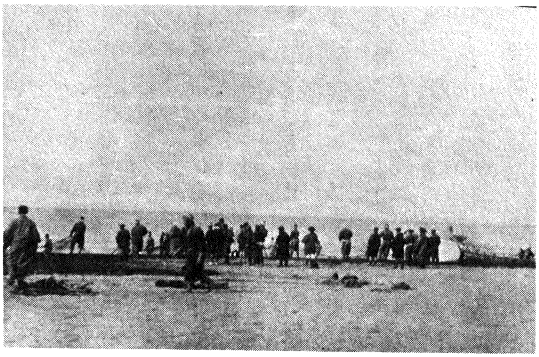
れと全く反対の方法であった。こうして一歩一歩引き揚げ、ある時点で再び一番前へ出ることを繰り返した。

大船は沖にいて、網袋を船にあげイカリをおろしてイカリ綱を徐々に伸ばして網と一緒に陸の方へ引かれていった。いよいよ陸に近づくと、今度は袋を海に落し魚を網袋に追込みながら袋の後部をしばったロープを段々と伸ばしていき、網袋が海岸につくと袋の口はスゲの草で作った細引きのような綱で口を締めてから、「ハカヒを切れ」との声がかかり網と袋はブナかタモの木で作った青竜刀のようなもので切り放されるのである。

すると、二〇歳前後の若者一四、五人は一斉に海に飛び込み、大船に泳ぎつくや、袋を大船に引き寄せるが、袋が沖の瀬を越す時に大波に打たれてやぶれることがあったので、大船頭の指示のもと充分気をつけて引かれた。もし、袋がやぶれた場合には、魚が一気に流れ出し、大漁のあとには時化がつきものであったから、放っておくと一、二里離れた浜に腹は破れ油もぬけて小さくなったイワシが山のように押し揚げられ、これは粕にもならないどうしようもないものであった。こうなっては、他の漁場の迷惑ともなったから、網や網袋はそっちのけで、袋から出るイワシのくみ取りに大わらわであった。しかし、こうなってはせいぜい三分の一程度しかくみ取ることができなかったのである。

さて、無事浅瀬を越え網袋を大船に引きつけると、袋の一方の口をあけ、大ダモを四、五人がかりで袋の中に入れイワシを通い船（モチップ船でくみ船とも呼んだ）一杯に積み入れ海岸まで運んだのである。

この一回のイワシ漁は網かけから、魚を陸に運ぶまで、三時間以上を要し



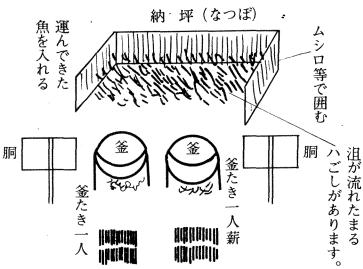
イワシ地曳網引き作業の終了
（明治42年）〔堀江敏夫蔵〕

たから、一日に二回網入れができればよい方であった。

**魚粕と魚油の製造方法**　イワシ地曳網漁は自分の漁場内の沿岸と干場において行われるもので、粕、油製造のための設備とは広大な干場を必要とした。したがって、出稼人が漁場を借りる場合はこれら一切を含めての借用であった。

網袋からイワシを「くみ船」と呼ぶモチップ船で海岸まで運ぶが、このくみ船は井戸から水をくむという言葉からでたものだといわれている。距離のあるところでは五人、近いところは二人程が乗ってサツ櫂を使って海岸と大船を往復した。岸に着くと船を横にし筋木五、六本を差し込んだ上に波の力を利用してのし上げ安定させてから、くみ船のこぎ手は両手をのばし、陸の二人の運び手からカゴを受けとり、魚をくみ上げ船べりにあげると、二人の運び手はこれを受けとり、棒にさしてかついで運ばれた。モッコを使う漁場もあったが、樽前浜においてはほとんどがカゴであった。

なつぼ　釜たきの図



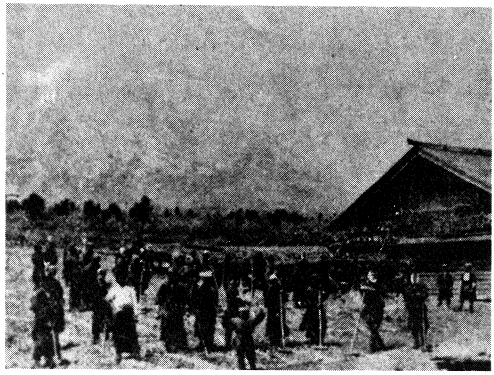

運ばれたイワシは納坪に入れられ、釜炊きは「ヘケ」と呼ぶ木で作ったスコップで納坪から魚をすくって釜に入れ、二、三〇分すると大ザルですくい揚げ胴へ入れてしめられたが、この胴に入った粕（玉と呼ぶ）二個で一建（梱包したもので二五貫ないし二〇貫）が出来上がった。胴に入れて搾る際油がでるが、これははごしから流れ出るようになっていた。出来上がった玉はさかさにして出され台の上にずらりと並べられたが、先の方からたたき砕いてムシロに広げ干された。

釜炊きには、普通デメンを頼んだが、人のいない時には雇の者が炊くことになっていた。この仕事は一日中、昼も夜も続けられ、釜炊きはこの場所を離れることが許されなかったので、食事の時は番屋からおはちに入ったご飯、茶わん、は

し、漬物、しょう油などが運ばれ、自分でカレイなど適当な魚を釜前におきを引き集めこれを焼いておかずとした。夜は火の側に寄って砂の上でゴロ寝をしたが、二人の釜炊きは小刻みな時間単位をもって交代に寝たのである。デメンの釜炊きは、九つになった、一〇になったと数えたが、一釜何銭というデメン賃だったからである。

粕の大きいかたまりははたいて砕き、ムシロ一面に広げたが、これに「イビリ」〔エンブリ〕〔イジリ回す、イビリ回すから出たもの〕というコマザライを小さくした棒が使われた。

漁場では、ほとんどの場合はだしだが、粕干しだけは魚の骨が危ないため草履をはき、ムシロは砂が入ると魚粕の値が大きく下がるので、これが入らないようにぴったりとつけてきちんと敷かれた。

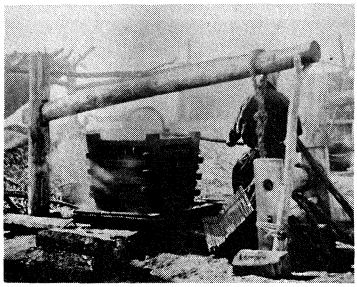


イワシ粕干し作業風景
（明治43年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

朝一枚のムシロに干した粕はかわき次第二枚を一枚に、三枚を一枚にして夕方には他のムシロ二枚をかけ雨露を防ぐのである。翌日になるとまた三枚に戻しイビリで押したり引いたりして太陽がよく当たるようにして乾燥させることを繰り返すが、建に詰めてもよいとなると細長く山型に集め、その日は周囲とその上にムシロをかけ、竹針を刺し、イビリ等を上げナワを張って風に飛ばされないようにして帰った。

完全に乾燥しあがった粕は、この上のおおいをとり建に詰め、はじめは表そして裏と継ぎ目を中にして縄をかけ、魚粕一建が出来上がるのである。

この粕ムシロを一面に広げると相当の面積となり、干場からハマナス原までムシロが続き、忙しくなると女カス干しデメンを頼んだが、苫小牧の前浜あたりの漁場ではよく見られたものの、マコマイなど市街から離れた漁場で


魚粕製造作業（明治37年）〔殖民公報〕

は女デメンが欲しくても全く来てもらえなかったほどであった。

また、この粕干し時には、付近にスズランが咲きほこり、魚粕と一緒になって異様なかおりを漂わせていたという。

魚油の方は、釜で煮た魚を製造機に入れてしぼり、流れ出た油は油槽に貯えるようになっていた。この魚油の上に浮んだ粕や下に沈んだ「おり」を捨てて中間のよい部分を油かんに入れたが、このかん一〇本をもって一石としていた。この魚油製造の仕事は根気をようするので、どこの漁場でも老漁夫の仕事で、これだけにかかりきりになる場合が多かった。

**漁場の生活と娯楽**　樽前浜のイワシ漁場は、その配置、建て物はどこの漁場も大体同じようなものであった。海岸近くに山側一帯が粕乾燥場で、勇払街道の近くには粕倉、釜炊き・粕乾燥道具入れの小屋、風通しのよい木造網倉を離して建てた。

漁夫が寝起きする番屋は、海岸近くの建物よりややさげて、西側に細長く乾場中間まで伸び、前方には親方、船頭の場所があり、それ以降は雇漁夫の寝るところになっており、一番街道寄りに炊事場があった。

日の出とともに起きて、日が沈むと寝るというのが普通の生活であるが、一たび漁がはじまると夜遅くまで仕事が続き、場合によっては徹夜もあったから、暇をみてよく昼寝もした。また、演芸大会などは魚油のあかりのもと夜のふけるまで続けられた。

親方は部落の実力者で、統率力があって漁夫から尊敬をうけ、函館などの仕込み主に信頼される人であった。船頭

は親方についで実権を持ち、男らしさと度胸が売り物で、熟練と勘が必要であった。特に若い独身の下船頭あたりは、下働きに来るアイヌ娘の憧れであり、樽前浜においても悲惨な血なまぐさい事件が起きたほか、この種の事件がしばしばあったから、当時「猫にカツオ節・南部衆にメノコ」という言葉があったほどである。帳場役は筆算に優れ、かつ地元の役場、警察、代書などに顔のきくことが必要で、樽前浜では地元の雇われ帳場も少なくなかった。帳場役のことを「カンビ」と呼んだが、これは当時紙が少なかったため、紙の代用としてガンビ（白樺の皮）の皮を薄くさいて使っていたため、ガンビではゴロが悪いことからカンビになった。

漁場では粕干以外はすべてハダシの生活であったが、番屋に入る時には片方の足を一方のスネ下あたりに打ちつけ、これを交互に行って砂をはたき落す習慣があったが、これを雇のはたき足といっていた。

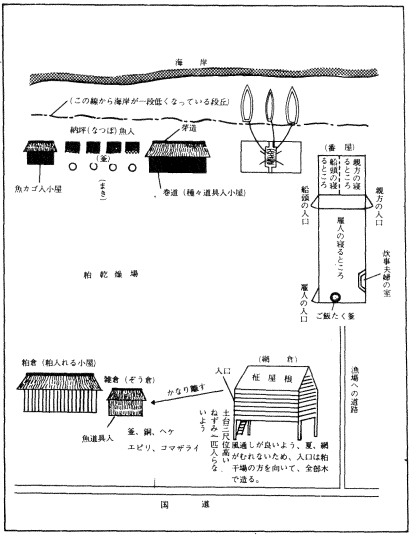
大漁になる漁場前に大漁旗をあげ、賄役は祝いの準備をはじめたが、当時の漁場での御馳走といえば、ソーメン、黒砂糖、ひょうたん菓子、ラッカ糖、それに茶碗酒などであったが、仕事が一段落すると親方の音頭で景気よく宴会がはじめられた。

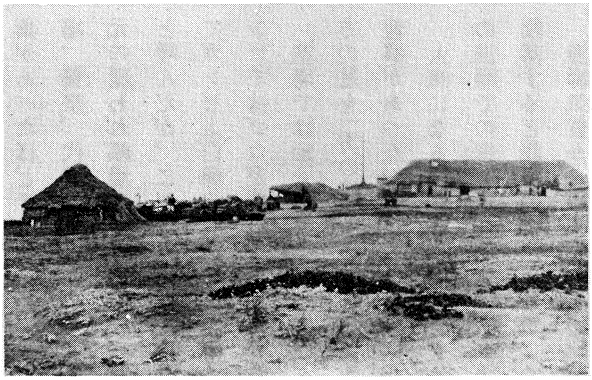
漁師気質から考え、彼等の娯楽とか趣味とかになると、バクチをするか、焼酎を飲むか、そうでなければごろごろ



樽前浜で長くカンビ（帳場）をつとめた川辺為之助（明治42年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

イワシ漁場配置図（川辺己之吉氏原図より）





イワシ漁場の景（明治42年）〔堀江敏夫蔵〕

寝ているくらいを想像しがちである。もちろん、こういった者も多かったが樽前浜に来た漁夫には変り者もまた多かったのである。

これらの漁夫は、特に茅部郡蛯谷村の出稼人に多く、彼等はもともとは南部、津軽の出身であったから、ジョンガラ節などの民謡にたん能な者が多かったのである。ある親方は何か一つの芸を持たない者は樽前浜に連れて来ないほどで、その漁場では五〇人ちかくの漁夫のほとんどが歌、三味線、尺八、太鼓などをこなすのど自慢、腕達者ばかりをそろえ、漁夫としての腕もさることながら、芸もその選考基準になっていたのである。

海が時化で、漁ができなくなると番屋の仮舞台に一〇数人の三味線ひき、尺八、太鼓がずらりと並び、ジョンガラ節、大漁唄込み、オハラ節などがはじまる。一〇数人のバチの音もあざやかにそろい、全く見事なものであった。次から次へと歌が変る、歌い手が変る、演奏者が変る、だれが歌っても、だれがひいても見事なものであった。

カラ党は焼酎を前に、アマ党は黒砂糖で作った菓子などを前に、他漁場からも特別参加もあって夜のふけるまで異郷の地でふるさとの歌を楽しんだ。

だから、漁が終って彼等が引き揚げると樽前浜は急にさびしくなったのである。彼等は故郷へ帰って、冬期間の漁のない時に、三味線などの腕をみがき、そして、春になると今年は三味線何張持って来たといって、漁のあいまを楽しむのである。

樽前浜の漁夫の娯楽といえば、この民謡演芸大会、バクチ、焼酎、たまには苫小牧村市街へ出て女郎買いをするというようなものであった。

注（1）川辺巳之吉氏は明治二十九年当時のイワシ漁場の中心地だった苫小牧村マコマイで生まれ、父は数漁場の帳場をつとめていた。苫小牧の小学校を卒業後漁場手伝い、王子などに勤務後、樺太、満州に渡って活躍した。現在愛知県犬山市に在住するが、川辺氏から送られてきた手記は漁業を中心に便箋で一〇〇枚にものぼった。

（2）鳥越兼次郎氏談による。

## 五　漁業法と免許漁場

**漁業法制定の経緯**　樽前浜における漁業を、その時代の特質をもって区分するならば、第一期は明治三十年以前の漁場持だ個人によって行われてきた特殊な漁場経営時代と、第二期には同三十年以降大正六年までで、石垣彦三郎の出現により東部地区漁場の権利を得て、漁場の他貸制度が著しく発展する時代、第三期は大正七年以降中村捨次郎の漁場買収と地曳漁業の衰退による漁業変革期時代に分けることができる。

この中で第二期は、樽前浜の漁業の特長が最もよく現れ、その初期には他貸漁業の異常な発展があり、後期にはカレイ手繰網、タラ刺網、一本釣、定置網の出現があって、当地方の漁業もイワシ地曳網を主体としながらも、中小漁業者によって、多角的漁業、沖合漁業へと目ざめていく時代であった。

この第二期時代を一層特色づけることになったのは漁業法の制定であるが、この法案制定までには幾多の経緯と北海道漁業家の強い要望があった。

漁業法制定のはじまりは、明治二十六年十一月の第五回帝国議会において貴族院議員村田保の法案提出によるものであった。この村田案なるものは漁場を整理し魚類を保護することにあって、漁業権の性格はなおあいまいで、むしろ漁場の公有権的性格が強いものであった。

このため、同二十六年八月に「井上内務大臣ニ奉ル北海道漁業ニ対スル上陳要領書」を作成し、本道の漁業は行政に属する特許ではなく「民法」の規定によるものとし、現実の漁場利用形態にあたった法律制定を要望した根室の漁業家をはじめとし、本道の漁業家は一斉にこの阻止運動に立ち上がった。同二十七年二月十三日札幌において水産諮問会が開かれるや、本道漁業家は意志を統一して道庁長官に本道漁業の実情を陳述して村田案に対する反対の意志を伝えたのである。その反対理由としては「本道漁業者は漁業権の許可を得、海産干場の払下を受け、干場と漁業権を併せて私権の目的物となし、幾多の判決例之を確かめ、公私永年此の慣行に服し、諸般の組織皆これに従ひ来りしに、突然村田氏の法案提出で本道漁業界一切の慣行を破却し、其経済組織を壊滅せしめんとするの恐あらしめたり」（根室市史下巻）ということであった。

北海道における漁業の成立および発達過程を見るとき、本州漁業とは社会経済的生産機構面においておのずと異なるものであった。場所請負制によって発展してきた本道漁業は、その請負人によって漁場が独占占有され、しかも漁場の内容、使用形態は本州における土地に対する権利と類似して、きわめて物権的私有権的性格が強かった。このような成立と発展過程をもった本道漁業にとって、公有権的性格をもった村田案はまったく相いれないのは当然であった。(1)

明治二十八年十月、札幌において全道漁業大会が開かれ、勇払白老漁業組合からも参加したものと思われるが、これを記録する資料が全くないので、明らかにすることはできない。この大会で六〇〇名の連署をもって特別漁業法案を提出することを決議した。その趣旨をみると、「北海道の漁民は速やかに漁業法を制定して漁権を安全ならしめんこと

を希望して止まざるなり。然れども北海道の漁業は其制度慣習内地と同じからず、従って漁業法制定に関する希望も亦異ならざるを得ず。客年貴族院に提出されたる漁業法案の如きは北海道の漁業を内地の漁業と同一視せり云々」（根室市史下巻）として、一二条におよぶ特別漁業法案を農商務省に提出した。

こうして、北海道漁業家の強い反対運動により、村田案は否決され、本道漁業家の特別漁業法案も日の目をみるに至らなかったが、明治三十四年二月の第一五回帝国議会に政府案が提出され、修正可決をみた。そして、同年四月十二日法律第三四号をもって「漁業法」が公布され、翌三十五年七月一日より実施されることになった。

同法においては漁業権を法定化し、私権としての内容を明確にした。

一、定置漁業権
二、区画漁業権
三、特別漁業権（前二者に含まれないが主務大臣が免許を必要と認めたもの）
四、専用漁業権（以上三種以外に水面を占有して行う漁業）
　1　地元水面専用漁業権（地元漁業組合）
　2　慣行専用漁業権

漁業権はこの四種とし、それぞれ行政官庁の免許によって付与され、相続・譲渡・共有・貸付ができ得るとした。そのほか、主務大臣および地方長官は水産動物の繁殖保護、漁業取締りのため、漁具・漁法・漁船の制限、禁止令を出し得る。漁業組合は沿海漁村の漁民のため共同の漁場における漁業権を享有し、またその行使のため権利義務の主体として設立が認められた。水産組合、漁業雇用関係の取締り、漁場および漁業権に関する漁業者間の争議解決に関することなどが規定された。なお、漁業免許状の裏面には「注意」として次のことが記されているので、これをあげておく。

一、漁業ヲ免許シタルトキハ漁業免許状ヲ下付スヘシ免許状ニハ漁場図ヲ添附ス

二、漁業免許ヲ受ケタル者漁獲物ノ種類、漁業時期及漁場ノ区域ヲ変更セムトスルトキハ願書ニ免許状ヲ添附シ変更ノ免許ヲ出願スヘシ

三、免許期間更新ノ免許ヲ得ムトスルトキハ更新期間及事由ヲ具シ願書ニ免許状ヲ添附シ免許期間満了ノ日ヨリ三箇月前ニ申請スヘシ

四、免許状ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ事由ヲ具シ再下付ヲ申請スヘシ

五、漁業権者又ハ代表者ノ氏名若ハ名称及住所ニ変更ヲ生シタルトキハ免許状ノ訂正ヲ申請スヘシ

六、漁業権ヲ相続、譲渡若ハ共有シタルトキハ相続人又ハ当事者雙方ハ其ノ事由ヲ証スヘキ書面及免許状ヲ添附シ三十日以内ニ免許状ノ書換ヲ申請スヘシ

七、漁業権又ハ漁業権共有者ノ持分ヲ貸付シタルトキハ当事者雙方ハ其事由ヲ証スヘキ書面ヲ添ヘ三十日以内ニ登録ヲ申請スヘシ

八、漁業免許ハ行政官庁ノ許可ヲ受ケスシテ、免許ヲ受ケタル日ヨリ一箇年間漁業ニ従事セス又ハ引続キ二箇年間休業シタルトキハ取消サルルコトアルヘシ

九、漁業免許ハ左ノ場合ニ於テ制限、停止又ハ取消サルルコトアルヘシ

一、行政官庁ニ於テ水産動植物ノ蕃殖、保護其ノ他公益上必要アリト認ムルトキ

二、漁業者ニシテ漁業法又ハ漁業法ニ基ツキテ発シタル命令ノ規定ニ違背シタルトキ

十、免許ノ條件若ハ制限ニ違背シテ漁業ヲ為シタル者ハ百円以下ノ罰金ニ處セラルヘシ

十一、使用人、漁夫其ノ他ノ従業者ノ所為ハ漁業者ノ所為ト看做シ其ノ罰則ハ之ヲ漁業者ニ適用ス

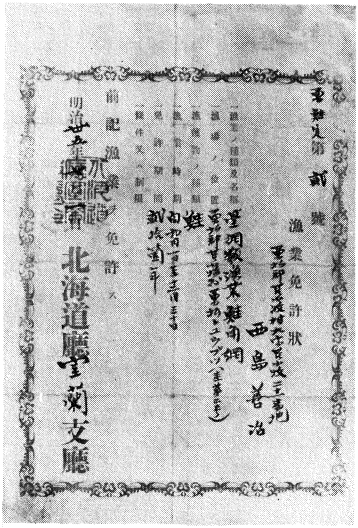
十二、漁業権消滅シタルトキハ三十日以内ニ免許状ヲ返納スヘシ

（『勇鮭定第二号』漁業免許状裏面より）

さらにこの漁業法は、明治四十三年四月に全文改正が行われ、漁業権を物権として土地に関する規定を準用し、また入漁業を創設して物権とし、漁業権と入漁権に抵当権の設定をみた。ここに漁業権は、他の物権と同様の性格を持ち、資本主義的私有の法的性格が完備したのである。

**漁業権者とその性格**　かくして明治三十五年七月一日付をもって一斉に漁業権が付与されたが、勇払郡苫小牧関係においては、特別漁業権としての「勇鰡特」(第三種漁業鰡地曳網)および「勇鮭特」(第三種漁業鮭地曳網)の二種と、定置漁業権として「勇鮭定」(台網類漁業鮭角網)の一種、計三種類であった。免許期間二〇年、漁業期間はイワシ漁五月十五日から十二月十五日まで、サケ漁では地曳網が十月一日から翌年一月十五日まで、定置網は九月一日から十二月三十日までであった。

まず伝統を誇る「勇鰡特」のイワシ地曳網漁についてみると、これまで四〇カ所程度の漁場数であったものが、この漁業法による漁業権の免許にあたり一挙に二倍以上に増え、所有者数も増加したが、第一号から第一六号までは鵡川村・厚真村で、苫小牧村は第一七号(大字勇払村字トアヅマ)から第九九号(大字樽前村字別々)の二三人、八三漁場であった。このうち大字勇払村字マコマイから大字小糸魚村字有珠間に集中的に漁場を持った石垣彦三郎が実弟隈太郎の分も含め二七カ統、大字覚生村と大字樽前村に多く漁場を持った飯田信三が二三カ統で、この二人で実に五〇カ所にのぼる漁場が免許されたのである。これは苫小牧におけるイワシ地曳漁場の六〇％以上を占めるものであった。


漁業免許状(明治35年７月１日発行)
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

石垣は弟が函館に商店を経営する函館商人であり、飯田は門別・函館間に貨物船を回漕する近江人特有の商魂を持つものであったが、石垣は勇払郡苫小牧村に、飯田は沙流郡門別村に大邸宅を構え函館海産商人と密接なつながりを持っていた。この二人は漁業法施行以前にそれぞれ漁場の権利を得ていたので、漁業法施行と同時に、いわば自動的に漁場の免許が付与されたのである。したがって、明治三十五年以前の漁場所有形態がそのまま引き継がれ、大漁場は数漁場に分割されたため、石垣、飯田の二名は二〇数漁場を所有することになったのである。

その他の免許漁業者をみると、苫小牧村の土居栄十郎の六カ統、土居は一丁佐々木漁場の支配人として来苫し、後に独立したが、非常に優れた人で総代人、村会議員におされ村の実力者の一人となった。また、樽前浜の漁家からはじめて東京大学に息子を入学させたということでも有名であった。勇払村の西川健助が四カ統、西川は山田文右衛門などにつかえた後、勇払にて漁業、旅人宿を営み、駅逓取扱人、郵便取扱人、副総代として着々と実力を加え、郡内実力者の一人となっていた。このほかは一、二カ統の単一漁場の所有であった。ただ、前記の数カ統の所有者に加え、たとえ一カ統の漁場所有にせよ、苫小牧村渋川平八郎、同中山清作、同京谷卯之松、錦多峰村川村勘三郎など地元永住人の進出が目立つことである。地元の中漁業家においても、ようやくイワシ漁をなし得る段階にあったのである。次に、明治三十五年七月一日付をもって免許を得た、苫小牧関係のイワシ地曳網漁業者をあげれば次のとおりであった。

勇払郡海産干場所有一覧表

| 免許番号 | 漁業権者住所氏名 | 漁場の位置 | 免許番号 | 漁業権者住所氏名 | 漁場の位置 |
|---|---|---|---|---|---|
| 勇鰛特第一七号 | 勇払村　長谷川　福太郎 | 勇払村トアヅマ | 勇鰛特第一九号 | 厚真村　金崎　福太郎 | 勇払村トアヅマ |
| 〃　一八号 | 厚真村　金崎　福太郎 | 〃 | 〃　二〇号 | 門別村　飯田　信三 | 〃　（昼第二八号） |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 勇鰹特第二一号 | 門別村 | 飯田信三 | 勇払村トアヅマ | （昼第一九号） | |
| 〃 | 二一二号 | 函館区 | 平野与次右衛門 | 〃 | （昼第三〇号） |
| 〃 | 二一三号 | 勇払村 | 西川健助 | 〃 | （昼第三四号） |
| 〃 | 二一四号 | 〃 | 〃 | 〃 | （昼第三五号） |
| 〃 | 二一五号 | 青森県 | 西館芳松 | 〃 | （昼第三六号） |
| 〃 | 二一六号 | 札幌区 | 及川喜三郎 | 〃 | （昼第三七号） |
| 〃 | 二一七号 | 苫小牧村 | 土居栄十郎 | 〃 | （昼第三八号） |
| 〃 | 二一八号 | 〃 | 〃 | 〃 | （昼第三九号） |
| 〃 | 二一九号 | 勇払村 | 西川健助 | 勇払村勇払 | （昼第四〇号） |
| 〃 | 三〇号 | 門別村 | 飯田信三 | 〃 | （昼第四一号） |
| 〃 | 三一号 | 苫小牧村 | 土居栄十郎 | 〃 | （昼第四二号） |
| 〃 | 三二号 | 〃 | 〃 | 〃 | （昼第四三号） |
| 〃 | 三三号 | 〃 | 石垣彦三郎 | 〃 | （昼第四四号） |
| 〃 | 三四号 | 勇払村 | 西川健助 | 〃 | （昼第四五号） |
| 〃 | 三五号 | 苫小牧村 | 石垣彦三郎 | 〃 | （昼第四六号） |
| 〃 | 三六号 | 戸井村 | 吉川由太郎 | 〃 | （昼第四七号） |
| 〃 | 三七号 | 門別村 | 飯田信三 | 〃 | （昼第四八号） |
| 〃 | 三八号 | 札幌区 | 及川喜三郎 | 〃 | （昼第四九号） |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 勇鰹特第二九号 | 函館区 | 中島多三郎 | 勇払村勇払 | （昼第五〇号） | |
| 〃 | 四〇号 | 苫小牧村 | 土居栄十郎 | 勇払村サタップ | （昼第五一号） |
| 〃 | 四一号 | 〃 | 〃 | 〃 | （昼第五二号） |
| 〃 | 四二号 | 〃 | 石垣彦三郎 | 〃 | （昼第五三号） |
| 〃 | 四三号 | 門別村 | 飯田信三 | 勇払村マコマイ | （昼第五四号） |
| 〃 | 四四号 | 苫小牧村 | 石垣彦三郎 | 〃 | （昼第五五号） |
| 〃 | 四五号 | 〃 | 〃 | 〃 | （昼第五六号） |
| 〃 | 四六号 | 〃 | 〃 | 〃 | （昼第五七号） |
| 〃 | 四七号 | 〃 | 〃 | 〃 | （昼第五八号） |
| 〃 | 四八号 | 〃 | 〃 | 〃 | （昼第五九号） |
| 〃 | 四九号 | 〃 | 〃 | 〃 | （昼第六〇号） |
| 〃 | 五〇号 | 門別村 | 飯田信三 | 〃 | （昼第六一号） |
| 〃 | 五一号 | 苫小牧村 | 石垣彦三郎 | 〃 | （昼第六二号） |
| 〃 | 五二号 | 〃 | 〃 | 〃 | （昼第六三号） |
| 〃 | 五三号 | 〃 | 〃 | 〃 | （昼第六四号） |
| 〃 | 五四号 | 〃 | 〃 | 〃 | （昼第六五号） |
| 〃 | 五五号 | 〃 | 〃 | 苫小牧村浜 | （昼第六六号） |
| 〃 | 五六号 | 〃 | 〃 | 〃 | （昼第六七号） |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 勇鰡特第五七号 | 苫小牧村 | 石垣彦三郎 | 苫小牧村浜（昼第六八号） | |
| 〃 五八号 | 〃 | 〃 | （昼第六九号） | |
| 〃 五九号 | 〃 | 〃 | （昼第七〇号） | |
| 〃 六〇号 | 〃 | 〃 | （昼第七一号） | |
| 〃 六一号 | 〃 | 〃 | （昼第七二号） | |
| 〃 六二号 | 〃 | 〃 | 苫小牧村前浜（昼第七三号） | |
| 〃 六三号 | 門別村 | 飯田信三 | （昼第七四号） | |
| 〃 六四号 | 苫小牧村 | 石垣彦三郎 | （昼第七五号） | |
| 〃 六五号 | 函館区 | 桂久蔵 | （昼第七六号） | |
| 〃 六六号 | 苫小牧村 | 石垣彦三郎 | （昼第七七号） | |
| 〃 六七号 | 〃 | 渋川平八郎 | （昼第七八号） | |
| 〃 六八号 | 〃 | 石垣彦三郎 | 小糸魚村（昼第七九号） | |
| 〃 六九号 | 〃 | 中山清作 | （昼第八〇号） | |
| 〃 七〇号 | 函館区 | 筑前善太郎 | （昼第八一号） | |
| 〃 七一号 | 〃 | 〃 | （昼第八二号） | |
| 〃 七二号 | 門別村 | 飯田信三 | （昼第八三号） | |
| 〃 七三号 | 函館区 | 渡辺佐兵衛 | （昼第八四号） | |
| 〃 七四号 | 〃 | 〃 | （昼第八五号） | |
| 〃 七五号 | 錦多峰村 | 川村勘三郎 | （昼第八六号） | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 勇鰡特第七六号 | 苫小牧村 | 石垣彦三郎 | 小糸魚村（昼第八七号） | |
| 〃 七七号 | 〃 | 京谷卯之松 | （昼第八八号） | |
| 〃 七八号 | 函館区 | 新田みか | 錦多峰村（昼第八九号） | |
| 〃 七九号 | 〃 | 平野与次右衛門 | （昼第九〇号） | |
| 〃 八〇号 | 苫小牧村 | 石垣彦三郎 | （昼第九一号） | |
| 〃 八一号 | 門別村 | 飯田信三 | （昼第九二号） | |
| 〃 八二号 | 〃 | 〃 | （昼第九三号） | |
| 〃 八三号 | 函館区 | 石垣隈太郎 | 覚生村（昼第九四号） | |
| 〃 八四号 | 札幌区 | 瀬下秀造 | （昼第九五号） | |
| 〃 八五号 | 函館区 | 渡辺佐兵衛 | （昼第九六号） | |
| 〃 八六号 | 門別村 | 飯田信三 | （昼第九七号） | |
| 〃 八七号 | 〃 | 〃 | （昼第九八号） | |
| 〃 八八号 | 〃 | 〃 | （昼第九九号） | |
| 〃 八九号 | 〃 | 〃 | （昼第一〇〇号） | |
| 〃 九〇号 | 〃 | 〃 | （昼第一〇一号） | |
| 〃 九一号 | 〃 | 〃 | （昼第一〇二号） | |
| 〃 九二号 | 〃 | 〃 | （昼第一〇三号） | |
| 〃 九三号 | 函館区 | 平田弥一郎 | 樽前村前浜（昼第一〇四号） | |
| 〃 九四号 | 門別村 | 飯田信三 | （昼第一〇五号） | |

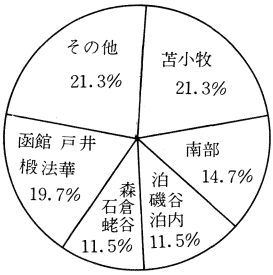
| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 勇鰡特第九五号 | 門別村 | 飯田信三 | 樽前村前浜 | （昆第一〇六号） | 勇鰡特第九八号 | 門別村 | 飯田信三 | 樽前村別々 | （昆第一〇九号） |
| 〃 九六号 | 〃 | 〃 | 〃 | （昆第一〇七号） | 〃 九九号 | 〃 | 〃 | 〃 | （昆第一一〇号） |
| 〃 九七号 | 〃 | 〃 | 〃 | （昆第一〇八号） | | | | | |

※昆第号は漁場番号で一般的な番号であった。（『室蘭支庁布令綴』『免許漁業原簿』―勇払郡より作成）

一方、サケ漁については定置網による勇鮭定は第一号より第一一号までで、第一号は浜厚真で、第二号からトユウブツ苫小牧村西島善治、第三号トユウブツ・第四号勇払でともに勇払村の西川健助、第五号マコマイ・第六号苫小牧で苫小牧村の石垣彦三郎、第七号は小糸魚で苫小牧村の京谷卯之松、第九号錦多峰で石垣彦三郎、第一〇号覚生・第一一号樽前で門別村の飯田信三の免許であったが、その他については不明である。また、各河川のサケ地曳網は一〇権で、うち二権は鵡川、厚真川で、苫小牧関係は八権、苫小牧川・勇払川・錦多峰川は苫小牧村の所有であったが、その他については不明である。

明治三十五年七月一日の第一回目の漁業免許においては、苫小牧関係ではイワシ地曳網漁で八三権、サケ定置網漁で一〇権、サケ河川地曳網漁は八権の計一〇一権の免許数であった。しかし、これらの漁場すべてが毎年漁を行うのではなく、三分の一以上は休業を常としていた。漁業免許は室蘭支庁の許可なくして一年間漁業に従事しなかったり引続き二年間休業したりすると、免許の取消し処分をうけることもあったが、樽前浜では以前からの習慣でもある漁場の他貸しがひんぱんに行われたのである。明治三十八年、三十九年の二年間のイワシ漁業権貸付状況をみると、貸付総数は一七人、六一件で年平均三〇漁場の他貸しがあったから、三六％の漁場が地元民や出稼人に貸付けられていた。漁業権者別にみると第一位が飯田信三の一九件、次いで石垣彦三郎の一一件、土居栄十郎の六件の順で、多

くの漁場を所有している者が上位を占めている点、仕込み、漁夫集めの関係もあって自らの漁場経営は困難であったことがうなずけるのである。また、函館区筑前善太郎、同渡辺佐兵衛、同新田みか、同平野与次右衛門、同中島多三郎、札幌区及川喜三郎、同瀬下秀造、青森県西館芳松、戸井村古川由太郎などの不在漁場主はすべて漁場貸付けを行っていることで、石垣彦三郎、土居栄十郎、西川健助など地元漁業家を除けば樽前浜の漁場は不在者が多く、また地元漁業家においても自ら漁を行うことは少なく、イワシ漁の多くは出稼人によって行われていたことになるのである。これは場所請負人当時からの特長でもあった。



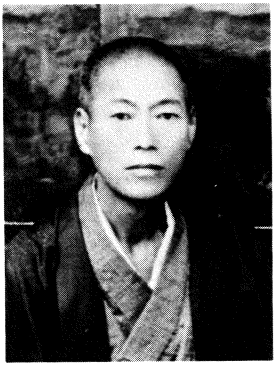

また、借主についてみると苫小牧村が一三人の二一・三%、函館・戸井村・椴法華村が一二人の一九・七%、南部が九人で一四・七%、森村、石倉村・蛯谷村七人の一一・五%、磯谷村・岩内町・泊村七人の一一・五%、その他は一三人の二一・三%であったから、出稼人は四八人、七八・七%であった。

**ダブル免許の付与**　明治三十六年二月三日、苫小牧村高橋久太郎に勇鰹特第一〇〇号のイワシ地曳網漁業権が免許されてから年に三権程度の漁業権が増加していった。しかしながら、一方では休業する漁場も多く、すでにその権利を譲渡したものもあり、中には漁業権の放棄によって閉鎖された漁場もあった。

そこで、当時苫小牧村で代書をしていた村会議員笠松立太など三名は、明治三十九年これら活用されない漁場の利用権を得るため、三四漁場の重複漁業権を申請したのである。笠松は新潟県高田の出身で、若くして自由党員となり高田事件にも関係したが、同二十三年ごろ来道し苫小牧村に住みつき以来代書業を行い、同三十九年村会議員となったが、村内の実力者の一人であった。笠松は、この未使用の漁場をより多くの人に使ってもらおうとしての出願であ

ったが、室蘭支庁においてもこれを認めることになり、同三十九年四月二度にわたって漁業免許の付与があった。

笠松立太など三名が得た漁業権は勇払村サタップから覚生村に至るもので免許期間二〇年、漁業期間は春漁だけの五月十六日から八月三十一日までと秋漁を含む五月十六日から十二月十五日までの二種類に分けられ、同一漁場において同種または異種の漁業と同時に着業する場合には、従来の慣習のある[2]ものはこの慣習によって、その他については互いに妨害しないようにして行うというもので、すでに免許を受けている漁業者に有利なものであった。



笠松立太（明治40年）
〔小池喜孝氏蔵〕

笠松立太外二名に免許された漁場一覧表

| 免許番号 | 漁場の位置 | 重複漁業者 | 漁業期間 |
|---|---|---|---|
| 勇鰡特第一一一号 | 勇払（畠第四一号甲） | 飯田信三 | A |
| 〃第一一二号 | 〃（畠第四二号甲） | 土居栄十郎 | A |
| 〃第一一三号 | 〃（畠第四三号甲） | 〃 | A |
| 〃第一一四号 | 〃（畠第四四号甲） | 石垣彦三郎 | A |
| 〃第一一五号 | サタップ（畠第四八号甲） | 飯田信三 | B |
| 〃第一一六号 | 〃（畠第四九号甲） | 及川喜三郎 | B |
| 〃第一一七号 | 〃（畠第五〇号甲） | 中島多三郎 | B |
| 勇鰡特第一一八号 | サタップ（畠第五一号甲） | 土居栄十郎 | B |
| 〃第一一九号 | マコマイ（畠第六〇号甲） | 石垣彦三郎 | A |
| 〃第一二〇号 | 苫小牧（畠第六四号甲） | 〃 | A |
| 〃第一二一号 | 小糸魚（畠第七七号甲） | 〃 | A |
| 〃第一二二号 | 〃（畠第八〇号甲） | 中山清作 | A |
| 〃第一二三号 | 〃（畠第八一号甲） | 筑前善太郎 | B |

以上の漁業免許　明治三十九年四月十日付

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 勇鰮特第一一五号 | マコマイ（昼第五三号甲） | 石垣彦三郎 | A | |
| 〃第一一六号 | 〃（昼第五四号甲） | 〃 | A | |
| 〃第一一七号 | 〃（昼第五五号甲） | 〃 | A | |
| 〃第一一八号 | 〃（昼第五六号甲） | 〃 | A | |
| 〃第一一九号 | 〃（昼第五七号甲） | 〃 | A | |
| 〃第一三〇号 | 〃（昼第五八号甲） | 〃 | A | |
| 〃第一三一号 | 苫小牧（昼第五九号甲） | 〃 | A | |
| 〃第一三二号 | 〃（昼第六五号甲） | 〃 | A | |
| 〃第一三三号 | 〃（昼第六六号甲） | 〃 | A | |
| 〃第一三四号 | 〃（昼第六七号甲） | 〃 | B | |
| 〃第一三五号 | 〃（昼第六八号甲） | 〃 | B | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 勇鰮特第一三六号 | 苫小牧（昼第六九号甲） | 石垣彦三郎 | B | |
| 〃第一三七号 | 〃（昼第七〇号甲） | 〃 | B | |
| 〃第一三八号 | 〃（昼第七一号甲） | 〃 | B | |
| 〃第一三九号 | 〃（昼第七二号甲） | 〃 | A | |
| 〃第一四〇号 | 〃（昼第七三号甲） | 〃 | A | |
| 〃第一四一号 | 小糸魚（昼第七四号甲） | 飯田信三 | A | |
| 〃第一四二号 | 〃（昼第七五号甲） | 石垣彦三郎 | A | |
| 〃第一四三号 | 〃（昼第七八号甲） | 渋川平八郎 | A | |
| 〃第一四四号 | 〃（昼第七九号甲） | 石垣彦三郎 | A | |
| 〃第一四五号 | 〃（昼第八三号甲） | 石垣隈太郎 | A | |

以上の漁業免許　明治三十七年四月二十三日付

※　Aは漁業期間五月十六日～八月三十一日、Bは五月十六日～十二月十五日（『室蘭支庁布令綴』　明治三十九年より作成）

しかし、笠松立太は明治四十二年死亡し、笠松の代書業を引き継いだ坂口正利などにその漁業権が譲渡されたが、免許をうけた三四漁場のうち活用されたのは三分の一程度で途中で閉鎖する漁場も多く、大正七年にわずか五漁場が残るのみであった。

**勇払・白老二郡水産組合の設立**　本組合の前身は明治二十一年二月に漁業組合準則により設立された勇払白老漁業組合で、同三十五年の漁業法の制定により勇払白老二郡水産組合と改称した。当初の組合長は石垣彦三郎で、土居栄十郎、西川健助、三好庄吉、西島善治などが役員であった。

勇拂白老二郡水産組合

目　的　水産業ノ改良発達及水産動植物ノ蕃殖保護其他組合員ノ共同利益ヲ図ルコト

組合ノ事務

1、漁撈及製造ノ調査指導ニ関スル事項
2、製造ノ検査ニ関スル事項
3、水産動植物ノ蕃殖保護ニ関スル事項
4、販路ノ調査ニ関スル事項
5、紛議調査ニ関スル事項
6、共進会及品評会開設ニ関スル事項
7、博覧会共進会及品評会ノ出品ニ関スル事項
8、水産業ノ篤志奨励及水難者救助並ニ水産業者ノ貯金

検査スベキ物品

魚粕、煮干、魚類、乾魚類、鯣、鰹節、北寄貝、魚油

組合　勇払、白老ノ全部

（『苫小牧町史』　昭和十五年　苫小牧町）



勇払・白老二郡水産組合役員
〔明治41年〕〔苫小牧市史編さん室蔵〕

本組合は特に水産製品の検査に重点をおき、これまで漁場の帳場をしていた川辺為之助を三カ月間小樽高島の水産試験場に派遣して、イワシ粕検査、魚油検査、魚のかん詰などの講習を受けさせ、常駐の水産物検査員とした。

このほか、水産品評会なども開催しその初期にはかなり活発な活動があった。特に製品検査は厳重に行われており製品の向上につとめていたが、樽前魚油は横浜などにおいて好評を得て、明治三十六年には関係筋より勇払白老水産

組合に製造法の照合があった。樽前浜では特別の製法によるものではないが、製品検査の励行を続けており、各地においてもこの検査励行の重要性を知るところとなった。

本組合産の鰛油は特別の製法を用ひたるものにはあらざれども製品検査を励行したり、其検査方法は石油空鑵に汲み込めたる魚油中に硝子管を挿し入れ之にて鑵中の魚油を検し下底に水分夾雑物等の混入沈滞せるを発見せば、其上層清澄の部分の外は更に油槽に注入し其清澄を俟て之を汲取るべき事と定め、其検査を経たるものには組合の検印を押捺したり、斯の如くにして函館に売出したる品は価格に於て敢て他品と格段の差あるを見さりしも従来函館地方の習慣たる三分引（水分夾雑物の有無如何に拘はらず一定の価格より三分方の値引を為したるものなり）の抑制を受けさりしのみならず従来の如く其製品に対する検査（従来は一々中味を検査したる上にあらざれば取引せざりき）は全然行はざりしか如き著大の便利を得たり。

（『殖民公報』明治三十六年　北海道庁）

注（1）『新北海道史』―第四巻　昭和四十六年　北海道

（2）『室蘭支庁布令』　明治三十九年四月告示

## 六　漁業統計と他貸漁業の性格

**漁業人口と漁獲物**　漁業法の施行以来苫小牧の漁業人口は若干ながら増加していた。特に、明治三十八年には笠松立太の重複免許による広範な漁業権の貸付けもあり、それに許可漁業、自由漁業を主体とする小中漁業者の進出によって漁業戸数も一〇〇戸にせまろうとしていたのである。一方、出稼人口（出稼人、出稼雇漁夫）も同三十八年には前年の四倍以上の増加で二、九一六人の漁業出稼人口があったが、これは苫小牧の人口にほぼ匹敵するものであった。この年のイワシ〆粕量は三、三七二石でまずまずの成績であったが、翌三十九年には一、四三五石と誠にあ

われな結果となり、出稼人の漁は急速な減少をみて、明治末期には一、〇〇〇人を割る始末であった。

しかしながら、皮肉なことに漁獲高の方は明治四十年四、八九六石、同四十一年には久しぶりに七、〇〇〇石を大きく超える八、三〇四石の大漁であった。だが、これもつかの間、同四十二年の三、六三二石を最後に、ある年を除けば地曳網によるイワシ漁は減少の一途をたどり、二、〇〇〇石を割るのもめずらしいことではなかった。このため、これまでなかったカレイの〆粕を同三十九年以来行うようになり、なんとかイワシ不漁を補てんしようとするものであった。また、生売水産物ではカレイが大幅な伸びを示し、北寄貝も同三十八年、三十九年を除けば相当量の水揚げがあり、樽前浜の漁業もイワシ一本から次第に多角的な漁業方法へと変っていった。

漁民人口の増加は、製造業者が目立つほか、生売水産物を主とする零細漁業家の進出と、仕込みをうけ、収穫物を抵当とする漁業権を持たない賃借漁業者の増加、それに出稼人の定住などがあげられる。しかし、これも明治四十三年王子製紙が操業を開始すると減少しはじめ、将来に不安を持つ漁業を捨て工場労働者になるものも少なくなかった。

明治末期から大正初期にかけ、漁業人口、出稼人、漁獲高ともに減少し、樽前浜の沿岸漁業は一つの岐路に立ち、漁業構造の改革と漁業者の新陳代謝がなされることになった。

漁業人口一覧表

| 年次 | 種類別戸数 | | | | | | | | | 漁業人口 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 主業 | | | | 兼業 | | | | 合計 | 主業 | 兼業 | 合計 |
| | 漁業 | 採藻業 | 製造業 | 計 | 漁業 | 採藻業 | 製造業 | 計 | | | | |
| 明治三七年 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 八三 | 二八九 | 一三一 | 四二〇 |
| 三八年 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 九六 | 五一七 | 二九七 | 八一四 |
| 三九年 | 三八 | 一 | 一四 | 五二 | 三 | 一 | 五二 | 五五 | 一〇七 | 六四四 | 三五三 | 九九七 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 明治四〇年 | 四五 | 八九 | — | — | 一〇 | 一三 | 五五 | 八九 | — | — | 五六 | 五六 | 一一九 | 九〇二 | 三〇八 | 一、二一〇 |
| 四一年 | 四二 | | — | — | 一三 | | 五五 | | — | — | 五三 | 六四 | 一一九 | 七四七 | 四〇二 | 一、一四九 |
| 四二年 | 九二 | | — | — | 一三 | | 五五 | | — | — | 五〇 | 六一 | 一五三 | 九九七 | 三一九 | 一、三一六 |
| 四三年 | 八九 | | — | — | 一三 | | 五五 | | — | — | 五〇 | 五六 | 一四五 | 九〇二 | 三〇八 | 一、二一〇 |

（『胆振国勢一班』明治四十四年『苫小牧村勢一班』明治四十三年より作成）

## 漁業出稼人口一覧表

| 年次 | 胆振管外 | | 胆振管内 | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人員 | 船数 | 人員 | 船数 | 人員 | 船数 |
| 明治三七年 | 五三〇 | 一五 | 一八五 | 一六二 | 七一五 | 一七七 |
| 三八年 | 一、七五四 | — | 一、一六二 | 四 | 二、九一六 | 四 |
| 三九年 | 一、二七五 | — | 七六三 | 五 | 二、〇三八 | 五 |
| 四〇年 | 一、二二九 | — | 七二六 | 八 | 一、九五五 | 八 |
| 四一年 | 九三一 | — | 二一一 | 五 | 一、一四二 | 五 |

（『胆振国勢一班』明治四十二年　室蘭外五郡協賛会）

## 漁船数一覧表

| 年次 | | 日本形 | | | | | | | | | | 西洋形 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 区分 | | | | | 合計 | | | | | 流船 | |
| | | 三半船形 | 川崎船形 | 傳馬船形 | 磯船形 | 艀船形 | 刳船（丸木船） | 五間以上（船長） | 五間未満 | 三間未満 | 計 | 隻数 | 噸数 |
| 明治三九年 | 一三六艘 | 一四〇 | 三 | — | 一四一 | — | 八 | 一三六 | 三 | 一四九 | 二八八 | — | — |
| 四〇年 | | | 五 | — | 一三五 | | 一〇 | 一四〇 | 五 | 一四五 | 二九〇 | — | — |

| 年次 | 建網 角網 | 建網 大房網 | 建網 計 | 刺網 | 旋網 揚繰網 | 旋網 其他 | 旋網 計 | 曳網（地網） | 雑網 八尺網 | 雑網 手繰網 | 雑網 計 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 明治三九年 | 八 | 一 | 八 | 一 | 一 | 一 | 一 | 七三 | 三四 | 三三 | 六七 | 一四八 |
| 四〇年 | 六 | 一 | 六 | 一 | 一 | 一 | 一 | 七八 | 二五 | 三八 | 六三 | 一四七 |
| 四一年 | 七 | 一 | 七 | 一 | 一 | 一 | 一 | 七四 | 二六 | 四三 | 六九 | 一五〇 |
| 四二年 | 九 | 一 | 九 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一〇二 | 一二 | 四〇 | 五二 | 一六三 |

（『苫小牧村勢一班』　明治四十三年　苫小牧村）

漁網一覧表

| 年次 | 鰛搾粕 | 鰛油 | 乾鰛 | 乾鯖 | 鰈搾粕 | 鮭塩製 | 筋子塩製 | 公魚 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 明治三七年 | 二、三七二石 | 一、三〇〇石 | 三、二四五石 | 一石 | 一石 | 一石 | 一貫 | 一貫 |
| 三八年 | 二四、九〇六円 | 八〇〇円 | 九二〇円 | 三九六 | 一、一二〇 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇 |
| 三九年 | 二、三七二 | 一、四一七 | 一、二五五 | 一、一二〇 | 一、一二〇 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇 |
| 四〇年 | 一七、四三五 | 二、二八五 | 四、〇五〇 | 一、一二〇 | 一、一二〇 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇 |
| 四一年 | 九四、〇 | 四、一三 | 三、二〇 | 一、一二〇 | 一、一二〇 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇 |
| 四二年 | 四五、七 | 七、二五 | 四、五〇 | 一、一二〇 | 一、一二〇 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇 |

（『苫小牧村勢一班』　明治四十三年　苫小牧村）

水産物（製造）一覧表

（『胆振国勢一班』『苫小牧村勢一班』より作成）

## 水産物（生売）一覧

| 年次 | 鮭 | 鰡 | 鯖 | 鰈 | 鮑（カスベ） | 鱈 | 鮮 | 北寄貝 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 明治三七年 | 五、二三三石<br>五九二円 | 二、〇〇〇貫<br>一六〇円 | 一貫<br>一円 | 二、二〇〇貫<br>七〇円 | 一貫<br>一円 | 一貫<br>一円 | 一貫<br>一円 | 一〇、三〇〇貫<br>六二五円 |
| 三八年 | 三、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 三、五〇〇 | 二、二〇〇 | | | | 七、一一二 |
| 三九年 | 五、〇〇〇 | 一、六〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、〇四〇 | 一、七八〇 | | | 一、八〇二 |
| 四〇年 | 二、七〇五 | 八、〇〇〇 | 二、三〇〇 | 四、〇〇〇 | 一、二〇〇 | | | 四、〇〇六 |
| 四一年 | 六二五 | 一、〇〇〇 | 五五〇 | 二、〇〇〇 | 一、二〇〇 | | | 四二〇〇 |
| 四二年 | 二、三四〇<br>一二九<br>六六五 | 三、〇〇〇<br>二、〇〇〇<br>二八二<br>九〇〇<br>二一〇 | 二、六〇〇<br>一、三〇〇<br>七二〇<br>八〇五<br>三八四<br>七〇〇<br>四〇二 | 二、〇四〇<br>一、二〇〇<br>一、〇〇〇<br>三、〇〇〇<br>二、〇〇〇<br>二、〇〇〇<br>二

また、漁業権所有維持の関係もあって、毎年同一漁場の貸付けをさけ、二年置き程度で順番に貸付ける傾向もあった。したがって、毎年相当数の漁場が休業していたのである。

一方、賃借権者をみると、地元漁業家の進出が目立ち、岩手県久慈町を中心とする南部衆は相変らずであったが、石倉村、蛯谷村、砂原村の茅部郡組の著しい減少があった。

明治四十五年および大正二年の他貸漁業状況をみると次のとおりであった。

漁場の賃借権設定一覧表

| 免許番号 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 借受人 | 期間 | 條件 |
|---|---|---|---|---|---|
| 勇鰹特第六八号 | 苫小牧村二〇石垣彦三郎 | 小糸魚（畳第七九号） | 磯谷郡磯谷村梅沢大吉 | M45・6・1～45・6・8・30 | この期間三〇円にて賃借権設定 |
| 〃 | 〃 | 苫小牧（畳第七五号） | 岩手県久慈町小向七蔵 | M45・6・8・10～47・6・7・30 | 一カ年につき三〇円にて |
| 第六四号 | 苫小牧村二一土居栄十郎 | サタップ（畳第五二号） | 苫小牧村サタップ山根初太郎 | M45・6・11・1～47・6・11・30 | 毎年収穫物の二割五分にて |
| 第四一号 | 函館弁天町平野与次右衛門 | 錦多峰（畳第九〇号） | 茅部郡尾札部村長谷川忠次郎 | M45・6・8・10～45・6・8・30 | この期間五五円にて |
| 第七九号 | 沙流郡門別村飯田信三 | 覚生（畳第一〇五号） | 岩手県久慈町金吾 | M45・6・8・10～45・6・8・30 | この期間の収穫物の二割五分にて |
| 第九四号 | 〃 | 苫小牧（畳第七四号） | 岩手県伝浜村本浪新平 | M45・6・8・10～45・6・8・30 | 〃 |
| 第六三号 | 〃 | 小糸魚（畳第八三号） | 岩手県久慈町松浦仁太郎 | M45・6・8・10～45・6・8・30 | 〃 |
| 第七二号 | 〃 | 錦多峰（畳第九三号） | 岩手県夏井村西吉 | M45・6・8・10～45・6・8・30 | 〃 |
| 第八二号 | 〃 | 覚生（畳第一〇〇号） | 岩手県久慈町佐々木清次郎 | M45・6・8・10～45・6・8・30 | 〃 |
| 第八九号 | 〃 | 勇払（畳第四〇号） | 浜益郡浜益村竹内栄太郎 | M45・6・12・1～45・6・12・15 | この期間九〇円にて |
| 第二九号 | 苫小牧村勇払西川健助 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 勇鱒特第一六九号 | 苫小牧村錦多峰川村勘三郎 | 錦多峰勇払（昼第四一号） | 岩手県宇部村桜庭初太郎 | M45・6・8～31 |
| 〃第三〇号 | 沙流郡門別村飯田信三 | 勇払トアツマ（昼第二八号） | 茅部郡石倉村東造 | M45・6・8～30 |
| 〃第二〇号 | 厚真村金崎福太郎 | 厚真村浜厚真新井豊蔵 | 厚真村浜厚真新井豊蔵 | M45・6・12～15 |
| 〃第八三号 | 苫小牧村二〇石垣彦三郎 | 覚生（昼第九四号） | 苫小牧村原小内千松 | M45・6・8～30 |
| 〃第三三号 | 〃 | 勇払（昼第四四号） | 茅部郡蛯谷村松田恒蔵 | M45・6・7・7～31 |
| 〃第四二号 | 〃 | サタップ（昼第五三号） | 岩手県久慈町中塚留吉 | M45・6・7・1～30 |
| 〃第六二号 | 〃 | 苫小牧（昼第七二号） | 〃佐々木徳松 | M45・6・12・1～10 |
| 〃第四四号 | 〃 | マコマイ（昼第五五号） | 〃竹花福太郎 | M47・6・12・1～10 |
| 〃第二三号 | 苫小牧村小糸魚田村馬吉 | 小糸魚覚生 | 苫小牧村小糸魚大港末吉 | M45・5・12・30～15 |
| 〃第一六二号 | 小樽区色内町駒吉 | マコマイ（昼第五四号） | 苫小牧村錦多峰島和市 | M45・6・8・10～30 |
| 〃第四三号 | 沙流郡門別村飯田信三 | 小糸魚（昼第八六号） | 岩手県中野村下向与吉 | M45・6・8・15～30 |
| 〃第五〇号 | 沙流郡門別村飯田信三 | マコマイ（昼第六一号） | 茅部郡石倉村中野勘助 | M45・6・8・25～31 |
| 〃第七五号 | 苫小牧村錦多峰川村勘三郎 | 錦多峰小糸魚（昼第七九号） | 亀田郡銭亀沢村長浜竹蔵 | M45・6・8・10～30 |
| 〃第四三号 | 苫小牧村小糸魚馬吉 | 小糸魚（昼第七三号） | 岩手県夏井村西岩吉 | T2・6・8・10～30 |
| 〃第一六二号 | 苫小牧村二〇石垣彦三郎 | 苫小牧（昼第七三号） | 岩内郡岩内町小塚長次郎 | T2・6・7・1～30 |
| 〃第六八号 | 苫小牧村二〇石垣彦三郎 | 錦多峰小糸魚 | 岩手県宇部村桜庭初太郎 | T2・6・8・12～31 |
| 〃第一七〇号 | 函館区駒止町伊香専助 | 小糸魚 | 苫小牧村菊次郎中 | T2・6・11・30 |
| 〃第一六九号 | 苫小牧村錦多峰桜庭初太郎 | 錦多峰 | 苫小牧村小糸魚大港末吉 | T2・6・12・1～12・15 |
| 〃第六二号 | 苫小牧村二〇石垣彦三郎 | 苫小牧（昼第七三号） | | |
| 〃第二三号 | 苫小牧村小糸魚田村馬吉 | 小糸魚 | | |

この期間二〇円にて
この期間三〇円にて
この期間六〇円にて
一カ年につき三〇円にて
〃
〃
〃
〃
この期間の収穫物の二割五分にて
この期間二五円にて
この期間の収穫物の二割五分にて
この期間二〇円にて
この期間の収穫物の二割五分にて
〃
〃
〃
〃
〃

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 勇鰹特第一六号 | 苫小牧村錦多峰川村勘三郎 | 錦多峰 | 岩手県宇部村石橋貞規 | T2・6・12・31～ | 一カ年につき二五円にて |
| 〃第六一号 | 苫小牧村二〇石垣彦三郎 | 苫小牧（昼第七四号） | 苫小牧村三治 | T2・5・11・25～30～ | 毎年収穫物の二割五分にて |
| 〃第五七号 | 〃〃 | 〃（昼第六八号） | 吉越一郎 | T2・5・11・28～30～ | この期間の収穫物の二割五分にて |
| 〃第六〇号 | 〃〃 | 〃（昼第七一号） | 佐々木吉次郎 | T2・6・8・1～30～ | 〃 |
| 〃第九六号 | 沙流郡門別村飯田信三 | 樽前（昼第一〇七号） | 苫小牧村樽前野村孫次郎 | T2・6・8・10～30～ | 〃 |
| 〃第九八号 | 〃〃 | 別々（昼第一〇九号） | 白老郡社台村加藤長八 | T2・6・8・10～30～ | 〃 |
| 〃第九〇号 | 〃〃 | 樽前（昼第一〇三号） | 上磯郡茂別村吉田仲太郎 | T2・6・8・20～30～ | 〃 |
| 勇鮭定第七号 | 苫小牧村京谷卯之松 | 小糸魚 | 岩手県久慈町佐々木酉太 | T2・10・12・28～20～ | 〃 |
| 〃第一一号 | 沙流郡門別町飯田信三 | 別々 | 白老郡白老村山手與助 | T2・10・12・29～30～ | この期間一五〇円をもって |

※「期間」中M47とあるは、明治時代中に契約したためである。

（『免許漁業原簿』―勇払郡より作成）

樽前浜のイワシ漁は、これを新たに開業しようとする者に、固定資本としての漁船・漁網・製造用具など一切は納屋付で借り入れるのを常とした。したがって、その経営にあたっては、漁業権の賃借料のほかこれら船、網、用具の借料と流動資本たる漁夫の給料、米噌、その他雑費を必要とした。ただ、毎年のように出稼ぎに来ている常連漁業者はすべてを持参して来るため、収穫高の二割五分を納めるのが普通であった。もし、イワシ地曳網一カ統分の経営費用を用意するとすれば、この時期では（明治末期）網代三、四五〇円、漁船八五〇円、製造用具等二、七一〇円、人件費食糧等一、四七〇円の実に八、四八〇円を必要とし、当時〆粕一石一二円五〇銭であったから少なくとも七〇〇石以上の収穫がなければ漁場経営は黒字とはならないのである。

▼地曳網一統ノ経営費用

| 網 | | | |
|---|---|---|---|
| 品目 | 数量 | 価格 | |
| 正目網 | 一〇 | 一、〇〇〇圓 | |
| 十節 | 一四 | 九八〇 | |
| 二十目差網 | 四 | 一二〇 | |
| 曳網 | 三〇 | 四五〇 | |
| 袋 | 三 | 九〇〇 | |

| 漁船 | | | |
|---|---|---|---|
| 品目 | 数量 | 価格 | |
| 胴船 | 一 | 四五〇圓 | |
| 胴海船 | 二 | 三〇〇 | |
| 持府船 | 一 | 一〇〇 | |

▼地曳網業ニ附属スベキ肥料製造部用具

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 漁場並干場 | 一 | 五〇〇圓 | 附属居納屋 | 一 | 五〇〇圓 |
| 煮釜 | 八個 | 三六〇 | 倉庫 | 一 | 二〇〇 |
| 干莚 | 三〇〇束 | 四五〇 | 雑庫 | 一 | 五〇〇 |
| 其他 | 一 | 二〇〇 | | | 一 |

▼従業者給料及費用

従業者給料　三五人　一、四七〇圓

内　船頭　一人一〇〇圓　下船頭一人五〇圓

漁夫　三三人　一、三二〇圓

米噌其他賄費　一二〇圓

薪　　代　　二二〇圓
公課並ニ雑費　　一〇〇圓
右ノ外毎年前記固定資本ニ約四百圓宛ノ補給ヲ要ス

（『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町、『殖民公報』明治三十五年　北海道庁より作成）

漁夫の雇入れ方法には『給料』と『歩方』とがあったが、歩方は主として漁夫四分：主人六分で税金、食費その他は主人側が負担するものと、七分三分として主人側が三分取りきりとがあったが、資本の少ないものはこの『歩方』によることが多かった。

**マルモ漁場と漁網の改良**　樽前浜のイワシ地曳網は大網を使用したため、非常に重く多数の人力が必要であったから、費用もまた多額を要するものであった。したがって、魚族の多い春漁においては積極的に漁を行った漁業家も、夏期および初秋の魚族の稀薄な時には手をこまねいて空費する漁業家が多かった。現にこの期の漁に手を出し、倒産の悲境にあう者も少なくなかったのである。(2) 樽前浜にはこのような矛盾があって、春漁の減少と相まって沿岸漁業は衰退の方向へと向かっていった。



実子（ミゴ）地曳網を完成させた佐藤與吉（大正14年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

この矛盾を根本的に改めるには、従前の漁法を改良して通年漁を行い得るようにして全体の生産高を高めることが、最も要を得た方法であった。明治二十三年苫小牧村に来て木村亀太郎に身を寄せていた佐藤與吉は、早くからこれに気づき漁家にこれを力説したが受け入れられなかった。

そこで、自ら郷里の秋田県川辺郡新屋町に赴き、実子（ミゴ）網地製曳網数統を買い求め、これを樽前浜で使用したところ、軽便にして人力は半分ですみ

費用の節約ともなり、しかも相当の漁獲があった。この漁網こそ樽前浜の地曳網として最適と認めた佐藤は、なおも不完全なる部分があったため、その後においても種々の改良を加えたが、まだ若干不備な点があり、改良に改良を重ねついに改良実子地曳網を完成したのである。

改良地曳網構造の要点は次のとおりであった。

改良地曳網構造要點改良秋田網ハ一身両袖ヨリナリテ網ノ全長三百間ニシテ沈子部ヨリ沈子部マデ丈八丈五尺トス左ニ網ノ構造ヲ明ラカニス

第一番ノ網地ハ六種ニ編網ス

| | | | |
|---|---|---|---|
| (イ) 實子縄一本撚 | 三　寸　目 | 二百八十四目掛 | 二間二尺五寸 |
| (ロ) 同 | 三寸五分目 | 二百四十三目掛 | 同 |
| (ハ) 同 | 四　寸　目 | 二百十三目掛 | 同 |
| (ニ) 同 | 四寸五分目 | 百八十九目掛 | 同 |
| (ホ) 同 | 五　寸　目 | 百七十目掛 | 同 |
| (ヘ) 同 | 五寸五分目 | 百五十目掛 | 同 |
| (ト) 同 | 六　寸　目 | 百四十二目掛 | 同 |

第二番ノ網地ハ三種ニ編網ス

| | | | |
|---|---|---|---|
| (チ) 實子縄一本撚 | 七　寸　目 | 百十二目掛 | 十五間 |
| (リ) 同　二本撚 | 八　寸　目 | 百〇七目掛 | 五　間 |
| (ヌ) 同　同 | 九　寸　目 | 九十五目掛 | 同 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第三番同 | 一　尺　目 | 八十五目掛 | 二十間 |
| 第四番同 | 同 | 同 | 同 |
| 第五番同 | 一尺二寸目 | 七十目掛 | 同 |
| 第六番同 | 一尺四寸目 | 五十八目掛 | 同 |

前記網地ノ構造ハ何レモ縦目ニ編網縫合シタル片袖構造全部ヲ表ハシタルモノトス

従来ノ有網地ヲ以テ構造使用シ實験セシニ魚族ヲ包圍シテ陸岸近ク魚網ヲ引曳スル瞬間魚族大ニ浸逸スルノ状態ニシテ十分ニ魚族ヲ捕獲スルコト能ハザルニヨリ種々苦心考究ノ結果全部ノ網地ニ改良ヲ施シ使用実験セシニ意外ナル漁獲ヲ得タリ、従来ノモノヨリ約五倍ノ増収ヲ見ルニ至レリ、其改良維持ハ第一番左右両袖部ヲ綿糸二號其節五間切捨端ヲ横目ニ縫合ス、浮子沈子ノ両部ニハ實子縄二寸目二十目掛一反宛縁網ヲ附シ縫合セリ、浮子ハ角扁長形ニシテ両端圓ク長一尺巾三寸厚五分一尋間ニ五枚トシ、浮子網ハ實子縄径五分二條ヲ用ユ、該網改良ノ要點ヲ摘記スルニ網ノ全延長ヲ伸長シテ左右縫合シテ魚族ノ逸出ヲ防ギ大群魚ヲ包囲シ大漁ノ時ニハ大嚢ヲ結付クルノ装置ヲナス、一挙両得ノ便ヲ講ジタルナリ

（『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町）

この改良実子網は、これまでの大網からみると三分の二位で、網には実子縄を使用したが、網袋近くになると綿糸を用いていた。この網では、魚群の色を見て網をかけるのではなく、適当なところに網を掛け回し陸に網袋とも引き揚げるもので、一日に七、八回掛け、回数によりこなすもので、魚種も多様であった(3)。

佐藤與吉はこの改良実子網を同業者に無償貸与し斯業の振興を計り、漁民もこの特長を大いに悟ることとなり、この網を使用するところとなって夏秋の漁獲も増大していったことは次表をもって知ることができる。

改良実子地曳網使用実績

| 年次 | 統数 | 収穫物価格 | 利益概算 |
|---|---|---|---|
| 明治三一年 | 一 | 六〇〇円 | 二一〇円 |
| 〃　三二年 | 二 | 一、三〇〇 | 四五七 |
| 〃　三三年 | 五 | 三、六〇〇 | 一、二六〇 |
| 〃　三四年 | 八 | 六、九〇〇 | 二、四一五 |
| 〃　三五年 | 八 | 六、八〇〇 | 二、三八〇 |
| 〃　三六年 | 一二 | 一〇、〇〇〇 | 三、五〇〇 |
| 〃　三七年 | 一四 | 一一、八〇〇 | 四、一三〇 |

（『苫小牧町史』　昭和十五年　苫小牧町）

佐藤與吉の漁場は㋮マルモ漁場といったが、これは佐藤が苫小牧に来る前に函館の㋮に身を寄せていたことから好んでこの名が付けられたものであった。

当初佐藤は石垣彦三郎の漁場の賃借権を得て漁を行っていたが次第に発展し明治末期には苫小牧地方最大の漁場となり（雇漁夫二〇〇名を超す一漁場の規模として）、勇鰡特第五二号（石垣彦三郎所有）と勇鰡特第一四六号（笠松立太所有）のいずれもマコマイの漁業権を得ていた。

次第に衰退していく明治末期の樽前浜の沿岸漁業にあって、マルモ漁場は二〇〇名以上の漁夫を雇っていたが、他の漁場では四、五〇名程度であった。このマルモの若奥さんであった佐藤トワさんは当時の様子を次のように語っている。

私は、明治二十九年苫小牧で生まれましたが、その頃は魚がとれて捨てるのに困ったほどでした。千石はとれました。天気にならなければ乾燥できませんから、肥料にできないんです。二五貫五という米俵のような俵で一六一本が百石でしたが、荷馬車で出すのに苦労しました。トラックなんかありませんから……。それで、粕となったものは一時蔵に入れておき、函館から仲買いさんがこれを買いに来ます。そして売る人は浜で売ってしまうんですが、これを「イナリ」といって蔵でもって渡してしまうんです。それで、あとは焼けても盗まれてもこっちの責任でなくなりますから……。

雇は南部の人が多く、ニシン漁が終ると使ってくれといって大きな荷物を背負って来ました。この人たちは七月一杯で引き揚げ、秋になると秋漁の人たちが入ってきます。

大漁の時はもうかりますからお金が沢山入ります。だけど、当時苫小牧には銀行がなかったもんですから、大きな皮カバンにお金を入れて、室蘭の銀行まで持っていって、次の漁のあるまであずかってもらいました。苫小牧に銀行がないので、もうかっても困った話でした。

でもまた、魚のとれない時には本当に困りました。雇に払うことが出来ませんので……、一回の漁期に三、〇〇〇円位のお金がなければ支払いも出来ない。それで、こんな年が二、三年続きますと、家の中にある掛けもの、金のキセルなんかを持って歩いて、質に入れ金を借りて歩いた。仕舞には中央院の和尚さんのところまで行ったこともありました。

（『機関誌苫小牧市史編さんNo.4』　昭和四十七年　苫小牧市史編さん室より抜すい）

マルモ漁場は衰退してきた樽前浜の沿岸漁業を一時的ではあったが、これを救うものであったといえる。そして、この功績によって佐藤與吉は、明治三十七年北海道庁長官より表彰されたのである。

注（1）『免許漁業原簿勇払郡』　北海道庁　北海道総合経済研究所蔵による

（2）『佐藤與吉の表彰推薦文』　苫小牧村戸長から北海道庁長官宛　苫小牧町史資料

（3）川辺巳之吉氏の手記による

## 七　王子製紙と漁業

**王子工場の操業と廃液問題**　王子製紙苫小牧分社（苫小牧工場）は、明治四十三年九月本格的な操業を開始したが、操業早々王子製紙は操業に先だって、明治三十九年六月十五日付苫小牧川使用願を村長に提出した。

苫小牧川使用願ノ件

弊社儀今回貴村ニ於テ製紙工場設置ニ就テハ苫小牧川全部ヲ該工場ニ引入レ使用致度候、然レバ現在苫小牧川附近ニ住シ該川ヲ飲料ニ供シツツアル者ニ對シテハ別ニ弊社ニ於テ設備ヲナシ飲料水ヲ供給致スヘク、尚工場内ニ引入レタル河水ハ使用後一半ハ新川ニ他ハ苫小牧橋上流ニ放出スル計画ニ御座候間何卒特ニ貴村會ノ御決議ヲ経テ永ク右使用ノ儀御承諾ヲ與ヘラレ度此段奉願候也

明治三十九年六月十六日

王子製紙株式会社専務取締役　鈴木梅四郎　㊞

代理札幌区北二條西二丁目二　社員　曽根晋　㊞

苫小牧村長　佐伯茂治　殿

（『苫小牧町史』　昭和十五年　苫小牧町、『王子製紙社事要録』―第一巻　王子製紙株式会社）

この願書は村会に提出され、村会は慎重なる審議を行ったが、一部の人において疑問を持つものもあり、また、室蘭支庁よりその可否の諮問もあって議長はこれを村会諮問委員会に付議した。だが、本村の主産業であった漁業に影響を及ぼしてはならぬとし、王子製紙鈴木梅四郎専務にこの説明を求めた。王子製紙は鈴木専務代理として工場建設機械係主任素木晃治を出頭させその弁明にあたり、製紙用廃液を放流しても魚族の棲息（せいそく）には何ら妨害とならない、飲料水については別に王子側が設備するとしたため、飲料水、火防上、魚族棲息上支障なしとし、村会はこの使用許可を答申した。そこで、村長は室蘭支庁長に対し苫小牧川漁業権の譲渡申請を行い、明治三十九年八月四日をもって一時金五〇円にて永久譲渡したのである。

北海道廳室蘭支廳告示第六十一號

漁業法施行規則第三十八條ニ依リ左記ノ事項免許漁業原簿ヘ登録セリ

明治三十九年八月八日

北海道廳室蘭支廳長

北海道廳支廳長　佐々木　毎　輔

| 免許番号 | 漁業権者住所氏名 | 漁場ノ位置 | 漁業ノ種類及名称 | 登録事項 事由 | 登録事項 年月日 | 登録事項 譲受人住所氏名 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 勇鮭特第七号 | 勇払郡苫小牧村村有財産管理者村長　佐伯　茂治 | 勇払郡苫小牧川（圭第十五号） | 第三種漁業　鮭地曳網 | 漁業権譲渡 | 明治卅九年六月十五日 | 東京都豊島郡王子村大字王子六十番地　王子製紙株式会社 |

（『室蘭支庁布令綴』―告示第六一号）

ところが、明治四十三年八月王子製紙が試験操業を行い、苫小牧川に廃液を放流すると今まで澄みきっていた水は茶褐色に変り無数の小魚が浮き上がった。そして、同年九月本格的な操業に入ると、この廃液は海へ出て沿岸一帯をも染めたのである。当初においては廃液濾過網をとうさず流したため大量の木くずが海に流れ出て、網をかければ魚が入らずこの木くずが網にかかって、取りはずしも大変で、ついには新製の漁網もだめにしてしまうという現象が続いた。あわてた漁民たちは、当初において王子製紙が言明したことと違い、魚族棲息漁撈などに重大障害があるとして、勇払白老水産組合が中心となって、王子製紙に対して廃液除害設備、この被害による組合員救済などについて交渉したが、王子製紙側はこれをとりあげようとはしなかった。一時は坊主山にムシロ旗を立てての集団抗議も行われたほどで[1]、これは苫小牧における公害運動の最初であったともいえるのである。そして、ついに漁民代表五名は村長、道庁に次の陳情書を提出したのである。

# 陳情書

産地トシテ本道ハ勿論内地各市場迄其存在ヲ知ラルル吾苫小牧村ノ村是トシテ實ニ水産業ヲ本位トセザルベカラズ、且現ニ村経濟ノ中心トシテ將タ擧村ノ隆盛興廢ノ依テ繋ル所ノ重要産業トシテ認識セラルル所ニ有之候

而テ輓近本村ニ設立セラレタル王子製紙株式會社ノ事業亦國家ノ福利ニ貢献スル所少ナカラザルモノタルベキヲ信ジ窃ニ工業振興ノ発現トシテ擧村ノ誇リトシ併セテ他日ニ於ケル海陸産業ノ発展ヲ想像シテ轉祝福ニ堪ヘザル所ニ候

先是同會社ガ事業開始ノ始メニ於テ苫小牧川ヲ通シテ放流スベキ製紙用廢液ガ漁業ニ影響ヲ及ボスベキヤ否ヤハ吾等ノ疑問トシ保留スル所ナリシガ同社ガ前年苫小牧川水利權獲得ヲ出願スルニ於テ先任ノ本村長ハ其筋ヨリ可否ノ諮問ニ接シタルヲ以テ直チニ之ヲ村會ニ附議シ村會ハ慎重審議ヲ凝ラシ萬一ニモ本村主脳産業タル漁業ニ對シ障碍ヲ與フルガ如キ事アリテハ誠ニ由々敷大事ナレバ先以テ會社當事者ヲシテ十分ナル説明ヲナサシムルヲ必要トシ之レヲ當時同社重役タリシ鈴木梅四郎氏ニ求メタルニ鈴木氏代理トシテ素木某ナルモノ假令製紙用廢液ヲ放流スルモ魚族ノ棲息ニ何等ノ妨害ヲ與ヘザル旨説明ヲナシタル趣ハ其當時確ニ聞知スル所ニシテ此一件ノ記録ハ必ズ貴衙ニ保存シアルベキヲ信ジ居リ候、即チ化学上薬力効果ノ實態ニ至リテハ全ク無経験ナル我等ハ責任ヲ有スル重役ノ此證言ニ依頼シ現今ニ至ルマデ虚心平氣敢テ事後ヲ豫想スルダモセズ打過ギ候

然ルニ図ラザリキ本年八月ノ折同社ガ試験的ニ一部機械ノ運轉ヲ開始シ其製紙用廢液ヲ苫小牧川ニ放出スルヤ同川棲息ノ魚介類ノ殆ンド斃死セルガ如キ意外ノ現象ヲ呈セントハ吾等ハ曩ニ信頼シタル會社重役ノ證言ニ對シ勢危惧ノ念ヲ懐カザルヲ得ズ、或ハ一時ヲ糊塗スル言解ニ過ギザルヤヲ想ハズンバアラズ候

尚勇拂白老水産組合ハ萬一ノ被害ヲ慮リ去ル四十一年末ヨリ數回同社ニ廢液放出ニ對スル除害設備ノ有無並ニ漁業ノ関係ニ就テ照會スル所アリシモ是亦村會ニ於ケルト同様ノ説明ニシテ且何等ノ豫防的設備ナキ事並ニ數年來ノ経験上些ノ加害セシコトナシトノ斷言ヲナセルニ見テ吾等ハ益々同社ノ責任ト徳義ニ多大ノ疑ナキ能ハズ候、此結果トシテ今ヤ苫小牧川ヲ中心トスル東西的四里間別紙図面ノ各漁場ハ薬液浸透シ惨害ヲ被リ収穫ハ減退シ是ヨリ甚シキニ至リテハ本年新製ノ漁網スラ腐蝕其用ニ堪エザルガ上ニ更ニ如上ノ

大打撃ヲ受ケテハ本村漁業者ノ多數ハ終妻子離散人生無限ノ悲境ニ沈淪セザラントスルモ豈ニ得ベケンヤ吾等何ゾ拱手傍觀スルニ忍ビンヤ況ンヤ斯クテハ村ノ行政上軽々ニ附スベカラザル重要問題ノ一ナルヲ思惟スルニ於テオヤ、水産組合ハ此現狀ニ鑑ミ斯業擁護ノタメ組合員救濟ノ目的トシテ先年漁業者側ノ意見ヲ齎ラシ之ヲ會社重役ニ謀リタルニ今ニ至テモ尚何等ノ回答ヲナシ來ラズ、而モ製紙事業ハ晝夜間斷ナク操業シ其液瀰漫ハ刻々其滲透ヲ逞マシツツアリ、斯ノ如クニシテ時日ヲ推移センカ年額約二十萬圓ノ水産物殆ド其三分ノ二ヲ減殺セラルルコトヲ免レザルニ見テモ如何ニ一村ノ浮沈ニ重大関係ヲ有スルカヲ察知スルニ難カラズト存候、現ニ本村商業者等ガ大ニ不景氣ヲ稱シツツアルハ遠因ヲ討究スレバ一ニ漁業ノ振ハザルニ胚胎セルコトトナルハ言ヲ俟タズ候

要スルニ我苫小牧村ハ新會社ノ興地ニ伴ナイ虚勢ニ誘ハレツツ突飛ナル外觀的発展ヲ呈シタルニ止マリ、村民ノ實力ハ未ダ発展スルニ遑アラズ、一朝漁業ノ不況ヲ稱ヘ方悠急不景氣ヲ來スノ現狀ヲ念ヒ激甚ナル慘害ニ泣キツツアル漁業者ノ窮狀ヲ顧察セラレ此際被害者ニ對スル應急救濟ノ方法ヲ講ズベキ旨ヲ會社當局ニ御諭示相煩度右本村漁業者ヲ代表シ奉懇願候、幸ヒ迅速御取運ビアラレンコト希望ニ不堪候右謹テ陳情仕候

明治四十三年十二月

勇拂郡苫小牧村大字苫小牧村

漁業者總代　原　直次郎㊞

同　高橋久太郎㊞

同　村山壬子郎㊞

同　石垣彦三郎㊞

同　京谷卯之松㊞

苫小牧村村長　山崎　初吉殿

（『苫小牧町史』　昭和十五年　苫小牧町）

道庁においては重要問題であるとし、室蘭支庁長に対し村会の再審を命じたのである。室蘭支庁長はこれをうけ二級町村制第三〇條により苫小牧村会に対し再検討を諮問したのである。村会では諮問委員会を設置し、廃液問題は再び村会を舞台として論議されることになった。そして、諮問委員会は翌四十四年三月二十九日に村会議長（村長）山崎初吉に対し、王子製紙の廃液が沿岸魚族の寄集におよぼす障害は学理的試験の結果断定しなければならないが、廃液流出後の現況をみると漁業不利の影響あるのみならず衛生上においても支障あると推定するので、村は行政庁に具申し王子製紙に相当の施設を行わせる必要があるとの報告書が提出された。

報　告　書

明治四十四年二月廿六日提出ノ諮問案第一號漁業者陳情書ニ関スル件委員會附托ト相成リ委員會ニ於テ審議致候結果ヲ左ニ報告致候王子製紙株式會社苫小牧工場ノ廃液ガ沿岸魚族ノ寄集ニ及ス障害ノ有無ハ学理上試験ノ結果ヲ俟タサレバ之ヲ斷定シ難キモ、廃液流出以來ノ實地ノ情況ニ徴スルニ漁業不利ノ影響アルノミナラズ衛生上ニ於テモ亦支障アルベシト推定セラルルヲ以テ、村ハ之ヲ行政廳ニ具申シ當業者ヲシテ相當ノ施設ヲ爲サシムベキヲ至當ト認ム

右及報告候也

明治四十四年三月二十九日

苫小牧村會諮問委員會

委員長　伊藤　四郎

苫小牧村會議長　山崎　初吉殿

（『王子製紙社史』―第二巻　昭和三十二年　王子製紙株式会社）

だが、これより先、漁業者代表として石垣彦三郎の娘婿である進藤直雄をたて王子製紙の杉山喬常務（当時苫小牧分社長）との直接交渉が続けられており、すでに三月十四日には進藤より覚書の提出があった。

覺　書

貴會社工場廢液ト漁業関係ニ就キ解決條件左ノ如ク約ス

一、貴會社工場ノ廢液流出ガ苫小牧川河口漁場ニ影響アルベシト、風説ニ付、當業者ノ迷惑シ居ル由ヲ氣ノ毒ニ思召サレ慰藉金參千圓ヲ御交付相成候ニ依リ其分配ハ漁場ノ位置等ニ依リ之ヲ參酌シテ公平ニ分配スル事

二、慰藉金ノ交付ヲ受クベキ漁場ノ區域ハ約左ノ箇所ヲ以テ之ガ範圍トス

自勇鱒第六拾號（吉田定八）漁場至同第七拾號甲（坂口正利）漁場間

三、慰藉金ノ分配ヲ受ケタル漁業者ヨリハ他日廢液殘滓流出ノ爲メ故障ヲ申出サシムル爲メ左記案文ノ承諾書ヲ差出サシムルコト

承　諾　書

王子製紙株式會社苫小牧工場ヨリ苫小牧川ヘ排出スル製紙用廢液ノ漁業ニ及ボスベキ関係ニ付今回進藤直雄ヲ介シテ金何々圓慰藉金トシテ御交付相成正ニ受領仕候、依而今後本件ニ對シ決シテ苦情等申出間敷茲ニ承諾書差出候也

年　月　日

氏　名㊞

宛

四、本件ニ関シ北海道廳、苫小牧村會ニ提出シタル書類ハ總テ取下グルコト

以上約定條項無相違ヲ證スル爲メ茲ニ覺書壹通提出供仕候也

明治四十四年三月十四日

右

進藤　直雄

王子製紙株式會社

苫小牧分社長　杉山　喬殿

附　帯　約　定　證

一、別紙覺書ノ事件解決ノ上ハ無擔保参ヶ年ノ期限ニテ漁業資金貳千五百圓ヲ石垣彦三郎又ハ拙者ニ貸付スルコトヲ貴下ニ於テ御承認ナサルル事

右御承認願上候也

明治四十四年三月十四日

膽振國勇拂郡
苫小牧村大字苫小牧村拾七番地
進藤　直雄

王子製紙株式會社
苫小牧分社長　杉山　喬殿

（『王子製紙社史』一第二巻　昭和三十二年　王子製紙株式会社）

王子製紙ではこの覚書を検討した結果、地元のことでもあり、小額の金額で解決するならばということになり、漁民の申し出通りこれをうけ、同月二十五日に三、〇〇〇円を石垣彦三郎外八名の漁場主に支払い、漁業資金を貸付けたのである。

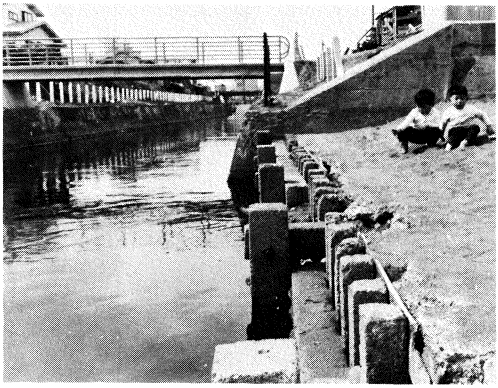
一時は相当の意気込みを持っていた漁民たちではあったが、数年来の不漁によりすっかり貧しくなった漁民は、慰藉金三、〇〇〇円と貸付金二、五〇〇円をもってあっけなくこの問題を解決してしまい、道庁、村会に提出した陳情書を取り下げ、この時期の廃液問題は一応の決着をみたのである。

しかしこれは漁業補償というものではなく、あくまでも慰藉金（慰謝料）、つまり漁業者をなぐさめいたわるものであった。三、〇〇〇円を八漁場に配分すると一漁場平均三七五円であったが、一漁期一漁場の貸付料が三〇円程度で

あったから、三七五円は漁民にとって高額であったかもしれない。だが、あまりにも目先の問題だけを考え、将来を考えぬ措置であったといわなければならない。

王子製紙では当初新川にも廃液を流す予定であったが、この川は小学校の前を流れ子供たちの遊び場であったし、住民は顔を洗い、洗濯も行っていたから、一度逆流がこの川に入って小魚が一斉に浮き上がり住民の不審となったため二度とこの川には廃液を流さなかった。

漁業権を得た苫小牧川には廃液を流したため、この川には二度とサケはのぼらなくなった。王子製紙としてはあくまでも苫小牧川利用権としての申請であったが、行政上は漁業権の譲渡であり、何らかの手を打つ必要があった。そこで、大正元年には当時苫小牧工場庶務係長であった細田粂雄に年間五円にて賃借権を設定するなど苦しい措置をとった。



王子製紙が廃液を流している苫小牧川(昭和35年)〔堀江敏夫蔵〕

〈勇鮭特第七號・漁業權者王子製紙株式會社・勇拂郡苫小牧川第三種漁業鮭地曳網〉

大正元年十一月四日受付第百八十二号

膽振國勇拂郡苫小牧村大字苫小牧村百六十七番地細田粂雄ノ爲メ大正元年十月十五日賃貸借契約ニヨリ存続期間大正元年十月十五日ヨリ大正六年十月十四日迄借賃一ヶ年五円ノ約束ヲ以テ賃借權ヲ設定シタルコトヲ登録ス大正元年十一月四日㊞

（『免許漁業原簿』―勇拂郡）

王子製紙は漁業のできない川を、社員に貸付けるという、名儀上の問題ではあったが一種のカムフラージュを行うなど、その対策にも苦心したようであった。なお、この川の漁業権は大正十年七月十八日、二年間引続き休

業したため、漁業法第二二条に基づいて免許取消しとなり、以後苫小牧川の漁業権は二度と設定されることはなかった。

**中村捨次郎の漁場経営**　民も再び不満となって、これを口にする者があった。このころ、苫小牧の漁業権の大部分を持っていた石垣彦三郎は、その不漁からこれを手放すことになった。王子製紙ではこれ幸いとばかり、工場建設当初より下請業者である中村組中村捨次郎に対し、これらの漁場を買い取って漁業をすることをすすめ、その経済援助も契約したのである。(2) 王子製紙としては自ら漁業権を得て、漁業経営を行うことができなかったため、あえて下請業者にこれをすすめ、漁業者の不満、苦情をおさえようとするものであった。

中村捨次郎は京都の出身で、東京小石川に住居を持ち、大正十五年に苫小牧村に転居したが、造材土木建築請負を本業とし、王子工場の建物、土木工事、機械類など工場内部の下請けを一手に請負っていたが、漁業は全くの素人であった。しかし、一旦漁業をやるからには生産性を高めて利益をあげなければということから、中村組漁業部を発足させ、大正六年十二月二十四日、石垣彦三郎との譲渡契約を結び、翌七年二月二十日、登録を完了し、同七年末には石垣などのイワシ地曳網漁場二二権、イワシ定置一権、カレイ定置一権の譲渡および売買をうけ樽前浜最大の漁場主となった。これによって樽前浜のイワシ地曳網漁場は一変し、これまで石垣何号とした漁場は中村組何号と変わっていった。なお、大正七年までに不漁のため漁場を放棄する者も多く、欠番部分はそれである。

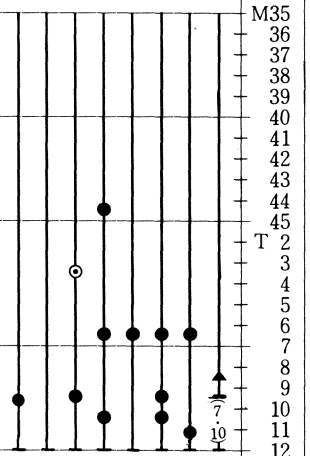

中村捨次郎（大正15年）
（苫小牧市史編さん室蔵）

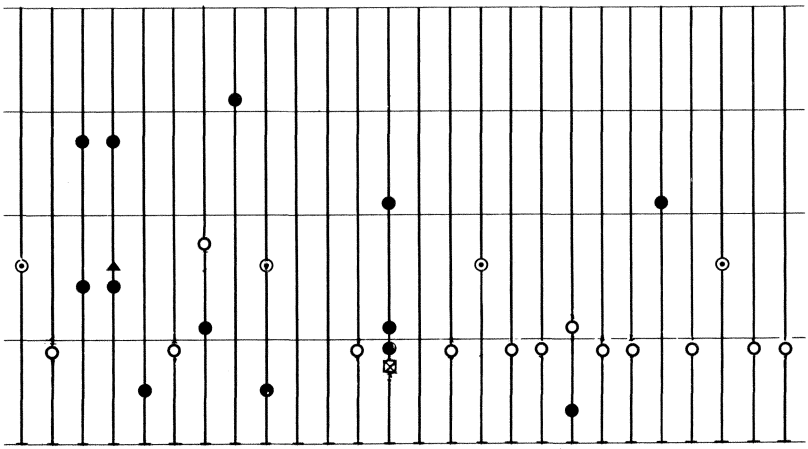
大正七年のイワシ地曳網漁業権は七六権で漁業者は二六人とやや分散の傾向にあったが、中村組の二二権は全体の二九％を占めるもので、飯田信三は

大正三年に死亡したため妻が漁業権を相続し一七権、この一人で実に五〇%を超えるものであり、樽前浜のイワシ漁は石垣に変わって中村が登場し新しい時代を迎えたとはいえ、まだまだ二大漁業家の線はくずれなかった。

大正七年現在における勇鰛特漁業権者とその漁業権の変遷

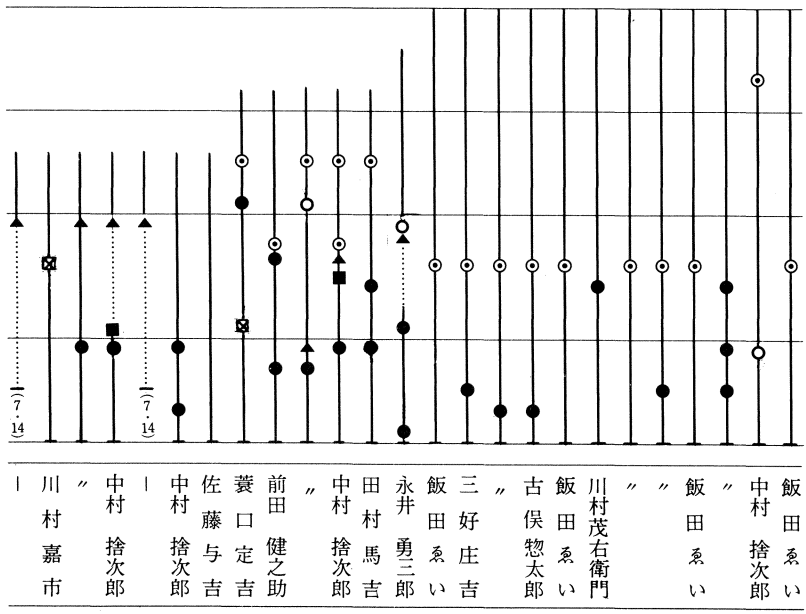
| 免許番号 | 漁場番号 | 住所 | 漁業権者（大正七年末現在） | 漁場の位置 | 最終漁業権者 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一七 | 昼第二五 | 勇払村 | 長谷川福太郎 | トユウブツ | 長谷川福太郎 |
| 一八 | 二六 | 厚真村 | 金崎福太郎 | 〃 | 中館福太郎 |
| 一九 | 二七 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 二五 | 三六 | 青森県 | 西館芳松 | 〃 | 〃 |
| 二六 | 三七 | 苫小牧村 | 今井寅之助 | 〃 | 中村捨次郎 |
| 三〇 | 四一 | 門別村 | 飯田ゑい | 勇払前浜 | 〃 |
| 三一 | 四二 | 苫小牧村 | 土居栄十郎 | 〃 | 土居栄十郎 |
| 三二 | 四三 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三三 | 四四 | 東京都 | 中村捨次郎 | 〃 | 茂呂敬次郎 |
| 三五 | 四六 | 〃 | 〃 | 〃 | 中村捨次郎 |
| 三六 | 四七 | 戸井村 | 山本安平 | サタップ | 〃 |
| 三七 | 四八 | 門別村 | 飯田ゑい | 〃 | 山本安平 |
| 三八 | 四九 | 苫小牧村 | 今井寅之助 | 〃 | 飯田ゑい |
| 三九 | 五〇 | 〃 | 前田健之助 | 〃 | 中村捨次郎 |
| 四〇 | 五一 | 〃 | 佐々木金蔵 | 〃 | 前田健之助 |
| 四一 | 五二 | 〃 | 土居栄十郎 | 〃 | 佐々木ミヨ |
| 四二 | 五三 | 東京都 | 中村捨次郎 | 〃 | 土居栄十郎 |
| 四三 | 五四 | 門別村 | 飯田ゑい | マコマイ | 中村捨次郎 |
| 四四 | 五五 | 東京都 | 中村捨次郎 | 〃 | 堀越粕蔵 |
| 四五 | 五六 | 〃 | 〃 | 〃 | 中村捨次郎 |
| 四六 | 五七 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |



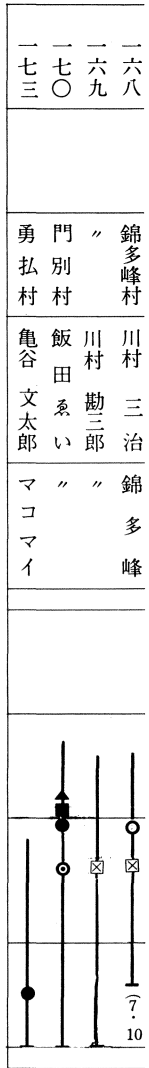


| | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 八二 | 昷第九三 | 門別村 | 飯田ゑい | 錦多峰 | |
| 八三 | 九四 | 東京都 | 中村　捨次郎 | 覚生 | |
| 八四 | 九五 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 八六 | 九七 | 門別村 | 飯田ゑい | 〃 | |
| 八七 | 九八 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 八九 | 一〇〇 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 九三 | 一〇四 | 錦多峰村 | 川村茂右衛門 | 樽前前浜 | |
| 九四 | 一〇五 | 門別村 | 飯田ゑい | 〃 | |
| 九五 | 一〇六 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 九六 | 一〇七 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 九七 | 一〇八 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 九八 | 一〇九 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 一一〇 | 一一二 | 錦多峰村 | 川村茂右衛門 | 勇払 | |
| 一二三 | 八一甲 | 小糸魚 | 田村馬吉 | 小糸魚 | |
| 一二五 | 六八甲 | 東京都 | 中村　捨次郎 | 苫小牧 | |
| 一三七 | 七〇甲 | 苫小牧村 | 小塩　清一 | 〃 | |
| 一三八 | 七一甲 | 〃 | 前田　健之助 | 〃 | |
| 一三九 | 七二甲 | 〃 | 蓑口　定吉 | 〃 | |
| 一四六 | 〃 | 〃 | 佐藤与吉 | マコマイ | |
| 一五二 | 〃 | 〃 | 今井　寅之助 | 勇払 | |
| 一五三 | 〃 | 〃 | 石岡　嘉男 | 〃 | |
| 一五九 | 〃 | 東京都 | 中村　捨次郎 | 苫小牧前浜 | |
| 一六一 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 一六六 | 〃 | 錦多峰村 | 川村　嘉市 | 錦多峰 | |
| 一六七 | 〃 | 〃 | 太田　亀治 | 〃 | |




| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 八二 | 昷第九三 | 門別村 | 飯田ゑい | 錦多峰 | 飯田ゑい |
| 八三 | 九四 | 東京都 | 中村　捨次郎 | 覚生 | 中村　捨次郎 |
| 八四 | 九五 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 八六 | 九七 | 門別村 | 飯田ゑい | 〃 | 飯田ゑい |
| 八七 | 九八 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 八九 | 一〇〇 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 九三 | 一〇四 | 錦多峰村 | 川村茂右衛門 | 樽前前浜 | 川村茂右衛門 |
| 九四 | 一〇五 | 門別村 | 飯田ゑい | 〃 | 飯田ゑい |
| 九五 | 一〇六 | 〃 | 〃 | 〃 | 古俣惣太郎 |
| 九六 | 一〇七 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 九七 | 一〇八 | 〃 | 〃 | 〃 | 三好庄吉 |
| 九八 | 一〇九 | 〃 | 〃 | 〃 | 飯田ゑい |
| 一一〇 | 一一二 | 錦多峰村 | 川村茂右衛門 | 勇払 | 永井勇三郎 |
| 一二三 | 八一甲 | 小糸魚 | 田村馬吉 | 小糸魚 | 田村馬吉 |
| 一二五 | 六八甲 | 東京都 | 中村　捨次郎 | 苫小牧 | 中村　捨次郎 |
| 一三七 | 七〇甲 | 苫小牧村 | 小塩　清一 | 〃 | 〃 |
| 一三八 | 七一甲 | 〃 | 前田　健之助 | 〃 | 前田　健之助 |
| 一三九 | 七二甲 | 〃 | 蓑口　定吉 | 〃 | 蓑口　定吉 |
| 一四六 | 〃 | 〃 | 佐藤与吉 | マコマイ | 佐藤与吉 |
| 一五二 | 〃 | 〃 | 今井　寅之助 | 勇払 | 中村　捨次郎 |
| 一五三 | 〃 | 〃 | 石岡　嘉男 | 〃 | 〃 |
| 一五九 | 〃 | 東京都 | 中村　捨次郎 | 苫小牧前浜 | 中村　捨次郎 |
| 一六一 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 一六六 | 〃 | 錦多峰村 | 川村　嘉市 | 錦多峰 | 川村　嘉市 |
| 一六七 | 〃 | 〃 | 太田　亀治 | 〃 | 〃 |




（『免許漁業権原簿』―勇払郡より作成）

※ ――― 免許期間、…… 停止期間、―┃― 漁業権消滅年（　）はその月日
● 売買、⊙ 相続、○ 譲渡・贈与、⊠ 抵当権設定、■ 公売、▲ 差押え

注（1）鳥越兼次郎氏談による
（2）中村捨次郎の漁業権取得状況をみると石垣彦三郎のイワシ地曳網漁業一七権、定置網漁業四権は同日付の譲渡であり、事前に石垣・中村・王子製紙の三者によって話し合いがなされていたことが推測できる。

## 八　漁場の再編成と沖合漁業

**漁業権の放棄**　勇払郡においてはその伝統ともいうべき地曳網漁業の著しい発展から、定置網漁業の遅れが目立った。明治三十五年最初の免許付与においては定置網漁業はサケ漁の一一権のみであったが、同四十四年三月三十一日には四権のイワシ定置網漁業の免許付与があった。しかし、これらは、免許期間五ヵ年の期間満了とともに漁業権は消滅してしまった。

大正期に入るや、漁獲高の減少が大きく、沢山の人手を使っての地曳網による漁業は次第に困難となっていった。このため漁法そのものの変革を余儀なくされていったのである。大正四年鵡川の酒巻仁五郎が勇鰡定第五号を得て以

来鵡川、浜厚真を中心に定置網に切り替えるもの、比較的魚族の多い時には地曳を、魚族の少ない時には定置を、と使い分けて行うものが多くなっていった。苫小牧地区においては、同六年高橋久太郎が勇鱒定第一〇号を得て以来一二権のイワシ定置網が免許された。

イワシ定置網漁業権者一覧表

| 免許番号 | 漁業者住所氏名 | 漁場の位置 | 漁業権取得年月日 | 備考 | 漁業権消滅年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 勇鱒定第一〇号 | 苫小牧村　高橋　久太郎 | 苫小牧 | 大正六・四・五 | 大正六年青塚徳次郎に売買<br>大正七年小糸魚村田村馬吉に売買 | 大正一一・五・三 |
| 第一一号 | 錦多峰村　川村茂右衛門 | 樽前 | 〃 | | 一二・九・一六 |
| 第一二号 | 苫小牧村　石垣　彦三郎 | 苫小牧川尻 | 〃 | 大正九年東京都中村捨次郎に売買 | 〃 |
| 第一三号 | 〃　佐藤与吉 | マコマイ | 〃 | | 一〇・七・一八 |
| 第一四号 | 勇払村　磯崎　熊次郎 | 勇払 | 七・一〇・一四 | | 〃 |
| 第一五号 | 長萬部村　因幡　喜作 | 覚生 | 七・一二・二四 | 大正八年函館区岡本唐太郎に売買 | 〃 |
| 第一六号 | 白老村　合田　蔵治 | 樽前 | 〃 | | 〃 |
| 第一七号 | 長萬部村　因幡　喜作 | 覚生 | 〃 | 大正八年函館区岡本唐太郎に売買 | 〃 |
| 第一八号 | 錦多峰村　川村茂右衛門 | 錦多峰 | 〃 | | 一〇・一・一八 |
| 第一九号 | 〃　川村　嘉市 | ポンコイトイ | 〃 | | 一二・八・一四 |
| 第二〇号 | 苫小牧村　前田　健之助 | 苫小牧 | 〃 | | 一〇・七・一八 |
| 第二一号 | 登川村　金田　寛十郎 | 覚生 | 〃 | 大正八年門別村松村寅三に譲渡 | 一二・八・一四 |

## カレイ定置網漁業権者一覧表

| 免許番号 | 漁業権者住所氏名 | 漁場の位置 | 漁業権取得年月日 | 備考 | 漁業権消滅年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 勇鰈定第一号 | 様似村　村山　栄次郎 | トユウブツ | 大正三・四・一七 | 大正三年苫小牧村富田初松に売買 | 大正一一・六・五 |
| 第二号 | 勇払村　磯崎　熊次郎 | 勇払 | 四・五・一九 | | 九・六・七 |
| 第三号 | 勇払村　益川　栄二郎 | 〃 | 四・五・一九 | 大正七年苫小牧町今井寅之助、同九年中村捨次郎に売買 | 一二・八・一四 |

## サケ定置網漁業権者一覧表

| 免許番号 | 漁業権者住所氏名 | 漁場の位置 | 漁業権取得年月日 | 備考 | 漁業権消滅年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 勇鮭定第一二号 | 苫小牧村　前田　健之助 | 勇払 | 大正六・一〇・六 | | 大正一二・八・一四 |
| 第一三号 | 錦多峰村　川村茂右衛門 | 小糸魚 | 〃 | 大正十一年苫小牧町永井勇三郎に売買 | 〃 |
| 第一四号 | 苫小牧村　石垣　彦三郎 | マコマイ | 〃 | 大正七年東京都中村捨次郎に譲渡 | 〃 |
| 第一五号 | 〃　〃 | 〃 | 〃 | 〃　〃 | 〃 |
| 第一六号 | 〃　石井トメ | 苫小牧 | 〃 | 大正九年京谷卯之松と共同漁業権設定 | 〃 |
| 第一七号 | 〃　石垣　彦三郎 | 〃 | 〃 | 大正七年東京都中村捨次郎に譲渡 | 〃 |
| 第一八号 | 〃　〃 | 〃 | 〃 | 〃　〃 | 〃 |
| 第一九号 | 門別村　飯田ゑい | 樽前 | 〃 | | 〃 |
| 第二〇号 | 〃　〃 | 別々 | 〃 | 大正九年白老村三好庄吉に売買 | 〃 |

## 姫マス区画漁業権者一覧表

| 免許番号 | 漁業権者住所氏名 | 漁業の位置 | 漁業権取得年月日 | 備考 | 漁業権消滅年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 勇姫鱒区第一号 | 留萌町　佐藤　喜代治 | 養殖業 | 大正二・一一・一八 | 大正七年室蘭区楢崎平太郎に譲渡 | 大正七・一一・二五 |
| 第二号 | 苫小牧村　永井　勇三郎 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 第三号 | 室蘭区　楢崎　平太郎 | 〃 | 七・一一・二五 | | 一二・一一・二五 |
| 第四号 | 苫小牧村　永井　勇三郎 | 〃 | 七・一二・一四 | 大正七年室蘭区楢崎平太郎に譲渡 | 一四・三・六 |
| 第五号 | 室蘭市　楢崎　平太郎 | ウトナイ弁天沼 | 一四・三・七 | | 昭和五・三・七 |
| 第六号 | 〃　〃 | 〃 | 〃 | | 〃 |

（『免許漁業原簿』―勇払郡より作成）

イワシ定置網漁業は苫小牧関係では九人、一二権の免許があった。カレイ定置では勇払村の三権、サケ定置では九権、それに区画漁業としての姫マスが六権であった。しかしながら、その内容としては、一部の漁業家を除き、売買譲渡が多く、不馴れな定置網漁業を放棄する者が続出し、大正十二年当初にはイワシ定置で四権、カレイ定置一権、区画漁業姫マスの三権が残るだけという減少ぶりであった。[1]

イワシ地曳網については、明治三十五年以来一七三権の免許付与があったが、放棄、満期消滅、取消、閉鎖等によって大正十二年には六七権に減少し、六一％の消失率であった。地曳網漁業にしても定置網漁業にしても、完全に排他独占的な固定漁場を相手とするものであり、魚群の来遊が多く漁場の使用価値が高度なうちは極めて安定した漁場といい得るものである。しかし、魚族が薄くなるとその安定はもはやありえないものとなってしまう。樽前浜におい

ては、何年に一度かの大漁があり、この夢を地曳網に託す者が多く、不漁、不漁といいながらも、地曳網はいまだその王座を占めていた。だが、その一方では漁業に見切りをつけたり、使用価値の少ない漁場を手放す者もあって、これが漁業権放棄の最大の原因であった。

**漁場の再編成**

大正十二年においてイワシ地曳網漁業で六一%、イワシ定置網漁業で六六%、カレイ定置網漁業で六六%、サケ定置網漁業では四五%の放棄があり、免許番号は歯の抜けたような状態となった。このため、道庁では勇払郡漁場の再編成の必要にせまられたのである。

そこで、大正十二年八月十四日、すべての漁場について漁業権放棄の届出を出させ、あわせて新免許の申請を行わせ新たに整理した免許番号をもって漁業権を付与したのである。

この免許において最も特色とするところは、これまでのイワシ地曳網漁業を春漁、秋漁の二期に分けたことで、春漁を『勇鰊特』とし漁業期間を五月十五日から七月三十一日までとし、秋漁は『勇鰛特』とし漁業期間を八月一日から十一月三十日までとしたことであった。したがって、通年イワシ地曳網漁業を行おうとする者は二つの漁業免許が必要となった。

春漁の『勇鰊特』では苫小牧関係は二一人の六三権と旧免許時よりも四権の減少であった。秋漁の『勇鰛特』の方は苫小牧関係で一八人の四五権となっていて、春漁と重複しない漁場は一八権でうち中村捨次郎の九権、飯田ゑいの二権、前田健之助、土居栄十郎、佐藤与吉、川村嘉市、川村茂右衛門の各一権、春漁だけは加藤武左衛門、向井睦吉三好庄吉の三名だけであった。また漁業権者の性格は旧免許時とほとんど変わるものではなく、いぜんとして春漁では中村捨次郎の二五権、飯田ゑいの一〇権、秋漁では中村の一六権、飯田の八権と二大漁業家の占める割合が多く、春漁では五五%、秋漁では五三%であった。

イワシ定置網漁業についても春秋の二期に分け、春漁は『勇鰊定』とし漁業期間四月一日から七月三十一日まで、秋漁は『勇鰛定』とし漁業期間は八月一日から十一月三十日までであったが、勇払郡では鵡川村、厚真村に多く、苫小牧町関係では『勇鰊定』では四権、『勇鰛定』は鵡川・厚真村に四権あっただけで苫小牧町にはなかった。

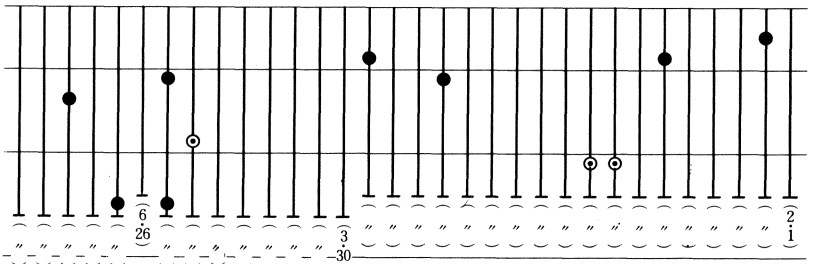
サケ定置漁業では、漁業期間九月一日から十二月二十日までは苫小牧町では八権であった。

次に大正十二年八月十四日付をもって免許を得た漁業権者をあげれば次のとおりであった。

新免許による勇鰊特漁業権者一覧およびその変遷

| 免許番号 | 住所 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 最終漁業権者 |
|---|---|---|---|---|
| 一六号 | 東京都 | 中村　捨次郎 | トユウブツ | 中村　捨次郎 |
| 一七号 | 苫小牧町 | 前田　健之助 | 〃 | 杉本福松 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 土居通次 |
| 一八号 | 〃 | 土居　栄十郎 | 〃 | 大島長治 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 中村　捨次郎 |
| 一九号 | 〃 | 茂呂　敬次郎 | 勇払 | 〃 |
| 二〇号 | 東京都 | 中村　捨次郎 | 〃 | 井上清次 |
| 二一号 | 〃 | 〃 | 〃 | 中村　捨次郎 |
| 二二号 | 〃 | 〃 | 〃 | 苫小牧倉庫㈱ |
| 二三号 | 苫小牧町 | 永井　勇三郎 | 〃 | 佐々木　ミヨ |
| 二四号 | 門別町 | 飯田　ゑい | サタップ | 中村　清一郎 |
| 二五号 | 東京都 | 中村　捨次郎 | 〃 | 中村　捨次郎 |
| 二六号 | 苫小牧町 | 前田　健之助 | 〃 | 〃 |
| 二七号 | 〃 | 佐々木　ミヨ | 〃 | 中村　捨次郎 |
| 二八号 | 〃 | 土居　栄十郎 | 〃 | 〃 |
| 二九号 | 東京都 | 中村　捨次郎 | マコマイ | 〃 |
| 三〇号 | 岩手県 | 堀越　粕蔵 | 〃 | 〃 |
| 三一号 | 東京都 | 中村　捨次郎 | 〃 | 〃 |

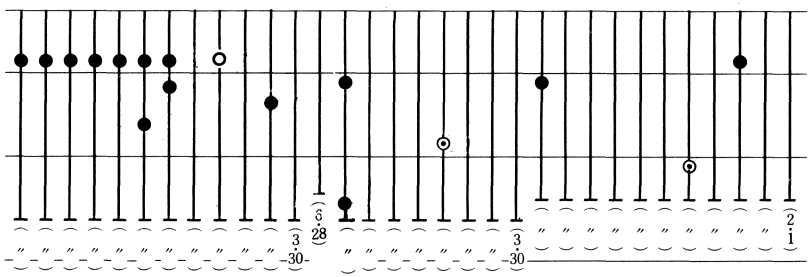
| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 二二号 | 東京都 | 中村捨次郎 | マコマイ | 中村捨次郎 |
| 二三号 | 苫小牧町 | 加藤武左衛門 | 〃 | 亀谷文太郎 |
| 二四号 | 東京都 | 中村捨次郎 | 〃 | 中村捨次郎 |
| 二五号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 二六号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 二七号 | 門別村 | 飯田ゑい | 〃 | 〃 |
| 二八号 | 東京都 | 中村捨次郎 | 〃 | 〃 |
| 二九号 | 苫小牧町 | 佐藤与吉 | 〃 | 佐藤与助 |
| 四〇号 | 〃 | 〃 | 苫小牧 | 〃 |
| 四一号 | 東京都 | 中村捨次郎 | 〃 | 中村捨次郎 |
| 四二号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 四三号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 四四号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 四五号 | 苫小牧町 | 三星魚菜市場 | 〃 | 三星魚菜市場 |
| 四六号 | 〃 | 前田健之助 | 〃 | 苫小牧倉庫(株) |
| 四七号 | 東京都 | 中村捨次郎 | 〃 | 中村捨次郎 |
| 四八号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 四九号 | 門別村 | 飯田ゑい | 〃 | 〃 |
| 五〇号 | 東京都 | 中村捨次郎 | 〃 | 〃 |
| 五一号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 五二号 | 函館市 | 桂久蔵 | 小糸魚 | 桂久蔵 |
| 五三号 | 苫小牧町 | 田村馬吉 | 〃 | 田村馬吉 |
| 五四号 | 東京都 | 中村捨次郎 | 〃 | 中村捨次郎 |
| 五五号 | 苫小牧町 | 中山清作 | 〃 | 中山清作 |
| 五六号 | 〃 | 田村馬吉 | 〃 | 田村長太郎 |
| 五七号 | 〃 | 前田健之助 | 〃 | (合)杉本商会 |
| 五八号 | 森町 | 藤田平太郎 | 〃 | 藤田平太郎 |
| 五九号 | 苫小牧町 | 川村嘉市 | 〃 | (合)杉本商会 |
| 六〇号 | 東京都 | 中村捨次郎 | 〃 | 中村捨次郎 |
| 六一号 | 苫小牧町 | 石垣彦三郎 | 錦多峰 | 梁田長一郎 |
| 六二号 | 〃 | 川村茂右衛門 | 〃 | 川村茂右衛門 |
| 六三号 | 〃 | 川村嘉市 | 〃 | 川村嘉市 |



## 新免許による勇鰡特漁業権者一覧およびその変遷

| 免許番号 | 住所 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 最終漁業権者 |
|---|---|---|---|---|
| 一六号 | 東京都 | 中村　捨次郎 | トユウフツ | 中村　捨次郎 |
| 一七号 | 苫小牧町 | 土居　栄十郎 | 〃 | 土居　通次 |
| 一八号 | 〃 | 茂呂　敬次郎 | 勇払 | 大島　長治 |
| 一九号 | 東京都 | 中村　捨次郎 | 〃 | 中村　捨次郎 |
| 二〇号 | 苫小牧町 | 永井　勇三郎 | サタップ | 苫小牧倉庫㈱ |
| 二一号 | 門別村 | 飯田　ゑい | 〃 | 中村　捨次郎 |
| 二二号 | 苫小牧町 | 前田　健之助 | 〃 | 苫小牧倉庫㈱ |
| 二三号 | 〃 | 佐々木　ミヨ | 〃 | 佐々木　ミヨ |
| 二四号 | 東京都 | 中村　捨次郎 | 〃 | 中村　捨次郎 |
| 二五号 | 岩手県 | 堀越　粕蔵 | マコマイ | 〃 |
| 二六号 | 東京都 | 中村　捨次郎 | 〃 | 〃 |
| 二七号 | 苫小牧町 | 川村茂右衛門 | 錦多峰 | 川村彦右衛門 |
| 二八号 | 東京都 | 中村　捨次郎 | 〃 | 中村　捨次郎 |
| 二九号 | 門別村 | 飯田　ゑい | 〃 | 川村彦右衛門 |
| 三〇号 | 〃 | 〃 | 〃 | 中村　捨次郎 |
| 三一号 | 東京都 | 中村　捨次郎 | 〃 | 〃 |
| 三二号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三三号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三四号 | 〃 | 向井　睦吉 | 〃 | 向井　睦吉 |
| 三五号 | 門別村 | 飯田　ゑい | 〃 | 〃 |
| 三六号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三七号 | 苫小牧町 | 向井　睦吉 | 〃 | 〃 |
| 三八号 | 門別村 | 飯田　ゑい | 〃 | 〃 |
| 三九号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 四〇号 | 東京都 | 中村　捨次郎 | 覚生 | 中村　捨次郎 |
| 四一号 | 苫小牧町 | 向井　睦吉 | 〃 | 向井　睦吉 |
| 四二号 | 門別村 | 飯田　ゑい | 〃 | 中村　捨次郎 |
| 四三号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 四四号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 四五号 | 苫小牧村 | 川村　嘉市 | 樽前 | 川村　勘三郎 |
| 四六号 | 門別村 | 飯田　ゑい | 〃 | 中村　捨次郎 |
| 四七号 | 白老村 | 古股　惣太郎 | 〃 | 三好　竹勇 |
| 四八号 | 〃 | 三好　庄吉 | 〃 | 〃 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 二七号 | 東京都 | 中村捨次郎 | マコマイ | | |
| 二八号 | 〃 | 〃 | 〃 | | |
| 二九号 | 門別村 | 飯田ゑい | 〃 | | |
| 三〇号 | 東京都 | 中村捨次郎 | 〃 | | |
| 三一号 | 苫小牧町 | 佐藤与吉 | 〃 | | |
| 三二号 | 東京都 | 中村捨次郎 | 苫小牧 | | |
| 三三号 | 〃 | 〃 | 〃 | | |
| 三四号 | 〃 | 〃 | 〃 | | |
| 三五号 | 〃 | 〃 | 〃 | | |
| 三六号 | 苫小牧町 | 三星魚菜市場 | 〃 | | |
| 三七号 | 〃 | 前田健之助 | 〃 | | |
| 三八号 | 東京都 | 中村捨次郎 | 〃 | | |
| 三九号 | 〃 | 〃 | 〃 | | |
| 四〇号 | 函館市 | 桂久蔵 | 小糸魚 | | |
| 四一号 | 苫小牧町 | 田村馬吉 | 〃 | | |
| 四二号 | 東京都 | 中村捨次郎 | 〃 | | |
| 四三号 | 苫小牧町 | 中山清作 | 〃 | | |
| 四四号 | 〃 | 田村馬吉 | 〃 | | |
| 四五号 | 〃 | 前田健之助 | 〃 | | |
| 四六号 | 森町 | 藤田平太郎 | 〃 | | |
| 四七号 | 東京都 | 中村捨次郎 | 〃 | | |
| 四八号 | 苫小牧町 | 石垣彦三郎 | 錦多峰 | | |
| 四九号 | 〃 | 川村茂右衛門 | 〃 | | |
| 五〇号 | 〃 | 川村嘉市 | 〃 | | |
| 五一号 | 東京都 | 中村捨次郎 | 〃 | | |
| 五二号 | 門別村 | 飯田ゑい | 〃 | | |
| 五三号 | 〃 | 〃 | 〃 | | |
| 五四号 | 〃 | 〃 | 〃 | | |
| 五五号 | 〃 | 〃 | 覚生 | | |
| 五六号 | 〃 | 川村嘉市 | 樽前 | | |
| 五七号 | 苫小牧町 | 〃 | 〃 | | |
| 五八号 | 門別村 | 飯田ゑい | 〃 | | |




| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 中村捨次郎 | | | | | |
| 〃 | | | | | |
| 〃 | | | | | |
| 佐藤与助 | | | | | |
| 中村捨次郎 | | | | | |
| 〃 | | | | | |
| 〃 | | | | | |
| 〃 | | | | | |
| 三星魚菜市場 | | | | | |
| 苫小牧倉庫(株) | | | | | |
| 中村捨次郎 | | | | | |
| 〃 | | | | | |
| 桂久蔵 | | | | | |
| 田村長太郎 | | | | | |
| 中村捨次郎 | | | | | |
| 中山清作 | | | | | |
| 田村馬吉 | | | | | |
| (合)杉本商会 | | | | | |
| 藤田平太郎 | | | | | |
| 中村捨次郎 | | | | | |
| 梁田長一郎 | | | | | |
| 川村茂右衛門 | | | | | |
| 川村彦右衛門 | | | | | |
| 中村捨次郎 | | | | | |
| 川村彦右衛門 | | | | | |
| 錦多峰砂利(株) | | | | | |
| 中村捨次郎 | | | | | |
| 〃 | | | | | |
| 川村勘三郎 | | | | | |
| 中村捨次郎 | | | | | |

新免許による勇鰊定漁業権者一覧およびその変遷

| 免許番号 | 住所 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 最終漁業権者 |
|---|---|---|---|---|
| 五九号 | 白老村 | 古股　惣太郎 | 樽前 | 三好竹勇 |
| 六〇号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

新免許による勇鮭定漁業権者一覧およびその変遷

| 免許番号 | 住所 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 最終漁業権者 |
|---|---|---|---|---|
| 七号 | 東京都 | 中村　捨次郎 | 勇払 | 中村　清一郎 |
| 八号 | 〃 | 〃 | 苫小牧 | 〃 |
| 九号 | 苫小牧町 | 川村　嘉市 | 小糸魚 | (合)杉本商会 |
| 一〇号 | 〃 | 〃 | 錦多峰 | 川村　勘三郎 |

| 免許番号 | 住所 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 最終漁業権者 |
|---|---|---|---|---|
| 一号 | 苫小牧町 | 前田　健之助 | 勇払 | 杉本福松 |
| 二号 | 〃 | 永井　勇三郎 | 〃 | 井上清次 |
| 三号 | 東京都 | 中村　捨次郎 | マコマイ | 中村　捨次郎 |
| 四号 | 函館市 | 京谷　米蔵 | 苫小牧 | 岡田重吉 |
| 五号 | 東京都 | 中村　捨次郎 | 錦多峰 | 中村　捨次郎 |
| 六号 | 〃 | 〃 | 覚生 | 〃 |
| 七号 | 門別村 | 飯田ゑい | 別々 | 三好竹勇 |
| 八号 | 白老村 | 三好庄吉 | | |

※　――免許期間、……停止期間、――漁業権消滅年（　）はその月日
●売買、⊙相続、○譲渡・贈与、⊠抵当権設定、■公売、▲差押え

（『漁業権原簿』―勇払郡より作成）



樽前浜のイワシ地曳網風景
（大正15年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

明治二十年当初より樽前浜の漁業に乗り出していて、既存漁業者ではもっとも古い伝統を持っていた飯田漁場は、大正十四年一月六日、その所有漁場を中村捨次郎などに譲渡し、ついに姿を消したが、中村の漁場はますます増加していった。

さて、明治末期の新規イワシ地曳網漁業経費は固定資本、流動資本を併せて前にも記したように八、四八〇円程度を必要としたが、大正末期にはどうであったかというと、諸物価、人件費の高騰により、漁船、漁網、漁具、製造具、土地建物などの固定資本において一万三、五〇〇円、人件費、食糧費などの流動資本において一万四、八〇〇円の合計二万八、三〇〇円程度を必要とした。このうち、流動資本については漁獲収入をもって補てんし得るものであったが、固定資本については自己資金、借金によらなければならなかった。もちろん、当地方では一番資本を必要とする漁であったが、大正初期までのように漁獲物を抵当とし固定資本などを借用しての、いわゆる信用貸しによる漁業は次第に姿を消していたから、ある程度の資金を持たない者には新規漁場経営は困難であった。大正十四年に北海道水産会苫小牧支部調べによる漁場費用、経営費をみても、設備償却費、資本利子を併せ三、一三五円があることからして自己資本のほか相当の借金をして漁場経営にあたっていることがわかるし、こういった返還金などのためばく大な資本を投じながらも、〆粕九、五六二貫（三七五石）の漁獲量があってもわずか六二

円程度の利益しかあげることはできないものであった。(2)

また、労務者雇入費五一〇円があるが、これは手数料、旅費なども含んでおり、以前のように漁業の親方（支配人）や船頭が漁夫一行を連れてきて簡単に契約をすませた時代と違って、雇人斡旋屋を通したり、親方など漁夫代表者との交渉もあって、非常に難しくなってきたのである。

こうした免許漁場を経営し得るのは資本を有する大漁業家であり、小中漁業者にとっては不可能に近いことであった。

このため、中層漁業者は比較的資本のかからない許可漁業である沖合漁業へ進出していくことになった。▼タラ延縄漁業　川崎船六人乗り一、一一六円（うち川崎船七〇〇円）▼スケソウ刺網漁業　川崎船七人乗り三、〇〇〇円（うち川崎船一、〇〇〇円）▼カレイ刺網漁業　小川崎船六〇〇円　▼カレイ刺網漁業　川崎船三人乗り一、〇〇〇円　▼カレイ手繰網　川崎船三人乗り一、二〇〇円(3)

このように、中層漁業者と大漁業者との間には、相当の格差があり、さらに小漁業者と中層漁業者の間においても同様の格差があった。

**漁業組合と専用漁業**　明治三十五年の漁業法施行を機に設立された勇払白老水産組合は、大正七年発展的解消により、同年二月四日にはそれぞれ郡単位の漁業組合を設立した。

この漁業組合設立の目的は、地先専用漁業権は地元漁業組合に免許されるものであったから、大漁業家の特別・定置漁業、それに小中漁業者の許可・自由漁業の限られた漁法だけでは魚族の減少により、特に零細漁業家にとって漁業による生計の維持は困難となっていた。このため、広範な魚族を得て漁業家の生活を保護する必要があったのである。特にこの時代には一匹狼といわれる一家族単位で行う漁業家が増加していたので、こうした零細漁業者の強い要

望も反映していた。だが、これらの漁業者は三〇人、五〇人という漁夫を使って行う大漁業家からみると、桁違いの小規模なものでその日暮らしがやっとという状態であったから、当時としては漁業家とさえいわれていなかった。その昔から樽前浜の漁業は一つの企業として考えていたのである。ともあれ、漁業組合の設立によってより多くの魚をとり得ることになった。

初代組合長には三星苫小牧魚菜市場の岡田重吉があたり、専用漁業権の申請が行われ、①雑刺網漁業（カレイ・毛ガニなど）、②スケソウ刺網漁業（スケソウ・マダラなど）、③北寄貝桁曳網漁業の三権が免許となった。(4)

組合では各組合員に対し、その資力、能力に応じその漁業を許していったが、この免許は刺網にしても地先専用漁業内での浅海漁業であり、当初においては魚族もごく限られたもので、本来的な意味での地先専用漁業権の概念そのものであった。ところが、昭和十年ころから従前の浅海漁業にとどまらず、若干の沖合漁業をも含むようになって、本来の地先専用漁業権と多少異なる点を持つようになった。(5)

このように、勇払郡における零細漁民の生活を支えるものはカレイ、北寄貝、毛ガニを中心とする地先専用漁業が中心で、基本的にはこれらが生活の基盤であった。しかしながら、大正末期ころから中層漁民による動力船の進出によって、この生活基盤もおびやかされる結果となり、担保を持たぬ零細漁民は漁業資金の貸付けも受けられず、この地先専用漁業にかじりつくか、漁業を捨て人夫などに転職するかの二者択一がせまられることになった。

なお、当時の北寄貝漁には漁船一五〇円、漁具一〇〇円程度は必要であった。(6)

また、許可漁業では①手繰網漁業（底曳）、②鮪流網漁業、③鰄地曳網漁業があったが、のち鰄流網漁が加わった。

一方漁業組合の方は、昭和八年の漁業法の改正により、漁業組合は出資制をとり、産業組合と同様広く経済活動を行い得るようになり、昭和十年名称も漁業協同組合と改められ、無限責任勇払郡漁業組合となった。なお、昭和十四

年現在の組合の現況は次のとおりであった。

無限責任勇払郡漁業協同組合（苫小牧町本町）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 地区 | 勇払郡 | | |
| 設立 | 大正七年二月七日 | 組織設定 昭和十年四月十三日 | |
| 組合員数 | 一七九人 | 漁業者 一七九人 | |
| 出資口数 | 二一二口 | 一口ノ出資額 二〇円 | |
| 出資数額 | 四、二四〇円 | 払込済出資総額 一、四二六円 | |
| 事業種類 | 販売、購売、資金貸付 | | |
| 販売価額 | 一五三、九七六円 | | |
| 借入金 | 二、〇〇〇円 | | |
| 貸付金額 | 六、五〇〇円 | | |
| 供給価格 | 一八、一九五円 | | |

積立金 六六三円
準備金又ハ基金 二六三円
其他積立金 四〇〇円
組合員の生産総額 八一九、二二八円
組合長 杉本福松（苫小牧町）
理事 亀谷治三郎（苫小牧町）、大野金治郎（鵡川村）
木戸孫平（厚真村）、鳥越兼次郎（苫小牧町）
監事 鳥島清八郎（苫小牧町）、中村幸太郎（苫小牧町）
川村勘三郎（苫小牧町）

（『水産銘鑑』昭和十四年）

**沖合漁業への魅力**　地曳網漁業は自分の漁場内に回遊してきた魚を網でかこんで引き寄せるものである。したがって魚群が回遊して来なければその漁業は成り立たないものであった。いわば、魚群の回遊を待つという極めて受動的な方法で、他力本願的なものであった。これは、定置網漁業にも相通ずるものであるが、地曳網の方がはるかに率の悪い方法で、沿岸漁業の宿命ともいうべきものであり、魚群の回遊如何がその漁場の使用価値をも決定するものであった。魚のとれている間はさほど気にもとめなかった漁民も、沿岸漁業の衰退とともにこの矛盾を強く感じることとなった。そして、この解決方法として魚のいる沖合いまで出掛けて行くという能動的な許可漁業に発展していくのは当然で

あった。魚族も従来の浮魚から底魚たるカレイ・タラなどを相手とし、漁法も川崎船を使っての手繰網漁業、釣り漁業を主体とするようになった。

しかしながら、当初において沖合漁業を志す漁業家は鳥越専太郎、兼次郎兄弟などごく限られた人たちで、苫小牧の沖合漁業に注目したのはむしろ他地域の漁民であった。

苫小牧から厚真にかけての沖合いはマガレイの有数な漁場で、明治末期ころから東北を中心に加賀、越後まで、道内では小樽、高島、尻岸内などから毎年二〇〇艘前後の動力のない大型漁船が来て、手繰網によるカレイ漁を行っていた。苫小牧からは川崎船で乗り出してこれに参加するのは数漁業家のみであった。(7) この時期にはまだまだ地曳網に依存する傾向が強かった。カレイ沖合漁業の費用は九〇〇円程度必要としたが次のとおりであった。

鰈漁沖合漁業ノ手繰延網

川崎船一艘六〇〇圓　延網手繰網三〇〇圓

経営法ハ利益配當ニテ船漁具主ハ其二割五分ヲ得他ハ乗組員ノ分配トナス

（『苫小牧町史』　昭和十五年　苫小牧町）

ところが、大正五年ころになって函館を根拠地とする東北船団、二〇〇トン程度の汽船八艘に対しカレイ漁の許可があって、トロール船で引き二、三年のうちに魚をとりつくし、以後カレイは大きく減少していった。このことがあって、さらに沖合いへと進出することになり、発動機船の造船となった。

以前においてもそうであったが、苫小牧沖合いのカレイ漁業は水産庁の一方的な見解によって許可されたため、道庁と水産庁の間において、いわゆる入漁業問題でもめたことがあったが、魚をとられてしまってはあとの祭りであった。

零細漁業家にとっては、沖合漁業への魅力を感じながらも、磯船程度の小船しか持たず、担保物権も持たないため資金貸付けも得られず、地先専用漁業権による沿岸漁業、自由漁業に従事するのみであった。

大正時代においては、沿岸漁業と沖合漁業が平行して行われていたが、その数からいえば圧倒的に沿岸漁業が多かったのである。

**沖合漁業と動力船**　苫小牧町は太平洋に面する海岸をもち、この海岸線はやや彎曲(わんきょく)して二八キロにおよんでいたから、この沿岸において相当古い時代から漁業が行われてきた。苫小牧の発展過程を称するに「苫小牧は漁業をもって生まれ、交通をもって育ち、林業をもってその歩みを進め、工業をもって大成した」[8]といい得るのである。

漁業は本市の源(みなもと)であり、古くはイワシ地曳網の千石場所とさえいわれ、魚類のほとんどは魚肥とし、それ以外では塩づけ、乾製にして函館へ輸送していた。したがって生魚は地元民の食卓をにぎわす程度であった。

しかしながら、明治が過ぎ去るとともにイワシの減少は地曳網漁業の著しい衰退となってあらわれた。一方工業はめざましい発展をとげ、もはや苫小牧は漁業本位たらしめるところではなかったのである。だが、漁業組合を中心に、東西二八キロの沿海は寒暖潮流相流入する海域であり魚族の回遊が多いにもかかわらず、漁業の方法はいまだ昔時の旧慣を脱してないがため、漁獲の減少となっているとし、半額補助をもって動力船を造船して沖合漁業を大いに奨励することになった。ちなみに当時の魚族についてみると「▼一月鰈、鱈　▼二月鰈、鰍　▼三月鰈、鮑　▼四月鰈、鮑　▼五月鮑　▼六月鰛、鯖、小鰊　▼七月鰛、大鮃、鱒　▼八月鰛、北寄貝　▼九月鰛、北寄貝、鮭、鮪　▼十月北寄貝、鮭、鰛　▼十一月鮭、鰈　▼十二月鰈、鱈、鮑、鮹(北寄貝、海扇は四月十五日より六月二十日迄禁漁)」(北海道全水産要覧　大正十二年)であった。

苫小牧地方の海岸は砂浜の直走するところであったから、大型発動機船の経営は不可能で、巻き揚げ可能なる小型発動機船が選ばれたが、勇払漁業組合長の岡田重吉は少なくとも六七隻の小型発動機船を将来奨励していく方針をたてたのである。[9]

苫小牧における発動機船の第一号は川崎船によってすでに沖合漁業を行っていた鳥越専太郎が道庁、胆振水産会、苫小牧町からそれぞれ補助金をうけ、鳥越所有の川崎船を持ち出して建造した「憲政丸」であった。

この憲政丸は室蘭町舟見町吉田造船所において造船した八トン（八馬力発動機エンジン付）で、大正十三年十月十三日進水式を行った。この船は、同十五日には勇払河口切替え工事によって出来上がった勇払漁港の入港を試みたが、流砂によって河口は浅瀬となり、ついに入港できなかった。

翌十四年には弟鳥越兼次郎が小型発動機船を造船したが、この時は補助金は前年の半額であった(10)。こうして、苫小牧の沖合漁業も次第に活発化していった。

なお、当地方における主な魚の漁期、漁法は概ね次のとおりであった。

憲政丸の進水を報ずる新聞
〔大正13年〕〔堀江敏夫蔵〕

主要水産物の漁期

| 種類 | 漁期 | 漁場 | 漁具 |
|---|---|---|---|
| 小鰊 | 自六月十日　至七月二十日 | 沿岸一帯 | 地曳網 |
| 鰛 | 自九月中旬　至十一月下旬 | 同 | 同 |
| 鰈 | 周年 | 沖合一圓 | 延縄手繰刺網 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 鮭 | 自六月中旬 | 至十二月中旬 | 沿岸各所漁場九ケ所 |
| 北寄貝 | 自七月一日 | 至翌年四月十五日 | 沿岸ヲ去ル一千間沖合 |
| 海扇 | 自七月一日 | 至十一月下旬 | 勇拂川ヲ去ル一里半沖合 |

| | |
|---|---|
| 建網 | |
| マンガン | |
| 八尺 | |

（『苫小牧町史』　昭和十五年　苫小牧町）

**大正末期の大漁と漁獲物の変化**　大正に入って急激な漁獲の減少と王子製紙の操業は大きく漁家をゆさぶり、その初期には一一〇戸にまで減少したが、それでも何年か一度には大漁の年を迎え同十年ころから再び増加しはじめていた。だが、その初期には漁夫不足で、大漁の年になるとどうしても人手が足りない、そこで王子の職工で非番の者に一時間二〇銭程度、内地米のにぎり飯付きをもって来てもらうことがあったが、大漁になると夜も昼もなくぶっ通しで行うため、職工は王子へ戻ることができなくなる、このため王子の操業が二、三日止まったというエピソードもある位であった[11]。

大正時代のイワシ〆粕・ニシン〆粕生産高は一二万貫前後であったが、当時は二五・五貫の建一六一本をもって百石としていたので、四万一、〇五五貫をもって一、〇〇〇石であったから、三、〇〇〇石前後であった。これは明治中期以降からの平均した石数であったが、当時からみると二倍以上の漁場数であり、春秋の両季にわたっての漁であったから、一漁場の漁獲高も半分以下に減少していて、それも地曳網だけではなく、建網も使用し通年努力しての結果であった。

ところが大正十四年は久びさの大漁の年となり、同十二年七月の新免許の付与により、翌十三年の漁から春漁をニシン、秋漁をイワシと分けたが同十四年には春秋ともに大漁で、イワシ〆粕生産高一万三、五三二石、ニシン〆粕生産高では九、六五二石という実に二万三、一八四石を数えたのである。さらに昭和二年にはニシン・イワシ〆粕を合わ

せ一万〇、四九五石を数えるという大漁であった。

だがいくら大漁でも魚粕の買手がなかったり、せっかく地曳網などで魚を引き揚げても雨季が続くと乾燥することができず、捨ててしまいいわゆる大漁貧乏も少なくなかったのである。いくら魚族が減少してその生活がおびやかされたとはいえ、数年に一度の大漁を夢みて、まだまだ漁業を捨て切れないでいたのが大正期の漁家であったといえる。

## 大正期の水産製造物一覧表

| 年次 | 鰯搾粕 | 鰊搾粕 | 乾鰯 | 鰈搾粕 | 塩鮭 | 魚油 | 鯣 | 公魚 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大正三年 | 七一、三二一貫<br>四二、七二〇円 | 一貫<br>一円 | 五九〇貫<br>五九〇円 | 一、七八〇貫<br>四四〇円 | 二、〇〇〇貫<br>二、六〇〇円 | 五〇、四〇〇貫<br>五、〇四〇円 | 一貫<br>一円 | 三〇〇貫<br>六〇〇円 |
| 六年 | 一二〇、九〇〇〇<br>七三、一五〇 | 一<br>一 | 一、二五〇<br>一、二七五 | 一、五〇〇〇<br>四二〇 | 二、四〇〇〇<br>三、二二〇 | 七四、一八〇<br>七、四二五 | 一<br>一 | 四五〇〇<br>九〇〇 |
| 七年 | 七〇、九〇〇<br>四〇、九二〇 | 一<br>一 | 三八〇<br>四一〇 | 一、二〇〇<br>三三〇 | 一、三四〇〇<br>一、七一〇 | 三、四〇〇<br>三四〇 | 一<br>一 | 七〇〇<br>二〇〇 |
| 八年 | 一〇七、六〇〇<br>五九、一六〇 | 一<br>一 | 八二八<br>八一三 | 一、八〇〇<br>四〇〇 | 二、六〇〇<br>三、四一〇 | 三、一〇〇<br>三一〇 | 一<br>一 | 一<br>一 |
| 一〇年 | 一四〇、〇〇〇<br>七七、〇〇〇 | 一<br>一 | 二、七〇〇<br>二、五〇〇 | 一<br>一 | 一<br>一 | 一七、〇三〇<br>一、七〇三 | 一<br>一 | 一<br>一 |
| 一三年 | 一一〇、九〇〇〇<br>六一、〇〇〇 | 一<br>一 | 二、五〇〇<br>二、七八〇 | 一、三一六<br>六三〇 | 一<br>一 | 一五、〇三〇<br>一、四〇〇 | 一<br>一 | 一<br>一 |
| 一四年 | 五五八、〇七二<br>三三四、八四三 | 三九六、二六四<br>二五七、五七二 | 四、三五〇<br>四、一三三 | 八八八<br>四八八 | 一<br>一 | 三一八、八四二<br>一三七、〇六四 | 一<br>一 | 一<br>一 |
| 一五年 | 一一八、四四〇<br>五五、六六七 | 四一、七三六<br>二五、〇四二 | 二五〇<br>三八 | 二、三七六<br>一、〇六九 | 一<br>一 | 四四、八二九<br>二二、四一五 | 一<br>一 | 一<br>一 |
| 昭和二年 | 二一七、五六〇<br>八〇、四九七 | 二一二、三五二<br>八四、九四一 | 一〇、八〇〇<br>五、四〇〇 | 一、三七六<br>八三二 | 一<br>一 | 三一、四八二<br>一五、三七六 | 一<br>一 | 一<br>一 |

（『苫小牧村勢一班』大正五年、『苫小牧町勢一班』大正七年・十年、『事務報告』各年より作成）

一方漁獲高についてみると、サケは多い年で一万貫以上、少ない年は八〇〇貫にとどまっている。サケは当初は塩づけが多かったが、北海道鉄道札幌線が開通すると多くは生魚として札幌方面に輸送されるようになった。

特に目立つことは、大正十年以降タラ、マグロの沖合漁業が発達していることでそれに一時トロール船による濫獲によって不振だったカレイ漁も盛り返し、苫小牧の沖合漁業もようやく活発化してきたことを示すものであった。タラ漁については大正十年に七万五、〇〇〇貫の水揚げがありながら、わずか三三八円であったが、同十四年ころからスケソウ、マダラの価値が認められ、カレイと並び沖合漁業をささえる魚となった。

主な漁獲物の変化一覧表

| 年次 | 鮭 | 鰯 | 鰊 | 鮪 | 鱈 | 鰈 | 北寄貝 | 海扇 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大正六年 | 一三、一〇〇貫<br>一三、一〇〇円 | 八六〇、〇〇〇貫<br>五二、四〇〇円 | 二、貫<br>二、円 | 二、三〇〇貫<br>二、一〇〇円 | 五〇〇貫<br>六五円 | 六、〇〇〇貫<br>九〇〇円 | 九、五〇〇貫<br>二、九五〇円 | 一二、〇〇〇貫<br>三七、五〇〇円 |
| 一〇年 | 八〇〇<br>二、四〇〇 | 八八二、五六〇〇<br>一七六、四八〇 | | 七五〇<br>四一三 | 七五、〇〇〇<br>三三八 | 六九、六〇〇<br>四一、七六〇 | 二〇、一二五 | |
| 一四年 | 二、二五〇<br>四、九五〇 | 二、四二〇、二八八<br>四八四、〇五八 | 一、二七八、九一二<br>二一七、四一五 | 一三四<br>一 | 七、五四八 | 二〇、二八五<br>三四、二五七 | 九、六九八<br>四、三六四 | |
| 一五年 | 一〇、二〇〇<br>一二、二四〇 | 五九七、二〇〇<br>一二五、四一〇 | 二〇八、六八〇<br>四一、七三六 | 一、四二〇<br>二、三八〇 | 五九、七八四<br>一一、九五九 | 四五、七六七<br>二〇、五九五 | 一九、六一二<br>四、九〇三 | |
| 昭和二年 | 七、三八〇<br>六、二七三 | 一、一〇九、四〇〇<br>一六六、四一〇 | 一、〇六四、二六〇<br>一五九、六三九 | 二五、八六〇<br>一九、三九六 | 二〇、八〇〇<br>五、一八七 | 二五、八六〇<br>一九、三九六 | 六、五〇〇<br>四、七四五 | |

（『苫小牧町勢一班』大正五年・十年・昭和二年より作成）

注（1）『大正十二年度漁業税一覧表』苫小牧町
（2）『漁業経済調査書』昭和三年　北海道水産会
（3）（2）に同じ
（4）苫小牧漁業協同組合による
（5）『根室市史』―下巻　昭和四十五年　根室市
（6）（2）に同じ

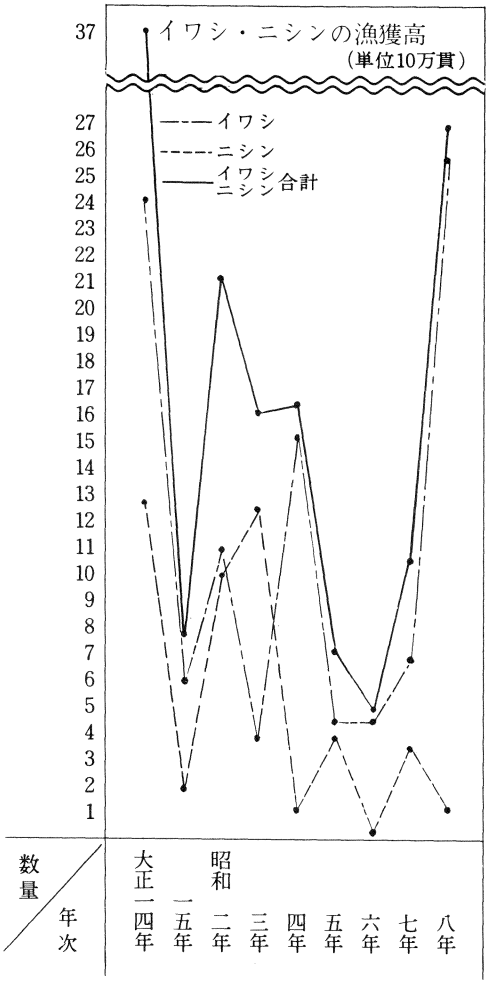
（7）　鳥越兼次郎氏談による
（8）　堀江敏夫『続ふるさと百話』昭和四十七年　朝日新聞
（9）　『胆振新報』大正十三年十月号より
（10）　（7）による
（11）　（7）による

## 九　地曳網漁業から定置網漁業へ

**地曳網漁場の放棄**　苫小牧沿岸には大正十二年八月十四日に、漁場の再編成により新たに免許された『勇鰊特』六三権、『勇鰛特』四五権の地曳網漁業権があったが、地曳網漁業の不振から、昭和七年以降これを放棄するものが続出した。

すなわち、春漁の『勇鰊特』では昭和七年に一八権で二八・五%の放棄率、翌八年にはさらに二六権の四一・二%と、この二年に六九・七%もの地曳網漁業権が放棄された。秋漁の『勇鰛特』では同七年に四〇%、同八年には四四・四%と二年間でこれまた八四・四%が放棄されたのである。

この最も大きな原因は、昭和五年、六年の大不漁で、早くから定置網漁業を手がけていた人はまずまずの漁獲であったのに対し、地曳網漁業者は全くさんざんであった。漁獲高においてその数字が示すとおり、同三年にイワシ・ニシンを合わせて一六四万四、三五八貫、同四年には一六九万二、四八〇貫であったものが、同五年には七八万九、八〇〇貫と三年・四年に比べると六六%から六八%にすぎず、さらに同六年には四三万九、五二〇貫（いずれも生魚にての数）とわずか二六%から二七%にしかすぎないものであった。




このことは樽前浜における地曳網漁業は完全に終りを告げることを意味するものであった。沿岸漁業の代表たる地曳網と定置網は同一漁場において両方を同時に使うことは不可能であり、どちらの網を先に張っても漁業上支障となることは明らかであった。魚族の多いうちは地曳網の方が有利であることはいうまでもない。しかし、魚族が少なくなると定置の方がはるかに有利となってくるのである。

樽前浜のイワシ・ニシン漁はこの原理にしたがって、昭和七年・八年に一斉に地曳網から定置網に切り替えられたのである。そして、地曳網漁業については、それ以上免許されなかったので前にも記したとおり、同七年・八年に八〇％以上が放棄消滅し、戦後まで残ったのはわずかニシン漁三権、イワシ漁二権のみであった。

## 昭和初期における主な漁獲物一覧表

| 年次 | 鮭 | 鰛 | 鰊 | 鮪 | 鱈 | 鰈 | 鱒 | その他 | 北寄貝 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和二年 | 四、〇五〇 貫<br>七、二九〇 円 | 三六六、〇三八 貫<br>四三、九二五 円 | 一、二七八、三二〇 貫<br>一五三、三九八 円 | 七二〇 貫<br>八六四 円 | 一九五、三五六 貫<br>一九、六四一 円 | 二五、八八〇 貫<br>一、二九四 円 | 四、九二〇 貫<br>五、九一〇 円 | (カ チ) 二七、六〇〇 貫<br>一六、五六〇 円 | 九、五一〇 貫<br>一一、四一二 円 |
| 四年 | 五、五七〇<br>一〇、〇二六 | 一、五八七、〇〇〇<br>三九六、七五〇 | 一一四、四八〇<br>三四、三四四 | 一、六二〇<br>一、四五八 | 一三一、九五七<br>一三、九六一 | 一〇、二七〇<br>五、一二五 | 三、五〇〇<br>五、二五〇 | (柔魚) 七、八〇〇<br>四、六八〇 | 三、三六〇<br>四、〇三二 |
| 五年 | 三、〇四〇<br>三、六五〇 | 四一五、〇〇〇<br>六二、五〇〇 | 三八四、八〇〇<br>七六、九六〇 | 一、〇五〇<br>一、六八〇 | 一三、一五〇<br>五、五四〇 | 一四、三五〇<br>六、三五七 | 五、二六〇<br>四、二八〇 | ( 〃 ) 二、八〇〇<br>一、二六〇 | 八、七五〇<br>九、六二五 |
| 六年 | 四、〇三〇<br>四、〇三〇 | 四三六、五三〇<br>四三、六五三 | 二、九九〇<br>四四八 | 三、二〇〇<br>二、五六〇 | 一一、七五〇<br>六、五九〇 | 一五、四〇〇<br>六、一六〇 | 六、五六〇<br>五、二四八 | ( 〃 ) 三、四〇〇<br>二、〇四〇 | 一三、八五〇<br>八、五〇〇 |
| 七年 | 二、九六〇<br>五、〇三二 | 六七三、二〇〇<br>五三、八五六 | 四二三、〇〇〇<br>四二、三〇〇 | 一七、〇〇〇<br>六、八〇〇 | 一一、五〇〇<br>八、六九八 | 一七、四〇〇<br>六、六一二 | 一四、五〇〇<br>一二、四〇〇 | ( 〃 ) 一三、五〇〇<br>四、〇五〇 | 一五、四〇〇<br>一〇、七八〇 |
| 八年 | 三、三六〇<br>二、三〇四 | 二、六〇七、五〇〇<br>一八二、五二五 | 一三八、〇四〇<br>一一、〇四三 | 六、七八〇<br>四、四〇七 | 九七、一〇〇<br>九、九三八 | 二〇、六〇〇<br>八、二四〇 | 三二、八二〇〇<br>三六、二四〇 | (毛ガニ) 四〇、三六〇<br>五、一二〇 | 一八、九〇〇<br>九、四五〇 |

## 昭和初期における水産製造物一覧表

| 年次 | 肥料用 | | | | 煮乾・素乾・塩蔵 | | 魚油 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | イワシ粕 | ニシン粕 | カレイ粕 | サバ粕 | その他 | イワシ・ニシン | その他 | |
| 昭和三年 | 四九、四八八 貫<br>二二、二七〇 円 | 二〇四、七二〇 貫<br>一〇二、三六〇 | 二、六八八 貫<br>一、二一〇 円 | | 一九、八二四 貫<br>七、九六六 円 | 三、一八五 貫<br>三、七六三 円 | 二二、三〇〇 貫<br>一九、七五八 円 | 六三、〇二七 貫<br>三一、五一六 円 | 七、二〇〇 貫<br>三、三五四 円 |
| 四年 | 二五一、八八〇<br>一〇七、〇四九 | 二〇、八〇〇<br>九、三八〇 | 三六〇<br>一三二 | | 八、九五二<br>三、六九六 | (不明) | | 九四、四四四<br>五八、七八九 | 四、三七六<br>一、四七二 |
| 五年 | 一二六、五二八<br>二五、三〇六 | 一七六、〇四〇<br>五二、八一二 | 五七六<br>一〇四 | | 一〇、七五三<br>一、八一三 | (不明) | | 七〇、六九五<br>一八、九四二 | 一、八八一<br>三三四 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 六年 | 二二二、一二〇<br>四四、四二四 | 七一、四〇〇<br>一五、七〇八 | 一四四<br>二四 | | 一一、四四八<br>一、九八四 | 二、三六〇<br>一、〇七六 | 六七〇<br>七四〇 | 八七、七二八<br>一四、五八三 | 一、四九六<br>五四二 |
| 七年 | 八四、五二八<br>二三、六六八 | 二六〇、一二〇<br>六六、七八〇 | 四八<br>一二 | 一、〇八〇<br>二八一 | 六、六七二<br>一、七〇八 | 二、〇四〇<br>七八〇 | 一六、六〇〇<br>八、八〇四 | 一三四、四六四<br>四一、一四二 | 二、三八五<br>七一八 |
| 八年 | 七三三、一七六<br>一八三、二九四 | 三一、四六四<br>九、四三九 | 四八<br>九 | 七六八<br>一五四 | 五、四二四<br>一、〇九九 | 一一、〇八三<br>二、九五五 | 二〇、八五八<br>一〇、〇二七 | 一三九、三二四<br>六九、八四八 | 二、一七二<br>八八五 |

（『事務報告』―各年　苫小牧町）

**定置網漁業権者の性格とその他の漁業者**　イワシの定置網漁業権は大正四年以降苫小牧関係では一二権あったが、これらは放棄されたり、同十二年には、漁場の再編成によりすべてが消滅した。そして、同年の再編成ではニシン定置網四権があった。しかしながら、これらは地曳網におされ、その後において増えるどころか、むしろ減少していった。数年に一度の大漁はまだまだ地曳網一本に頼るところが多かったのである。

ところが、昭和三年ごろから特に鵡川、厚真地区においてイワシ・ニシンの定置網が活発に使われるようになり、同五年・六年の不漁時にも相当量の漁獲高を示した。また、この樽前浜の不漁時をよそに、噴火湾のイワシ定置網漁業は驚異的な漁獲高を示し、伊達村だけでも、同五年一八〇万貫、六年三〇六万貫、七年三六三万貫を示していた。(1)このことは、樽前浜の漁法を一変にめざめさせることになったのである。

次に地曳網漁業権の放棄状況と定置網漁業免許の取得関係をみると、定置網は昭和七年までに、春漁のニシンでは錦多峰の川村一族の五権、秋漁のイワシでは中村捨次郎外七権が追加されたのみであったが、同七年以降急激に増加していった。

昭和七年以降地曳網漁業と定置網漁業関係一覧表

| 区分 | 年次 | 免許状況 | 漁業者 | 中村 | 杉本 | 川村 | その他 | 計 | 中村 | 杉本 | 川村 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ニシン漁業権 | 昭和七年 | | 地曳放棄数 | 一七 | 二 | — | 六 | 二五 | 一三 | 二 | — | 三 | 一八 |
| | | | 定置取得数 | 一四 | 二 | — | 二 | 一八 | 一六 | 二 | — | — | 一八 |
| | 八年 | | 地曳放棄権 | 一三 | 二 | 五 | 六 | 二六 | 八 | 一 | 六 | 五 | 二〇 |
| | | | 定置取得数 | 一一 | 二 | 四 | 三 | 二〇 | 六 | 二 | 三 | 二 | 一三 |
| | 九年以降 | | 地曳放棄数 | 四 | 一 | — | 四 | 九 | 二 | — | — | 三 | 五 |
| | | | 定置取得数 | 九 | 五 | 二 | 一〇 | 二六 | 二 | — | — | — | 二 |
| | 計 | | 地曳放棄数 | 三四 | 五 | 五 | 一六 | 六〇 | 二三 | 三 | 六 | 一一 | 四三 |
| | | | 定置取得数 | 三四 | 九 | 六 | 一五 | 六四 | 二四 | 四 | 三 | 二 | 三三 |
| | 戦後まで存続した地曳網漁業権 | | | 二 | — | — | 一 | 三 | — | — | — | 二 | 二 |

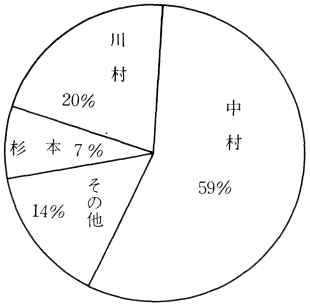
（『免許漁業原簿』―勇払郡より作成）

まず、中村捨次郎についてみると、ニシン漁では昭和七年に一七権、同八年に一三権の地曳網漁業権を放棄し、これに代って同七年に一四権、同八年に一一権の定置網漁業免許を得て、同一五年までに三四権の地曳網漁業権を放棄し、同数の定置網漁業権を得ている。また、秋漁のイワシ漁でも一三権の地曳網漁業権を放棄し、二四権の定置網漁業権を得ているのである。杉本福松は村役場吏員から実業界に転じ、町会議員となり倉庫業を営んでいる時、各漁場に融資をしているうちに漁業権を得て、本格的に漁業に転じ、漁業組合長、水産加工組合長をつとめた人であったが

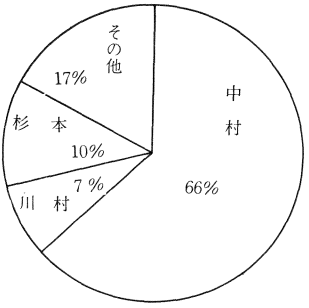
杉本にしても川村一族にしても、その他漁業家にしても地曳網漁業権を放棄し、代って定置網漁業権を取得していて樽前浜の漁場は同六年の大不漁を契機として定置網漁業へと転化していったのである。

定置網漁業権者をみると、大正十五年飯田漁場を譲り受けた中村捨次郎の漁場拡張が目立ち、昭和九年までの取得権数では、ニシン漁二六権の五九%、イワシ漁では二七権の六六%を占めるものであった。

ニシン定置網漁業権者
(昭和9年現在)




イワシ定置網漁業権者
(昭和9年現在)




(『免許漁業原簿』—勇払郡より作成)

※『中村』は中村捨次郎・大沢辰雄の合計、『川村』は川村嘉市・川村勘三郎・川村茂右衛門・川村彦右衛門の合計、『杉本』は杉本福松・杉本商会・苫小牧倉庫の合計数である。

この時期においては、すでに仕込み制度は、姿を消していたため、出稼漁業家や一介の漁業者に漁業権を他貸しすることはなく、漁業権者は担当の資産、資力を有するか、実力者として金策し得る能力がなければ漁場経営は困難になっていた。このため、漁業権者はごく限られた人にとどまり、数漁場以上を所有したのは中村捨次郎、川村一族、杉本福松の三名のみとなった。

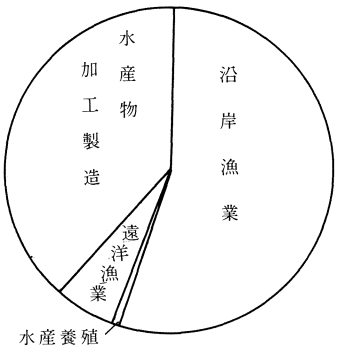
樽前浜のイワシ・ニシン定置網漁業は、所有形態からすればまさしく漁場持当時のそれに類似したものがあり、六〇％以上の漁業権をもった大漁業家と町会議員をつとめる町実力者が数名これに続き、単一漁場所有者で相続をうけた者、商業などを営みながらの兼業者が多く、その数は地曳網当時からみると半分以下に減少しているのである。

ニシン定置網については昭和九年八月以降増加はなかったが、イワシ定置網において次の免許から漁業期間を四月一日から十一月三十日に延長し、春秋の漁を出来得るようにした。これは漁業権施行当初に戻るものであったが、従前の春漁としてのニシン定置網、秋漁としてのイワシ定置網もあり、この時期には三種の定置網漁業権が存在した。

だが、樽前浜の漁業者はこのイワシ・ニシンの定置・地曳網の免許漁業者だけではないはずである。しからば、これ以外の漁業者はどうであったかというと、資力のない下層漁業者にとって新規に定置網漁業権を得ることは不可能にちかいことであったから、許可漁業、地先専用漁業、自由漁業に頼るしかなかったが、昭和七年における許可漁業は手繰網漁業一九権、鰮流網漁業六権、鰯地曳網漁業三権があるのみであったから、多くは地先専用漁業、自由漁業に頼るしかなかった。また、中層漁業者においてはこれらの許可漁業と刺網漁業、延縄漁業など沖合・遠洋漁業へと次第に進出していくことになった。

苫小牧は工業の著しい発展によって総生産額に対して漁業・水産加工業などの占める割合はわずか二％から三％程度のものであったが、昭和五年における総生産額は二九万五八三円であった。このうち沿岸漁獲物が五六・〇％、製造物が三八・一％と、この二つで九四・一％となり残りは遠洋漁獲物、水産養殖であったが[2]、苫小牧の漁業は沿岸漁業がその主体であったことがわかる。

漁業生産高割合



一方、漁業人口、漁船数についてみると、昭和初期の不況にもかかわらず、若干ながら漁撈、製造、専業、副業ともに増加をみていることである。

特に漁撈関係では、昭和八年の業主の著しい増加であり、これは小漁業家の増加を意味するもので、かつては漁業労働者（漁夫）であったが、刺網を主体とする小経営漁業家への転向独立であった。しかし、これらの小漁業家は極めて不安定であって、小経営者と漁夫間を往復する者も少なくなかった。

漁船については五トン未満の小船が圧倒的に多く、動力を有する漁船はわずか七隻にすぎず、当地方の沖合漁業は川崎船に頼るもので極めて弱体であったことがわかる。だが、昭和に入って、当地方の漁業も次第に多角的方向へと進んでいったのである。

漁業人口状況一覧表

| 年次 | 区分 | 本業 男 | 本業 女 | 本業 計 | 副業 男 | 副業 女 | 副業 計 | 計 男 | 計 女 | 計 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和六年 | 漁撈 業主 | 六二 | 一 | 六三 | 八 | | 八 | 七〇 | 一 | 七一 |
| | 漁撈 被用者 | 八八五 | 四七 | 九三三 | 二三 | 一四 | 三七 | 九〇八 | 六一 | 九六九 |
| | 養殖 業主 | 三 | 一 | 九 | 一 | 一 | 一 | 二 | 一 | 二 |
| | 養殖 被用者 | | | | | | | 三 | | 四 |
| | 製造 業主 | 一五 | 六 | 二一 | 五 | 一〇 | 一五 | 二〇 | 二六 | 四六 |
| | 製造 被用者 | 七 | 二 | 九 | 三 | 一 | 四 | 一〇 | 三 | 一三 |
| | 計 業主 | 七〇 | 三 | 七三 | 一二 | 一 | 一三 | 八 | 四 | 一二 |
| | 計 被用者 | 九〇三 | 五四 | 九五七 | 二八 | 三四 | 六二 | 九三一 | 八八 | 一、〇一九 |
| 七年 | 漁撈 業主 | 六六 | 一 | 六七 | 一〇 | | 一〇 | 七六 | 一 | 七七 |
| | 漁撈 被用者 | 九三一 | 三八 | 九六九 | 二六 | 一二 | 三八 | 九五七 | 五〇 | 一、〇〇七 |
| | 養殖 業主 | 三 | 一 | 四 | 一 | 一 | 一 | 二 | 一 | 二 |
| | 養殖 被用者 | | | | | | | 三 | | 四 |
| | 製造 業主 | 一六 | 七 | 二三 | 七 | 二 | 九 | 二〇 | 二九 | 四九 |
| | 製造 被用者 | 一五 | 七 | 二二 | 四 | 二 | 六 | 一〇 | 四 | 一三 |
| | 計 業主 | 七三 | 二 | 七五 | 一八 | 二 | 一七 | 九二 | 三 | 九二 |
| | 計 被用者 | 九五〇 | 四六 | 九九六 | 三三 | 三四 | 六七 | 九八三 | 八〇 | 一、〇六三 |

| 昭和八年 | 漁撈 | | 養殖 | | 製造 | | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業主 | 被用者 | 業主 | 被用者 | 業主 | 被用者 | |
| | 一二四 | 一 | 一 | 一 | 九 | 一三四 | 九七八 |
| | 九四七 | 二六 | 三 | | 二八 | 六 | 三三 |
| | 一二四 | 一 | 一 | | 一〇 | 一三五 | 一、〇二一 |
| | 九七三 | | 四 | | 三四 | | |
| | 一〇 | 一 | 一 | | 一三 | 二四 | 三六 |
| | 二七 | | | | 九 | | |
| | 一 | 一 | | | 一 | 一 | 三五 |
| | 一一 | | | | 二四 | | |
| | 一〇 | 一 | 一 | | 一三 | 二四 | 七一 |
| | 三八 | | | | 三三 | | |
| | 一三四 | 二 | 二 | | 二二 | 一五八 | 一、〇一四 |
| | 九七四 | | 三 | | 三七 | | |
| | 一 | 一 | 一 | | 一一 | 三〇 | 六八 |
| | 三七 | | | | | | |
| | 一三四 | 二 | 二三 | | 二三 | 一五九 | 一、〇八二 |
| | 一、〇二一 | | 四 | | 六七 | | |

## 漁船保有状況

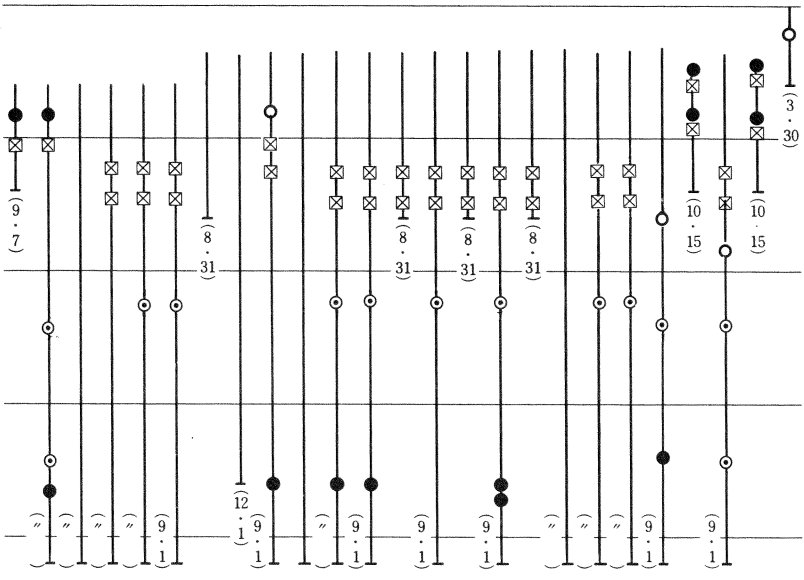
| 年次 | 無動力漁船 | | | | 動力漁船（発動機ヲ有セル） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 区分 | 年末現在新造船数 | 廃用船数 | | 区分 | 年末現在新造船数 | 廃用船数 | |
| 昭和七年 | 五屯未満（五十石未満） | 一〇一 | 一 | | 五屯未満（五十石未満） | 二 | 一 | |
| | 五屯以上十屯未満（五十石以上百石未満） | 三一 | 一 | | 五屯以上十屯未満 | 三 | 一 | |
| | 計 | 一三二 | 一 | | 十屯以上二十屯未満 | 二 | 一 | |
| 八年 | 五屯未満（五十石未満） | 一〇三 | 三 | | 五屯未満（五十石未満） | 二 | 一 | |
| | 五屯以上十屯未満（五十石以上百石未満） | 三〇 | 一 | 二 | 五屯以上十屯未満 | 三 | 一 | 一 |
| | 計 | 一三三 | 四 | 三 | 十屯以上二十屯未満 | 二 | 一 | 一 |

（『事務報告』　昭和七・八年　苫小牧町）

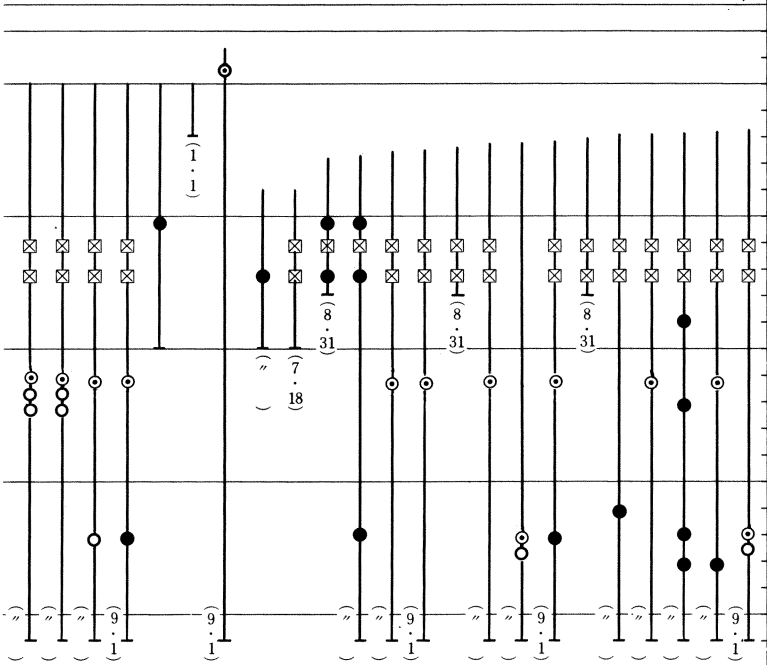
## 定置網漁業権取得者一覧表（昭和三年以降）

| 免許番号 | 住所 | 漁業権者 | 漁場の位置 | S 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 最終漁業権者 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 勇練定第一二号 | 苫小牧町 | 川村嘉市 | 別紙図面による（略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 川村嘉市 |
| 一八号 | 〃 | 川村勘三郎 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 杉本福松 |
| 一九号 | 〃 | 川村嘉市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 川村彦右衛門 |
| 二〇号 | 〃 | 〃 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (合)杉本商会 |

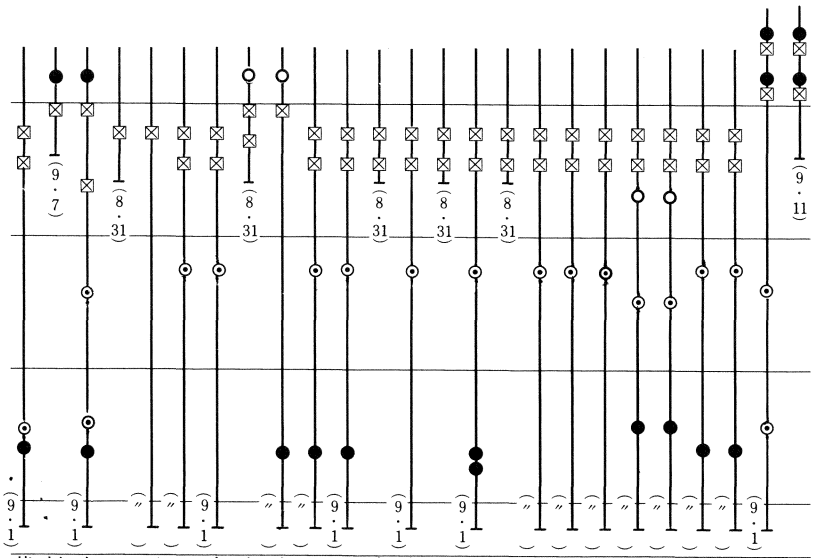
| | | | |
|---|---|---|---|
| 勇鰊定第二一号 | 苫小牧町 | 川村　嘉市 | 別紙図面による（略） |
| 二二三号 | 〃 | 苫小牧倉庫㈱ | |
| 二二四号 | 〃 | 中村　捨次郎 | |
| 二二五号 | 〃 | 苫小牧倉庫㈱ | |
| 二二六号 | 〃 | 中村　捨次郎 | |
| 二二七号 | 〃 | 〃 | |
| 二二八号 | 〃 | 〃 | |
| 二二九号 | 〃 | 〃 | |
| 二三〇号 | 〃 | 〃 | |
| 二三一号 | 〃 | 〃 | |
| 二三二号 | 〃 | 〃 | |
| 二三三号 | 〃 | 〃 | |
| 二三四号 | 〃 | 〃 | |
| 二三五号 | 〃 | 〃 | |
| 二三六号 | 〃 | 〃 | |
| 二三七号 | 〃 | 〃 | |
| 二三八号 | 〃 | 〃 | |
| 四一号 | 白老村 | 三好　竹勇 | |
| 四二号 | 〃 | 〃 | |
| 四三号 | 苫小牧町 | 中村　捨次郎 | |
| 四四号 | 〃 | 〃 | |
| 四五号 | 〃 | 田村　長太郎 | |
| 四六号 | 〃 | 中山　清作 | |
| 四七号 | 〃 | (合)杉本　商会 | |
| 四八号 | 〃 | 〃 | |


(3・30)
(10・15)
(10・15)
(8・31)
(8・31)
(8・31)
(8・31)
(8・31)
(9・7)
(12・1)
(9・1)
(9・1)
(9

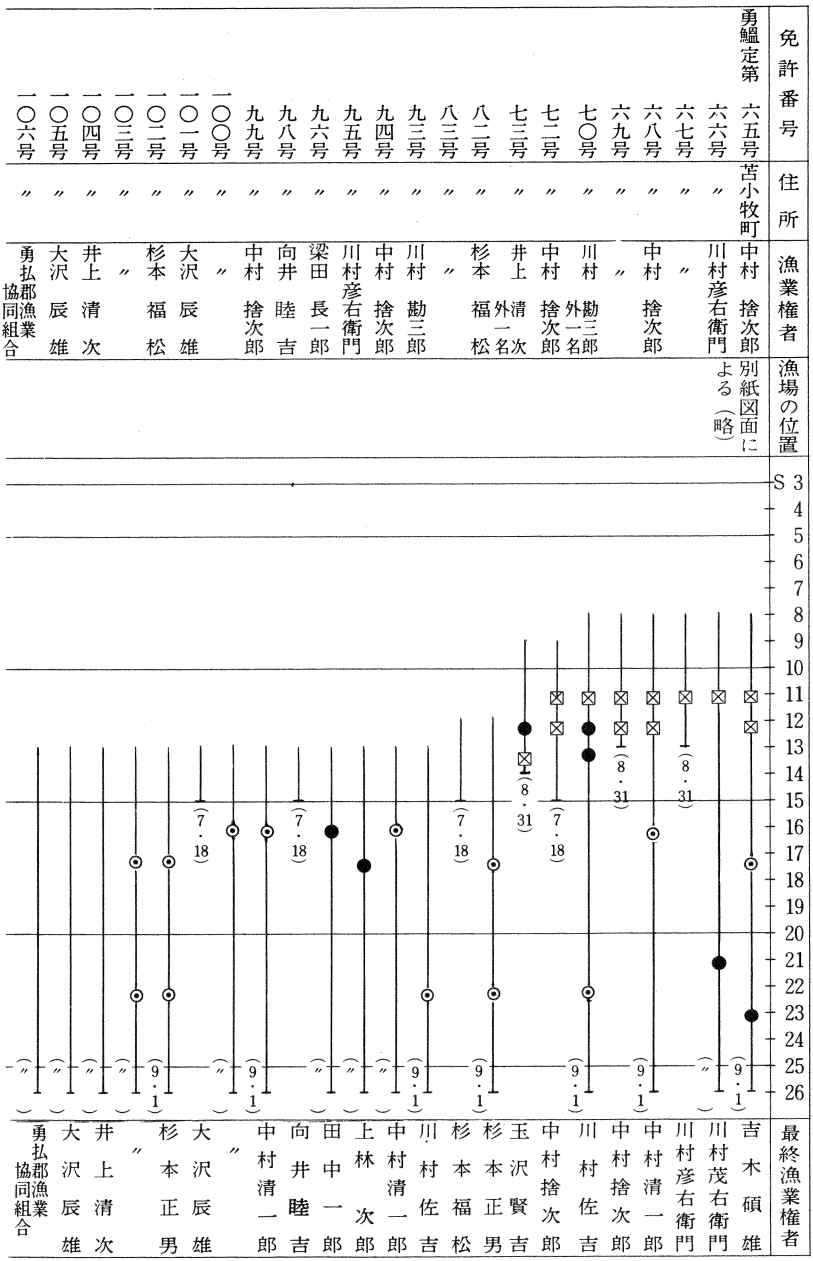
| 免許番号 | 住所 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 最終漁業権者 |
|---|---|---|---|---|
| 勇鰊定第四九号 | 苫小牧町 | 中村捨次郎 | 別紙図面による（略） | 苫小牧漁業会 |
| 五〇号 | 〃 | 〃 | | 吉木碩雄 |
| 五一号 | 秋田県梁田 | 長一郎 | | 〃 |
| 五二号 | 〃 | 中村捨次郎 | | 中村清一郎 |
| 五三号 | 〃 | 川村彦右衛門 | | 川村茂右衛門 |
| 五四号 | 〃 | 〃 | | 〃 |
| 五五号 | 〃 | 中村捨次郎 | | 谷内武雄 |
| 五六号 | 〃 | 〃 | | 錦多峰砂利㈱ |
| 五七号 | 〃 | 〃 | | 中村清一郎 |
| 五八号 | 〃 | 〃 | | 中村捨次郎 |
| 五九号 | 〃 | 〃 | | 中村清一郎 |
| 六〇号 | 〃 | 〃 | | 〃 |
| 六一号 | 〃 | 川村勘三郎 | | 川村佐吉 |
| 六二号 | 〃 | 〃 | | 川村勘三郎 |
| 六五号 | 〃 | 中村捨次郎 | | 中村捨次郎 |
| 六六号 | 〃 | 井上外一名 清次 | | 玉沢賢吉 |
| 勇鰛定第二七号 | 白老村 | 三好庄吉 | | 三好竹勇 |
| 二八号 | 苫小牧町 | 岡田重吉 | | 岡田重吉 |
| 二九号 | 白老村 | 相吉利教 | | 川村彦右衛門 |
| 三〇号 | 苫小牧町 | 中村捨次郎 | | 谷内武雄 |
| 三一号 | 〃 | 〃 | | 錦多峰砂利㈱ |
| 三二号 | 〃 | 〃 | | 中村清一郎 |
| 三三号 | 〃 | 〃 | | 〃 |

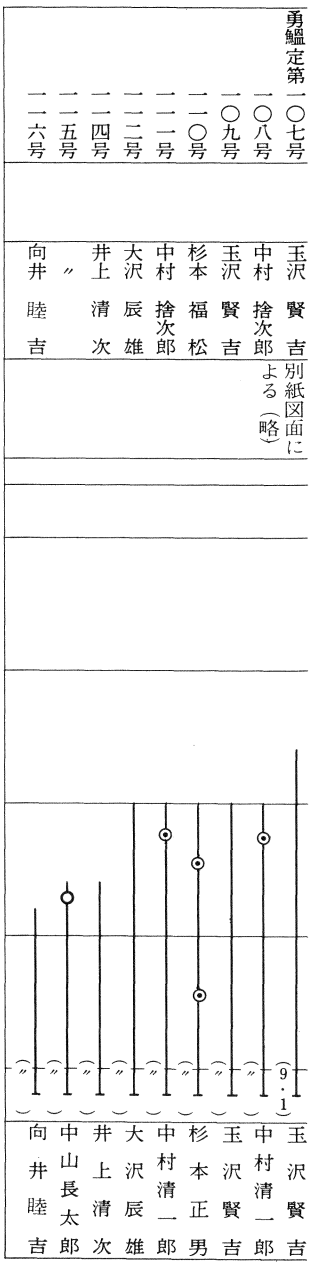


| | | | |
|---|---|---|---|
| 勇艦定第三八号 | 苫小牧町 | 苫小牧倉庫(株) | 別紙図面による（略） |
| 〃三九号 | 〃 | 〃 | |
| 四〇号 | 〃 | 中村捨次郎 | |
| 四一号 | 〃 | 〃 | |
| 四二号 | 〃 | 〃 | |
| 四三号 | 〃 | 〃 | |
| 四四号 | 〃 | 〃 | |
| 四五号 | 〃 | 〃 | |
| 四六号 | 〃 | 〃 | |
| 四七号 | 〃 | 〃 | |
| 四八号 | 〃 | 〃 | |
| 四九号 | 〃 | 〃 | |
| 五〇号 | 〃 | 〃 | |
| 五一号 | 〃 | 〃 | |
| 五二号 | 〃 | 〃 | |
| 五三号 | 〃 | 〃 | |
| 五四号 | 〃 | 〃 | |
| 五五号 | 〃 | 〃 | |
| 五八号 | 〃 | 〃 | |
| 五九号 | 〃 | 〃 | |
| 六〇号 | 〃 | 田村長太郎 | |
| 六一号 | 〃 | 〃 | |
| 六二号 | 〃 | (合)杉本商会 | |
| 六三号 | 〃 | 〃 | |
| 六四号 | 〃 | 中村捨次郎 | |




| | | |


免許番号
住所
漁業権者
漁場の位置
最終漁業権者
勇鱒定第六五号　苫小牧町　中村捨次郎　別紙図面による（略）　吉木碩雄
六六号　〃　川村彦右衛門　〃　川村茂右衛門
六七号　〃　〃　〃　川村彦右衛門
六八号　〃　中村捨次郎　〃　中村清一郎
六九号　〃　〃　〃　中村捨次郎
七〇号　〃　川村勘三郎外一名　〃　川村佐吉
七二号　〃　中村捨次郎　〃　中村捨次郎
七三号　〃　井上清次外一名　〃　玉沢賢吉
八二号　〃　杉本福松　〃　杉本正男
八三号　〃　〃　〃　杉本福松
九三号　〃　川村勘三郎　〃　川村佐吉
九四号　〃　中村捨次郎　〃　中村清一郎
九五号　〃　川村彦右衛門　〃　田中一郎
九六号　〃　梁田長一郎　〃　向井睦吉
九八号　〃　向井睦吉　〃　中村清一郎
九九号　〃　中村捨次郎　〃　〃
一〇〇号　〃　〃　〃　大沢辰雄
一〇一号　〃　大沢辰雄　〃　杉本正男
一〇二号　〃　杉本福松　〃　大沢辰雄
一〇三号　〃　〃　〃　井上清次
一〇四号　〃　井上清次　〃　〃
一〇五号　〃　大沢辰雄　〃　〃
一〇六号　〃　勇払郡漁業協同組合　〃　勇払郡漁業協同組合
S 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26
(8・31)
(7・18)
(9・1)




（『免許漁業原簿』―勇払郡より作成）

※――免許期間、――漁業権消滅年（　）はその月日

●売買、⊙相続、○譲渡・贈与、⊠抵当権設定

欠番の部分は鵡川、厚真地区で本表からはずした

漁場の位置については漁業原簿になく不明

**漁業資金の確保**　明治四十四年漁業法が改正され、漁業権が物権としての性格を明確にしたが、樽前浜の漁業は伝統的な他貸漁場制度の発達により、その初期にはほとんど漁業権を担保に漁業資金の融資をうける者はなかった。

大正の中期ころまでは、ほとんどが漁獲物を抵当にして資金の融通をうける、いわゆる仕込み融通が一般的な方法であった。ところが、大正七年中村捨次郎の登場以来漁業経営者は大きく変化し、対個人より漁業権を担保に漁業資金を受ける者もあらわれはじめた。

昭和に入って定置網漁業が発達すると資金融資を受ける者も多く、定置切り替え時には金額も急激に上昇し、同十年以降は漁船、漁場の近代化をはかるため、大手漁業者である中村捨次郎、杉本福松、川村彦右衛門などいずれも銀行、水産会社から、漁業権を担保に相当額の融資を受けていた。融資は同十年から十二年に集中し、十四年以降は全くなくなった。

しかしながら、このように資金融資をうけられるのは大漁業家であり、零細漁業家においてはほとんど融資も受けられず、町の交付金・奨励金、漁業組合の貸付事業により小額を借り得る程度であった。

主な漁業者の資金融資一覧表

| 年次 | 債務者 | 債権者 住所 | 債権者 種別 | 債権額 | 抵当物件 鰤特 | 抵当物件 鰊特 | 抵当物件 鰤定 | 抵当物件 鰊定 | 抵当物件 鮭定 | 抵当物件 その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大正三年 | 苫小牧 | 函館 | 個人 | 三〇〇円 | 三 | | | | | | 三 |
| 〃五年 | 〃 | 〃 | 〃 | 六五〇 | | | | | 一 | | 一 |
| 〃六年 | 〃 | 苫小牧 | 〃 | 二〇〇 | | | | | | 鰈定一 | 一 |
| 〃一五年 | 〃 | 〃 | 〃 | 七〇〇 | | 一 | | | | | 一 |
| 昭和三年 | 〃 | 〃 | 〃 | 二、〇〇〇 | | 一 | | | 一 | | 二 |
| 〃六年 | 〃 | 〃 | 〃 | 二、一〇〇 | | 一 | | | | | 一 |
| 〃七年 | 〃 | 〃 | 〃 | 六、〇〇〇 | 一 | 二 | 二 | 三 | 一 | 一 | 九 |
| 〃 | 〃 | 平取 | 〃 | 八〇〇 | | | | | | | 二 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 苫小牧倉庫 | 一、五〇〇 | | | 一 | | | | 二 |
| 八年 | 〃 | 東京 | 個人 | 一、五〇〇 | 一 | | | | | 一 | 二 |
| 一〇年 | 〃 | 苫小牧 | 〃 | 五〇〇 | 一 | | | | | | 一 |
| 〃 | 〃 | 札幌 | 拓殖銀行 | 六、〇〇〇 | | | | 二 | | | 三 |
| 一一年 | 〃 | 小樽 | 北海道銀行 | 二〇、〇〇〇 | | | 二四 | 二三 | | | 四八 |
| 〃 | 〃 | 室蘭 | 胆振水産㈱ | 二、五〇〇 | | | 二 | 一 | | | 二 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 二、〇〇〇 | | | 一 | | | | 一 |
| 〃 | 〃 | 札幌 | 拓殖銀行 | 三、五〇〇 | | | 一 | 二 | | | 三 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和一二年 | 〃 | 室蘭 | 胆振水産㈱ | 三〇〇円 | | | | | |
| 〃 | 〃 | 苫小牧 | 個人 | ・五五、〇〇〇 | | | | | |
| 一三年 | 〃 | | 〃 | 四、〇〇〇 | | 二四 | 二三 | 一 | 四八 |
| | | | | | | | | | 二 |

（『免許漁業原簿』―勇払郡より作成）

**沖合・定置・小漁業者の争い**　従来までの定置網漁場は沖合い八〇〇間（一、四四〇メートル）の権利を有し、この漁業区域において、定置網漁業者をあわてさせた。



沖取り漁業を報ずる新聞（昭和9年）〔堀江敏夫蔵〕

もし、この沖取り漁業権が許可となり、この漁業に着手すれば、従前の沿岸定置漁業者の漁獲は全く絶望となり、いわば、沿岸漁業家の死活問題にもつながるとして、昭和九年十一月十七日にはこれら定置漁業権者が一堂に集まって、新規出願漁業権の許可阻止を協議した。

そして、翌十八日には井上清次勇払漁業組合長ら代表者が道庁水産課を訪れ、沖取り漁業者には漁業権を許可しないよう要請したのである。しかし、道庁当局は噴火湾方面の漁場においては数年前から三、〇〇〇間（五、四〇〇メートル）に拡張しており、改良した漁獲方法を採用し漁業収益を増している。沿岸漁場は八〇〇間から一、〇〇〇間（一、四四〇～一、八〇〇メートル）において漁をしているが、両方とも安全にして健全確保たる経営を行っているとし、新規出願には、許可していく方針であると井上ら代表の要望を

突っぱねたのである。

このため、同月二十二日には苫小牧を中心とする胆振・日高の定置網漁業者一同が苫小牧に集まり、沖取り漁業家進出対策を協議する漁業者大会が町公会堂において開催された。この大会に出席した主な漁業家は次の人たちであった。

苫小牧町・井上清次、梁田長一郎、佐藤與助、鳥島清八郎、田村長太郎、向井睦吉、杉本福松、中村陸蔵
白老村・相吉松吉、秋山重訓、三好竹勇　鵡川村・中野當吉　静内村・土谷仙吉、三国喜代治
幌別村・井上網彦、鈴木政一郎、田中岩蔵　新冠村・藤原初太郎　浦河町・高津弥三吉、古森治作(3)

大会は井上勇払郡漁業組合長の挨拶(あいさつ)ではじまり、過般出札して道庁当局に許可防止を要望したが、道庁では新規出願に許可していく考えであることが報告された。

この大会においても沖出し漁業五、〇〇〇間の許可となれば、従前からの定置網漁業は成りたたなくなるとし、これを強力に阻止する運動を展開し、これに平行して沖合い二、五〇〇間の定置網漁業権を一様に申請することを決議した。

そして、翌十年四月にはこの五、〇〇〇間沖取り漁業の阻止に成功し、二、五〇〇間の新規沖出免許を申請したのである。ところが、今度はカレイ・スケソウ・マダラの刺網を中心とする沿岸一帯の小漁業者から定置網二、五〇〇間の沖出しはわれわれの生活をうばうものであるとの理由から、小漁業者六〇名が結束して二、五〇〇間の沖出漁業を許可しないよう道庁に請願したのである。道庁としてもこの小漁業者の言い分を無視することもできず、勇払郡漁業組合に対し斡旋妥協方を命じたのである。漁業組合としてもこと組合員に関するものだけに慎重に取り扱うことになり、四月二十日には定置・小漁業者・有志代表者を招いて第一回協議会を開催した。

この協議会において、組合所有漁業権一カ統の賃貸料金より三〇〇円を毎年小漁業者六〇名に交付することを提案し、これを決定したのである。しかし、この会合に出席しなかった小漁業者は三〇〇円を六〇名に配分すれば年額わ

ずか五円にしかならず、これでは漁業資金の一部にもならないと、この金額では不足であるとの異議を申し立てた。そこで、再度代表者による会合がもたれ、一カ統の賃貸料金全額を小漁業者に交付することになってようやく決着をみたのである。

定置網漁業者は沖取り漁業者に脅威を感じ、沿岸小漁業者は定置網の沖出し漁業に脅威を覚えるという、樽前浜の漁業も漁場の争奪がはげしさを増すことになった。さらに、小漁業者もその団結によって自ら権利を主張し得る段階に到達したが、結果的には金銭をもって解決し、自分たちの漁場の維持、拡張にはつながらなかったのである。

**水産加工の発達と同組合の設立**　樽前浜の漁業は肥料用イワシを目的としていたから、漁業者は漁撈から〆粕・魚油製造までを一貫して行わなければ漁業生産をあげることはできなかった。したがって、漁業者は水産加工製造業者を兼ねていたのである。だから、漁獲高そのものよりも製造品としての〆粕・魚油の生産いかんが漁業経営を左右するもので、いくら漁獲高をあげても、雨天が続き乾燥できなければせっかくの大漁も魚を腐らせてしまい漁業生産はごく低いものとなった。

大正中期ころまでは生魚と製造品は別々にあげ、生魚の中には製造以前の魚は入っていなかった。獲ったかたっぱしから製造したが、大よその漁獲高の検討はついたとしても、これ自体は問題ではなく、製造品の石数そのものが重要だったから、これには関係なく各種統計表においても製造品としてのみ扱われていた。

明治末期ころから独立の製造業があらわれるが、これらは小規模なる塩づけ、素乾、煮干など食用品を扱う零細業者であった。肥料用の〆粕・魚油製造は依然として漁業者が兼ねるか、特定の漁業者と密接な関係をもち、漁撈者は製造業を、製造業者は漁撈をその暇々にお互いに助け合うもので、いわば漁撈部門と製造部門を便宜的に分離したにすぎないものであった。次に大手肥料・海産製造・鮮魚・塩乾魚移出業者をあげるが、ほとんど漁場の持主で占めら

れていた。

主な肥料・海産製造・鮮魚・塩乾魚業者一覧表（大正十年現在）

| 屋号 | 出身地 | 氏名 | 住所 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| ㊥ | 京都 | 中村組漁業部 | 苫小牧町 | 勇鰊特二三権、勇鰛特一三権、勇鰊定二権、勇鮭定三権の漁場所有 |
| ㊒ | 三重 | 石垣　彦三郎 | 〃 | 勇鰊特一権、勇鰛特一権の漁場所有 |
| ㊎ | 秋田 | 佐藤　与吉 | 〃　川尻 | 勇鰊特二権、勇鰛特一権の漁場所有 |
| 北 | 岩手 | 田村　馬吉 | 苫小牧町 | 勇鰊特二権、勇鰛特二権の漁場所有 |
| 川 | 上磯村 | 川村　嘉市 | 苫小牧町錦多峰村 | 勇鰊特三権、勇鰛特二権、勇鰊定二権の漁場所有 |
|  | 秋田 | 原子内　千松 | 〃 | 許可漁業 |
|  | 石川 | 山本　由松 | 苫小牧町 | 労力請負業、千歳にワカサギ・ハゼの工場あり |
| ∴ |  | 三星苫小牧魚菜市場 | 〃 | 勇鰊特一権、勇鰛特一権の漁場所有 |
| 丁 |  | 佐々木　ミヨ | 苫小牧町勇払村 | 勇鰊特一権、勇鰛特一権の漁場所有 |
|  |  | 大島　万五郎 | 〃　〃 | 許可漁業、区画漁業 |
| 〈太 | 秋田 | 梁田　長一郎 | 苫小牧町 | 許可漁業 |
| 森 |  | 森口商店 | 〃 | 雑貨店 |

（『北海道全水産要覧』大正十年、『苫小牧町勢一班』大正十一年より作成）

ところが、昭和に入ると沖合漁業の発達により魚種も豊富となり、にわかに水産加工業が活発化してきた。これまでイワシでは塩乾のメザシ・煮干、チカのメザシ・煮干など沿岸魚族が主体であったが、素乾棒ダラ・塩づけとしてのスケソウ・タラ子などが加わってきた。

しかしながら、これらの内容を見るに塩づけ、または簡易なる素乾・煮干の類にとどまり、各市場において声価を得るものは何一つない状態であった。これを遺憾とした町では、昭和八年勇払郡漁業組合関係者の座談会を開く一方、調味加工品、塩乾品製造などの第一回講習会を開催、さらにこれまでサバはほとんどメ粕としていたが、花鰹節の原料であることを説明し、鯖節製造法を指導するなどより高度な水産加工品の製造を奨励することになった。(4)

苫小牧町は翌九年には先進小樽市の水産加工工場・水産加工組合、検査所などに就き、製造、販路、仲継店などを調査したが、本町においては脱脂、乾燥など製造上改良を要する点を認めた。そこで、まずもって水産製造の発達と販路拡張を計るためにも、水産加工組合の設立が先決問題であるとして、関係者を集め業者の意見を聴取するとともに小樽市などの実情を説明し、組合設立を勧奨したのである。

さらに、同年十二月十日から二週間にわたり北海道水産試験場函館支場の秋月技手を招いて第二回水産加工講習会を開催した。これには町内加工業者二三名が参加、このうち完講して修了証書の授与を受けたのは一三名であった。この講習会では、味淋乾、佃煮、酢漬、粕漬、味噌漬、魚味噌、焼物、塩辛、擂(すり)肉調味など一〇種目を実習し、修了式後には、イワシ加工に関する講話会ならびに講習生作品の試食会を催した。(5) 町ではこの講習会の実績、効果を評価して今後もこの種の加工指導を継続して行うとともに販路の斡旋に努めることにした。

こうして町の手厚い指導助成のもと、昭和十年四月八日には苫小牧水産加工組合の創立総会を開催し、組合長に杉本福松、副組合長に梁田長一郎を選出し正式に発足した。

同組合は共同購入、共同出荷を原則として新興の気に燃え事業を開始したが、新製品を地方的に販売進出するためには、従来のメザシ、イワシ粕漬けなどの型をやぶった、イワシの粟漬け、カニの飴煮、スケソウの味淋干し、スケソウの粕漬け、スケソウの親子漬けの五種類を製造することにした。このうちイワシの粟漬けは塩、酢、砂糖で味付け

した高級お土産品、スケソウの親子漬け・粕漬けはともに家庭用お惣菜、スケソウの味淋干しは酒の肴、カニの飴煮は高級調味食品とし、いずれも容器は折箱あるいは樽をもちい美装したものであった。(6)

これは昭和十年十月から東京、大阪、名古屋、京都、神戸など全国主要都市のほか、札幌、小樽、函館などで一斉に試売された。

翌十一年には親子漬けを中心に関西、京浜、北越、東北の市場に委託販売し、販路、取引き、嗜好、包装などの状況を調査し、苫小牧の名産物たらんことを目指したのである。こうして、苫小牧の水産加工業も一般加工から高級品へと変化していった。

**毛ガニ**

元来苫小牧沿岸では毛ガニ漁に対する漁業権はなく、免許漁業、専用漁業、許可漁業において行う網に

**騒動**

たまたまかかってくるのみであった。ところが、昭和八年になって、自由漁業において『毛ガニ籠』・『毛ガニ刺網』が認可され、同年において四万〇、三六〇貫、五、一二〇円の水揚げを記録するにいたった。

当時本道の毛ガニは外国輸出品として非常な勢いで伸びを示し、毛ガニ製造業者は新規事業開拓に燃えており、この情報に接した根室町の吉田敏徳は錦多峰市街地中央に一戸を借り受けカニ罐詰工場を設置して本格的な操業を行うことになった。

同工場は日産一、〇〇〇箱（一箱六〇匁入り九六個入り）の生産能力を待つ動力用罐詰機一台を設備し、従業員五名をもって、昭和八年十二月二十四日試運転を開始し、すべて横浜に直送し同地において等級を付して海外輸出するものであった。(7)

さらに、同九年には豊浦、室蘭、登別、白老にもガニに罐詰工場が建った。いよいよ毛ガニの捕獲期となり胆振沿岸の罐詰業者は原料カニの売上げを一パイ四銭と協定を結び、沿岸漁業家に通知し取引を行うようになった。ところが、



毛ガニ工場設置を報ずる新聞
（昭和９年）〔堀江敏夫蔵〕

このことを聞きつけた仲買人は胆振地方特産の毛ガニが一般需要者の口に入らずに罐詰に加工されることはまことに不本意であるとして、仲買人は結束し沿岸漁業家に対して一パイ五銭で買い上げると示したのである。漁業家にしてみれば一パイ一銭の差は収入の面で相当の差があったから、先に内約した罐詰業者への納入を断り、すべて仲買人へ肩代わりしてしまった。

このため、すでに白老方面にて捕獲された毛ガニ六、〇〇〇パイは全部仲買人の手に入り、一部市中の魚屋に出たが、ほとんどは小樽方面に輸送され、胆振沿岸のカニ罐詰業者はあわてるばかりであった。かくして、漁業家を中にはさみカニ罐詰業者、仲買人の激しい対立となったが、資金のある仲買人には歯がたたず、多くの罐詰業者は原料不足により共倒れとなった。(8)

この騒動により従来苫小牧地方での毛ガニ相場は一パイ三銭五厘から四銭程度であったものが、一挙に五銭から七銭に高騰した。さらに、小樽方面のカニ罐詰業者の直接進出もあり、この業者は仲買人同様の高い価格でカニを買上げたため、ほとんどのカニが小樽に直送される結果となり、さらに市中価格がつり上がり、生産地の方が高いという現象が起った。

この騒動の原因は、胆振沿岸の新興業者が仲買人をつんぼさじきにし、勝手に四銭の協定価格を決めたため、仲買人がこれに抵抗したのである。

当時のカニ漁は自由漁業であり、しかも買い手がそこにあるということで、漁業組合としても斡旋のしようがなかった。しかしながら、罐詰業者、仲買人、小樽業者の進出により、漁民は毛ガニを濫獲し数年にして減少、昭和十一年か

らは『毛ガニ籠』は専用漁業、『毛ガニ刺網』は許可漁業となり、漁獲量も一、〇〇〇貫を割り、主要漁獲物からはずされていった。

注(1)『新稿伊達町史』―下巻　昭和四十七年　伊達市
(2)『苫小牧町勢一班』　昭和五年　苫小牧町
(3)『苫小牧毎日新聞』　昭和九年　苫小牧毎日新聞社
(4)『事務報告』　昭和八年　苫小牧町
(5)『事務報告』　昭和九年　苫小牧町
(6)(3)に同じ　昭和十年
(7)(3)に同じ　昭和八年
(8)堀江敏夫『続ふるさと百話』　昭和四十七年　朝日新聞

## 一〇　免許漁業と専用漁業

**漁業別漁獲高の変遷**　明治三十五年の漁業法施行と同時に、当地方の漁業には①免許漁業（特別、定置）、②許可漁業の二つであったが、その後③自由漁業、そして大正七年勇払郡漁業組合の設立により④専用漁業が加わり、この四つの漁業によって行われてきた。

その当初においては、地曳・定置網の免許漁業が主体で全体の九割以上を占め、わずかにカレイ手繰網を主体とする許可漁業、漁期・魚族を付した自由漁業があるのみであった。

この傾向は、明治、大正、昭和初期と続いてきたが、昭和十年ころから次第に変化し、同十一年より流網の増加に

より許可漁業が著しい伸びを示し、同十三年には免許漁業とほぼ同数を占めるにいたった。しかし、同十八年以降流網の禁止により、許可漁業は全くなくなった。自由漁業についても、同十五年、十六年には各種水産物の許可があって相当増加したが、同十八年にはすべての漁業が禁止された。

これらの漁業に代って、同十七年以降専用漁業が著しい発達を示し、豊漁の年は別として平年時においては免許漁業を上回ることとなった。専用漁業は漁業組合に対して漁業権が免許されるもので、その初期にはいわゆる地先専用漁業に限ったものであったが、昭和十年以降次第に拡大され、刺網、手繰網、延縄、籠・箱漁、施網、建網など沖合漁業に属する漁法も加わってきた。

この漁業組合の強化は、免許漁業者にも大きな影響をもたらし、積極的な組合参加がみられ、これまでほとんど漁業組合には参画しなかった中村組漁業部も番頭役の大沢辰雄を組合長にたて、自らその運営にあたったのである。

次に各漁業の特質についてみると、免許漁業では、昭和十一年まで地曳網が若干存在したが、十一年以降はすっかり姿を消し、すべて定置網漁業となった。経営方法はほとんどが自営で、わずか一〇%強が歩方によるものであった。そして、時代とともに次第に着業者数、従業者ともに減少しているのが特質である。

許可漁業では流網の許可により昭和十一年、十二年に急増し、六八七業者、一、八六〇人までに増加した。この漁業は動力船を所有する中層階級の漁業者が主体で、二五%前後の業者が動力船を所有しているので、沖合漁業を中心とする漁業であることがわかる。

専用漁業では、昭和十年に鰈手繰網、北寄桁網など一六種の漁業が免許されていたが、同十八年には二・五倍の四三権が免許されている。この漁業では同十五年は動力船はわずか二・三%にすぎなかったが、許可漁業の禁止が目立ち同十七年以降専用漁業への転向があって動力船所有率は一〇・二%となった。しかし、この漁業は漁業者数、無動

力船からして零細漁業家、小漁業家であったことがわかる。

自由漁業は漁族、漁期、漁法を付して許可されたが、昭和八年以降毛ガニ籠漁、同刺網が許可となり胆振管内で八四三業者、一、五三八人となったが、同十一年にカニ刺網漁は専用漁業となり急激な減少があり、同十五年二一権の漁業が許可になったのを最高に、以後は急速に減じ同十九年の『拾得』を最後に姿を消した。(1)

苫小牧町管内の漁業別総漁獲高一覧

| 年次 | 定置・特別漁業 | 専用漁業 | 許可漁業 | 自由漁業 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 昭和一〇年 | 七二、八八一 | 三、三八〇 | 二〇、六五四 | 二八、九一〇 | 一二五、七三五 |
| 一一年 | 一七〇、二二七 | 九、二六二 | 七八、四六七 | 二六、五一五 | 二八四、四七一 |
| 一二年 | 二三三、七八五 | 一二、七二四 | 一三四、四四二 | 二八、四七七 | 四〇九、四二八 |
| 一三年 | 三四七、二九〇 | 一〇、三八九 | 二六三、五三四 | 四一、一九九 | 六六二、三一二 |
| 一四年 | 五四三、八二一 | 一五、五三九 | 一五九、〇二二 | 三六、四一二 | 七五四、七九四 |
| 一五年 | 五四五、五九四 | 一八、三二七 | 一九五、四七九 | 一二三、八一二 | 八八三、二一二 |
| 一六年 | 二五六、二七一 | 七三、六五二 | 一三三、一七〇 | 一三八、七八〇 | 六〇一、八七三 |
| 一七年 | 一九五、九八八 | 三七三、二六八 | 六二、一九四 | 六、四三二 | 六三七、八八二 |
| 一八年 | 五一四、七五八 | 三七四、二九七 | — | 四一 | 八八九、〇九四 |
| 一九年 | 一七九、六五六 | 三四三、四六五 | — | — | 五二三、一二一 |
| 二〇年 | 一五八、八二一 | 一、〇五七、〇五六 | — | — | 一、二一五、八七七 |

（『北海道漁業現勢』　各年より作成）

**流網漁業の発達**　勇払郡における流網漁業は沿岸漁業の広範な発展から、この漁を阻害してはならぬということで非常に遅れていた。勇払郡漁業組合は小型発動機船を奨励した際に、沖合漁業の振興をうたう一方、沿岸漁業者の圧力を考慮して流網漁業は行わないと付言したほどであった。(2)

だが、昭和に入るや苫小牧町は漁場の改善促進を期し、漁船の改良によって沖合漁業を発展させるべきであるとし、

昭和四年に漁具改善費用としてマグロ流網二件に対しそれぞれ二五〇円の奨励金を交付した。

これによって当地方の流網漁業も本格的にはじまることになり、翌五年にはイワシ流網漁業についても三件の許可となった。そして、同七年に六件、同八年には二〇件、漁網五〇〇反に増加していった。このほかにも、マス流網一件、マグロ流網の三件があって、八年現在二四件の流網の許可があった。

さらに、翌九年には、経済更生五カ年計画が樹立され、漁業においては沖合漁業の開発と漁船の改良があげられたが、中小商工業等産業資金融通を適用したため、比較的費用がかからず、しかも高率であるなどから中小漁業に対してイワシ流網漁業法を奨励した。このため、流網はたちまち激増し、同十一年には一挙に四六件（うちイワシ流網三八件）一、三〇〇反の漁網を所有するにいたった。

このように、流網漁業は他の漁法よりも有利であるということから非常な勢いで増加し、噴火湾方面においては発動機船たることが大きな条件の一つであったが、幌別以東については動力船たる条件が除外されていたから、持符（もっぷ）船などに若干の改良を加えること、着手の確実な地元漁業者であればよかったため、[3]小漁業者はこれに飛びついたのである。

だが、この改良資金を得るのは大変であったため、特に小漁業家においては新規購入設備費として国の融資を望む者が多かった。そこで勇払郡漁業組合は、昭和十二年五月、道庁を通じ低利資金の貸付けを申請した。

しかし、イワシ漁を目前に控えていて、この融資は到底間に合いそうもなく、資金がないため資格条件を充たすことができず、漁民には許可がおりないのではないかという不安があった。このため、漁業組合では総代会を開催しこれを協議し、一時拓殖銀行から借金してこれを転貸することを決めた。この時、拓殖銀行から借りた金額は六、〇〇〇円で、希望漁業者一人当り三五〇円以内として二〇名の漁業者がこの融資をうけたのである。[4]

こうして、昭和十二年六月十四日には資格条件調査のうえ、胆振支庁管内では二四八件、二二七名にイワシ流網漁業の許可証が交付された。このうち苫小牧関係は四八件、四七名であったが、最も流網漁業の発達していたのは白老郡であった。

胆振支庁管内昭和十二年のイワシ流網許可件数

| 町村名 | 件数 | 許可者数 | 町村名 | 件数 | 許可者数 | 町村名 | 件数 | 許可者数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 豊浦 | 二〇 | 二〇 | 虻田 | 一三 | 一三 | 伊達 | 四三 | 三一 |
| 幌別 | 一九 | 一九 | 白老 | 八二 | 七四 | 苫小牧 | 四八 | 四七 |
| 厚賀 | 一二 | 一二 | 鵡川 | 一一 | 一一 | 計 | 二四八 | 二二七 |

（『苫小牧毎日新聞』昭和十二年六月十六日号）

昭和十年以降流網漁業の発展により、一時は当地方において定置網漁業とともに二大漁業とさえなった。しかし、これもつかの間、同十八年以降一部の魚族を除き勇払郡では流網が禁止されてしまった。

免許漁業・許可漁業の推移

| 区分 / 年次 | 免許漁業者 | | | | 許可漁業 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 鰛定置 | 鰛地曳 | 鰊定置 | 鰊地曳 | 鮭定置 | 鰈手繰 | 鰛流網 | 鱒流網 | 鮪流網 | 鰊流網 |
| 昭和六年 | 七 | 四五 | 四 | 六三 | 六 | 一九 | 三 | 二 | 二 | 一 |
| 七年 | 二四 | 二七 | 二五 | 三七 | 四 | 一九 | 六 | 一 | 一 | 一 |
| 八年 | 三七 | 八 | 四〇 | 一一 | 三 | 一九 | 二〇 | 一 | 一 | 一 |
| 九年 | 三九 | 八 | 四〇 | 一一 | 三 | 一 | 二〇 | 三 | 二 | 一 |
| 一〇年 | 三九 | 八 | 四二 | 一一 | 三 | 一 | 二四 | 四 | 三 | 一 |
| 一一年 | 三九 | 八 | 三八 | 一一 | 三 | 一 | 二四 | 四 | 三 | 一 |
| 一二年 | 三七 | 八 | 三八 | 一一 | 一 | 一一 | 三八 | 四 | 二 | 一 |
| 一三年 | 四六 | 八 | 三二 | 一一 | 一 | 一一 | 四八 | 四 | 二 | 一 |
| 一四年 | 四五 | 八 | 三二 | 一一 | 一 | 一二 | 五四 | 六 | 一 | 一 |
| 一五年 | 四五 | 三 | 二八 | 四 | 一 | 一三 | 五四 | 三 | 一 | 一 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一六年 | 四四 | 三 | 二八 | 四 | 一 | 二〇 | 五四 | 三 | 一 | 四八 |
| 一七年 | 四四 | 三 | 二八 | 四 | 一 | 一九 | 四五 | 三 | 一 | 四七 |
| 一八年 | 四六 | 二 | 二八 | 三 | 一 | 二七 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 一九年 | 四六 | 二 | 二八 | 三 | 一 | 一八 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 二〇年 | 四七 | 二 | 二八 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |

（『免許漁業原簿勇払郡』『事務報告』―各年苫小牧町『北海道漁業現勢』―各年より作成）

**主要漁族の漁法と漁獲高**　勇払郡には免許漁業、許可漁業、専用漁業、自由漁業の四種類があって、地曳網、定置網、刺網手繰網、船曳網、延縄によっていたが、当然目的外の魚がかかってきたが、目的の魚を主体としながらも各種の魚が相当入っていた。また、ある漁においては目的外の魚の方が多い場合もあった。

イワシ・ニシン地曳網では、イワシ、ニシン、カレイ、チカ、サケ、マス、サバなどで、イワシまたはニシンが六五％前後、サバ・カレイなどが三〇％を占めるのが普通であった。次に、苫小牧のみの資料はないが、胆振管内における漁業別、網別、魚類数をあげれば次のとおりである。

昭和十三年胆振管内における網別・魚類別漁獲高一覧表

| 漁業別 | 網別 | 着業別 | 従業者数 | 漁業時期 | 魚種 | 数量 | 漁業別 | 網別 | 着業別 | 従業者数 | 漁業時期 | 魚種 | 数量 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 免許漁業 | 鰤定置 | 一二三 | 三、〇六七 | 四月一日～十二月三十一日 | 鰤 | 五、三三三石 | 免許漁業 | 鰊定置 | 七〇 | 一、三七二 | 四月一日～七月三十一日 | 鰊 | 四、一六三石 |
| | | | | | 鰯 | 三、三〇〇石 | | | | | | 鰯 | 四五八、七三五貫 |
| | | | | | 鮭 | 八二石 | | | | | | 柔魚 | 六、八〇五貫 |
| | | | | | 鱒 | 一四七石 | | | | | | 鰯 | 二、八六二石 |
| | | | | | 鮪 | 三一〇貫 | | | | | | 鮭 | 八四石 |
| | | | | | 鰈 | 二七、七〇〇貫 | | | | | | 鱒 | 一〇八石 |
| | | | | | | 二〇〇貫 | | | | | | 鮪 | 二八〇貫 |

| | | |

十一年には流網だけで一九四万貫の漁獲高を示し、同年四八件であった経営者が翌十二年には六七業者、六八船に増加する有様であった。

漁獲高は昭和十一年には流網による増獲によって久びさに二万石（生魚・四六六万貫）を超えるという大漁であった。そして、その後常に二〇〇万貫を超えるものであった。ところが、同十五年以降一〇〇万貫台を割るという急激な減少を示して、特に同十八年にはわずか三万貫というみじめな状態となった。安政年間以来続いたイワシ漁、そしてメ粕製造も、終戦直後の豊漁期をもって完全に終りを告げるにいたったのである。

イワシ漁獲高一覧表

| 区分 / 年次 | 定置網・地曳網 | | | | 流網・刺網その他 | | | | 合計 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 経営者数 | 統数 | 漁獲量 | 価格 | 経営者数 | 船数 | 漁獲量 | 価格 | 経営者数 | 漁獲量 | 価格 |
| | | | 貫 | 円 | | | 貫 | 円 | | 貫 | 円 |
| 昭和一〇年 | 一六 | 六〇 | 一、〇九九、六〇〇 | 五五、八九五 | 二九 | 二九 | 四四、四〇〇 | 二、七〇〇 | 四五 | 一、〇六四、〇〇〇 | 五八、五九五 |
| 一一年 | 一一 | 二七 | 二、七一〇、四〇〇 | 一二三、五六八 | 四六 | 四六 | 一、九四六、〇〇〇 | 六〇、〇九六 | 五七 | 四、六六六、四〇〇 | 一七三、六六四 |
| 一二年 | 一六 | 五四 | 一、五四一、一〇〇 | 一九九、三〇七 | 六七 | 六八 | 九一五、四〇〇 | 一三、七四四 | 八三 | 二、四五九、六〇〇 | 三三、〇七一 |
| 一三年 | 二二 | 五一 | 一、八四一、一〇〇 | 二九五、六二五 | 七一 | 八一 | 一、二六四、一〇〇 | 一三、七四四 | 九三 | 三、一二六、四〇〇 | 四一五、四〇三 |
| 一四年 | 一三 | 二九 | 一、五二一、〇〇〇 | 三九九、七四六 | 七四 | 七四 | 五六〇、四〇〇 | 一三六、四四七 | 八七 | 二、一二三、四〇〇 | 五三六、一九三 |
| 一五年 | 一二 | 二六 | 一、九〇一、四〇〇 | 三四二、四三〇 | 七四 | 七四 | 五六一、〇〇〇 | 一四七、一〇六 | 一〇〇 | 二、四七一、四〇〇 | 三四二、四三〇 |
| 一六年 | 一九 | 三五 | 五一四、〇〇〇 | 一三〇、三四四 | 七五 | 七五 | 二六七、〇〇〇 | 七八、三一三 | 一一〇 | 七八一、〇〇〇 | 二〇八、六五六 |
| 一七年 | 三一 | 三八 | 一一〇、〇〇〇 | 四四、〇〇三 | 六五 | 六五 | 四四、五八四 | 一八、一三〇 | 一〇三 | 一五〇、五六四 | 六二、一三三 |
| 一八年 | 三二 | 三三 | 四五、五五〇 | 二七、九九一 | — | — | — | — | 三二 | 四五、五五〇 | 二七、九九一 |
| 一九年 | 四五 | 三七 | 三三、六〇一 | 四〇、八九一 | — | — | — | — | 四五 | 三三、六〇一 | 四〇、八九一 |
| 二〇年 | 一五 | 二五 | 九五、八五一 | 一五、〇三三 | — | — | — | — | 一五 | 九五、八五一 | 一五、〇三三 |

（『北海道漁業現勢』各年より作成）

### ▼ニシン漁

元来北海道の漁民がイワシと称するものは丸鰮（ひしこ）〔七月十五日～八月三十日〕、平子（まいわし）〔九月一日から十月末〕、ばかイワシ〔六月一日から七月十日〕の三種であったが、これらを合わしたものを単にイワシと呼んでいた。明治十八年東京大学理学部の鑑定によりバカイワシはニシンの兒魚となった。

しかし、その後においてもこれらの区別は全くつけず、イワシ一本であった。ところが、大正十二年の勇払郡の漁場整理による新免許付与から春漁〔四月一日から七月三十一日〕のニシン、秋漁〔八月一日から十二月三十一日〕のイワシに分けて免許し、漁獲高においてもイワシとニシンをそれぞれ区別するようになった。

この漁もイワシ同様その初期には地曳網であったが、昭和七年以降急激に定置網に変っていった。漁獲高はイワシほどではなかったが、同十八年に一一二万貫（生魚）を記録している。流網はとびとびに許可されたが、経営業者、船数の割に漁獲高は上がらなかった。

ニシン漁獲高一覧表

| 年次＼区分 | 定置網・地曳網 | | | 流網・刺網・その他 | | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 経営者数 | 統数 | 漁獲量 貫 | 価格 円 | 経営者数 | 船数 | 漁獲量 貫 | 価格 円 | 経営者数 | 漁獲量 貫 | 価格 円 |
| 昭和一〇年 | 一四 | 三一 | 二三、〇〇〇 | 一四、四八四 | — | — | — | — | 一四 | 二三、〇〇〇 | 一四、四八四 |
| 一一年 | 一一 | 二七 | 三四六、一〇〇 | 五一、七四六 | 四六 | 四六 | 八〇〇 | 九六 | 五七 | 三四七、〇〇〇 | 五一、八四二 |
| 一二年 | 八 | 二七 | 一七〇、八〇〇 | 三一、九七一 | — | — | — | — | 八 | 一七〇、八〇〇 | 三一、九七一 |
| 一三年 | 二二 | 五一 | 二九一、四〇〇 | 四三、四五四 | 七〇 | 六一 | 二一、四〇〇 | 三六、〇四八 | 九二 | 三一三、八〇〇 | 四五五、五〇二 |
| 一四年 | 二五 | 四四 | 五七一、二〇〇 | 九五、二一六 | — | — | — | — | 二五 | 五七一、二〇〇 | 九五、二一六 |
| 一五年 | 一一 | 一四 | 八九九、四〇〇 | 一七九、二〇七 | — | — | — | — | 一一 | 八八九、四〇〇 | 一七九、二〇七 |
| 一六年 | 二一 | 四三 | 四一四、八〇〇 | 八九、四八〇 | 七五 | 七五 | 三一、〇〇〇 | 六、六五七 | 九六 | 四四五、八〇〇 | 九六、一三七 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一七年 | 二八 | 三五 | 三一〇、〇〇七 | 一四二、七四三 | 六六 | 六六 | 九、六六一 | 四、三六九 | 九四 | 三九、六六八 | 一四七、一一一 |
| 一八年 | 一六 | 一八 | 一、三五、九五五 | 四三五、五三一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一六 | 一、二五、九五五 | 四三五、五三一 |
| 一九年 | 二二 | 二一 | 二四一、二五六 | 二九、〇一〇 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二二 | 二四一、二五六 | 二九、〇一〇 |
| 二〇年 | 一五 | 一五 | 一〇六、二四 | 三一、九六一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一五 | 二六、六三七 | 三一、九六一 |

（『北海道漁業現勢』　各年より作成）

▼カレイ漁

カレイ漁は明治末期のイワシ不漁時に登場し、中層階級以下の漁民をささえる漁として発展してきた。一時は本州業者の進出によって濫獲され、漁獲高は急減したが、次第にもり返しイワシ、ニシンにつぐ漁業として発達してきた。だが、その後においても濫獲が目立ったため、一時手繰網は禁止され刺網だけとなっていた。しかし、昭和十二年より再び手繰網が許可となり、年々増獲し同十八年には一〇万貫を超えたのである。

なお、昭和十一年に延縄が許可となり、手繰網は同二十年に禁止された。

カレイ漁獲高一覧表

| 区分 | 手繰網 | | | | 刺網・その他 | | | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年次 | 経営者数 | 船数 | 漁獲数 | 漁獲高 | 経営者数 | 船数 | 漁獲数 | 漁獲高 | 経営者数 | 漁獲数 | 漁獲高 |
| | | | 貫 | 円 | | | 貫 | 円 | | 貫 | 円 |
| 昭和一〇年 | 一 | 一 | 一 | 一 | 六一 | 一 | 五、六〇〇 | 三、五〇〇 | 六一 | 五、六〇〇 | 三、五〇〇 |
| 一一年 | 一 | 一 | 一 | 一 | 八九 | 一 | 三一、五九九 | 一二、六〇六 | 八九 | 三一、五九九 | 一二、六〇六 |
| 一二年 | 一一 | 一一 | 八、一六八 | 二、九七二 | 三四 | 一 | 五、六二三 | 二、六三一 | 四五 | 一三、七九一 | 五、〇三三 |
| 一三年 | 一一 | 一一 | 三、八一六 | 一、八七二 | 三五 | 一 | 六、七六五 | 二、三〇九 | 一 | 一〇、五八一 | 四、一八一 |
| 一四年 | 一二 | 一二 | 九、二九〇 | 七、四九三 | 三〇 | 一 | 九、三三八 | 七、二八四 | 一 | 一八、六一八 | 一四、七七七 |
| 一五年 | 一三 | 一三 | 九、一五〇 | 一三、一九〇 | 三二 | 一 | 四、三八五 | 五、〇四〇 | 一 | 一三、五三五 | 一七、二三〇 |
| 一六年 | 二〇 | 二〇 | 四一、一九四 | 三四、六五九 | 五四 | 一 | 二、八九七 | 三、五八五 | 一 | 四四、〇九一 | 三八、二四四 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一七年 | 一九 | 一九 | 八〇、七四四 | 一二六、一八四 | 一二 | 一 | 一八、四九七 | 二三、七四七 | 一 | 九九、二九一 | 一三八、九三一 |
| 一八年 | 三四 | 二七 | 九二、五六〇 | 一一一、三六四 | 一五 | 一 | 一三、六四四 | 一七、六七七 | 一 | 一〇六、二〇四 | 一二九、〇六一 |
| 一九年 | 二〇 | 一八 | 六四、三四七 | 一二三、八五三 | 一二 | 一 | 一九、四七二 | 三四、八八三 | 一五 | 八三、八一九 | 一四七、七二六 |
| 二〇年 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一五 | 一 | 二、五〇四 | 三、七三九 | | 二、五〇四 | 三、七二九 |

（『北海道漁業現勢』各年より作成）

## ▼スケソウ漁

当地方のスケソウ漁は昭和に入ってから本格的にはじまったが、同十年以降水産加工業の発達により一〇万貫から二〇万貫を記録するようになった。漁法はその初期には延縄、一本釣であったが、同三年以降刺網が許可となり急激な漁獲高の増加となった。

しかし、同二十年には勇払郡での刺網、流網が禁止され漁獲量は全くなくなったが、となりの白老郡においては同年流網が許可となったため一五七業者、五六万貫、七八万円の漁獲高を示すという大漁振りであった。

スケソウ漁獲高一覧表

| 区分 / 年次 | 延縄・一本釣 | | | | 刺網・その他 | | | | 合計 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 営業者数 | 船数 | 漁獲数 | 漁獲高 | 営業者数 | 船数 | 漁獲数 | 漁獲高 | 営業者数 | 漁獲数 | 漁獲高 |
| | | | 貫 | 円 | | | 貫 | 円 | | 貫 | 円 |
| 昭和一〇年 | 三 | 三 | 七、〇〇〇 | 七三〇 | 一八 | 一八 | 一七七、三三〇 | 一七、五九九 | 二一 | 一八四、三三〇 | 一八、三三九 |
| 一一年 | 七 | 七 | 八、七五〇 | 九一〇 | 二三 | 二三 | 二三六、九四〇 | 一九、二九五 | 三〇 | 二四五、六九〇 | 二〇、二〇五 |
| 一二年 | 三 | 四 | 一一、一九五 | 三三五 | 一五 | 一五 | 一四六、五六五 | 一八、四〇一 | 一八 | 一四七、八六〇 | 一八、六三六 |
| 一三年 | 五 | 五 | 一三、一四四 | 一四三三 | 一一 | 一二 | 三四三、一一三 | 二五、〇一六 | 一六 | 三四三、一一三 | 二六、四二九 |
| 一四年 | 一四 | 一四 | 七三、一三〇 | 一八、八〇〇 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一四 | 七三、一三〇 | 一八、八〇〇 |
| 一五年 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一六 | 一六 | 一九五、〇三六 | 八一、四一四 | 一六 | 一九五、〇三六 | 八一、四一四 |
| 一六年 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一三 | 一三 | 一四八、一六八 | 一〇〇、一五一 | 一三 | 一四八、一六八 | 一〇〇、一五一 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一七年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一八年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一九年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二〇年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

（『北海道漁業現勢』各年より作成）

▼その他

サケ漁は定置網、地曳網、流網、刺網、延縄があったが、昭和十八年以降刺網は禁止となった。漁獲高は同十四年、十七年に一万貫を越えたほかは六、〇〇〇貫以下にとどまった。

マス漁は流網を除いてはサケ同様の漁法であったが、一万貫を越えることはなかった。なお、十八年より流網、刺網は禁止となった。

マグロ漁は流網、定置網であったが、昭和十八年以降全く漁がなくなった。タラ漁は刺網、一本釣であったが、同十七年以降減少し、同二十年にはスケソウとともになくなってしまった。マグロは多い時で五、〇〇〇貫、タラ漁は昭和十六年に三万貫、同十七年に四万貫を記録していた。

サケ漁獲高一覧表

| 区分 | 定置網・地曳網 | | | | 流網・刺網・延縄 | | | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年次 | 営業者数 | 統数 | 漁獲数 | 漁獲高 | 営業者数 | 船数 | 漁獲数 | 漁獲高 | 営業者数 | 漁獲数 | 漁獲高 |
| 昭和一〇年 | 二 | 三 | 三一〇貫 | 五六六円 | 三 | 三 | 一、〇四〇貫 | 一、八六八円 | 五 | 一、二六〇貫 | 二、四三四円 |
| 一一年 | 七 | 八 | 八六〇 | 二、五一三 | 一 | 一 | — | — | 七 | 八六〇 | 二、五一三 |
| 一二年 | 八 | 一六 | 一、一四〇 | 二、八七三 | 八 | 八 | 六三〇 | 一、二四〇 | 一六 | 一、七六〇 | 四、一一三 |
| 一三年 | 五 | 一四 | 二、〇六〇 | 五、六一三 | 一 | 一 | — | — | 五 | 二、〇六〇 | 五、六一三 |
| 一四年 | 一四 | 三〇 | 七、七六〇 | 二三、一七三 | 六 | 六 | 三、三〇〇 | 七、四三五 | 二〇 | 一一、〇六〇 | 三〇、五九八 |

| 年次 | 定置網・地曳網 | | | 流網・刺網・その他 | | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 営業者数 | 漁獲数 | 漁獲高 | 営業者数 | 船数 | 漁獲数 | 営業者数 | 漁獲数 | 漁獲高 |
| 昭和一五年 | 一二 | 二六 | 二、〇〇〇 | 三 | 三 | 二、二四〇 | 一五 | 四、二四〇 | 一六、九四〇 |
| 一六年 | 一一 | 二一 | 八四〇 | 一 | 三 | 一、〇〇〇 | 一二 | 一、八四〇 | 一二、〇四〇 |
| 一七年 | 二八 | 三五 | 一三、〇〇〇 | 三 | 三 | 六、七三〇 | 三一 | 一八、七三〇 | 三五、〇〇一 |
| 一八年 | 一六 | 一八 | 六、一三九 | 一 | 一 | 一 | 一六 | 六、一三九 | 一三、八九二 |
| 一九年 | 二二 | 一一 | 五二一 | 一 | 一 | 一 | 二二 | 五二一 | 一、三一〇 |
| 二〇年 | 一五 | 一一 | 四二 | 一 | 一 | 一 | 一五 | 四 | 一六八 |

（『北海道漁業現勢』各年より作成）

## マス漁獲高一覧表

| 年次 | 定置網・地曳網 | | | 流網・刺網・その他 | | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 営業者数 | 統数 | 漁獲数 | 漁獲高 | 営業者数 | 船数 | 漁獲数 | 漁獲高 | 営業者数 | 漁獲数 | 漁獲高 |
| 昭和一〇年 | 四 | 四 | 一、〇〇八円 | 一、〇〇八貫 | 八 | 八 | 一〇、八七二貫 | 一〇、八七二円 | 一二 | 一二、八八〇貫 | 一二、八九一円 |
| 一一年 | 九 | 一三 | 二、五二〇 | 二、七一一 | 一三 | 一三 | 三、六二四 | 三、五二七 | 二二 | 六、一四四 | 六、三二八 |
| 一二年 | 二 | 二 | 七三 | 九二 | 四 | 四 | 七九二 | 九九〇 | 六 | 八六四 | 一、〇八二 |
| 一三年 | 五 | 九 | 二、一三六 | 二、九〇〇 | 七 | 八 | 三七、二七二 | 四七、一五〇 | 一二 | 三九、四〇八 | 五〇、〇五〇 |
| 一四年 | 一三 | 二九 | 四、六〇八 | 七、五〇六 | 六 | 六 | 三、〇九六 | 四、六三三 | 一九 | 七、七〇四 | 一二、一三九 |
| 一五年 | 一二 | 二六 | 一、〇三三 | 三、六二二 | 三 | 三 | 六二四 | 一、六五〇 | 一五 | 一、六五六 | 五、四六二 |
| 一六年 | 一一 | 二七 | 四、〇三三 | 一五、一七〇 | 三 | 三 | 三、七二〇 | 一三、九五〇 | 一四 | 七、七五二 | 二九、一三〇 |
| 一七年 | 二八 | 三五 | 一、七六〇 | 二、八六六 | 三 | 三 | 二、一六五 | 三、四九三 | 三一 | 三、九二六 | 六、一〇九 |
| 一八年 | 一六 | 一八 | 九、九六四 | 一九、九二八 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一六 | 九、九六四 | 一九、九二八 |
| 一九年 | 二二 | 一一 | 一、七一五 | 三、六一〇 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二二 | 一、七一五 | 三、六一〇 |
| 二〇年 | 一五 | 一一 | 一一 | 三八 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一五 | 一一 | 三八 |

（『北海道漁業現勢』各年より作成）

## マグロ漁獲高一覧表

| 年次 | 建網 | | | 流網 | | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 営業者数 | 統数 | 漁獲数 | 漁獲高 | 営業者数 | 船数 | 漁獲数 | 漁獲高 | 営業者数 | 漁獲数 | 漁獲高 |
| 昭和一〇年 | 四 | 九 | 三五〇貫 | 一六八円 | 三 | 三 | 五、一六〇貫 | 二、二八三円 | 七 | 五、四三〇貫 | 二、四五一円 |
| 一一年 | 四 | 八 | 一四五 | 九九 | 二 | 二 | 五五五 | 二一五 | 六 | 七〇〇 | 三一四 |

## タラ漁獲高一覧表

| 区分 / 年次 | 延縄・一本釣 | | | | 刺網・その他 | | | | 合計 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 営業者数 | 船数 | 漁獲数 | 漁獲高 | 営業者数 | 船数 | 漁獲数 | 漁獲高 | 営業者数 | 漁獲数 | 漁獲高 |
| | | | 貫 | 円 | | | 貫 | 円 | | 貫 | 円 |
| 昭和一〇年 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二三 | 二三 | 二三 | 八 | 二七 | 四、四三 | 一、五三 |
| 一一年 | 四 | 四 | 四、四〇〇 | 一、五一五 | 二三 | 二三 | 二、二〇〇 | 六五〇 | 一五 | 四、六一〇 | 一、八四〇 |
| 一二年 | 三 | 四 | 二、四一〇 | 一、一九〇 | 一二 | 一二 | 一、三三〇 | 六八六 | 一四 | 三、八五二 | 二、〇〇二 |
| 一三年 | 三 | 三 | 二、五三 | 一、三一六 | 一一 | 一二 | 一三、一六七 | 九、九二八 | 六 | 一二、一六七 | 九、九二八 |
| 一四年 | 一 | 一 | 一 | 一 | 六 | 六 | 三三、九〇〇 | 三〇、三四〇 | 一六 | 三三、九〇〇 | 三〇、三四〇 |
| 一五年 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一六 | 一六 | 四一、八〇〇 | 三〇、〇八〇 | 一三 | 四一、八〇〇 | 三〇、〇八〇 |
| 一六年 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一三 | 一三 | 三三、九〇〇 | 二一、一〇八 | 四 | 二、六三五 | 二、一〇八 |
| 一七年 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 | 四 | 二、六三五 | 四三〇 | 二一 | 五三七 | 四三〇 |
| 一八年 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二一 | 二五 | 五三七 | 一七 | 二五 | 二 | 一七 |
| 一九年 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三九 | 三九 | 二 | 一 | 三九 | 二 | 一 |
| 二〇年 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |

（『北海道漁業現勢』各年より作成）

| 昭和一二年 | 七 | 一九 | 二、〇一〇 | 一、一六一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 七 | 二、〇一〇 | 一、一六一 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一三年 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 一四年 | 一三 | 二九 | 三、九四四 | 三、八五二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一三 | 三、九四四 | 三、八五二 |
| 一五年 | 一二 | 二六 | 六〇 | 九〇 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一二 | 六〇 | 九〇 |
| 一六年 | 一一 | 二七 | 一六〇 | 三五〇 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一一 | 一六〇 | 三五〇 |
| 一七年 | 一七 | 一四 | 六七六 | 一、八九五 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一七 | 六七六 | 一、八九五 |
| 一八年 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 一九年 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 二〇年 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |

（『北海道漁業現勢』各年より作成）

**終戦直後の漁業**　終戦によってわが国は千島、樺太などの領土および海外勢力圏を失ったが、これは同時にわが国総漁獲高の四〇％に価する漁場の喪失でもあった。しかも、マッカーサー・ラインの設定によって限られた漁場の範囲内でしか操業できなくなったのである。そして、戦争経済によって生産力は徹底的に破壊され、戦後の食糧不足、インフレと悪条件が重なり、漁場の秩序も完全に混乱していった。

苫小牧においてはイワシ、ニシン、スケソウタラなどを中心とする沿岸・近海漁業をその漁業主体としていたから終戦による沖合漁場の喪失が直ちに漁業者に影響をおよぼすものではなかった。そのうえ、年来のイワシ・ニシン漁不振により定置網漁業権を放棄するものが多く、終戦時における漁業権数は勇鰊定置の二八権、勇鰛定置では四七権と大幅な減少であった。しかも、多くの漁場は休業同様であったから、零細漁業者による乱獲が行われ、北寄貝漁において、同二十一年には一〇万貫の水揚げがあり、小手操網が無制限に使用されたりして、苫小牧においても食糧難からその初期には漁場の秩序を失うものがあった。

こうした中で、昭和二十二年にはイワシ一〇三万貫、ニシン五四万貫、スケソウタラ三八万貫、同二十三年にはイワシ三五万貫、ニシン五八万貫、スケソウタラ二七万貫を記録し沿岸漁業が急に活気づき、小零細漁民は放棄漁場、休業漁場において漁を行い、一般住民もまた海岸に打寄せるイワシ、ニシン拾いを行って食糧不足における貴重なたん白源となった。

しかしながら、その後においては昭和二十二年より北寄貝漁においては順調な水揚げを示したものの、同二十六年のニシンを除いて各漁とも振るわず、苫小牧の沿岸漁業は不振の方向へと向かっていった。

## 主要水産物漁獲高一覧表

| 年度 | イワシ | ニシン(含小ニシン) | サケ・マス | カレイ | スケソウタラ | カニ | 北寄貝 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和二一年 | 一、〇三四、七四八貫 | 五四、八九五貫 | 九、七一一貫 | 三八、七九九貫 | 三八四、四六八貫 | 二六、一〇八貫 | 一〇四、七六七貫 |
| 二二年 | 三五九、五七〇 | 五八二、〇三六 | 一三、〇〇〇 | 四〇、八四二 | 二六七、〇二〇 | 一七、三三四 | 七五、〇〇〇 |
| 二三年 | 四八、三二七 | 一〇九、二六七 | 二、二五七 | 二八、六九九 | 二一四、六八九 | 一一四、二五八 | 八七、八六八 |
| 二四年 | 七、四四一 | 一三一、九一三 | 一四、〇〇〇 | 四四、一二四 | 三三五、〇九六 | 二五、五二六 | 六二、〇〇〇 |
| 二五年 | 二二、〇八四 | 二一三、六〇〇 | 三四、四〇〇 | 五五、五〇七 | 二二、六一五 | 一〇〇、六四四 | 七八、九六五 |
| 二六年 | 四、八八三 | 一、二四、〇〇〇 | 三、九八〇 | 五九、六五七 | 九、七〇〇 | 一五、九三五 | 六〇、九八一 |
| 二七年 | 八、二九〇 | 一、一七七、一二二 | 一七、二二〇 | 七〇、六一九 | 三二、四七八 | 六、七五〇 | 四六、二六八 |

（『苫小牧町を市とすることの申請書』、『市勢要覧』苫小牧市　各年より作成）

昭和二十四年二月現在における漁業戸数は一六七戸で、うち五人以下の稼働者戸数が一二六戸の七五％以上を占めていたから、苫小牧の漁業は一部の大漁業家を除いて大半が零細漁業家によるものであった。漁船でも動力船はわずか二一隻にすぎないものであった。(5)

当時の浅海漁業者の生活状況をみると、二人稼働の七人家族という標準世帯の年額生計費が一七万円強で、うち食糧費が八一％、文化厚生費が一二％、残りがその他であった。当時の食糧難、インフレからみれば当り前の数字かもしれないが、他の産業者が次第に生活の向上をはかっていったのに対し、漁業者の場合この数字が相当長い間続いたのである。

浅海漁業者の生活状況（年額）

| 世帯構成 | | | 生計費 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 稼働者 | 非稼働者 | 家族 | 食糧費 | 文化厚生費 | その他 | 計 |
| 二人 | 五人 | 七人 | 二四三、〇〇〇円 | 三一、七〇〇円 | 二一、三〇〇円 | 一七五、九〇〇円 |

（『市勢要覧』昭和二十六年　苫小牧市）

こうした漁民生活に対して道、市においても一貫した総合的な施策による漁業振興対策が講じられることになり、昭和二十六年には浅海漁業増殖五ヵ年計画が樹立され、適地漁場の開拓と保護禁漁区の設定、漁港の整備、養殖、漁獲物の高度利用を積極的に押し進めることになった。特に、苫小牧沿岸においては北寄増殖に適した漁場であったから、同二十六年より五ヵ年計画をもって適地保護禁漁区を設定し繁殖の徹底を期すことになった。

**イワシ漁業の終末**　商品作物（桑・綿）栽培の発達によって急速な発展を示してきたイワシ漁も、明治末期、昭和初期の不漁時も漁法の改革によって、なんとか維持してきたものの、昭和十七年以降全く振るわず同二十二年一〇〇万貫を記録したのを最後にイワシ漁はついにその終末を迎えるに至った。

大正初期までは〆粕、魚油の石数をもってイワシ漁生産高としていたため、明治以降とうしての統計はあげ得ないが、〆粕は四〇貫が一石、生魚では二〇〇貫をもって一石としていた。

漁獲高割合一覧表でも、当地方の漁業はイワシ漁業が主体で、イワシの不漁時にはニシンがあってこの二つを併せると常に六〇％前後の漁獲高を示していた。総漁獲高からみると昭和七年、八年の落込みが大きいことがわかる。特に同七年には一〇万円を割るというみじめな状態であった。当時は昭和初期の経済不況と重なり、不漁のうえに同六年に貫当り一六円であったものが、七年には一挙に八円に暴落するという値の下がり方で、漁民の生活は苦しく、町の行う漁村救済土木工事にでるものも少なくなかった。だが皮肉なことに、この時期には噴火湾のイワシ漁が大漁を続け、伊達町の例では三〇〇万貫以上を記録し、同九年には八〇〇万貫を超えるという大漁振りであった。(6)

ところが、流網の発達により苫小牧においても同十一年に四六六万貫記録し、噴火湾のイワシ漁が不振に向かった十三年以降も二〇〇万貫、三〇〇万貫を示していた。

しかしながら、これも同十七年以降急激に減少し、十九年には三万貫にとどまり、当地方の漁業も免許漁業である定置網漁業から、刺網を中心とする専用漁業へと変化していったのである。

一方、戦争が激化するにつれ動力船の燃料はほとんど戦争用となったため、これらの船は使用できず、また敵機来襲のおそれから沖合いの出漁はほとんどなく、もっぱら沿岸漁業に終始した。そして昭和十八年には苫小牧町漁業生産計画が樹立され、漁業組合の組織強化がはかられ、同年以降許可漁業はすべて禁止され、自由漁業においても翌十九年以降『拾得』を残し禁止となり、(7)これらに代り専用漁業の漁業権が大幅な増加となり、多角的な漁業経営が奨励された。



苫小牧の海岸一帯（昭和28年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

しかし、戦争による労働・資材難は決定的な打撃となり、金額面においては貨幣価値の上昇により高潮となったものの、総漁獲面では同十九年五二万貫、同二十年七七万貫となり、定置網漁業、流網漁業によるイワシ、ニシン、タラ、スケソウ、カレイなどの減少が目立った。ただ、この時期は決戦体制に入って漁業実行組合による漁業の組織化がはかられ、多くは専用漁業権として漁業組合に各種漁が免許され、従前の定置網漁業は無視される傾向にあった。漁業組合においては小漁業者、零細漁業者に対し小手繰網、刺網、雑流網などにより多角的な漁を行わせ、各種類の魚を乱獲することとなり、これらはすべて雑魚と

してあつかわれたため、この数が圧倒的に多くなっていた。これは、同二十年のニシンにおいて道庁水産課の統計では二万六、六三七貫とあるが、苫小牧漁業組合では一〇万六、一三四貫[8]となっていることからも、専用漁業における漁は目的外の魚は雑魚となっていたことがわかるのである。

イワシ漁は、昭和二十五年に二万二、〇〇〇貫の一八%を占めたが、その後は一%前後となり、同三十五年以降苫小牧の漁業から完全に姿を消してしまった。また、ニシン漁については二十年、二十一年と低迷をたどったが、二十三年以降盛り返し、二十六年、二十七年には一〇〇万貫を突破して苫小牧漁業をささえてきた。しかし、これも三十年を境として大きく落ち込みをみせ、四十年以降姿を消すこととなった。

苫小牧の漁業は、昭和三十年を境として新たな局面を迎え、イワシ・ニシンの定置漁業方式から、漁船漁業方式へと転換をせまられ、積極的生産方式に変って行くことになった。そして、漁族もサケ・マス・カレイ類・メヌケ・ホッキカイなどの高級魚貝を主体とするようになった。

漁獲高（金額）別割合一覧表（%）

| 年次＼区分 | 鰛 | 鰊 | 鮭 | 鰈 | 鰹 | 北寄 | 鱒 | その他 | 漁獲高総計（円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大正一四年 | 六〇・九 | 二七・三 | 〇・六 | 四・三 | 〇・八 | 〇・五 | 〇・三 | 五・二 | 七九四、八九九 |
| 一五年 | 五三・〇 | 二〇・八 | 五・九 | 九・九 | — | 二・五 | — | 七・九 | 二〇二、四〇五 |
| 昭和　二年 | 四三・六 | 四一・七 | 一・六 | 五・〇 | 〇・二 | 一・六 | 一・三 | 五・〇 | 三八一、八七五 |
| 三年 | 一五・三 | 五三・三 | 二・五 | 〇・七 | 六・六 | 三・八 | 二・一 | 一五・七 | 二八七、六九八 |
| 四年 | 八二・二 | 七・一 | 一・〇 | 二・一 | 二・五 | 〇・八 | 〇・六 | 三・七 | 四八二、三六九 |
| 五年 | 三三・二 | 四一・二 | 一・六 | 三・二 | 七・〇 | 四・八 | 二・一 | 六・九 | 一八七、九三四 |
| 六年 | 五一・六 | — | 四・四 | 六・八 | 六・七 | 一四・六 | 五・六 | 一〇・一 | 八九、三五七 |

| 昭和 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 七年 | 八年 | 一〇年 | 一一年 | 一二年 | 一三年 | 一四年 | 一五年 | 一六年 | 一七年 | 一八年 | 一九年 | 二〇年 | 二一年 | 二三年 | 二四年 | 二五年 | 二六年 | 二七年 | 三〇年 |
| 三七・五 | 六七・二 | 四六・四 | 六〇・六 | 七八・七 | 七六・〇 | 七一・一 | 五五・四 | 三二・九 | 九・七 | 三・〇 | 七・四 | 一・二 | 四五・七 | 六・一 | 二・五 | 一八・一 | 〇・四 | 〇・五 | 二・九 |
| 二九・二 | 四・一 | 一一・二 | 一八・三 | 五・四 | 六・八 | 一二・六 | 二〇・三 | 一六・〇 | 二三・一 | 四八・九 | 二四・七 | 〇・三 | 〇・八 | 一三・九 | 五一・五 | 一七・六 | 八二・三 | 一六・二 | 二二・三 |
| 三・五 | 〇・七 | 一・六 | 〇・七 | 一・〇 | 〇・八 | 四・〇 | 一・九 | 一・九 | 五・五 | 一・四 | 〇・二 | — | 二・三 | — | — | 四・二 | 一・一 | 五・九 | 四・四 |
| 四・九 | 二・九 | 九・六 | 一・一 | 一・二 | 〇・七 | 二・〇 | 一・九 | 六・三 | 二〇・九 | 一四・五 | 二八・一 | 〇・二 | 二・七 | 六・六 | 二二・九 | 一五・二 | 七・四 | 二四・七 | 五・八 |
| 五・五 | 三・三 | 一四・四 | 七・〇 | 四・四 | 三・六 | 二・四 | 九・二 | 一六・六 | 一四・五 | 九・五 | 一七・六 | — | 二・五 | 二七・五 | 一一・六 | 二・〇 | 〇・八 | 五・五 | 七・一 |
| 七・六 | 三・三 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 〇・七 | — | — | 一〇・一 | 五・五 | 一一・〇 | 二三・九 |
| 七・六 | 九・六 | 四・八 | 四・二 | 〇・三 | 七・六 | 一・六 | 〇・六 | 四・八 | 〇・九 | 二・一 | 〇・六 | 二・九 | — | — | — | 一七・九 | — | 一一・八 | 二・九 |
| 四・二 | 八・九 | 一二・〇 | 八・一 | 九・〇 | 四・五 | 六・三 | 一〇・七 | 二一・五 | 二五・四 | 二〇・六 | 二一・二 | 九八・四 | 四五・三 | 四五・九 | 一一・五 | 一四・九 | 二・四 | 二四・四 | 三〇・七 |
| 一四四、三一二 | 二七一、一九二 | 一二五、七三五 | 二八四、四七一 | 四〇九、四二八 | 三四四、七〇〇 | 七五四、七九四 | 八八三、二一二 | 六〇一、八七三 | 六三七、八八二 | 八八九、〇九四 | 五二三、一二一 | 一、二一五、八七七 | 一四、九四六、七八七 | 三五、四二一、四三九 | 一七、七九三、〇七六 | 五四、六六九、二五〇 | 一一〇、二四五、〇〇〇 | 五二、六六〇、一〇二 | 三八、〇〇三、九一七 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 三一年 | 一・四 | 一七・二 | 二・四 | 一九・一 | 二・八 | 一三・八 | 四・一 | 三九・二 | | 四一、三一七、六四三 |
| 三五年 | — | 一・一 | 七・三 | 一八・六 | 〇・七 | 四六・六 | 七・三 | 一九・四 | | 七五、七一〇、〇〇〇 |
| 三八年 | — | 九・一 | 一五・四 | 一三・三 | 一・四 | 一〇・五 | 三〇・八 | 一九・五 | | 一四三、九五〇、〇〇〇 |
| 四四年 | — | — | — | 一三・六 | 二三・八 | 一七・二 | — | 四五・六 | | 二七四、二九九、〇〇〇 |
| 四六年 | — | — | — | 八・一 | 一三・一 | 三〇・五 | — | 四八・三 | | 二六五、三九七、〇〇〇 |
| 四八年 | — | — | — | 八・一 | 七・八 | 三五・三 | — | 四八・八 | | 三四六、二七〇、〇〇〇 |

（『苫小牧町勢一班』―各年、『事務報告』―各年　苫小牧町、『北海道漁業現勢』―各年、『とまこまいの水産要覧』一九六六、『とまこまいの農林水産』　昭和四十七年、『74水産苫小牧市』、『市勢要覧』―各年より作成）

注（1）『北海道漁業現勢』―各年　北海道庁水産課

（2）『苫小牧毎日新聞』　昭和九年　苫小牧毎日新聞社、『事務報告』昭和九年　苫小牧町

（3）（2）に同じ　昭和十二年

（4）（2）に同じ　昭和十二年

（5）『苫小牧市勢要覧』　昭和二十五年　苫小牧市

（6）『新稿伊達町史』　昭和四十七年　伊達市

（7）（1）に同じ

（8）『苫小牧漁業協同組合漁獲一覧』　苫小牧漁業協同組合、『北海道漁業現勢』　昭和二十年　北海道庁水産課

## 一一　漁業制度改革と苫小牧漁業の変化

**新漁業法の制定**　明治三十五年に制定された旧漁業法は、その制定過程において本道漁業家の意見が大いに反映したもので、特に本道においては幕藩時代以来発達した場所請負制度の生産体制は、同二年に一応の解体をみたとはいえ、漁場持という形で継承され、その廃止後も有力漁業家によって漁場の私有権が広範囲に発達していた。こうしたことから、本道漁業家は漁場の物権的漁業権による私有を主張し、これは同四十四年の旧漁業法の改正によってほぼ確立したのである。

このため、広大な沿岸漁場は特定の有力漁業家によって占有される結果となり、太平洋戦争の決戦体制下に入って漁業組織の強化がはかられた二、三年を除いて、零細漁民は個人としての漁場所有から駆逐され、漁業組合を通じて専用漁業権および自由漁業によって限られた沿岸漁業に従事するのみであった。

一般の零細漁業者は、その資本関係にもよったが、経済的に価値の高い漁業、初期には地曳網漁業、後期には定置網漁業から全く排除されていた。これは、農業における地主制度にも匹敵するもので、農村における地主が農民の最上層部を形成すると同様、漁村においては地曳網・定置網漁業者が漁民の最上層部を形成し、[1]漁村における各種の支配、指導権を握っていたのである。

終戦を迎えて連合軍総司令部の強力な指導のもと逸早く農地改革が断行され旧地主制は崩壊していったが、半封建的な漁場所有制度においても旧制度に代るべき新しい漁業制度が必要とされた。

こうした中で、漁業権をすべて生産漁民共有とする民主的な制度を中心内容とし、昭和二十一年には中央水産会の案が発表されたのをはじめ、北海道漁業制度改革委員会、日本漁民組合などの案が発表されたが、制度改革の主導権

は総司令部の示唆に基づいた政府にあったから、こうした民間の案は政府案に対する批判、けん制にとどまるものであった。(2)

総司令部は、昭和二十一年一月に日本漁業に関して、①各漁村で共同組織の下に漁獲・加工・発送を行うこと、②漁業者の協同または漁村・漁民組合などに漁業権を無償で割り当てること、③各漁民個人の権利と人権を尊重し、最大限の漁獲を求めるようにすること、を発表したが、これをうけ同二十三年には水産局企画室が中心となって漁業法第一次政府案が発表された。しかし、総司令部の拒否、各種反対があって第四次案まで発展し、この四次案も一部修正のうえ、同二十四年十一月二十九日の第六回国会において成立した。そして、同年十二月十五日には法律第二六七号をもって新『漁業法』が公布され、半封建的な漁場所有制度を廃止し、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者および漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図る（同法第一条）の新制度が発足したのである。

まず、旧法による沿岸漁場の全面的な整理が行われ、旧漁業権は新漁業法施行後二カ年以内に一斉に消滅させ、同時に海区ごとに漁場計画を作成し新漁業権を免許することになったが、旧来における漁村の最大の弊害となっていた漁業権の私有化を防止するため、漁場相互の共同漁業権の増大がはかられた。そして、この間において、漁業調整委員会、漁業権補償委員会が設置され、旧漁業権の補償、新漁場計画、免許料・許可料の決定などが行われた。

旧漁業権の補償については、定置、専用、特別、区画の各漁業権ごとに行われ、定置については話し合いによって個別漁業権の点数を基に、イワシ定置は噴火湾を標準一〇〇として全道一本化による点数とし、道水産物検査所の漁獲高など参考とし各支庁枠を決めて行われた。専用は人頭割三、漁獲高割七としたが、調整用保留分一割を除いて各支庁に割当て、一割は会長、水産部長の一任で配分された。この補償は旧漁業権者、入漁権者、賃借権者などに対し

て行われ、補償金は三〇年以内に償還すべき漁業権証券が交付されたが、その財源は新たに免許される漁業権免許料と許可漁業の許可料に求められた。なお、本道の補償金額は五二億一、〇〇〇万円で全国補償総額の二九%を占めるものであった。(3)

このように新漁業法は旧来の漁業権を一旦全部消滅させ、漁場利用関係を白紙に戻したうえで新しい漁場秩序を形成しようとするものであった。したがって、新漁業法による漁業権は、旧来の漁業権の種類と性格とではおのずから異なるものであった。

新漁業法の漁業権で最も特質とするところは共同漁業権の設定であり、これは従来の専用漁業権、特別漁業権および定置漁業権を整理してその一部を内容とし、漁民による漁場管理の形態としての組合所有漁業権であり、一定の漁場を共同で利用して営むところにあった。(4)すなわち、定置漁業権では水深二七メートル以上の大型定置とサケ定置（道内）に限られ、それ以外は共同漁業権に移され、従前の専用、特別漁業権を含むもので、これらは一括して漁業協同組合に免許されたから、漁業組合所有の漁業権の内容は大幅に拡大され、一部浮魚、運用漁具などははずされたとはいえ、一般小漁民にとっては相当有利となるものであった。

次に旧・新漁業権を図表によって比較してみると次のとおりである。

また、旧法における専用漁業権が大臣免許であったのに対し、新法の共同漁業権では知事免許に移されたのも大きな特徴点といえるものである。許可漁業では大臣許可の母船式サケ・マス流網漁業、知事許可の太平洋小型サケ・マス流網漁業、支庁長代行許可のメヌケ刺網漁業、北寄貝桁網漁業などがあったが、本市においては許可漁業の北寄漁が極めて重要な漁業となっていった。

| 旧漁業法 | 新漁業法 | 備考 |
|---|---|---|
| 漁業権（漁業）専用漁業 | 共同漁業 | |
| 特別漁業 | | |
| 定置漁業 | 定置漁業 | 定置漁業新法では水深二七メートル以上 |
| 区画漁業 | 区画漁業 | |
| 許可漁業 | 許可漁業 | |
| 自由漁業 | 自由漁業 | |

新漁業法においては漁業権の性格も大きく変化し、漁業権は従来どおり物権として土地に関する規定が準用されたが、定置漁業五年、共同漁業一〇年と期間が短縮され、しかもこの期間ごとに海区全体の立場から、条件の変化などに応じて漁場の再割当てを行うという調整方式をとることになったため、私有権としての性格が弱まり、区画漁業を除いては貸付けの禁止、譲渡・担保とすることも原則として認められず、先取特権・抵当権設定が認められるのは区画および定置漁業権だけとなった。

新漁業法では、海区調整委員会が設けられ漁業の制限・禁止、取締り、漁業者・漁場使用の制限など、漁場利用調整の具体的問題に関しては同委員会のさい配によることとなった。したがって、同委員会の内容いかんが漁業全体あるいは漁民の生活にもかかわる問題となったのである。新制度における海区漁業調整委員会は、漁業調整上大きな指

| 種類 | 内容 |
|---|---|
| 第一種共同漁業 | 海藻、貝類、または主務大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする磯漁業 |
| 第二種共同漁業 | 小型定置、刺網など大型定置を除く網を敷設してとる漁業 |
| 第三種共同漁業 | 地曳網、船曳網など従来の特別漁業 |
| 第四種共同漁業 | 寄魚漁業、または島付こぎ釣漁業などの瀬戸内海での特殊漁業 |
| 第五種共同漁業 | 内水面漁業 |

（『漁業法』―第六条の五項より作成）

示権を持つと同時に、新漁業権の免許・許可、再配分など広範にわたる役割を持つもので、戦後の漁業制度の大きな特質とするところであり、それだけに同委員会の性格と運用が漁業制度を左右する問題となった。なお、許可漁業についてはほとんど手をつけられなかったが、その運用調整は全面的に調整委員会に委ねられた。

苫小牧においては、昭和二十五年八月十五日に第一回勇払海区漁業調整委員の選挙が行われたが、選挙による者九名、学識経験者および知事選任の者六名であったが、選挙の方は定員数をオーバーしなかったため全員無投票にて当選した。

勇払海区漁業調整委員選挙

| 選挙年月日 | 候補者数 | 投票率 男 | 投票率 女 | 投票率 計 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 昭和二五・六・二五(第一回) | 九 | — | — | — | 無投票 |
| 二六・三・二五(補欠) | 二 | — | — | — | 〃 |
| 二七・八・一三(第二回) | 一二 | 七七・五% | 七四・四% | 七六・四% | |

(『市勢要覧』各年苫小牧市より作成)

だが、この委員選挙は階層別選挙の方法をとらず海区全体にて行われたため、実力者である大漁業経営者が委員となる傾向が強く、必ずしも小漁業者、零細漁民の意見が反映するものとはかぎらなかった。

**新漁業法施行後の変化**　昭和二十六年九月一日には旧漁業法による各種漁業権は一斉に消滅したが、苫小牧においては定置漁業権は苫小牧の漁業を左右してきたものだけに大きな変化となった。定置漁業はイワシ・ニシンの沿岸漁業であったが、これらはすべて深水二七メートル以下において行われるものであったから、漁業協同組合の共同漁業権の第二種雑魚小型定置漁業となった。このため、大正七年以来石垣彦三郎、飯田信三などの漁業権の譲渡、売買をうけて長く苫小牧の漁業を支配してきた中村組漁業部(中村清一郎・大沢辰雄―現菱中興業㈱)は二五権の定置漁業権を失い、ついに漁業から手を引くことになったのである。[5]

これによって苫小牧の漁業は個人の免許漁業中心から漁業協同組合の共同漁業権、許可漁業中心主義へと移行していった。また、魚族もイワシ・ニシンの不漁から、北寄貝、カレイ、メヌケ、サケ・マス、イカなどの高級魚へと変化していった。

小型定置はニシン、イワシなどの沿岸雑魚を対象とするもので、苫小牧漁業の伝統ともいうべきもので、旧来の免許漁業者やその他の小漁業家において根強く続けられていた。

漁業種別着業統数

| 種別 | 着業統数 昭和二七年 | 二六年 |
|---|---|---|
| 小型定置漁業 | 六二 | 六七 |
| 鮭鱒流刺網漁業 | 二〇 | 一三 |
| 沖合漁業 | 二 | 三 |
| 助宗刺網漁業 | 五〇 | 三〇 |
| 北寄貝桁組漁業 | 九〇 | 一一〇 |
| 鰊刺網漁業 | 三〇 | 九 |
| 鰊流網漁業 | 一〇 | 四 |
| 一本釣漁業 | 一七 | 二〇 |
| 延縄漁業 | 一〇 | 一五 |
| さくま棒受漁業 | ― | ― |
| かつお、まぐろ網漁業 | ― | 三 |
| その他の漁業 | ― | 六〇 |

（『市勢要覧』－各年　苫小牧市）

新定置漁業権は水深二七メートル以上の大型定置と本道のサケ定置に限られたため、この漁業をなし得るのは大型漁船を所有し相当の資力を有する者でなければこれを行うことはできなかった。苫小牧での昭和三十九年における免許漁業（定置漁業）はわずか三名の五権だけであった。

定置漁業権者一覧表

| 漁業権番号 | 漁業権者 住所 | 氏名 |
|---|---|---|
| 苫小サケ定第二号 | 苫小牧市字糸井八〇 | 田村長太郎 |
| 〃　第三号 | 〃 | 〃 |
| 〃　第四号 | 苫小牧市汐見町二六 | 鳥越漁業㈱ |
| 〃　第五号 | 〃 | 〃 |
| 〃　第六号 | 苫小牧市末広町二四 | 木戸喜一 |

（『とまこまいの水産要覧』－一九六六　苫小牧市）

許可漁業については大臣許可に係る母船式サケマス流網漁業、シシャモ桁網漁業、タラ延縄漁業、支庁長代行許可のメヌケ刺網漁業、北寄貝桁網漁業があった。

**海区と共同漁業権**　漁業協同組合の共同漁業権には組合単位の沿岸小海区と数組合共有による三、〇〇〇メートル以上沖合共有の大海区があったが、苫小牧では沿岸の組合単海区、登別・虎杖浜・白老・苫小牧・鵡川・厚真の六組合共有の大海区があり、苫小牧漁組はその代表組合であった。

苫小牧漁組単有における海区での漁業には、昭和三十九年の例では第一種で北寄貝漁業など九件、第二種では雑魚小型定置漁業など一一件、第三種ではカレイ手繰網漁業など三件であったが、着業実績では第一種八八統、第二種一四六統、第三種三〇統であった。

共同漁業権漁業による漁業別着業数（昭和三十九年）

| 市町村名 | 組合名 | 第一種 | | | 第二種 | | | | | 第三種 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ツブ | タコ | ホッキカイ | 雑魚小型定置 | 籠 | 刺網 | | | 船曳網 | 雑地曳網 |
| | | | | | | ハモ | カニ | カレイ | ニシン雑魚 | | |
| 苫小牧市 | 苫小牧 | 三 | 五 | 八〇 | 二二 | 一五 | 一一 | 四四 | 二二 | 一五 | 一五 |

（『とまこまいの水産要覧』一九六六　苫小牧市）

海区内における漁業は水産業協同組合法によって共同漁業操業規則（漁業協同組合の共同漁業権行使規則）によって道具、網、船、函、延縄の数・大きさ、船舶トン数による漁獲制限、漁業期間など各種制限が設けられて行われた。次に昭和四十年現在における共同漁業権の種類、操業規則をあげれば次のとおりであった。

| 海区 | 種別 | 漁業名 | 期間 |
|---|---|---|---|
| 海共第1422号 | 第一種 | コンブ漁業 | 一・一～三・三一 |
| | | ノリ漁業 | 〃　〃 |
| | | ギンナンソウ漁業 | 〃　〃 |
| | | ホッキカイ漁業 | 〃　〃 |
| | | ナマコ漁業 | 〃　〃 |
| | | タコ漁業 | 〃　〃 |
| | 第二種 | 雑魚刺網漁業 | 〃　〃 |
| | | 雑魚小型定置漁業 | 四・一～三・三一 |
| | | ハモ籠漁業 | 六・一～三・三一 |
| | | 雑魚地曳網漁業 | 四・一～三・三一 |
| | 第三種 | カレイ手繰網漁業 | 〃　〃 |
| | | 雑魚船曳網漁業 | 一・一～三・三一 |
| 海共第145号 | 第一種 | ホタテカイ漁業 | 〃　〃 |

| 海区 | 種別 | 漁業名 | 期間 |
|---|---|---|---|
| 海共第150号 | 第一種 | タコ漁業 | 一・一～三・三一 |
| | | ツブ漁業 | 〃　〃 |
| | 第二種 | スケソウタラ刺網漁業 | 一〇・一～翌年四・三〇 |
| | | カレイ刺網漁業 | 一・一～三・三一 |

| 種別 | 漁業名 | 操業規則 |
|---|---|---|
| 第一種 | ノリ | 手むしり |
| | ギンナンソウ | 手むしり、機械取 |
| | コンブ | 無動力船、手かぎ、ねじり |
| | ナマコ | 無動力、桁網、網目七・五cm以上、やす |
| | タコ | 函、延縄 |
| | ホタテカイ | 無動力船、桁網爪間八・五cm以上 |
| | ホッキカイ | 無動力船、桁網、爪間八cm以上一〇〇隻 |
| 第二種 | 雑魚小型定置 | 三〇 |
| | 雑魚刺網 | 三トン未満船 |
| 第三種 | 船曳網 | 三トン未満船 |
| | 雑地曳網 | もじ網使用禁止 |

| 種別 | 漁業名 | 操業規則 |
|---|---|---|
| 第一種 | タコ | 二〇隻、函一、〇〇〇以内、延縄六、〇〇枚以内<br>三〇隻、三トン未満一人一五〇個、三トン以上一人<br>五〇個 |
| | ツブ | 一はりの長さ、三トン未満六〇個、三トン以上一〇〇個 |
| 第二種 | カニ籠 | 五〇隻、三トン未満、三トン以上一〇〇個<br>一はりの長さ、二トン未満六〇個、三トン以上一〇〇個 |
| | エビ籠 | 一〇隻 |
| 刺網 | スケソウタラ | 三〇隻、刺網、延縄一〇月～四月 |
| | カレイ | 五〇隻 |

| 海共第150号 | | |
|---|---|---|
| 第二種 | | |
| サメ刺網漁業 | 五・一～三・三一 | |
| カニ籠漁業 | 一・一～三・三一 | |
| エビ籠漁業 | 〃　〃 | |
| ニシン刺網漁業 | 〃　〃 | |
| ハタハタ刺網漁業 | 〃　〃 | |
| タラ刺網漁業 | 九・一～三・三一 | |

（『とまこまいの水産要覧』一　一九六六　苫小牧市）

| 第二種 | |
|---|---|
| 刺網 | |
| サメ | 二〇隻、五月～一二月 |
| カニ | 五〇隻 |
| ニシン | 六〇隻 |
| ハタハタ | 一〇隻、九月～一二月 |
| タラ | 一〇隻 |

（『とまこまいの水産要覧』一　一九六六　苫小牧市）

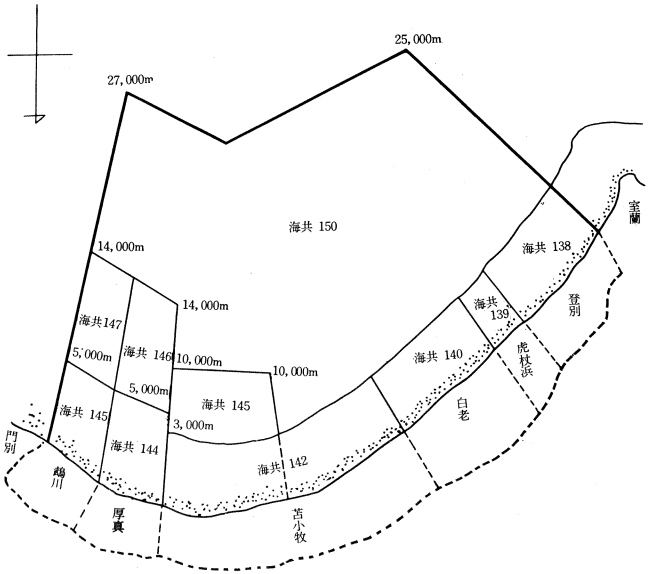
内水面漁業については、勇払川、美々川、ウトナイ沼に勇払川淡水漁業組合による共同漁業権が免許され、ウグイ、フナ、コイ、ウナギなどの漁が続けられたが、東部工業地帯の開発関係から昭和四十八年十月には組合解散となった。

内水面漁業権

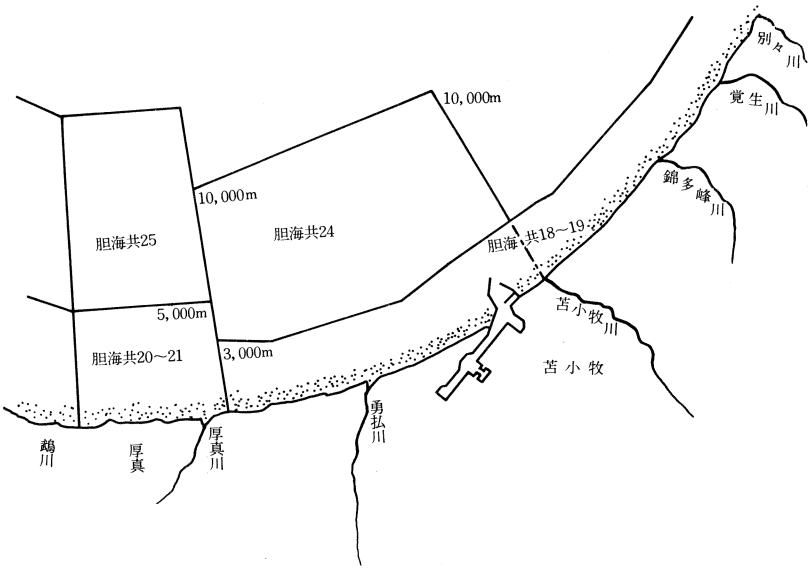
| 漁業権所有権 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 住所 | 氏名 | 漁業権番号 | 漁業種類 | 漁業名称 | 漁業時期 |
| 苫小牧市字沼ノ端 | 勇払川淡水漁業協同組合 | 内区第一七号 | 第五種共同漁業 | ウグイ、フナ、コイ、ワカサギ、ウナギ、エビ養殖業 | 一・一～一二・三一 |

（『とまこまいの水産要覧』一　一九六六　苫小牧市）

## 胆振東部海区(昭和39年)




## 苫小牧地方の海区(昭和49年)



**許可漁業の増加と各種漁業**　新漁業法施行当時は許可漁業は極めて少なかったが、昭和三十年ころより動力船の著しい普及とともに許可漁業が大幅に増大していった。特に当地方では、北寄貝漁業において動力船の動力使用による桁巻き漁業は、支庁長代行（専決）の知事許可となるためこの増加が目立った。

許可漁業の許可隻数からみれば北寄貝漁業が最も多く五五%前後、小型サケ・マス流網漁業が一五%、シシャモ桁網漁業八%、スケソウタラ刺網漁業・ホタテ貝桁網漁業が七%程度であった。

この許可漁業は一定の許可料を支払って、指定海域、制限漁具・漁獲などによって行うものであるが、苫小牧の漁業も動力化によって共同漁業から許可漁業へと変っていった。なお、母船式サケ・マス流網漁業（北洋漁業）は室蘭を本拠地とする糸井の森漁業を除き、苫小牧では昭和四十六年をもって姿を消してしまった。

| 種別＼年次 | 大臣許可 | 知事許可 | | | | 知事許可（支庁長代行） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 母船式サケマス流網漁業 | 太平洋小型サケマス流網漁業 | | | | 手繰第二種シシャモ桁網漁業 | タラ延縄漁業 | サバ流網漁業 | メヌケ刺網漁業 | スケソウタラ刺網漁業 | イカ釣り漁業 | 手繰第三種北寄貝桁網漁業 | 手繰第三種ホタテ貝桁網漁業 | 手繰第三種エゾイガイ桁網漁業 |
| | | 四〇～四九・九 | 五〇～六九・九 | 七〇～九九・九 | | | | | | | | | | |
| 昭和四〇年 | 一 | 二三 | 三 | 一 | | 九 | 一 | 一三 | 二 | 一 | 一 | 六七 | 一 | 一 |
| 四六年 | 一 | 二〇 | 五 | 一 | | 一三 | 一 | 一三 | 二 | 一一 | 六 | 七九 | 一一 | 三 |
| 四九年 | 一 | 二〇 | | 四 | | 一三 | 一 | 八 | 二 | 一三 | 八 | 八七 | 一三 | 五 |

（『水産要覧』各年苫小牧市より作成）

昭和三十年を境として苫小牧の漁業は大きく変化したことはすでに述べたとおりであるが、その後の主要漁業の概要についてあげれば次のとおりである。

▼ サケ・マス漁業

当海域におけるサケ・マス漁業は定置網と流網によって行われていて、産業的に重要な種類はシロザケ、カラフト

マス、サクラマスの三種である。

定置網は免許漁業で、昭和三十九年には五権であったが、同四十七年には九権となり、幅八〇メートル、長さ一、三四〇メートル前後の漁場で沖出し二、〇〇〇メートル地点以内において行われている。流網は毎年二五隻前後が出漁していて、この漁業の主体となっているが、五トン未満が八〇％を占め、五月には当地方沿岸、日高沿岸、六月上旬から十勝、釧路方面に移動し六月末まで操業が続けられる。

▼　ニシン漁業

苫小牧のニシン漁業は、昭和二十七年ころまで多かったが、その後減少しはじめ漁獲割合は低下する一方となった。初期には定置網でも期待できたが、刺網の漁獲割合が次第に上昇していった。小ニシンは大きな期待はもてないにしても、小群が部分的に夏期および冬期に来遊した例もあって、機動的な操業体制をとり、他海区との漁期の差による高価格をねらう程度のものとなった。

▼　カレイ漁業

当地方の沿岸漁業では北寄貝に次ぐもので、漁獲されるカレイ類は約一〇種類であるが、このうち産業的に重要なものは、沿岸浅海性のマガレイ、クロガシラカレイ、タカノハカレイ、イシカレイ、中間水域に棲息するババカレイ、ソウハチカレイの六種で主に刺網漁によっている。ただ、これらの浅海性カレイ類については漁獲量と資源量は相関関係にあって、過去においてもその乱獲によって著しい減少を示したこともあって、資源量に対応した漁獲調整が要となり、漁業協同組合では小手繰網の全廃を行っている。

▼　スケソウタラ漁業

当海域のスケソウタラは恵山系のもので、道南太平洋の西部海域に主な漁場があり、同一漁場で刺網、胆振太平洋

の底曳網など多くの漁船が産卵前沖合分布期のスケソウタラを対象に操業している。刺網漁業は夏期の魚群移動のはげしい時と群の密度の低い時期には休漁し、産卵前沖合分布期から、産卵後の索餌移動期までのものを対象に操業が行われている。特に接岸産卵期（十月～十二月）には経済効果の高い漁具が使用されている。

▼　シシャモ漁業

当海域のシシャモ漁業は十月から十一月初旬までで、主に沿岸のごく浅い個所において刺網、桁網、定置などによって漁獲されている。刺網による漁獲物は、網目による傷害が多く、桁網よりは値は低下する。資源管理の面でも充分注意を要することからシシャモ漁業振興協議会が設立され、資源の維持培養をはかっている。



苫小牧からも北洋漁業へ出漁した苫小牧丸（昭和29年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

▼　北寄貝漁業

最近の苫小牧の漁業において北寄貝はその漁獲高で三〇％から三五％を占め、第一位となっている。苫小牧地方の海域は砂浜地帯で北寄貝の棲息は全海域に分布しているが、生活史の長いことなどから漁獲量と資源の現在量は密接な関係にあるといえる。このため、漁業協同組合では禁止区域や禁漁期間を延期したりして若齢貝の保護、種苗の移殖を行い、資源の維持につとめてきた。北寄貝は安定性があることから、今後とも苫小牧の沿岸漁業をになうものとされているが、公害の影響も受けやすく、東部大規模工業基地開発は相当の漁場を失うものとみられ、北寄貝のみに依存する漁業は不可能となってきた。

# 主要魚類別生産高・生産額一覧表

| 年度＼種別 | イワシ | | ニシン | | サケ | | マス | | スケソウタラ | | カレイ | | メヌケ | | シシャモ | | その他 | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | トン | 万円 | トン | 万円 | トン | 万円 | トン | 万円 | トン | 万円 | トン | 万円 | トン | 万円 | トン | 万円 | トン | 万円 | トン | 万円 |
| 昭和二八年 | 七三 | 五一六 | 二三〇 | 一、二四六 | | | 一二 | 六七一 | 九 | 九九 | 一八 | 三九八 | | | | | 一七 | 二二三 | 三五九 | 二二五 |
| 二九年 | 八八 | 五四六 | 五九 | 五三八 | 一〇 | 六二七 | 六 | 四五二 | 二八 | 三〇五 | 一三 | 三八一 | | | | | 二七 | 三九一 | 二 | 七八八 |
| 三〇年 | 一二 | 五八〇 | 九四 | 三九五 | 五〇 | | 八 | | 一七 | 一四九 | 九 | 二六三 | | | | | 三七 | 二六八 | 二一〇七 | |
| 三一年 | 一二 | 六三 | 四六 | 七一三 | | | 六 | 二八三 | 九 | 一一七 | 二九 | 八二一 | | | | | 一六 | 二〇〇 | 一七六 | 一九七 |
| 三二年 | 八 | 五二 | 四六 | 九四八 | | | 一〇 | 六五八 | 六 | 八九 | 三九 | 九二〇 | | | | | 五七 | 二三八 | 一六六 | 九〇五 |
| 三三年 | 二八七 | 六八二 | 一二 | 七四 | 一 | 九 | 一九 | 二四一 | 六八 | 二〇七 | 八七 | 五六五 | | | 二 | 一 | 一三八 | 一、〇二五 | 六一一 | 八〇三 |
| 三四年 | 三五 | 一一八 | 三八 | 一五三 | 三 | 五六 | 三〇 | 四六九 | 三六 | 一二五 | 一三九 | 一、一〇一 | | | 二 | 一八 | 一六 | 一、一〇〇 | 三九九 | 二二五 |
| 三五年 | 六 | 一九 | 三四 | 八八 | 一三 | 三二六 | 二四 | 四九三 | 二五 | 七六 | 一四九 | 一、四一九 | | | 一 | 一一 | 一九 | 九一五 | 四二一 | 三八〇 |
| 三六年 | 一〇 | 二九 | 二一一 | 八七二 | 四〇 | 一、〇三七 | 二四 | 四九三 | 五七 | 一二八 | 一一七 | 一、二五六 | | | 一 | 一一 | 一七 | 一、七二三 | 二四 | 五三八 |
| 三七年 | 四 | 一八 | 七一 | 三八〇 | 六九 | 一、九三二 | 三〇 | 六八九 | 一〇 | 四三 | 一四八 | 一、七七六 | 一七四 | 一、三九二 | 六 | 六八 | 九三 | 五一七 | 五八七 | 五、五三八 |
| 三八年 | | | 一六六 | 一、三〇一 | 七〇 | 二、二九八 | 一九 | 四七九 | 七二 | 二〇九 | 一五五 | 一、九九七 | 五一 | 六四七 | 五 | 六〇 | 七五 | 八三三 | 八一一 | 八二四 |
| 三九年 | | | 二六 | 二六八 | 四四 | 一、六四五 | 四五 | 二〇六 | 一一 | 三四一 | 一八三 | 三、二六三 | 六〇 | 七二三 | 一九 | 二一九 | 一九 | 八〇五 | 六七九 | 七七〇 |
| 四〇年 | | | 三一 | 一一六 | 七九 | 三、四一三 | 二三 | 七五五 | 三九 | 一四三 | 二一八 | 三、一八八 | 四二 | 五五四 | 七 | 九三 | 一二〇 | 一、四二三 | 五六七 | 六五五 |
| 四一年 | | | 三二 | 二、六五七 | 七九 | 一四五 | 二八 | 八四四 | 一二三 | 四六〇 | 二一六 | 三、六八五 | 一四 | 二三〇 | 三一 | 三八七 | 一三〇 | 一、六七三 | 九五一 | 一三、〇八一 |

## 水産動物・貝類別および水産物合計生産高・生産額一覧表

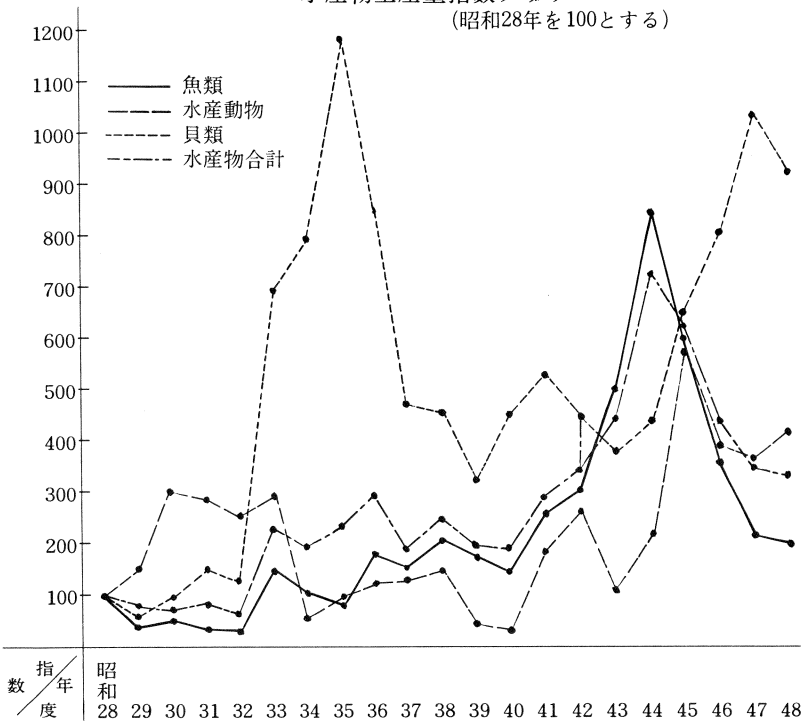
| 年度 | 種別 | タコ | イカ | 毛ガニ | その他水産動物 | 水産動物計 | 北寄貝 | ホタテ貝 | その他の貝類 | 貝類計 | 水産物合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和二八年 | トン | 一 | 二 | 一三 | 一八 | 三三 | 六七 | 四一 | 二 | 四八 | 六七 |
| | 万円 | 一 | 二 | 一七 | 一二 | 五四 | 四八一 | 一 | 四八一 | 四八一 | 一九九 |
| | トン | 一 | 五 | 三〇 | 一九 | 五四 | 四三 | 一 | 五一 | 四三 | 三一二 |
| | 万円 | 一 | 一七 | 五二七 | 三五 | 五七九 | 五七七 | 一 | 四八二 | 五七七 | 九四四 |
| 二九年 | トン | 一 | 一 | 三七 | 六七 | 一〇五 | 七一 | 一 | 一 | 八一 | 三一 |
| | 万円 | 一 | 一 | 三二 | 六七 | 一〇〇 | 一六 | 一 | 一 | 一六 | 三七 |
| | トン | 一 | 一 | 四五三 | 六五 | 一〇〇 | 一九 | 一 | 一 | 一九 | 三一 |
| | 万円 | 一 | 一 | 四八六 | 八七 | 五七六 | 八一六 | 一 | 一 | 八一六 | 三七 |
| 三〇年 | トン | 一 | 一 | 三七 | 六七 | 一〇五 | 七一 | 一 | 一 | 八一 | 三一 |
| | 万円 | 一 | 一 | 四八六 | 八七 | 五七六 | 八一六 | 一 | 一 | 八一六 | 三七 |
| | トン | 一 | 一 | 二六 | 一四 | 五一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三一 |
| | 万円 | 一 | 一 | 五三三 | 一〇 | 六二二 | 一〇二三 | 一 | 一 | 一〇二 | 三七 |
| 三一年 | トン | 一 | 一 | 二六 | 一四 | 五一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三一 |
| | 万円 | 一 | 一 | 四五三 | 六七 | 一〇九 | 一〇二三 | 一 | 一 | 一〇二 | 三七 |
| | トン | 一 | 一 | 三二 | 六七 | 一〇五 | 七一 | 一 | 一 | 八一 | 三一 |
| | 万円 | 一 | 一 | 四八六 | 八七 | 五七六 | 八一六 | 一 | 一 | 八一六 | 三七 |
| 三二年 | トン | 一 | 一 | 二六 | 一四 | 五一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三一 |
| | 万円 | 一 | 一 | 五三三 | 一〇 | 六二二 | 一〇二三 | 一 | 一 | 一〇二 | 三七 |
| | トン | 一 | 一 | 一八 | 八六 | 二一 | 四一 | 四 | 二 | 四一 | 五四 |
| | 万円 | 一 | 二 | 一三六 | 一二 | 一六八 | 二一六 | 一 | 一 | 二一六 | 一一四 |
| 三三年 | トン | 四 | 五 | 一七 | 一 | 一五七 | 一〇七 | 一 | 一 | 一〇七 | 二一 |
| | 万円 | 一 | 二 | 一八 | 八六 | 一五七 | 一〇七 | 一 | 一 | 一〇七 | 二一 |
| | トン | 一 | 五 | 三〇 | 一九 | 五四 | 四三 | 一 | 一 | 四三 | 五一 |
| | 万円 | 一 | 一七 | 五二七 | 三五 | 五七九 | 五七七 | 一 | 一 | 五七七 | 九四四 |
| 三四年 | トン | 三一 | 一 | 一七 | 一 | 一〇五 | 七一 | 一 | 一 | 八一 | 三一 |
| | 万円 | 三一 | 一 | 一三六 | 一 | 一〇五 | 七一 | 一 | 一 | 八一 | 三一 |

| 年度 | 種別 | タコ | イカ | 毛ガニ | その他水産動物 | 水産動物計 | 北寄貝 | ホタテ貝 | その他の貝類 | 貝類計 | 水産物合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和四二年 | トン | 一 | 八 | 三五 | 八五 | 五九七 | 二一四 | 三六 | 四五 | 一九六 | 二一六 |
| | 万円 | 一 | 一三六 | 一五五六 | 二四四 | 五一二 | 二一四 | 六一一 | 五一六 | 二〇二 | 一二五四 |
| 四三年 | トン | 一 | 七八 | 二六 | 一六 | 六〇九 | 二一四 | 三四 | 四二 | 二〇二 | 一一六 |
| | 万円 | 一 | 二五五 | 一、三九〇 | 六四八 | 二、七二九 | 二、七二三 | 六三七 | 九三一 | 二、四一五 | 七二八 |
| 四四年 | トン | 一 | 一 | 一 | 一 | 一、九六〇 | 二八六 | 一、六五二 | 四八 | 二八〇 | 二、六四二 |
| | 万円 | 一 | 二三三 | 一 | 一 | 六、五二四 | 七、三一 | 一 | 一、三七二 | 七、一五一 | 二〇、六六三 |
| 四五年 | トン | 一 | 一 | 一 | 一 | 一、七三四 | 二五七 | 一、六五二 | 四八 | 二八〇 | 二、六四二 |
| | 万円 | 一 | 一二六 | 一 | 一 | 五、二一八 | 三、七三一 | 一 | 一、四四三 | 三、九九五 | 一四、八八六 |
| 四六年 | トン | 一 | 一 | 一 | 一 | 三、四五三 | 二、一四二 | 五一三 | 三、一五一 | 三、九九六 | 一三、二五四 |
| | 万円 | 一 | 一 | 一 | 一 | 九七三 | 二五七 | 一〇九 | 八二 | 一三八 | 一、四四六 |
| 四七年 | トン | 一 | 一 | 一 | 一 | 二、六二二 | 一、九八五 | 五一四 | 五八二 | 一五一 | 九九二 |
| | 万円 | 一 | 一 | 一 | 一 | 七、八〇〇 | 六、〇〇 | 七一六 | 一、八三九 | 七、五八一 | 一五、七七六 |
| 四八年 | トン | 一 | 一 | 一 | 一 | 二、七八〇 | 二、八六〇 | 七一六 | 一、八三九 | 七、五八一 | 一五、七七六 |
| | 万円 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一六八 | 一六八 | 一六八 | 一六八 | 一六八 | 一六八 |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和三五年 | 七 | 七 | 二九 | 三 | 一、二〇一 | 一、二〇一 | 八〇一 | 二九九 | 一 | 一 | 二〇一 | 一 |
| 三六年 | 七 | 四三 | 三七 | 一 | 一、三八一 | 九、二七八 | 三、八四 | 一六七 | 一 | 一 | 一、八三三 | 四 |
| 三七年 | 二〇 | 一〇九 | 三 | 三 | 九六五 | 九、四九三 | 七、四九三 | 一三六 | 一 | 一 | 一、八六〇 | 四 |
| 三八年 | 三〇 | 二七六 | 三四 | 三 | 一、一八七 | 一、三九五 | 一四、三九五 | 一三四 | 一 | 一 | 一、七五二 | 四 |
| 三九年 | 一八 | 二〇七 | 一 | 一 | 九三五 | 九、三五 | 一二、七一二 | 一八二 | 一 | 一 | 一、七二五 | 四 |
| 四〇年 | 三 | 七三 | 一一 | 一 | 八、一九六 | 一四、三七八 | 一四、三七八 | 一三 | 一 | 一 | 一、五四四 | 四 |
| 四一年 | 五 | 六七 | 二二 | 一 | 九三五 | 九、六八〇 | 一、三五六 | 一八 | 一 | 一 | 一、五六四 | 四 |
| 四二年 | 二四 | 三六六 | 一六 | 一 | 一、一五五 | 一、二四〇 | 一、一三〇 | 一 | 一 | 一 | 一、五四二 | 四 |
| 四三年 | 二三 | 三四六 | 一九 | 一 | 一、一五五 | 一、二四〇 | 一、一三〇 | 一 | 一 | 一 | 一、五四二 | 四 |
| 四四年 | 二三 | 二二四 | 一五 | 一 | 一、一五五 | 一、二四〇 | 一、一三〇 | 一 | 一 | 一 | 一、五四二 | 四 |
| 四五年 | 二〇 | 三三二 | 一五五 | 一 | 一、一五五 | 一、二四〇 | 一、一三〇 | 一 | 一 | 一 | 一、五四二 | 四 |
| 四六年 | 四一 | 六四二 | 四七 | 一 | 一、一五五 | 一、二四〇 | 一、一三〇 | 一 | 一 | 一 | 一、五四二 | 四 |
| 四七年 | 五六 | 八三六 | 二 | 一 | 一、一五五 | 一、二四〇 | 一、一三〇 | 一 | 一 | 一 | 一、五四二 | 四 |
| 四八年 | 五〇 | 一、〇六九 | 五六 | 一 | 一、一五五 | 一、二四〇 | 一、一三〇 | 一 | 一 | 一 | 一、五四二 | 四 |

（苫小牧市農業水産課統計資料より作成）

水産物生産量指数グラフ
（昭和28年を100とする）




生産量からみた場合、魚類では昭和二十九年以来低調であったが、三十三年にはイワシ、スケソウタラ、カレイの増加によりやや上昇し、三十四年にはニシンによって上昇しているが、この時期まではイワシ、ニシンの生産量いかんが漁獲高を左右するものであった。ただ、カレイは三十四年以来一〇〇トンを突破し、安定した漁をみせはじめていた。四十三年からスケソウタラが魚類中六〇％から七五％を占める増加をみせ、魚類生産高は一挙に増加したが、四十六年以降減少し魚類生産高も低下していった。それでも苫小牧ではスケソウタラは魚類中第一位の漁獲高となっている。また、三十七年以降メヌケが新しく登場し、重要漁獲物となった。しかし、四十三年以降減少しており、四十七年にはわずか八トンというさびしいものであった。

水産動物では、量的には少ないにしても毛ガニがかなり安定した生産高を示し、タコ、イカ

は年によってムラが目立ったが、最近では相当量の生産があり、今後とも大いに期待できるものである。

貝類では、その初期にはほとんどが北寄貝であったが、そのほかは女郎貝、ホタテ貝があった。ただ、ここで注目しなければならないのは、魚類の不漁の時には貝類の生産がきまって上昇していることである。つまり、不漁時の漁民の生活をささえてきたのは貝類だったのである。北寄貝の生産量をみると昭和三十五年五〇二トンが最高で、その前後の三十三年、三十四年、三十六年が四〇〇トンを超える生産であったが、北寄保護の立場から最近では二五〇トン前後となっている。そして、女郎貝などその他の貝類が四十六年以降三〇〇トンを突破し急速に伸び、北寄貝を補てんする貝となった。女郎貝は北寄巻きの際桁網に一緒に漁獲されるもので、[6]これまではほとんど捨てられていたが、北寄貝の生産限定によって重要視されるようになったのである。



ホッキ貝漁を終えて一ぷくする漁民
（昭和34年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

苫小牧において、今後とも期待されるのは北寄貝を中心とする貝類、カレイの沿岸漁業、スケソウタラ、メヌケなどの沖合漁業などであるが、北寄貝は海岸から数百メートルの漁場であり、今後の工業開発は相当の漁場を失うものと見られ、苫小牧の漁業には前途多難なものがある。

**漁業協同組合再建と漁業者経済振興**　新漁業法および水産協同組合法に基づいて、昭和二十四年八月には新しい苫小牧漁業組合が設立された。苫小牧での海面組合はこの組合一つであり、東は勇払トユウブツから西は樽前別々に至る約三四キロメートルの沿岸に居住する漁家があり、勇払（弁天を含む）、苫小牧（真小牧、糸井を含む）、錦岡、樽前に各漁業集落を有する区域で約二五〇名の組合員であった。沿岸はほとんど単調な砂浜でいたって

変化に乏しく北寄貝、カレイなどの棲息には適するが、岩礁地帯がないため天然の海藻類は皆無の状態であった。多くはイワシ、ニシンなど回遊する魚類と北寄貝、カレイなどの沿岸漁業に従事しその日暮らしの生活であった。

初代組合長には旧漁業組合長だった中村組漁業部の大沢辰雄が引き続き就任したから、新漁業法による漁業権が交付されるまでは旧来の定置漁業権者がその実権を握っていたといえるのである。しかしながら、昭和二十六年九月一日に旧漁業権が一斉に消滅し、苫小牧の漁業も新たな局面を迎えたのである。その最も大きな変化は、これまで苫小牧漁業の実権を握ってきた中村組が漁業権消滅と同時に漁業を放棄したことであった。これによって大沢組合長も辞任するということで、組合内部にも大きな変化があった。新組合長には勇払の亀谷治三郎が選出されたが、同三十八年には鳥越兼次郎が組合長となるなどめまぐるしい動きであった。(7)

| 名称 | 区域 | 組合事務所 | 組合員数 | 組合長名 |
|---|---|---|---|---|
| 苫小牧漁業協同組合 | 三四キロ | 苫小牧市浜町 | 勇払、錦岡 | 二五〇 | 大沢辰雄 |

（『苫小牧市勢要覧』昭和二十四年九月一日現在）

苫小牧の漁業はイワシ、ニシンの沿岸魚族を対象として、昭和七年以降地曳網から定置網へと急激な転換をみせ、同二十六年新漁業法による漁業権が交付されると、旧来の定置漁業者はその大半が没落し、組合の共同漁業権による操業ないし許可漁業に依存することとなった。

このため、漁業協同組合はこれら定置漁業者への貸付金ならびに資材代金の多額な固定化により、組合は運営不振に落ち入り、組合収支の不安定とともに、財務の悪化をきたし、昭和三十年には組合経営も困難となった。旧来における苫小牧の漁業主体は各個人の免許漁業であり、漁業組合の活動は一部の実力者と小漁業者において進められた

って低調であったから、組合運営のまずさ、役員の放漫経営も手伝ったものと思われ、さらにまた、古くより行われてきた小手繰網漁業は沿岸資源の減少をもたらしたのである。

この沿岸資源の枯渇により漁家経済は困窮を極め、組合もまた多額の固定化債権をかかえ不健全財政となって凶漁地帯に拍車をかけることとなった。

こうしたことから苫小牧市は、漁業関係者と組合再建策について幾多の検討を重ね、昭和三十一年六月には北海道水産業協同組合育成強化対策協議会の援助のもと、組合の不健全な内容について徹底的な究明が行われた。そして、今後の組合再建について、役職員はじめ全組合員が一段と団結を新たにして市と緊密に連絡し適切なる組合再建計画の樹立をなすとともにその実行をはかることとなった。

その後、市の財政的援助ならびに組合の積極的な再建政策などにより、急速に組合の再建意欲が高まり、昭和三十五年には道知事の勧告により胆振地区ではじめて漁業協同組合整理促進法の適用をうけることとなった。(8) 一方、漁民自身も過去を深く反省するところとなり、沿岸資源の維持培養、浅海増殖事業の積極的推進に努めるとともに凶漁地帯の最も大きな原因となった小手繰網漁業の全廃を申し合わせたのである。

多額の負債を有する漁家については積極的にその固定化債権の整理を促進し、経済の再建をはかろうとする者には助成を行って負債整理を目的とする条例を適用したが、苫小牧漁業協同組合も苫小牧市漁家経済再建委員会条例（昭和三十五年十月二十六日・条例第二四号）の適用により道、市により漁家負債の整理が行われたが、昭和三十九年度までに三五件、五五六万円の北海道漁家負債整理資金の融通が実施された。

さらにまた、道、市、北海道信用基金協の共同体制のもと債務の保証、利子補給などの助成により、低位所得階層漁家の経済を改善し、漁家生産の増加と漁家経済の安定向上を目的とする漁家経済振興資金の融資が行われ、毎年七

## 北海道漁家負債整理資金認定額

| 年度 | 件数 | 金額 |
|---|---|---|
| 昭和三四年 | 六 | 六四五、〇〇〇円 |
| 三五年 | 一二 | 三、五六八、〇〇〇 |
| 三六年 | 一 | 二五〇、〇〇〇 |
| 三七年 | 九 | 四八九、〇〇〇 |
| 三八年 | ナシ | ナシ |
| 三九年 | 七 | 六一〇、〇〇〇 |

## 漁家経済振興資金認定各年別表

（金額千円）

| 種別 | 昭和三六年 | | 三七年 | | 三八年 | | 三九年 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 漁船建造 | 四 | 三、二六六 | 四 | 一、三四八 | 二 | 一、〇二七 | 五 | 二、二四四 |
| 買船 | 一 | 一五〇 | 一 | 三〇〇 | 一 | 二、〇〇〇 | 一 | 一五〇 |
| 機関換装 | 二 | 六五〇 | 二 | 四二〇 | 一 | 二〇八 | 一 | 一五〇 |
| 合成せんい網 | 二 | 三九〇 | 一 | 二〇〇 | 一 | 二〇八 | 一 | 二、六六 |
| 計 | 八 | 四、一五五 | 六 | 一、七五九 | 七 | 三、二三五 | 七 | 二、六六 |

## 沿岸漁船整備促進融資金各年別表

（金額千円）

| 年度 | 漁船建造 | | 機関換装 | | 無線・魚探 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 所要額 | 件数 | 所要額 | 件数 | 所要額 |
| | | 決定額 | | 決定額 | | 決定額 |
| 昭和三九年 | 三 | 二、六一一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 四〇年 | 七 | 六、三四五 | 二 | 三二〇 | 五 | 八一五 |
| | | 五、七五〇 | | 二四〇 | | 六五〇 |

（『とまこまいの水産要覧』一九六六年）

件前後が認定されたが、市の組合に対する利子補給額は年額一〇万円前後であった。同三十九年からは水産庁長官の承認を得た「整備計画」による沿岸漁船の建造または、取得に必要な資金（沿岸漁船整備促進融資）を融資する制度により、組合における借入状況は三十九年度所要額二六一万円に対し二〇五万円の決定額、四十年においては所要額七四八万円のうち決定額は六六四万円と所要額の八八%が融資された。

こうして苫小牧の漁業は浅海増養殖事業の実施と漁船漁業の積極的な移行など沿岸漁業の安定をはかり次第に安定化の方向に入っていった。動力漁船については、昭和三十五年には五九隻であったものが、その後の五ヵ年の沿岸漁家経済振興資金の導入、信連プロパー資金の貸出しなどにより、漁船の取得は急増し、同四十年には動力漁船一二八隻と三十五

年の二・二倍、四十七年には二・四倍の増加率を示し、特に三トン未満の漁船は約五倍の増加であった。しかも、動力機関については全船の九六％がディーゼル化をはかっていた。

### 動力船の推移

| 年度 | 〇～〇・九 | | 一～二・九 | | 三～四・九 | | 五～九・九 | | 一〇～四九・九 | | 五〇～ | | 計 | | 無動力船 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 隻 | トン | 隻 | トン | 隻 | トン | 隻 | トン | 隻 | トン | 隻 | トン | 隻 | トン | |
| 昭和三〇年 | 一 | 一 | 九 | 一八・四六 | 一〇 | 三六・七四 | 二 | 七五・五六 | 四 | 一四三・〇〇 | 二 | 一四六・二三 | 三六 | 四一九・九九 | 二四三 |
| 三五年 | 一 | 一 | 三 | 四四・一四 | 一九 | 七四・〇六 | 一六 | 一〇一・四五 | 一 | 四九・八八 | 一 | 八一・二七 | 五九 | 三五〇・八〇 | 三一 |
| 三六年 | 一 | 一 | 一七 | 五三・六三 | 二〇 | 七八・二四 | 一六 | 一〇三・一五 | 一 | | 二 | 一六六・一九 | 六五 | 四〇〇・二一 | 一六四 |
| 三七年 | 一 | 一 | 四 | 七七・二〇 | 一七 | 六九・六二 | 一七 | 一〇七・五九 | 一 | | 一 | 八一・二七 | 七五 | 三三五・六八 | 一二八 |
| 三八年 | 一 | 〇・七〇 | 四 | 八二・八二 | 一三 | 五五・一〇 | 一二 | 七七・六七 | 一 | | 一 | 一七八・二五 | 七三 | 三九四・五四 | 一六八 |
| 三九年 | 一 | 〇・七〇 | 五 | 一三三・二三 | 一七 | 七〇・八六 | 九 | 五八・九七 | 一 | | 一 | 九六・九八 | 一四 | 三六〇・七四 | 一五一 |
| 四〇年 | 二 | 一・六八 | 九 | 一六三・九七 | 一八 | 七五・七三 | 八 | 五六・二五 | 一 | | 一 | 九六・九八 | 三八 | 三九四・六一 | 一三〇 |
| 四一年 | 二 | 一・六八 | 一〇 | 一六四・三七 | 一九 | 七八・六六 | 七 | 五六・五四 | 一 | | 一 | 九六・九八 | 三〇 | 三九八・二三 | 一 |
| 四二年 | 二 | 一・六八 | 一〇 | 一七七・五〇 | 一六 | 六七・八四 | 九 | 六九・三〇 | 一 | 三九・五三 | 一 | 九六・九八 | 三七 | 四五二・八三 | 一 |
| 四三年 | 三 | 二・二八 | 一〇 | 一八二・六五 | 一六 | 六六・六六 | 三 | 九五・三一 | 一 | | 一 | 九六・九八 | 四一 | 四四三・九八 | 一 |
| 四四年 | 三 | 二・二八 | 一〇 | 一八五・二九 | 一六 | 六六・一九 | 三 | 九九・三一 | 一 | | 一 | 九六・九八 | 三九 | 四五〇・一五 | 一 |
| 四五年 | 二 | 一・六八 | 一〇 | 一八七・八三 | 一四 | 五四・〇〇 | 三 | 一〇三・一一 | 一 | 一一・二五 | 一 | 九六・九八 | 三三 | 四五四・八五 | 一 |
| 四六年 | 一 | 〇・九八 | 一〇 | 一九〇・六二 | 一〇 | 七五・一三 | 三 | 一一三・〇九 | 一 | 一一・二五 | 一 | 一三七 | 三七 | 三九一・〇七 | 一 |
| 四七年 | 三 | 二・三三 | 九 | 一八九・四九 | 一八 | 一〇八・二六 | 二 | 一〇六・七六 | 一 | 一二・二五 | 一 | 一四二 | 四一 | 四一八・〇九 | 一 |

（『とまこまいの水産要覧』―一九六六、『とまこまいの農林水産』―四七年、『七四水産』より作成）

こうして苫小牧の漁家の生活も逐次向上し、昭和三十九年に行われた二〇トン未満階層以下の漁船所有者による漁業就業状況調査では総世帯数一四四世帯、世帯人員八二七人で、うち動力船所有世帯は五二世帯の三六％、無動力船

は三一世帯の二一%、その他漁船非使用など三八世帯二六%、大型定置二世帯・小型定置二一世帯の一七%であった。

さて、この調査をもう少し分析してみると、一漁家当たりの平均世帯員数は六・五人で他の産業に比して多く、漁業就労者を家族労働に求める傾向が強かった。動力船階層でもそのほとんどが無動力船をも有していた。大型定置階層では動力漁船を二隻以上所有しており、漁業経営類型において沿岸の漁業と沖合漁業とを組み合わせることにより年間稼働が可能となる苫小牧の特性と考えられ、これは小型定置階層においてもいえるものであった。

所有動力船の船齢をみると、〇～三トン階層の五年未満が圧倒的に多く、全体では一〇年以上の船齢は二三%、五年未満は六三%と近年における漁船の建造が目立ち、苫小牧の漁業が急速に漁船漁業化していることを示すものであった。出漁日数では平均一四六日と漁港区整備の進捗により増加し、生産額の平均も一七七万円と上位階層にゆくにしたがって高くなっており、全道漁業家と比較しても上位にあった。また、部落漁業者は、ほとんどが馬鈴薯、大根トウモロコシなどの畑作を行う兼業で自家食糧の一部を得ていた。

一時は組合経営悪化、資源の枯渇などにより漁家経済も困窮を極めたが、関係者の努力によってかなり安定をみたのである。

苫小牧漁業協同組合の現況（昭和四十八年十一月一日現在）

| 所在地 | 組合員数 | | | | 役員数 | | | | 職員数 | 出資金（一口金額） | 組合長 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 組合員 | 漁業法人 | 準組合員 | 計 | 組合長理事 | 理事 | 監事 | 計 | | | |
| 苫小牧市汐見町一九 | 一五三 | 一 | 九 | 一六三 | 一 | 八 | 三 | 一二 | 一一 | 三二、〇七八千円（五〇〇円） | 小堤　由松（四八・五・一二） |

苫小牧漁業協同組合年度別業務概況

| | 昭和四〇年 | 四一年 | 四二年 | 四三年 | 四四年 | 四五年 | 四六年 | 四七年 | 四八年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 販売扱高 | 一一七、八一一千円 | 一九五、七八〇千円 | 二三三、〇五八千円 | 一八六、七九八千円 | 二六八、三三五千円 | 二六六、六五九千円 | 二八九、七〇七千円 | 三四二、七五三千円 | 五〇〇、〇〇〇千円 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 購買扱高 | 一四、五五一 | 一九、五一九 | 三四、六三六 | 三五、〇三四 | 四三、三一〇 | 五三、二九三 | 七三、七六四 | 九二、二二四 | 一三、八二六 |
| 貯金扱高 | 二八、八三〇 | 四〇、五八五 | 五五、五八〇 | 六二、二七三 | 八八、〇二六 | 一六一、〇八三 | 二三七、八九五 | 三三二、八三〇 | 六四三、八二八 |
| 貸付金残高 | 三四、九五四 | 四二、一八〇 | 七三、三九七 | 八五、九一四 | 一〇九、四七九 | 一三四、四七六 | 二〇四、五八九 | 三四五、五六 |
| 出資金 | 一七、五九四 | 一五、四七六 | 一五、五一五 | 一七、三六一 | 二三、一八六 | 二一、三九八 | 三〇、九四八 | 三一、〇七八 | 八八四 |

（『とまこまいの農林水産』―四七年、『七四水産』より作成）

内水面漁業組合については、勇払川淡水漁業協同組合があったが、この組合は勇払川を中心として組合員二一名、職員男子一名、役員六名により運営され、昭和四十三年度販売取扱高九〇万円で払込出資金は六万七、〇〇〇円であった。ただ、ここでは内水面漁業を専業として営む者はなく農業関係者が一部集まり組合を設立したものであった。しかし、この組合も東部工業基地開発により多くの漁業権区域が消滅し、同四十八年十月には組合の解散を行った。

**漁場整備事業と漁業構造改善事業**　苫小牧の海岸線は砂浜地帯で『磯』がないため、魚類の集まりを主とした漁場改良事業として昭和三十一年から丸型コンクリート・ブロック魚礁の投置事業を国、道、市、漁協が一体となって継続実施してきた。同三十六年からは大型魚礁設置事業が開始され、三十八年、三十九年は国の公共事業として請負によって、四十年からは道の直轄事業として実施された。このほか、同四十年には真小牧沖一、〇〇〇メートルと水深一〇メートルの個所にコンクリート製ゴミ函八六〇個を沈設して浅海性魚類の集まり場所の設置を行った。

そのほか、北寄稚貝を室蘭市祝津より購入して移殖を実施したのをはじめ、ホタテ種苗移殖放流事業、養殖コンブ増産事業、ワカメ養殖事業を実行し、積極的に増殖事業を続けたのである。

漁業構造改善事業では、動力船による漁船漁業への切替えをはじめとし、昭和四十三年には汐見町の一画に漁民団地を建設し、一階部分を水産共同作業場二九四平方メートルを五〇二万円で設置、さらに二階以上五階までを漁家向

集合住宅（漁民アパート二四戸）として、漁民の生活向上にあたった。同四十四年には漁船捲揚施設、同四十六年には製氷冷蔵施設の設置を行った。

漁港は水産業の最も重要な生産基盤であって、海上における漁業生産と陸上における加工流通とを結びつけるものである。苫小牧はこの漁港づくりのため大正以来その修築運動を続けてきた。（漁港修築運動は第一一編開発建設史漁港参照）だが、その実現はとおく、ついに戦前においては実現をみなかった。



水産協同作業場のある漁民アパート
（昭和49年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕



コンクリート・ブロック魚礁の海上運搬
（昭和45年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕



苫小牧漁港と市場
（昭和49年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

漁港は、苫小牧港の西防波堤基部に昭和三十九年工事が着手され、同四十一年九月から使用開始された。以来漁港は毎年整備拡張されて、同四十二年からは中型底曳網漁船の漁獲物等の陸揚港の指定をうけ、その指定港としての整備拡充、道南太平洋地域における中核漁港として立地条件にも恵まれ、その利用漁船数も同四十八年には二三〇隻を数え、漁港区背後地の各種施設と相まって、今後は沖合・遠洋漁業基地としてその活躍が期待されている。

| 年度 | 投入数 | 投入資材 | 改良面積 | 距岸距離 | 水深 | 事業費 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和三一年 | 七三個 | 丸型コンクリートブロック魚礁 | 一六、五二九㎡ | 三、五〇〇m | 二三～三〇m | 二、九〇八、七九五円 | 並型魚礁 |
| 三二年 | 一、六二九 | 〃 | 三〇、四一三 | 三、二一四 | 二四～二六 | 五、一五二、六三三 | 〃 |
| 三三年 | 一、三八〇 | 〃 | 一六、五二九 | 三、五〇〇 | 二九 | 三、〇〇〇、〇〇〇 | 〃 |
| 三四年 | 一、〇〇〇 | 〃 | 一〇、〇〇〇 | 三、四〇〇 | 二八～二九 | 一、七二九、九九五 | 〃 |
| 三五年 | 一、七〇〇 | 〃 | 一八、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 三二～三七 | 二、五八七、四五三 | 〃 |
| 三六年 | 三、〇七六 | 大型、丸型コンクリートブロック魚礁 | 二〇、〇〇〇 | 一六、〇〇〇 | 三八 | 七、四〇〇、〇〇〇 | 大型魚礁 |
| 三七年 | 三、二〇〇 | 〃 | 二〇、〇〇〇 | 一四、〇〇〇 | 六三 | 一〇、三八、七五〇 | 〃 |
| 三八年 | 六、四〇〇 | 〃 | 四〇、〇〇〇 | 一三、〇〇〇 | 六〇 | 一八、八三、〇〇〇 | 〃 |
| 三九年 | 六七〇 | 並型、丸型コンクリートブロック魚礁 | 一〇、〇〇〇 | 三、五〇〇 | 三〇 | 二、〇五三、〇〇〇 | 並型魚礁 |
| 四〇年 | 六、四〇〇 | 〃 | 一三、八〇〇 | 二〇、〇〇〇 | 四三 | 三三、四七、五〇〇 | 大型魚礁 |
| 四四年 | 六、四三〇 | 円筒型コンクリートブロック魚礁 | — | — | — | 三三、四五八、八四七 | 〃 |
| 四六年 | 五、六六六 | 〃 | — | — | — | 二六、〇〇〇、〇〇〇 | 並型、大型魚礁 |
| 四七年 | 五、二七三 | 〃 | — | — | — | 二六、四七八、一三〇 | 〃 |
| 四八年 | 五、〇八三 | 〃 | — | — | — | 二九、四五〇、〇〇〇 | 〃 |

（『とまこまいの水産要覧』―一九六六、『七四水産』より作成）

**東部工業基地開発と漁業の将来**　苫小牧における漁業公害問題は遠く明治三十八年の王子製紙の進出時にさかのぼるが、これは同四十四年に慰藉金と漁業資金の貸付けによって解決した。だが、その後も王子の廃液は漁業上支障があるとする漁民はしばしば王子製紙に不満を申し出ているが、解決済みとの返答で何ら進展しなかった。そして大正七年には当時苫小牧の大漁場主であった石垣彦三郎が漁場を手放すことになると、王子製紙は下請業者である中村組に漁業経営を進め、苫小牧前浜など主要漁場二一カ統は中村捨次郎の所有となった。その後も中村組は漁場を拡張していき、ここに漁民の不満を完全にたち切ることになり、ほとんど王子製紙の廃液による不満は生じなかった。

ところが、戦後になって漁業制度の改革が行われ、これまでの沿岸定置漁業は一括して共同漁業権として漁業組合に免許されることになり、さらに昭和二十八年道知事の依頼によって道立水産試験場の五十嵐彦仁技官らによって行われた王子製紙工場廃水による水産被害調査においてサルファイトパルプは苫小牧川河口を中心に五、〇〇〇メートルの円弧内では北寄貝など浅海水産物に被害があり(9)との報告があった。ここで、王子製紙の廃液問題は再び登場することとなった。そして、王子製紙苫小牧工場、苫小牧漁協組、苫小牧市の三者による会談が行われ、同二十八年には王子製紙は総額三〇〇万円を漁業振興費として苫漁協組に支払って解決をみた。さらにまた、同四十二年五月には新抄紙機増設にともなう廃液の増大により七五〇万円を市を通じて沿岸漁業振興資金として漁協に支払われたのである。

このほかにも、苫小牧港建設工事にともなう損失補償、国策パルプ勇払工場増設にともなう沿岸漁業振興資金交渉などがあり、さらに、共同発電所の流水、日軽金の赤泥（第六編産業史工業の発達参照）など漁民をさわがせた問題であった。このように、苫小牧は工業都市、開発途上都市だけに漁業被害問題が極めて活発であった。

こうした中で、苫小牧東部大規模工業団地建設問題が起こると、漁民は一斉に〝新港反対、漁場を守る〟として反対の旗印をあげることとなった。

まず、昭和四十五年一月十六日には勇払、弁天地区の漁民が、新港建設は漁民の死活問題であるとして苫漁協理事会に反対の陳情を行った。そして、その後において開かれた漁民懇談会においても新港建設反対、苫小牧港掘削土砂の沖捨てと工場廃水の汚水放流にも反対して漁民の生活を守るべきと漁民の意思統一がなされ、同漁協青年部、勇払、錦岡、苫小牧、真小牧の各地区代表二八名によって漁民大会準備委員会が結成された。後日開かれた委員会では大会長に小堤苫漁協組合長を選出してその準備が進められた。




東部工業港築設反対の漁民のデモ行進
（昭和45年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

この漁民大会は、昭和四十五年三月十八日午後一時から市内汐見町の水産会館に、家族ぐるみの漁民約三五〇名が参加して開催され、大会に〝第二苫小牧工業港築設反対〟と書かれたハチ巻を締め、①第二苫小牧港の築設に絶対反対する、②苫小牧工業港浚渫土砂の沖捨てに反対する、③漁民を犠牲にする汚水公害の絶無を期す、の三スローガンをかかげ、これを宣言、決議のあと、港から国道三六号線を大漁旗をかかげデモ行進した。なお、この漁民大会において宣言した大会宣言は次のとおりであった。

## 大会宣言

苫小牧工業港しゅんせつ土砂の沖捨てによる被害は、年を追って激増の一途をたどり漁業経済を不安定にしている。われわれ漁民は、沖捨て土砂の深刻な被害者として、多年にわたり、反対を叫びつづけてきた。しかしながら、工業港の急速な発展は五ヵ年計画の改定となり、沖合い捨て土量も当初計画の三倍半にも達しようとしている。

のみならず、北海道第三期総合開発計画は、苫小牧東部の大規模臨海工業基地の建設計画を強力に推し進め、昨年から一万ヘクタールという広大な用地の買収に着手している。加えて、臨海工業地帯への工場進出、地域産業の近代化はますます水質汚濁に拍車をかけつつある。



漁港と組合のある水産会館（昭和49年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

われわれ漁民は、断固として工業港しゅんせつ土砂の沖捨てと、第二新港の築設に反対し、汚水公害の絶無を期し、祖父伝来の漁場と資源を守り、われわれ漁民の生活権を貫くとともに、漁業の発展を期するため、ここに漁民大会を開き、初期の目的達成に向かって、まい進しようとするものである。

昭和四十五年三月十八日　　第二苫小牧工業港築設反対漁民大会

（『苫小牧民報』昭和四十五年三月十九日より）

この漁民大会があってから、道と漁民代表との話し合いが持たれたが、漁民は一貫して反対をとりながらも、補償の内容によってややその態度を軟化させる方向に向かっていった。

ところが、昭和四十九年になって東港建設反対に最も強固な反対態度をみせていた厚真漁協、それに鵡川漁協が道の提示した漁業振興策を受け入れる姿勢をみ

せた。一方、苫小牧漁協は、苫小牧川以西での増養殖漁業などの漁業振興策について道の具体的な計画提示があり、さらにまた、胆振東部、日高地域の七単組で組織されている「東部対策委員会」に対して安全操業面、漁業振興策の具体的な提案があったが、この態度を保留していた。

苫小牧漁協ではこれまでに部落懇談会を続け、漁民の意向を打診し、集約してきたが、東港問題は昭和四十九年四月二十四日開催の臨時総会において協議して方針を打ち出すことにした。

そして、この臨時総会ではこれまで一貫してとってきた苫小牧港東港計画反対の態度から、条件付きをもって東港計画賛成の立場へと旋回したのである。この態度変更の最も大きな要因となったのは道が示した漁業振興策が漁民の意向にそった提示となったためであったが、一面ではこれまで苫小牧漁業がとってきた一連の漁業問題解決の実績が時を経て解決の方向へ向かったものでもあった。なお、道は①産業廃棄物処理方法、②西部海域での増養殖（ホッキ貝、ホタテ貝の地まきやジャンボ魚礁の投入など）、③沖合漁業の育成、④陸上施設の充実（大型冷蔵庫、共同処理場、共同作業場などの設置）、⑤転業、移転対策（弁天地区の移転問題など）、⑥公害問題（苫小牧川以西のヘドロ問題など）であった。



弁天地区の漁場風景（昭和48年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

これによって今後は補償額の交渉が行われることになったが、苫小牧の漁業は事実上東部地区の沿岸漁場を放棄することとなったのである。今後は西地区漁場において北寄貝、ホタテ貝の沿岸漁業と沖合・遠洋漁業に主体を置かなければならなくなった。だが、その前途は決して明るいものではない、むしろ、今後の苫小牧漁業は多事多難であるといわなければならないだろう。

注（1）『新稿伊達町史』　昭和四十七年　伊達市
（2）『続北海道漁業史』　昭和四十四年　北海道水産部
（3）（2）に同じ
（4）（2）に同じ
（5）『免許漁業原簿』　北海道総合経済研究所蔵による
（6）堀江敏夫『ふるさと百話』　昭和四十五年　朝日新聞
（7）『苫小牧市勢要覧各年』　苫小牧市
（8）『とまこまいの水産要覧』　昭和四十一年　苫小牧市
（9）『王子製紙工場の廃水被害調査復命書』　昭和二十八年　北海道

## 第二節　農業・酪農業と牧畜業

### 一　開墾のあけぼの

**明治初期の開墾状況**　苫小牧地方における農業の創始は、遠く寛政十二年（一、八〇〇）八王子千人同心によるもので、当初は勇払会所付近にも鍬が入れられ若干の耕作も試みられたようであったが、ここは土壌が悪く鵡川開墾場に移り、享和二年（一、八〇二）には畑地一〇町歩を開き、大根一、八〇〇本、大麦二石七斗、小麦八斗、粟二斗、大豆一三石九斗、小豆六石六斗、ソバ八石六斗、黒豆七斗四升、菜種二斗[1]の収穫があったが、これは勇払地

方における最初の収穫であったと思われる。

しかし、その後において場所請負制度の発達は、本道の産業を漁業一本に走らせることとなり、特に土壌の悪い当地方では見るべきものはなかった。それでも、勇払越えとして古くから交通の要所で通行屋のあった勇払と、小休所（書所）のあった植苗には番人などが常駐したので、これらの人びとによって、天保年代から若干の耕地に自給用の野菜、雑穀などが植付けられていた。だが、その内容については知ることはできない。

ところが、明治に入るや当地方にも永住人が増え、これらの人びとは居住地付近の原野を開墾し野菜などを作付けしたため、当地方の耕地も急速に増加していった。

勇払郡年次別畑地開墾状況

| 年次 | 開墾地 | 区分 | 面積 | 開墾者 |
|---|---|---|---|---|
| 天保一四年 | 勇払村 | 畑 | 三、反三、畝一〇歩 | 場所支配人など |
| 〃 | ウエンナイ書所 | 〃 | 一、一、〇 | 書所番人など |
| 安政　五年 | 勇払村 | 〃 | 一、六、一五 | 場所支配人など |
| 万延　元年 | 〃 | 〃 | 二、九、一〇 | 〃 |
| 〃 | ウエンナイ書所 | 〃 | 二、〇 | 書所番人など |
| 小計 | | 〃 | 九、二、五 | |
| 明治　三年 | マコマイ村 | 〃 | 三、〇 | 相馬善右衛門 |
| 〃 | トマコマイ村 | 〃 | 四、一五厘 | 中山　平三郎 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一、八 | 白沢　亥之松 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 七、七 | 片谷　萬次郎 |

| 年次 | 開墾地 | 区分 | 面積 | 開墾者 |
|---|---|---|---|---|
| 明治　三年 | コイトヰ村 | 畑 | 一、反四、畝二歩 | 白島　萬吉 |
| 〃 | ヲホウ村 | 〃 | 三、三厘八 | 水島彦右衛門 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 八、四 | 佐々木　徳蔵 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 三、一厘六 | 稲田　清之助 |
| 〃 | ニシタップ村 | 〃 | 一、五、〇 | 川桁善右衛門 |
| 〃 | タルマイ村 | 〃 | 四、五 | 中山　栄作 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一、一、一厘五 | 池田　菊松 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 二、五、五 | 永山　市之助 |
| 小計 | | 〃 | 九、九、二二 | |
| 明治　四年 | マコマイ村 | 〃 | 二、五 | 相馬善右衛門 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 明治四年 | トマコマイ村 | 畑 | 四、五反歩 | 五厘 | 中山　平三郎 | 明治五年 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 五、六 | 〃 | 立花　永吉 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 四、七 | 〃 | 白沢　亥之松 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一、一、一 | 〃 | 片谷　萬次郎 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 八 | 五厘 | 橋本　勝蔵 | 〃 |
| 〃 | コイトヰ村 | 〃 | 一、三、一 | 〃 | 白島　萬吉 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 六 | 五厘 | 榊　瑞枝 | 〃 |
| 〃 | ヲホウ村 | 〃 | 二、七 | 二厘 | 水島彦右衛門 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一、七 | 七厘 | 稲田　清之助 | 〃 |
| 〃 | ニシタップ村 | 〃 | 一、二一 | 八厘 | 中山　栄作 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 三 | 三厘 | 三国　忠兵衛 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一、三、三 | 〃 | 鈴木　藤次郎 | 〃 |
| 〃 | タルマイ村 | 〃 | 五 | 〃 | 竹花　小藤治 | 〃 |
| 〃 | 美々村 | 〃 | 七、二一 | 〃 | サカンウリ | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 九、一〇 | 七厘 | カヘトリ | 〃 |
| 小計 | | | 七、五、二六 | 二厘 | | |
| 明治五年 | マコマイ村 | 〃 | 二、五 | 五厘 | 相馬善右衛門 | 〃 |
| 〃 | トマコマイ村 | 〃 | 五 | 〃 | 中山　平三郎 | 〃 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 明治五年 | トマコマイ村 | 畑 | 二、九、六反歩 | 一厘 | 立花　永吉 | 明治五年 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一、〇 | 〃 | 白沢　亥之松 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 七、八 | 〃 | 片谷　萬次郎 | 〃 |
| 〃 | コイトヰ村 | 〃 | 八 | 五厘 | 橋本　勝蔵 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一、三、一 | 〃 | 白島　萬吉 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 六 | 五厘 | 榊　瑞枝 | 〃 |
| 〃 | ヲホウ村 | 〃 | 一、六、六 | 〃 | 佐々木　徳蔵 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 三、六 | 六厘 | 水島彦右衛門 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一、一〇 | 四厘 | 稲田　清之助 | 〃 |
| 〃 | ニシタップ村 | 〃 | 一、〇、〇 | 〃 | 川桁善右衛門 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一、七 | 〃 | 中山　栄作 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一、二 | 〃 | 三国　忠兵衛 | 〃 |
| 〃 | タルマイ村 | 〃 | 五 | 〃 | 鈴木　藤次郎 | 〃 |
| 〃 | 美々村 | 〃 | 一厘 | 五厘 | 池田　菊松 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 三 | 〃 | 永山　市之助 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 八、七 | 七厘 | 竹花　小藤治 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 四、一〇 | 〃 | サカンウリ | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一、二、二〇 | 〃 | リキカウク | 〃 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 明治 | 五年 | 美々村 | 畑 | 四、二一 反町 | カヘトリ |
| | 〃 | 〃 | 〃 | 五、二二 二厘 | シラシケ |
| | 〃 | 〃 | 〃 | 三、五、七 | ニシトリ |
| 小計 | | | | 一五、七、二三 | |

（『勇払郡各村畑反別調帳』『勇払郡土人畑地調』明治五年より作成）

この調査は明治五年九月に勇払外二郡副戸長植田甚蔵が行い、開拓使に報告したものであったが、勇払村、植苗村においてはすでに天保年間から開墾が行われていたのに対し、その他の地は若干の耕地を除いて、多くは明治三年以降において開墾されていた。

村別にみるとトマコマイ村の七反四畝二一歩が最も多いが、立花永吉、片谷萬次郎などは二反以上の畑を所有していて、勇払村から開拓使出張所が移る前の苫小牧村は移住者の手によって農耕が営まれていたことがわかる。その他は小糸魚村、樽前村の四反、覚生村、錦多峰村の三反前後で、人の居住するところには大なり小なりの耕地があった。

個人的には小糸魚村の白島萬吉の四反が最高であったが、白島は勇払郡永住人ではただ一人イワシ漁場経営者であり、戸長の置かれる前まではこれら永住人の惣小頭、つまり村役人でもあった。その他では多い人で二反～三反、最も少ない人は当時神官であった小糸魚村の榊瑞枝（永直）の一畝三歩であった。

勇払郡アイヌ開墾状況（明治五年四月現在）

| 村名 | 戸数 | 人口 | 開墾地 町 反 | 村名 | 戸数 | 人口 | 開墾地 町 反 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ムカワフト | 二戸 | 八人 | 三、一〇〇 | カナヱ | 一〇戸 | 三〇人 | 一、二〇〇〇 |
| チン | 一二 | 七四 | 一、八五〇〇 | モヱヘツ | 一一 | 四三 | 九四〇〇 |
| イモッヘ | 九 | 三七 | 一、二四〇〇 | ヲサン子フ | 二 | 九 | 六三〇〇 |
| ケナシヨロ | 六 | 一六 | 七三〇〇 | キリカツ | 五 | 一九 | 七七〇〇 |

当地方においては、明治三年以降永住人の増加により、耕地も次第に増加し自給用の野菜を中心に作付されていたが、この人たちがどれだけの収穫を得ていたかは、その資料が

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ユクヘツ | 一〇戸 | 二八人 | 一、五〇〇〇町反 | ホヘツフト | 一六戸 | 六三人 | 一、七〇〇〇町反 | |
| 下キナウシ | 四 | 二四 | 七五〇〇 | ヘトナイ | 一三 | 五五 | 一、八五〇〇 | |
| ニワン | 一〇 | 五二 | 一、五八〇〇 | ニナツク | 六 | 三二 | 一、〇八〇〇 | |
| カイカウシ | 一〇 | 四八 | 一、五〇〇〇 | アツマ | 二 | 四 | 六〇〇〇 | |
| イナユフ | 五 | 二五 | 七二〇〇 | シユフン | 八 | 三六 | 一、六〇〇〇 | |
| 上キナウシ | 二 | 二八 | 九五〇〇 | チケエヘ | 六 | 三二 | 九九〇〇 | |
| ルヘシヘ | 一二 | 四四 | 一、九七〇〇 | トニカ | 一一 | 四三 | 一、六〇〇〇 | |
| カエクマ | 八 | 四四 | 九四〇〇 | ヒ | 五 | 一六 | 七一〇〇 | |
| シユフンナイ | 一三 | 五三 | 一、五六〇〇 | 計 | 二〇二 | 九〇五 | 二八、五五〇〇 | |

（『勇払千年両郡引継書類』――高知藩　明治五年）

なく詳らかではない。

一方、アイヌ人の耕作についてみると、特に鵡川上流、厚真などのアイヌ人においては粟、稗、黍の雑穀を中心に一戸平均一反四畝程度の畑地を所有し、相当の収穫を得ていた。

**開墾初期**　高知藩の引き揚げ後は、当地方はイワシ漁業を中心として発展していったが、明治十一年には苫小牧村の一町一反三畝をはじめ勇払、植苗、樽前、覚生、錦多峰、小糸魚の七カ村を合わせると二町五反二畝二六歩の畑地があって、収穫物としては馬鈴薯二四石九斗三升、大根一万四、三五〇本、きゅうり四、二九二個、なす一、五三〇個、ねぎ一、二六九把、大豆九斗五升、えんどう六斗六升、玉ねぎ五斗二升など一七種目の栽培を行っていた。特に、苫小牧村では小豆を除く一四種目を作付けしており、馬鈴薯、大根は植苗村を除く各村において栽培していて、当地方では馬鈴薯、大根が有望な作物であった。また、植苗村では粟、稗の栽培が多く他村と異なるものがあるが、これはアイヌ人によるものであった。

明治十一年における各村別収穫表

| 区分／村別 | 樽前 | 覚生 | 錦多峰 | 小糸魚 | 苫小牧 | 勇払 | 植苗 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総播種 | 六、一三歩 | 三、二、〇五反畝歩 | 五、〇一畝歩 | 二、六、〇〇反畝歩 | 一、一、三、〇〇町反畝歩 | 四、五、二五反畝歩 | 二、五、〇二反畝歩 | 二、五、二、二六町反畝歩 |
| 馬鈴薯 | 二、三、〇斗升合 | 一、〇、〇、〇石斗升合 | 三、〇、〇、〇斗升合 | 八、〇、〇、〇石斗升合 | 一四、一、〇、〇石斗升合 | 一、〇、〇、〇石斗升合 | 三、〇、〇斗升合 | 二四、九、三、〇石斗升合 |

| | 玉蜀黍 | 小豆 | 大豆 | 豌豆（えんどう） | 粟 | 稗 | 黄瓜（きゅうり） | 西瓜（すいか） | 南瓜（かぼちゃ） | 甜瓜（あじうり） | 茄（なす） | 蕪青（かぶ） | 蘿蔔（だいこん） | 葱（ねぎ） | 紫蘇（しそ） | 百合 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 斗升合 | | | 三、〇 | | | | | | | | | | 一、二〇〇本 | 二〇〇把 | | |
| 石斗升合 | | | 五、〇 | | | | | | | | | | 二、三〇〇本 | 三九把 | | |
| 斗升合 | | | | | | | 五〇〇顆 | | | | | | 一、〇五〇本 | | | |
| 石斗升合 | | | 一、二、〇 | | | | 一、〇〇〇顆 | | | | | | 一、五〇〇本 | | | |
| 石斗升合 | 三、二、〇 | | 四、一、〇 | 四、六、〇 | | | 一、五〇〇顆 | 一一三 | 二一二 | 一二〇 | 一、三〇〇 | 七〇〇 | 二、五〇〇本 | 二三〇把 | 七八 | 一五〇顆 |
| 石斗升合 | 二、〇、〇 | | 二、九、〇 | 一、八、〇 | | | 一、二〇〇顆 | | 九〇 | | 一八〇 | | 五、八〇〇本 | 八〇〇把 | | |
| 石斗升合 | | 一、八、〇 | 五、〇 | 二、〇 | 二、三、五、〇 | 二、二、一、〇 | 九二 | | | | 五〇 | | | | | |
| 石斗升合 | 五、二、〇 | 一、八、〇 | 九、五、〇 | 六、六、〇 | 二、三、五、〇 | 二、二、一、〇 | 四、二九二顆 | 一一三 | 三〇二 | 一二〇 | 一、五三〇 | 七〇〇 | 一四、三五〇本 | 一、二六九把 | 七八 | 一五〇顆 |

（『開拓使農事報告』明治十二年開拓使）

勇払郡の苫小牧管内における明治初期の農耕は、アイヌ人の植苗村は別として、古くから開けた勇払村、人口の多い苫小牧村においてより発達をみているが、これとて農業を専業とする者は全くなく、耕作は主に婦女子によって漁業などのあいまをみて行われていたのがその実情であった。(2)

明治十二年三月には勇払郡の耕地の地価創定受書が作成され、地券が発行されて有税耕地が確定したが、この中で出稼漁業者が多くの耕地を所有している点、漁場においても留守番役の越年者などによって自給用野菜などの耕作が早くから小規模ながら行われていたことがわかるのである。(3)

出稼漁業者では樋口与四郎、明石音次郎、太田又兵衛などは五反以上、七人で二町二反三畝二歩を所有し、勇払郡内の実力者を含む永住人は二町六反五畝五歩であったから、半分ちかくの有税耕地は出稼人漁業者によって占められていたのである。(4)

**耕作人口の増加とその内容**　開拓使はケプロンをはじめとする雇外人が米作についてはいろいろな面で不利をとなえたため、当初は稲作について極めて消極的なところがあったが、その他の麦類、豆類、蔬菜類、玉蜀黍、馬鈴薯など北海道の風土に適した農作物については、アメリカ、ドイツなどから種子を輸入し、東京および道内各官園において試作するという積極性をみせた。そして、これらの官園での試作成績良好なものは道内各郡にその種子を下付して、道民に奨励したのである。

当地方では火山灰地で土壌があまりよくないため、明治十五年にはこれに適した馬鈴薯二町三反五畝、大根二町四反九畝八歩、キビ一町九反六畝五歩、玉ねぎ一町四畝一〇歩などを中心に、また鵡川上流、厚真、植苗のアイヌ部落では粟、稗など一六町歩に作付された。その収穫についても馬鈴薯二九〇石（四〇一円）、大根二万八、七一〇本（五四七円）、玉ねぎ二八石（二二七円）、粟、稗では七一八石（三、〇二三円）、また同十六年からは大麦を栽培するというよ

うに同十一年当時からみると、耕作面積、収穫高ともに飛躍的な増加をみていた。

だが、その内容をみると大幅な増加は特に粟、稗、黍の栽培を開始したアイヌ人にあって、苫小牧地区は人口増にともなって耕作面積、収穫高が増加したにすぎないものであった。このことは、同年札幌県が行った測地概表における農業概況においても、当地方住民の営業とするところは概ね漁業、商業で農業を専業とするところではない、それ故その墾成地のごときも自家用の蔬菜を播種するにすぎないと記している。この時点での当地方の一戸当り耕地面積は道内では最低の位置に属するものであった。

本村ハ札幌ヨリ室蘭、函館ニ通シ又十勝ヲ經テ根室ニ達スル要路ナルヲ以テ居民ノ營業ハ概ネ商漁ニシテ農ハ其專業トスル所ニアラズ、故ニ其墾成地ノ如キハ則チ自家日用ノ蔬菜ヲ播種スルニ過ギズ、小糸魚錦多峯覺生樽前ハ苫小牧方面ニアリテ樽前山麓ノ廣野ニアリ札幌街道ニ跨リ村民ノ家屋星羅碁布概ネ海ニ沿フノミ未ダ完全ナル村落ヲナスニ至ラズ其戸數三四戸ヨリ七八戸ニ出入シ人口亦從テ寡墾成モ四反歩乃至五反歩ニシテ算スルニ足ルモノナシ、猶該村ハ函館ヨリ寄留シテ漁業ヲナス者アルヲ以テ或ハ其雇役ニ就キ、或ハ牧馬ヲ業トシ貨物ノ運搬ヲ兼ヌ、植苗ハ舊土人ノ部落ニシテ移民來テ寄留スル者アルノミ、其戸數十二、三戸村民多クハ他村ニ出稼シ或ハ遺産ニ衣食シ未ダ自營ノ基ヲ立ツルニ至ラザルモノ多シ墾成地ハ一村五、六反歩ニ過ギズ、猶樽前山麓ニ連續シ且ツ海濱ニ接近セル曠野ニシテ火山ニ咫尺セルヲ以テ土中一面浮石ヲ混ジ、地味庳薄稼穡ニ適セザルモ雜草叢生シテ水利ノ乏シカラザルニヨリ牧畜ヲナス外蓋策ノ施スベキ者ナキガ如シ

（『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町）

一方、同十五年末の勇払郡における農業戸口をみると戸数三〇五戸、人口五四二人であったが、当時の苫小牧村、勇払村、植苗村、小糸魚村、錦多峰村、覚生村、樽前村の七カ村の和人戸口を合わせても八二戸二六五人であり、苫小牧地区には専業の農家がないことからして、ここでいう農業戸口は鵡川上流、厚真のアイヌ人であったということ

になる。すでに述べたとおり、当地方のアイヌ人は明治五年四月現在において実に二八町五反五畝を開墾しており、一戸当り一反四畝の畑地を所有し、粟、稗などを栽培していたのである。

この地方のアイヌは八王子千人同心や高知藩の影響をうけ、粟、稗などの雑穀に限ったものであったが、比較的早くから農耕を志していたのは特記すべきことである。

勇払郡における農作物反別収穫一覧表

| 品名 | 明治一五年 播種反別 | 収穫高 | 価格 | 一六年 播種反別 | 収穫高 | 価格 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 馬鈴薯 | 二町三反五畝歩 | 二九〇石八五 | 四〇一円 | 二町八反二畝歩 | 二五石八四 | 一七二円 |
| 玉蜀黍 | 一、〇、四、一〇 | 二八、〇七 | 二二七 | 四、七、〇八 | 三三、七〇 | 二六七 |
| 大豆 | 九、〇、〇七 | 三二、六一 | 一八五 | 一、八、六、二五 | 一四、九二 | 八〇 |
| 小豆 | 八、二、〇三 | 二九、五〇 | 一七九 | 一、〇、七、〇一 | 九、六四 | 五五 |
| 豌豆 | 三、五、二一 | 二二、〇九 | 一二一 | 不明 | 不明 | 不明 |
| 粟 | 六、二、九、二三 | 二八五、二七 | 一、一六三 | 五、八、一、〇四 | 六六、二一 | 二六九 |
| 稗 | 一〇、〇、一、一四 | 四三四、一四 | 一、八六〇 | 不明 | 不明 | 不明 |
| 黍 | 一、九、六、〇五 | 九八、五三 | 五四一 | — | — | — |
| 大麦 | — | — | — | 三、五、一八 | 二、六九 | 一二 |
| 蘿蔔 | 二、四、九、〇八 | 二八、七一五本 | 五四七 | 不明 | 不明 | 不明 |
| 胡蘿蔔 | 一、五、一八 | 三、七一〇 | 三〇 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 悪実 | 七、一九 | 三、七五〇 | 三〇 | 〃 | 〃 | 〃 |

**周辺地の開墾状況**　北海道土地払下規則の適用をうけ、明治二十年代には、特に勇払郡における農耕適地である鵡川上流の各村、厚真村、勇払村・植苗村のうち早来、シアビラ地区の周辺地に入植する者が増加していった。

明治十六年まで井目戸など鵡川上流の各村、厚真村などの周辺地はアイヌ人口のみで、和人の入植はなかった。ところが、明治十七、八年ころからこれらの地に入植者があって、同二十年代後半にはもはや農村を形成するに至ったのである。

鵡川上流の各村では、明治十八年、井目戸村に吉岡長右衛門、同十九年、生鐙村に向口

| | 反歩 | 顆 | 円 | | 把 | 斤 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 茄 | 一七 | 一、四五〇 | 七 | 不明 | — | 一、三四八 | 不明 |
| 胡瓜 | 二、一、〇七 | 七、三二五 | 七三 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 南瓜 | 四、九、〇五 | 三、六五八 | 四二八 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 百合 | 二、〇〇 | 八五 | 一三 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 甘藍 | 五、〇六 | 四八五 | 二九 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 蕪青 | 五、一七 | 一、二六五 | 三八 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 葱 | 一、五、〇四 | 六、二九〇 | 五〇三 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 椎茸 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 |

（『札幌県統計書』明治十五年、十六年より作成）



岡田孤鹿の碑
〔厚真町専厚寺構内〕

萬之助、同二十年、萌別村に山本佐太郎などが入植し、開墾を開始して農村として次第に発展していった。そして、同二十五年には水野重吉によって水田の造成が行われている。(5)

厚真村では、明治十七年、山本鉄太郎のトニカ入植にはじまり、老軽舞、野安部、周文などにも農業を目的とする移住者があった。同二十五年に入鹿別に清水徳一郎を団長とする芸州の集団入植、同二十六年には福岡県選出の元自由党代議士岡田孤鹿も未開地払下げを出願して小作人を移住させ二十七年には自らも家族を引き連れ老軽舞に入地した。この岡田の入地は世人に大きな刺激を与え、その後における集団移住または大農場主の開拓意欲を高める動機となった。そして、厚真村においては早くから畑作よりも水田に適することが認められ、各地でその試作が行われ、数年にして勇払郡第一の米作地になった。(6)

このことは、明治三十年二月には勇払郡から厚真村が新嘗祭

供御米献納に指定されたことからも十分知ることができるのである。

新嘗祭供御米献納ノ件

新嘗祭供御米粟献納ノ儀ハ、去ル明治二十六年ヨリ本道ヨリ献納ノ事ニ相成居候処、本年ハ勇払郡ヨリ精米献納ノ事ニ被定候旨、其ノ筋ヨリ通牒有之、就イテハ御部内厚真村ハ、郡中最モ多ク米ヲ産出スル該村ニ付キ、献納人及予備献納人御選定ノ上其人名御申出相成度、別紙献納人選挙規定及献納人心得書相添此段申進候也

明治三十年二月十八日　　第一課長　河内　定爾

苫小牧各村戸長　手代木茂篤殿

追テ、選挙規程及献納人心得書中米粟アルトキモ、粟ハ他郡ヨリ献納ノ筈ニ付、御部内ニ於テハ精米ノミ献納ノ儀ト、御承知有之度此段申添候

（『厚真村史』昭和三十一年　厚真村）

この献納者は、温厚篤実にして品行方正、相当の耕地を所有し独立の生計を営む、常に他の模範となり公益を与えたる、家主の本分を尽し一家和合、衆に率先し農業を励む者との条件があったが、厚真村総代人でトニカの山本鉄太郎が選出された。こうして、厚真村は勇払郡隨一の米産村となった。

勇払村の早来地区には、明治二十四年、藪惣七が東遠浅に水田開発を計画、藪農場開拓に着手し、同二十七年までに小作農家三〇余戸を入地させ水田開発を進めた。同二十五年、北海道炭砿鉄道室蘭線が開通するや鉄道沿線に沿って開墾適地を求める移住者がたえなかった。シアビラ川流域には鳥取県人を中心とする鳥取団体二六戸の入植があり、早来地区も農村として発展していった。(7)

このように明治十年代の終りころから二十年代にかけて、鉄道分岐点の追分を除き、いずれも農村として急速に発展

していった。そして、これらの村は農業を基盤として成長し、やがて苫小牧の戸長役場から分村し、独立していった。

勇払郡における米作状況（明治二十八年）

| 郡名 | 村名 | 作付反別 | | | 収穫高 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 粳米 | 糯米 | 計 | 粳米 | 糯米 | 計 |
| | | 町反 | 町反 | 町反 | 石 | 石 | 石 |
| 勇払郡 | 植苗村 | 九、二 | 一 | 九、二 | 一一〇 | 一 | 一一〇 |
| | 勇払村 | 一三、四 | 〇、二 | 一三、六 | 一五三 | 二 | 一五五 |
| | 厚真村 | 四七、八 | 〇、五 | 四八、三 | 六一二 | 五 | 六一七 |
| | 鵡川村 | 一 | 七、三 | 七、三 | 一 | 八二 | 八二 |
| | 井目戸村 | 一 | 二一、四 | 二一、四 | 一 | 二一八 | 二三八 |
| | 苫小牧村 | 三、五 | 一 | 三、五 | 三五 | 一 | 三五 |
| | 計 | 七三、九 | 二九、四 | 一〇三、三 | 九一〇 | 三一七 | 一、二三七 |

（『北海道農事週報』北海道毎日新聞　明治二十八年）

勇払郡においては、明治二十年代において漁村地、農村地にはっきりと分かれ、苫小牧外六カ村（植苗、樽前の一部を除き）は漁業を中心とする村の集まりであった。

次に明治二十年代の勇払郡における作付反別および主要作物についてあげれば、同二十年の大麦の増加、同二十二年の小麦、玉ねぎ、小豆の増加が目立った。水田については同二十六年より本格的な生産がはじまり、同二十七年には四倍の作付面積、六倍の収穫高を示した。これは周辺地区の集団入植によるものであった。

勇払郡における主要作物一覧表

| 年次＼区分 | 粳米 | 糯米 | 大麦 | 裸麦 | 小麦 | 蕎麦 | 粟 | 玉蜀黍 | 馬鈴薯 | 大豆 | 小豆 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 町 | 町 | 町 | 町 | 町 | 町 | 町 | 町 | 町 | 町 | 町 |
| 明治一九年 | — | — | 一、三 | 一、〇 | 〇、二 | 二三、四 | 四二、二 | 二、〇 | 二四、二 | 一八、〇 | 一六、三 |

| | 石 | 石 | 石 | 石 | 石 | 石 | 石 | 石 | 石 | 石 | 石 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 明治二〇年 | — | — | 二四、三<br>一九四 | 一、三<br>一〇 | 〇、八<br>七 | 二五、九<br>九三 | 三九、九<br>一、一九〇 | 二、〇<br>七三 | 一七、五<br>二、一六九 | 一一、一<br>一一一 | 三一、八<br>二一三 |
| 二一年 | — | — | 二四、四<br>二七一 | 三、二<br>三五 | 一、〇<br>一二 | 二三、一<br>二六三 | 三四、七<br>六九三 | 一、七<br>五三 | 一三、九<br>二、三五七 | 一七、三<br>一八九 | 五二、二<br>五〇一 |
| 二二年 | — | — | 二三、八<br>九四 | 一、二<br>二 | 一四、〇<br>六七 | 一九、六<br>一〇六 | 二九、〇<br>二七九 | 一二、七<br>三〇四 | 三一、〇<br>一八四、四五〇 | 一四、九<br>一七三 | 四五、〇<br>五〇〇 |
| 二三年 | — | — | 二一、二<br>二五三 | 二、六<br>二三 | 一三、四<br>一五四 | 六、四<br>五六 | 三三、二<br>五一五 | 七、七<br>一六二 | 二二、五<br>八三、七七一 | 二八、四<br>三七二 | 四九、八<br>六〇一 |
| 二四年 | — | — | 二三、二<br>二三三 | 二、四<br>一一 | 一八、五<br>一八〇 | 二四、五<br>一三五 | 二六、〇<br>二五三 | 一四、五<br>三二七 | 三九、〇<br>二一八、四〇〇 | 一五、三<br>二〇五 | 四六、八<br>六一三 |
| 二五年 | — | — | 一八、三<br>二〇一 | 五、七<br>五八 | 八、一<br>九〇 | 二〇、六<br>二四五 | 二五、三<br>三三一 | 二四、九<br>二八九 | 五二、三<br>二八二、四二〇 | 一八、六<br>二三四 | 五二、三<br>七三二 |
| 二六年 | 一二、七<br>一七四 | — | 一一、八<br>一四二 | 六、二<br>六三 | 〇、三<br>三 | 一八、七<br>一九八 | 三六、四<br>四三七 | 二一、三<br>三九四 | 四八、六<br>二五、七五八 | 二五、四<br>三〇七 | 六一、五<br>八一二 |
| 二七年 | 五五、〇<br>一、〇七二 | 〇、一<br>一 | 八、六<br>八八 | 四、一<br>四四 | 〇、八<br>九 | 五六、一<br>六〇五 | 三六、八<br>四四九 | 二〇、三<br>三〇九 | 一二一、五<br>一四、五八〇 | 五〇、八<br>六一四 | 三六九、一<br>五、五六五 |
| 二八年 | 七四、〇<br>九一一 | 二九、四<br>三一五 | 三七、二<br>四四七 | 四一、二<br>三三二 | 一八、三<br>一五〇 | 四〇、三<br>三八一 | 一〇一、一<br>一、四六二 | 一九、一<br>二六三 | 九六、八<br>五、一七一 | 一四、四<br>一、五六五 | 三八、一<br>二五〇 |

（『北海道勧業年報』『北海道庁統計書』各年より作成）

**上オテーネへの入植**　い、全道各地の原野が殖民地として選定されたが、明治二十六年には勇払原野の一部もその選定区画として調査された。そして、特に厚真村と植苗村、勇払村の一部、つまり分村以前の早来、追分地区は農耕適地として移民の入植者が相次いだことは先に述べたとおりであった。

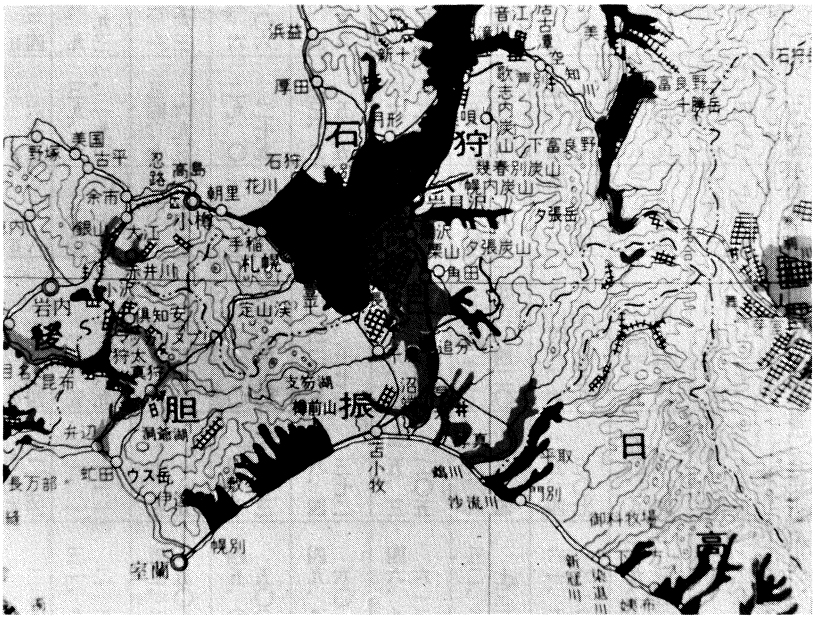
しかし、それ以外の地区は湿地帯が多くこれを排水しないかぎり、農耕は困難を極め、勇払原野の開発ははやくも排水ということが第一条件となった。

明治二十五年には、この悪条件をついて苫小牧村上オテーネの原野一八〇町歩を江別村古賀鎭平、岩見沢村源津仁三郎、由仁村田中吉太郎を幹部として払い下げを出願した。一行は江



上オテーネ入植者の幹部（昭和3年）〔中田裕氏蔵〕
左から吉田太郎、中田三郎

殖民地選定図（関係分のみ）




（新北海道史より）

別、白石、野幌、幌向、岩見沢、由仁などの希望者三六名で、一戸平均五町歩で、先の幹部のほか田中清助、河井広助、磯部勇七、幸馬教了、中村捨三、林序助、山崎清三、古賀愛助、谷口真一郎など同年払下げ許可を得て家族同伴にて移住し開墾を開始した。

だが、新開地での耕作は生活をささえるだけの作物もなく、副業をもってこれをおぎなわざるを得なかった。幸いに払い下げ地および付近官有林にはドロの木が多かったので、古機械一式を千歳村から買い求め、苫小牧川を利用して水車を動かしこれを運転してマッチ軸木製造を行うことにした。ところが、この計画も日清戦争によるマッチ産業の不況によって経営不可能となった。

また、付近には野桑が豊富であったところから、婦女子によって養蚕が試みられ、その初期にはかなりの成果を得たが、気候の不順などがあってこれも失敗に終わった。ソバも早霜のため不成功、水田も配水溝のないこと、水の冷涼なことにより失敗し、生活は全く困窮状態となり、漁業の繁忙期には雇人としてデメン取りとなり、魚粕肥料の購入によりなおも収穫に努力しようとしたが、これも実らなかった。(8)

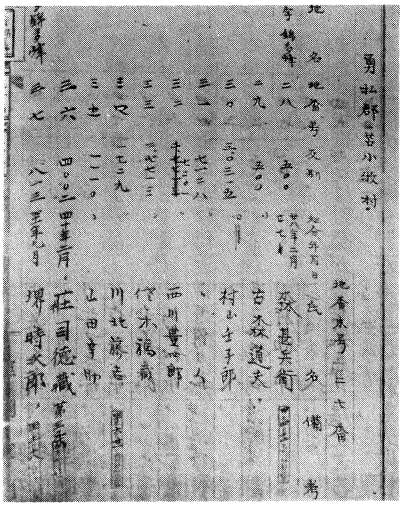
上オテーネの移住者はその開拓のためあらゆる努力を払ったが、右するもならず、左するもならずで、全くの悲惨な結果となり四年後にはほとんど四散してしまった。ただ、二戸だけはこの地にとどまり、炭焼きなどをしながらほそぼそと生活を続けた。

注(1)『武川場所開発作毛収納書』「千嶋志料　本蝦夷部」
(2)『目でみる苫小牧の百年』昭和四十八年　苫小牧市
(3)『勇払郡地価創定受書一覧表』明治十三年　開拓使札幌本庁
(4)(3)に同じ
(5)『鵡川町史』昭和四十三年　鵡川町

（6）『厚真村史』昭和三十一年　厚真村
（7）『早来町史』昭和四十八年　早来町
（8）（2）に同じ

## 二　国有未開地処分法と開墾状況

**国有未開地処分法の制定**　明治二十年代の後半になって、華族をはじめとし、府県の地主、商人などは競って北海道の土地所有にのり出す状況下にあって、こうした人びとの要求により本道の土地も、その自由化がせまられることになった。そこで政府は、同三十年二月に「北海道国有未開地処分法案」を貴族院に提出したのである。この法案では土地処分の方法は一、〇〇〇坪一円で払い下げるという一法だけであった。しかし、この法案は貴族院で大幅に修正され、国有未開地の土地処分は売払い、付与、交換、貸付を同法によって行うことになり、同三十年三月二十七日、法律第二六号として公布され、四月一日より施行された。


国有未開地処分一覧名簿
（明治30年～45年）〔胆振支庁蔵〕

この国有未開地処分法の施行によって、国有未開地は開墾、牧畜、植樹に供せんとする土地は無償にて貸付、成功の後は無償で付与されることになった。また勅令第九八号によって一人あたり開墾に供する土地は一五〇万坪（五〇〇町歩）以内、牧畜に供する土地は二五〇万坪（八三三・三町歩）以内、植樹に供する土地は二〇〇万坪（六六六・六町歩）以内、会社・組合に

対してはこの二倍の面積を貸付けうると定められた。その貸付期間については「施行規程」によって、五、〇〇〇坪未満―三年以内、一万五、〇〇〇坪未満―五年以内、三万坪未満―六年以内、六万坪未満―八年以内、一〇万坪未満―九年以内、一〇万坪以上―一〇年以内としたが、植樹、泥炭地の開墾はとくに二〇年以内とした。そして、隨時貸付地の事業予定の成否を点検し、未成功の場合は未成功地の全部もしくは貸付地の全部を返還させる、また一カ年内に事業に着手しないときは貸付処分を取り消すとあった。さらに貸付地に付帯する権利を認め、限定づきではあるがその担保提供や売買・譲渡が許可されたのである。

しかしながら、この処分法においては無償付与制としたため、未開地は多く山師的土地占有者によって占有され、しかも見せかけによる不正が相次ぎ、当地方植苗地区においても牧場・植樹として出願し、一部分に手をつけるだけで、あとは、伐木を目的とし、原木搬出後は未開のまま放棄する例もあった(1)。このため、政府は従前の北海道国有未開地処分法を廃止し、明治四十一年四月、法律第五七号をもって、新たに同名の国有未開地処分法を制定し、七月一日より実施された。

この改正では無償付与制度を廃止し、売払制度としたが、小農家保護の立場から自作農に対しては未開地の貸付制を採用し、これを特定地貸付「自ラ耕作ヲ為サムトスル者ノ為、土地ノ区域ヲ限リ特定地ヲ設置ス。特定地ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ、無償ニテ貸付シ成功ノ後之ヲ付与ス」(同法第三条)とし、一戸に対し一〇町歩以内を無償貸付し、成功後にはこれを無償付与することにした。旧法のような土地の悪用を厳重に制限したのである。

この特定地の貸付を受ける資格は、北海道移住民規則による団結移住者、耕作の目的をもって新たに移住した者、耕地が極めて少なく生計上必要と認めた者などで、五町歩を普通としたが、土地の状況により一〇町歩まで増地され明治四十二年八月からは土地の地力維持のため牛または馬二頭以上を飼育しての混同農業経営を奨励し、この農業をなすものは一〇町歩が貸付けされた。特定地の成功期間は五カ年以内とし、普通農業にては貸付面積の八割、混同農

業にては六割以上を開墾した者に付与された。

この新・旧国有未開地処分法により当地方においても多くの土地が処分され、農業を専業とする者も多くなり耕地、牧場が増加していった。しかし、明治四十一年以降の新法において三一・六%が土地処分法違反のため返還させられたり、未着手、未成功のため取消し命令をうけた。

明治時代における国有未開地処分件数は、旧法四四六件、新法四三九件であったが、苫小牧村が三九・三%であった。

明治時代における国有未開地処分法による件数

| 村名 | 旧国有未開地処分法 | | | | | 新国有未開地処分法 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 第三条 | 第四条 | 第六条 | その他 | 小計 | うち取消命令 | 第二条 | 第三条 | 第四条 | その他 | 小計 | うち取消命令 |
| 苫小牧 | 一八四 | 四 | 二〇 | 五 | 二一三 | （不明） | 八五 | 四五 | 三 | 二 | 一三五 | 三〇 |
| 樽前 | 一九 | 一 | — | 二 | 二二 | （〃） | 一八 | 四 | — | 一 | 二三 | 一二 |
| 覚生 | 一二 | — | — | — | 一二 | （〃） | — | — | — | 一 | 一 | — |
| 錦多峰 | 三二 | 一 | — | 二 | 三五 | （〃） | 二二 | 一七 | — | 一 | 四〇 | 九 |
| 小糸魚 | 一三 | — | — | 一 | 一四 | （〃） | 二七 | 三四 | — | 一 | 六二 | 二六 |
| 勇払 | 七九 | 一 | — | 二 | 八二 | （〃） | 四三 | 一七 | — | 一 | 六一 | 一七 |
| 植苗 | 六三 | 一 | — | 四 | 六八 | （〃） | 八一 | 三五 | — | 一 | 一一七 | 四五 |
| 計 | 四〇二 | 八 | 二〇 | 一六 | 四四六 | （〃） | 二七六 | 一五二 | 三 | 八 | 四三九 | 一三九 |

※旧法における第三条開墾・牧畜・植樹による無償貸付、第四条公共事業、第六条社寺・墓地・その他の事業による売払い、その他はこれ以外のもの。新法における第二条売払い、第三条自作農に対する特定地の貸付、第四条公共事業、その他はこれ以外のもの。苫小牧村には沼ノ端、夕振、夕振沢の一部を含む。勇払村にはマコマイ、ニナルカ、勇払トアサ、植苗村には植苗トアサ、夕振、夕振沢の植苗寄り一部を含む。なお、新国有未開地処分法には旧法によって貸付をうけたものを含む。

（『未開地払下げ実測図集』『未開地地番号』胆振支庁蔵より作成）

明治四十一年七月一日、施行の新北海道国有未開地処分法により、土地は売拂いを原則としたが、「土地ノ売払ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ、一定ノ期間内ニ、其土地ニ関スル事業ヲ成功スベキ者、又ハ素地ノ儘使用セムトスル者ニ對シ之ヲ行フ」（同法第二条）とし、その成功期を一〇年以内とし、法令規定または予定の事業方法に違反した時は、未成功地の全部につき処分取消しとした。

この同法第二条の売払い規定によって国有未開地の処分を受けた者も少なくなかったが、内務省所有の原野売却を除き、新・旧法の第三条貸付制度に比べ、一般的に処分地の面積は小さく、処分件数も貸付からみると約半分ほどで三町歩前後がその平均取得地であった。

**大地主所有者の性格**　新国有未開地処分法による第三条は自作農者に対する特定地一〇町歩以下の貸付規定であったが、すでに処分件数においてあげたごとく、この第三条貸付が目立つが、胆振支庁所蔵の国有未開地処分地番号簿によると成功時点のもので、それ以前の旧法によって貸付をうけたものを含んでいるものである。新国有未開地処分法では「旧法第三条第一項ニ依リ貸付シタル土地ニ対シテハ、本法ノ特定地ニ関スル規定ヲ適用ス」（同法附則）とあって、旧法にて貸付をうけた土地はその面積にかかわらず新法における第三条（特定地）の適用をうけたためである。

土地の売払・貸付面積については勅令第一五〇号をもって次のように定められた。

土地ノ売払又ハ貸付面積ハ、一人ニ付左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ズ。但シ、前ニ売払ヲ受ケタル土地ノ事業ヲ成功シタル者ニ対シテハ其ノ面積ヲ通算セズ

一、耕作ニ供スル土地　五百町歩
二、牧畜ニ供スル土地　八百町歩
三、植樹ニ供スル土地　八百町歩
四、特定地　十町歩
五、其ノ他ノ目的ニ供スル土地　十町歩

会社、組合其ノ他共同シテ事業ヲ経営セムトスル者ニ対シテハ、其ノ資産及人員ニ応ジ、前項面積ノ五倍迄累加スルコトヲ得

（『北海道国有未開地處分法施行規則第三条』）

このように耕作地においては五〇〇町歩（会社、組合の場合は二、五〇〇町歩）、牧場、植樹八〇〇町歩（会社、組合の場合は四、〇〇〇町歩）の売払面積とされ、大土地の処分は売払いを原則とした。このため、新法施行時から当地方の大土地処分は急激に減少し、これまでもしばしば行われた本州各地の業者、資産家による投機型土地所有はごく少なくなっていった。

当地方における大土地所有者についてみると、その初期においては投機型の土地所有（一〇万坪以上）がみられたが、そのほとんどが途中で放棄されているのである。当地方における大土地所有者の多くは旧法時において貸付を受けたものであった。（国有未開地処分一覧名簿は資料編参照）

王子製紙はその進出にあたり、工場用地については売払いをうけたが、植樹地については貸付をさらに、すでに本州業者が貸付をうけていた牧場の譲渡をうけ、これを当時会長の職にあった朝吹英二（四一一町歩）、三井本家の団琢磨（三六五町歩）の個人名義に変更し、第三条による付与をうけたもので、これは後に王子製紙に無償譲渡されてい

る。

福田儀平は沼ノ端駅逓、勇払部長をつとめた人で一八町歩、石垣彦三郎は苫小牧の漁場の大親方で四六町歩、いわば副業的な性格のもと牧場として土地を所有したのである。(2)

こうしてみると苫小牧の大土地所有者は次のように分けることができるのである。王子製紙の重役による企業保護のためのもの、漁場主石垣彦三郎、商店経営の星野藤七（新法二条取得）旅館経営者荒井富治（同）などのように副業として牧場経営を行おうとした、いわば投機型のもの、高木長四郎、松田利三郎（北海道牧畜合資会社営業担当社員）、茂呂敬次郎、港定吉のように新規牧場経営者などであって、郡内における実力者や他地の資本家によって占められる傾向にあった。(3)

耕地についてみると、オテーネの長岡浅吉、樽前の国坂茂平、池田理兵衛、錦多峰の作田高之助、植苗の柄沢鶴吉など大土地所有者があらわれはじめた。また、明治四十二年にはニナルカ地区に集団入植があり、植苗、美々地区にも同四十二年以降入植者が続き、樽前村とともにその後の苫小牧の農業地帯を形成することとなった。(4)

**農業戸口と収穫高**　国有未開地処分法の施行によって当地方においても農業のうえで若干の変化があった。まず、これまで苫小牧地区には専業農家がほとんどなかったものが、明治三十年以来急速に増加し、同三十一年の植苗村、同三十二年樽前村の専業農家の増加が目立った。だが、この増加の主因となったのは、勇払村の早来地区、植苗村のシアビラ地区で同三十二年にはこの地区で七二％以上の農業戸数であった。これを安平村の分村後の数字と比較すると勇払村は農業戸数なく、その全部がシアビラの農家であったし、植苗村においても七〇・六％が早来地区の農家であった。

明治三十四年において苫小牧村の農業戸数の減少はあるが、これは統計上の問題もあろうが、農業以外に他の仕事

を持っており、その比重によって専業を判断していたためである。つまり、苫小牧村の農家の多くは兼業農家であり農業の位置は極めて不安定であったことを示すものである。

作付面積では、分村前の明治三十二年四一二町歩が、分村後の同三十四年には一二八町歩に減少し安平村が七〇％ちかくを占めていたし、収穫高においても安平村関係は六三％であった。

収穫物については、早来、シアビラ地区の造田によって米は年々増加し、特に明治三十一年以降の米、小豆、大豆の作付反別の著しい増加が目立つが、これは国有未開地処分法による移住者の増加によるものであった。

村別農業戸口一覧表

| 年次 | 明治三〇年 | | 三一年 | | 三二年 | | 三四年 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 村別 | 戸数 | 人口 | 戸数 | 人口 | 戸数 | 人口 | 戸数 | 人口 |
| 苫小牧 | 二九 | 一一四 | 三六 | 一二八 | 四一 | 一六八 | 二一 | 九四 |
| 小糸魚 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 錦多峰 | 三 | 一一 | 四 | 一八 | 五 | 二四 | 一一 | 三四 |
| 覺生 | 二 | 三 | 三 | 七 | 四 | 一五 | — | — |
| 樽前 | 六 | 一九 | 九 | 二六 | 二二 | 一〇三 | 二七 | 一〇四 |
| 勇拂 | 四三 | 一六二 | 六八 | 三一一 | 七二 | 二八八 | — | — |
| 植苗 | 五四 | 二二六 | 九七 | 四六二 | 一一六 | 四八三 | 三四 | 一八六 |
| 計 | 一三七 | 五三五 | 二一七 | 九五二 | 二六〇 | 一、〇八一 | 九三 | 四一八 |

（『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町）

主要作物収穫高一覧表

| 区分 | 明治三〇年 | | | 三一年 | | | 三二年 | | | 三四年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 反別 | 収穫 | 価格 | 反別 | 収穫 | 価格 | 反別 | 収穫 | 価格 | 反別 | 収穫 | 価格 |
| | 町 | 石 | 円 | 町 | 石 | 円 | 町 | 石 | 円 | 町 | 石 | 円 |
| 米 | 七七、一 | 一、〇〇四 | 一一、五五六 | 一六四、一 | 一、二九二 | 一九、三八〇 | 一九〇、三 | 二、二六九 | 三三、九二六 | 二八、八 | 三八一 | 三、八〇一 |
| 麦 | 五、七 | 四一 | 三二八 | 七、四 | 四八 | 一、二三六 | 一〇、八 | 七六 | 一、九四四 | 四、二 | 五二 | 三一二 |
| 小豆 | 一四、一 | 八一 | 六四八 | 六一、五 | 一一八 | 一、一八〇 | 六三、七 | 七六四 | 八、〇四五 | 一三、三 | 一三二 | 九三一 |
| 大豆 | 一二、三 | 一〇五 | 九九七 | 七八、〇 | 一七七 | 二、一二四 | 四八、〇 | 四八九 | 五、八六八 | 一九、五 | 一六六 | 一、四九四 |
| 馬鈴薯 | 六二、三 | 六、二九〇 | 三、三六〇 | 四四、五 | 一、四二〇 | 三、五五〇 | 四七、〇 | 一、九七四 | 四、七三七 | 二一、六 | 一、二四四 | 一、二四四 |
| 蕎麦 | 二、九 | 五三 | 四二四 | 一一、一 | 四六 | 三六八 | 一二、七 | 一一九 | 八九二 | 一二、四 | 七五 | 二七二 |
| 玉蜀黍 | 七、四 | 一一七 | 七〇二 | 一〇、八 | 六八 | 三四〇 | 一四、〇 | 三三九 | 一、五二五 | 一二、二 | 一六四 | 八二〇 |
| 粟 | 一六、四 | 二九五 | 二三六 | 一二、七 | 四八 | 二八八 | 一四、七 | 四〇六 | 二、三五四 | 二、三 | 七四 | 六六 |
| 黍 | 三、九 | 三一 | 二一七 | 一三、〇 | 四二 | 二七三 | 一二、五 | 一五三 | 九一八 | 八、五 | 九一 | 八二 |
| 稗 | 六、三 | 一二三 | 八八二 | 三、〇 | 三〇 | 一五〇 | — | — | — | 五、八 | 六七 | 二三八 |

（『北海道勧業年報』『北海道庁統計書』より作成）

明治三十四年の安平村分村後の農業戸口、収穫高の減少は著しいことがわかるが、当地方においては馬鈴薯、そば玉ねぎなどが有望であった。

次に、各村別の農業戸口、反別についてみると、農業戸口では植苗村が最も多く三四戸、一八六人、次いで樽前村が二七戸、一〇四人とこの二村はともに戸数で四〇%、人口で六〇%を超えており苫小牧ではすでに農村的要素を持

ちはじめていた。だが、苫小牧全体の農業戸数はわずか一四・四%にすぎず、漁業・商業がその主体であり、農業一本をもっての独立生計維持は極めて困難であったといえる。

明治三十四年における村別農業戸口反別一覧表

| 区分 / 村名 | 総戸口 戸数 | 総戸口 人口 | 農業戸口 戸数 | 農業戸口 戸数% | 農業戸口 人口 | 農業戸口 人口% | 反別状況 田 | 反別状況 畑 | 反別状況 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 苫小牧 | 三四八戸 | 一、〇六一人 | 二一戸 | 六・〇% | 九四人 | 八・八% | 一、三九一四町 | 五〇、四五二三町 | 五一、八五〇七町 |
| 樽前 | 六六 | 一七一 | 二七 | 四〇・九 | 一〇四 | 六〇・八 | — | 四九、二六二八 | 四九、二六二八 |
| 覚生 | 二〇 | 六九 | — | — | — | — | — | 一、四一二六 | 一、四一二六 |
| 錦多峰 | 七二 | 二六三 | 一一 | 一五・二 | 三四 | 一二・九 | — | 二一、二一〇二 | 二一、二一〇二 |
| 小糸魚 | 一四 | 五六 | — | — | — | — | — | 六、二五二五 | 六、二五二五 |
| 勇払 | 三八 | 一三三 | — | — | — | — | — | 四、〇三二一 | 四、〇三二一 |
| 植苗 | 八五 | 二八八 | 三四 | 四〇・〇 | 一八六 | 六四・五 | 二六、二九一五 | 二九、七六一四 | 五六、〇五一九 |
| 計 | 六四三 | 二、〇四一 | 九三 | 一四・四 | 四一八 | 二〇・四 | 二七、六八二九 | 一六二、四一一九 | 一九〇、一〇一八 |

（『二級町村制施行ニ関スル一件書類』苫小牧町史より作成）

この表をみてわかるように、この時代において苫小牧地方で稲作を行っていたのは苫小牧村と植苗村（夕振地区）だけであった。苫小牧村は畑地が一番多いが、一戸平均にしてみると一反四畝程度で、いわゆる各戸による自給用野菜などの作付けによる結果であった。

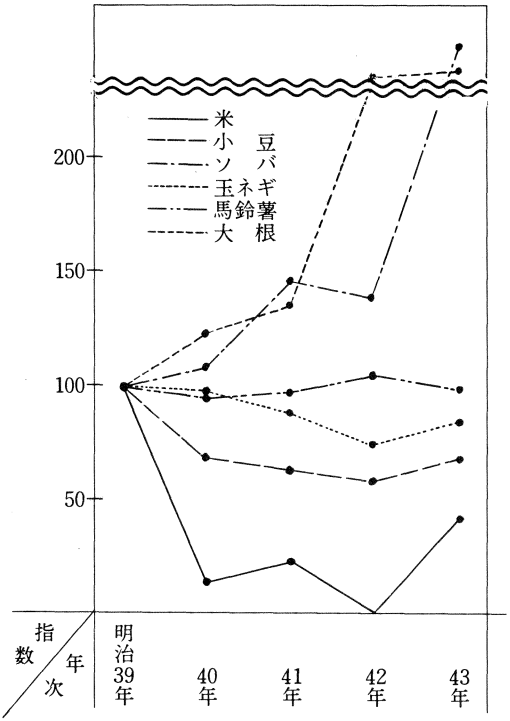
苫小牧は、明治三十年代をもって、樽前、植苗の農村型、覚生、小糸魚、勇払の漁村型、錦多峰、苫小牧の兼業型

に分かれていった。また、農業家庭の一戸平均人員は四・四九人であったから、苫小牧の全戸数の一戸平均人員三・一七人からみると一・三二人ほど多くなっていた。明治三十六年十月、国費をもって早来に火山灰地農事試験場が設置されたが、当初は苫小牧、白老もその候補に上った。そして、苫小牧では二ヵ所の選定地があったが、白老とともに不適地となり早来に決定した。その理由は草木生育不良、水害、粗悪地、海風が強い、農耕者が少ないなどであった。(5)

**農業の停滞と農家の生活状態**　明治三十年の国有未開地処分法の施行以来、特に植苗、樽前両村を中心に発展してきた苫小牧の農業も、総生産額のうえでは年々上昇してはいたが、同四十年代に入るやある品目においては減収が目立ち、苫小牧の農業は停滞を示すに至った。

稲作については、明治三十九年四九町歩、九九石の収穫があったものが、翌四十年には五町歩、一〇石という減産ぶりであった。そして、同四十二年には稲作を中止しているのである。その主な原因は寒冷による作付け不能で、たとえ作付けしても予期した収穫が得られないためであった。ここにおいて勇払原野の農業は一つの岐路に立ったといえるもので、これは同四十三年時の王子製紙苫小牧工場の操業により苫小牧の農漁業人口は急激な

明治末期の主要作物指数




（『苫小牧村勢一班』『胆振国勢一班』より作成）

減少を示したが、この岐路に立った人びとが農業あるいは漁業を捨て工場労働者に走ったのである。(6)

この表をみてもそれば、大根においては明治四十二年以降急速な増加をみたが、そのほかは停滞ないし減少であったことがわかる。勇払原野の土壌は火山灰地のため肥効分は皆無に等しく、多量の肥料を必要としたため、多くの施肥を要する作物は極めて不利であった。このため、収穫物において次第に片寄る傾向を示していったのである。

耕地・農業戸数一覧表

| 区分 / 年次 | 耕地反別 田 | 耕地反別 畑 | 耕地反別 計 | 農業戸数 専業 | 農業戸数 兼業 | 農業戸数 計 | 総収穫価格 | 一戸平均耕地 | 一反歩平均収得金 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 町 | 町 | 町 | 戸 | 戸 | 戸 | 円 | 町 | 円 |
| 明治三八年 | 二五、四 | 一四七、三 | 一七二、七 | 七九 | 三一 | 一一一 | — | — | — |
| 三九年 | 四九、七 | 一四八、五 | 一九八、二 | 八二 | 三六 | 一一六 | 九、九八四 | 一、七〇 | 五、〇三 |
| 四〇年 | 五、六 | 一五〇、二 | 一五五、八 | 一〇二 | 五〇 | 一五二 | 七、三二一 | 一、〇二 | 四、七〇 |
| 四一年 | 五、六 | 一五八、五 | 一六四、一 | 一〇三 | 四九 | 一五二 | 七、四〇七 | 一、〇八 | 四、五〇 |
| 四二年 | — | 一六八、〇 | 一六八、〇 | 一〇八 | 五三 | 一六一 | 一〇、一一五 | 一、〇四 | 六、〇二 |
| 四三年 | 七、三 | 一五一、二 | 一五八、五 | 六六 | 一九 | 八五 | 一二、五九八 | 一、八六 | 七、九四 |

（『苫小牧村勢一班』明治四十四年『胆振国勢一班』明治四十二年）

主要作物収穫高一覧表

| 種別 / 年次 | 明治三九年 数量 | 明治三九年 価格 | 四〇年 数量 | 四〇年 価格 | 四一年 数量 | 四一年 価格 | 四二年 数量 | 四二年 価格 | 四三年 数量 | 四三年 価格 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 米 | 九九石 | 九九四円 | 一〇石 | 一三五円 | 二五石 | 二五〇円 | 一石 | 一円 | 四三石 | 六六六円 |

| | 大麦 | 小麦 | 燕麦 | 大豆 | 小豆 | 豌豆 | 蕎麦 | 菜豆 | 粟 | 玉蜀黍 | 馬鈴薯 | 甘藍 | 蘿蔔 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 四九石 | — | 一一六 | 一七〇 | 二三六 | 四〇 | 一六 | — | 一〇 | 八九 | 一四、二四八貫 | — | 四、八〇四 | — | 九、九八三 |
| | 二四九円 | — | 三四八 | 一、〇二〇 | 一、八七二 | 三〇三 | 八〇 | — | 五〇 | 三五八 | 二、一二四 | — | 四九三 | 二、〇九二 | |
| | 二五石 | 一八 | 五七 | 一二九 | 一五〇 | 四九 | 一七 | — | 一〇 | 八八 | 一三、四〇〇貫 | — | 五、七六四 | — | |
| | 一二五円 | 一二四 | 二一三 | 七七五 | 一、一二〇 | 三四八 | 八八 | — | 九八 | 三九八 | 二、〇四〇 | — | 五八五 | 一、二六一 | 七、三二〇 |
| | 二二石 | — | 八三 | 一二八 | 一四三 | 四二 | 二五 | — | 二五 | 八〇 | 一六、五二六貫 | — | 六、五四〇 | — | |
| | 一一二円 | — | 二四八 | 七六七 | 一、一九〇 | 三二五 | 一三〇 | — | 一一九 | 三四一 | 二、一二六 | — | 七〇〇 | 一、一〇九 | 七、二七七 |
| | 四一石 | — | 二〇八 | 一七〇 | 一四〇 | — | 二二 | — | 一九 | 六六 | 一九、四三四貫 | — | 一二、九六一 | — | |
| | 二八七円 | — | 七二八 | 一、一九二 | 一、二六〇 | — | 八四 | — | 一一七 | 三九六 | 二、三三五 | — | 一、三一五 | 二、五〇〇 | 一〇、一三〇 |
| | — 石 | — | 一七〇 | 一四〇 | 一四六 | 三五 | 一七九 | 二 | 二四 | 一七三 | 一八、四〇〇貫 | 七〇〇 | 二八、〇〇〇 | — | |
| | — 円 | — | 六八〇 | 一、〇五四 | 一、三九〇 | 三三六 | 八〇七 | 二二 | 一四四 | 七八〇 | 二、二〇八 | 二一〇 | 二、八〇〇 | 一五〇 | 一一、二四六 |

（『苫小牧村勢一班』明治四十四年、『胆振国勢一班』明治四十二年より作成）

移住農民は初めて新開地に入ると、直ちに矮小なる茅葺小屋を造り周囲の土地を耕作して、然る後に完全なる茅葺小屋を建設するのが常習であった。毎年四月下旬から十一月ころまでは農耕に従事し、十二月より翌年三月までの冬



アツペナイ地区の入植者
（明治40年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

季積雪間はもっぱら伐木、薪炭製造にあたり、馬を有するものは運搬業に従事する者もあった。しかし、副業の未だ十分に発達していない時節のため、この副業の多くは炭焼きなど薪炭製造とデメン取りとしての労働賃金であった。(7)

衣食品、農用品などの購入は、苫小牧市街地の商店や行商人の仕込みを受け、夏秋の農産物を委托販売、もしくは引渡しをなし、あるいは仲買商の手に売り渡すのを例とし、経済上の研究は全くなさず、土地改良の概念も極めて乏しく農業知識も薄弱であったから、広大な耕地を有しても、その生活は最低であった。

**村農会の設立**　苫小牧には本格的な農業者が少なかったため、明治三十八年厚真村、安平村、同三十九年鵡川村、白老村の隣村においてすでに村農会の設立をみたにもかかわらず、若干の遅れをもって設立された。

村農会は農事に関する改良発展を図り、会員の勤倹精励を促し、共同の利益を増進する目的をもって、農会法に基づき明治四十三年二月二十六日に村長手代木茂篤、村会議員森甚兵衛、工藤栄太郎、臨時委員木村茂三郎が設立委員となって申請され、同年三月十五日に室蘭支庁長の認可を得て勧業団体として正式に発足し、村長が会長となった。

大正四年には一部会則変更の認可を受けたが、事務所を村役場勧業係内に置き、村の補助団体であった。苫小牧村農会の事業の大要をあげれば次のとおりである。

一、農事ニ關スル講習講話及品評會ニ關スルコト

一、種苗圃ヲ設置シ優良品種ノ普及ヲ圖ルコト

一、種苗肥料農具等ノ購入等ノ斡旋ニ關スルコト
一、動植物ノ病虫害ノ驅除豫防並ニ有益虫菌ノ保護蕃殖ニ關スルコト
一、農事ニ關スル調査
一、蠶業ノ改良発達
一、農家ノ副業ニ關スルコト
一、農家ノ風紀及勤儉貯蓄ニ關スルコト
一、行政官廳ノ諮問ニ對スル答申
一、前各項外農事改良上必要ナル事項

（『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町）

村農会は道庁から原種の配布をうけ、種苗圃を設けて優良子の普及を計り、また農事に関する講習講話会、品評会の開催などが主な事業であった。

注（1）堀江敏夫『続ふるさと百話』昭和四十七年　朝日新聞
（2）（3）（4）『国有未開地処分地番号簿』胆振支庁蔵
（5）『早来町史』昭和四十八年　早来町
（6）堀江敏夫『苫小牧百年あれこれ』昭和四十八年　苫小牧民報
（7）『目でみる苫小牧の百年』昭和四十八年　苫小牧市

## 三　農業改良計画と農業者

**農業生活調査の実施**　広大な面積を有する勇払原野の開拓は、大正期に入って活発に論じられることになり、排水溝掘さく、土地改良がその先決問題としてとりあげられた。そして、農事改良計画を樹立し具体的に指導、奨励することにした。

そこで村では、農事改良計画を樹立する基本資料として農家の経営、生計調査を実施したのである。ただ、この調査はごく限られた農家において実施したため、その全ぼうを知り得るものではないが、当時の中位農家の年中行事な

らびに生計状況をあげれば次のとおりである。

一、場　所　苫小牧村大字植苗村
二、耕作地積　畑自作地三町八反歩　小作地三町歩　未開地一町歩
三、勞　力　壯男二人　壯女二人　老男一人　幼者三人
四、作付反別及収穫表

| 種類 | 作付反別 | 収量 | 反當収量 | 種類 | 作付反別 | 収量 | 反當収量 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大豆 | 七反 | 一石二斗 | 六斗 | 蕎麥 | 一町 | 十一石三斗 | 一石 |
| 小豆 | 同 | 三石六斗 | 五斗一升 | 馬鈴薯 | 六反 | 一四四〇貫 | 二四〇貫 |
| ビルマ | 一町歩 | 六石 | 六斗 | 玉蜀黍 | 二反 | 一石六斗 | 八斗 |
| 小手芒 | 一、五反 | 八升 | 五斗 | 青豌豆 | 同 | 一石二斗 | 六斗 |
| 稲 | 黍 四反 | 三石二斗 | 八斗 | 小麥 | 五畝 | 三斗 | 同 |
| 燕麥 | 二反 | 三石四斗 | 一石七斗 | 野菜 | 二反半 | 不詳 | 不詳 |

五、家計状況

| 月 | 収入状況 費目 | 金額 | 支出状況 費目 | 金額 | 差引残高 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一月 | 薪炭売上金 | 三〇、〇〇円 | 被服費 | 五、九〇円 | |
| | 小計 | 三〇、〇〇 | 小計 | 二〇、九〇 | 九、一〇円 |
| | | | 食糧費 | 一五、〇〇 | |
| | | | 衛生費 | 五、〇〇 | |
| 二月 | 薪炭売上金 | 一一、五〇 | 食糧費 | 二九、〇〇 | |
| | 鶏卵売上金 | 、四六 | | | |
| | 労役賃金 | 一七、七三 | | | |
| 三月 | 雑収入 小計 | 四、〇〇円 | 小計 | 三四、〇〇円 | 八、七九円 |
| | 薪炭売上金 | 四二、九四 | 被服費 | 八、〇〇 | |
| | 労役賃金 | 一、五〇 | 食糧費 | 二二、五〇 | |
| | 雑収入 | 七、八〇 | 衛生費 | 一、五〇 | |
| | 小計 | 五二、二四 | 小計 | 三二、〇〇 | 二九、〇三 |

| 四月 | | | 五月 | | | 六月 | | | 七月 | | | 八月 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 労役賃金 | 円 | | 薪炭売上金 | 円 | | 薪炭売上金 | 円 | | 薪炭売上金 | 円 | | 薪炭売上金 | 円 | |
| 小計 | 一、五〇 | | 小計 | 三九、四九 | | 小計 | 三九、二一 | | 小計 | 二六、二〇 | | 小計 | 三一、二八 | |
| 被服費 | 五、〇〇 | 円 | 被服費 | 五、〇〇 | 円 | 被服費 | 三、五〇 | 円 | 鶏卵売上金 | 一、七〇 | | | | |
| 食糧費 | 二六、〇〇 | | 食糧費 | 三〇、〇〇 | | 食糧費 | 二五、五〇 | | 薪炭売上金 | 二四、五〇 | | | | |
| 住宅費 | 五、〇〇 | | 税金寄付金 | 三、〇〇 | | 小計 | 二九、〇〇 | | 小計 | 二六、二〇 | | | | |
| 交際費 | 一、五〇 | | 小計 | 三八、〇〇 | | 種子卵代 | 二、二〇 | | 被服費 | 六、〇〇 | | 被服費 | 一七、五〇 | |
| 教育費 | 九六 | | △六、四四 | | | 食糧費 | 二三、〇〇 | | 食糧費 | 二三、〇〇 | | 食糧費 | 二〇、四〇 | |
| 小計 | 三八、四六 | | | | | 交際費 | 五〇 | | 交際費 | 二〇 | | 交際費 | 八、八〇 | |
| △七、九三 | | 円 | | | 円 | 小計 | 三一、九〇 | | 小計 | △一、九三 | | | | 円 |

| 九月 | | | 一〇月 | | | 一一月 | | | 一二月 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 薪炭売上金 | 円 | | 薪炭売上金 | 円 | | 農産物売上金 | 円 | | 農産物売上金 | 円 | |
| 小計 | 二六、五〇 | | 小計 | 二四、五〇 | | 労役賃金 | 一三四、四〇 | | 薪炭売上金 | 九、五〇 | |
| 食糧費 | 二一、六〇 | | 小計 | 二四、五〇 | | 小計 | 四五、〇〇 | | 雑収入 | 六五、〇〇 | |
| 税金寄付金 | 七〇 | | | | | 被服費 | 一七九、四〇 | | 小計 | 六、五〇 | |
| 小計 | 二二、三〇 | | | | | 食糧費 | 五〇、〇〇 | | 小計 | 八一、〇〇 | |
| △一三、三五 | | | | | | 交際費 | 三五、〇〇 | | 被服費 | 六、〇〇 | |
| | | | | | | 教育費 | 三、二五 | | 食糧費 | 五二、七〇 | |
| | | | | | | 税金寄付金 | 三、六〇 | | 住宅費 | 三、五〇 | |
| | | | | | | 事業費 | 四、二〇 | | 教育費 | 一、五〇 | |
| | | | | | | 小計 | 一三、三〇 | | 事業費 | 二、〇〇 | |
| | | | | | | | 一〇九、三五 | | 小計 | 六五、七〇 | |
| | | | | | | | 八一、二〇 | | 合計 | 九六、五〇 | |
| 雑費 | 円 | | 雑費 | 円 | | | | | | | |
| 小計 | 四六、九〇 | | 小計 | 一一、一五 | | | | | | | |
| △一七、一一 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
|

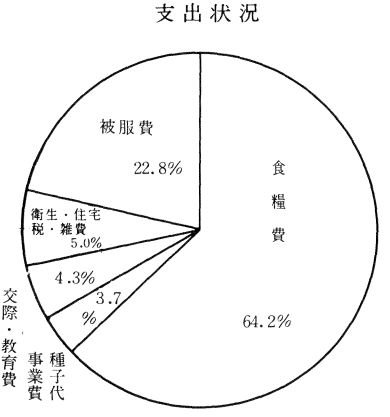
六、作　業

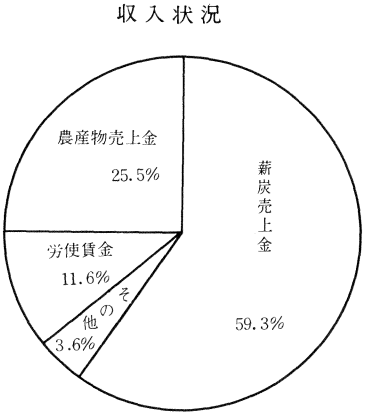
一　月　炭木伐リ炭竈造手入櫨道造リ通學道踏
二　月
三　月　同
四　月　青豌豆種子撰、鋤修繕、堆肥積替貯藏、馬鈴薯掘取、堆肥表造、農場排水、種子用玉蜀黍撰、粒畑ノ根木掘、菜豆蒔付、豌豆畑耕起馬鈴薯畑耕起、鶏舎建設
五　月　青豌豆、馬鈴薯、稲黍蒔付、玉蜀黍、燕麥、小豆、金時蒔付
六　月　ビルマ蒔付、青豌豆畑除草、野菜類、大豆蒔付、稲黍、芋畑除草、甘藍定植
七　月　馬鈴薯、追肥培土大豆施肥、玉蜀黍施肥、培土蕎麥蒔付
八　月　大根蒔付、青豌豆収穫、燕麥刈取、豌豆燕麥、脱粒、稲黍刈及脱粒金時収穫
九　月　小手芒刈取、ビルマ抜取、小手芒金時脱粒、小豆、蕎麥刈取
十　月　蕎麥落シ、ビルマ脱粒、金時俵装、馬鈴薯掘取、小豆精選、大根収穫、玉蜀黍収穫及竿掛
十一月　大豆、鶉豆脱粒、大豆精選俵装
十二月　小手芒、小豆精撰、小豆俵装

（『苫小牧町史資料㈣』より作成）

この調査資料においても明らかなように、農業だけでは生計を維持することは困難であったから、もっぱら農業または農業に関連した仕事だけを行う者はほとんどなく、薪炭製造業、運搬業（馬車追い）、漁業などを兼ねるのが普通であった。また、収穫物も火山灰の粗悪地のため、これに適するものだけを植付けていたので非常な片寄りがあり、農家でありながら米、魚などをはじめ、食糧費に対する支出が非常に大きかったのである。

大正期における農家の生計状況




先の農家調査をもう少し分析してみると、収入面ではほとんど毎月のように木炭、薪などの売上金があり、さらに二月から四月にかけてと、十一月には労働賃金収入があるので、デメン取りに出ていたことがわかる。

収入のうち三三五円が薪炭売上金で五九・三%、労役賃金は六五円で一一・六%とこの二つでもって実に七〇%を超え、農産物収入は一四四円の二五・五%にしかすぎないものであった。これでは農家というよりも、むしろ薪炭製造業者というべきものであった。

一方、支出の面では食糧費が三〇〇円で六四・二%、被服費が一〇七円で二二・八%と衣食費において八七%を占めていたから、決して生活は楽なものでなかったのである。

年末には九六円五〇銭の黒字となっているが、これはあくまでも順調にいった場合のことであり、四、五、七、八、九月と赤字であり、これを補てんする費用として、また凶作、薪炭販売などにおいて常に不安があったので、これが新規事業資金として活用されることは少なかった。

このように大正初期の農家は、農業、薪炭製造業、運搬業を兼ねるのが普通で、当初は農業開墾を目的として入植しても思うような収穫

が上がらず、薪炭業、運搬業に転ずる者も少なくなかった。植苗、柏原（松田山）地区ではじめから薪炭製造を目的とする者もあってこの期には炭焼きが急増していった。

大正十二年度における戸数割税人名書での職業についてみると、農村地区には農業、炭焼き、馬車追いとあって、植苗、共有地、松田山では炭焼きが多いことがわかる。

| 区分／部落 | 樽前別々 | 錦多峰覚生 | オテーネ坊主山 | ニナルカ | 松田山 | 共有地三百万坪 | 植苗 | 美々 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 農業 | 一二戸 | 一三戸 | 一二戸 | 一四戸 | 一戸 | 四戸 | 二八戸 | 九戸 |
| 炭焼き | 二九 | 一九 | 七 | 七 | 二一 | 七二 | 四七 | 一九 |
| 馬車追い | 六 | 八 | 二八 | 四 | 二 | 六 | 七 | 一 |

（『戸数割税人名書』大正十二年より作成）

まず、農事の現状およびその不振の原因については、苫小牧はその昔交通の要所、漁業地として発展してきたが、鉄道開通（北海道炭砿鉄道室蘭線）後衰微していく一方であった。ところが、王子製紙の進出によって新たに工業地として繁栄をきわめることになった。元来、工業地と近隣農村とは比例して発展するものであるが、苫小牧の場合農村部落はこの社会の正則からはずれてしまった。

農村部落においては旧来の弊習に慣れ親しみ、依然として不合理な雑穀農法を墨守し、加えて無肥料栽培を続けた結果、土地の生産力が衰えていることも察せず、農耕不適地と決めつけ、木炭製造や運搬などを兼ねながらその生計を維持しているのが現状であった。このような農法を繰り返し、木を求めて山に入り、折角苦心して耕した土地もそのままにして、山から山へと移転する有様であった。これが当地方農業の振るわない最大の原因であるとした。そして、苫小牧村、村農会は早来火山灰試験所の指導のもと、土壌改良法、栽培法、農作物耕種法、奨励する農産物と有望品種、農業経営の革新などあげ、奨励指導することにした。

**農事方針の指導と奨励**　苫小牧村、村農会ではこの農家生活調査にもとづいて、これまでの農事の現状を分析し、反省のうえにたって具体的な改良計画が進められた。

土地改良については、不良なる火山灰地土壌の粗成を改良するため①土壌改良法、②泥土施入法、③礫層除去法、④客土法をあげ、この中で有機物質施入法は土壌粒子を緊結し作物の生育に好適となり、保水力を増加し肥料の吸収力をつけ、簡単な方法として奨励した。泥土施入は河川、湖沼地などの泥土を施入する一種の客土法で、客土法同様相当の日数と労力を要すること、礫層除去も実行容易でない割に効果が少ないとした。

肥料については、火山灰地は生産力極めて低く開墾後適当な肥料を加えなければ地力は減耗し、一度この土地が衰弱するとすみやかな快復は困難であるため、火山灰地の農業上施肥は最も緊要であって一日たりともおろそかにできないとした。

火山灰地における肥料としては廐肥、堆肥、緑肥のような有機肥料が最も適している。すでに試験成績によってこの施肥により五割から八割、作物によっては二倍以上の増収をみている。

栽培法としては、火山灰地では播種法は特殊な作物を除き条播とし、風が強いためやや深めに播種覆土するのが望ましいとした。

奨励する農作物の種類と有望品種

一、馬鈴薯　アーリーローズ　アメリカンウォンダー
二、大　豆　大谷地
三、小　豆　丸葉小豆
四、青豌豆　青午無　グラデュエーター
五、大　麦　エルヘンドフレデリックセン
六、玉蜀黍　ロングフエロー
七、小　麦　札幌春小麦
八、燕　麦　アメリカンクライデスラール　ホワイトバルシャム

## 普通作物の耕種法

| 種類 | 播時 | 播方 | 畦巾 | 株間 | 反當播種量 | 反當肥料 | 耕耘 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 春蒔麥 | 融雪早々 | 連播 | 一尺五寸 | — | 四五合—六〇合 | 堆肥四〇〇〆<br>過石七〆 | 孕穗迄三回 |
| 燕麥 | 同 | 同 | 一尺五寸<br>二尺 | — | 六〇合—七〇合 | 堆三〇〇〆<br>過五〆 | 同二回 |
| 秋蒔麥 | 九月上旬 | 同 | 同 | — | 四五合—五〇合 | 堆四〇〇〆<br>過七〆 | 秋一回翌年二回 |
| 玉蜀黍 | 五月中旬 | 點播 | 二尺五寸<br>三尺 | 一尺五寸 | 一株二本立 | 同 | 出穗迄三回 |
| 大小豆 | 同 | 同 | 一尺五寸<br>二尺 | 〇、五尺<br>〇、五尺 | 同 | 堆二〇〇〆<br>過七〆 | 開花前三回 |
| 菜豆 | 同 | 同 | 同 | 一、〇尺 | — | 堆四〇〇〆<br>過七〆 | 同 |
| 馬鈴薯 | 同 | 同 | 二尺五寸 | 一、五尺 | — | 同 | 同 |
| 水稻 | 同上旬 | 移植 | — | 一株七八本 | 六〇合 | 同 | 孕穗迄三回 |

（『苫小牧町史資料』）

農業經營の革新については、植苗、美々、樽前、ニナルカに見られる兼業農業を廢して集的農法に改良することにした。從来より当地方においては專業農家は稀で、薪炭製造業、運搬業（馬車追い）あるいは漁業を兼ねるのを普通とした。これは土地の生産力を衰えさせるものであるが、生計維持上止むを得ないもので当地方農家の自然の結果でも

あった。だが、薪炭材には限りがあり、荷馬車の普及によりこの仕事も減じられ、漁業人口の増加により兼業も不能となることから、薪炭に代わるものとして果樹栽培を、運搬業、漁業に代わるものとして養鶏をもってすれば、苫小牧の農業は堅実な発達を見るものである。従来の穀類栽培に一層力を加え主業とし、果樹栽培を兼ね養鶏を副業とすることにした。そして、奨励すべき果樹として葡萄・梨樹、鶏では白色レグホーン・横斑プリモースロックをあげた。(1)

オテーネ地区は当地方唯一の蔬菜園芸地ではあるが、蔬菜農業戸数わずか一〇数戸にすぎず、歴史も浅く栽培技術もまだ未熟であるが、苫小牧市街地において需要が多く生産額の一〇倍以上の収入をあげた例もあった。オテーネは生産販売、人糞搬出に最も便利であり、ここを主体とし植苗の一部、錦多峰においても蔬菜園芸地を造成することにした。

さらに試作場は農事改良上最も肝要であるとし、果樹・蔬菜類を主としながら種卵用としての養鶏を兼ねた簡易試作場を村農会の事業として設置することにした。試作場は経済園として生産物全体を売却してその経費として、設置から三、四年間の欠損期は村の補助をうけ、後年においてはその利益を村農会の基金とする計画であった。(2)

また、大正五年に植苗村の村有地(原野)を七カ年計画で開墾する計画をもって開墾者を入植させたが、ここを苫小牧村の理想の農業部落にしようと計画した。だが、開墾者の多くは製炭業にはしり、同十一年の開墾終了時においても満足すべきものはほとんどなかった。同じ植苗村の三百万坪の開墾にしても全く同様であった。

こうした苫小牧農業改良の大計画は大正六年に樹立され、各農家に奨励指導されたが〝言うはやすく行うはかたし〟の如く、勇払原野での農業には幾多の難問題があって、そうは簡単に改良されるものではなかった。そして、勇払原野の開拓は排水、客土という根本的問題にぶつかったのである。

これは勇払原野の開発運動となったが、農業方針においても畜産をとり入れた混同農業へと変わっていった。しかし

ながら、農家においてはこうした村、村農会の奨励指導をよそに最も簡易有利で、現金収入となる薪炭製造を続ける者が依然として多かったのである。

管内の土壌は火山灰を以て覆はれ、肥効分皆無同様にして無肥料作付をなす場合は何等の収穫も得ることなし、尚無機質の土壌なれば有機質の肥料を施用するの要あるは、勿論なりとす。然れども現在の経営にありては緑肥作物にても耕作し施肥せざれば他の野生植物を以て充当するの不足なるは明かなり、故に目下落葉、河川の藻類、雑草等を以て堆肥を製造せしめ幾部の耕作をしさしめつつあるも、耕地の増加を来たす事不可能なりと認めらるるにより、漸次混同農業に変換するの要あり。着々督励中にあるも他に有利の薪炭業あるを以て其の成績遅々として挙がらざるを遺憾とす。

今後荒蕪地を利用開発するに甜菜等の栽培を見んとするも、要は肥料の問題にして有機質肥料を生産自給せしむる策として飼畜の督励を必要とするを痛切に感ずるにより、之れが方法に付考究中なり。

（『事務報告』大正十一年　苫小牧町）

## 耕地活用状況

| 年次 | 地目 | 作付地 | 不作付地 | 計 | 作付地内訳 自作 | 作付地内訳 小作 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 大正六年 | 田 | 一、町六 | 四二、町六 | 四四、町二 | 一、町六 | 町— |
| | 畑 | 二二八、〇 | 一六二、五 | 三九〇、五 | 二一一、〇 | 一、七 |
| | 計 | 二二九、六 | 二〇五、一 | 四三四、七 | 二一二、六 | 一、七 |
| 一〇年 | 田 | 六、〇 | 四三、七 | 四九、七 | 六、〇 | — |
| | 畑 | 五三三、六 | 四七、〇 | 五八〇、六 | 四一五、〇 | 一一八、六 |
| | 計 | 五三九、六 | 九〇、七 | 六三〇、三 | 四二一、〇 | 一一八、六 |

（『苫小牧町勢一班』大正七年、同十年　苫小牧町）

それでも大正六年の作付面積と同十年のそれを比較すると、小作人、自作兼小作の兼業者の増加により畑地においては確実な増加をみていた。ただ、水田については同六年において九六%、同十年において八八%の不作付地があり、火山灰地での水田耕作は手数ばかりかかって極めて不利であったことを物語るものであった。畑地については同六年不作付地が四一%であったものが、同十年にはわずか八%に減少した。耕地面積では、同十

年に水田が一・一二倍であったのに対し、畑地は一・四八倍になっていた。このように、大正六年の農業方針指導によって畑地において若干の見るべきものがあったのである。

**大正二年の凶作**　当地方における融雪期は例年四月上旬であったが、大正二年もさして大差なく温度も比較的高かったので、播種期も通常どおり行われた。ところが、五月下旬から七月中旬まで全く気温が上がらず、初春のような冷気のため作物はほとんど萎縮枯渇の状態となった。そのうえ七月下旬から八月にかけ今度は一変して晴天続きとなり乾燥過度となった。さらに、八月二十七日には暴風雨が押し寄せ、決定的な被害を与えたのである。そして、この年は結霜期も意外に早くここに稀有の凶作となった(3)。

樽前村では被害農家一三戸、作付反別四〇町歩であったが、夏作燕麦において若干の収穫があっただけで、その他は全く無収穫の状態で、翌年使用すべき種子はすべて他より購入せざるを得ない結果であった。このため、各農家では所有の荷馬車をもって薪炭の運搬に従事し、かろうじて生計を保ったのである。

植苗村の被害農家は六五戸、作付反別一三〇町歩にのぼり、惨たんたる被害であった。元来、当地方における農家は副業として製炭業を行っていたが、所有の製炭材はほとんど切りつくしていたため、植苗共有地の原材売払いを受け製炭に従事させ生計の維持をはかった。

この年の凶作は全道的なもので、胆振支庁、苫小牧村ではこの救済を行い、村農会はこの補助をもって翌年用の種子を購入し被害農家に配布した。

こうした凶作と不作は当地方農家に薪炭製造を発達させる結果ともなったのである。

**錦多峰土功組合の設立**　明治三十五年土功組合法が施行され、各地に土功組合が設立された。この土功組合は造田事業を目的としたが、鵡川では大正二年に設立され鵡川米の開発に大きな足跡を残した。

苫小牧においては造田地が少なかったため、土功組合の設立はおくれていたが、大正十年になって錦多峰村において造田期成会が組織され、この期成会が発展し土功組合設立となった。

1、組合名　錦多峰土功組合

2、設立許可　大正十一年十二月九日

3、組合長　苫小牧町長

4、組合の状況

| 組合員 | 造田見込反別 | 工事施設費 | 全上地方費補助 |
|---|---|---|---|
| 三一 | 三一四町二七二四歩 | 二九、九〇九円 | 三、四四五円 |

（『事務報告』大正十一年　苫小牧町）

錦多峰土功組合は大正十二年三月に造田起工を行い、同十二年度一、〇〇〇円、同十三年度二、四四五円の補助をうけて行われたが、火山灰地新田は浸透性が強く、灌水の保温を阻害し結果として失敗に終わってしまった。

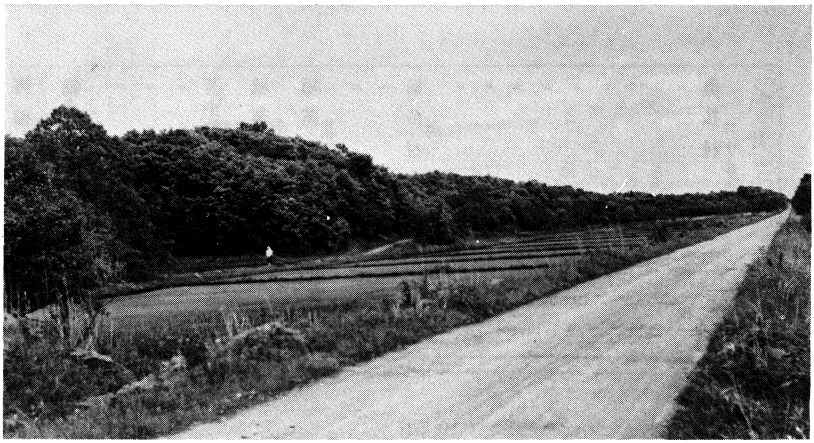
**大正時代**　苫小牧における本格的な稲作は明治二十年代の末期に植苗村夕振において開始され、間もなく苫小牧**の稲作**　川上流、美々川支流においても作付けされたが、火山灰地のため水持ちが悪く生産は極めて不良であった。それでも大正十年現在において樽前村樽前、別々、錦多峰村、苫小牧町坊主山、植苗村南北二線、美々、勇払村ニナルカで二六名が稲作を実施していた。

水田反別調（大正十年末現在）

| 場所 | 流域名 | 大正十年現在の反別 | 次年造田見込反別 | 平均収穫高 | 所有者 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 樽前村別々 | 別々川 | 一二反 | 三反 | 一〇斗 | 前川専作 | |
| 〃 | 〃 | 一二 | 三 | 一二 | 瀬田川冨吉 | |
| 樽前村タルマエ | 無名沼 | 七 | 二〇 | 四 | 國坂方圓 | 新田にして播種期の遅れによる |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 樽前村 | タルマエ | タルマイ川 | 五 | 一〇 | 七 | 松本　松太郎 | 播種の遅れによる |
| 錦多峰村 | ニシタップ | ニシタップ川 | 八 | 一〇 | 八 | 作田　高之助 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 六 | 〃 | 九 | 染野　巳之吉 | 逐年造田計画中 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 二 | 〃 | 八 | 中浜　鉄三郎 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 三 | 〃 | 九 | 山本　藤次郎 | 〃 |
| 苫小牧町 | 主山 | 佐羽内沼 | 一 | 一 | 八 | 佐羽内　良助 | |
| 植苗村 | 南一条 | 無名川 | 一 | 一三〇 | 一 | 木下　直治 | |
| 〃 | 北一条 | 美々川支流 | 一 | 二 | 九 | 植村　伊之助 | |
| 〃 | 〃 | 無名川 | 二 | 三 | 八 | 中沢　貞四郎 | |
| 〃 | 〃 | 美々川支流 | 二 | 二 | 一〇 | 平田　重八 | |
| 植苗村 | 美々 | 美々川 | 八 | 三 | 八 | 斉藤　伝蔵 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 七 | 二 | 八 | 長谷川　友蔵 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 七 | 〃 | 一〇 | 佐藤　吉兵衛 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一〇 | 〃 | 九 | 鳥口　太郎 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 六 | 〃 | 八 | 高井　伊三郎 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一 | 〃 | 八 | 大島　五郎松 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一一 | 五 | 八 | 渡辺　政恒 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一 | 六 | 一 | 蔦　森百一外一名 | 水利権を得たため年次増加の見込 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 二〇 | 一四〇 | 九 | 渡辺　喜蔵 | 〃 |
| 遠浅川 | | 安平川 | 二〇 | 五 | 九 | 亀ケ森徳太郎外二名 | |
| 勇払村 | ニナルカ | | 一五〇 | 五四四 | 一 | 計　二六名 | |

（『苫小牧町産業指導方針』大正十年より作成）



苫小牧の水田（美々昭和29年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

大正十年における苫小牧の稲作では一五町歩、一七石程度の収穫があった。これは明治四十年、夕振川地区の水田中止により急激な減少であったが、五・六町、一〇石からやや増加した数で、しかもわずかな収穫ではあったが、全地域に広がる傾向があった。そして、大正十二年には錦多峰土功組合の設立などもあって水田造成の気運が高まり、苫小牧町においても土地改良事業の一環として水田造成可能区域をあげ、これを奨励することになった。

この苫小牧町管内の水田造成可能区域では水田可能見込面積二、五〇六町歩をあげ、直ちに利用可能な面積七五六町歩、土地改良後利用可能な水田地域として沼ノ端の勇振川流域一、三五〇町歩をはじめ八カ所で合計一、七五〇町歩をあげたのである。しかし、その後の水田の増加状況をみても、四〇町歩前後にとどまったので、当地方における水田造成は極めて困難であり、たとえ造成しても収穫に不安定があったから不作付地が多かったのである。

## 水田造成可能区域

| 場所 | 灌水流域 | 所有別 | 水田可能見込面積 | 同上現時利用見込面積 | 改良後可能面積 |
|---|---|---|---|---|---|
| 樽前村別々 | 別々川 | 民有 | 一五〇町 | 一〇〇町 | 五〇町 |
| 〃　樽前 | 樽前川 | 〃 | 六〇 | 六〇 | — |
| 覚生村覚生 | 覚生川 | 〃 | 五〇 | 五〇 | — |
| 錦多峰村錦多峰 | 錦多峰川 | 〃 | 三五〇 | 三五〇 | — |
| 小糸魚村小糸魚 | 小糸魚川 | 〃 | 一〇〇 | — | 一〇〇 |
| 〃　〃 | 有珠川 | 〃 | 三〇 | — | 三〇 |
| 苫小牧町沼ノ端 | 勇振川 | 国有 | 一、三五〇 | — | 一、三五〇 |
| | | 民有 | 七〇 | — | 七〇 |
| 植苗村オタルマツプ | オタルマツプ川 | 〃 | 四〇 | — | 四〇 |
| 〃　美々 | 美々川 | 〃 | 五六 | 五六 | — |
| 〃　遠浅 | 遠浅川 | 〃 | 七〇 | 四〇 | 三〇 |
| 勇払村シアビラ | 〃 | 〃 | 一〇〇 | 一〇〇 | — |
| 〃　ニナルカ | 〃 | 〃 | 八〇 | — | 八〇 |
| 計 | | | 二、五〇六 | 七五六 | 一、七五〇 |

（『苫小牧町産業指導方針』より作成）

**農業人口と収穫物**　苫小牧での農業人口は、専業農家は極めて少なく、大正六年においては一八%、同十年には二六%で多くは薪炭製造業、運搬業の兼業であった。

専業農家は自作農に多く、大正六年では一〇〇%、同十年では七八%で、兼業農家は小作ではいずれも一〇〇%、自作兼小作で同十年に九〇%を占めていた。

農業人口

| 区分 | | 大正六年 | | 一〇年 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 戸数 | 人口 | 戸数 | 人口 |
| 専業 | 自作 | 二九 | 一三〇 | 五三 | 二六三 |
| | 小作 | — | — | — | — |
| | 自作兼小作 | — | — | 一五 | 一五五 |
| | 小計 | 二九 | 一三〇 | 六八 | 四一八 |
| 兼業 | 自作 | 一〇三 | 四六四 | 一六 | 八〇 |
| | 小作 | 二二 | 九九 | 五〇 | 一八二 |
| | 自作兼小作 | 一 | 五 | 一三六 | 五四四 |
| | 小計 | 一二六 | 五六八 | 二〇二 | 八〇六 |
| 合計 | | 一五五 | 六九八 | 二七〇 | 一、二二四 |

（『苫小牧町勢一班』大正七年、同十年）



苫小牧の農業の現況を報ずる新聞
（大正11年）〔堀江敏夫蔵〕

この表をみてもわかるように大正十年における小作、自作兼小作の著しい増加である。特にオテーネ、錦多峰、樽前、松田山における大土地所有者はその一部を開放して小作を呼び寄せたためで、これらの人びとはこれとは別に小規模の土地を得て自作も兼ね、やがては自作農として独立する場合が多く見られたのである。

一方収穫についてみると、米は大正七、八年ころから次第に増加し、同十一年には糀米三二・七町歩、一九一石、糯米三・四町歩、二一石を占め、昭和に入ってからは米作だけで二七〇町歩、一、〇〇〇石を超えることもあった。

麦類については明治時代において大麦五〇石の収穫を占めたこともあったが、同四十三年以来不振を続けて、大正十四年以降次第に増加する傾向にあった。特に、燕麦では大正年間に飛躍的な増加を示したのである。豆類は順調な伸びを示したが、同十五年の気候不順によりかなりの減収であった。

馬鈴薯、大根、玉蜀黍は年々作付反別の増加をみて、当地方の農作物を代表するものであったことは変わりなかった。

大正期の農業は、町、町農会の指導奨励が活発で、なんとか農業をもって生計を維持し得るよう努力が繰り返され混合農業という新しい農法を見出していった。しかしながら、広大なる勇払原野は火山灰、湿地帯という悪条件のもと農民のなみなみならぬ努力があった。

| 種別＼年次 | | 大正六年 | | | 一一年 | | | 一四年 | | | 一五年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 作付反別 | 収穫高 | 価格 | 作付反別 | 収穫高 | 価格 | 作付反別 | 収穫高 | 価格 | 作付反別 | 収穫高 | 価格 |
| 米 | | 三、二 町 | 三三 石 | 七三六 円 | 粳米 三二、七 町<br>糯米 三、四 | 一九一 石 | 四、七八〇 円 | 二八、四 町 | 三五三 石 | 二、四〇七 円 | 三二、五 町 | 一七〇 石 | 五、一五三 円 |
| 大麦 | | | 四 | 六〇 | 〇、四 | 三 | 六三〇 | | 五六 | 六二 | 五、〇 | 六〇 | 六四五 |
| 小麦 | | 〇、四 | | | 五、六 | 二七 | 三七五 | 五、一 | | | | | |

| | | |

## 四　勇払原野の開拓運動と混同農業

**勇払原野の地方費財産造成地選定**　苫小牧は広大な勇払原野をかかえ、大正二年以来これを何とか開発したいと考え、その努力が続けられてきた。その開発の方法として①農地開発、②牧地開発、③工業用地開発であったが、その初期においては何といっても農業開発であった。

大正三年道庁は、角田技師、村山技手を勇払原野に派遣して具体的な調査を行ったが、角田技師は将来極めて有望なる地として報告し、道庁土地改良課において「村山技手において調査書類の一覧説明を願いたるに、六畳二枚の図面を土地改良課の土間に広げて説明せり、當時既に一万町歩を目標に工費四七万円を計上せり」[1]と四七万円の工費による勇払原野の土地改良事業計画がたてられていたのである。

そして、大正八年には勇払原野も地方費財産造成地に選定され、この地を改良し、広く一般入植者に開放する方針をとり、同年の第一九回道会において北海道地方費財産造成費に組入れられた。だが、その後の調査、欧州戦乱の影響により工費の暴騰もあって、勇払原野の土地改良にはばく大な工費が必要となり、排水幹線工事でも四〇万円を要するとあって、土地改良をしても多くの損失を生ずることから、道庁ではこの改良工事を行わなかった。

ここにおいて、勇払原野の開発は排水溝掘さくが先決問題となり、町会ではこれを議決し、道庁長官に要望書を提出する一方、小保方卯市道会議員も道会に建議案として提出したのである。

一方、苫小牧町では横田一義勧業主任が独自の勇払原野開発私案を作成し、鈴木善治町長もこの私案を認め、町民大会を開催してこれを正式なる苫小牧町の勇払原野開発案として決議し、具体的な陳情、請願運動を開始することになった。

こうして、勇払原野開発問題はいよいよ活発化し大正十二年にははじめて中央政府への陳情運動が行われ、同十四年には国会に請願書が提出されたが、その理由書には次のように記したのである。

本町ヲ中心トセル附近原野ノ開発ハ実ニ焦眉ノ急ヲ要スル所ナリ、然ルニ勇払原野ハ其地火山灰地ナルニ加ヘ湿地多キ為一度耕作ニ従事スル者アルモ、之ニ相当排水ノ施設ヲ為スニ非ザレバ到底予期ノ収穫ヲ得ル能ハザルノミナラズ、該施設ハ又個々ノ力ヲ以テシテハ容易ニ其実現ヲ期スル能ハザルヲ以テ、資力ノ伴ハザル耕作者ハ遂ニ他ニ転出スルノ余儀ナキ状態ニオチイル為ニ今日迄之ヲ顧ミルモノナキ実情ニ在ラシメタルモノナリト、本道ハ今ヤ進ムデ土地改良ノ時期到来セルノミナラズ、勇払原野ノ如キハ相当施設ヲ為スニ於テハ裕ニ耕作ノ目的ヲ達スル事ヲ得ルハ明カナル事実ニシテ、之ヲ自然ノ趨勢ニ放置スルガ如キハ本道開拓実況ヨリ見テ洵ニ恨事トスル所ナリ、大正三年北海道庁ニ於テハ地方費財産造成ノ目的ヲ以テ約半ケ年ニ渉リ国有未開地約五千町歩余ノ実地調査ヲ為シタル結果、排水溝ノ掘鑿ヲ以テ原野開発ノ前提ト為シ、且ツ其ノ最モ有望ナルヲ認メテ之ヲ地方費財産ニ編入シ以テ別紙図面ノ如キ起工ノ計画ヲ樹立シタルモ、不幸恰モ欧州戦乱影響ヲ蒙リ工事費ノ暴騰ヲ来シ遂ニ中止ノ余儀ナキニ至リタリ（中略）湿潤地総地積一万余町歩（内五千町歩ハ国有未開地）ノ内水田造成見込地約三千町歩、畑見込地約四千町歩ニシテ其ノ他ハ放牧植林及工業地トシテ利用シ得ベク故ニ若シ假ニ水田一反歩当リ収穫平均ヲ一石四斗ト看做シ一石ノ価格ヲ四十円トセムカ其ノ生産額実ニ百六十八万円ニ達スベク、其ノ他海陸ノ産業ヨリ生ズル価格ハ見積ルニ於テハ其ノ産額実ニ莫大ナルハ論ヲ待タズ、而シテ原野一帯ハ鉄道沿線ナルヲ以テ交通上最モ地ノ利ヲ得タルモノト謂フヲ得ベク之レヲ山間僻地ニ比シテ其ノ施設最モ有利ナルハ勿論、若シ假ニ地味ノ劣レルモノアリトスルモ交通ノ利便ハ気候ノ温和ハ裕ニ之ヲ相殺シテ余アリト信ズル所ナルヲ以テ本道産業振興上本請願ヲ提出スル所以ナリ

（『苫小牧町史資料陳情集』）

このように、その当初においては勇払原野の開発は農業開発が主体で、しかも水田造成三、〇〇〇町歩、畑地四、〇〇〇町歩というぼう大なものであった。その後も、苫小牧町、小保方道議を中心に機会あるごとに陳情、請願が繰

り返されていった。

こうした苫小牧町の熱心な開発運動にもかかわらず、国費・地方費によってもその実現は容易なことではなく、この地の優位性を認めつつも未だその機運に到達し得ないのが実情であった。こうした中で、昭和二年秋に丸拓合資会社が勇払原野の開発造田のため入地を決定し、同三年には小糸魚、ニナルカを中心に二〇〇町歩の開発造田に着手した。道庁ではこの民間企業による造田の内容調査や視察を行ったが、その成績は不良であったため開発にはあとずさりする一方であった。(2)

勇払原野の大部分は地方費財産予定地として処分停止地となっていたが、道庁においては全く開発の意向を示さずただ放置するのみであったからその発展性からも苫小牧町は、開放処分するよう請願し、道庁においてもこれを認めることとなり昭和三年には道会の議決を経て勇払原野の地方費財産予定地は解かれたのである。(3)

**勇払原野開発期成同盟会の設立**　苫小牧町は、勇払原野の地方費財産予定地が解かれ一般開墾企業者や移住者に開放されるようになると、この地に農民を招来させるにはどうしても大規模な排水工事が必要であるとし、その運動を続けたのである。そして、この問題はさらに大きくなり、この運動を強力に促進するため関係隣村を含む「勇払原野開発期成同盟会」を設立するべきであるとの議が起こり、昭和四年当初には町長、町会議員有志による設立準備会が持たれ、町役場においては会則などの作成が行われ、同年二月十一日には町内有志、関係者により東小学校講堂において設立総会が開催され、次の会則を制定した。

勇拂原野開発期成同盟會會則

第一條　本會ハ勇拂原野ノ開発ヲ促進シ其ノ達成ヲ期スルヲ以テ目的トス。

第二條　本會ハ前條ノ目的達成ノ為メ左記事項ニ付努力遂行スルモノトス。

一、勇拂原野排水工事ノ實施促進　　三、開墾企業家及移民ノ招来並其ノ助長
二、勇拂河口及同川改修工事ノ實施促進　　四、其ノ他地域内諸施設ノ促進

第三條　本會ハ左ノ各員ヲ以テ組織ス。

一、町内出身道會議員　　四、各區長
二、町会議員　　五、其ノ他ノ有志
三、常設委員

第四條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク。

會長、副會長、實行委員（若干名）幹事（一名）

會長ハ會務ヲ總理ス。副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル場合之ヲ代理ス。實行委員ハ會務ニ関スル調査評議及實行ノ任ニ當ル
幹事ハ會務ヲ處理ス。

第五條　本會ハ顧問若干名ヲ推戴。

第六條　本會ノ経費ハ有志ノ醵金ヲ以テ之レニ充ツ。

（『苫小牧町陳情請願書綴』―苫小牧町土木課）

この設立総会において会長には飯田誠一町長が選出され、勇払原野の排水工事・勇払川改修工事の実施促進、開墾企業家および移民の招来と助長などを目的事項としたから、勇払原野開発期成同盟会は農牧開発を最大の目的としていたのである。

また、同日の設立総会では次の宣言および決議を行い、町民及び関係村民の一致協力によってその目的達成のため強力な運動を行うことになった。

宣　言

勇拂原野ノ開発ハ曾ニ我苫小牧町ノ発展ニ関スルノミナラス將ニ吾人ノ一大使命トスル所ナリ、是レ実ニ南部北海道中央地方ノ拓殖ノ完成並國家重要ノ案件タル人口食糧問題解決ノ一助ニ資セムトスル所以ニ外ナラス。

客臘北海道會ハ該原野開放ノ議ヲ決シ又既ニ民間企業家ノ開墾ニ着手スル等其ノ開發上一新轉機ヲ画スルニ至リタルハ眞ニ欣躍ニ堪サル所ナルモ廣大ニシテ且大ニ改良ヲ要スル本地域ノ開拓ハ更ニ一段ノ努力ヲ拂ハサル可カラサルヲ痛感ス。

抑モ拓地殖民ノ要諦ハ宜シク交通ノ便否ヲ稽ヘ四方交易ノ難易ヲ考察シ生産消流ノ利害得失ヲ打算シ是ニ利アラハ以テ國帑ヲ拋ツモ相當施設ヲ斷行シ而シテ民ヲ移スヘク地ヲ拓カシムヘク今ヤ單ニ地味地相ニノミ拘泥スベキノ秋ニアラスト信ス。

該原野ハ本土樺太間連絡鉄道ノ幹線ニ沿ヒ又本道ノ中樞タル札樽方面ニ捷徑ナル北海道鉄道ノ交叉点ヲ中心トシ南ニ近ク室蘭港ヲ控ヘ東ニ日勝鉄道ノ延長セラルルアリ斯ノ如ク四通八達交易自在生産消流ノ有利ナル拓殖実施上絶好ノ環境ニ在リ然ルニ依然トシテ茫々五万里中僅カニ一小局部ノ開墾ニ止リ殆ント全地積今尚未開ノ曠野タルハ実ニ遺憾ノ極ミナリ。

吾人ハ斯ノ如キ狀態ノ下ニ永ク拋擲セラルルハ忍フ能ハサル所ナリ由リテ速ニ開發ヲ成就シ第一ハ地方ノ開発進展ヲ計リ、第二ハ以テ利用厚生産業ノ振興國富ノ増進ニ寄與スヘク茲ニ紀元ノ佳辰ヲトシテ勇拂原野開発期成同盟會ヲ成立シ協力一致目的ノ達成ニ嚮テ邁進セムコトヲ敢テ宣ス。

決　議

一、勇拂原野排水工事ノ實施促進ヲ期ス

二、勇拂河口及同川改修工事ノ實施促進ヲ期ス

三、開墾企業家及移民ノ招来並ニ其ノ助長ヲ期ス

四、其ノ他地域内諸施設ノ併進ヲ期ス

昭和四年二月十一日

勇払原野開発期成同盟会設立総会

（『苫小牧町陳情請願書綴』―苫小牧町土木課）

この期成会は昭和四年末現在会員四、〇二〇人を擁し、苫小牧最大の組織であった。苫小牧町より年額九〇〇円の補助と有志による寄付金によって運営されたが、さっそく道庁長官などに陳情が行われた。

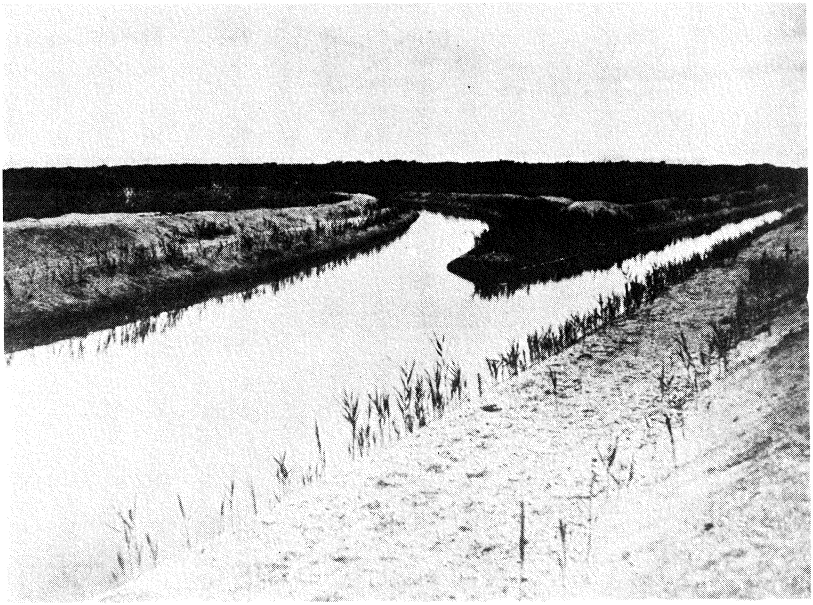
**排水溝の掘さく工事**　勇払原野開発期成同盟会の猛運動によって、道庁もついに重い腰をあげ、昭和四年秋には一〇数名にのぼる調査員を派遣し、排水路掘さく、溜池の築造などにつき大規模なる測量調査を開始し、その設計を進めようとした。

さらに、苫小牧町、勇払原野開発期成同盟会では地元選出の小保方卯市、野口孝太郎の両道会議員の協力により道会、道参事会に対し明年度中においてその一部でも実施するよう陳情した。一方、両道会議員は同年十一月の道会に建議案を提出し、これは道会において採択となり、いよいよその実現も間近いこととなった。

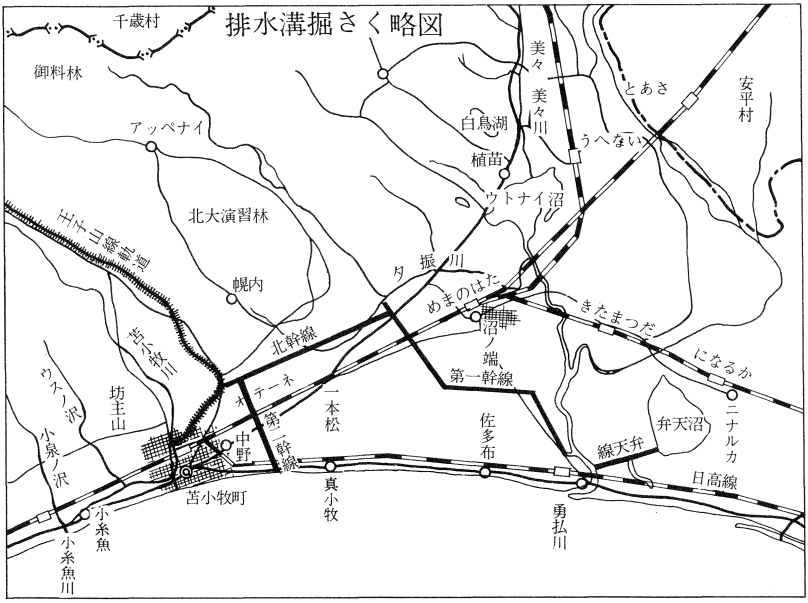
この結果、道庁では勇払原野開発設計計画書を作成し、昭和五年度よりその工事を実施することにした。この開発工事は排水溝の掘さくを第一期工事として同五年、六年の二年間において行うこととし、第二期工事は同七年に引き続き行うものであった。

苫小牧町としては大正二年以来陳情請願を繰り返すこと数一〇回のたゆまぬ努力と、一八年間にわたっての長い時間を費やしていた。それだけに、関係者の喜びようは大したもので、昭和五年八月十一日午前十一時から町公会堂において、衆議院議員岡田春夫、道庁土木部長長井野次郎、同土地改良課長大垣勝太郎、胆振支庁長飯島三治など来賓関係者一五〇余名によって盛大な勇払原野開発起工祝賀会が開催され、だれもが原野開発の曙光を祝い、豊かな農牧地を夢に描いたのであった。

第一期工事は昭和五年において、八月上旬に着手され、第一幹線の一部延長約四・五キロで工事八万五、〇〇〇円、第二幹線全長約一・八キロで工費一万五、〇〇〇円、浦河町谷萬吉の請負で同年十二月上旬に完成した。さらに翌年六月には、第一幹線の残部延長約二・四キロ、北幹線延長約三・三キロと第一幹線鉄道横断仮工事一カ所など総工費四万八、一四〇円をもって行われたが、前年同様谷萬吉の請負で八月二日着手し、同年十二月二十日完成した。(4)



勇払原野の排水溝堀さく　（昭和６年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕



しかしながら、第二期工事については経費の都合上予定計画の変更があってついに実施されずに終わってしまった。このため、奥地原野についてはなお数一〇〇町歩は排水不良の状態であった。

苫小牧地方は過去において、苫小牧駅から旧市街地（現元町付近）にかけていたるところに大湿地があったが、河川切り替え、小排水の掘さくによって乾燥、また、覚生川は以前、錦多峰川に合流していたが、これを切り離したところ一年たらずで乾燥し農耕地となった。この排水溝の掘さくによって約四、〇〇〇町歩が乾燥したこともあって、勇払原野開発の基本は排水溝掘さくであることを再確認し、第一幹線五・五キロの延長、第二幹線においても一・五キロを延長するよう強く要望していくことにした。

**混同農業への地がため**　排水溝の掘さくによってある部分は乾燥したとはいえ、勇払原野の火山灰層は純農業を行うためには大がかりな客土事業による土地改良が必要であったため、町、町農会の指導も農業を主業としながら、酪農をとり入れた混合農業に変わっていった。これは牛乳、鶏卵の販売により直ちに現金収入になること、さらに家畜の飼育により肥料を得ることができ、火山灰地にはこの肥料が極めて有利で、しかも長年のうちに客土同様の良質な土壌にし得るなどという有利性からであった。

このため、町では北海道製酪販売聯合会に対し、苫小牧町に製酪工場を建設するよう要望し、一方既存酪農家においては関係四隣村と合同して胆振東部酪農販売組合を組織し、これまたその設置を強く要望したのである。

これにより、昭和五年には北海道製酪販売聯合会の製酪工場を苫小牧町に建設することになった。そして、町は国有未開地、民有未墾地を、特に先進酪農地の経験者を地方より転入の端を開き、同五年中に一五戸の酪農家を入地させたのである。同六年には三六戸となり、同七年では五四戸の混合農業者を数えるにいたった。

従来苫小牧の農業経営は副業的経営が多かったが、この混同農業の導入によってこれを主業とする者が多くなって

いった。町、町農会でもこの優位性を認めることになり、苫小牧の農業は農業と小酪農を兼ねた混合農業の方針が確立していった。

町では、酪農経営のためサイロを建設することを指導し、昭和六年には二戸に対し各一〇〇円の補助金を交付し、サイロ建設者も逐次増加していった。さらに、北海道製酪販売聯合会では、酪農家の増加にともない製酪工場の規模を拡張し、勇払原野の開発は混同農業にかける期待の大きいものがあった。

次に苫小牧における牛乳、家禽類についてみると、牛乳では大正中期まで農家の副業として行われることはなかったが、大正末期ころから次第に農家の副業となり、昭和三年現在では一三戸、五六頭が飼育され、中位農家の重要な収入源となってきた。そして、同七年にはすべての面で搾乳業者を追い抜くものであった。ただ、製品価値の面からみると、専業者のそれに比べ若干劣るもので、同六年の単位では一石につき搾乳業者三八円であったのに対し、農家の方は一七円であったし、同八年には二五円対一〇円でいずれも農家の方が品質低下であった。この点については農業のあい間に行うものであり、飼料などの点にも問題があったが、町、町農会では品質向上をめざし各種講習会を開き指導していった(5)。



大正3年苫小牧で搾乳業をはじめた長野牧場（大正14年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

鶏、鶩については当地方では比較的早い時期から農家において手軽に得られる蛋白源として飼養されていて、大正年間に最も発達し、この期における農家の収入を補うものであった。しかし、その規模からすれば一〇羽以内が五六・五%、五〇羽以内が三九・五%であったから、自給用がその多くを占めるもの

であった。この養鶏は、昭和に入って一度下火となったが、同五年より次第に盛り返した。しかし、一〇〇羽以上を飼育する農家は七%前後にすぎなかったから、依然として自給用に鶏肉、卵を得る者が多かったのである。

▼牛　乳

| 年次＼区分 | 搾乳業者 | | | | 混同農業者その他 | | | | 合計 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 搾牛場数 | 乳牛頭数 | 搾乳数 | 価格 | 搾牛場数 | 乳牛頭数 | 搾乳数 | 価格 | 搾牛場数 | 乳牛頭数 | 搾乳数 | 価格 |
| | 一戸 | 一〇頭 | 二二石 | 七七円 | 一戸 | 一頭 | 一石 | 一円 | 一戸 | 一〇頭 | 二二石 | 七七円 |
| 明治三九年 | | | | | | | | | | | | |
| 四一年 | 二 | 一五 | 一一五 | 四、〇二五 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | 一五 | 一一五 | 四、〇二五 |
| 大正一〇年 | 三 | 三七 | 一二九 | 三、五二五 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三 | 三七 | 一二九 | 三、五二五 |
| 昭和　三年 | 五 | 四一 | 六四八二四 | 六三二 | 一三 | 五六 | 四九八 | 八、四六六 | 一八 | 九七 | 一、一四六三三 | 二九七 |
| 四年 | 五 | 四六 | 三七〇 | 一四、〇六〇 | 一三 | 五八 | 三二〇 | 四、六四〇 | 一八 | 一〇四 | 六九〇 | 一八、七〇〇 |
| 五年 | 七 | 六三 | 五三三 | 一三、三三〇 | 三四 | 一〇八 | 四六五 | 六、一五六 | 四一 | 一七二 | 一、一八一 | 一九、四八六 |
| 六年 | 七 | 五九 | 三三二 | 八、三〇〇 | 四四 | 一六九 | 一、四三二 | 一〇、七四〇 | 五一 | 一二八 | 一、七六四 | 一九、〇四〇 |
| 七年 | 七 | 五五 | 四〇三 | 一〇、〇七五 | 五五 | 二三二 | 二、五二四 | 二五、二四〇 | 六二 | 二八七 | 二、九二七 | 三五、三一五 |
| 八年 | | | | | | | | | | | | |

▼ニワトリ・アヒル

| 年次＼区分 | 飼養戸数 | | | | 飼養羽数・価格 | | | | | | 産卵 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 一〇羽未満 | 五〇羽以内 | 五〇羽以上 | 計 | 雌鶏 | 雄鶏 | 雛鶏 | 計 | 価格 | 個数 | 価格 |
| | | | | | | | | | | | |
| 明治三九年 | 一一九戸 | 四二戸 | 一戸 | 一六一戸 | 八七〇羽 | 一羽 | 一、七四〇羽 | 二、六一〇羽 | 一、三〇四円 | 九、二二五個 | 一八六円 |
| 四一年 | 一五三 | 四二 | 一 | 一九四 | 九五四 | 一 | 一、〇九二 | 二、〇四六 | 一、一二三 | 七、〇二〇 | 二三七 |

| | 馬 | | 牛 | | |

家畜数別飼育戸数

| 年次 | 飼育頭数 | 馬 | 牛 | 豚 | 緬羊 |
|---|---|---|---|---|---|
| 昭和六年 | 一頭 | 一三五戸 | 二七戸 | 二九戸 | 一戸 |
| | 二頭 | 五八 | 一二 | 一五 | 一 |
| | 三～四頭 | 三七 | 一〇 | 一一 | 一 |
| | 五頭以上 | 一五 | 一九 | 一一 | 二 |
| | 計 | 二四五 | 六八 | 六六 | 二 |
| 七年 | 一頭 | 一七三 | 三七 | 二五 | 一 |
| | 二頭 | 八六 | 二〇 | 一三 | 一 |
| | 三～四頭 | 四九 | 二〇 | 一一 | 一 |
| | 五頭以上 | 一七 | 二六 | 一七 | 二 |
| | 計 | 三二五 | 一〇三 | 六六 | 四 |
| 八年 | 一頭 | 一八三 | 三九 | 二九 | 一 |
| | 二頭 | 六七 | 二三 | 二二 | 一 |
| | 三～四頭 | 五五 | 二四 | 一五 | 一 |
| | 五頭以上 | 一八 | 三六 | 一三 | 二 |
| | 計 | 三三三 | 一二一 | 七九 | 四 |

（『事務報告』各年苫小牧町より）

羊株式会社（緬羊牧場）の経営によるものであった。

**勇払原野一万町歩の開発計画案**　北海道庁長官は、この原野開発の将来性をたたえ、即吟（そくぎん）にて次のような歌をよんだ『勇払の原野開いて、牛馬を飼えば荒涼はてなきアノ里さえも、黄金波打つ時も来る、サイロまた聳ゆる時も来る』[6]この佐上長官の歌は勇払原野を農業と酪農からなる混同農業による開発を示唆するものであった。

一方、胆振支庁においては金田一技師らによって勇払原野一万町歩の開発計画が進められていたが、同年六月にこの案を発表したのである。

この計画案は、昭和五、六年に施行した排水溝工事によって悪水を排除した結果、約四、〇〇〇町歩の土地がおおむね乾燥し作物の生育に適する状況となった。この改良区域には約二、〇〇〇町歩づつの国有未開地および民有未墾地があり、さらにこの改良区に連続する未改良の原野約六、〇〇〇町歩があって、これも改良によって農耕地として利用し得るものとした。

農業経営は過去の経験からして穀菽農業は不利であることから、酪農を主とする混同農業とし、一戸平均一五町歩の土地を貸付または売払いをなし、牛四～五頭、耕馬二～三頭、緬羊四～五頭、鶏二

予定農家収容戸数

| 区分 / 年次 | 国有未開地改良区域 | 国有未開地未改良区域 | 民有未墾地改良区域 | 民有未墾地未改良区域 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 昭和九年 | 一〇〇戸 | 二〇戸 | 五〇戸 | 一〇戸 | 一八〇戸 |
| 一〇年 | 一七 | 七八 | 五〇 | 五〇 | 一九五 |
| 一一年 | — | 七八 | — | 一〇〇 | 一七八 |
| 一二年 | — | — | — | 四五 | 四五 |
| 計 | 一一七 | 一七六 | 一〇〇 | 二〇五 | 五九八 |

（『苫小牧毎日新聞』昭和八年）

また、農家収容前および収容後における基本施設を次により施設するものであった。

農家収容前における基本施設

| 項目 | 実施事項 |
|---|---|
| 排水溝掘さく改良区域 | 第一幹線五、五〇〇メートル延長、第二幹線一、五〇〇メートル延長及幅員増加 |
| 排水溝掘さく未改良区域 | 勇払川切替掘さく、安平川切替掘さく、弁天沼掘さく、小糸魚川・錦多峰川掘さく、厚真川掘さく |
| 改修工事 | 勇払河口五〇〇メートルの改修 |
| 道道の開設 | 苫小牧・早来連絡道路、苫小牧・上厚真横断道路、遠浅・勇払間道路 |

農家収容後における施設

| 項目 | 実施事項 |
|---|---|
| 移住世話所 | 沼ノ端に移住世話所を設置し世話事務を行う |

○羽を飼育して、飼料の外自家食糧と販売作物をも作付し、畜産と作物の二方面から農家収入を得るものであった。さらに、二～三町歩は放牧地兼防護林設置の必要を認めた。

この計画では、昭和九年より四カ年間に約六〇〇戸の農家を収容することにしていたが、国有未開地に対しては本州移住農家、民有未墾地においても良好なる個所には本州移住農家および道内小作農家の自作農創設を企図する最も良策として収容する方針をとった。

| | |
|---|---|
| 移住世話係 | 適当なる個所に世話係を設置、一人当り三〇戸分担、五～一〇人嘱託 |
| 特別教授場 | 沼ノ端・苫小牧間国道に一校設置 |
| 拓殖医及産婆 | 沼ノ端、勇払、北鉄ニナルカ駅に設置 |
| 移住者共同小屋 | 苫小牧町一棟、沼ノ端一棟、勇払一棟、原野中央三棟、ニナルカ一棟 |

## 各種補助・貸付制度

| 項目 | 補助概要 |
|---|---|
| 住宅建設及移住 | 一戸当り四五〇円 |
| 開墾用大農具 | 新墾プラオ三戸に一台貸付、デイスクハロー五戸に一台同、唐み五戸に一台同、発動機一〇戸に一台同、脱穀機一〇戸に一台同、補助の助合は八割補助 |
| 家畜購入 | (牛)移住者購入価格の八割、自作農同五割、(耕馬)移住者購入価格の八割、自作農同五割 |
| 堆肥場・尿溜 | 堆肥場一ケ所八坪とし二五円、尿溜一ケ所一立坪三〇円 |
| 種子給与 | 開拓初年燕麦、小麦、青豌豆、玉蜀黍、大豆、小豆一戸当り一斗、赤クロバー種子一戸当り一〇斤(移住者本道の適品種知らないため) |
| 植樹 | 毎年二〇〇間とし造成費の八割、ただし一戸当り一、〇〇〇間を限度とする |
| 吹貫小屋 | 設備費の八割(海霧よけのため) |
| 共同倉庫 | 苫小牧産業組合に建設費交付し、苫小牧、沼ノ端、勇払の各駅に農業倉庫各一棟三〇坪を建設 |

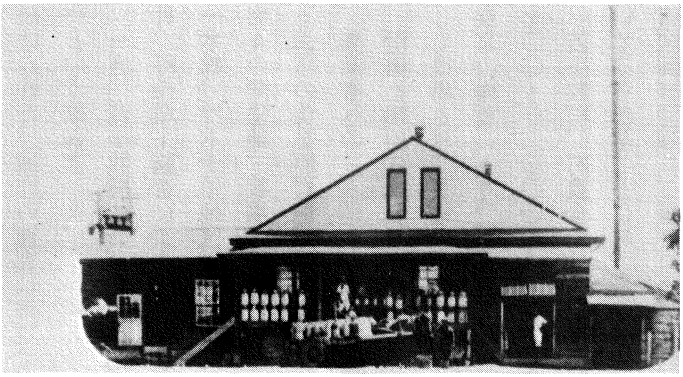
(『苫小牧毎日新聞』昭和八年より作成)

こうした胆振支庁の開発計画案に対し、道庁当局においても、昭和八年六月二十三日より三日間にわたり、伊藤勅任技師を団長とする土地改良課、農産課、河港課、殖民課、農事試験場からなる道庁総合調査隊を勇払原野に送り込み、原野全般にわたり調査を遂行することとなった。道庁の調査は、その後も十一月まで各課単位による部分調査が続けられた。道庁の調査においても、勇払原野の農業は乳牛五頭前後による酪農を中心とした混同農業が最も望ましいという結論だった。

一方、苫小牧町においても、昭和八年六月十六日から三日間にわたって飯田町長を団長とする町会議員、町常設委員、町役場主脳者による原野視察が行われ、第一日目は工業学校裏の製酪工場のバター精製行程の視察をかわきりに一本松、ウトナイ地区の開墾状況、フモンケ、遠浅まで、第二日目は沼ノ端からニナルカ、第三日目は錦多峰、樽前別々の開墾地、牧場、未開地などを視察して全日程を終えたが、この時、勇払原野開発の総元締格の小保方道議が佐上長官の勇払原野開拓の歌『勇払の原野開いて……』を鴨緑江節にて歌い、その機運も最高潮に達した。(7)

**農業者への指導と補助**　昭和五年の北海道製酪販売聯合会の製酪工場設置を機会に、苫小牧の農法は急速に混同農業へと転換していった。この製酪工場設置にあたっては、本町会において初の議員発案権によって追加議案として提出され、土地五、〇〇〇坪を寄付したという、いわば工場誘致によるものであった。(8)本町および周辺村落の酪農家の増加により、間もなく増設をなし、同八年には苫小牧地区で一日五石、隣接部落より四〇石が集乳され、平均七〇〇～一、〇〇〇斤のバターを製造し札幌方面へ送荷するという発展ぶりであった。

苫小牧町、町農会では、混同農業への転換に平行して、各種の指導と補助を行っていたが、実地指導、講話会については各部落ごとに町、道庁、支庁、早来火山灰試験場などの技術者が講師となって、農業講話会、肥料試験状況、畜産飼養管理など毎年のように行われた。



製 酪 工 場（昭和10年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

一方補助については開墾補助をはじめとし、火山灰地帯農耕地改良に最も好結果的である堆肥生産を向上させるため、堆厩場設置を奨励し補助金を交付した。さらに、サイロの建設、馬鈴薯選別集積倉庫、耕地防護林設置、種牛馬貸付、農耕馬購入補助などを行った。この結果、昭和八年までに穀菽農業経営者にして有畜農業に転換したもの二五戸、穀菽農業者から大家畜（牛）二、三頭を増飼し混同農業に転換したもの二五戸、それに民有未墾地に入植した六七戸の混同農業者を合わせると、実に一一七戸の農畜業者を数えるにいたった。

これらの指導および補助などは、先に発表された胆振支庁の勇払原野開発計画案によるものであった。

注（1）『勇払原野開発と小保方氏の効績』「苫小牧町史資料勇払原野の開発」

（2）堀江敏夫『苫小牧百年あれこれ』昭和四十八年　苫小牧民報

（3）『北海道議会決議書』昭和三年　北海道議会

（4）『事務報告』昭和五、六年　苫小牧町

（5）『事務報告』昭和七、八年　苫小牧町

（6）『苫小牧毎日新聞』昭和八年　苫小牧毎日新聞社

（7）（2）に同じ

（8）『苫小牧町会会議録』昭和五年　苫小牧町

## 五　昭和初期の農業者と農産物

**国有未開地と民有未墾地への入地**

大正時代に入っても引き続き国有未開地の払下げ、貸付が行われ、特に植苗では大正年間に相当数の開墾者が入地し、昭和二十年までに田畑において三五九件、牧場、放牧地として一〇九件の払下げおよび貸付があった。苫小牧町は、オテーネ、一本松、沼ノ端などで田畑一三〇件、牧場放牧地で七八件、錦多峰村、小糸魚村も丘陵地一帯に六〇件以上があった。また、農村地樽前村において非常に少ないのは、国有未開地が少なく、ここは主に民有未墾地の入植者であった。

次に、昭和四年から同九年までの町村別入地状況をみてみると、樽前村の別々地区民有未墾地に入った同六年の五一戸を最高に、植苗遠浅にも八戸が入植した。全体では一一九戸が新開地を求めて入地したのである。

民有未墾地については、明治二十・三十年代の大地積処分によって不在地主の所有に帰していた土地などのうち未開発のままとり残されていた農耕適地が、当時の道庁調査で二五万町歩にのぼり、しかもこれらの未開地は比較的生産条件のよい地帯に分布していたのである。

これら民有未墾地を買収して適当な価格で小作農家に分与し、自作農の増加をはかることは小作人対策としても地主救済の立場からも有効であるとし、これにかかる特別立法が三度帝国議会に提出したが成立しなかった。しかし、昭和元年から全国的に実施された自作農創設維持事業により、一部改正が加えられ同二年から十九年に一八万町歩が開放されることになった。

この方法は、道庁が未墾地を所有する地主にその解放をすすめ、土地の選定および分割測量を行って価格評定の上買受けを希望する農家に五年間据置二五年均等償還の資金を貸付けして売買を斡旋しその成功を促進するというもの

## 大正期より昭和二〇年までの国有未開地払下げ件数

| 地域＼目的 | 田畑 | 牧場放牧 | 植樹 | 雑用地 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 苫小牧 | 一三〇 | 七八 | 二八 | 八二 | 一二一 | 四三九 |
| 樽前 | 三三 | 二八 | 五 | 七 | 九〇 | 一六三 |
| 覚生 | 二八 | 一三 | 一 | 一一 | 八一 | 一三三 |
| 錦多峰 | 六九 | 一六 | 一 | 一〇一 | 二三 | 二〇九 |
| 小糸魚 | 六八 | 一八 | 九 | 六九 | 一〇 | 一七四 |
| 植苗 | 三五九 | 一〇九 | 五七 | 二五 | 二〇 | 五七〇 |
| 勇払 | 五四 | 五〇 | 二 | 一七 | 六三 | 一八六 |
| 計 | 七四一 | 三一二 | 一〇一 | 三一二 | 四〇八 | 一、八七四 |

（『国有未開地地番号簿』より作成）

## 昭和初期における地域別入地状況

| 地域＼年次 | 昭和四年 | 五年 | 六年 | 七年 | 八年 | 九年 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 樽前 | 一戸 | 一戸 | 五一戸 | 六戸 | 七戸 | 一戸 | 六七弓 |
| 小糸魚 | 一 | | 一 | 一 | 二 | 三 | 八 |
| 苫小牧市街地 | 一 | 四 | 三 | 二 | 三 | 三 | 一六 |
| 一本松 | 一 | 一 | 一 | | | 一 | 四 |
| 沼ノ端 | 三 | | 一 | 二 | 一 | 二 | 九 |
| 植苗 | 一 | 二 | 三 | 四 | 一 | 一 | 一二 |
| 美々 | | 一 | 一 | 一 | 一 | | 四 |
| 植苗遠浅 | 三 | 五 | 八 | 二 | 一二 | | 三〇 |
| 勇払遠浅 | 一 | 一 | 二 | 一 | 二 | 七 | 一四 |
| ニナルカ | | | 一 | 三 | 一 | 一 | 五 |
| 合計 | 一二 | 一五 | 七二 | 二三 | 二九 | 一九 | 一六九 |

（『苫小牧町史資料』）

であった。

苫小牧地区においても、昭和三年以降民有未墾地の開放が行われ、同年には一件の開放地に対し一〇戸が入植したのみであったが、翌四年には植苗村の蔦森百一、同渡辺喜蔵など六件の九〇〇町歩が開放された。同五年には樽前村民有未墾地七四一町歩が開放され、翌六年には高坂永松ら五一戸が入植し、同七年までに予定の六〇戸が入植した。さらに、同年には植苗遠浅の混同農業地が開放され、同八年までに五、二〇五町が開放申請を行い、うち許可された面

積は三、〇七五町歩にのぼり、入地者も一六三戸に達したのである。

その後においても、板谷農場五〇〇町歩、中村農場一九一町歩、諏訪農場二六四町歩などの申請があり、管外入地者も一二〇戸を超えるにいたった。

**農業戸口と農作物**　混同農業の確立、民有未墾地の開放により管外から農業者の移住入地により当然専業農家が増加しなければならないところであった。しかしながら、その内容は昭和七年に若干の専業農家の増加がみられたが、翌八年には減少し、兼業農家が著しい増加を示したのである。このことはまだまだ苫小牧の農業には不安があり、この時期にいたっても零細農家においては農業のみをもっての生計維持は極めて困難であり、やっと資力をつけだした農家でも凶作によりバタバタと兼業農家へ逆戻りしてしまうのが常であったのである。

自作、小作の関係では、もともとは苫小牧では農業一本による生計維持が困難なところから小作は少なかったが、大正以降兼業者の小作および自作兼小作が増加した。特に小作においては他に職業を持って自給用の野菜、副食物などを得る程度で、大土地所有者の若干の耕地（多くは五反歩未満）を小作料または金銭を支払って小作契約のもとで耕作させてもらっていた。

専業農家では昭和八年の例をみると自作が六九・五%、自作兼小作が一〇%、小作が二〇・五%であったのに対し兼業では自作一五・七%、自作兼小作六・一%、小作七八・二%と全く逆であった。

次に、耕作反別についてみると、自作は一町歩以上五町歩までが平均しているが、小作では五反歩以下が三〇%を占めていた。利用別耕地面積では、自作が多く、小作の二倍であったが、不作付地は小作にはほとんどなかったのに対し、自作には五四町歩もあった。

# 農作業戸口一覧表

| 年次 | 区分 | | 戸数（戸） | 就業者人口（人） | | | 従層者人口（人） | | | 合計（人） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 |
| 昭和五年 | 合計数 | | 一〇七 | 三一九 | 二九一 | 三三五 | 六二六 | 四〇三 | 四一四 | 八一六 | 七〇四 | 七四九 | 一、四四三 |
| 六年 | 自作 | 主業 | 一五一 | 一八六 | 二七六 | 二五八 | 五三四 | 二七七 | 二五九 | 五二六 | 五五三 | 五一七 | 一、〇七〇 |
| | | 兼業 | 三五 | 二〇 | 二三 | 一七 | 四四 | 三一 | 一五 | 六三 | 五四 | 五五 | 一〇九 |
| | 自作兼小作 | 主業 | 一七 | 二三三 | 二五七 | 二三五 | 三九二 | 二〇七 | 一八三 | 三九〇 | 三六四 | 四一八 | 七八二 |
| | | 兼業 | 三 | 二〇 | 二三 | 二一 | 四四 | 三一 | 三四 | 六三 | 五四 | 五五 | 一〇九 |
| | 小作 | 主業 | 三七 | 二三三 | 二五七 | 二三五 | 三九二 | 二〇七 | 一八三 | 三九〇 | 三六四 | 四一八 | 七八二 |
| | | 兼業 | 一九六 | 二〇 | 二三 | 一七 | 四四 | 三一 | 一五 | 六三 | 五四 | 五五 | 一〇九 |
| | 計 | | 二〇五 | 四三九 | 四五六 | 四一四 | 九七〇 | 五一五 | 四七六 | 九九一 | 九七一 | 九九〇 | 一、九六一 |
| | 合計 | | 二三四 | 四三九 | 四五六 | 四一四 | 九七〇 | 五一五 | 四七六 | 九九一 | 九七一 | 九九〇 | 一、九六一 |
| 七年 | 自作 | 主業 | 一六四 | 二〇一 | 二九三 | 二八八 | 五八一 | 二八一 | 二五三 | 五三四 | 五七四 | 五四一 | 一、一一五 |
| | | 兼業 | 三七 | 二〇一 | 二九三 | 二八八 | 五八一 | 二八一 | 二五三 | 五三四 | 五七四 | 五四一 | 一、一一五 |
| | 自作兼小作 | 主業 | 三八 | 四四 | 五七 | 五一 | 一〇八 | 五三 | 五五 | 一〇八 | 一一〇 | 一〇六 | 二一六 |
| | | 兼業 | 六 | 四四 | 五七 | 五一 | 一〇八 | 五三 | 五五 | 一〇八 | 一一〇 | 一〇六 | 二一六 |
| | 小作 | 主業 | 四八 | 四七五 | 五六五 | 五八八 | 一、一五三 | 五九一 | 五二三 | 一、一一四 | 一、一五六 | 一、一一一 | 二、二六七 |
| | | 兼業 | 一八四 | 二三〇 | 二一五 | 二四九 | 四六四 | 二五七 | 二一五 | 四七二 | 四七二 | 四六四 | 九三六 |
| | 計 | | 二五〇 | 四七五 | 五六五 | 五八八 | 一、一五三 | 五九一 | 五二三 | 一、一一四 | 一、一五六 | 一、一一一 | 二、二六七 |
| | 合計 | | 二二五 | 四七五 | 五六五 | 五八八 | 一、一五三 | 五九一 | 五二三 | 一、一一四 | 一、一五六 | 一、一一一 | 二、二六七 |
| 八年 | 自作 | 主業 | 一七三 | 二二一 | 三一二 | 二八六 | 五九八 | 二八四 | 二六四 | 五四八 | 五九六 | 五五〇 | 一、一四六 |
| | | 兼業 | 四八 | 二二一 | 三一二 | 二八六 | 五九八 | 二八四 | 二六四 | 五四八 | 五九六 | 五五〇 | 一、一四六 |
| | 自作兼小作 | 主業 | 二五 | 四四 | 五五 | 六三 | 一一八 | 六五 | 六三 | 一二八 | 一二〇 | 一二六 | 二四六 |
| | | 兼業 | 一九 | 四四 | 五五 | 六三 | 一一八 | 六五 | 六三 | 一二八 | 一二〇 | 一二六 | 二四六 |
| | 小作 | 主業 | 五一 | 二九一 | 二一四 | 二七七 | 五〇一 | 三一九 | 三三二 | 六五一 | 五四三 | 六〇九 | 一、一五二 |
| | | 兼業 | 二四一 | 二九一 | 二一四 | 二七七 | 五〇一 | 三一九 | 三三二 | 六五一 | 五四三 | 六〇九 | 一、一五二 |
| | 計 | | 二四九 | 五五七 | 五九一 | 六二六 | 一、二一七 | 六六八 | 六五九 | 一、三二七 | 一、二五九 | 一、二八五 | 二、五四四 |
| | 合計 | | 三〇八 | 五五七 | 五九一 | 六二六 | 一、二一七 | 六六八 | 六五九 | 一、三二七 | 一、二五九 | 一、二八五 | 二、五四四 |

## 耕作反別による農作業戸数表

| 年次 | 区分 | 五反未満 | 五反以上 | 一町以上 | 二町以上 | 三町以上 | 五町以上 | 一〇町以上 | 三〇町以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和五年 | 合計数 | 九四戸 | 五八戸 | 六一戸 | 四一戸 | 四六戸 | 一七戸 | 一戸 | 一戸 | 三一九戸 |
| 六年 | 自作 | 一三 | 二五 | 三七 | 二九 | 四〇 | 二九 | 一一 | 二 | 一八六 |
| | 自作兼小作 | 一 | 二 | 二 | 四 | 七 | 四 | 一 | 一 | 二〇 |
| | 小作 | 一四一 | 三七 | 三一 | 一五 | 五 | 四 | 一 | 一 | 二三三 |
| | 計 | 一五五 | 六四 | 七〇 | 四八 | 五二 | 三七 | 一一 | 二 | 四三九 |
| 七年 | 自作 | 一三 | 二〇 | 三八 | 三一 | 四九 | 三二 | 一五 | 三 | 二〇一 |
| | 自作兼小作 | 一 | 二 | 六 | 一七 | 七 | 一〇 | 二 | 一 | 四四 |
| | 小作 | 一〇五 | 三九 | 三六 | 二七 | 一一 | 九 | 三 | 一 | 二三〇 |
| | 計 | 一一八 | 六一 | 八〇 | 七五 | 六七 | 五一 | 二〇 | 三 | 四七五 |
| 八年 | 自作 | 一三 | 一一 | 二三 | 二七 | 四四 | 四六 | 一三 | 三 | 一八一 |
| | 自作兼小作 | 一 | 五 | 九 | 六 | 一四 | 九 | 一 | 一 | 四四 |
| | 小作 | 一五七 | 六一 | 五五 | 二七 | 二七 | 一一 | 一 | 一 | 三四〇 |
| | 計 | 一七〇 | 七七 | 八七 | 六〇 | 八六 | 六六 | 一五 | 四 | 五六五 |

（『事務報告』苫小牧町各年）

この期の農産物については一覧表において示すとおりであるが、米では昭和三年の丸拓会社造田事業によって一挙に作付面積で二六七町、一、〇〇四石という飛躍的な増加を示し、翌四年においても作付面積の減少はあったが、一、〇五一石の収穫を記録した。しかし、同六年、七年の凶作により、特に同七年には一一四町歩の作付けがありながら、わずか四四石にとどまった。その後次第に米はもり返していくが、同三年、四年のような記録にはほど遠いものがあった。

その他についてはあまり変化はなかったが、昭和七年以降玉ねぎが凶作のため全滅しその後苫小牧の主要作物から姿を消したのは残念であった。

昭和初期の農産物一覧表（Ⅰ）

| 種別＼年次 | 昭和二年 | | | 三年 | | | 四年 | | | 五年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 作付反別 | 収穫高 | 価格 | 作付反別 | 収穫高 | 価格 | 作付反別 | 収穫高 | 価格 | 作付反別 | 収穫高 | 価格 |
| 米 | 二六、七町 | 三六、石 | 九、〇九五円 | 二六七、三町 | 一、〇〇四石 | 二三、六一七円 | 一一二、六町 | 一、〇五一石 | 二三、九六二円 | 五六、九町 | 六八七石 | 一〇、四八二円 |
| 麦類 | 四、一 | 二三 | 四三七 | 二、七 | 二一 | 四二四 | 三、五 | 三三 | 六一六 | 九、一 | 七〇 | 一、〇六一 |
| 燕麦 | 三三、六 | 三六七 | 二、五六九 | 二四、一 | 三七四 | 二、八〇五 | 四〇、五 | 六五三 | 一、六一〇 | 一七六、八 | 二、二九八 | 一三、七八八 |
| 大豆 | 二六、四 | 二六四 | 四、〇九二 | 二一、八 | 一九九 | 三、一八四 | 二一、五 | 一七六 | 二、八一六 | 三三、八 | 三〇四 | 二、三七一 |
| 小豆 | 二〇、八 | 二〇五 | 三、八一三 | 二三、二 | 一九九 | 四、五七七 | 二七、七 | 二六三 | 五、五二三 | 三〇、四 | 二六八 | 二、四三九 |
| 豌豆 | 一五、〇 | 一二二 | 三、〇五〇 | 二七、五 | 一四三 | 三、一四六 | 二五、〇 | 二六三 | 四、六〇三 | 一三、七 | 一二三 | 二、〇六七 |
| 菜豆類 | 一九、四 | 一〇九 | 二、三五四 | 二二、五 | 九六 | 一、八五〇 | 一四、二 | 一一三 | 二、一七八 | 一三、四 | 一一四 | 八二四 |
| 蕎麦 | — | — | — | 一九、〇 | 一五四 | 一、九二五 | 一九、九 | 一三九 | 一、三九〇 | 八、七 | 七八 | 四二九 |
| 粟・黍・稗 | — | — | — | 一八、九 | 二七〇 | 二、九一〇 | 二四、五 | 四〇九 | 四、四二九 | 二〇、九 | 三一〇 | 二、二四四 |

# 昭和初期の農産物一覧表（Ⅱ）

| 年次 | 種別 | 米 | 小麦 | 燕麦 | 大豆 | 小豆 | 豌豆 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和六年 | 作付反別 | 六七、九 町 | 二〇、一 | 七六、一 | 四八、三 | 六九、七 | 一七、六 |
| | 収穫高 | 六二 石 | 二〇〇 | 一、一二四 | 一五六 | 二〇二 | 一三八 |
| | 価格 | 七八六 円 | 一、八四〇 | 八、九九二 | 一、三八七 | 二、七六七 | 一、八六三 |
| 七年 | 作付反別 | 一一四、八 町 | 八四、三 | 一七五、三 | 四六、四 | 一二五、九 | 五二、八 |
| | 収穫高 | 四四 石 | 二七二 | 一、三三〇 | 一一七 | 三七〇 | 一八七 |
| | 価格 | 九〇八 円 | 三、二六四 | 三、三〇〇 | 二、一〇六 | 八、五一〇 | 三、七三四 |
| 八年 | 作付反別 | 九六、六 町 | 九一、二 | 二七三、八 | 七六、六 | 一七二、〇 | 八六、四 |
| | 収穫高 | 五五〇 石 | 三五七 | 三、〇三九 | 五四六 | 九三〇 | 七三九 |
| | 価格 | 八、八七〇 円 | 二、一四二 | 七、五九八 | 五、四六〇 | 一一、一四八 | 一二、一五一 |

| 年次 | 種別 | 玉蜀黍 | 馬鈴薯 | 甘藍 | 大根 | 甜菜 | 南瓜 | 葱 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和六年 | 作付反別 | 二二、三 町 | 三六、三 | | | | 一四二、五 | | | 三四七、一 |
| | 収穫高 | 三一〇 石 | 一〇一、二七七 貫 | | | — | | | | — |
| | 価格 | 四、六五〇 円 | 一八、二三〇 | | | 四四、八四八 | | | | 九三、一三八 |
| 七年 | 作付反別 | 三一、四 町 | 四五、二 | 一五、一 | 六二、三 | 一一、一 | 一五、三 | 三、八 | 六三、二 | 六六四、四 |
| | 収穫高 | 四五二 石 | 一一六、六一六 貫 | 三三、七六七 | 四三五、四七〇 斤 | 二七三、〇八一 貫 | 四九、二六六 | 八、八一六 | — | — |
| | 価格 | 六、七八〇 円 | 一九、八二五 | 八、一二九 | 三〇、四八三 | 二、四三七 | 六、四〇五 | 三、〇八六 | 五五、五四四 | 一八六、一九〇 |
| 八年 | 作付反別 | 三五、七 町 | 六二、四 | 一四、六 | 九六、九 | 一一、四 | 二三、五 | 六、七 | 五七、五 | 五九八、一 |
| | 収穫高 | 五〇七 石 | 二二四、六四〇 貫 | 三〇、六六〇 | 六九二、八三五 斤 | 三四二、三八七 貫 | 九〇、七一〇 | 一四、七四〇 | — | — |
| | 価格 | 七、〇九八 円 | 二九、二〇三 | 三、六七九 | 二〇、七八五 | 三、八六八 | 一〇、八八五 | 四、四二二 | 四一、七六八 | 一六八、八三五 |
| 八年 | 作付反別 | 二八、二 町 | 七八、二 | 一、三 | 四五、六 | 二三、三 | 二七、八 | 六、七 | 二〇、七 | 五九五、五 |
| | 収穫高 | 四二三 石 | 二八五、四三〇 貫 | 二、九九〇 | 三七三、九二〇 斤 | 七八七、三〇〇 貫 | 九七、三〇〇 | 一四、〇七〇 | — | — |
| | 価格 | 四、〇一九 円 | 二八、五四三 | 二九九 | 一一、二一八 | 六、〇〇五 | 七、七八四 | 三、五一八 | 一五、八二〇 | 一一二、九一一 |

| 菜豆類 | 蕎麦 | 粟 | 稗 | 黍 | トウモロコシ | 大麦 | 裸麦 | 玉蜀黍 | 人参 | 牛蒡（ごぼう） | 馬鈴薯 | 大根 | 甘藍 | 南瓜 | 胡瓜（きゅうり） | 茄子 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一六、三 | 二六、二 | 八、五 | 一三、四 | 八、五 | ― | 二、八 | 〇、二 | 二三、二 | 七、〇 | 一、九 | 五九、二 | 一四、七 | 九、七 | 三二、〇 | 一、〇 | 一、六 |
| 一一六 | 一五七 | 七 | 五六 | 一一 | ― | 一六 | 二 | 一〇七 | 一、八〇六貫 | 二、六二二 | 一〇八、三三六 | 九三、三四五 | 四二、二〇四 | 四八、九六〇 | 三〇 | 八六四 |
| 四四六円 | 一、一七七 | 六〇 | 二八〇 | 九四 | ― | 一四二 | 二四 | 一、一二四 | 一八一 | 三九三 | 一〇、八三四 | 一、八六七 | 三、七九八 | 三、四二七 | 八 | 二五九 |
| 二八、〇町 | 四五、七 | 一二、九 | 一五、〇 | 一二、〇 | 二二、九 | 二、八 | 一、四 | ― | 一一、一 | 三、四 | 八五、八 | 二六、六 | 九、二 | 二九、一 | 三、五 | 一、九 |
| 六〇石 | 一二二 | 六七 | 七九 | 六二 | 一五一 | 九 | 五 | ― | 二五、五三〇貫 | 四、五九〇 | 一二八、七〇〇 | 一五一、六二〇 | 二〇、二四〇 | 四八、三九九 | 一、八九〇 | 四一八 |
| 七四八円 | 一、四〇三 | 五七〇 | 五一四 | 六八二 | 一、八一二 | 九九 | 六〇 | ― | 二、五五三 | 六八九 | 一六、一三一 | 七、五八一 | 二、〇二四 | 六、七七六 | 四七三 | 八四 |
| 四六、三町 | 八二、四 | 一四、六 | 二〇、六 | 三六、八 | 四九、八 | 〇、九 | 一、三 | ― | 一六、四 | 六、四 | 一一八、一 | 三八、六 | 二〇、五 | 四五、五 | 四八、五 | 二、三 |
| 三七〇石 | 五四二 | 一九三 | 二四七 | 二五八 | 六六八 | 七 | 八 | ― | 五七、七二八貫 | 一二、六一〇 | 二五五、〇九六 | 二八七、九五六 | 六三、五五〇 | 一〇一、九二〇 | 三八八 | 三、二四一 |
| 三、五六一円 | 四、〇七三 | 一、二五五 | 一、三五九 | 二、二四五 | 六、〇一二 | 三五 | 五三 | ― | 五、七七三 | 一、七六五 | 二五、五一〇 | 五、七五九 | 五、〇八四 | 一〇、一九二 | 三、八八二 | 七一三 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 葱 | 三、〇 | 町 | 四、四一〇 | 石 | 八八二 | 円 | 三、八 | 町 | 五、二〇六 | 石 | 一、〇四一 | 円 | 五、九 | 町 | 六、四九〇 | 石 | 一、一六八 | 円 |
| 甜菜 | 二五、四 | | 二六四、六七〇 | 斤 | 一、五八八 | | 一五、八 | | 三〇九、九八一 | 斤 | 一、五五〇 | | 一九、二 | | 二五七、五四四 | 斤 | 一、五四五 | |
| その他 | 一三、七 | | 一 | | 一、一七八 | | 一五、九 | | 一 | | 一、六三三 | | 一八、六 | | 一 | | 四、〇九四 | |

（『事務報告』苫小牧町各年、『苫小牧町勢一班』各年より作成）

**昭和初期の連続凶作**　昭和初期の苫小牧は勇払原野開拓の具体的方針と一部開拓工事が進められ、非常に意欲を燃やした時期であった。しかしながら、ともすればこの意欲を減退させる出来事が次つぎと起こった。まず、昭和初期の金融恐慌による不況によって米をはじめとする農産物の暴落により農家の生活も困窮状態となり、次いで昭和六年、七年、八年の連続凶作であった。

昭和六年では、雨害、水害によるものであったが、被害総額で一、七八八円であった。特に、燕麦、粟、ビルマ、水田では全滅の農家もあり、金額では米の四八〇円、燕麦二三九円、小麦二一六円などであった。

昭和六年の農作物被害状況

| 種類＼被害状況 | 被害反別 | 被害見積価格 | 被害程度 | 種類＼被害状況 | 被害反別 | 被害見積価格 | 被害程度 | 種類＼被害状況 | 被害反別 | 被害見積価格 | 被害程度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大豆 | 二反 | 一七円 | 五割 | 粟 | 二反 | 四八円 | 一〇割 | ビルマ | 六反 | 二四円 | 一〇割 |
| 小豆 | 八 | 五九 | 五 | 甘藍 | 二 | 二四 | 八 | 小麦 | 五 | 二一六 | 二 |
| 金時 | 一 | 七 | 八 | 蕎麦 | 一 | 九 | 九 | 小手亡 | 六 | 一八〇 | 二 |
| 燕麦 | 一三 | 一一八 | 一〇 | デントコーン | 四 | 一五六 | 八 | △水稲 | 八 | 四八〇 | 一〇 |
| 胡瓜 | 二 | 二四 | 一〇 | 南瓜 | 三 | 一二七 | 九 | △燕麦 | 三 | 一二一 | 一〇 |
| 馬鈴薯 | 四 | 一四一 | 九 | 黍 | 一〇 | 八〇 | 六 | 計 | 七七 | 一、七八八 | |

※　△印は水害による

（『事務報告』昭和六年　苫小牧町）

このため、この年の凶作救済事業として昭和六年、七年の両年度において凶作救済土木工事を行うことになった。

昭和六年ノ凶作ニ対スル救済工事ハ地方費ヨリ三分ノ一ノ補助ヲ受ケ町費ヲ以テ昭和六、七年両年度ニ於テ夫々道路橋梁工事ヲ施行シ以テ罹災者ノ救助ニ備ヘ一面部落ノ道路ハ其ノ面目ヲ新タニセリ

昭和六年度工事

道路修繕二十七ケ所　工費計七千五百参拾弐圓

昭和七年度工事

道路側溝二ケ所橋梁一ケ所　工費計壱千九百六拾七圓

（『事務報告』昭和六年　苫小牧町）

翌七年の当地方は播種期以来気候順調であり、植物の生長もすこぶる良好で、各農家においては愁眉を開き相当の収穫を予想したのである。ところが、七月下旬になって俄然気温が低下し、陰冷多雨寡照の状態が続き開花結実上一大支障をきたすこととなった。さらに九月に入って、河川の氾濫、堤防決壊、橋梁の流失をともなう大水害、高地では霖雨の影響をうけるということで、豊作の夢もあっという間に消えうせさせるものであった。(1)

このため罹災救助基金法が適用され、十月九日付をもって管内の収穫皆無、水害罹災者七五戸に対し食料給与として、政府払下米と副食物代金三〇〇円が下渡され、味噌三三一貫を購入して家族数に応じて配分された。また、三分作以下の凶作罹災者一一五戸に対しても政府払下米が給与された。

さらに、凶作罹災民救済として、農漁山村振興土木工事、水害凶作応急土木工事、災害復旧工事などに優先して出役させた。

昭和八年春の播種期には前年の凶作のため種苗皆無の農家が多く、苫小牧町では就業費補助として種苗給与を行っ

| 種類 | 数量 | 金額 |
|---|---|---|
| 籾 | 二九石七斗 | 四一〇円九九銭 |
| 燕麦外七種 | 四八石八斗三舛五合 | 七五三円 一銭 |
| 計 | 七八石五斗三舛五合 | 一、一六四円 |

（『事務報告』昭和八年　苫小牧町）

中旬から下旬にかけ病害、八月七、八日には、雨による水害をうけ、水田六七町歩、三、一八八円をはじめ、小豆二〇町歩、二、三六三円、小麦三七町歩、二、一四八円、農作物合計において一万六、六〇六円の被害をうけたのである。

（注、凶作救済事業の内容については第五編行政史・昭和前期の町政参照）

たが、同年一六一戸がこれをうけた。

凶作をうけた農家においては冬期に入っても薪がなかったため、国有林付近農業者一九三名に対し、三、五九四石の薪材を無償給与した。

昭和八年においては、前年同様播種期以来順調であったが、七月

## 昭和八年の農作物被害状況

| 種類＼被害状況 | 被害面積 | 損害見積面積 | 種類＼被害状況 | 被害面積 | 損害見積面積 | 種類＼被害状況 | 被害面積 | 損害見積面積 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水稲 | 六七八反 | 三、一八八円 | 燕麦 | 八七反 | 二五二円 | 大根 | 八四反 | 一、四五八円 |
| 大豆 | 一九一 | 七二〇 | 蕎麦 | 一五八 | 一、二五九 | 南瓜 | 八一 | 六〇八 |
| 小豆 | 二〇五 | 二、三六三 | 亜麻 | 五六 | 一五四 | その他 | 一七六 | 一、二一九 |
| 菜豆 | 五七 | 四〇三 | 馬鈴薯 | 九七 | 一、七〇五 | △計 | 二、〇七七 | 一四、四五八 |
| 豌豆 | 九二 | 三六五 | 玉ねぎ | 二九 | 一七七 | △小麦 | 三七六 | 二、一四八 |
| 麦類 | 二四 | 一二九 | 甘藍 | 六〇 | 四五八 | 合計 | 二、四五三 | 一六、六〇六 |

※　△印は病害による

（『事務報告』昭和八年　苫小牧町）



開墾当初の開拓小屋
（昭和10年樽前）〔近江謙三氏蔵〕

**別々部落と拓勇部落**　樽前村は苫小牧では最も農耕に適した地で、この樽前村の別々川と樽前川との間に細長く続く一帯で農耕地として好条件を備えたところであった。だが、この地の七四一余町歩はすでに国有未開地として払下げられており、その後は不在地主地として未開のまま放置されていたのである。そもそもこの地は樽前村の有志が共同で牧場設置の目的をもって出願し、牧場地としての牧柵、牧草の植付けも行われたが、その分配になった時、現金化した方がよいということになり、この地は中島誠次に渡り、その後幾人かが介入したが、一時不在地主同様の地となっていたが、最終的には國坂方圓の地となった。(2)

ところが、昭和四年になって民有未墾地として開放されることになったため、同年九月には厚真村の高坂永松ほか一二人がこの地を視察に来たが、先住者の稲作づくりのできばえをみて、土地の分割と民有未墾地開発資金の貸付を出願した。これが許可されると高坂ら一行五一戸は、昭和六年三月に入植し、その後道内外からの入植者で部落総数六〇戸に及んだ。

昭和六年五月に初めて開墾に着手したが、この地は製炭業者が入ったため根株などがきわめて多く、その開墾はなまやさしいものではなく、あらゆる困苦をなめながらの努力であった。

この高坂らの心血を注いでの努力が実り、開墾初年には田畑一三〇町歩、二年目には八七町歩、三年目には一〇三

町歩、四年目の昭和九年には七〇町歩の開墾を行い、わずか四カ年で四〇〇町歩の未開地を開墾なしたのである。

この部落での主な生産物は米、小麦、大豆、馬鈴薯などで、昭和九年の生産実績は三万五、〇〇〇円という好成績だった。さらに牧畜として馬七五頭、牛二五頭、鶏五〇〇羽以上を有し、堅実な経営ぶりを示した。

また、この部落全戸は堅く結束を結び、用水組合、農事実行組合など六団体をつくり、これらは常に一致協力して部落のため活動した。この結果、昭和十年には北海道自力更生展覧会においてみごとに胆振支庁管内から入選した。

この別々部落の短期間のうちに優秀な実績をおさめたことに対し、当時苫小牧町や胆振支庁では、その主因を次のようにあげ、他の模範とした。(3)

一、住民の意気盛んなこと
二、火山灰地の農牧に体験があったこと
三、支庁当局その他の指導適切であったこと
四、指導者に人を得たこと
五、民有未墾地開発の有効適切であったこと

別々部落は、苫小牧にとって早い年月をもって農業開発が成功した一つの例であった。

沼ノ端の西方にある拓勇部落も、勇払原野をなんとか開拓しようという願いから名付けられた地であった。

拓勇部落は、昭和十年三月、胆振拓殖実習校卒業生の中から選抜された伊達町佐藤信、壮瞥村平松久吉、苫小牧町高井嶺男、同岩淵章吉、同木津勇太郎、白老村村上勇の入植にはじまる。このうち木津だけは実習校卒業生ではなかったが、開拓意欲をかわれて選ばれた。

これらの人びとには一戸当り一〇町歩の国有未開地の特定地が貸付けられたほか、今後の起営の成績により五町歩をさらに貸付するという道庁の施策であった。

当初の拓勇部落の経営総面積は七〇町歩であったが、昭和十年の初年度の開墾面積はこのうち二八町歩であった。



拓勇部落（昭和49年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

この地に亜麻五反、エンバク五反、デントコーン一町、大豆三反、小豆四反、トウキビ二反の主要作物をはじめとして、その他一町九反歩が作付けられた。

この年は雨の日が多く収穫が心配されたが、入植者の努力と実習校で得た技術をフルに活用し、非常な好成績をあげた。

道庁としてもこの試みには大いに力を入れており、秋の収穫時には佐上信一北海道庁長官が拓勇部落を視察したほどであった。

また、これらの実習校卒業者には住宅として一戸一〇坪の住宅兼畜舎、畜牛一頭があたえられたが、耕馬、小家畜については自分たちの努力によって今後購入するというものであった。拓勇部落は入植者の努力によって遂に実績をあげ、小酪農を中心としながら、農家としては安定した部落であった。(4)

注（1）『事務報告』昭和七年　苫小牧町

（2）此内平吉氏（樽前）談による

（3）『苫小牧毎日新聞』昭和十二年　苫小牧毎日新聞社

（4）『目でみる苫小牧の百年』昭和四十八年　苫小牧市

## 六　農業の組織化と戦時下農業

**産業組合と農事実行組合の設立**　勇払原野の開発は大排水溝の掘さくによって前途有望となり国有未開地の売払い・貸付、民有未墾地の開放によって多くの農業者が入地した。そして、混同農業の唱導と凶作の体験は当地方農業の再編成が余儀なくされていった。

その最も大きなものに、農業家、農村の強化をはかった各種組合設置奨励があった。苫小牧町における産業組合の設立は他町村では大正年間に設立をみているにもかかわらず、久しくその設立をみなかった。昭和初期になって勇払原野の開発論が活発になるや、農村産業組合の設立もまた唱導されたのである。しかし、直ちに設立はなく、同九年七月になって道庁の許可を得てようやく設立するはこびとなった。

産業組合は①農業者を以て設立するに限る、②組合の組織は無限責任を原則とする、③組合の設立は二〇人以上でなければこれを認めない、④出資は労務これに代ることを得る[1]、であった。これによって苫小牧の産業組合も信用・購買・販売・利用の四種を事業経営とすることになった。すなわち、この組合は農業者の生活必需品、営農資材の共同購入、あるいは営農および生活資金の融通、農産物の共同販売などを行う農民相互扶助機関でもあった。

設立当時の会員は六〇六名であったが、昭和十年には四一七名に減少し、その後若干の増加をみた。次に苫小牧産業組合（苫小牧信用購買販売利用組合）の実績についてあげれば次頁のとおりであった。

一方、農事実行組合は農村部落の福利増進を目的とし、各地域ごとに設立されたが、当町においては、昭和八年、樽前村と錦多峰村に設立された。

昭和九年になって苫小牧町経済更生産業五カ年計画が樹立されると、その実行基礎団体網として、町は各部落単位

| 年次 | 組合員 | 出資金 | 積立金 | 貯金 | 借入金 | 貸付金 | 販売高 | 購買高 | 利用料 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和九年 | 六〇六人 | 二三、八七〇円 | 二、七五九円 | 三、八〇八円 | 二一、二〇一円 | 二一、三二七円 | 五三、〇九五円 | 二二、七一〇円 | 一円 |
| 一〇年 | 四一七 | 四七、三二〇 | 一二一 | 三、六〇六 | 二三、一六三 | 二〇、六八七 | 四〇、六九五 | 三七、三三六 | 一 |
| 一一年 | 四四四 | 四七、九九〇 | 七三一 | 九、五七一 | 三三、二四〇 | 二六、三二七 | 五〇、九七七 | 五四、六三二 | 一 |

（『経済更生産業五ケ年計画中間表』昭和十二年　苫小牧町）

に農事実行組合を設置すべく極力勧奨した結果、同九年には植苗南、美々、植苗北、ニナルカ、沼ノ端、中野、勇払遠浅、緑町の八組合が新たに設立された。各組合では①時間励行、②生活改善、③農業簿記、④耕地防風林、⑤畑作五割増収、⑥家畜増飼、⑦菜種圃、⑧堆肥増産、⑨優良農具購入、などを実行事項と定めた。(2)

その後、この農事実行組合は毎年のように増加し昭和十二年現在二一組合となったが、日華事変のぼっ発後、一層の組合強化が行われ、農事実行組合をして共同用脱穀機ならびに改良唐箕などの購入を行わせ、町はこれに対して助成、補助金を交付した。

また、毎年数回組合活動促進のため組合長を召集して農業奨励会議を開催する一方、各組合の総会に町関係吏員を出席させ指導を行った。各組合間の競争をうながし、もってその実績向上をはかるため、堆肥共励会などを開催し成績優良なる組合に対し賞状および奨励金、堆肥旗（一等賞）を授与したりした。

苫小牧町は、勇払原野の大排水溝掘さく以来終始一貫してこの原野を農畜産業によって開発しようといろいろな努力が繰り返されてきた。しかしながら、その結果は決して満足すべきものではなかったし、むしろ困難な問題が多かったのである。ことに昭和十二年に行われた苫小牧管内農業経営品評会において、一部の地域、一部の作物をのぞいて

昭和十二年度堆肥共励会成績表

| 等級 | 総生産量 | 一戸当生産量 | 反當生産量 | 組合名 |
|---|---|---|---|---|
| 一等賞 | 一〇一、八二一 | 七、八三六 | 二九五 | 植苗農事實行組合 |
| 二等賞 | 一三四、三七二 | 一一、一九八 | 二四五 | ニナルカ農事實行組合 |
| 三等賞 | 一一六、五八五 | 七、七七二 | 二八二 | 植苗北部農業實行組合 |

（『事務報告』昭和十二年　苫小牧町）

▼樽前村　稲作を初め其他諸作物に就き審査せる處、経営其當を得ざるのみならず水稲の如きは灌水充分なるに夜盗虫の発生多く之れが驅除に努力せず只畑作に於て大豆稍可良なるのみ

▼錦多峰村　主作物は大根にして本年耕作は三十町歩害虫の被害相当

▼植苗村　南部落に於て伊藤氏経営一部作物の外殆んど審査する価値なし、水田にありて土壌の改良に意を注ぐ者更になき為増収を期すること殆んど不可

北部落にては植村氏部落中研究心に富み年々向上しつつあるも未だ充分の経営とするに足らず、果樹栽培に於て却って観るべきものあり、其の他葱、トマト等の作に於ては将来稍有望なるも稲作として腐殖土多き為め加里肥又は火山灰を以て改良の上相当施肥経営するの要あり

美々部落、主として水稲なるも佐藤氏経営の作況を第一とし他は地位関係あるも尚流水に一段の努力を要す、他作物は何れも樽前錦多峰村に劣れり

▼勇払村ニナルカ　當部落は年々退歩の状態にして前年より一層不況の感あり、茶木氏経営水田以外全く見るべきものなく、却って部落民は他に転住退去せるやと思惟せられ、同地方将来の為前後策を講究するの必要あり

▼小糸魚村・オテーネ　小糸魚の海岸付近は何等見るべきものなきも馬鈴薯の栽培は充分見込あり、山手方面は水稲耕作せるあるもほとんどが不可であり、見るべきものなく、土地の改良工事が先決問題であるとの評価をうけた。

この品評会は昭和十二年十月に苫小牧管内の農村を各審査員が巡回して審議調査にあたったが、次のように発表された。

副業的にして熱心なる者なし

オテーネ部落は市街地と直接の関係上、蔬菜専門耕作者多く、孰れも良果を収めつつ年次有望なり、然るに地積湿潤地なるを以て作業上不便なるが為め、其の大を期するには土地の改良工事を先決問題とす

（『室蘭毎日新聞』昭和十二年）

このように勇払原野での農耕は極めて不利な状況下にあった。町ではこの改善策にとりかかったが、丁度このころ、道庁では、本道の資源開発、工業の振興は戦時下体制における重要国策として、さらに国防上の見地からも北海道工業港論が持ち上がっていた。農業不振に悩む苫小牧にとって、この築港問題に飛び込まないわけにはいかなかった。さっそく、翌十三年には『苫小牧工業港とその使命』を発表し、苫小牧の工業立地の有利性を論じたのである。こうして、勇払原野の開発は工業開発へと一気に変わっていった。(3)

**戦時体制下における農業**　昭和十二年七月、日華事変がぼっ発するとこれを境として、町政や町民生活のうえに、いろいろな形で戦時体制がひかれ、農業政策においても大きな変化があった。すなわち、農業報国精神の振興策確立と戦時体制下における経営改善による生産確保、増産が強く打ち出されたのである。そしてこの推進母体となったのは町産業課、町農会、産業組合であり、促進活動網となったのは農事実行組合であった。

しかしながら、苫小牧地方は濃霧襲来、土壌の関係などから酪農業経営においてはある程度の実績はあっても、未だ農業経済の確立をみておらず、応召などによる労力の不足、肥料その他資材の不足、牛馬飼料の高騰、生活必需品の欠乏など農業経営上不利な条件が累加し、生産拡充上における支障は極めて大なるものがあった。このため、時局作物の割当消化にも相当の苦労があった。

昭和十四年三月、町産業課では各部落の農事実行組合長を招集して産業奨励事項を協議し実行組合の活動促進をうな

がし、割当反別消化、増産奨励、生産品の供出などについては町農会、産業組合と協議し、これを極力指導することにした。

堆肥共励会はこれまでどおり行われ堆肥改良増産を奨励してきたが、時局下販売肥料の入手困難となるや、ますます自給肥料の増産改良が必要欠くべからざるものとなり、町においても町農会と協力し、コンクリート製造堆肥場(尿溜付)設置を奨励し、堆肥増産確保に極力努めた。しかし、資材の入手難のため充分なる目的達成にはいたらなかった。この堆肥共励会において最も優秀な成績をおさめたのは、ニナルカ農事実行組合で、昭和十四年には三年連続優勝をなしとげ優勝旗の永久交付を受けた。次いで植苗遠浅北農事実行組合、植苗遠浅東農事実行組合であった。

戦時下体制が強まるにつれ、時局作物の改良増産は必要切実となってきた。そこで、町は昭和十四年三月、第一回農作物共励会を開催し、燕麦、亜麻、甜菜の三作物について実績優良なる農事実行組合に賞状と賞金を授与して大いに奨励することにした。

農作物共励会成績表

| 年次 | 回 | 等級 | 軍用燕麦 | 亜麻 | 甜菜 |
|---|---|---|---|---|---|
| 昭和一四年 | 第一回 | 一等賞 | 勇払第一農事実行組合 | 樽前第二農事実行組合 | 樽前第三農事実行組合 |
| | | 二等賞 | 沼ノ端　〃 | 中野　〃 | 植苗北　〃 |
| | | 三等賞 | 植苗遠浅東　〃 | 植苗遠浅南　〃 | 錦多峰　〃 |
| | | 〃 | 樽前第一　〃 | 勇払第一　〃 | 植苗遠浅南　〃 |
| | | 〃 | 美々　〃 | 植苗北　〃 | 樽前第二　〃 |
| | | 〃 | 植苗遠浅南　〃 | 樽前第一　〃 | 勇払第一　〃 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 昭和一五年 | 第二回 | 一等賞 | 美々農事実行組合 | 樽前第二農事実行組合 | 樽前第三農事実行組合 |
| | | 二等賞 | 沼ノ端　〃 | 中野　〃 | 樽前第二　〃 |
| | | 〃 | 拓勇　〃 | 勇払第一　〃 | 錦多峰　〃 |
| | | 三等賞 | 植苗　〃 | 植苗北　〃 | 植苗北　〃 |
| | | 〃 | 勇払第一　〃 | 樽前第二　〃 | 樽前第一　〃 |
| | | 〃 | 植苗遠浅　〃 | ニナルカ　〃 | 拓勇　〃 |
| 一八年 | 第五回 | 一等賞 | 静川農事実行組合 | 覚生農事実行組合 | 緑町農事実行組合（玉ねぎ） |
| | | 二等賞 | 糸井　〃 | 樽前第三　〃 | 樽前第四　〃 |
| | | 〃 | 勇払　〃 | 中野　〃 | 勇払　〃 |
| | | 三等賞 | 緑町　〃 | 植苗　〃 | 樽前第二　〃 |
| | | 〃 | 樽前第二　〃 | 錦岡　〃 | 糸井　〃 |
| | | 〃 | 植苗遠浅南〃 | 樽前第三　〃 | 樽前第六　〃 |

（『事務報告』苫小牧町各年より作成）

また、国では農村の共同経営を促進し、もってその実を挙げようとしたが、苫小牧においても道庁副業奨励規程にもとずき共同作業場を設置する助成金を交付し、昭和十四年には勇払第一農事実行組合が経営する屋内共同作業場を設けた。これは木造平屋建、側ブロック積一八坪で建設費は一、一七五円、このうち道費三六三円、町費二〇〇円の助成があった。これによって、農村の共同経営は圃場作業のみにとどまらず、農産物の加工作業も行われることになった。

さらに翌十六年には樽前農事実行組合に対し、大根その他の蔬菜類および野生食用植物（フキ、ワラビなど）などの加工々場を次により設置した。

経営者　樽前農事実行組合　　建設費　壱千八百円

主ナル事業　大根其ノ他蔬菜及野生食用植物ノ加工　　助成金　道費五百円、町費二〇〇円

構造　木造藁葺平屋一棟十五坪

（『事務報告』昭和十六年　苫小牧町）

| 団体名＼作物種類 | 馬鈴薯 | 蕎麦 |
|---|---|---|
| 柳ケ原青年団（柏原） | 二反 | 五反 |
| 沼ノ端　〃 | 一 | 二 |
| 錦多峰　〃 | 一 | 二 |
| 植苗　〃 | 一 | 二 |
| 苫小牧西小学校（高等科） | 一 | 四 |
| 沼ノ端小学校（高等科） | 一 | 一 |
| 大日本国防婦人会苫小牧分会 | 一 | 五 |

| 団体名＼作物種類 | 馬鈴薯 | 蕎麦 |
|---|---|---|
| 樽前青年団 | 一反 | 二反 |
| 苫小牧中学校 | 一 | 五 |
| 苫小牧工業学校 | 一 | 一〇 |
| 苫小牧東小学校（高等科） | 一 | 四 |
| 苫小牧町役場 | 一 | 一 |
| 計 | 三 | 四三 |

（『事務報告』昭和十五年　苫小牧町）

食糧作物の増産は、時局下の重要国策の一つで、これは農民一人にとどまらず、町民全体の問題でもあった。苫小牧町はこの政府の方針にしたがい、荒蕪地や未墾地の開発を積極的に進め、この作業は青年団、生徒、児童婦人会などの手によって行われることになりこれらの団体に対し食糧作物の栽培を指導し昭和十五年の実績は上のとおりであった。

**農地委員会と農業会**　わが国における農業経営上の問題として、地主と小作人という関係があり、土地所有権と耕作権、小作料などをめぐる紛争が、特に本州方面ではしばしば小作争議という形で惹起された。日華事変が長期化するにつれ、食糧作物の増産は時局下の重要国策となった。このため政府は耕作権の保護施策と

して昭和十三年四月一日に「農地調整法」を公布し、市町村に農地委員会が設置されることになった。会長には町長会長代理には助役、委員には町内農村実力者があたるという官選で、小作権の解除、解約、更新、拒絶等の場合は、地主または小作人が市町村農地委員会に届出ることを規定されていただけで、小作人の擁護となり得るものではなかった。

苫小牧町では、昭和十四年二月十六日に同十三年十二月二十三日付にさかのぼって道庁より次の者が委員に発令された。

苫小牧町農地委員会長ヲ命ス　町長　八巻　耕三
委員兼会長代理ヲ命ス　助役　久保　正信
委員ヲ命ス　蔦森　百一
〃　國坂　方圓
〃　高坂　永松
〃　高井　右一
委員ヲ命ス　山本藤次郎
〃　伊藤　喜三
〃　今野豊三郎
臨時委員ヲ命ス　阿部太五郎
〃　田子　武夫

昭和十四年二月十六日（発令同十三年十二月二十三日付）
北海道庁

（『苫小牧町辞令簿』第三号　苫小牧町）

これまで本町における農業団体は、営農に関する指導奨励を主たる任務とした町農会と農産物の販売から営農資材の購入販売、資金融通などの経済事業がその中心であった産業組合の二つであった。だが、その過程においては、必ずしもかかる形態が農業の総合的な問題の処理と円滑化をもたらすものではなかった。そして、大戦も終末に近づき国を挙げての決戦体制に移行するにつれ、公益優先を根本理念としてその再編を余儀なくされたのである。

こうして農業団体統制問題が大きくとりあげられ、昭和十八年三月三十一日、法律第四六号をもって「農業団体法」が、さらに同年九月十三日には勅令七一三号により「農業団体法施行令」と関連する各種規則の公布をみ、その施行期日が昭和十九年一月一日と決定された。

この法律によって、昭和十八年中に町農会および産業組合は解体統合することになり、苫小牧町農業会設立準備委員ならびに補助委員が道庁より任命され、農業会創立にかかわる各種事務処理にあたることになった。

設立委員には町長と町農会、産業組合の幹部があたり、補助委員には役場産業課長、町農会技術員、産業組合主事があたり、昭和十九年一月に苫小牧町長を会長とする苫小牧町農業会が設立された。

農業会は農業団体法第二条に基づく次の一二項目をその主たる事業とし、その運営にあたった。

第二条　本会は其の目的を達成する為左の事業を行う

一、農業の指導奨励その他農業発達に関する施設
二、農業の統制に関する施設
三、農家に関する調査研究
四、農業に従事する者の福利増進に関する施設
五、会員の販売する物の売却又は加工に関する施設
六、農業用物資その他会員に必要なる物の購買又はその加工、生産に関する施設
七、農業資金その他会員に必要なる資金の貸付及会員の貯金の受入に関する施設
八、農業用設備、其の他会員に必要なる設備の利用に関する施設
九、前各号の事業に付帯する事業
一〇、農業倉庫業法による倉庫業
一一、農業災害共済事業

## 一二、農村負債整理組合法による負債整理事業

（『苫小牧町農業会々則』第二条　苫小牧町）

こうして、苫小牧町農業会は正式に発足し、実行促進機関である農事実行組合を下部組織的な存在とし、町産業課と一体となり決戦下における農事運営を行ったのである。

**決戦下における農業**　太平洋戦争も終末を迎え、いよいよ決戦状態に入るや、食糧および軍需資材の不足は深刻な問題となり、苫小牧町においてもこの当面する国家要求の完遂に凝集することをもって第一義とし、一般町民、各種団体、生徒、児童にいたるまで一体となって、その目的達成を期することとなった。町ではその実践達成のため次の七項目をあげた。

一、農業報国精神の昂揚
二、農業生産計画の達成
三、戦時農業経営法の確立及農業技術の高度化
四、離農並に不作付地の防止
五、農業労力の調整
六、堆肥の増産
七、有畜経営の徹底

これまでは昭和十八年の項目であったが、翌十九年には「八、皇国農村の建設、九、供出割当の完遂」が加わった。

町民農場開墾実績（昭和十八年）

| 町内会名 | 場所 | 地積 |
|---|---|---|
| 第二区町内会 | 中野（一本松） | 二町五反歩 |
| 第三区町内会 | 〃 | 二町歩 |
| 第四区町内会 | 〃 | 二町歩 |

（『事務報告』昭和十八年　苫小牧町）

昭和十八年には空閑地利用食糧増産奨励から中野一本松付近に『町民農場』を開設し、これには町内会を主体に各学校生徒が応援し六町五反歩を開墾した。また、各中等学校では同様の目的で『各校報国農場』を開設した。(4)

軍需作物については、各農事実行組合に割当てられ消化、供出にあたったが、町、町農会では耕作指導にあたる一方、労働力不足を緩和するため、中等学校男女生徒、国民学校高等科学童を動員して、極力生産確保に努めたのである。そのほか飼料用稲、藁の統制強化から家畜飼料が不足したため、自給肥料の増産・確保から四、〇〇〇人の生徒・学童を動員して野草刈取りを行い、各農牧家に配布された。

労力不足による生徒・学童の援農状況（昭和十八年）

| 学校別 | 除草 | 亜麻抜き<br>燕麦刈り | 協力を受けた実行組合 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 国民学校 | 二七〇名 | 一名 | 三 | 高等科学童 |
| 中等男女学校 | 一 | 六六一 | 五 | 苫中、苫工、苫高女生徒 |

（『事務報告』昭和十八年　苫小牧町）

昭和十九年になると軍需作物の割当反別が増加し、町においても農業会の協力を得て、割当反別の消化、耕作指導督励に努め、労力の不足緩和については、例年同様生徒、学童を動員してその生産および確保にあたった。同年における主要食糧、その他供出成績は次のとおりである。

▼管理米供出成績（各農事実行組合別・昭和十九年）

| 農事実行組合名 | 支庁割当 | 当町割当 | 供出量 | 仝上歩合 | 支庁割当に対する% |
|---|---|---|---|---|---|
| | 石　斗 | 石　斗 | 石　斗 | % | % |
| 樽前第一 | 三、〇〇 | 三、六〇 | 三、六〇 | 一〇〇 | 一二〇 |
| 樽前第二 | 一、三〇 | 一、六六 | 二、〇〇 | 一二二 | 一五七 |
| 植苗 | 一三、六〇 | 一六、一〇 | 一六、八〇 | 一〇四 | 一二〇 |
| 植苗北 | | | | | |
| 静川 | | | | | |
| 美沢 | | | | | |
| 計 | 三五、九〇 | 四二、七八 | 四四、四四 | 一〇三 | 一二四 |
| | 七、五〇 | 八、九八 | 八、八〇 | 九八 | 一一五 |
| | 一〇、五〇 | 一二、四四 | 一二、四四 | 一〇〇 | 一一五 |

▼麦類供出成績（各農事実行組合別・昭和十九年）

| 農事実行組合名 | 当町割当 | 供出量 | 仝上％ |
|---|---|---|---|
| 植苗南 | 三俵 | 四俵 | 一三三％ |
| 植苗西 | 二 | 二 | 一〇〇 |
| 植苗北 | 一 | 一 | 一〇〇 |
| 美沢 | 三 | 三 | 一〇〇 |
| 植苗遠浅南 | 三俵 | 二俵 | 六三％ |
| 柏原 | 三 | 四 | 一三三 |
| 計 | 一五 | 一二 | 八〇 |
| 支庁割当 | 一一 | 一二 | 一〇九 |

▼馬鈴薯供出成績（各農事実行組合別・昭和十九年）

| 農事実行組合名 | 当町割当 | 供出量 | 仝上％ |
|---|---|---|---|
| 樽前第一 | 一七〇俵 | 一四九俵 | 八七％ |
| 樽前第二 | 一二〇 | 一二九 | 一〇六 |
| 樽前第三 | 一三〇 | 一一六 | 九〇 |
| 樽前第四 | 一〇〇 | 九一 | 九一 |
| 樽前第五 | 七〇 | 七二 | 一〇〇 |
| 樽前第六 | 二〇 | 二一 | 一〇〇 |
| 植苗 | 九〇 | 九〇 | 一〇〇 |
| 植苗西 | 四五 | 五〇 | 一一〇 |
| 植苗北 | 一二〇 | 七三 | 六〇 |
| 美沢 | 一一〇俵 | 八九俵 | 八〇％ |
| 植苗遠浅南 | 七〇 | 七一 | 一〇〇 |
| 植苗遠浅 | 九〇 | 六〇 | 六九 |
| 勇払第一 | 一四〇 | 一四〇 | 一〇〇 |
| 静川 | 六五 | 五五 | 八二 |
| 錦岡 | 二三〇 | 二〇八 | 九〇 |
| 糸井 | 二一五 | 四一 | 二一 |
| 山手町 | 一六五 | 一〇四 | 六二 |
| 緑町 | 一一五 | 一一五 | 一〇〇 |

▼玉蜀黍供出成績（各農事実行組合別・昭和十九年）

| 農事実行組合名 | 当町割当 | 供出量 | 供出未済 |
|---|---|---|---|
| 樽前第一 | 三九俵 | 三一俵 | 八俵 |
| 樽前第二 | 三三 | 三三 | 一 |
| 樽前第三 | 二五 | 二六 | 一 |
| 樽前第四 | 二九 | 二三 | 六 |
| 樽前第五 | 一一 | 八 | 三 |
| 樽前第六 | 二 | 一 | 二 |
| 錦岡 | 四〇 | 二七 | 一三 |
| 糸井 | 三二 | 一九 | 一三 |
| 山手町 | 一五 | 七 | 八 |
| 緑町 | 二三俵 | 一八俵 | 五俵 |
| 静川 | 八 | 一〇 | |
| 勇払 | 六 | 一 | |
| 覚生 | 六 | 六 | |
| 旭栄 | 四 | 一 | |
| 中野 | 二五 | 一三 | 一二 |
| 沼ノ端 | 一三 | 五 | 八 |
| 拓勇 | 八 | 一 | 八 |
| 植苗 | 一〇 | 一〇 | 一 |

| 農事実行組合名 | 当町割当 | 供出量 | 供出未済 |
|---|---|---|---|
| 旭栄 | 六〇俵 | 三五俵 | 四〇% |
| 弁天 | 六五 | 六五 | 一〇〇 |
| 今野卯三郎 | 一五〇 | | |
| 計 | 二、八一五 | 二、一九四 | 一〇九 |
| 支庁割当 | 二、〇〇〇 | | |
| 澱粉 | 五〇〇 | | |
| 中野 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇% |
| 沼ノ端 | 一五〇 | 八〇 | 九五 |
| 拓勇 | 一一〇 | 一一〇 | 一〇〇 |
| 覚生 | 四〇 | 二六 | 七一 |
| | 九五 | 四〇 | 四〇 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 植苗西 | 八 | 八 | 一 | 柏原 | 二〇 | 一 | 二〇 | |
| 植苗北 | 一〇 | 八 | 二 | 弁天 | 九 | | 八 | |
| 美沢 | 一二 | 三 | 九 | 計 | 四二四 | 二五九 | 一六四 | |
| 植苗遠浅南 | 一八 | 一 | 一八 | 支庁割当 | 四一二 | 二五九 | 六二% | |
| 植苗遠浅 | 一八 | 二 | 一六 | | | | | |

（『事務報告』昭和十九年　苫小牧町）

戦時下体制という特殊な社会情勢の中で、また労働力の極度な不足の中で、食糧増産確保はわが国の重要国策の一つとして総力をあげて行われたのである。したがって、この期の農業は極めて変則的なものであり、特殊なものであったといえる。しかしながら、戦時下体制に入ると各種統計は秘密事項とされ公表されず、農業生産などにつき詳しい数字をあげ得ないのは遺憾とするところである。

注（1）『北海道の産業組合』「新稿伊達町史」

（2）『事務報告』昭和九年　苫小牧町

（3）堀江敏夫『苫小牧百年あれこれ』昭和四十八年　苫小牧民報

（4）『目でみる苫小牧の百年』昭和四十八年　苫小牧町

## 七　終戦直後の農業と開拓者の入植

**戦後の食糧難**　戦後の食糧事情の悪化は、本道の凶作と相まって遅配、欠配が二カ月以上にもおよんだ。このため町では、二万七、〇〇〇町民の食糧危機打開のため、逸速く町に食糧対策委員会を設置し、委員と民間耕作

は食糧確保のため鵡川、厚真、早来などに東奔西走した。しかし、ただでさえ食糧事情の悪い時であり、委員の努力をよそに悪化するばかりであった。

住民もだまっていては餓死してしまうから、衣類や金品をもって日高線や岩見沢方面の農家にささり込み、生きるための食糧あさり、鈴なり列車にもまれながらわずかな食糧を得るために、せっせと往復する日々が続いた。(1)

こうした食糧難を少しでも補おうとし、町ではこれまで山本由松（旧苫小牧畜産実行組合長）に無償貸付していた中野の共同放牧地三〇二町歩の返還を求め、これを町民の耕作畑として開放し、食糧の一部を自給することにした。

議案第四號

共同放牧地開放ノ件

苫小牧共同放牧地ヲ町民ノ耕作畑トシテ左記ニ依リ開放スルモノトス

一、開放地　字中野六十番地　一七六町五歩
〃　六十一番地　二七町六反七畝五歩
〃　七十一番地　九八町一反三畝二十一歩

一、現使用者山本由松氏ヨリ返還ヲ求ムルニ付左ノ通年ノ功労ニ酬ユル為同氏ニ贈呈スルモノトス
一、苫小牧町旭町五十九番地　原野九反二十九歩
一、共同放牧地内牧柵
一、感謝状　記念品（価格五百円）

昭和二十年十一月七日提出

苫小牧町長　八巻耕三

昭和廿年十一月七日　原案可決　印

（『議決書』昭和二十年　苫小牧町）

昭和二十一年度農産高（重要産物）

| 作物種別／生産高 | 実収高 | 価格 |
|---|---|---|
| 馬鈴薯 | 六六九、三七五貫 | 三六二、七七五円 |
| トウキビ | 一四石 | 一〇、六三六 |
| 根菜類 | 四一、二六四貫 | 二〇六、三二二 |
| 葉果菜類 | | |
| 大豆 | 二〇石 | 五、六三〇 |
| 穀類 | 七四〃 | 一三、八四四 |
| 米 | 二二〃 | 四、四八五 |
| 計 | 七一〇、六三九貫<br>一三〇石 | 六〇三、六九二 |

（『市制施行に関する申請書』昭和二十三年　苫小牧町）

昭和二十一年春から市街地住民のほとんどは食糧を自給するため、中野、一本松、沼ノ端、勇払などの農耕適地を借りて、じゃがいもとかぼちゃを植付けした。これには大人も子供も一緒になって、一生懸命に働き、朝早くから人糞車を引く親子連れの姿がよく見られ、大通りを中野方面に向け長蛇の列をつくることもしばしばであった。

こうした自給自足のための民間耕作は三、四年も続いたが、生きるための懸命な努力であった。

**開拓者の入植**　戦後の食糧難、これは国土縮小のうえ、復員軍人、海外からの引揚者を迎え一層悲惨なものにした。このため政府は、昭和二十年十一月九日帰農を基盤とする「緊急開拓事業実施要領」を樹立したが、本道においても未利用農耕地七〇万ヘクタールが政府緊急開拓事業地となった。

弁天、柏原を中心とする勇払原野も農耕適地となり、昭和二十二年二月二十八日、その第一陣六戸が弁天沼東北地に入植してきた。開拓者たちは、自分の土地で自給自足できるという夢と希望を抱いての入植ではあったが、入植してまずびっくり、いたるところが水びたしで、根ばかり頑固に火山灰にめり込んだ短い灌木があって、草もろくに生えていないところだったからである。昭和初期から排水事業を行ってきたが、弁天地区は特にひどいところであった。開拓者たちは、このような土地ではたして作物ができるだろうかという不安を持ったはずである。しかし、一たん志したからにはなにがなんでもやりとげなければならぬという強い意志もまた同時にあったのである。(2)

入植当初は二間・五間の共同小屋に仮住まいして、いよいよ開墾が開始された。しかしながら、開拓者の強い意志

とはうらはらに、勇払原野の開拓は困難を極めた。開墾はすべて人力のため能率はあがらず、水位が高く作付けしてから一〇センチ位までは順調に成長しても、それ以後は葉は落ち、根は枯れてしまった。土壌の悪い弁天地区では、開拓当初はまけどもまけども実らずで、次第に失望の色を濃くしていった。

開拓者には入植小屋資材助成金として一戸八、〇〇〇円が支給されたが、この資金をもとにぽつぽつと個人住宅が建てられていったが、その名のとおりお粗末な『小屋』であった。また、開拓者が生活のうえで一番困ったのは飲み水であった。水はいたるところにあっても飲み水ではない、掘っても掘っても赤しぶのまじった水ばかりで、とてもそのままでは飲めたものではなかった。

昭和二十四年以降弁天開拓地には毎年のように二戸から一〇数戸の開拓者の入植があった。だが、開拓者の生活は苦しく、作物はとれない、水はまずい、道路もない、電気もないというあらゆる悪条件をなめつくしての努力にもかかわらず、ただ無情の風雨がはだに突きささってくるだけであった。

収入といえばわずかな開墾補助金だけであったから、日雇デメンにでたり、雪中茅刈りをして食いつなぐのが精一杯であった。開拓者のすべてが幾度か離農を考えたし、中にはついに開拓に見切りをつけ、農業を捨てた者もあった。

弁天開拓地区年度別入植戸数

| 入植年度 | 昭和二二年 | 二三年 | 二四年 | 二五年 | 二六年 | 二七年 | 二八年 | 二九年 | 三〇年 | 三一年 | 三二年 | 三三年 | 三四年 | 三五年 | 三九年 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 入植戸口 | 六戸 | 一 | 六 | 二 | 三 | 七 | 一五 | 五 | 七 | 一 | 二 | 五 | 一 | 二 | 一 | 六一 |

※ 内一一戸離農

（『弁天開拓・開拓団解散記念』昭和四十六年　弁天開拓団解散実行委員会）

昭和二十二年八月、東京都庁のあっせんで東京から二〇戸の開拓者が勇払原野の真っただ中、中野地区六〇五町歩（一戸二〇町歩）にやってきた。彼らは戦後の食糧難、特に都会では一層ひどいものがあったから、自分たちの手で



開拓者の開墾小屋
（昭和28年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

なんとか食べるものをつくりたい、空腹を満たしたいという願いから、はるばる北海道へやってきたものであった。

彼らはすべて都会人で、鉄道員、警察官、教師、会社員などのサラリーマンを中心とするさまざまな職種の集まりであったから、むろん農業の経験もなく、食べるものさえできればどんなところでもとせっぱ詰まった心境であった。苫小牧が、勇払原野がどんなところであるか知るはずもなかった。

彼らも勇払原野に来てびっくり、火山灰地にはハギ、ハスカップなどの低樹木を主に、ところどころに大きく根をはったカシワ、モミジ、ナラ、ヤチダモ、ヤチハンの木、ドロなどの樹木がまじり、これがはてしなく続いていた。ここで何がとれるんだと誰しもが感じたに違いない。だが、彼らは一日も早く食べるものが欲しかった。彼らは勇払原野到着と同時に、なれない手つきでクワを振るい耕作地をきりひらき、翌年にはじゃがいも、かぼちゃ、麦・豆類などを植付けた。しかし、この地もまたピンポン玉大のようなじゃがいもと水分の多いかぼちゃしかできなかった。入植当初は苦労の連続で、他の開拓地同様苦杯をなめつくさなければならなかったが、農業経験のない彼らには一層きびしいものであったに違いなかった。(3)

そして、とうとう一戸、二戸と脱落者がではじめた。昭和二十七年までこの地に開拓者として残ったのはわずか七戸だけで、このあとには樺太からの引揚者などが入植した。

農地解放によって旧北海道牧畜会社（松田利三郎管理地）の土地も接収され、これは一時北海道勇払開拓試験所が

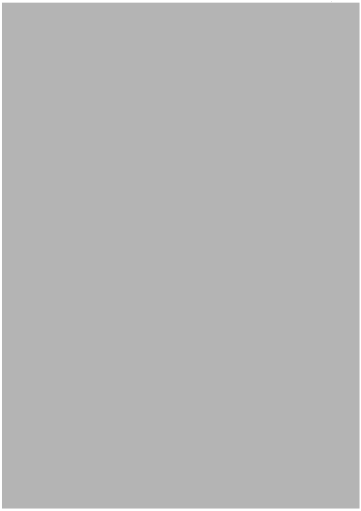
管理していたが、このうち農業適地八六〇町歩、四三戸分（一戸平均二〇町歩）が一般に解放されることになり、昭和二十四年、広島から大勢の入植申込みがあった。彼らは同年六月から八月にかけて『開拓者として成功を期し度』『緊急開拓を希望』として出願し、これが許可となり、二〇町歩前後を三、〇〇〇円、年賦返済で購入した。まず、岡功を団長とする先発隊二〇名が八月二十七日苫小牧に到着し、市役所で入植手続きを済ませた。だが、入植地にはまだ居住する設備がなかったので、一同は小屋完成まで勇払共同小屋に仮泊し、九月九日に柏原の仮屋へ引越した。家族など後発隊は九月二十七日苫小牧に着き、直ちに柏原の仮屋に入った。第一陣は一四戸、五三人であった。さらに十月三十一日には第二陣として一二戸、三九人の入植があって、同年の入植者は二六戸、九二人となった。

翌二十五年にも四月十五日、八月五日の二回にわたって八戸、三三人の広島県からの入植があった。

前年に入植した人たちは、すでに八月も終りであり、住宅建設と明年の作付計画に胸をふくらませていた。ところが、翌二十五年になって予期しない出来事が起こった。というのは、開拓団員には一戸平均七反程度が開拓補助金として反当り二、四〇〇円が支給されることになっていたが、これが遅れ、あてにしていた金もすぐには入らないという状態であった。開拓者には前年の収穫は全くなかったから、秋の収穫までは食べるものさえなく、はじめのうちはわずかな金をはたいて食糧を求めていたが、これもなくなるとその日の生活に身の回り品を売り、六月まではなんとか生活してきた。だが、七月からはそれもできなくなり、全員が生活保護法の適用をうけるという異例な結果となった。ただ、この生活保護法適用にあたっては、収穫を得た時点で扶助を打切るという条件であった。(4)

この広島県の開拓団は、過去、現在において農業経験のあったものが三分ノ二で、あとは運送業、商業、公務員、会社員、鉄道員、工員、自動車修理工、大工などさまざまで全く農業経験のない人たちであった。

翌二十五年から本格的な開拓がはじまった。朝早くから夜おそくまで、オノやクワを振るって山林や原野をきり開



柏原の開拓者の生活保護法適用を報ずる新聞（昭和25年）〔堀江敏夫蔵〕

いてわずかばかりの畑作を行ったが、想像できないようなつらさだったに違いない。その証拠に二十五年八月、収穫を待たずして二世帯、六人が開拓地を退去した。

秋にはばれいしょ、とうもろこし、かぼちゃ、豆類など満足のいく収穫ではなかったが、とにかく開拓地で作物がとれた。だが、火山灰地のため畑作を行うには多量の肥料が必要であったからこの代金に追われ、さらに追討ちをかけるように連続的な冷害、凶作がやってきた。このため、開拓をあきらめ他地へ転任する者も少なくなかった。そして、そのあとにまた新しい人たちが入ってきたのである。

このほか苫小牧では昭和二十五年に勇払小学校付近の六三町歩（一戸平均一五町歩）四戸と錦岡地区二七三町歩（一戸平均一三町歩）一八戸分を開拓地とした。

弁天地区では、通学距離があったので、子供たちは通学に相当苦労した。勇払小学校までは近くて二キロ、遠い人では五キロ

昭和二十七年末現在開拓地別入植者状況

| 区分 / 地区別 | 道外 | 地元 | 外地及引揚者 | 計 | 人口 | 稼働力 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 弁天 | | 一三戸 | 七戸 | 二〇戸 | 一一六人 | 五二人 | 二二年計画地 |
| 東京開拓 | 東京都 七 | 四 | 一〇 | 二一 | 一一四 | 四六 | 二二年入植地 |
| 柏原 | 広島県二八<br>岩手県 九 | 四 | 一 | 四二 | 一八五 | 一〇七 | 二二年計画地 |
| 勇払小付近 | | 三 | 一 | 四 | 三七 | 一二 | 二四年計画地<br>二四年入植地 |
| 錦岡 | | 一四 | 四 | 一八 | 八五 | 四〇 | 二五年計画地<br>二五年入植地 |
| 計 | 四四 | 三八 | 二三 | 一〇五 | 五三七 | 二五七 | 二六年入植地 |

（『市勢要覧』昭和二十六年　苫小牧市）

道・市貸付家畜一覧表

| 年度 | 貸付区分 | 牛 | 馬 | 緬羊 | 豚 | 鶏 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和二五年度 | 道貸付 | — | — | — | — | — |
| | 市貸付 | — | — | 一八 | — | — |
| | 計 | — | | 一八 | — | — |
| 二六年度 | 道貸付 | 二〇 | — | 一 | 一 | — |
| | 市貸付 | 一〇 | 五 | 二〇 | — | — |
| | 計 | 三〇 | 五 | 二一 | 一 | — |
| 二七年度 | 道貸付 | 二〇 | — | — | — | — |
| | 市貸付 | 二〇 | 一〇 | 三五 | 一〇 | 五〇〇 |
| | 計 | 四〇 | 一〇 | 三五 | 一〇 | 五〇〇 |

（『市勢要覧』苫小牧市各年より作成）

以上もあったが、冬の大雪には橇にのせたり、馬を入れてからは馬橇で送り迎えをしたこともあった。

勇払原野の開拓は生活面ばかりでなく、交通、文化、教育、社会、衛生などあらゆる面で支障をきたし、苦しいものの連続であった。

一方、市では戦前より混同農業をとり入れた農家では相当の実績をあげていたことから、これらの開拓団を含む勇払原野の農家は冷涼湿潤な気候と広大な土地における農業は酪農を中心にすべきであるということから、昭和二十六年一〇頭の牛を買い、これを営農意欲が充分あって土地を持っている農家に、最初に生まれた子を返すという条件、いわゆる子返し制のもと貸付牛制度を開始した。このほか馬五頭、緬羊二〇頭の貸付も行った。同年、道においてもこの貸付牛制度を設け、同二十六年度における苫小牧の貸付牛は三〇頭となった。これは安定した現金収入と肥料を自給できるということもあったが、すでに昭和初期において勇払原野の農業は混同農業であるとし家畜の飼育を奨励してきたが、開拓者においてもこの原理に戻ることとなった。

しかし、この酪農事業も決してはじめから順調ではなく、最初のころは草はあっても栄養分がないこと、水が非常に悪かったため、乳も十分にでず、牛そのものもまいってしまうことがあった。

昭和二十五年から道庁において勇払原野開拓の地区別計画がまとめられ、同二十六年度以降客土事業がはじまった。



弁天地区の客土事業
（昭和29年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

さらに、同二十七年から北海道開発局の直轄事業となり、新規農耕適地を選定したが、この入植希望者も多く、待機者が続出した。開発局は入植農家標準営農を乳牛を主体とし小家畜を加味した酪農経営として、土地一七町歩前後を有し、馬二頭、乳牛四頭、緬羊二頭、豚二頭、鶏二〇羽ほど飼育することが望ましいとした。だが、このような計画はすでに昭和初期の勇払原野一万町歩開発において示されてきたことであり、その後、勇払原野の開拓は何ら進展していなかったことを物語るものである。さらに、開発庁は火山灰地、湿地帯のため、農業経営はすこぶる困難がともなうが、このまま放置すれば本道勇払原野は永久に未開発となり、幾多のエネルギーを残存して世の人に忘れられることであろう。この開発は永い日時を要するとしても、勇払原野総合開発計画に並行して行い、そば、玉ねぎ、大豆などと飼料作物に重点を置き、長期輪作を計画的に実施するという勇払原野開発の基本計画を示した。(5) この時点では勇払原野の一部分を工業開発と考え、その他については農業開発が優先していたのである。



勇払原野の開墾作業風景
（昭和28年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

こうして、国、道、市の施策と開拓者の大なる努力によって、勇払原野も酪農を中心としながら次第に農業基盤ができあがっていった。そして、客土事業促進期成会の発足などもあって、不便だった開拓地の奥にも排水溝が掘られ客土も進み、道路も敷かれ、電気がつき、水道も敷かれ、バスも入る、機械も入る、電話もつくということで、生活条件、社会条件もよくなり、昭和三十年代後半には勇払原野の農家も酪農を中心としながら一本立ちできるようになった。

**勇払開拓事業所の設置**　昭和二十二年現在勇払原野の未開発地は一万八、〇〇〇町歩といわれたが、この中には耕作可能でありながら未開発地となっている原野も多く、これらの土地に対して科学的、総合的に開拓を進めるため、同年十一月には柏原に北海道勇払開拓試験所が設置された。町でもこの施設に対し大きな期待を持ち、家屋建設資材の供給など全面的な協力を行った。

この試験所では①開拓に必要な農業土木に関する試験とその経済効果、②土壌の技術的研究、③土壌に関する物理・化学的研究、④開拓入植者の生活合理化に関する研究、⑤開拓入植者に対する開墾・営農・生活の現地指導、⑥勇払原野総合開発事業推進のための社会的経済的調査研究などであった。[6] ここでの事業は二年間行われたが、昭和二十四年、一応の目的を達して閉所となった。

しかし、なおも勇払原野における開拓にはいろいろな意味での実践、研究機関が必要であったところから、昭和二十五年六月一日には、勇払開拓試験所時代の研究を基に開拓事業を助成する目的をもって勇払開拓事業所が設置された。ここには農業、農畜、農土改良事業の技術者四名を配置、トラクター二台、抜根機一〇台、トラック一台を備え、開拓者の援護、開拓効果の研究にあたった。

**農地改革**　農地改革は、戦後の占領政策による日本民主化の一環として行われたもので、上からの半強制的なもので、地主はほとんど一方的に安価に土地を買収され、小作人は、低廉なる価格をもって農地を取得するという、封建的地主制度の崩壊と小作制度の解消、自作農創設による農業の民主化と安定化にあった。

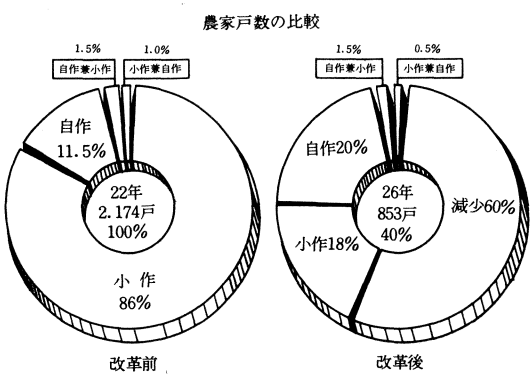
政府は昭和二十年十二月に旧農地調整法を改正する法律を公布し第一次農地改革案が作成された。しかし、この一次案は総司令部の不満があり、翌二十一年十月には総司令部の勧告に基づき、耕作者の地位を安定し、その労働の成果を公正に享受させるため、自作農を急速かつ広範に創設し、以て農業生産力の発展と、農村における民主的傾向の促進を図るとする「自作農創設特別措置法」と、耕作者の地位の安定及び農業生産力の維持増進を図るため、農地関係の調整をなすとする「改正農地調整法」が公布され、第二次農地改革案が成立した。

苫小牧町においても、これまで官選によって選定されていた農地委員に代わり、民選による農地委員が選出され、昭和二十一年末近くに農地委員会が設立され、翌二十二年一月には役場内に農地委員会事務局も設置され、本格的な農地改革事業が開始された。

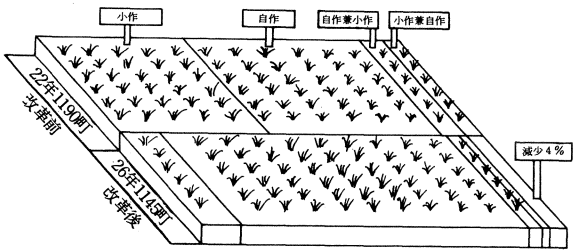
農地委員会は戦後の混乱した情勢の中で、困難な農地改革事業に取組み農業委員会が発足する昭和二十六年まで管内の基礎調査や買収売渡計画をたてるなど事業の遂行にあたった。

苫小牧においては、その初期には農業不適ということもあって小作人は極めて少なかったが、大農場の進出もあって大正末期以降次第に増加し、昭和八年においては自作戸数二二一戸（三九・七％）、小作二九二戸（五二・四％）、自作兼小作戸数四四戸（七・九％）と小作の方が多くなっていた。そして、この傾向は終戦まで続いたが、戦後の食糧難から農地を借用して耕作を行う者が多くなり同二十二年八月一日現在の農業調査では小作が一、八六〇戸（八五・六％）、自作二五九戸（一一・九％）、自作兼小作五五戸（二・五％）と圧倒的に小作が多くなったのである。

農地改革前と現状の比較




作付面積の比較




この農業調査においては作付面積によって行ったもので、三反歩以上のものを農家として取扱ったため、食糧事情から農地を借用して三反歩以上を作付けしているいわば非農家ともいうべきものも小作とみなしたため、小作人の急増となった。しかし、昭和二十五年以降食糧事情の好転にともないいわゆる非農家は漸次耕作を放棄し、本来の農業戸数へ戻っていった。また、上の表をみてもわかるように、苫小牧の小作農も次第に減少し、自作農が増加していった。そして、同三十一年では自作五八四戸（六八・八％）、小作二一九戸（二五・八％）、自作兼小作などでは四六戸（五・四％）と農地改革の効果が確実にあらわれていった。

苫小牧における農地改革は、昭和二十二年から同二十五年までの間に一六回の買収が行われ、この間田畑七七七町歩、牧野二、〇六四町歩の買収が完了し、九割以上の農地改革を終えた。次に、同二十五年現在における農地改革状況をあげれば次のとおりである。

買収面積

| 買収回数 | 田 | | 畑 | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 面積 | 金額 | 面積 | 金額 | 面積 | 金額 |
| 第一回より一六回迄の累計 | 五町二四〇六 | 二、九二三、二〇円 | 七七二町〇二七 | 二九、二五一、〇〇円 | 七七七町二五二三 | 二九五、四三三、三〇円 |

（『市勢要覧』昭和二十七年　苫小牧市）

**農業委員会の設置**　昭和二十六年三月三十一日、法律第八八号をもって「農業委員会等に関する法律」が施行され、従来の農地委員会（一〇名）、農地調整委員会（一八名）、農業改良委員会（五名）の三委員会を統合し、農業生産力の発展と農業経営の合理化、農業者の社会的地位の向上、農業振興方策の樹立と普及等、農業者の利益を代表する機関として、苫小牧市農業委員会が発足し、事務局を市役所産業課内に置いた。

第一回の農業委員選挙は昭和二十六年七月二十日に執行されたが、有権者数一、五六九人で次の一五名が選出された。このほか、市長の推薦による学識経験者一名、農業協同組合、農業共済組合から各一名が選出され、委員定数は一九名であった。

第一回苫小牧市農業委員選挙状況

| 区分＼男女別 | 有権者数 | 立候補者数 | 当選者数 | 投票率 |
|---|---|---|---|---|
| 男 | 七八三 | 一七 | 一五 | 九〇・三〇 |
| 女 | 七八六 | — | — | 八四・〇〇 |
| 計 | 一、五六九 | 一七 | 一五 | 八七・一〇 |

（『市勢要覧』昭和二十七年、二十八年　苫小牧市）

▼選挙による委員

池田栄次郎（樽前）、伊藤仙太郎（樽前）、上田政吉（樽前）、上水光朗（弁天）、岡功（弁天）、小野寺長吉（植苗）、金子友吉（柏原）、佐久間福松（弁天）、佐藤徳次郎（糸井）、高橋寅吉（錦岡）、千葉文一（中野）、橋向清蔵（美沢）、矢内兵衛（沼ノ端）、山本藤次郎（錦岡）、中公喜一郎（山手町）

▼選任による委員

相沢栄佐男（学識経験者）、蔦森春明（学識経験者）、高坂永松（農協）、中村重信（農協共済）

（『農業委員名簿』苫小牧市農業委員会）

農業委員の選挙は三年毎に行われてきたが、この間委員定数、選任基準に若干の変化があり、昭和二十九年から市議会選出委員が一名加わり、その後選挙委員一六名、議会推せん五名、団体推せん三名の計二十四名となったが、同四十七年の改正では選挙による委員一〇名、選任では市議会選出二名、学識経験者一名、農業団体二名の合計一五名となった。このうち、農業団体については市長はかならず一名を選任しなければならないことになっている。

歴代農業委員会会長名一覧表

| 代 | 氏名 | 在任期間 |
|---|---|---|
| 一 | 蔦森　春明 | 二六・七・二〇～二九・七・一九 |
| 二 | 〃 | 二九・七・二〇～三二・七・一九 |
| 三 | 高坂　永松 | 三二・七・二〇～三五・七・一九 |
| 四 | 〃 | 三五・七・二〇～三八・七・一九 |
| 五 | 中村　重信 | 三八・七・二〇～三九・一一・二六 |
| 六 | 池田栄次郎 | 三九・一一・二七～四一・七・一九 |
| 七 | 〃 | 四一・七・二〇～四四・七・一九 |
| 八 | 中村　芳衛 | 四四・七・二〇～四七・七・一九 |
| 九 | 野村　勝美 | 四七・七・二〇～ |

（『農業委員名簿』苫小牧市農業委員会）

昭和二十六年七月二十日の選挙後開かれた委員会において蔦森春明が会長に選出され二期をつとめた。なお、歴代会長は上のとおりである。

農業委員会は、昭和二十六年発足以来農業生産力の発展と、農業経営合理化、農業振興計画の樹立などその推進につとめてきた。しかしながら、昭和三十四年から苫小牧港の建設にともなう農地買収が開始され、最近に至って東部用地の買収と急速なる宅地造成化が進み、農地の減少が大きく、三十五年二七〇件、四十一年三一〇件、四十六年五二三件と農地転用件数の増加があり、むしろこの方面において多忙を極めている。

農業委員選挙人名簿登載人員

| 地区＼年度 | 昭和四三年 | 四四年 | 四五年 | 四六年 | 四七年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 糸井 | 一一三 | 八二 | 八二 | 八三 | 四六 |
| 錦岡 | 八八 | 九二 | 九四 | 九四 | 六二 |
| 樽前 | 一五〇 | 一二〇 | 一一八 | 一二二 | 一一二 |
| 沼ノ端明野 | 二五 | 五 | 五 | 三一二 | 八 |
| 勇払弁天 | 五五 | 三二 | 三四 | | |
| 柏原 | 一八〇 | 一六六 | 一七一 | 八二 | 二 |

| 地区＼年度 | 昭和四三年 | 四四年 | 四五年 | 四六年 | 四七年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 植苗 | 五八 | 五八 | 五六 | 一一五 | 一〇五 |
| 美沢 | 七九 | 七六 | 六五 | | |
| 静川 | 二六 | 二五 | 二〇 | 六 | 九 |
| 弁天開拓 | 一四二 | 一二〇 | 一一二 | 七六 | |
| 合計 | 九一六 | 七七六 | 七五七 | 六一〇 | 三四四 |

（『とまこまいの農林水産』昭和四十七年）

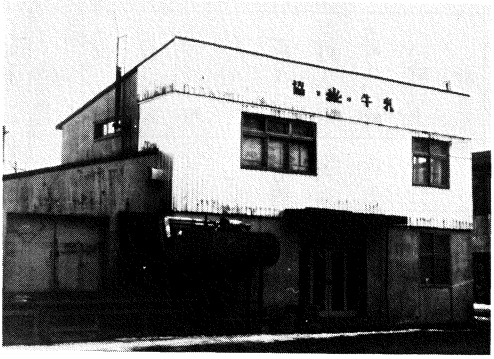
**農業団体**　布施行されるとともに、「農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律」が公までの苫小牧町農業会は解散することになり、新たに『苫小牧農業協同組合』および『苫小牧酪農協同組合』が設立されることになった。

しかしながら、農業会の解散は二つの新組合の設立や農業会員全員の協同組合参加がないなどから農業会財産の処分や資金、貸借関係の清算などからその解散は遅れ、農業協同組合、酪農協同組合が昭和二十三年三月に設立されたが、農業会も存続し、その解散が決まったのは市制施行後の同年八月で苫小牧市農業会という名称をもって解散した。

苫小牧農業協同組合は事務所を本町に置き会長には植苗の丹羽秀雄が就任し、組合員は三〇〇名であった。一方、苫小牧酪農協同組合は事務所を本町に置き、会長には西町の長野拡があたり、組合員は一五〇名であった。

昭和三十年三月にはこの二つの協同組合が合併し、同年四月には新たな苫小牧市農業協同組合を設立した。

農協は苫小牧の乳牛の増加から、昭和三十六年には市乳事業を開始し、『旭印農協牛乳』として創設時から市内小中学校給食用牛乳を一括供給し、年々人口の増加から供給量も増加し農協の収入財源となった。しかしながら、苫小牧の開発、特に東部工業基地建設計画にともなう農地の買収による酪農家の減少から、次第にその経営も困難となり、同四十八年度には市乳事業部門で八〇〇万円の赤字決算となり、同四十九年五月三十日の農協総会において、①開発に伴う酪農家戸数の減少で生乳生産量も半減、原料乳の確保が困難になった、②資材高騰など厳しい経済情勢の中で単協の市乳事業には困難があるなどから雪印乳業へその権利を移譲し、農協ミルクプラントの閉鎖を決定した。



農協ミルクプラント　（昭和48年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

しかしながら、その閉鎖にあたっては事業開始当初市が農協の育成と市民により安い牛乳を提供するということで市費三〇〇万円の貸付金、国費二五〇万円の補助をうけており、市議会においても問題となった。だが、これも宅配業者と円満に話し合うことを農協に要請することによって一応の決着となった。

農協はその経営の安定化をはかるため、昭和四十九年より糸井などに農協ストアを開店し、財源の一助としている。

昭和二十六年には苫小牧開拓農業協同組合が設立され、三上順一が組合長となり、組合員は八〇名であった。

**終戦直後**　戦後の食糧難にはじまった当地方の農業は、昭和二十二年八

**の農産物**　月の農業調査では農業戸数二、一七四戸（このうち専業農家三四七戸）という数字であったが、同二十五年以降食糧事情の好転により非農

昭和二十四年における農家戸数（耕作地を持つ戸数）

| 反別＼自小作別 | 自作農 | 自作農小作兼 | 小作兼自作農 | 小作農 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 三反　未満 | 一六 | 三 | ― | 一、二〇三 | 一、二二二 |
| 三反～五反 | 七〇 | 二 | 一 | 九四 | 一六七 |
| 五反～一町 | 六八 | 四 | 三 | 二九 | 一〇四 |
| 一町～二町 | 九〇 | 一三 | 四 | 一二 | 一一九 |
| 二町～三町 | 七四 | 五 | ― | 四 | 八三 |
| 三町～五町 | 六五 | 五 | ― | 六 | 七六 |
| 五町～一〇町 | 二五 | 二 | 一 | ― | 二八 |
| 一〇町以上 | 三 | ― | ― | ― | 三 |
| 計 | 四一一 | 三四 | 九 | 一、三四八 | 一、八〇二 |

（『市勢要覧』昭和二十五年　苫小牧市）

穫を得ている。しかし、同二十五年は台風により二三六石と減少し、同二十六年には四四町歩に作付けしながら二八九石にとどまっている。

その他では、燕麦、小麦、そば、玉ねぎ、大豆、小豆、いんげん豆、えんどう豆、大根などが一〇町歩以上の作付けを行い、相当の収穫を得ている。特に、そばは昭和二十五年まで四〇町歩以上に作付けされ一、〇〇〇石程度の収穫を得ていた。そのほか根茎菜類としてにんじん、ごぼう、きゅうり、白菜、きゃべつ、ビートなども作付けされていた。次に、終戦直後の主要農産物実績をあげれば次のとおりである。

家の耕作放棄により次第に減少していったが、同二十四年の農家戸数は一、八〇二戸で、このうち三反歩未満の小作農が一、二〇三戸と実に六六・七％を占めていたのである。また同年における耕作面積は田三八町歩、畑一、〇四九町歩であった。

昭和二十三年における農作物をみると馬鈴薯は一二七町歩に作付し一〇三万貫、かぼちゃが一〇五町歩、二四八万貫と圧倒的に多く当時の食糧事情をしのばせるものである。これは翌二十四年も続いたが、同二十五年の台風による減収と食糧事情の好転により同二十六年に急激な減少があった。

米については、昭和二十三年は二八町歩に作付けし一、九九七石、翌二十四年には三四町歩の作付け二、七九〇石の収

# 終戦直後の主要農作物作付面積、生産高一覧表

| 種別＼年度 | 昭和二一年 | | | 二四年 | | | 二五年 | | | 二六年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 作付面積 | 生産高 | 反当り | 作付面積 | 生産高 | 反当り | 作付面積 | 生産高 | 反当り | 作付面積 | 生産高 | 反当り |
| うる米 | 二八、五 町反 | 一、九九七 石 | 七〇〇 合 | 三四、八 町反 | 二、七九〇 石 | 八〇〇 合 | 三三、八 町反 | 二三六 石 ※1 三四 | 七〇〇 合 | 四三、九 町反 | 二八九 石 | 六五四 合 |
| もち米 | 五、五 | 三九〇 | 七〇〇 | 五、四 | 四三一 | 八〇〇 | 四、九 | | | | | |
| 大麦 | 六、三 | 二八七 | 四五〇 | 八、五 | 三三九 | 四〇〇 | 一〇、一 | 四〇 | 四〇〇 | 一三、二 | 九三 | 七〇五 |
| 小麦 | 一七、八 | 七四六 | 四一九 | 九、〇 | 二九九 | 三三〇 | 八、三 | ナシ | ナシ | 九、一 | 三六 | 四〇〇 |
| らい麦 | 四、六 | 二一七 | 四六三 | 三、二 | 二一一 | 六五〇 | 三、八 | 八 | 二〇〇 | 八、四 | 四八 | 五七二 |
| 裸麦 | 一、六 | 六四 | 三九三 | 一、二 | 五〇 | 四〇〇 | 二、〇 | 六 | 三〇〇 | 一、三 | 五 | 四〇〇 |
| 燕麦 | 八一、七 | 四、六九九 | 五七五 | 九一、五 | 六、八六一 | 七五〇 | 一一四、二 | 三四 | 三〇〇 | 一五七、二 | 二〇四 | 一、三〇〇 |
| ひえ | 五、七 | 四二五 | 七四〇 | 四、〇 | 二〇六 | 五二〇 | 四、一 | 四 | 一〇〇 | 七、八 | 五八 | 七五〇 |
| 粟 | 六、一 | 四二八 | 七〇〇 | 三、三 | 九八 | 三〇〇 | 三、一 | 三 | 一〇〇 | 三、三 | 一三 | 四〇〇 |
| いなきび | 七、九 | 四六九 | 五九二 | 六、二 | 一九九 | 三〇〇 | 六、一 | 六 | 一〇〇 | 七、八 | 六二 | 八〇〇 |
| 玉ねぎ | 四八、一 | 一、八一三 | 三七七 | 五七、六 | 二、三〇六 | 四〇〇 | 二二、〇 | 六、七〇二 貫 | 三〇 貫 | 一五、七 | 一五、七〇〇 貫 | 一〇〇 貫 |
| 大豆 | 五六、三 | 二、二七二 | 四〇三 | 七三、九 | 二、六五九 | 三六〇 | 二八、〇 ※2 六九、〇 | 六九 石 | 二四 合 | 三六、九 | 二七 石 | 七五 合 |
| 小豆 | 二一、二 | 九三四 | 四四〇 | 二六、二 | 九一五 | 三五〇 | 二九、四 | 一四八 貫 一三八 石 | 三〇 貫 二四 合 | 六三、二 | 二五三 石 | 四〇〇 合 |
| えんどう | 八、七 | 三八四 | 四四〇 | 一一、九 | 七五九 | 六四〇 | 四、〇 | 一四 石 | 二〇 貫 一五 合 | 四、九 | 五〇 貫 | 五〇〇 合 |
| いんげん | 一九、五 | 八五八 | 四四〇 | 一七、三 | 六〇七 | 三五〇 | 二、〇 | 八一 貫 一六 石 | 三〇 貫 一〇〇 合 | 三、二 | 一二 貫 八 石 | 三五 貫 六五〇 合 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 馬鈴薯 | 一二七、八 | 一〇三万貫 | 一五九貫 | 一二四、〇 | 二四一貫 | 一九五貫 | 九九、一 | 八万貫 | 九〇貫 | 九一、二 | 一九万貫 | 二一〇貫 |
| 大根 | 四三、一 | 一二八 | 二九七 | 三二、三 | 一一三 | 三五〇 | 三四、五 | 三四 | 一〇〇 | 三六、三 | 二五 | 七〇〇 |
| 南瓜 | 一〇五、八 | 二四八 | 二三四 | 一〇〇、七 | 二五三 | 二五〇 | 六六、二 | ナシ | ナシ | 五八、〇 | 一七 | 三〇〇 |

※1昭和二十五年は台風一五号の影響により減少、あるいは収穫皆無がある。※2の昭和二十五年、二十六年は右は未成熟のもの、左は乾燥種実を示す。

（『市勢要覧』苫小牧市各年より作成）

**農業者の生活状況**　戦前から混合農業をとり入れた人たちはまずまずの生活であったが、特に開拓者においては生活も苦しく、電燈、ラジオもない、新聞もとれないという農家がかなりあった。したがって文化的水準はかなり低いもので、毎日、毎日農作業に追われてしまうのが常であった。

昭和二十六年六月十日に行った農家の家庭調査では総戸数八五三戸に対し、電燈のない家庭が二九七戸で三四・八%、ラジオのない家庭が三八〇戸で四四・五%、新聞を取っていない家庭が一一五戸の一三・四%であった。

また、電燈とラジオを備えている農家は五二・八%、電燈と新聞は六〇・八%、ラジオと新聞が五一%、電燈・ラジオ・新聞の三つを備えている農家は四九・二%であった。

農家の電燈、ラジオ、新聞状況

| 区分 ＼ 有無 | 電燈 | 上の内 自家発電 | ラジオ | 上の内 共同聴取 | 農業用電力 | 上の内 誘蛾燈 | 新聞 | 電燈とラジオ | 電燈と新聞 | ラジオと新聞 | 電燈・新聞・ラジオ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有 | 五五六戸 | 一 | 四七三戸 | 六二戸 | 六戸 | 一 | 七二八戸 | 四五一戸 | 五一九戸 | 四四〇戸 | 四二〇戸 |
| 無 | 二九七 | 一 | 三八〇 | 一 | 八四七 | 一 | 一一五 | 四〇二 | 三三四 | 四一三 | 四三三 |
| 計 | 八五三 | 一 | 八五三 | 六二 | 八五三 | 一 | 八五三 | 八五三 | 八五三 | 八五三 | 八五三 |

（『農家生活調査』昭和二十六年　苫小牧市）

注（1）堀江敏夫『苫小牧百年あれこれ』昭和四十八年　苫小牧民報
（2）『目でみる苫小牧の百年』昭和四十八年　苫小牧市
（3）堀江敏夫『ふるさと百話』昭和四十五年　朝日新聞
（4）『南北海』昭和二十五年　南北海新聞社
（5）『勇払原野総合開発計画』昭和二十七年　北海道開発局
（6）『苫小牧市勢要覧』昭和二十四年　苫小牧市

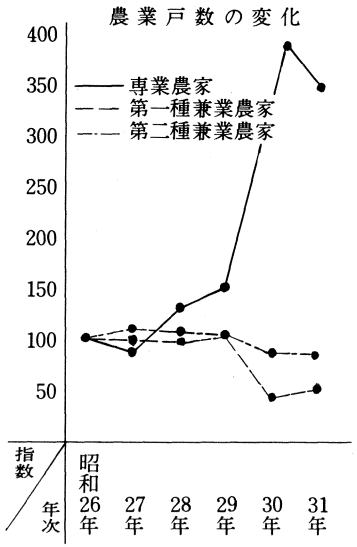
## 八　農業の振興期

**農業方針と振興計画**　いわゆる非農家の減少により同二十六年の当市農業戸数も八五〇戸前後となり、このうち専業農家六八戸、第一種兼業農家（農業を主とするもの）二五八戸、第二種兼業農家（農業を従とするもの）五二七戸であった。しかし、これでも明らかなように六一・七％は農業を副業とするもので、農業生活は極めて不安定であったことがわ

かる。

このため苫小牧市は、昭和二十六年酪農をとり入れた農業奨励方針を樹立した。これで地力の増進と飼料作物の増進に重点を置き、家畜の増産を図り、主要食糧の確保で、食飼糧の完全自給を目ざすものであった。

一、地力増進施設五ケ年計画
　㈠緑肥、赤クロバー種子の購入補助（全農家対象）
　㈡自給飼料の増産奨励
　㈢土壌酸土の検定
　㈣土地の改良奨励
二、飼料作物の増産奨励
三、食糧作物の増産奨励
　㈠主要作物の優良品種選抜試験の実施
　㈡優良品種の増殖
　㈢耕種法の改善
　㈣病害虫防除奨励
四、農村振興共励会の開催
五、月例指導会の開催




などであった。(1)

しかしながら、当市の農業は耕地面積のうち三・四%を占める水田地帯を除いてはすべて畑作地帯で、平均一戸当り耕地面積は五反歩以下の兼業農家を除いても平均三町歩程度で酪農地帯の一戸当り平均耕作面積としては極めて少ないものであった。

それでも農業奨励方針の樹立と畜産振興五カ年計画により専業農家の増加と兼業農家の減少があり、次第に当地方の農業もその実を挙げてきたのである。

苫小牧地方の地力は全区域火山性土壌でかつ湿地が多く、地味は有機質に乏しく瘠薄で収穫量も少ないところから早くからこれらの立地諸条件に適合する有畜農業を基盤として農業経営を奨励してきたが、昭和三十一年にはこれを完全実施するため、酪農振興法に基づく高度集約酪農地区の設定をうけ、優良乳牛の導入による酪農振興を推進する農業振興五カ年計画を樹立した。これには、家畜の導入増産をはじめ、耕地を拡張して自給飼料の生産確保、食糧の増産を実施するとともに、耕地の整備、耕種の改善、大規模土地改良事業を行うものであった。

農業振興五カ年計画（昭和三十一年～三十五年）

(一) 耕地整備事業

| 区分 / 事業名称 | 事業量 | 事業費 | 年度別事業量 昭和三一年 | 三二年 | 三三年 | 三四年 | 三五年 | 増産効果（米麦増産量） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 暗渠排水 | 五七〇町 | 五一、三〇〇千円 | 一一六町 | 一二七町 | 一一七町 | 一〇五町 | 一〇五町 | 七八七石 |
| 客土 | 六五二 | 一二五、七〇〇 | 一二八 | 一二八 | 一二八 | 一二八 | 一四〇 | 一、〇二〇 |
| 用排水路 | 二〇、〇〇〇M | 三、二四〇 | 三、七八〇M | 四、〇八〇M | 三、九八〇 | 三、九八〇M | 四、一八〇M | 三七四 |
| 酸性矯正 | 五七〇町 | 三、四二〇 | 一二〇 | 一三〇町 | 一一〇 | 一一〇町 | 一〇〇町 | 八二五 |
| 耕地防風林 | 五七六 | 二八、八〇〇 | 一一四 | 一一四 | 一二六 | 一一二 | 一一〇 | 七九五 |
| 農道 | 二四、一〇〇M | 一六、八七〇 | 四、九〇〇 | 四、七〇〇M | 四、七〇〇M | 五、〇〇〇 | 四、八〇〇M | |
| 計 | | 二二九、三三〇 | | | | | | |

(二) 団体営灌漑排水路

溜池三カ所、頭首工一、用排水路三八キロ

(三)小団地開発整備事業

溜池二ヶ所、頭首工三、用排水路一九キロ、暗渠排水六〇町歩、客土三二町歩、農道八・六キロ、畑地灌漑八、五五〇町歩、牧野造成改良一〇〇町歩

(四)開拓事業

開墾事業二、〇二六町歩

(五)耕種改善

温床苗代一八、七六〇坪、保温折衷苗代一、〇〇〇坪、耕土培養八一五町歩、採種圃の設置八反歩、堆肥場尿溜槽の設置（尿溜二四〇基、堆肥舎二四八棟、堆肥場二四〇基）、その他病虫害防除施設、農機具の導入等

(六)畜産振興

家畜導入（乳牛二九〇頭、役馬一四五頭、緬羊二〇〇頭、山羊一七五頭、豚一五〇頭、鶏八八〇羽）、草地改良二二七町歩、畜舎二一七棟、サイロ二二基等

(七)総合助成事業

木炭山元倉庫二棟、牛乳処理場三

(八)林産振興

公有模範林薪炭林造成四〇町歩、栗五〇町歩、くるみ五〇町歩

資金計画

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 国庫 | | | | 一八〇、二〇五千円 |
| 道 | | 個人 | 現金 | 五六、三二五千円 |
| | | | 労務 | 一〇七、二三六 〃 |
| 市 | | | 借入 | 二二一、三六八 〃 |
| 団体 | | | その他 | 五〇〇 〃 |
| | 四五、七二九 〃 | | | |
| | 二九、三九〇 〃 | | | |
| | 六、四六二 〃 | | | |

総事業費　六四七、二一五千円

（『積雪寒冷単作地帯農業振興五ケ年計画書』―市勢年鑑　昭和三十二年　苫小牧市）

この計画にもとづいて各事業が実施されたが、資金の関係もあってその事業によっては完全には実施されなかった。初年度である昭和三十一年の実績をみると、耕地面積では既存農家が九四一町歩、開拓農家では一、一二四町歩の拡張を行い、一戸平均では既存農家二町六反歩、開拓農家五町五反歩の増加となった。客土事業は同三十一年の実績九四町歩と目標からみると七三・四％であった。排水事業は五、四四〇メートルであった。耕種改善事業では、温床苗代に対しては国費以外に施設費五割以内の補助、種子購入代、堆肥場、尿溜槽設置に対しては市より五割以内の補助を行い次第に増加していった。

一方、農業戸数および農産物の実績についてみると、昭和三十年以降専業農家の増加が目立ち、同三十一年には二三〇戸を数え、その後も若干ながら増加していった。

農産物種類別作付面積では水稲は昭和三十三年に八八町歩、五八二石の生産高最高に次第に減少し、麦類も三十三年以降半分に減少したが、飼料作物はある年を除いては増加し、特に同三十四年には一、四〇五町歩に作付けされ、七一八万貫を生産していた。

農産物種類別作付面積

| 区分＼年次 | 昭和三一年 | 三二年 | 三三年 | 三四年 | 三五年 | 三六年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 町反 | 町反 | 町反 | 町反 | 町反 | 町反 |
| 水稲 | 六六、八 | 七八、八 | 八五、五 | 七七、五 | 六〇、三 | 四六、〇 |
| 麦類 | 三一、三 | 二一、九 | 一一、五 | 三一、四 | 一一、八 | 八、六 |
| 雑穀 | 九三、一 | 一、〇五九、〇 | 一、〇九一、六 | 一、〇九九、五 | 九四一、三 | 八七五、一 |
| 根茎菜類 | 二六八、六 | 二七六、六 | 二六三、七 | 三〇八、一 | 二七四、二 | 二六一、二 |
| 工芸作物 | 三九、一 | 二五、五 | 二〇、三 | 二七、三 | 三七、四 | 七二、四 |
| 飼料・緑肥 | 七四四、三 | 八四一、五 | 一、二七、八 | 一、四五五、一 | 一、一四三、五 | 一、三五、二 |

| その他 | 五三 町反 | 一、二 町反 | 五、二 町反 | 一、〇 町反 | 一、二 町反 | 七、八 町反 | 計 | 二、〇九八、四 町反 | 二、三〇四、四 町反 | 二、六二八、五 町反 | 二、八六〇、九 町反 | 二、五二、六 町反 | 二、六〇七、三 町反 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

（『市勢要覧』苫小牧市各年より作成）

**酪農振興五ヵ年計画**

苫小牧の農業経営方針として早くから有畜農業を基盤としてきたから、酪農振興には大いに力を入れてきた。ただ、苫小牧の酪農は、火山灰層の粗悪土壌のため収穫も少なく農業経営も苦しいところから、現金収入を得られること、自給肥料の確保により耕土の改良に役立つなどの利点から、いわば農業経済を補給する目的をもって開始されたため、その規模は小さいものであった。しかしながら、昭和二十五年現在において三反歩以上の耕地面積を所有する農家において無畜（大動物）戸数は五〇戸、無牛農家は約一〇〇戸を数えていたのである。

そして、同二十三年以降緬羊を除いて各家畜の減少が目立ったのである。

このため市では、昭和二十五年、第一次畜産振興五ヵ年計画を樹立し、これを大いに奨励し、各種補助、貸付制度（①成牝牛、成肉牛、成馬、子羊、子豚の購入貸付、②市有牧野の施設整備改善）を設けたのである。(2) これによって同二十六年以降次第に増加し、計画終了年の同二十九年には牛六九八頭、馬七四四頭、緬羊七五一頭を数えるようになった。

家畜飼育戸数および頭（羽）数

| 区分 / 年次 | 牛 | | 馬 | | 緬羊 | | 山羊 | | 豚 | | 鶏 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 戸数 | 頭数 | 戸数 | 頭数 | 戸数 | 頭数 | 戸数 | 頭数 | 戸数 | 頭数 | 戸数 | 羽数 |
| 昭和二〇年 | 一八三 | 六九八 | 三三三 | 八一三 | 四八 | 七六 | 一一 | 一五 | 三八 | 一二六 | — | — |
| 二三年 | 一七三 | 四九一 | 三七〇 | 六三二 | 一八一 | 三四一 | 六二 | 一一〇 | 一三五 | 一九八 | 八八一 | 四、三一五 |
| 二四年 | 一七三 | 四七八 | 三七〇 | 六四〇 | 一八一 | 三一二 | 五二 | 九八 | 一一九 | 一七一 | 八八〇 | 四、五六〇 |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和二五年 | 一七七 | 五一七 | 三三二 | 六四一 | 一七二 | 三五九 | 四〇 | 五九 | 八九 | 一四六 | 四四六 | 三、一四四 |
| 二六年 | 一八六 | 四八三 | 三五五 | 六六四 | 二二〇 | 四四八 | 四二 | 七六 | 九六 | 一三〇 | 四六五 | 四、三九七 |
| 二七年 | 一九八 | 五五四 | 四一七 | 七七一 | 二六七 | 五九七 | 五四 | 八二 | 一五六 | 二四〇 | 四四三 | 四、八一七 |
| 二八年 | — | 七〇七 | — | 八六三 | — | 六五九 | — | 五四 | — | 五六二 | — | 八、七六四 |
| 二九年 | 二四三 | 六九八 | 四五三 | 七四四 | 三六三 | 七五一 | 五一 | 七三 | 八三 | 一七二 | 三七八 | 六、四三八 |

（『市勢要覧』苫小牧市各年より）

第一次畜産振興五カ年計画においては戦後の食糧難から急激な減少となった家畜類を終戦直後の時点までの頭数に伸ばすことができたからまずまずの成績で、初期の目標に到達したといえる。そして、市はさらに酪農を発達させ、農業経営の安定をはかるため、昭和三十年より第二次計画である『苫小牧市酪農振興五カ年計画』を樹立し、鋭意この達成に努力することになった。

この二次計画では乳牛増殖に重点を置き、計画終了年には一・八倍程度を増加させるものであった。さて、この計画と実際の頭数についてみると、牛においては年々確実にその頭数を伸ばしていっている。ただ、この数字は牛の実数であり、この中には乳牛以外の肉牛、仔牛をも含んでいる。

家畜飼育戸数および頭(羽)数

| 区分 | 牛 | | 馬 | | 緬羊 | | 山羊 | | 豚 | | 鶏 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年次 | 戸数 | 頭数 | 戸数 | 頭数 | 戸数 | 頭数 | 戸数 | 頭数 | 戸数 | 頭数 | 戸数 | 羽数 |
| 昭和三一年 | 三九一 | 九三九 | 四六八 | 八四一 | 四四一 | 九七二 | 六一 | 八七 | 一五〇 | 三一八 | 三五三 | 五、九八九 |
| 三二年 | 三三三 | 一、一二〇 | 四六三 | 七一〇 | 四五五 | 九五六 | 七二 | 九七 | 一七八 | 五三七 | 四二〇 | 一二、四五〇 |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和三三年 | 三三二 | 一、二七二 | 四六四 | 七七三 | 四二七 | 八六二 | 五八 | 八六 | 一六五 | 四八八 | 四六四 | 三三、〇七四 |
| 三四年 | 三三八 | 一、三〇九 | 四一四 | 六二四 | 四一〇 | 五三〇 | 四三 | 六一 | 一六六 | 五三九 | 四三四 | 一一、七六八 |

（『市勢要覧』苫小牧市各年より作成）



全道ホルスタイン共進会
（昭和32年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

昭和三十二年には苫小牧を会場として全道ホルスタイン共進会が開催され、酪農に対する関心も高まっていった。

苫小牧の酪農および農家の家畜飼育は、昭和三十年以降徐々に戸数、頭数のうえでも増加をみせ、同三十五年に至っては乳牛だけで一、二九八頭、一戸平均四・一頭を所有するようになった。これは勇払原野の理想的農業経営として昭和初期以来関係者においてさけばれ続けてきたことでもあり、ここにおいてようやくその実現をみ農家収益の増大をはかり、農業経営も安定向上の方向へと向かっていった。

さらにまた、文化生活の導入は日本人の食生活にも大きな変化をもたらし、特に動物性たん白質の補給が増大し、肉牛、豚、鶏、卵の需要が増大し、各農家においても卵、肉などの増産に力を入れるようになった。

昭和二十九年には、ブロイラー（肉用若鶏）生産のため、植苗地区に一〇〇町歩の面積をもつ苫小牧家禽中央農場が創設され、常時



植苗の北海ファーム　（昭和33年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕



苫小牧の酪農地帯　（昭和38年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

三万羽を飼育するようになり、同三十二年以降苫小牧の鶏は一挙に一万羽も増えるようになった。

次に苫小牧における畜産物生産高をみると生乳、と肉（生体量）、鶏卵などすべてにおいて増加しており、生乳は昭和二十四年を一〇〇とすると同三十三年には三四八、と肉二七九、鶏卵二七八といずれも二・五倍以上になった。

しかしながら、農家においては振興計画に基づいて設備の新設、拡充、家畜の導入、農機具の購入など近代経営のため多額の借金を背負っており、昭和三十二年現在において苫小牧の農家負債は累計六、〇〇〇万円といわれ、これは一戸平均二〇万円となり、まだまだその経営は楽ではなかった。

苫小牧市乳牛増殖五カ年計画（昭和二十九年十二月末日計画）

| 区分 / 年次別 | 前年末現在頭数 | 年度始頭数 | 増加 生産（牝） | 増加 移入 | 増加 計 | 減少 移出 | 減少 斃廃死用 | 減少 計 | 年度末頭数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第一年次（三〇） | 六九八 | 六九八 | 一五三 | 三五 | 一八八 | 二〇 | 九〇 | 一一〇 | 七七六 |
| 第二年次（三一） | 七七六 | 七七六 | 一七〇 | 四〇 | 二一〇 | 二三 | 一〇〇 | 一二三 | 八六三 |
| 第三年次（三二） | 八六三 | 八六三 | 二〇二 | 四〇 | 二四二 | 二五 | 一〇三 | 一二八 | 九七七 |
| 第四年次（三三） | 九七七 | 九七七 | 二三四 | 二五 | 二五九 | 二九 | 一〇七 | 一三六 | 一、一〇〇 |
| 第五年次（三四） | 一、一〇〇 | 一、一〇〇 | 二七五 | 二五 | 三〇〇 | 三三 | 一一〇 | 一四三 | 一、二五七 |

（『市勢年鑑』昭和三十二年　苫小牧市）

畜産物生産高一覧表

| 年度 / 区分 | 生乳と肉 | 鶏卵 | 羊毛 | 皮かく | 生産高 | 年度 / 区分 | 生乳と肉 | 鶏卵 | 羊毛 | 皮かく | 生産高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和二四年 | 三、八一六 石 | 七、五八五 貫 | 五六〇 千個 | 三五三 貫 | 四四 千円 | 二四、七〇四 千円 | 昭和二五年 | 四、四二五 石 | 九、四一一 貫 | 五九四 千個 | 四〇六 貫 | 四六 千円 | 二八、三一七 千円 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和二六年 | 五、一九四 | 石 | 九、七二一 | 貫 | 六七〇 | 千個 | 四六四 | 貫 | 四八 | 千円 | 三四、八八八 | 千円 | |
| 二七年 | 五、九七〇 | | 一〇、六一八 | | 八三九 | | 五三九 | | 五〇 | | 四三、五八四 | | |
| 二八年 | 七、二八五 | | 一二、〇〇九 | | 九〇七 | | 五七九 | | 五一 | | 四五、六八一 | | |
| 二九年 | 七、八〇九 | | 一二、六一二 | | 九〇八 | | 六八二 | | 五五 | | 四七、九〇八 | | |
| 昭和三〇年 | 九、三六二 | 石 | 一四、五一五 | 貫 | 九七二 | 千個 | 七八一 | 貫 | 七八 | 千円 | 五六、四〇九 | 千円 | |
| 三一年 | 九、六七五 | | 一四、三九一 | | 八三三 | | 七六 | | 六一、九三三 | | | | |
| 三二年 | 一一、〇二五 | | 一五、〇二八 | | 九二一 | | 九一 | | 七一、〇五七 | | | | |
| 三三年 | 一三、〇三九 | | 二一、二〇〇 | | 一、五五八 | | 九一〇 | | 一二二 | | 八五、二一九 | | |

（『市勢要覧』苫小牧市各年より作成）

注（1）『市勢要覧』昭和二十六年　苫小牧市

（2）『市勢年鑑』昭和三十二年　苫小牧市

## 九　農地転用と農家の減少

**苫小牧港の築設に伴う農地買収**　昭和二十六年八月十八日、苫小牧工業港の起工式が行われ、工事も次第に進捗し内陸掘込み作業に入り、背後地の工場適地の整備作業が必要となった昭和三十三年から、中野、一本松、明野付近の農地が本格的に買収されることになった。

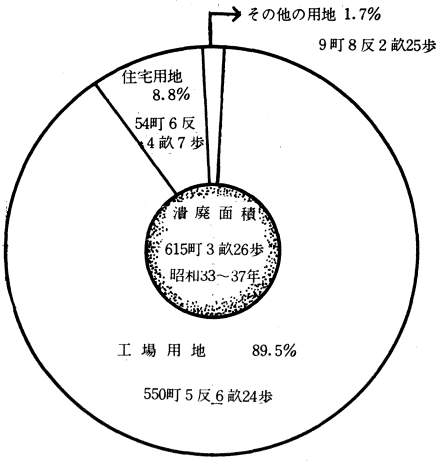
用地買収は苫小牧港開発会社と一部は苫小牧市において行われたが、工場用地については昭和三十三年度はわずか一町一反歩であったが、翌三十四年度には三四九町歩、同三十五年度には一五一町歩が買収され、同三十七年までの五年間に工場用地および港湾用地として五五〇町歩、住宅地五四町歩、公共用地、道路などとして九町八反歩の計六一五町歩が買収された。

これらの農家は数百万円の金を得て、他地へ転地して農業を続けた人もあったが、多くは農業を捨て、転職したり

アパートを新築して間貸業を行ったりしたが、借金もあったため、いわゆる土地成金となる人はごく少数であった。

この買収後、苫小牧の農業戸数は昭和三十五年、八三七戸もあったものが、同三十六年には七五六戸、同三十七年には六八一戸と減少、耕地面積においては飼料作物の増加により総数では目立たなかったが、畑作面積において急激な減少をみたのである。

特に、この中には昭和二十二年八月、東京都からの入植者のいる東京開拓部落があったが、ここは『江戸っ子部落』などとも呼ばれ、苫小牧の人にも親しまれていたが、同三十四年から一戸、二戸、三戸と次つぎに買収され、同三十九年を最後に苫小牧では弁天地区とともに戦後の開拓地としては一番古い歴史をもった東京開拓部落もついに消滅した。



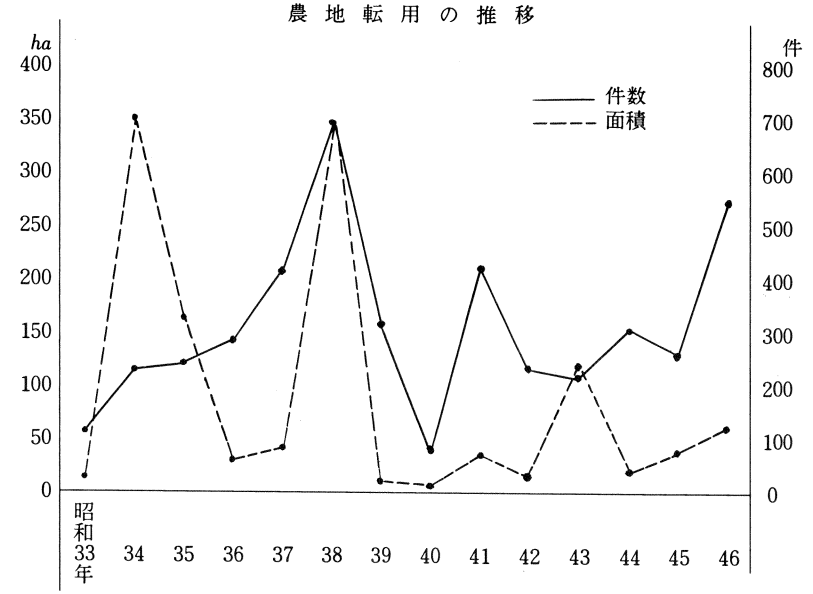

農地転用割合

現在は工業港の中心地帯となっている。(1)

**宅地造成ブーム**　苫小牧工業港の使用開始にともない、苫小牧の人口は急速に増加し都市化が進み、宅地造成が盛んとなり、特に錦岡、糸井地区は住宅地として最適であったため、この地区の農地転用が行われた。

**による農地転用**　昭和三十八年には錦岡のときわ団地をはじめとする民間団地、公営住宅団地の造成により三九三ヘクタール、同四十三年には糸井地区が糸井団地造成、日軽金住宅団地造成により一〇六ヘクタールが宅地造成、宅地として転用

農地転用の推移




された。

こうして苫小牧の農業は、年々農業戸数、耕地面積ともに減少していった。なお、地区別用地転用推移表においては東部大規模工業基地造成計画により農地の買収が行われ昭和四十八年末において九〇％と進んでいるが、これは道において一括転用手続きをとることにしており、現在まだこの手続きがなされていないため、本表には含まれていない。



山手町地区の畑地で現在は宅地化され畑はほとんどない（昭和30年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

# 地区別転用推移

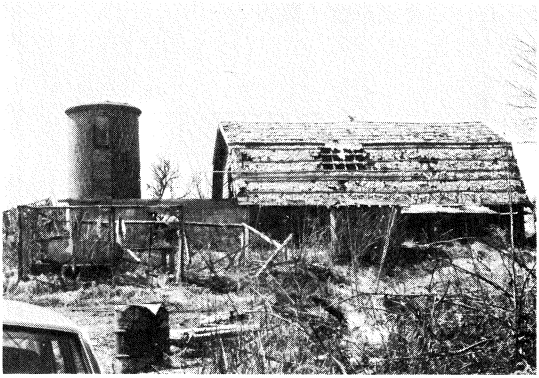
（単位㎡）

| 地区別＼年別 | | 昭和三八年 | | 三九年 | | 四〇年 | | 四一年 | | 四二年 | | 四三年 | | 四四年 | | 四五年 | | 四六年 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 |
| 樽前 | | 一 | 四、九五八 | — | — | — | — | — | — | 二 | 九三九 | — | — | 二 | 六、二〇七 | 四 | 一〇四、二八 | 二四 | 三〇、五九八 |
| 錦岡 | | 二九三 | 二、九三四、八〇三 | 三五 | 五九、八九〇 | 四八 | 一六、五五一 | 二七一 | 七五、〇八七 | 一三四 | 六七、〇三五 | 七三 | 二九、七四六 | 七四 | 二七、二〇三 | 五三 | 三一、八四四 | 六一 | 四三、〇七六 |
| 糸井 | | 一九 | 一八、九二二、四 | 四 | 一、六五九 | 三三 | 七、八八四 | 三六 | 五四、二五七 | 五〇 | 七四、二九一 | 一八 | 一、〇五九、三七二 | 一八三 | 一三、三三三 | 一八〇 | 一八九、八五六 | 四六 | 四四〇、九八六 |
| 山手町 | | 二六七 | 四一、四七七 | 五九 | 一三、一五九 | 一 | 三三 | 六 | 二、〇九五 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 西町 | | 四 | 一、五九〇 | 六 | 二、四三九 | 一二 | 四、〇〇〇 | — | — | 一二 | 七、八三七 | 五 | 二、七五六 | 五 | 二、七七五 | — | — | — | — |
| 緑町 | | 四三 | 六〇、九一三 | 八 | 三、一七六 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 木場町 | | 三 | 四、四四三 | 五 | 一、三〇三 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 中野 | | 二四 | 一八、五七一 | 四 | 九六一 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 明野 | | 三 | 三五、七〇三 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 沼ノ端 | | 二 | 一八、二八〇 | 一 | 四九五 | 八 | 四、三〇〇 | — | — | 一 | 四九五 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 勇払 | | 一 | 四九、五六六 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 植苗 | | 二 | 二、八五六 | — | — | 一 | 四、九五八 | 九七 | 三六、二八 | 一六 | 五、五一〇 | 三 | 九八九 | 三 | 一、〇九一 | 二 | 七七一 | 一 | 二四、七九三 |
| 柏原 | | — | — | — | — | 一 | 四、九五八 | 四 | 一五、四五三 | — | — | — | — | 二 | 八、四二九 | 一 | 二、一〇九 | — | — |
| 合計 | | 六八〇 | 三、三九二、〇八八 | 三三 | 八三、〇八一 | 九三 | 四三、二八二 | 四一四 | 三二〇、一〇九 | 二二四 | 一五六、〇九七 | 一九九 | 一、〇九二、八六三 | 二七九 | 一六二、二八六 | 二四三 | 三三七、一五三 | 五〇三 | 五三〇、四三六 |

（『とまこまいの農林』昭和四十七年　苫小牧市農業水産課）

## 東部大規模工業基地と苫小牧農業の変化

苫小牧の農業の中核地帯は弁天、静川、柏原を中心とする有畜農業地の東部地区であった。しかし、苫小牧工業港の整備拡充にともない、北海道の工業基地として注目され、第三期北海道総合開発計画において、苫小牧市、鵡川町、厚真町におよぶ苫小牧東部大規模工業基地建設計画が樹立され、昭和四十四年十月二十五日には明野に北海道企業局苫小牧東部工業団地開発事務所が設置された。そして、北海道の手によって用地の買収が開始されたが、当初においては農地を簡単に手放す人は少なく、交渉もかなり難行した。そのうち地権者連盟が組織され、国会議員、高級官僚、関係者が立寄る静川の見晴台付近には『押しつけ価格（坪六六〇円）応じられぬ！地権者連盟』『苫小牧新港建設は国家・道民の利益だ、被買収者のみの犠牲はご免だ、地権者連盟』の立札が立てられた。しかしながら、農民の多くは買収に対しては基本的には反対ではなく、むしろ価格の問題であった。



放置された農家　（弁天地区昭和46年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕




地権者連盟がかかげた立札（昭和46年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

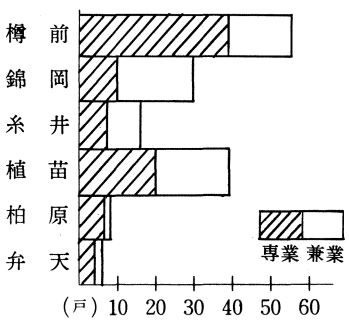
こうして、昭和四十五年以降東部地区の買収が進み、苫小牧の農業地図も大きくぬりかえられることになり、その中心は西

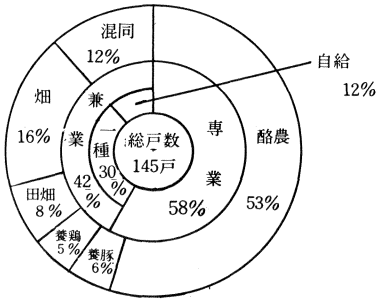
部地区の樽前に移り、その経営も中小家畜、そ菜、花卉（かき）など都市近郊農業への傾向を示していくようになった。

昭和47年現在における農家戸数一覧表

農家戸数

| 地区別 | 農家戸数 | 専業 | 兼業 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 一種 | 自給 |
| | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 |
| 樽前 | 53 | 38 | 8 | 7 |
| 錦岡 | 29 | 10 | 13 | 6 |
| 糸井 | 16 | 8 | 7 | 1 |
| 植苗 | 38 | 21 | 14 | 3 |
| 柏原 | 5 | 4 | 1 | — |
| 弁天 | 4 | 3 | 1 | — |
| 計 | 145 | 84 | 44 | 17 |




経営型態別農家戸数

| | |
|---|---|
| 酪農 | 77戸 |
| 養豚 | 9 |
| 養鶏 | 7 |
| 田畑 | 12 |
| 畑 | 23 |
| 混同 | 17 |

昭和四十七年における農業戸数をみると、わずか一四五戸で、樽前五三戸、植苗三八戸、錦岡二九戸が主要農業地となった。耕地面積では田五・八ヘクタール、畑作六六ヘクタール、飼料作物その他で七九五ヘクタールと急速な減少であった。

苫小牧の農業は、もともと火山灰層のため土壌が粗悪で、この地で作物を作るために多くの先輩が努力を重ねてきた。そして、一時は工業開発もうたわれたが、戦後の食糧難以来再び農業開発が重視され、既存農家、開拓者の努力と関係者の指導によって有畜農業もやっと軌道に乗りはじめたところであった。特に開拓者は国の決めた緊急開拓事業や勇払原野開拓計画によって入植してきたが今度はまた国の開発計画によって出て行くことになったのである。

勇払原野は多くの人びとの汗と涙と血で築いてきた土地でもある。今後の勇払原野の開発はこう

した人たちが喜んで捨石となる、人間生活の原点にかえった理想的な開発地としなければならないであろう。

## 農業生産額の推移

| 年度 | 農家戸数 | 耕地面積 | 生産額 農産 | 生産額 畜産 | 生産額 計 | 乳牛 | 豚 | 鶏 | 肉牛 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 戸 | ha | 円 | 円 | 円 | 頭 | 頭 | 羽 | 頭 |
| 昭和四〇年 | 三三八 | 二、五二〇 | 九〇、〇〇〇 | 三〇一、〇〇〇 | 三九一、〇〇〇 | 一、五九三 | 一、〇八五 | 二七、五二〇 | 一 |
| 四一年 | 四五九 | 二、六一一 | 七〇、〇〇〇 | 四六五、〇〇〇 | 五三五、〇〇〇 | 一、六二七 | 一、二六〇 | 二九、五四〇 | 一 |
| 四二年 | 四四一 | 二、二一八 | 一三一、〇〇〇 | 四七二、〇〇〇 | 六〇四、〇〇〇 | 一、七七一 | 一、七八五 | 三一、七五〇 | 一 |
| 四三年 | 三九四 | 二、一三〇 | 一〇一、〇〇〇 | 六七五、〇〇〇 | 七七六、〇〇〇 | 二、〇一三 | 二、三六〇 | 四〇、七五〇 | 一 |
| 四四年 | 三九四 | 二、三一三 | 四六、〇〇〇 | 八三〇、〇〇〇 | 八七六、〇〇〇 | 二、三五六 | 二、九一五 | 七〇、一五〇 | 一 |
| 四五年 | 二九三 | 一、四二〇 | 四四、〇〇〇 | 八〇四、〇〇〇 | 八四八、〇〇〇 | 一、六五七 | 二、四七〇 | 四六、九〇〇 | 五四六 |
| 四六年 | 二二四 | 一、三八八 | 二〇、〇〇〇 | 七七六、二八〇 | 七九六、二八〇 | 一、二六〇 | 三、六三〇 | 三七、〇〇〇 | 一、〇九五 |
| 四七年 | 一九四 | 一、二二八 | 一八、〇〇〇 | 七四二、〇八〇 | 七六〇、〇八〇 | 一、二五五 | 三、四九〇 | 四三、〇〇〇 | 一、一七六 |
| 四八年 | 一七四 | 一、〇七四 | 一七、〇〇〇 | 九七九、六五〇 | 九九六、六五〇 | 一、二七八 | 三、七六〇 | 六三、六〇〇 | 一、一〇五 |
| 四八年/四〇年 | 五一・五% | 四二・六% | 一八・九% | 三二五・五% | 二五四・九% | 八〇・二% | 三四六・五% | 二三一・一% | 一% |

注(1) 堀江敏夫『ふるさと百話』昭和四十五年 朝日新聞

(『苫小牧市基本計画書農業水産』昭和四十九年 苫小牧市)

# 一〇　牧畜業と馬市

**明治初期の牧畜業**　苫小牧地方の錦多峰から樽前、白老方面にかけては積雪も少なく、寒暑ともに激しくなく、小笹が密生していて冬期間の食糧となっていたから、遊牧地としては格好の条件を備えていた。

文久年間に馬の私有が許されると、住民も次第に馬を飼育するようになったが、開拓使が設置され移民も増加し、牧場を経営する者も出て、頭数も一段と増えていった。明治五年、高知藩が行った勇払郡永住人の持馬調べでは、八戸で一〇三頭の馬を所有していた。特に小糸魚村の白島萬吉五八頭、覚生村稲藤清之助の二三頭と相当数の持馬であった。馬の使用用途については駄馬とあるところから、主に漁場での運搬用に使われていた。

勇払郡永住人持馬調書

| 村名 | 氏名 | 持馬数 | 村名 | 氏名 | 持馬数 | 村名 | 氏名 | 持馬数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| タルマエ村 | 池田菊松 | 五 | ニシタップ村 | 鈴木勝次郎 | 三 | トマコマイ村 | 中山平三郎 | 一〇 |
| ヲボウ村 | 水島彦右衛門 | 三 | 〃 | 三国忠兵衛 | 八 | 〃 | 立花栄吉 | 三 |
| 〃 | 稲藤清之助 | 二三 | コエトイ村 | 白島萬吉 | 五八 | 計（内駒四一、駄馬七二） | | 一一三 |

（『勇払千年両郡引継書類』明治五年　高知藩）

これらの馬は穀物を与えず、すべて山野に放育し、一定の牧場を区画することはなかったから、大雪の時には熊笹は雪中深く隠れ、食糧を失って死ぬこともしばしばあったし、クマ、オオカミの被害を受けることもあった。

當道客冬以來ノ大雪ハ去月中平地ノ分ダケ消失シタルモ右ハ三十餘年來ノモノニシテ為ニ牧馬ノ食ヲ缺キ斃死スルモノ實ニ夥多ナリキ、其頭數ハ未ダ詳ナラザルモ現ニ膽振國勇拂白老及幌別ノ三郡ノ原野ニ放牧セル馬ノ斃死ハ無慮百ヲ以テ數フベリ其孕馬ノ墮胎及

仔馬ノ斃死モ亦少ナシトセズ而シテ「エビテラブク」類似症及「インフリユエンザ」類似症ヲ該牧馬中ニ發スルモノアリ幸ニ猖獗ニ至ラズシテ衰退セリ

（『開拓雑誌』札幌本庁臨時報）

こんな状態であったから、馬種の改良なども行われず、自然のなすがままになっていたのである。多年にわたる同血族をもっての繁殖であり、当地方の馬はどれも体格劣等のものばかりであった。このため、いろいろな悪影響をもたらし、開拓上の支障ともなったので、開拓使は種馬の貸付け、良馬の種付け、不良牡馬の去勢などを行った。だが当地方では牧畜経営は副業として行うものであったから、依然として旧習によるところが多かった。勇払郡のうちでも植苗村は牧場として適する地も多いが、冬期間積雪が多く笹葉の類は埋没してしまう、勇払村は雪こそ少ないが笹原がとぼしく、いずれも冬になると積雪少なく笹原に富む錦多峰、樽前、白老方面に先を争って持馬を放育していた。

苫小牧村、植苗村

右兩村共ニ牧畜ニ適シ民間放牧スル所ノ馬數甚ダ多ク皆近傍ノ山野ニ放育シ來リ一定ノ牧場ヲ區劃セズ、放牧者ハ概ネ固陋ニシテ舊慣ニ安ンジ馬種ヲ改良ノ気象ニ乏シ、此邊ハ熊狼ノ害最モ甚シク毎年數十頭ノ損害被ラザルナシ然ルニ本年ハ被害甚ダ少ナク仔ノ産殖甚多シト云フ、是全ク本年千歳近傍ニ於テ數十頭ノ熊狼ヲ獲殺セシ為ナリ。

小糸魚、錦多峯、覺生、樽前各村

以上ノ各村ハ火山ヨリ噴出セル焼石灰層ヲナシ地味農桑ニ適セズト雖モ北方重疊セル山巒ヲ負ヒ曠原ハ渺茫トシテ數條ノ川流ヲ通シ地位最モ牧畜ニ適セリ、然レトモ民家稀ニシテ放牧ニ従事スルモノナク、近村ノ牧馬茲ニ來リテ群遊ス

（『民間牧畜実況取調復命書』明治十六年―苫小牧町史）

このため、明治十六年には苫小牧村、樽前村、覚生村、錦多峰村、小糸魚村、植苗村の六カ村による共同秣場を樽前―小糸魚間に設け、放馬料を徴収した。

共同秣場

勇拂郡植苗、苫小牧、小糸魚、錦多峯、覺生、樽前ノ六ケ村共同場見込

一、二百九萬九千五百二十坪　但南北一里半東西二里

一、位置　西北ハ樽前山ヲ負ヒ小糸魚村東端ヨリ白老郡界別々川ニ接シ、南東ハ海ニ面シ樽前、覺生、錦多峯ノ三川ニ跨リ街道ヲ距ル凡十一餘

（『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町）

さらに、翌十七年三月に勇払郡を視察した札幌県雇東幸根は、先に記したごとく「此地方の馬は何れも髄格劣等のもののみなり、之改良の方法を講ぜざるが故に多年同血族を以て蕃殖せし為なり」[1]とし、この救済案として、放牧者は放牧場所、頭数を戸長役場に届け出ること、役場においては現場、冬飼馬と地積を調査する。取締人を選び部内を巡視し、無届け馬の取締を行うことなどであった。

本郡植苗ハ積雪甚ダ深ク冬季馬ノ頼テ以テ命脈ヲ繋グ所ノ笹葉ハ悉ク積雪ニ埋没セラルルヲ以テ放養スル能ハズ、故ニ使役ニ供スルモノ外ハ總テ樽前若クハ春季融雪ヲ待テ曳歸リ近傍ニ放育ス。

苫小牧勇拂ハ海岸ニ瀕シ積雪概ネ淺シト雖モ冬期牧馬ノ命脈ヲ依頼スベキ笹原ニ乏シキガ故ニ冬期積雪中ハ近邑笹原ニ富ム所ヲ撰ビ放育ス、樽前社臺白老ハ積雪淺クシテ頗ル笹原ニ富メリ故ニ冬期積雪中ハ西部各郡ノ馬持争ヒテ當所ニ輻輳ストイフ。

本道ハ牧馬者一般ニ放育シ穀物ヲ與ヘ舎飼セズ、官有地ニ放育シテ制令ヲ無視シテ顧ミザルモノノ如シ移住者アル時ハ己レノ所有地ヲ縮少セラルルガ如キ感ヲナシ居レリ當地亦然リトス、勇拂郡ハ西部各郡ノタメニ蹂躙セラルルヲ目撃スル時彼等ハ又冬飼ニ困難スルヤ必セリ、保護ヲ加ヘザルベカラズ。

救済案トシテ

一、放牧者ヨリ豫メ放牧場所頭数ヲ所在戸長役場ニ届出デシメ役場部内ノ冬飼馬ト地積ヲ調査シ且現場ヲモ調査シ置キ過剰ナラザル

様ニスベシ。

一、放牧者中一郡毎ニ一名若クハ二名ノ取締人ヲ選ミ部内ヲ巡視セシメ地方ヨリ來ル馬ノ届出ヲナサヾル馬ノ取締ヲナスコト。

要スルニ笹原ヲ保護スルニ非ザレバ將來衰耗ヲ來ス所トナルベシ、馬ノ肥瘠ハ能率ニ關ス故ニ保護スル要アリ。

苫小牧役場ハ他ヨリ來ル馬ヨリ沙流ノモノ一頭二十錢ヲ徴収セシガ今ハ二錢五厘ヨリ納レズ苫小牧モノ一ケ年五十錢ノ賦金ヲ課シ冬期ノミハ半額ヲ徴収ス、以テ協議費中ニ組入レ馬追社會ニ於テハ非常ニ苦情ヲ唱フルモノ不尠トイフ。

（『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町）

この視察報告により、勇払郡役所においても牛馬一頭の放牧に要する地積を札幌県に伺い出たが「牛馬一頭ニ一ケ年ノ飼養ニ供スル地積ハ固ヨリ放牧ト舎飼ノ区別ハアリト雖モ放牧ニ使用スル分ハ大抵土地ノ肥瘠ヲ平均シ牛馬一頭ニ付三町歩宛百頭以上ナレバ一頭ニ付二町半ニテ十分ナラン、牧草、燕麦ヲ播種スルナラバ六段歩ニテ十分ナラン」[2]との回答があった。一方、苫小牧の戸長役場においては、明治十七年、牧場取締を設け、取締人を置いて部内を巡回するように改善した。

こうして苫小牧での牧畜経営も、これを専業とするものもでて次第に改良され年々増加していった。

勇払郡における所有牛馬数

| 区分 / 年次 | 内国種馬 | | | 外国・雑種馬 | | | 計 | | | 牛 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 牝 | 牡 | 計 | 牝 | 牡 | 計 | 牝 | 牡 | 計 | 牝 | 牡 | 計 |
| 明治一五年 | 三八二 | 二二三 | 六〇五 | — | — | — | 三八二 | 二二三 | 六〇五 | — | — | — |
| 一六年 | 三六一 | 二〇八 | 五六九 | — | — | — | 三六一 | 二〇八 | 五六九 | — | — | — |

（札幌県統計概表、札幌県統計書より作成）

**馬市の開設**　明治二十年八月、地方産馬の販売の進路を開くとともに馬匹改良に役立てようということから、苫小牧村の川村亀吉を中心に、勇払、白老、千歳三郡有志により勇払郡産馬改良組合が結成され、八月十七日より一週間にわたり苫小牧村で本道においてはじめて馬市が開催された。(3)

この年道庁では特に創業ということで、これを大いに奨励するため一五〇円の補助金を交付、組合より一〇〇円余を支出し、これをもって開設費とした。

産馬改良組合は事務所を苫小牧村に置き、勇払郡第一区、白老郡第二区、千歳郡第三区とし、役員は頭取一人、支配人一人、せり売人は各区三人を選出し、せり売代金百分の五を手数料とし組合の諸費にあてられた。

馬市場は競争場（現王子製紙工場敷地）のそばに設けられ、前日には賞金を出しての競馬を行い前景気を盛り上げたが、百数十坪二カ所でそれぞれ柵をして一カ所はせり売馬を入れ、もう一カ所はせり売場とし、せり買人休憩所などの設備もあった。さらに、樽前山麓には二五万坪の牧柵を設けた放牧場を置き、ここに各郡より集まった馬を放した。

この馬市には、時の道庁長官岩村通俊も紋鼈製糖会社の開業式臨席の折、これを視察しており、長官に随行した属新居敦二郎はこの馬市の様子を次のように記している。

馬市場ハ競馬場ノ傍ニシテ糶買人休憩所アリ、又百数十坪ノ二箇ノ柵ヲ設ケ、一ハ糶売馬ヲ入ルル所トシ一ハ糶売場トス。而シテ本場ヲ距ル十数町ノ山麓ニ二十五万坪ノ牧柵ヲ設ケ、各郡ヨリ集ル所ノ馬ヲ放ツ。糶売場ニハ棧敷ヲ架シ役員其上ニ在リテ馬ノ種類尺寸売買価格等ヲ筆記ス。技手函館大経ハ上下周旋シテ之ヲ指揮監督セリ。長官一行モ亦棧敷ニ上リ之ヲ観ルニ、馬主数十頭ノ牝牡馬ヲ駆テ柵内ニ入レ馬丁長綱ヲ手ニシ（其綱ノ端ヲ輪トナシ自由ニ伸縮ス）其群ヲ為シテ奔馳スル所ニ向ヒ、其売ラント欲スル馬首ニ投シ之ヲ扼ス。其術敏捷ニシテ頗ル巧ナリ。綱ノ馬首ヲ縛スルヤ直チニ其綱端ヲ場ノ中央ナル柱ニ回シテ之ヲ曳ク。馬狂奔スルニ隨ヒ首ヲ扼スル加ク急ナルヲ以テ気息漸ク迫ル。是ニ於テ馬丁等其虚ニ乗シ耳ヲ捕ヘテ之ヲ仆シ、或ハ尾ヲ握リ胴ヲ抑ヘ以テ面綱ヲ施

シ、又之ヲ柱ニ繋キ馬ノ稍々静止スルヲ伺テ其高サヲ量ル。既ニシテ一人大呼シテ其価ヲ促ス。初メテ発スル価ヲ台附ト云。是ニ於テ甲呼ヒ乙号シテ其呼価漸ク上進ス。之ヲ買ハントスル者或ハ其馬ヲ躍ラシメ、以テ足ヲ挙ルヲ視前ヨリ之ヲ察シ、後ヨリ之ヲ観テ其価ヲ呼フ。馬主其意ニ満ルノ価ニ至レハ掌ヲ抵テ売買ヲ約ス。約成レハ銕ヲ火ニシ其爪ヲ烙シ以テ一タヒ躍売ヲ経タルヲ証ス。若シ馬主之ヲ売ルコトヲ肯セレハ直チニ面綱ヲ脱シ馬ヲ放テ群ニ入ラシム。此日観ル所八回ニシテ売買ノ約成ル者六頭、其最貴ハ十四円弐拾五銭ニシテ最賤ハ六円弐拾銭ナリ。此馬ハ皆白老郡社台村相木林蔵ナル者ノ所有ニシテ総計数百頭アリト云。其馬ヲ買フモノハ重ニ南部地方ヨリ来レル伯楽ナリ。

（『紋鼈函館江差巡回紀行一』　新しい道史通巻一四号）

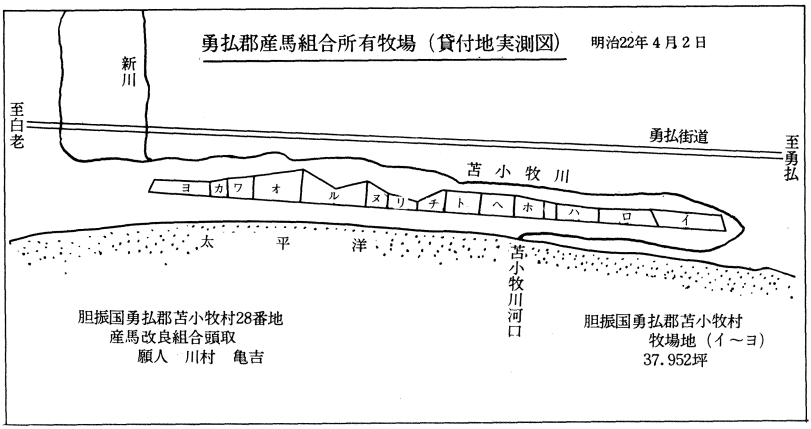
第一回馬市売買実績（売却）明治二十年

| 区分 | 売人員 | 売却馬内訳 牝馬 | 牡馬 | 計 | 金額 円銭 | 平均価格 円銭 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第一区勇払郡 | 一六 | 六五 | 一四 | 七九 | 四三六、〇三 | 五、五一 |
| 第二区白老郡 | 八 | 二八 | 八 | 三六 | 二一一、七五 | 五、八八 |
| 第三区千歳郡 | 一 | 一三 | 三 | 一六 | 一〇七、五五 | 六、七二 |
| 区外沙流郡・幌別郡 | 一三 | 六二 | 三六 | 九八 | 六八五、五五 | 六、九九 |
| 計 | 三八 | 一六八 | 六一 | 二二九 | 一、四四〇、八八 | 六、二九 |

第一回馬市売買実績（買入）明治二十年

| 区分 | 買人員 | 買上数 | 金額 円銭 | 平均価格 円銭 |
|---|---|---|---|---|
| 道内 | 二一 | 一〇五 | 六三四、七五 | 六、〇四 |
| 南部 | 六 | 二四 | 八〇六、一三 | 六、五〇 |
| 計 | 二七 | 二二九 | 一、四四〇、八八 | 六、二七 |

（『紋鼈函館江差巡回紀行一』―新しい道史通巻一四号より作成）




この馬市には道内はもとより、遠く東北の南部からも六名が来て、相当数の馬を買入れていった。この七日間の馬市において、せり馬数三六二頭で、うち売却された馬は二二九頭で六三・二%あった。売買実績は一、四四〇円八八銭で、最高が一五円、最低二円五〇銭、一頭平均六円二九銭三厘であった。

勇払郡は沙流郡についで多くの馬を飼育していたが、馬の質からすれば最低で、この原因は長い間の放育、血族繁殖のためであった。また毛色も雑色が多く、これは本州需要者に嫌われたので、今後の改良課題となった。一方買手の方は南部人六人で半数以上を買い占め、しかも上質馬を持ち帰ったのである。

当初、馬市を開催するにあたって、主催者側の組合では平均三円五〇銭程度を予定価格としていたが、これが六円を超える予想外の収入であった。このため、翌年からは年二回の馬市を開催することにした。

さらに、樽前山麓のせり売人用の放牧場は距離的に不便であったため、マコマイ・トマコマイ間の苫小牧川と沿岸地帯の細長い一帯を勇払郡産馬改良組合頭取川村亀吉名をもって払下げを出願して、明治二十二年四月二一日付をもって「北海道土地払下規則」の適用をうけ牧場として貸付をうけた。

ところが、明治二十一年になって静内郡下々方村でも馬市を開催するこ

とになり、沙流郡の馬はここへ行くことになり、苫小牧のせり馬は急減し、特に同二十二年の馬市では出馬極めて少なく、市況活発とはならずわずか三日にして閉場してしまった。同二十三年にはせり売馬六二頭、金額七三六円五銭でやや向上したが、翌二十四年八月ではせり売馬一三頭、金額一二九円五〇銭、買人九名という減少ぶりであった。(4)

明治二十五年八月の馬市では、出場馬数三四〇頭のうちせり売りは八三頭、金額四八七円九〇銭で、売却率は一七%であった。同二十六年の馬市は、当初一週間開設予定が四日間をもって閉場、せり売馬は前年の半数にも満たない状態であった。

明治二十六年本道ニ於テ産馬競賣市ヲ開設セシコト兩度一ハ膽振國勇拂郡苫小牧村他ハ日高國静内郡下々方村ニシテ其景況ハ左ノ如シ

勇拂郡苫小牧村、勇拂郡産馬改良組合開設産馬競賣市

當市ハ七月二十日ヨリ二十七日ニ至ル一週間開施ノ筈ナリシモ各地購買者ノ來集甚タ少ク纔ニ二十四日ヨリ開キ四日間ニシテ閉市セリ競賣馬數ハ例年ノ半數ニモ達セス市況頗ル不振ナリシ其競賣馬數及其代價等ハ左ノ如シ

| 月日 | 競賣馬数 | 賣却頭數 | 賣却代金 | 一頭平均價額 |
|---|---|---|---|---|
| 七月二十四日 | 八頭 | 三頭 | 二一・九五〇円 | 七・三一六円 |
| 二十五日 | 一五 | 六 | 五二・七〇〇 | 八・七八三 |
| 二十六日 | 一二 | 八 | 一二〇・〇五〇 | 一五・〇〇六 |
| 二十七日 | 一九 | 一一 | 一二七・七〇〇 | 一一・六〇九 |
| 合計 | 五四 | 二八 | 三三二・四〇〇 | 一一・五一七 |

（『北海道勧業年報』明治二十七年　北海道庁）

明治二十七年六月には苫小牧村ではじめて牛市を開設し、出場頭数一五一頭、うち七五頭が売却され、金額は一、二六二円であった。

その後も小規模ながら毎年のように馬市が開催されていったが、これはさらに早来井目戸へも拡大されていって、勇払郡の馬

苫小牧馬市売買表（明治三十七年）

| 年齢 | 当歳 | | 二歳 | | 三歳 | | 四歳 | | 五歳以上 | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 性 | 牝 | 牡 | 牝 | 牡 | 牝 | 牡 | 牝 | 牡 | 牝 | 牡 | 牝 | 牡 |
| 頭数 | 一 | 一 | 五 | 一四 | 八 | 九 | 二 | 一 | 六 | 四 | 二二 | 三八 |
| 価格 | — | — | 六五、二〇〇円 | 四八六、六〇〇 | 二二六、〇〇〇 | 三七二、六〇〇 | 五六、〇〇〇 | — | 二八九、七〇〇 | 一三九、七〇〇 | 六三六、九〇〇 | 九九八、九〇〇 |
| 最高価格 | — | — | 二〇、〇〇〇円 | 三八、〇〇〇 | 四八、〇〇〇 | 五七、五〇〇 | — | — | 八七、〇〇〇 | 五八、〇〇〇 | 八七、〇〇〇 | 五八、〇〇〇 |
| 最低価格 | — | — | 五、〇〇〇円 | 七、〇〇〇 | 二〇、〇〇〇 | 二五、〇〇〇 | — | — | 二四、〇〇〇 | 七、六〇〇 | 五、〇〇〇 | 七、〇〇〇 |
| 平均価格 | — | — | 一三、〇四〇円 | 二〇、二七六 | 二八、二五〇 | 四一、四〇〇 | 二八、〇〇〇 | — | 四八、二六三 | 三四、九二五 | 二八、九五〇 | 二六、二八七 |

（『殖民公報』明治三十七年　北海道庁）

市は静内郡に次ぐものであった。明治三十七年の勇払郡の馬市は九月十一日から十四日までは苫小牧馬市（第五組苫小牧組）で売買頭数三八頭、早来馬市（第四組安平組）は同月十五日から十九日までで売買頭数三二頭、井目戸馬市は十一月五日から十九日まで開設、四三頭の売買があった。

このように、苫小牧村では本道初の牛馬市が開催され、年によっては大きな波があったが、馬市の開催により当地方の牧畜も非常な発展をとげ、市街地には馬宿もできて、専業者も増え、苫小牧地方の新しい産業へと成長していった。なお、勇払郡における牛馬数をあげれば次のとおりであった。

勇払郡家畜頭数一覧表

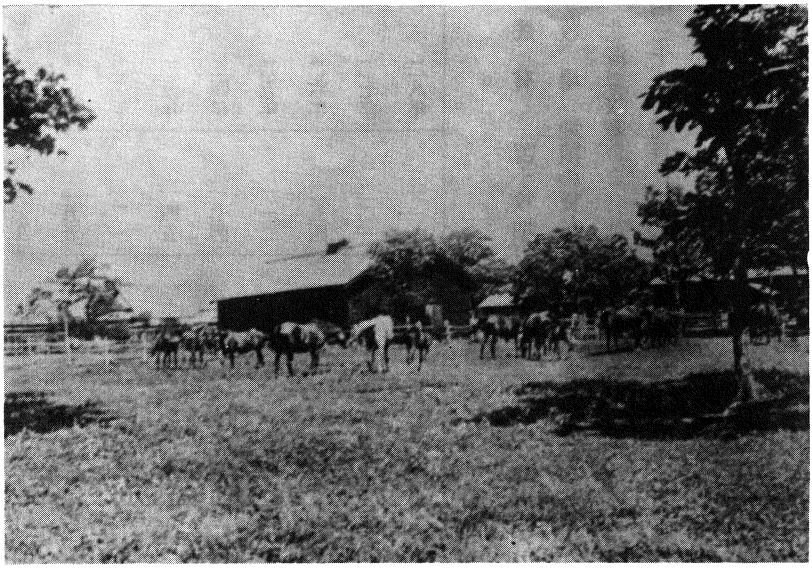
| 年次＼区分 | 牛 | | | 馬 | | | 豚 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 牝 | 牡 | 計 | 牝 | 牡 | 計 | 牝 | 牡 | 計 |
| 明治一九年 | 二 | 三 | 五 | 一、一三〇 | 七二六 | 一、九五六 | 一 | 一 | 二 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 明治二〇年 | 一八 | 五 | 二三 | 一、四〇三 | 七七五 | 二、一七八 | 二一 | 一六 | 三七 |
| 二一年 | 五五 | 七 | 六二 | 一、二〇四 | 七二一 | 一、九二五 | 五 | 五 | 一〇 |
| 二二年 | 一二一 | 三九 | 一六〇 | 一、六二五 | 九九四 | 二、六一九 | 五三 | 三八 | 九一 |
| 二三年 | 一四五 | 六六 | 二一一 | 一、五七五 | 九九三 | 二、五六八 | 二三四 | 一二〇 | 三五四 |
| 二四年 | 一七四 | 五六 | 二三〇 | 一、六五六 | 一、〇二五 | 二、六八一 | 三九一 | 一八三 | 五七四 |
| 二五年 | 一一二 | 九〇 | 三〇二 | 一、六四一 | 一、〇八〇 | 二、七二一 | 三〇三 | 九八 | 四〇一 |
| 二六年 | 二五四 | 六二 | 三一六 | 一、五七五 | 七八四 | 二、三五九 | 三六九 | 一一三 | 四八二 |
| 二七年 | 二三一 | 五二 | 二七三 | 一、六六六 | 四四八 | 二、一一四 | 一四六 | 四三 | 一八九 |
| 二八年 | 一一九 | 三一 | 一五〇 | 一、三二二 | 三七三 | 一、六九五 | 一四五 | 四六 | 一九一 |

（『北海道庁統計書』各年より作成）

**民有牧場**　苫小牧地方における本格的な牧場経営は、明治三十年の北海道国有未開地処分法の施行によって広大な地積の貸付けをうけて開始された北海道牧畜合資会社と川村牧場であった。

北海道牧畜合資会社（通称松田牧場）は本社を札幌区南七条西一丁目十三番地に置き、代表社員は山本元三郎で、明治三十一年四月に創立し、同年十二月三十一日に勇払村トアサ九三番地（現柏原地区）の二、一三三町九反三畝二七歩を牧場の目的で同法第三条による貸付を出願し許可を得た。現場には業務担当社員として松田利三郎があたったところから通俗松田牧場と呼ばれた。同三十二年末の民有牧場調べでは牛二八頭、馬四七頭、豚一一頭が飼育されていた。



覚生の高木牧場　（明治44年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

川村牧場は元勇払郡牛馬改良組合頭取であった川村亀吉の経営であったが、明治三十二年四月、植苗村字フモンケ（現遠浅吉田牧場付近）の国有未開地七八二町四反五畝二六歩の貸付を受けて、又二川村牧場とし、牛五四頭、馬一五〇頭を飼育していた。しかし、その後川村は旭町一帯の土地の貸付をうけ、ここは苫小牧市街地にも接近していて便利であったため、フモンケ牧場の馬をここに放牧したのである。このため同牧場は同四十一年の成功検査において、予定の企業成功をみていなかったため、貸付全地の返還命令ならびに貸付地内伐採樹木代金の弁償を命ぜられた(5)。

民有牧場調（明治三十二年末現在）

| 村名 | 牧場名 | 場主名 | 創立年月日 | 目的 | 地積 | 同上の内 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 牧草地 | 放牧地 | 畑地 |
| 勇払村 | 北海牧畜合資会社 | 同　上 | 明治三十一年四月 | 牛馬 | 四、九九八、五〇〇坪 | 六〇〇、〇〇〇坪 | 四、二九八、五〇〇坪 | 一〇〇、〇〇〇坪 |
| 植苗村 | 川村牧場 | 川村亀吉 | 明治三十二年四月 | 牛馬 | 二、三四七、三七六 | — | 二、三四七、三七六 | — |

各牧場飼養家畜頭数調

| 牧場名 | 牛 | | | | | | 馬 | | | | | | 豚 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 洋種 | | | 雑種 | | | 和種 | | | 洋種 | | | 雑種 | | | 和種 | | | | | |
| | 牝 | 牡 | 計 | 牝 | 牡 | 計 | 牝 | 牡 | 計 | 牝 | 牡 | 計 | 牝 | 牡 | 計 | 牝 | 牡 | 計 | 牝 | 牡 | 計 |
| 北海牧畜合資会社 | 一 | 二 | 二 | 二八 | 一 | 二八 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一二 | 四 | 一六 | 三〇 | 一 | 三一 | 一〇 | 一 | 一一 |
| 川村牧場 | 五四 | 二 | 五六 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一四七 | 三 | 一五〇 | 一 | 一 | 一 |

（『拓殖年報』第一四回　北海道庁）

北海道牧畜合資会社の方は、明治三十九年一月三十日に業務担当社員松田利三郎より貸付地の無償付与願が提出され、これは成功検査の結果許可となった。

貸付地無償付与許可

札幌区南七条西一丁目十三番地

北海道牧畜合資会社（業務担当社員　松田利三郎）

明治三十九年一月三十日願、胆振国勇払郡苫小牧村大字勇払トアサ九十三番地に於て、牧場弐千壱百参拾参町九反参畝弐拾七歩、北海道国有未開地処分法第三条に依り、無償付与の件許可す。

但し、明治三十一年十二月三十一日、北海道庁指令第四、八五四号を以て貸付許可分（牧場目的）

明治四十三年三月十五日

道庁長官

（『道庁公文録』明治四十三年　北海道庁）

その後、この国有未開地処分法の適用をうけ牧場を経営する者も多くなったが、家畜数では伸び悩みの状態であり明治四十二年末現在で馬九五〇頭、牛一六四頭、豚六四頭、山羊は同四十二年六頭を数える程度であった。これは前期の明治二十年代の家畜頭数一覧からみると減少した数字であるが、ただこれは厚真村、安平村などを含む数であった。

▼馬

| 年次 | 内種 | | | 雑種 | | | 外種 | | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 牝 | 牡 | 計 | 牝 | 牡 | 計 | 牝 | 牡 | 計 | 牝 | 牡 | 計 |
| 明治三九年 | 三五二 | 一一四 | 四六六 | 四五 | 五五 | 一〇〇 | 一 | 一 | 一 | 三九七 | 一六九 | 五六六 |
| 四〇年 | 四六三 | 一二一 | 五八四 | 四七 | 三二 | 七九 | 五 | 一 | 五 | 五一五 | 一五三 | 六六八 |
| 四一年 | 四六九 | 一二九 | 五九八 | 五四 | 三五 | 八九 | 五 | 一 | 六 | 五二八 | 一六五 | 六九三 |
| 四二年 | 四三八 | 一一六 | 五五四 | 二六八 | 一二 | 二八〇 | 七 | 一 | 七 | 七一三 | 一二八 | 八四一 |
| 四三年 | 三七三 | 二七五 | 六四八 | 一七七 | 一一一 | 二八八 | 九 | 五 | 一四 | 五五九 | 三九一 | 九五〇 |

▼牛

| 年次 | 内種 | | | 雑種 | | | 外種 | | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 牝 | 牡 | 計 | 牝 | 牡 | 計 | 牝 | 牡 | 計 | 牝 | 牡 | 計 |
| 明治三九年 | 一 | 一 | 一 | 六五 | 二〇 | 八五 | 一 | 一 | 一 | 六五 | 二〇 | 八五 |
| 四〇年 | 一 | 一 | 一 | 八六 | 一一 | 九七 | 一 | 一 | 一 | 八六 | 一一 | 九七 |
| 四一年 | 一 | 一 | 一 | 九八 | 一四 | 一一二 | 一 | 一 | 一 | 九八 | 一四 | 一一二 |
| 四二年 | 一 | 一 | 一 | 一一一 | 八 | 一一九 | 一 | 一 | 一 | 一一一 | 八 | 一一九 |
| 四三年 | 一 | 一 | 一 | 一三六 | 二八 | 一六四 | 一 | 一 | 一 | 一三六 | 二八 | 一六四 |

（『苫小牧町勢一班』明治四十四年　苫小牧村）

しかし、大正に入ってから苫小牧の場合各農家における農耕馬が多く、これは運搬用にも使用されたが、大正六年における各牧場収容馬はわずか三一七頭にしかすぎなかった。また、一〇頭以下の馬しか置かない牧場も数カ所あった。

大正末期になると、当地方の牧場経営にも変化が生じ、中山牧場、茂呂牧場、高木牧場、石垣牧場、嶋口牧場は姿を消したり、あるいは規模の縮小、牛馬の減少によって牧場としての機能を失ってしまった。

その代わりとして、佐藤牧場、助川牧場、時任牧場、宮崎牧場が登場し、牛馬の数も若干の増加がみられた。次に、大正六年および同十五年現在の当地方の牧場をあげれば次のとおりである。

## 苫小牧の牧場経営状況（大正六年現在）

| 牧場名 | 位置 | 面積 放牧地 | 面積 牧草地 | 面積 穀菜地 | 飼畜数 牛 | 飼畜数 馬 | 飼畜数 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 樽前村共同牧場 | 樽前村 | 一、九二九、八四二坪 | 一坪 | 一坪 | 一頭 | 六〇頭 | 六〇頭 |
| 松田牧場（北海道畜産合資会社） | トアサ | 六、三五五、三一七 | 三〇、〇〇〇 | 一五、〇〇〇 | 一 | 六五 | 六五 |
| 中山牧場 | タプコプ | 五五三、七二七 | 六、〇〇〇 | 六〇〇 | 一 | 四四 | 四四 |
| 茂呂牧場 | トアサ | 一、三七六、三〇五 | 一 | 三、〇〇〇 | 一 | 五〇 | 五〇 |
| 高木牧場 | 覚生村 | 一、二七七、六五七 | 三〇、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 一七 | 五八 | 七五 |
| 石垣牧場 | 錦多峰 | 一三九、九二八 | 三、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 一 | 二三 | 二三 |
| 星野牧場 | 美々 | 一四一、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 一九 | 二 | 二一 |
| 山田牧場 | 錦多峰 | 二四七、八〇五 | 一 | 六、〇〇〇 | 一 | 二一 | 二一 |
| 嶋口牧場 | 美々 | 五二六、七一二 | 一五、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 一七 | 五 | 二二 |
| 荒井牧場 | 沼ノ端 | 一二五、六五二 | 三、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 一七 | 一二 | 二九 |
| 計 | | 一二、六六七、九四五 | 九〇、〇〇〇 | 四五、六〇〇 | 七〇 | 三一七 | 三八七 |

（『苫小牧町勢一班』昭和七年　苫小牧町）

## 苫小牧の牧場経営状況（大正十五年三月現在）

| 牧場名 | 位置 | 地積 | 馬 | 牛 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 宮崎牧場 | | 五五三町 | 二五 | 一 | 二五 |
| 工藤牧場 | | 二九三町 | 一〇 | 一 | 一〇 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 荒井牧場 | 沼ノ端 | 六〇 | 四二 | 三八 | 八〇 | 助川牧場 | 植苗 | 二〇三 | 一八三 | 一 | 一八三 |
| 星野牧場 | 美々 | 五九 | 二〇 | 一 | 二〇 | 山田牧場 | 錦多峰 | 七五 | 一二〇 | 二〇 | 一四〇 |
| 松田牧場（北海道牧畜会社） | トアサ | 二、〇〇〇 | 九二 | 一〇八 | 二〇〇 | 時任牧場 | 覚生 | 一〇〇 | 三〇 | 五〇 | 八〇 |
| 佐藤牧場 | 植苗 | 三三〇 | 四二 | 一 | 四二 | 樽前放牧場 | 樽前 | 八四〇 | 三〇〇 | 三〇 | 三三〇 |

（町）　（町）

（『北海道鉄道各駅要覧』『苫小牧町史資料』より作成）

次に、大正初期における飼育家畜をあげると、馬では大正四年には一、〇五八頭を数えたが、その後若干の落込みがあり、大正時代における馬は八〇〇頭前後であった。牛については搾乳業の発展もあり、大正初期に一〇〇頭程度であったものが、その末期には二〇〇頭を超えるようになった。豚についても著しい増加があったが、これは屠殺場の完成によるものであった。

畜産状況一覧表

| 年次 | | 馬 匹 | | | | 畜牛 | | | | 家豚 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 内種 | 雑種 | 外種 | 計 | 内種 | 雑種 | 外種 | 計 | 内種 | 雑種 | 外種 | 計 |
| 大正 | 三年 | 二三六 | 五六二 | 二九 | 八二七 | — | 七八 | — | 七八 | — | 六 | — | 六 |
| | 四年 | 二三四 | 八〇九 | 一五 | 一、〇五八 | — | 七八 | — | 七八 | — | 八 | — | 八 |
| | 五年 | 一五〇 | 六六〇 | 二五 | 八三五 | — | 一四九 | — | 一四九 | — | 三三 | — | 三三 |
| | 六年 | | | | 六六二 | | | | 八九 | | | | 三〇 |
| | 九年 | | | | 六三一 | | | | 一八九 | | | | 三四〇 |

| 大正一四年 | | |

**共同放牧場の設置**　大正時代に入ると農耕馬、副業としての畜牛を飼育するものが急に増えだしたが、これらの人びとはその牛馬を放牧すべき適当な土地を持たなかったので、町ではこの問題を解決するため、大正六年十二月二十九日、共同放牧場の目的をもって樽前村六二、六三番の国有未開地三〇〇町歩の払下げを申請し、許可を得て苫小牧町共同放牧場とした。

この放牧場は苫小牧町住民で牛馬を所有する者の放牧に供するものであったが、その順位として、①農業者にしてその所有する牛馬を放牧すべき適当な土地を所有しない者、②牧畜業者または運送業者にしてその所有する牛馬を放牧すべき土地を所有しない者、③その他の者、で農業者優先であった。また、苫小牧町民の所有する牛馬の放牧に支障のないときにかぎり町会の議決を経て、一年を単位として他町村住民の牛馬も放牧できた。

苫小牧町では大正八年十月十四日、道庁指令第八、五三三号をもって「共同放牧地管理並使用規則」設定の許可を得たが、これが実際に発布されたのは、同十二年十一月二日、町会の議決を経て、苫小牧町規則第五号として発布された。

共同放牧地管理並使用規則

第一條　共同放牧地ノ管理並使用ハ本規則ニ據ル

第二條　共同放牧地ノ位置地積及之ヵ使用區域ハ左ノ如シ

位置　苫小牧町大字樽前村字樽前

地積　三百三十七町九段四畝七歩

位置　苫小牧町大字覚生村字覚生

地積　百六町六反一七歩

使用區域　苫小牧町一圓

第三條　共同放牧地ハ本町住民ヵ其ノ所有スル牛馬ノ放牧ニ供スルモノトス

但シ本町住民ノ所有スル牛馬ノ放牧ニ支障ナキニ限リ町會ノ議決ヲ經一箇年ヲ超エサル期間ヲ限リ豫メ頭數ヲ定メテ本町住民以外ノ者ノ牛馬ノ放牧ニ供スルコトヲ得

第四條　左記各號ノ事項ハ町會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム其ノ之ヲ變更セムトスルトキハ亦同シ

一、木柵堤壘溝渠等ノ建設其ノ他工事施行ノ方法

二、必要アル地域ニ於ケル野草樹木ノ保育又ハ牧草ノ播種並保育ニ關シ其ノ施設ノ方法

三、周圍及必要ナル箇所ニ火防線ヲ設ケ其ノ他除害ニ關スル設備並其ノ施行方法

第五條　共同放牧地ハ毎年輪換放牧ノ方法ヲ以テ使用スルモノトス其ノ區域ハ町會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第六條　共同放牧地ニ放牧スヘキ牛馬ノ頭數ハ一町歩ニ對スル一頭ヲ超過セサル範圍ニ於テ町會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第七條　共同放牧地ヲ使用セムトスル者ハ町長ノ許可ヲ受クヘシ

第八條　前條ノ出願頭數所定ノ頭數ヲ超過シタルトキハ左記各號ノ順位ニ依リ許否ヲ定ム

一、農業者ニシテ其ノ所有スル牛馬ヲ放牧スヘキ適當ナル土地ヲ有セサル者

二、牧畜業者又ハ運送業者ニシテ其ノ所有スル牛馬ヲ放牧スヘキ適當ナル土地ヲ有セサル者

三、其ノ他ノ者

同順位者間ニ在リテハ左記各號ノ方法ニ依リ許否ヲ定ム

一、所定ノ頭數ヲ出願人員數ニテ除シタル一人當頭數（端數ヲ除ク）ノ範圍内ニ於テ各出願頭數ヲ許可ス

二、前號ノ方法ニ依リ配當シ尚所定頭數ニ剩余ヲ生シタルトキハ更ニ出願頭數ヲ充ササル者ニ對シ前號ノ方法ニ依リ之ヲ定ム

三、前各號ノ方法ニ依リ其ノ平均數一頭以下ニ下ルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第九條　使用料ハ左ノ範圍内ニ於テ町會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム但シ當才ノモノニ付テハ之ヲ徴収セス

一　町住民ハ牛馬一頭ニ付一箇月　牛六十五錢　馬五十錢

一　町住民以外ハ牛馬一頭ニ付一箇月　牛七十錢　馬五十五錢

第十條　使用料ハ許可シタル月ニ於テ其ノ使用許可ノ月數ニ應シ全額ヲ一時ニ徴収ス

許可ノ月ノ使用料ハ一箇月ニ滿タサルトキト雖全月分ヲ徴収ス

第十一條　使用許可ヲ受ケタル後使用者ニ於テ中途ニシテ使用ヲ廢止シ又ハ全ク使用セサリシトキト雖既納ノ使用料ハ之ヲ還付セス

第十二條　使用ノ許可ヲ受ケタル者使用料ヲ所定ノ期日ニ納付セサルトキハ使用許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十三條　前條ニ依リ使用許可ヲ取消シタル後尚共同放牧地ヨリ牛馬ヲ退場セシメサルトキハ其ノ使用月數ニ應シ第九條所定金額ノ倍額ニ相當スル使用料ヲ徴収ス

第十條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十四條　使用許可ヲ受ケスシテ共同放牧地ヲ使用シタル者ニ對シテハ其ノ使用月數ニ應シ第九條ノ所定金額ノ三倍ニ相當スル使用料ヲ徴収ス

第十條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條　共同放牧地ニ放牧シタル牛馬ハ使用者ニ於テ之ヲ監守シ本町其ノ責ニ任セラルモノトス

第十六條　共同放牧地ノ樹木及秣ハ其ノ經營上必要ナルモノヲ除クノ外伐採又ハ採取セサルモノトス但シ放牧上必要ナキ樹木ハ本町住民ノ自家用ニ供スルモノニ限リ秣ハ放牧上必要ナキ部分ニ限リ之ヲ賣拂フコトアルヘシ

附　則

第十七條　本規則施行ノ期日ハ町長之ヲ定ム

（『苫小牧町例規（全）』）

大正十二年六月には大字覚生村の二五町歩の増加、大字苫小牧町の三〇三町が新たに共同放牧場に加わり、このうち、大字苫小牧町の放牧地（工業学校付近一帯）は昭和四年には付与となった。さらに植苗村遠浅の九九町歩、植苗村植苗の一六六町歩を合計四、八七〇円にて買入れたが、植苗の方は同十一年放牧場を取消し規則中より削除した。また

同十三年、大字小糸魚村九三町歩を共同放牧地とし、同十六年にも勇払、沼ノ端の両地を共同放牧場として出願したが、これらのうち耕地として開放されたり、途中にて放牧を放棄したりして、最終的には樽前共同放牧場と昭和十六年に整備復活した植苗共同放牧場だけが残った。

さて、この共同放牧場の管理経営であるが、当初は町の直営管理であったが、樽前放牧場においては簡単な牧柵をまわし、馬五、六〇頭が放牧されていた。苦小牧共同放牧場はもともとは苦小牧村が無償貸付をうけた土地で直営であったが、その後産牛馬組合、畜産奨励組合が町から借受けた土地で、昭和四年に至って苦小牧町に付与となったもので、牧柵、厩舎、事務所などの設備があった。

しかし、その他については、地目において放牧地というだけで、放牧場としての機能を持つものではなかった。

苫小牧町が出願した共同放牧地

| 位置 | 名称 | 地積 | 出願年月日 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 苫小牧町大字樽前村字樽前 | 樽前共同放牧場 | 三三七 | 大正　六・一二・二九 | |
| 大字覚生村 | | 二五 | 一二・　六・二五 | 貸付出願 |
| 大字苫小牧町 | 苫小牧共同放牧場 | 三〇三 | 明治三九・ | 〃 |
| 大字植苗村字植苗 | | 一六六 | 昭和　五・一一・一二 | 三、一七八円にて買入 |
| 大字植苗村字遠浅 | 植苗共同放牧場 | 九九 | 〃 | 一、六九二円にて買入 |
| 大字小糸魚村字小糸魚川左岸 | | 九三 | 一三・一一・一四 | 貸付出願 |
| 大字勇払村 | | 七九五 | 〃 | 貸付出願するも不許可 |
| 〃 | | 七九五 | 一六・　一・二六 | 売払出願 |
| 大字苫小牧町明野 | | 六七九 | 〃 | 売払出願 |

（『議決書』苫小牧町会各年、『苫小牧町例規』より作成）

しかし、町の直営はいろいろな面で問題があり、樽前共同放牧場については、昭和三年に錦多峰畜産実行組合が無償貸付を受け簡単な設備のもと牛馬の放牧に使用した。

一方、苫小牧共同放牧場は昭和四年に正式に町に付与となったが、この管理方法について同年十一月十一日の町会に提出されたが、町としては直接管理経営を望んでいた。しかし、町会においては樽前共同牧場の例をとり地域を区画して委託経営にする発言が強くて進展せず、この議案は撤回された。

すなわち、この放牧地は明治三十九年に苫小牧村が放牧地の目的をもって国有未開地の無償貸付を出願し、その許可を得て村費をもって厩舎、事務所を設置した。だが、その経営は困難であったため、同四十三年に道庁の方針に基づき室蘭、勇払、有珠の産牛馬組合が合併して室蘭外五郡産牛馬組合をおこし、苫小牧支部が設けられたのを機会にその管理経営を産牛馬組合苫小牧支部が引き受けたが、その後胆振畜産組合、苫小牧畜産奨励組合と変わっていった。しかし畜産奨励組合は大正十三年を最後に解散となり、同組合長だった川上力之介の個人経営のような形となっていて、この土地は川上の占有使用となっていたのである。

こうしたことから、町としてもこの放牧場を町直営としこの地が町有地たることを明確にしたかったのである。しかし、町会の反対により、これは実現せず、翌五年三月二十四日の町会には杉本福松など四名による議員立案権の発動があって、苫小牧畜産実行組合に無償貸付をなし、その管理経営を行わせることを議決したのである。

議　案

苫小牧共同放牧地及同地内ニ建設シアル建物ハ左ノ条件ヲ以テ苫小牧畜産実行組合ニ無償貸付シ管理経営セシムルモノトス

記

一、木柵ノ設置牧草ノ育成建物ノ維持其ノ他管理経営上必要ナル費用ハ組合ニ於テ支辨スヘシ

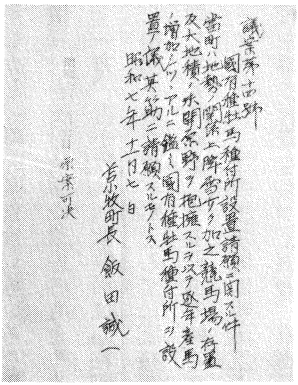
二、牧場ノ経営方法ニ就テハ総テ町長ノ認可受クヘシ
三、貸付条件其ノ他ハ町長ニ於テ之ヲ定ム
右提出ス

昭和五年三月二十四日

（『議決書』昭和五年　苫小牧町会）

町としてもすでに種馬を買うなどして、直営の意志を捨てきれずにいたが、この町会の議決により委託経営に踏みきることになり、昭和五年六月、町公会堂に牧畜業者を招集して、委託者を募ったが、まず北村作造が名乗りをあげた。だが、会合の終りころになって当時の実力者の一人である山本由松が、苫小牧畜産実行組合を結成することを提案したため、町会での議決にしたがい、山本が委託経営者と決定したのである(6)。

山本由松は、苫小牧畜産実行組合を結成し町から放牧場、同建物および町が買った農用ペルシュロンの種馬の貸付をうけて、中山という牧夫を雇い、一般農家などの馬の預託を開始した。また、町と畜産実行組合との貸付条件として、放牧場内に二〇町歩の牧草地を造成すること、牧柵を完備すること種馬一頭を配備することであったが、種馬は町から貸付をうけたので、牧草と牧柵だけであった。だが、町ははじめから長期にわたる貸付をせず、二年程度様子をみて、その実績によってさらに長期貸付を行うことにしていた。



国有種付所設置の請願議決書
（昭和７年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

山本らは牧柵を完全にめぐらし、厩舎に修理を加えたほか、あまりよい牧草ではなかったが、かたちだけでも一〇数町歩を掘りおこし牧草を

播種し、また、町から貸付をうけ種馬は質が悪かったところから、新たに農用の大きな種馬（昭栄号）を買って、着々とその設備の充実をはかっていた。そして、昭和七年になって飯田町長に対し長期貸付を申請したのである。これは同年十一月七日の町会に諮問案として提出され、苫小牧共同放牧場の管理経営は苫小牧畜産実行組合の長期経営が適当と認められたのである。

諮問案第一号

共同放牧場貸付ニ関スル件

苫小牧畜産実行組合ニ貸付中ニ係ル大字苫小牧共同放牧場ハ其ノ組合ニ於テ設備ヲ完成シ長期ニ亘リ管理経営スベキ計画ヲ樹テ牧野奨励法ニ依ル補助出願ノ意アリ之ニ対スル意見ヲ諮ル

昭和七年十一月七日提出

苫小牧町長　飯田誠一

昭和七年十一月七日可ト答申

（『議決書』昭和七年　苫小牧町会）

このように苫小牧共同放牧場は完全に苫小牧畜産実行組合の委託経営となった。

昭和十六年になって、苫小牧町は牧野法第二条により樽前共同放牧地と植苗共同放牧地について町直営による牧野管理方法を設定し、併せて同十七年度から同十九年度にわたる三カ年において国庫奨励金二万九、八五一円、町費負担三万六、四八九円の計六万六、三四〇円をもって、共同放牧地牧野改良事業を行うこととし、同十七年四月二十七日にはこれに係る一連の議案が町会に提出され、原案可決を得た。

苫小牧町牧野管理方法書

一、位　置

㈠樽前共同放牧地

北海道勇払郡苫小牧町大字樽前村六十二番地

同　上　六十三番地

二、地　積

㈠樽前共同放牧地

放牧地　三三四陌〇五

採草地　一陌一〇

計　三三五陌一五

合計　四三四陌三五

三、区　域

（別紙図面ノ通リ）

四、放牧又ハ採草ヲ為ス者ノ範圍

共同放牧地管理並使用規則ニ依リ町長ノ許可ヲ受ケタル者

㈡植苗共同放牧地

北海道勇払郡苫小牧町大字植苗村字遠浅六百八十二番地

同　上　字美々百三十六番地ノ七ノ内

㈡植苗共同放牧地

放牧地　九九陌二〇

計　九九陌二〇

放牧地には土塁、木柵、木戸、追込柵、水飲場、監視舎、畜舎などの設備と障害物の除去を行い、放牧料は牛馬一頭に付二円とし、管理人、牧夫二名を置いて管理経営するものであった。昭和十七年度においては第一回目の追加予算において樽前、植苗共同放牧地牧野改良事業費として三万四四七円、調査費六八〇円が計上された。しかしながら、労力不足と資材不足から半額に満たない一万三、九二四円が支出されたのみであった。翌十八年度においても一万四、二二八円が支出されたのみで、三万二、八六四円の不用額を残したのである。

（『議決書』　昭和十七年　苫小牧町会）

樽前共同放牧場においては相当の設備がなされ、昭和十九年には一〇五ヘクタールの実行面積で八三七円をもって残置木調査を行い、翌二十年九月二十五日から協木式木柵四、一〇三メートルと木戸二カ所を同年十一月五日に完成した。なお、この作業は地元青年学校生徒の全面的協力によって行われた(7)。

植苗共同放牧場については一部の調査を行ったのみで、一時中止となっていたが、昭和十九年より、その管理使用を部落会において行うことになり、その成果を収め、時局下の資材、労力の不足という困難の中で同二十年をもって牧野事業は完了した。

「共同放牧地管理並使用規則」は昭和二十四年三月、同条例となったが、同二十五年の牧野法の施行にともない、市は市有牧野および利用施設などの管理の適正をきし、草生の維持助長、牧野の荒廃を防止し牧野利用の効率化を図る目的をもって、「苫小牧市牧野管理規程」が設定され廃止となった。

**馬匹改良と種牛馬**　繁殖によるものであった。当地方における牧畜は、その初期においては副業的に経営する者が多く、馬匹改良に留意せず、自然しかしながら、時代とともに馬匹改良がさけばれ、明治十九年にはアルセーユ種の牡馬の貸付をうけ、その改良の端を開き、他地方に先んじて同二十年から馬市を開催し良馬の生産を奨励するなど、馬匹改良に対する考えも徐々に高まっていった。

| 番号 | 住所 | 種類 | 名称 | 毛色 | 体高 | 年齢 | 産地 | 所有者 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一六二 | 勇払郡勇払村 | 内国種 | 谷風 | 鹿毛 | 四尺八〇 | 七才 | 勇払産 | 中山加寿 |
| 一六三 | 勇払郡苫小牧村 | 雑種 | 勇星黒 | 鹿毛 | 四、八〇 | 七 | 有珠産 | 港文作 |
| 一六四 | 勇払郡苫小牧村 | 内国種 | 明治 | 鹿毛 | 四、五〇 | 八 | 勇払産 | 川村亀吉 |

（『北海道庁布令書』明治三十四年）

明治三十四年における当地方の種馬所有者は道庁告示第一号「種牡馬検査」から次の三頭であったことがわかる。

その後においても、当地方の種馬は三頭程度であったが、その初期の所有者についてははっきり

していない。大正末期ころから、種馬の数も増加し、昭和四年現在では一〇頭を数え、同年の定期牡馬検査では全頭合格、種牛については三頭であったが、そのうち一頭は不合格となった。

定期種牡馬検査合格馬一覧表（昭和四年）

| 区分 | 名称 | 産・種類 | 両親名 | 毛色 | 生年月日 | 所有者名 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 軽種 | ワイキキ号 | 濠州産サラブレット種 | 父　サラブレット種　ウイルカ号<br>母　〃　トレツサバイ号 | 栗毛 | 大正三年<br>月　日 | 時任　チカ |
| 中間種 | 胆振コッパー号 | 内洋種 | 父　英ハクニー種　オールドコッパー号<br>母　内洋種　ヘ号 | 〃 | 一二年<br>五月一〇日 | 柳原　亭一 |
| 中間種 | 宝号 | 〃 | 父　ハクニー種　金龍号<br>母　内洋種　第二下城号 | 〃 | 一一年<br>四月二五日 | 時任　静二 |
| 中間種 | ウイチヤム号 | ハクニー種 | 不明 | 〃 | 〃<br>五月　二日 | 山形　武夫 |
| 重種 | 泰平号 | ペルシュロン雑種 | 不明 | 鹿毛 | 一二年<br>四月　二日 | 柳原　亭一 |
| 重種 | 千里号 | 雑種 | 父　内洋種　飛駿号<br>母　ペルシュロン雑種　萬里号 | 青毛 | 七年<br>六月一三日 | 大岡佐一郎 |
| 重種 | イレーグ号 | ペルシュロン雑種 | 父　ペルシュロン種　クランヤトール号<br>母　ペルシュロン雑種　レース号 | 鹿毛 | 一一年<br>五月　六日 | 川上力之介 |
| 重種 | 達山号 | 〃 | 父　ペルシュロン雑種　泰久号<br>母　ペルシュロン雑種　日達号 | 青毛 | 九年<br>四月一五日 | 荒井　富治 |
| 重種 | 早風号 | 〃 | 不明 | 芦毛 | 一一年<br>六月一七日 | 蔦森　徳一 |
| | 方山桜号 | 雑種 | 不明 | | 七年<br>四月二八日 | 時任　静二 |

（『事務報告』昭和四年　苫小牧町）

定期種牡牛検査合格牛（昭和四年）

| 名称 | 種類 | 両親名 | 所有者 |
|---|---|---|---|
| キングオゼブ<br>サンチヤカスデュール号 | ホルスタイン種<br>フリシヤン | 父 ホ・フ種 ホワイトキングクリシチナ号<br>母 〃 ネリースタデーコール号 | 浜町<br>中村 拙郎 |
| 第二オームスピー号 | 〃 | 父 〃 テーチオームスピー号<br>母 〃 ゼエルークイン第二世号 | 沼ノ端<br>星野 藤七 |

（『事務報告』昭和四年　苫小牧町）

翌五年には種牡馬一二頭が検査に受検したが、全部合格し、種牡牛三頭が合格した。

苫小牧町では年々産馬増加の傾向にあり、また馬匹改良、畜産奨励の目的をもって国有種牡馬種付所を設置すべく道庁に対してその設置を請願することにし、昭和七年十一月七日の町会にこれを提出した。

議案第十四号

国有種牡馬種付所設置請願ニ関スル件

当地ハ地勢ノ関係上降雪少ナク加之競馬場ノ存置及大地積ノ未開原野ヲ抱擁スルヲ以テ逐年産馬ノ増加シツツアルニ鑑ミ国有種牡馬種付所ヲ設置ノ議其筋ニ請願スルモノトス

昭和七年十一月七日

苫小牧町長　飯田誠一

昭和七年十一月七日原案可決

（『議決書』昭和七年　苫小牧町会）

▼種牡馬飼養奨励金

| 種類 | 名号 | 奨励金 | 住所 | 所有者 |
|---|---|---|---|---|
| 内洋ペル雑 | 兼政号 | 一〇七円 | 植苗村松田山 | 松田利三郎 |
| 〃 | 昭栄号 | 六一 | 苫小牧町表町 | 山本由松 |
| 〃 | 雲晴号 | 六一 | 錦多峰村 | 山田幸助 |

▼種牡牛飼養状況

| 種類 | 名号 | 毛色 | 年齢 | 住所 | 所有者 |
|---|---|---|---|---|---|
| ホ種 | 第四五サーヘンゲベルト | 黒白 | 七 | 旭町 | 近谷兼太郎 |
| 〃 | ロメオセジス | 〃 | 五 | 錦多峰 | 松本政太郎 |
| 〃 | アーゴリア号 | | | | |
| 〃 | 第一六サーマロニー | 〃 | 四 | 小糸魚 | 日畠農場 |
| 〃 | パーフエクション号 | | | | |
| 〃 | サーテッチエ | 〃 | 七 | 沼ノ端 | 星野藤七 |
| 〃 | デシヤケンメー号 | | | | |
| 〃 | キングセジス | 〃 | 五 | 植苗 | 高井右一 |
| 〃 | マタドールデコール号 | | | | |
| 〃 | サーアイダロッタ | 〃 | 五 | 植苗トアサ | 西多理三郎 |
| 〃 | インカオームスビー号 | | | | |
| 〃 | サーフォーブス | 〃 | 五 | 〃 | 溝口嘉一 |
| 〃 | デッチエデンヤ号 | | | | |

そして、翌八年にはアングロ・ノルマン系雑種一頭が国有種牡馬として本町に配属され、樽前村の柳原亭一に貸付けられた。さらに、同十一年には苫小牧町家畜市場が設けられ、国有種牡馬種付所も併置された。

優良馬の生産を目的とし、毎年優良種牝馬飼養奨励金および種牡馬飼養奨励金が交付されたが、昭和十二年度においては、上の馬が奨励金を受けたのである。

一方種牡牛については、混同農業の発達により乳牛の増加にともない年々増加していったが、昭和十一年現在で八頭、さらに翌十二年には三農事実行組合にそれぞれ一頭の種牡牛が購入され、町もこれに助成金を交付し、一一頭を数えたのである。

次に、馬匹および畜牛実査検査表によって年次別頭数をみると、馬匹では軽種としてアラブ系、サラブレット系で、昭和三年、九年を除けば平均していて八〇頭前後で、サラブレットの方が圧倒的に多い

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 〃 | ウオカーセジス ドーラ九世号 | 白黒 | 一一 | 樽前 | 高坂　永　松 |
| ホルスタイン | 第三ダイヤモンド マタドーア号 | 黒白 | 四 | 勇払 | 勇払第一農事実行組合 |
| 〃 | 第六サーインカ ウオーカー号 | 〃 | 四 | 中野 | 中野農事実行組合 |
| 〃 | サーロメオピーター ジヨハ一〇号 | 〃 | 四 | 錦多峰 | 錦多峰農事実行組合 |

（『事務報告』昭和十二年　苫小牧町）

馬匹・畜牛一覧表

| 年次＼区分 | 馬匹 軽種 | 馬匹 中間種 | 馬匹 重種 | 馬匹 和種 | 馬匹 計 | 畜牛 ホルスタイン | 畜牛 エーアシヌ | 畜牛 雑種 | 畜牛 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和三年 | 五四 | 一〇八 | 六八五 | 六八九一五 | | 五一 | 五一 | 九六 | 一九八 |
| 四年 | 七一 | 一五四 | 六七七 | 八五九八七 | | 六六 | 三二 | 九八 | 一九六 |
| 八年 | 八〇 | 二一七 | 五七九 | 二一八九七 | | 三五五 | 二九 | 九九 | 四八三 |
| 九年 | 五五 | 一五〇 | 五七九 | 九七九三 | | 三九五 | 二九 | 九九 | 五二三 |
| 一〇年 | 七二 | 二一 | 五三七 | 五八三五 | | 六一六 | 七五 | — | 六九一 |
| 一一年 | 七九 | 二三八 | 五六七 | 二八八六 | | 七二七 | 六六 | — | 七九三 |
| 一二年 | 八四 | 二三三 | 三五七 | 三六七七 | | 七一七 | 六一 | — | 七七八 |

（『事務報告』苫小牧町各年より作成）

のが特長である。中間種ではトロッター系、ハクニー系が多く、アングロ・ノルマン系、ギドラン系、ノニュース系、オーロフ・ロストプチン系などである。重種は農用、運搬用であるが、ペルシュロン系が九〇％を占め、グライデス・デイール系、ブラバンソン系などあった。同六年以降和種の減少が目立ち、中間種の増加があった。また、同十二年には重種の極端な減少があって、六七七頭となった。

一方、畜牛については、昭和五年以降混同農業の奨励によって急激な増加を示し、同十二年には馬匹を追越す状況であった。種類ではホルスタインの増加があった。

**各種共進会の開催と糶売**　大正時代に入ると地方的な農業畜産、水産などの産業共進会が盛んとなったが、大正十二年九月には室蘭産牛馬畜産組合が畜産の発達に資する目的をもって一万円の経費を投じ、苫小牧町において畜産共進会ならびに競馬会を開催するという、町空前の盛況を呈したので

ある。

従来、この種の小規模なるものは開催されたことはあっても、出陳物の範囲、出陳点数からみても道内においてもその例を見ないものであった。町においても挙町一致をもって協賛会を組織し、共進会を賛助し、開会中は地方観覧者のため諸般の便宜をはかったのである。[8] この共進会において苫小牧町から馬匹六頭、牛三頭、鶏五羽の入賞で、しかも、牛馬においてはいずれも一等賞に入選するという好成績であった。この共進会において当町の畜産に対する関心が一層高まっていった。

その後も、毎年のように各地においてこの種の共進会が開催され、当町より出陳されたが、年によってはかならずしもよい成績ではなかった。昭和に入ってから胆振畜産組合の主催による馬匹・畜牛共進会、搾乳能力品評会が会場を各町村交代によって開催するようになった。苫小牧町では、昭和八年から苫小牧畜産実行組合が産駒品評会を開催した。また、同年六月には販路拡張のため、二日間にわたり苫小牧臨時馬市が苫小牧共同放牧場において開催されたが、これに対し町は二〇円の奨励金を交付した。なお、当日の実績は次のとおりであった。

昭和八年度苫小牧臨時馬市実績

売却頭数　四〇頭　　売上価格　二、四九三円

初　日　一、一八九円五〇銭　　二日目　一、三〇三円五〇銭

（『事務報告』昭和八年　苫小牧町）

昭和十四年には、日華事変後馬の不足があって、二歳馬総出場が行われることになったが、町においても規定に基づき二歳馬に対して総出場を勧奨し、一五三頭が出場、このうち一二六頭が糶売（せりうり）された。なお、この二歳馬総出場はその後も毎年続けて行われた。

二歳馬総出場

出場競売セルモノ　一二六頭　八二・三%

評価セルモノ　二七頭　一七・七%

市場競売成績

| 区分 | 頭数 | 総金額 | 最高 | 最低 | 平均 |
|---|---|---|---|---|---|
| 春季 | 一一〇頭 | 三四、三九四円 | 五六一円 | 一〇〇円 | 三一三円 |
| 秋季 | 一六 | 四、八五一 | 五八一 | 四〇 | 三〇三 |
| 計 | 一二六 | 三九、二四五 | — | — | 三一一 |

（『事務報告』昭和十四年　苫小牧町）

アラブ系抽籤馬購買実績

| 購買年月日 | 場所 | 出場数 | 購買数 | 価格 | 最高 | 最低 | 平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和一四・八・二九 | 競馬場 | 一五 | 七 | 一〇、四三〇円 | 二、〇〇〇円 | 八〇〇円 | 一、四九〇円 |
| 一四・一一・七 | 〃 | 一〇 | 二 | 三、八〇〇 | 二、〇〇〇 | 一、八〇〇 | 一、八〇〇 |
| 一五・二・一九 | 家畜市場 | 六 | 四 | 五、六〇〇 | 一、八〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、三五〇 |
| 一五・八・二 | 〃 | 一〇 | 三 | 五、三〇〇 | 二、一〇〇 | 一、八〇〇 | 一、七六〇 |
| 一五・一一・三〇 | 〃 | 一〇 | 二 | 三、八〇〇 | 二、二〇〇 | 一、八〇〇 | 一、八〇〇 |
| 一八・一一・一四 | 富士舘前 | 三 | 三 | 六、〇〇〇 | 二、四〇〇 | 一、七〇〇 | 二、〇〇〇 |

（『事務報告』苫小牧町各年）

**アラブ系抽籤馬の購買**　公認競馬のアラブ系抽籤馬については、従前は各競馬倶楽部ごとに購買していたが、昭和十二年から公認競馬の統制があって、日本競馬会が購買し各競馬倶楽部に配付することとなった。胆振支庁管内の購買地は苫小牧町と決定し、同年十一月二十八日、苫小牧競馬場において、関係市町村より二八頭が出場して行われた。

苫小牧は出場頭数こそ五頭と少ないが、そのうち四頭が合格し、いずれも一、〇〇〇円と他市町村よりも高い馬を出場させていた。

この日本競馬会におけるアラブ系抽籤馬購買は毎年続けられたが、知り得る資料によってその実績をあげれば上のとおりである。

戦争がはげしくなった昭和十九年、競馬は開催停止となり、購買も中止となった。

**軍用馬の購買**　日華事変のぼつ発以来軍馬の補充、乳製品原料乳の供給、肉皮資源の供出は日々に増加し、酪農地である本道に対しこれを求める傾向が強まってきた。町においても牛馬の改善増殖につとめ、関係各方面と連結協調をはかり、畜産振興施設に対し各種奨励

指導を行ってきた。

軍馬の購買については、昭和十二年ころから活発に行われはじめたが、同年の胆振支庁管内における購買は苫小牧町で行われ、その実績では、苫小牧町から六六頭が出場したが、わずか九頭の合格だけであった。

昭和十四年からは軍馬資源保護法による軍用保護馬検定が家畜市場で行われたが、出場、合格頭数については軍秘密のため発表されていない。検定合格指定馬に対しては鍛錬班を編成して所定の方針に基づき軍馬鍛錬が行われた。また、この指定馬については軍用保護馬飼養補助金が交付されたが、同十八年では三九頭に対し一、三五五円が交付された。

**緬羊牧場**　緬羊牧場は正式な名を北海道緬羊牧場株式会社といって、本社を東京日本橋に置き、農場は苫小牧町大字勇払村（勇払から沼ノ端にかけての一帯）にあったが、この農場を緬羊牧場といっていた。

北海道緬羊牧場会社は羊毛生産を目的とし、昭和四年、東京の緒方竜門、岡本喜一らによって設立され、その緬羊飼育牧場として昭和四年に勇払村一八九番地の七八二町九反九畝三歩の国有未開地の売払いを出願し、同年八月十七日に払下げ許可をうけ、翌五年より本格的に緬羊の飼育が開始された。

当地方においては、これまで緬羊飼育はなかっただけに関係方面から大いに期待されたが、最高時においても一〇〇頭を数えたにすぎず、昭和十四年以降はほとんど緬羊の飼育は行われなかった。そして、戦時体制がはげしさを加え、苫小牧が北海道資源を活用した工業地帯設定、工業港修築運動に入るとむしろこの土地の売却を考えたほどで、同十五年には苫小牧町に対し、『苫小牧工業港ト其使命』『工業港トシテノ苫小牧石狩ノ比較』『苫小牧ト石炭積出港』『工業資源ト苫小牧』の寄贈

| 地名 | 地番号 | 面積 | 処分年月日 | 氏名 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 勇払村 | 三七～二四三 | 七二町九反〇三 | 昭和四・八・一七 | 北海道緬羊牧場株式会社 | 第二条売払いによる |

（『国有未開地処分地番号簿』胆振支庁蔵）

願を提出しているのである。(9)

そして、同年大日本再生製紙株式会社が勇払に進出することになると海岸寄りの一三一・三町歩を売払い、同二十年、国策パルプに残り全部を売払った。これによって事実上緬羊牧場はなくなったのであるが、国策パルプが『勇払農事株式会社』の子会社を設立して牛乳、馬などの多面的な牧畜に切り替えてからも『緬羊牧場』の愛称をもって呼び続けられてきた。この勇払農場は、食糧不足、栄養補給の困難な当時にあって、それなりの重要な役割を果たしてきた。しかしながら、世の中が安定してくると、この農場のあり方も再検討され、昭和三十三年には『勇払土地利用研究所』と改められ、各種土地利用の試験研究が実施されたほか、現在ではその一部は山陽国策パルプ勇払工場専用のゴルフ場になった。

**決戦下の牧畜業**　国策に基づく牧草種子類の輸入制限と飼料用稲藁の統制強化により家畜飼料の不足をきたすこととなった。町においては自給飼料の改良増産を促進するため、管内牧畜業者に対しサイロの建設を勧奨する一方、この不足を補うため町農会、産業組合、各農事実行組合および小学校の協力を求め、農家ならびに小学校生徒の活動を促し、昭和十四年八月十五日以降一週間を愛国緑化採種勤労奉仕日と定め、一斉に採取を実施した。この期間中に赤クローバー一九八㎏、木本科牧草八〇㎏を採取し、各牧畜業者に配布された。(10)

これを契機として自給飼料の増産は中等学校男女生徒、小学校学童によって毎年行われたが、昭和十八年には国有未開地などの野草刈りに小中学校の生徒、学童四、〇〇〇人を動員して行われた。

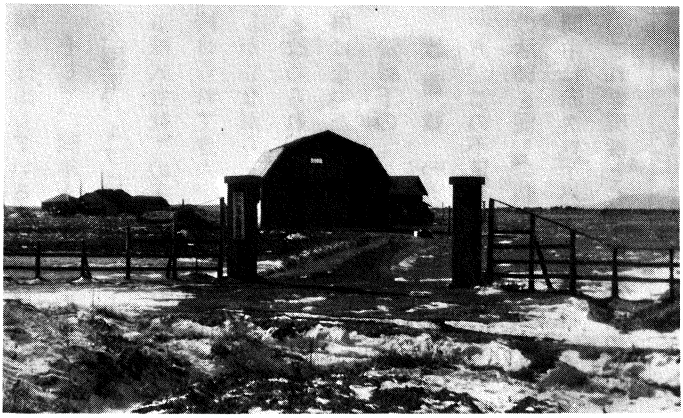
さらに、翌十九年には飼料問題は一層深刻化し、そのほとんどを協力令による中小学校生徒、学童、町内

| 協力令ニ依リ出動シタル中小学徒延数 | 刈取野草量 | 協力ヲ受ケタル実行組合 | 昭和十八年度サイロ建設基数 |
|---|---|---|---|
| 四、〇〇〇人 | 四二、〇〇〇貫 | 一九 | 一二 |

（『事務報告』昭和十八年　苫小牧町）

会員に頼らなければならなかった。この年、延べ八万五、七五〇名を動員し一二八万六、二〇〇貫の野草刈取りを行い、家畜、牧畜業者に配給され、その飼料となったのである。

さらにまた、優良種牝馬飼養補助金交付、種牡馬飼養補助金交付、馬の種付奨励金交付、種牡牛飼養管理奨励金交

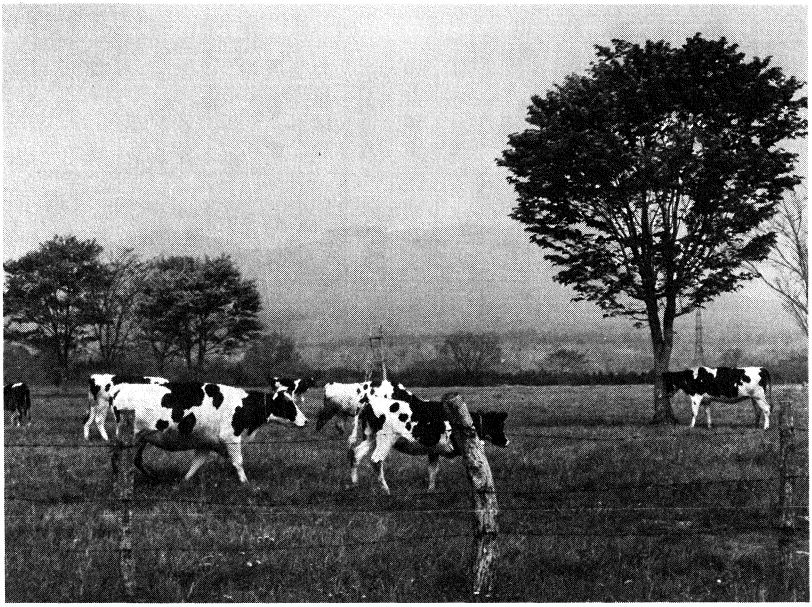


苫小牧種付場（昭和19年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

庁府県牝牛購買実績（昭和十八年）

| 月日／区分 | 購買県庁 | 頭数 | 価格 | 平均 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 六月　七日 | 樺太庁 | 六頭 | 二、三三〇円 | 三八八円 | ホ雑、ホ種優良牛 |
| 八月一六日 | 道庁 | 六 | 二、三九〇 | 三九〇 | 二、三才の姙牛 |
| 九月一五日<br>一六日 | 石川県 | 一三 | 五、〇三〇 | 三八七 | ホ雑二才軽産牛 |
| 九月二一日 | 道外 | 五 | 四、二〇〇 | 八四〇 | ホ種二、三、四才軽産牛 |
| 一〇月　六日 | 道内 | 一〇 | 四、六九〇 | 四六九 | 二才軽産牛 |
| 一〇月一四日 | 〃 | 五 | 二、三三〇 | 四六六 | 二才、三才姙牛 |
| 一〇月二九日 | 〃 | 一三 | 五、七四〇 | 四四一 | 初姙牛 |
| 一一月　九日<br>一〇日 | 三重県 | 二三 | 八、七二〇 | 三七九 | 二才軽産牛 |
| 一二月二〇日 | 道外 | 一一 | 五、〇五〇 | 二一〇 | 〃 |
| 計 | | 九二 | 四〇、四八〇 | 四四〇 | |

（『事務報告』昭和十八年　苫小牧町）



樽前市営牧場　（昭和45年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

付、家畜の衛生健康管理奨励、予防検査などを実施し、決戦下の畜産改善増殖に対処していった。だが、昭和十八年に畜牛道外移動禁止規則の施行があって、道外へ移出することができず、本町酪農者においても経済的な逼迫をうけることとなった。このため町では、道庁に対し畜牛の購買を強く要望し、道庁では統制下のもと本州府県畜牛購買を実施することとなったが、同年の苫小牧の畜牛購買は好成績をおさめたのである。

このように、決戦下の牧畜は労力不足、飼料不足、道庁統制などにより極めて困難な状態にあったが、町および町民全体による一致協力によってこれを打開していったのである。

**戦後の牧畜業**　戦争が終わって競馬が復活すると当地方の牧場も活発となった。また、有畜農業の指導奨励、苫小牧市家畜貸付条例の設定などにより、特に乳牛の増加が目立った。

市ではこうした有畜農家の家畜を効率的に放牧するため、昭和二十六年、牧野法に基づく「苫小牧市牧野管理規

## 市営牧場一覧表

| | 樽前放牧場 | | | | | | | | | | 柏原放牧場 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 面積 | 草地 造成面積 当年度 | 草地 造成面積 累計 | 草地 造成面積 伸率 | 事業費 | 利用頭数 | 延利用頭数 | 頭数伸率 | 備考 | | 面積 | 草地 造成面積 当年度 | 草地 造成面積 累計 | 草地 造成面積 伸率 | 事業費 | 利用頭数 | 延利用頭数 | 頭数伸率 | 備考 | |
| 四一年 | 三三五、一 ha | 一五、〇 | 四〇、〇 | 二六六・一 % | 一、八八七 千円 | 三二 頭 | 一、八四〇 | 四一〇 % | 伸率は三二年を基準とした。 | | 七五一、一 ha | 三四、〇 | 七〇、〇 | 一九四・五 % | 四、二七七 千円 | — | — | — | | |
| 四二年 | 三三五、一 ha | 一五、〇 | 五五、〇 | 三六六・〇 % | 一、六六二 千円 | 五四 頭 | 一六、二〇〇 | 六七五 % | | | 七二六、六 ha | — | 七〇、〇 | 一九四・五 % | — | 六八〇 頭 | 二〇、四〇〇 | 一〇〇 % | | |
| 四三年 | 三三五、一 ha | 一五、〇 | 七〇、〇 | 四六六・九 % | 一、七五六 千円 | 四五〇 頭 | 一三、五〇〇 | 五六二・五 % | | | 七二六、六 ha | 一五、〇 | 八五、〇 | 二三六・一 % | 二、一〇八 千円 | 九九八 頭 | 二九、九四〇 | 一四六・七 % | | |
| 四四年 | 三三三、九 ha | 二〇、〇 | 九〇、〇 | 六〇〇・四 % | 二、四三二 千円 | 四〇〇 頭 | 一二、〇三〇 | 五〇一・二 % | | | 七二二、七 ha | — | 八五、〇 | 二三六・一 % | — | 八九五 頭 | 二六、八五〇 | 一三一・六 % | | |
| 四五年 | 三三三、九 ha | — | 九〇、〇 | 六〇〇・四 % | — | 四五二 頭 | 一三、五六〇 | 五六五・〇 % | | | 七二二、七 ha | — | 八五、〇 | 二三六・一 % | — | 五六七 頭 | 一七、〇一〇 | 八三・三 % | | |
| 四六年 | 三三三、九 ha | — | 九〇、〇 | 六〇〇・四 % | — | 三五八 頭 | 一〇、七四〇 | 四四七・五 % | 五月二〇日～一一月二〇日六ケ月間 | 北海道第三期総合開発計画に基づき、道に売却 | — | — | — | — | — | — | — | — | | |

伸率は三二年を基準とした。

草種
チモシーグラス
オーチヤードグラス
メドフエスク
ラデノクロバー
リードキヤナリー
レッドクロバー

放牧期間
五月二〇日～一一月二〇日六ケ月間

北海道第三期総合開発計画に基づき、道に売却

程」を設定し、これまでの共同放牧地をその利用に供することにした。当初は樽前放牧場だけであったが、同三十三年には柏原放牧場も設置されたが、柏原地区は東部大規模工業基地となったため、この地は道に売却し、代わって錦岡地区に新しく放牧場を設置した。

放牧期間は五月二十日から十一月二十日までの六カ月間を原則としたが、その年によって多少の遅れがあり、六月上旬までにはオー

| 錦岡放牧場 | 面積 | 既成草地 | 事業費 |
|---|---|---|---|
| | 一 | 一 | 一 |
| | 一 | 一 | 一 |
| | 一 | 一 | 一 |
| | 一 | 一 | 一 |
| | 一 | 一 | 一 |
| | 四七、四ha | 三七、〇千円 | 一、〇八五 |

草種　チモシーグラス　オーチャードグラス　ラデノクロバー　レッドクロバー

プンしている。

樽前放牧場は三三三ヘクタールで、毎年草地改良を行い昭和四十六年現在で九〇ヘクタールで約二〇〇ヘクタールが利用し得る面積となった。柏原放牧場は近郊酪農家の増加にともない同三十三年に新設され、面積七一二ヘクタールを有し、乳牛を主体に毎年一万頭以上延べ頭数を数えた。

苫小牧の酪農の発達により、昭和四十三年には市営牧場には延べ四万三、四四〇頭の牛馬

民有牧場一覧表（昭和四十八年現在）

（『とまこまいの農林水産』昭和四十七年　苫小牧市）

| 地区名 | 所有者 | 頭数 サラブレット | アングロアラブ | トロッター | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 樽前 | 藤沢牧場 | 二二 | 八 | 一 | 一 | 二四 |
| 〃 | 苫小牧ランチヨウ 共同経営 | 三四 | 一 | 一 | 三 | 四五 |
| 〃 | 佐藤牧場 佐藤貞 | 二 | 一 | 一 | 一 | 二 |
| 〃 | 内藤牧場 内藤武 | 二〇 | 一 | 一 | 一 | 二〇 |
| 錦岡 | 社台ファーム分場 吉田善哉 | 四三 | 一 | 一 | 一 | 四四 |
| 〃 | ヤマニン牧場 土井重雄 | 四一 | 一 | 一 | 一 | 四二 |

（『民有牧場台帳』苫小牧市農業水産課蔵）

種牡馬一覧表（昭和四十七年）

| 名称 | 種類 | 親 | 生年月日 | 出産地 | 所有牧場名 |
|---|---|---|---|---|---|
| ニシキオール | サラブ・レット | 父フエリオール 母ヤマヨシ | 四一・三・一七 | 浦河町 | ヤマニン牧場 |
| メジロカツザン | 〃 | 父パレスタイン 母コーシュメドウ | 三八・五・一八 | 千葉県 | 内藤牧場 |
| アズテック | 〃 | 父リンボー 母ヴァイオウ | 四〇・一二・一八 | 苫小牧市 | 苫小牧ランチヨウ |

| ボンジュール | サラブレット | 父 ハードリース<br>母 メリーモン | 三二・ | 英　国 | 苫小牧ランチヨウ |
|---|---|---|---|---|---|

（『種牡馬検査表』昭和四十七年　苫小牧市農業水産課蔵）

が放牧されたが、東部工業基地建設にともなう用地買収により酪農家の減少があり、同四十五年以降減少し、一万頭前後となった。

一方、民有牧場は全部が軽種馬の飼育であるが、東部地区にあった弁天の上水牧場、植苗の佐藤牧場、鎌田牧場などは姿を消し現在では樽前、錦岡に集中している。

注（1）『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町
（2）（1）に同じ
（3）『北海道庁統計書』明治二十一年　北海道庁
（4）『北海道勧業年報』明治二十五年　北海道庁
（5）『早来町史』昭和四十八年　早来町
（6）北村作造氏談による
（7）大沢英松氏談による
（8）『事務報告』大正十二年　苫小牧町
（9）『苫小牧町陳情請願書綴』苫小牧町土木課
（10）『事務報告』昭和十四年　苫小牧町

# 第三節　林業と製炭業

## 一　山林管理と林木処分

**山林管理の沿革**　開拓使設置当初の山林管理事務は、移民興産、農耕開拓に多忙を極め、無尽蔵ともいわれた天然の山林に対して充分なる管理が行われないままになっていた。わずかに、明治七年になり、山林取締という民間からの監守人を置いて盗伐、山火事防止などの任にあたらせた。当地方では島松村の中山久蔵が勇払、千歳両郡兼務の山林取締を勇払郡開拓使出張所より申付けられている。(1)

さらに、同十一年十二月には「山林監守規則」を定め、山林取締にかわる山林監守人一名を置いたが、監守人には月額六円の手当が支給された。

しかしながら、本道の山勢気候は亜寒帯植物の繁茂に適するばかりではなく、長年月文化の波にもまれていなかったため、いたるところに処女林、原始林があり、その秘庫開発、管理経営が急務となってきた。特に、当地方の樽前山麓には帯状をもって繁茂するエゾ松、トド松を主体とする天然の美林を有していたから、明治十三年三月にはこの樽前官林の樹種の調査が行われ、翌十四年一月には札幌本庁地理課の森林派出所の設置をみて、当地方の森林管理経営が本格的に開始された。(2)

さらに、明治十四年三月には胆振管内の撰択林の種表が作製されたが、次のとおりである。

十四年三月膽振國撰擇林中千歳郡支笏岩脇千年勇武利眞駒井ノ五官林ヲ特別官林ニ比シ小糸魚錦多峰樽前下木名臼往別ノ五官林ヲ舊公林ニ準シ調査條例ニ據テ撰擇林種表ヲ作製ス左ノ如シ（本郡ノ分）

| 地名 | 境界及運便 | | | | エゾ松 | 楢 | 白樺 | 赤松 | 雑木 | 桂 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 東 | 西 | 南 | 北 | | | | | | | |
| 勇武利 | ホロナイ川水源迄ホロナイ川ヨリ勇武利川三里トス | 勇武利川水源ニ並行 | マコマイ川ヲ限ルマコマイ川ヨリ苫小牧村ニ出ス | 勇武利川ヲ限ル勇武利ヨリ勇拂ニ出ス | 自三尺至八尺十分ノ〇五 | 自二尺五至五尺十分ノ〇五 | 自五尺至一丈十分ノ一 | | 十分ノ三五 | | 家屋船材橋梁百般ニ供ス勇拂方面各地ノ用ニ供スマコマイ川岸白楊多シ |
| 眞駒井 | マコマイ川本支合流ノ上マデマコマイ川ヨリ苫小牧ニ出二里半 | マコマイ水源マデ | 小糸魚川ヲ限ルコイトイ川コイトイ村海岸ヲサル二里十丁川中一ノ障害物ヲ見ズ極メテ便ナリ | マコマイ川ヲ限ル | 自三尺至六尺十分ノ四 | | 自五尺至八尺十分ノ〇五 | 自三尺八至五尺五僅七本 | 自二尺至五尺十分ノ五五 | | 需要向上小糸魚川幅廣カラス赤松ハポンマコマイ川ノ南ニアリ土人ノ家ヲ距ル半里 |
| 小糸魚 | コイトイ海岸ヨリ凡二里十丁餘錦多峰海岸ヨリ凡二里半奥 | 小糸魚沼マデ | 錦多峰川ヲ限ル錦多峰海岸ヲ去ル凡一里半餘 | 小糸魚川ヲ限ル運輸不便コイトイ川岸ヲ去ル二里一丁餘 | 自三尺至六尺十分ノ四 | | | | 自一尺五至五尺十分ノ四五 | 自三尺至八尺十分ノ五 | 用途同前勇拂方面各地ノ用ニ供ス |
| 錦多峰 | 錦多峰ヲ限ル錦多峰川ヨリ海岸ニ出凡一里半 | 覺生川ヲ限リ覺生川海岸ヲ去ル一里雪解ノ候ニアラザレバ運輸ニヨロシカラズ | 覺生川ヲ限ル覺生川岸ヲ去ル凡一里 | 錦多峰川ニ限ル東部ニ同ジ | 自三尺至六尺十分ノ五 | | | | 自一尺五至五尺十分ノ五 | | 右ニ同ジ |
| 樽前 | 覺生川ヲ限ル覺生川ヨリ海岸ニ出ス凡一里 | 樽前川ヲ限ルタルマイ川ヨリ海岸ニ出凡一里川水十分ナルモ川岸西絶壁不便ナリ | 樽前川ヲ限ル樽前川ヨリ海岸ニ出凡一里運輸ニ便ナラズ | 覺生川ヲ限ル覺生川ヨリ海岸ニ出ス凡一里 | 自三尺至六尺十分ノ四五 | | | | 自一尺五至五尺十分ノ五五 | | 右ニ同ジ |

この時代の山林状況について開拓使事業報告においても、樽前山麓の樹種の美しさは他に類を見ないと、報告している。ただ、苫小牧以南については、株薪などの伐採により林相を損するとしているが、これは出稼漁業者が魚粕製造のため付近の森林から盗伐したためで、林相を損う不心得者もあった。

千歳白老二郡ハ樽前恵庭両嶽ノ麓ニ接シ蝦夷松椴松最多ク就中千歳郡千歳湖周圍ノ森林ノ無數ノ蝦夷松叢生シ其樹種ノ美他ニ見ザル所ナリ（略）白老樽前ニ岳ヲ連ル山間針葉樹多シト雖モ千歳ニ及ハズ（略）勇払郡ハ森林半ハ樽前山下ニ蔓延シ半ハ夕張郡諸山ニ連ナリ地形平坦（略）苫小牧以南ハ株薪等ノ爲林相ヲ損スルモ以東ハ舊觀ヲ改メズ

（『開拓使事業報告』）

開拓使が廃止されると山林事務は農商務省において主管することになったが、同省はこれを三県に委託し、「山林事務ハ追テ何分ノ義相達候迄従前ノ通取扱フベシ」[3]と示達したが、明治十九年四月六日巳第二三号をもって郡長の分任事項としたのである。だが、同二十一年には道庁に林務課を新設し、各地に林務課派出所を設け、郡長の分任は解かれた。

**林産物の処分**　開拓使当時の林産物の処分については、当初は「伐木役税則」によるもので、林木の代価を払って買い入れるのではなく、伐木税としての現品一割の時価金納が原則とされていた。しかし、これは、明治九年廃止となり、翌十年四月には「山林監護条例」とともに「林木払下規則」が制定され、林産物の処分はこれによることになった。

さらに、この処分規則は同十二年三月になり廃止となり、新たな「林木払下規則」が発布された。これによると、公林は三等級に分け、人民の自用、商法のための伐木は第三等の公林に限った。林木払下出願者に対し定価をもって伐木を許可し、一〇〇石に付き五円より一〇円まで、薪一敷五銭より八銭までとした。入林は夏山（四月より九月）

と冬山（十月より翌年三月）に分け、杣夫一人に付き一、〇〇〇石以下で稚樹および山の背の伐木は許されなかった。十二年には規則の一部改正があって、樹種によって値段が定められた。

本道の山林政策は他府県に比べれば、かなりの遅れをみせ、木材そのものもほとんど無価値に近い状態であった。ところが、国有未開地の処分が進行し、開拓が進むにつれ、本道の木材も次第に価値を持ちはじめ、札幌市場でのトド松一石に対する価格は明治十九年六〇銭であったものが、同二十九年一円九〇銭、同三十九年二円と上昇していった。そして立木処分の方法にも少しづつ変化が生じていった。

明治二十一年五月には庁令をもって「官林木特売規則」「官林雑産特売規則」「官林産物公売規則」が公布され、払下規則が全道的に統一され、官林木および林木以外の末木、樹木、小柴、枯枝、落葉、雑草にいたるまでの雑産物の払下方法が定められた。

さらに、明治二十七年にはこれらの規則を廃止して「北海道官有森林原野産物公売規程」「北海道官有森林原野産物特売規程」が制定され、公共の用途や災害復旧ないし旧慣による地方人民への売渡しなど特定の場合には、産物を競争に付せず随意契約で処分することができると定められた。同二十九年には本数単位による林木払下げを材積単位とし、用・薪材を区別して払い下げることになった。

そして、明治三十五年八月には勅令による「北海道国有森林原野特別処分令」の発布があり、本道林木処分方法の緩和、近代化をはかるものであり、本道の森林資源が十分に活用されることになり、近代資本主義工業の誘致ともなったが、その代表が苫小牧村に設置された王子製紙苫小牧工場であった。

この処分令では、北海道庁長官は道内で製紙業、マッチ軸木製造業などに対し、随意契約をもって国有森林を貸し渡し、または国有森林原野の主・副産物を売り渡すことができるとした。売り渡しは工業原料もしくは燃料用に限ら

れ、五馬力以上の動力機械を設備した工場で、馬力を標準とし一年間の需用額の一〇倍以内と規定された。

勇払郡における明治中期の林業統計一覧表

| 年次＼区分 | 官林段別 | 官有林立木払下げ数量 | 官有山林枯損木払下げ数量 | 官有山林雑産物払下げ価格 | 森林地貸渡段別料金 | 官有山林被害段別・数量 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 明治一九年 | 七六、〇〇〇町 | 五、二八九本<br>二三五円 | 六一七本<br>一円 | 二円 | 一、六〇〇町<br>〇、三八八円 | — |
| 二〇年 | 七六、〇〇〇 | 五、八三四<br>三一九 | 二六<br>一 | 一 | 一、〇〇〇<br>〇、六四八 | — |
| 二一年 | 七六、〇〇〇 | 一七、七三五<br>五八三 | 三、五七九<br>一七 | 三一 | 二、〇〇〇<br>二、二一四 | — |
| 二二年 | 一七四、一二五 | 一七、四九九<br>八七一 | 三二三<br>八 | 二三 | 一<br>一 | — |
| 二三年 | 九四、一二五 | 二七、六八五<br>一、一三七 | 二、一八七<br>二七 | 二六 | 一、四〇〇<br>二、四二三 | （火災）一〇二、九五〇〇町<br>一七〇円 |
| 二四年 | 九四、一二五 | 二八、二三二<br>一、六七一 | 七、〇八八<br>五〇 | 一 | 一、九〇〇〇<br>三、三三〇 | — |
| 二五年 | 九四、一二五 | 九、四〇六<br>二五三 | 四一<br>一 | 一 | 〇、六〇〇〇<br>一、〇〇〇五 | — |
| 二六年 | 九四、一二五 | 八、五九六<br>三九〇 | 二五七<br>三 | 一 | 二、〇〇〇〇<br>三、一五〇 | — |
| 二七年 | 一八一、二四八 | 五、三七六<br>三九〇 | 五<br>一 | 三 | 〇、七四一九<br>一、〇八六 | — |
| 二八年 | 一七五、二七九 | 五、〇二四<br>七〇〇 | 一<br>一 | 一 | 〇、八三二四<br>一、四二一 | — |

（『北海道庁統計書』各年より作成）

**並木の植付け**

明治六年には札幌・室蘭間の国道が完成したが、特に苫小牧村近辺の道路沿いには樹木らしきものがなかったため、ここを通過する旅行者に極めて殺風景な印象をあたえたばかりでなく、冬期間には茫々たる荒原を風雪が吹きまくり、交通上の支障ともなったのである。このため、札幌県では行客を風雪から保護し、旅情を慰める目的をもって札幌・室蘭街道の一部に並木植付けの計画をたてた。

この事業は民間に請負わせて行うことになったが、本村においては苫小牧駅逓取扱人で元戸長の村田松蔵が仕事上の関係もあってこれを請負うことになり、勇払郡役所に八三円一銭の見積書を提出した。

国道室蘭街道苫小牧村ノ内並木植付御入費積書

一金　八拾参円壱銭

内訳

| 品名 | 数量 | 適用 | 単価 | 金額 |
|---|---|---|---|---|
| 人足 | 一五〇人 | 柳一、五〇〇本植付一〇本に付き七人掛 | 金三〇銭 | 金三十六円七十五銭 |
| 柳 | 一、五〇〇本 | 長さ二間 | 金二銭一厘 | 金三十一円五十銭 |
| 雑木 | 四、五〇〇本 | 一〇本に付二銭八厘 | 〃 | 金十二円六十銭 |
| 縄 | 五丸 | | 金四十三銭一厘 | 金二円十六銭 |

右ノ通リ積書差上候也

明治十八年四月

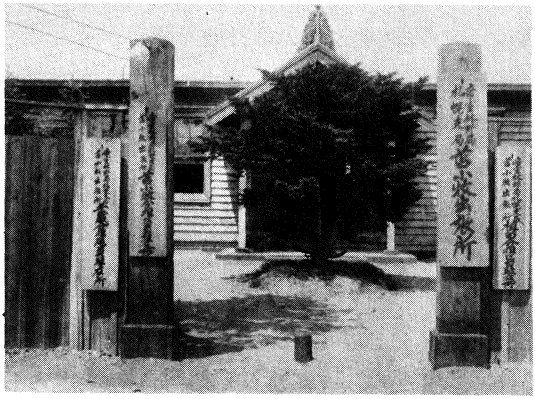
村田松蔵

勇払郡長　服部尚春殿

（『苫小牧町史資料』「駅逓の記録」）

そして、柳の木については鵡川上流下カナヱより掘ってきて、四月二十五日までに完成させる予定であったが、下カナヱ付近一帯が川の氾濫によって水びたしとなったため、柳の木の掘り取りが不能となり、村田は四月三十日までの延期を願い出た。

この国道の並木植付けは予定どおり明治十八年四月三十日に完成したが、苫小牧村付近の国道は面目を一新したのである。この並木は昭和初期まで国道筋に散見するのを見たが、今日ではその姿は全くないが、こうした時代においても緑化に対する先人の苦心、苦労があったのである。



帝室林野局苫小牧出張所
（大正13年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

**樽前御料林の設定**　本道所在御料地については、その当初は新冠御料牧場など数カ所で面積もごく少ないものであった。ところが、明治二十二年十月になって、道庁長官と御料局長との間で道内森林二〇〇万町歩が皇室財産（御料地）として編入の合意がなされ、同年九月には御料局に引き渡されたのである。

この巨大面積の御料地設定は、わが国が憲法施行および国会開設を目前にして皇室の経済的基礎をかためるため、欧州絶対君主の私有財産制にならったものであった。

明治二十三年六月には札幌に御料局札幌支庁を設置してこれら御料林を総括管理し各地に出張所が設けられたが、樽前御料林は札幌出張所の所管となり、苫小牧外一五カ村戸長役場内に苫小牧分担区が置かれた。だが、本道の開拓が進むにつれこの御料林中には多くの農牧適地が含ま

昭和23年の御料地面積

| 国名 | 面積 |
|---|---|
| 渡島国 | 一三〇、〇〇〇町 |
| 胆振国 | 二一〇、〇〇〇 |
| 後志国 | 一五二、五〇〇 |
| 石狩国 | 二八〇、〇〇〇 |
| 天塩国 | 三三五、〇〇〇 |
| 十勝国 | 一一五、〇〇〇 |
| 釧路国 | 二九〇、〇〇〇 |
| 根室国 | 九五、〇〇〇 |
| 北見国 | 三九二、五〇〇 |
| 計 | 二、〇〇〇、〇〇〇 |

昭和27年の御料地面積

| 国名 | 面積 |
|---|---|
| 渡島国 | 六五、〇〇〇町 |
| 胆振国 | 五〇、〇〇〇 |
| 石狩国 | 二八〇、〇〇〇 |
| 天塩国 | 二〇五、〇〇〇 |
| 釧路国 | 三〇、〇〇〇 |
| 計 | 六三〇、〇〇〇 |

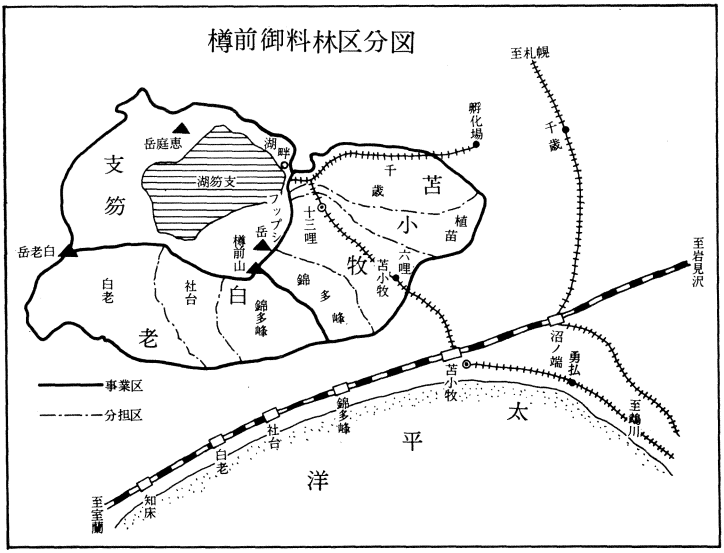
（『新北海道史』第四巻通説三）

れており、本道拓殖上大きな阻害ともなった。そこで、同二十六年には道庁長官は内務、農商務両大臣に対し本道の拓地殖民の進運を阻滞するとして官林への組み替えを内請した。この問題は宮内省とも折衝を重ね同二十七年十月には拓地殖民に必要な地域一三七万町歩の下付ということで解決し、残地は六三万町歩だけとなり、樽前御料林は五万町歩となった。

明治三十六年には帝室林野局札幌支局苫小牧出張所が新設され、白老郡・勇払郡・千歳郡の一部に在る御料林を所管することとなった。苫小牧出張所の所管地面積は五万一、七〇四・五三ヘクタールであったが、これを三事業区、七分担区に分け管理経営された。

苫小牧出張所には所長一名、事業区員三名、内勤二名の六名であったが、その後各分担区ごとに分担区員を置き一〇名となった。

出張所においては苗圃事業も行われている。その起こりは明治二十七、八年以降マッチ軸木、小函素地工場の進出などにより御料地内の林木斫伐が盛んに行われたが、その跡地の更新不成績地に対し、更新補助ならびに補植用苗木養成の目的をもって、同三十七年に幅三尺二間おきに腐植土を掘り起こし約一八町歩にわたりエゾマツ種子六石を、翌三十八年には六〇町歩に対し一七石四斗五升の人口播種を行ったのである。だが、




林地内播種はいろいろな面で不利であったため、同四十五年には正八角形苗圃を造り陽光の方位による影響調査などを行い、播種床の肥料研究を重ね、トドマツ苗は種子採取後直ちに秋播とし、三年生床替え、五年生にて山出しとするのが最適であることを認め、以来これを通例とするようになった(5)。

苫小牧出張所所管御料地面積表

| 名称 | 帝室林野局札幌支局苫小牧出張所 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 事業区 | 苫小牧 | 白老 | | 支笏 |
| 分担区 | 千歳 | 植苗 | 苫小牧 | 錦多峰 | 社台 | 白老 | 小計 | 支笏 | 合計 |
| 面積 | 五、三八一ha・七二 | 四、四九三・五六 | 六、〇四九・〇五 | 四、六六八・八六 | 二〇、五九三・一九 | 一、七九〇・四七 | 七、〇八三・九九 | 七、九五五・六八 | 一六、八三〇・一四 | 一四、二八一・二〇 | 五一、七〇四・五二 |

(『苫小牧御料林視察地概要』昭和12年)



樽　前　御　料　林（昭和18年）　〔苫小牧市史編さん室蔵〕

樽前御料林造林面積表

苫小牧事業区（明治三十七年～昭和十年）

| 漸伐跡地 | | 皆伐跡地 |
|---|---|---|
| 補植 | 人口播種 | 植栽 |
| 一二五八・四八ha | 一七〇・六七ha | 一八六一・四六ha |

〈植栽樹種〉エゾマツ、トドマツ、ドイツタウヒ、アカマツ、ドイツアカマツ、テウセンゴヤウ、ドロ、ホウ、カツラ、キハダ、ヤチダモ、ハリギリ

白老事業区（明治四十年以降）

| 択伐跡更新補助及漸伐跡補植 | | 皆伐跡地 |
|---|---|---|
| 補植 | 天然下種 | 手入植栽 |
| 三一一・七一ha | 七五・三七ha | 八九・九一ha | 四〇七・七六ha |

〈植栽樹種〉エゾマツ、トドマツ、ドイツタウヒ、ドロ、カラマツ、ホウ

支笏事業区（大正十一年以降）

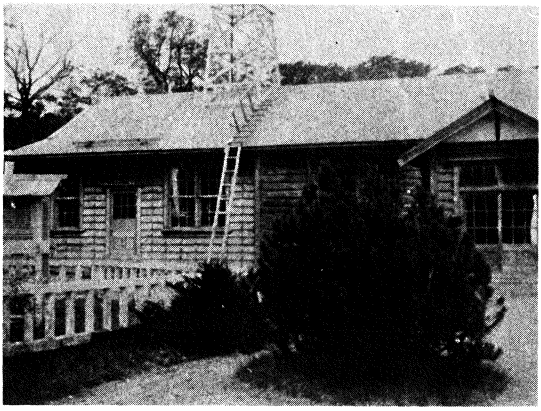
| 択伐跡地更新補助 | | | 間伐 |
|---|---|---|---|
| 補植 | 天然下種 | 手入 | |
| 一二八・六六ha | 一九・八三ha | 三一・八二ha | 六六・四九ha |

〈植栽樹種〉エゾマツ、トドマツ

（『苫小牧御料林視察地概要』昭和十二年）

**大学演習林の設定**　苫小牧にある大学演習林は、明治三十七年一月教授や学生の研究、実習に供し、かたわら合理的施設によって模範的林業を経営する目的をもって国有地六七五万坪（約二、二二〇ヘクタール）を文部省用地とし、札幌農学校演習林に編入したのにはじまる。さらに、同四十年十月二日には苗圃として字オテーネの隣接国有地五万二、二八七坪が増加編入された。

明治四十五年九月には学校名の変更により東北帝国大学札幌農科大学苫小牧地方演習林となり、大正七年四月には北海道帝国大学農科大学苫小牧地方演習林となり、さらに同八年四月には同大学農学部付属苫小牧地方演習林と名称を変更した。



苫小牧地方演習林事務所
（大正14年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

苗圃の増加で総面積約二、七〇〇ヘクタールとなった。この演習林は樽前火山群の抛出物上に成立した広葉樹を主とする丘陵林で、海抜五～五〇メートルの地形は概して平坦で、森林植物帯の上からは温帯北部林に属していて、ミズナラ、アサダ、サクシバ、ハルニレ、ヤマモミジ、ハリギリカツラなどがおもな樹種であった。

明治三十九年から造林が続けられてきたが、外国樹種も植付けられ、地味ながら、林学研究が続けられてきた。

大学演習林はこうした『大学研究の場』であるとともに、苫小牧人にとってもう一つの意味があった。苫小牧の小学校を卒業した人であれば、だれもがこの地に遠足に出かけたことがあるからである。演習林の中にはきれいな小川が流れ、ここにはザリガニ（当地方はサルカニと呼ぶ）や小魚

がいる。緑の芝生と豊富な樹木がたち並ぶ見本林や、一〇〇段近い階段を登った上にある神社など、小学生の遠足の絶好な場所でもあった。(6)

林内には事務所のほか、付属社宅、学生宿舎、標本室、公務員社宅などつぎつぎと設備されていった。

注(1)『管内諸達』明治六年　勇払郡開拓使出張所
(2)『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町
(3)『北海道庁統計書』明治二十九年過去一〇年の統計　北海道庁
(4)『新北海道史』第四巻通説三　昭和四十七年　北海道
(5)(2)に同じ
(6)堀江敏夫『ふるさと百話』昭和四十五年　朝日新聞

## 二　木材利用と造林事業

**林業の盛衰期**　国有未開地処分法の施行と室蘭線沼ノ端駅の開業により、当地方の林業は活発化し、特に植苗地区では植樹の目的をもって貸付をうけた国有地内の林木伐採が盛んで、これらはイカダを組んで美々川を流し、沼ノ端の最短地点で陸揚げされ、馬車で沼ノ端駅に運ばれ、札幌、小樽、室蘭方面に発送されていたということで、当時の沼ノ端駅は苫小牧管内では最大の貨物取扱駅となっていた。

そのうえ、明治二十年代の後半ごろからマッチ軸木製造工場が各地に設置され、白楊樹の伐採が行われ、また、同小函素地製造工場では御料林のエゾマツ伐採の許可を得て続けられ、植苗地区の軸木は箱舟にて輸送し、丸太同様沼ノ端駅に運ばれたが、大正時代になって水運の積み卸しなどに不便があったため、ウトナイから沼ノ端に至る専用馬

鉄が敷かれている。アッペナイ、丸山、錦多峰などでは馬車にてそれぞれの駅に運ばれ、王子製紙進出前においても苫小牧管内の各駅の貨物では木材関係（木炭を含む）が第一位を占めていたのである。(1)

林産物利用状況一覧表

| 区分 / 年次 | 丸及角材 | 柾 | 鉄道枕木 | 経木 | 椎茸 | 薪 | 木炭 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 明治三九年 | 六、〇〇〇尺貫<br>三、〇〇〇円 | 五、〇〇〇尺貫<br>一、五〇〇円 | 七、五〇〇挺<br>二、六二五円 | 一貫<br>一円 | 一貫<br>一円 | 六、四〇〇棚<br>五、七六〇円 | 九六八、〇〇〇貫<br>二九、〇四〇円 |
| 四〇年 | 五、一〇〇<br>三、一〇〇 | 四、一五〇〇<br>一、五七五 | 五、〇〇〇<br>一、八〇〇 | 一<br>一 | 一<br>一 | 六、〇〇〇<br>五、四〇〇 | 一、〇六〇、〇〇〇<br>三一、八〇〇 |
| 四一年 | 四、九八〇<br>二、八三九 | 四、五二〇<br>一、八〇八 | 六、五〇〇<br>一、八二〇 | 一<br>一 | 一<br>一 | 六、八〇〇<br>六、八〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇<br>三〇、〇〇〇 |
| 四二年 | 六四、九二一<br>一一、八八八 | 五、二五〇<br>二、一〇〇 | 一<br>一 | 一<br>一 | 一<br>一 | 七、五〇〇<br>九、七五〇 | 九八三、八五〇<br>三九、三五四 |
| 四三年 | 三七、五八五<br>二八、一八八 | 五、〇〇〇<br>一、二五〇 | 一、二〇〇<br>五、四〇〇 | 四〇〇<br>四〇〇 | 一八〇<br>一三三 | 一五、二〇〇<br>一五、二〇〇 | 一、〇八〇、〇〇〇<br>三二、四〇〇 |

（『苫小牧村勢一班』明治四十四年　苫小牧村）

明治三十年代においては鉄道枕木の搬出が盛んであったが、同四十年ころより次第に減少し、代わって丸材・角材が大幅な伸びを示した。しかしながら、当地方における林産物利用の最大を占めるものは木炭製造であり、同三十九年において二万九、〇〇〇円余の生産高を示していたのである。

当地方は火山灰地のため農耕は極めて不利であり、苦労、手数のわりには収益が少なく、多くの開拓移住者はてっとりばやい収入源として付近の森林資源を活用しての木炭製造へとはしり、あるものはむしろこれを専業とするよう

にさえなった。そして、この木炭製造業に定着した人たちは手当り次第樹木を伐採、小枝、若木まで利用し、どんどん新しい地へ進出していったのである。このため、苫小牧地方の森林はあらされ放題で、森林はいつしか原野と化し、当地方林産に大きな支障をもたらす結果となった。そして、明治末期には根本的対策が必要となったのである。このため、苫小牧村は明治四十三年九月七日、字オテーネ二九五番地(現緑ケ丘公園一円)の国有未開地三〇七町四反一二歩の売払いの許可を得て、この地の雑木を伐採し、造林して理想的な森林を造成することになった。

**大正期の林産**　苫小牧町に属する山林は御料地、大学演習林、その他公私有林を合計すれば相当大なる地積で、山林はゆうに八〇%を占めるものであった。これらの主なものは樽前山麓の丘陵高原一帯に広がる大森林であった。そのうえ、王子製紙の操業によって年間七、八〇万石の原木と電気化学工業の年間一〇万俵におよぶ木炭使用があったから、林産とは切っても切れない深い縁を持っていたのである。

しかしながら、御料林、大学演習林は充分に産業的に利用し得るものではなく、きびしい制限があったから、今後町有、民有林を活用していくためにはどうしても造林擁護が必要であった。町においても、植林樹種として村内各工場にて消費し得る樹木を選択して、エゾ松、トド松、ドイツ唐檜(トーヒ)の造林を推奨した。だが、薪炭業者、林業者には愛林思想が乏しく、近い将来には民有地における薪炭林の欠乏が心配されたのである。(2)

ただ、御料林、大学演習林、村有地の一部においては将来を考え、合理的な計画のもと着々経営が進められていた。次に大正五年における民有林、村有林の状況、民・官有林伐材、利用状況をあげれば次のとおりである。

▼民有林の現況（大正五年）

| 大字 | 小字 | 地目 | 現在面積 | 林相 | 大字 | 小字 | 地目 | 現在面積 | 林相 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 勇拂 | 同 | 山林 | 五五九町、一八一八 | 濶葉 | 植苗 | 同 | 山林 | 五四四町、八一〇九 | 濶葉 |

| 錦多峰 | 同 | 山林 | 五二一、九〇一七町 | 濶葉 |
|---|---|---|---|---|
| 覺生 | 同 | 同 | 二三五、一九二六 | 同 |
| 樽前 | 別々 | — | 二〇四、三二一一 | 同 |

▼村有林の現況（大正五年）

| 町村 | 字地目 | 現在面積 | 林相 | 所有者 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 苫小牧村 | 苫小牧 | ワッカナイ | 山林 | 一〇〇、〇〇〇町 | 濶葉 |
| 同 | 小糸魚 | 同 | 同 | 四三三、八一一一 | 同 |
| 山林 | 三〇七町 四〇一二 | 無木地 | 苫小牧村 | 造林計画中 | |

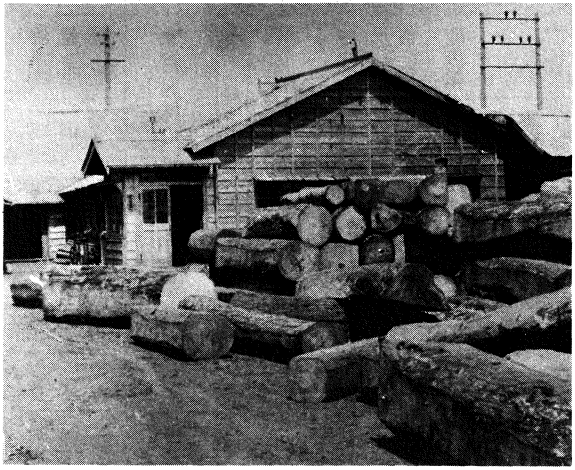
▼民有林伐材および材木利用状況（大正五年）

| 樹種 | 用材 | 數量 | 價格 | 樹種 | 用材 | 數量 | 價格 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 蝦夷松 | 角材 | 七、七五七石 | 一〇、一〇八圓 | 桂 | 角材 | 二、五一五石 | 三、七七二圓 |
| — | 電柱材 | 五〇 | 一七五 | — | 同 | 二、九七八 | 四、七六四 |
| — | 薪炭材 | 四一棚 | 五七 | 楢 | 枕木 | 七、五〇〇 | 三、〇〇〇 |
| — | 計 | — | 一〇、三四〇 | — | 薪炭材 | 二六、六一〇棚 | 五三、二四二 |
| 椴松 | 角材 | 四〇〇石 | 五二五 | — | 計 | — | 六〇、九八八 |
| — | 其他 | 一八八 | 二三九 | 雜 | 角材 | 四、一三五石 | 四、五四八 |
| — | 計 | 五八八 | 七六四 | — | 薪炭材 | 七〇、四三二棚 | 九一、七六八 |
| 厚材 | 角材 | 五七七 | 一、〇八〇 | — | 計 | — | 九六、二六六 |

用材　シナノ木　ハルニレ　ミツナラ　ヤチダモ　エゾ松　薪炭材　ミヅナラ

▼御料林・大学演習林・官林・社有林材木利用状況（大正五年）

| 区分 | 數量 | 價格 | 單價 | 区分 | 數量 | 價格 | 單價 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 挽材 | 八二〇 | 一、一四八 | 一、四〇〇 | 丸太 | 四二二 | 八六 | 二〇〇 |
| 柾 | 二三〇 | 三六八 | 一、六〇〇 | 角材 | 一四、一八四 | 一二、七六五 | 九〇〇 |
| 製紙原料 | 二七、六一八、六三四 | 二六、七九〇 | 〇、〇九六 | 薪炭 | 一、三九六・〇四 | 七、六七八 | 五五〇 |
| 燐寸軸木 | 二八〇、〇〇〇 | 八、九六〇 | 〇、〇三三 | 枕木 | 二、五〇〇 | 一、〇五〇 | 四二〇 |



中村組木工場（大正14年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

（『苫小牧町史資料』―林業に関する記録）

民有林において林相濶葉とあるも多くは無立木地であった。大正十二年の事務報告では御料林、大学演習林、北海道炭砿汽船会社所有の立木払い下げをうけたものだけが造林、製炭に従事し、それ以外は見るべきものなしとの、まことにあわれな状態であった。

林業報告

本年ノ生産ニアリテハ御料林、大学演習林、炭砿汽船会社所有ノ立木払下ノ上造林、製炭等ニ従事スルモノノ外殆ンド見ルベキモノナシ、之レ即チ巳人ノ所有樹木ハ、伐採セラレ既ニ皆無ナレバナリ、補給ノ策ヲ樹ツルハ時季遅レノ感アルモ、事茲ニ実現ヲ見タル上ハ寸時モ忽諸ニ付スベクモアラズ、先年来愛林ノ思想ヲ涵養スルコトニ努メ新植、天然稚樹ノ保育等ニ小学児童ヲ初メ青年団等ニ実地指導ヲ初メタル結果、逐年其ノ成績ノ向上スルヲ見ルニ至レリ、尓後適所ニ向ッテハ継続奨励シ従業セシムルコトニ努メリ

（『事務報告』大正十二年　苫小牧町）

次表においても明らかなように、木炭製造では大正六年の四八五万貫を最高に急激な減少をしはじめている。したがって、当地方の製炭業は大正初期がその最も盛んな時期であったことがわかるのである。しかしながら、これも濫伐によって原料材をなくしてしまい、二度と二〇〇万貫を超えることはなかった。一方他の林産物では、角材が大正十五年を除けば大幅な伸びを示したのは、田中木工場、中村組木工場、今村木工場、吾妻木工場などの工場の進出によるところが大きかった。

林産物利用状況一覧表

| 年次＼区分 | 角材 | 丸太材 | 薪炭材 | 木炭 | 椎茸 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大正六年 | 五七、九七三石<br>二七二、九四九円 | 一三三丁<br>四六六円 | 一四〇、六〇一棚<br>三七四、九三六円 | 四、八五七、六〇〇貫<br>三六四、三二〇円 | 二、八三五斤<br>二、五八八円 | 一、二〇〇円 | 一、〇一六、四五九円 |
| 一〇年 | 三五、二一三<br>一三六、四八五 | 一〇六、七六七石<br>七七、一四〇 | 三二六、二五七石<br>一〇二、九九五 | 二、七四七、一一〇<br>二二四、〇一九 | 三二八<br>三九五 | 八九六 | 五四一、九三〇 |
| 一四年 | 二八三、三九九<br>三二五、三九五 | 六、三〇九<br>五、七一七 | 二〇、四四七<br>七五、六一八 | 一、一二〇、〇七〇<br>一三四、四八四 | 四一二<br>四二六 | 七四四 | 五四二、三八四 |
| 一五年 | 九、四五〇<br>一、八四三 | 四、六一一<br>五、五三三 | 一四、五八五<br>四一、四九〇 | 八六四、五〇〇<br>一一二、三八五 | 三〇八<br>三五一 | 三二四 | 一六一、九二六 |

（『苫小牧町勢一班』―各年より作成）

**昭和前期の林業**　昭和期に入ると当地方の森林資源は極端な減少を示し、特に木炭製造では昭和元年（大正十五年）を境として減少しはじめ、これまで首位を独占してきた木炭製造も同七年以降角材、丸太材に次いで第三位にとどまる結果となり、もはや木炭独占時代は過ぎ去った観があった。ただ、戦時下体制を迎えると、石油、石炭などは軍需品となり、これらに代わって木炭は一般用として広く奨励されたため、同十四年以降次第に増加し、町直営

による製炭事業も行われ、終戦直前までの二、三年間は再び首位を占めた。

昭和九年四月一日、道庁令第四二号をもって全道の林産物は道庁において検査することを布令し、道庁林産課内に林産物検査本所を置き、全道主要地に支所、駐在所を置き検査員を常駐させた。苫小牧検査員駐在所は同年四月一日に開所し、勇払郡のうち苫小牧町、厚真村、鵡川村、穂別村の四カ町村を担当区とした。本検査所設置の影響は木材規格を統一し、道材を広く全国市場へ統一価格をもって移出し、林産業者の利益増大につながるものであった。

林産物利用状況一覧を見ると、年によってはげしい変動があるが、これは御料林、大学演習林、社有林などにおいて払い下げ林の大小によるもので、この時点での林産は民有林が極めて乏しいため、官・社有林の払い下げいかんによって林業の盛衰が決定されたことを示すものであった。ただ、昭和九年以降における種別による林産物利用状況を示す資料がなく、その変化を的確にとらえられないのは残念である。

林産物利用状況一覧表

| 区分／年次 | 角材 | 丸太材 | 薪炭材 | 木炭 | 椎茸 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和二年 | 三、二二一石<br>五、〇七一円 | 六、六二三石<br>八、九九八円 | 一八、一〇〇石<br>一一、三一九円 | 一四三、七八〇貫<br>一八、六九一円 | 四一〇斤<br>四一〇円 | —<br>五六四円 | 四五、〇五三円 |
| 四年 | 四、〇一九<br>四、九三六 | 五、五五四<br>一四、七三九 | 一五、三五八<br>一三、〇六八 | 一、〇八九、七八〇<br>一四一、六七一 | 二二四<br>二五五 | —<br>一、二三四 | 一七五、九〇三 |
| 五年 | 二八、五六八<br>二八、四二五 | 一四、〇八一<br>四七、四七二 | 一五、五八四<br>二二、九七八 | 四九三、五〇〇<br>六四、一五五 | 三二〇<br>三三一 | —<br>一、二〇〇 | 一六四、五六一 |
| 六年 | 三、四二一<br>五、〇七一 | 六、六一三<br>八、九九八 | 一八、一〇〇<br>二一、三一九 | 一四三、七八〇<br>一八、八六一 | 一八〇<br>二三三 | —<br>九六〇 | 五五、四四二 |
| 七年 | 四八、六二五<br>一二三、〇二〇 | 三九、八九五<br>七二、二一三 | 三四、七七〇<br>八二、〇八八 | 八三八、一一六<br>六六、四六五 | 一五〇<br>一五〇 | —<br>八五五 | 三四四、七九一 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 八年 | 九四、〇〇八<br>二八二、六五六 | 四三、五八八<br>一〇八、四三六 | 三〇、二五〇<br>八三、六五六 | 七四三、七三〇<br>七四、三七二 | 一三六<br>一五〇 | 一、六二四 | 五五〇、八九四 |
| 九年 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 二一九、三八四 |
| 一〇年 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 二八三、四七九 |
| 一一年 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 三七九、六四一 |
| 一二年 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 三八三、一四七 |
| 一四年 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 一、一七八、七九六 |
| 一五年 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 一、二〇三、六七七 |
| 一六年 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 一、五〇〇、六〇〇 |

※昭和九年以降内容を示す資料なく不明

（『苫小牧町勢一班』―各年『苫小牧町要覧』―各年より作成）

時局下が進展するにつれ、木材および薪炭生産の確保は急務となり、これが緊急増産の要請に応えるためには町有林の伐採、共同放牧地内の不用材の伐採が必要となった。

町は昭和十四年より町有林、共同放牧地内の斫伐事業を開始し、用材、製炭原木としたが、売払金の一部を造林事業費とし、斫伐跡地に造林していったのである。

昭和十六年三月には木材統制法が施され、軍需生産に切りかえられていったが、価格統制、規格統制、流通統制から立木統制におよんだ。そして、軍需用材など確保のため強制伐採も行われたのである。

昭和十八年、下オテーネ山林において直営製炭事業を開始し、同地の製炭材を伐採、同年には一、六七〇俵（一〇貫入）生産し、翌年も続けられた。だが、決戦体制となるや木材供出は絶対的要請となり斫伐事業の主体も軍用材におかれ、同十八年には三百万坪山林から九、六一四石がきりだされ、軍需造船用材として献木された。同十九年には軍用材のほか植苗町有林から一三四石が伐採され青年学校新築用材となった。

このほか、苫小牧においては王子製紙苫小牧工場の使用する製紙用原料として原木があるが、王子製紙は自社有林からの伐採のほか、道内外の国有林、御料林、その他官私有林などの年期払下契約によりぼう大な原木を苫小牧の各土場に運んでいた。（第六編産業史工業の発達参照）

**オテーネ町**　無計画無秩序による木材の搬出、

**有地の造林**　木炭製造は当地方の森林資源上重大なる支障をまねき、今後の林産業に与える影響が大きいと考えた苫小牧村では、明治四十三年九月九日字オテーネ二九五番地の国有未開地三〇七町四反一二歩を植樹の目的をもって売払いの許可を得た。そ

斫伐事業（町有林）

| 年度／区分 | 山林名 | 伐採面積 | 伐採面積 | 処分価格 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 昭和一四年度 | 三百万坪山林 | 二一、三町 | 二、四五三石 | 五、三八〇円 | |
| | 樽前共同放牧地 | 一七、一 | 五、〇〇〇 | 〃 | 製炭原木 |
| | 植苗遠浅共同放牧地 | 二一、三 | 三、〇〇〇 | 〃 | 〃 |
| | 植苗山林 | 一八、〇 | 五、三八〇本 | 一、八〇四 | |
| 一五年度 | 三百万坪山林 | 八、〇 | 一、八二九石 | 三、三八〇 | 公売 |
| | 植苗山林 | 二三、六 | 一、三〇三 | 三、七六九 | 九、九二一本特売 |
| | 植苗遠浅共同放牧地 | 二一、三 | 三、〇〇〇把 | 二、一〇〇 | 特売 |
| | オテーネ山林 | 六、〇 | 三、〇〇〇敷 | 九〇〇 | 束薪 |
| | 三百万坪山林 | 五〇、〇 | 一〇〇 | 一、四〇〇 | 薪 |
| 一八年度 | 三百万坪山林 | 七〇、〇 | 三四石 | 五一二 | 軍需造船用材として献木するものなり |
| 一九年度 | 植苗山林 | 一三七、七 | 九、四一〇 | 六六、八八七 | 軍用材および枕木 |
| | 〃 | | 六〇 | 一 | 警防団自動車掩体工事用 |
| | 〃 | | 一三四 | 一 | 青年学校新築工事用 |

（『事務報告』各年苫小牧町より作成）

して、村では翌四十四年より七カ年計画をもって造林事業を行い、理想的な森林造成をはかることにした。

この地に造林していくためには、まずもって雑木など青木立木の伐採が必要であったため、明治四十三年十一月十七日に苫小牧村は高橋久太郎と八五〇円をもって、この青木立木の売買契約を結んだ。そして、その条件として①落札の日より三日以内に代金を払い込むこと、②伐採着手は代金受渡しの後になること、③伐採終了は明治五十年（大正六年）十月十日まで、④物件搬出期は明治五十年十一月十一日まで、⑤炭竈及び小屋の営造、道路を開きうることなどであった。(3)

苫小牧村では高橋の青木立木伐採計画にあわせ七カ年による造林計画を樹立し、造林が企図されたが、造林初年、次年度においては設備不完全と土壌が悪いため全部枯死、大正二年中に植付したものも三〇〇本の枯死となり、成績は全く不良そのものであった。このため、高橋の立木伐採期間中は植樹大計画は無理となり、毎年小規模ながら上質苗木を植付し、立木伐採満了後において十分なる施設をなし、本格的な造林を実行することにした。

町有地造林計畫大要

（一）財産種別　一般基本財産
（二）植樹豫定地　苫小牧大字苫小牧二九五番地
（三）植栽樹種　落葉松
（四）植栽見込本數　大正六年度迄ニ毎年五反歩一千五百本（一反三百本）宛植栽シ五ケ年間ノ總植付本數七六〇〇本大正六年後ハ別記ノ理由未定
（五）植樹費計算

| 年度 | 反別 | 本數 | 諸經費 | 反當 |
|---|---|---|---|---|
| 四四年 | 二町六反二十歩 | 六二〇本 | 苗代三二圓五〇運搬人夫草刈一八圓計五〇圓五〇 | 二圓四〇錢 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 元年 | 三町歩 | 一萬二千本 | 苗代四八圓 | 其他三〇圓 | 計七八圓 | 二圓六〇錢 | |
| 二年 | 五反歩 | 一萬本 | 同九圓六〇 | 其他一三圓九〇 | 計二三圓五〇 | 二圓七〇錢 | |
| 三年 | 同 | 千五百本 | 同九圓 | 其他二三圓五〇 | 計三二圓五〇 | 六圓五〇錢 | |
| 四年 | 同 | 同 | 同 | | | 同 | |
| 五年 | 同 | 同 | 同 | | | 同 | |
| 六年 | 同 | 同 | 同 | | | 同 | |
| 合計 | | | | | | | |

（六）収支計算

四十四年度及大正元年度ハ設備不完全ト火山ノ爲全部枯死大正二年中植付シモノ、中根付ノ不良ナリシ爲、枯死セルモノ三百本（二分強）植栽後日尚淺キヲ以テ何等ノ収益ヲ見ズ

（七）植樹セザルモノ

町村有ノ土地ニシテ現ニ利用セズ収益ナク且造林ニ適スベキ土地及反別前記三百七町四反歩ニシテ本地ハ四十三年中賣拂ヲウケ同年中立木ヲ賣拂ヒ前記ノ如ク期間中ニテ滿了セザル間ハ植樹大計畫ヲナスヲ得ザルヲ以テ毎年小規模ノ植樹ヲナシツヽアリ本地ハ造林地トシテ外利用ノ道ナキヲ以テ立木伐採期間滿了ノ上ハ十分ナル施設ヲナシ造林ヲ實行セントス

（八）將来ノ計畫ト財政上ノ關係

本村内ノ森林ハ今ヤ殆ド伐採シ今後數年ナラズシテ薪炭林ニ缺乏ヲ告グルハ自明ノ理ナルヲ以テ住民一般ニ植樹又ハ造林ノ思想ノ普及ヲ計ルハ勿論ナルモ町村トシテハ前記ノ如キ大地積ヲ有スルヲ以テ本地内濶葉樹雜木ノ密ナル所ハ天然林ヲ養成シ雜木ノ疎ナル箇所ハ落葉松若シクハポプラ其他適當ノ樹種ヲ撰定シ植栽セントス、而シテ經費ハ他ノ財産ヨリ生ズル収入ヲ以テ本事業ノ經費ニ充當シ得ル見込アルヲ以テ財政上ニ就キテハ別ニ至難ノ點ナキモノト認ム

（『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町）

高橋久太郎の立木伐採は、大正六年十一月をもって期限満了となり契約は解除された。その後、苫小牧町においては造林計画を持ち部分的に実施されてきたが、同十二年になって道庁の専門技術員の派遣を要請し具体的な施業案を樹立した。道庁の専門家もこの地は火山灰地であることを除けば地勢緩傾、気候温和、交通至便など施業上幾多の好条件に専まれ、幼樹の発育上極めて良好であるとし、幼樹を撫育(ぶいく)して将来完美の天然濶葉樹林にするとともに、一部火山跡地の無立木地に人工造林をなすことを施業案の基本とした(4)。

大正十三年、町は管理人を配置して、施業案の実行に努めるとともに、盗伐、山火事に対し周到たる監守をなし、さらに町村基本財産造成の範を示すことを目標として、町有林完成を促進するため役場勧業係に専任技術員一名を置いた。なお、町有林の造林実績は次頁のとおりである。

こうしてオテーネの町有林事業は着々と進められ、昭和八年現在においては一小部分の無立木地を除き、一五年から二〇年生、目通直径三寸から五寸ものが多く、樹種は、ナラ、イタヤ、シラカバ、サクラ、ハンノキ、ヤチダモ、ホウなど一町歩当り一五〇石の蓄積を有するようになった。同八年九月十六日には北海道林業会より造林事業に対して優良町村として推奨されたのである(5)。

また、このオテーネ町有地内には小学校の児童の森林愛護の観念を助長する目的とし、昭和十一年学校植樹地七反歩が設定された。面積内訳では西小学校四反歩、東小学校三反歩で、植樹および管理は教師、山林監督、町勧業係などの指導のもと児童において行うものであった。予算は一九〇円で、落葉松三年生二、〇〇〇本をはじめ、ポプラ、アカシヤ、ドイツ唐檜などが植樹された。

一方、大正五年に国有未開地の払い下げをうけた植苗共有地一三八町八反五畝七歩については長谷川幸之介らによって伐採開墾が進められていたが、農耕不適地には植樹していくことに決定し、大正十年度には二町五反歩に苗木を

## オテーネ町有林造林実績一覧表

| 区分 | 天然林の手入 | | 人工造林 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 年次 | 面積 | 経費 | 面積 | 樹種 | 数量 | 経費 |
| 大正一一年 | 一 | 一 | ○町七反 | カラマツ | 二、一〇〇本 | 五四円 |
| 一二年 | 一 | 一 | ○、八 | 〃 | 二、四〇〇 | 三一 |
| 一三年 | 一五町 | 三六〇円 | ○、八 | 〃 | 二、四〇〇 | 三六 |
| 一四年 | 一五 | 三六八 | ○、八 | 〃 | 二、四〇〇 | 二四 |
| 一五年 | 一〇 | 二九七 | ○、六 | アカシヤ | 一、八〇〇 | 二四 |
| 昭和二年 | 一〇 | 二四八 | ○、四 | カラマツ、トドマツ | 一、二〇〇 | 三三 |
| 三年 | 一〇 | 二四四 | ○、五 | エゾマツ、トドマツ | 一、八〇〇 | 三七 |
| 四年 | 一〇 | 二四四 | ○、五 | トーヒ、ヤチダモ キハダ、イタヤ | 一、四七五 | 寄付 |
| 五年 | 一〇 | 二四八 | ○、二 | ポプラ | 六〇〇 | 一八 |
| 六年 | 一〇 | 二〇五 | (五、三) | 補植 | 一 | 二五 |
| 七年 | 一〇 | 一八〇 | (五、三) | 〃 | 一 | 二九 |
| 八年 | 一〇 | 二三〇 | (五、三) | 〃 | 一 | 二八 |
| 計 | 一一〇 | 二、六一四 | 五、三 | | 一 | 三四〇 |

（『オテーネ町有林の施設』昭和八年　苫小牧町）

## 大正十一年度植苗共有地植樹事業

| 植樹 | | | |
|---|---|---|---|
| 落葉松 | 一三町五反 | 四五、〇〇〇本 | |
| ドイツ唐檜 | 二 | 六〇〇 | |
| トド松 | 二 | 六〇〇 | |
| 山ナラシ | 四 | 一、二〇〇 | |
| クヌキ | 四 | 一、二〇〇 | |
| 計 | 一四、七 | 四八、六〇〇 | |
| 苗木およびクロバー種子代 | | | 一、一一六円四〇銭 |
| 防火線設備費および落葉松植栽費 | | | 四五〇、〇〇 |
| その他種子植栽費 | | | 三〇、〇〇 |
| 晩夏手入費 | | | 三七四、六〇 |
| 計 | | | 一、九七一、〇〇 |

（『苫小牧町史資料』林業に関する資料）

植付けられた。翌十一年度には特別会計から一、九七一円を支出し、一四町七反歩の造林事業と防火線を設定区画し、防火線上にはホワイトクロバーを撒播していった。

その後、この植苗共有地は植苗山林として町有林植林地と決定し、植樹計画のもと毎年新植、補植が続けられていった。

御料地所在町村に対する御下賜金　前項においても述べたとおり、御料林、大学演習林などの官有林を除いては累年にわたる用材、薪炭林の伐採にもかかわらず、その後は放置され将来にわたって利用しようとする者なく山林は原野と化し用材、薪炭材の缺乏を告げることは明らかであった。このため、町ではオテーネ町有地において造林事業を実施してきた。

大正十年になって御料地所在町村に対し皇室より御下賜金が下付されることになり、町はこれを苫小牧町一般基本財産特別会計に編入し、さらにこれを財源とする収益財産とし町有地、民有地の造林事業にあてることとし、もって将来の用材、薪炭材の自給策としたのである。

御下賜金による造林事業

| 区分＼年次 | 大正一〇年 | 一一年 | 一二年 |
|---|---|---|---|
| 費用 | 三三三円五二銭 | 一、九七一円〇〇銭 | 一、四八五円〇〇銭 |
| 落葉松 | 七、五〇〇本 | 六八、六〇〇本 | 一〇五、六九〇本 |
| トド松 | 〃 | 六〇〇 | 〃 |
| ドイツ唐檜 | 〃 | 六〇〇 | 〃 |
| クヌキ | 〃 | 一、二〇〇 | 〃 |
| 山ナラシ | 〃 | 一、二〇〇 | 〃 |
| 計 | 七、五〇〇 | 七二、二〇〇 | 一〇五、六九〇 |

（『苫小牧町史資料』林業に関する資料）

事業は三年間において行うこととし、大正十年度三三三円五二銭、同十一年度一、六二八円、同十二年度一、〇八四円とし、全部を植樹に要する費用とした。期間中管理人一名月手当四円を置き、毎年五月から十一月までの間、雇入者、植樹地の管理に従事させた。この事業では三カ年間に落葉松一八万一、七九〇本が植樹されたほか、トド松、ドイツ唐檜、クヌギ、山ナラシなど三、六〇〇本などで、植樹費合計は三、七八九円五二銭を投じたのである。

さらに、一般者において専ら造林の普及を図り将来の需用に供する者には苗木の提供を行い、一般会計より奨励金を交付した。

**町有林の経営**　林業は他の一般産業に比し、その成果を挙げるのにあまりにも長期年月を必要とし少なくとも一〇数年を要するを通例としている、この間、年々投資と労力とを加えなければならないため、特に民有地においては進取的林業を営む者も少なくなかった。こうしたことから、町では他の範とするを目標とし、町有林の天然林の保有、荒廃地の造林を積極的に進めてきた。

すでに大正以降オテーネ町有林（オテーネ山林）、植苗旧共有地（植苗山林）において植林地とし植樹造林事業が続けられてきたが、昭和九年には、町村営林規則第三条による施業案に基づき苫小牧町有林施業要領が樹立され、これらは町有山林として毎年その計画により除伐、植樹が行われた。



植苗市有林（昭和38年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

また、昭和九年には植苗三百万坪町有林は放牧地としては適さず、林木叢生していて植樹地に適していることから、同年五月には町会議員の視察も行われこれを植樹地とすることを決め、道庁に対し使用目的の変更方を出願したが、八月に胆振支庁技師の実査があって十一月許可となった(6)。

翌十年には延長一、一五二メートル、幅員九メートルの火防線を開さくしたのをはじめ、同十一年には六町歩の植樹地の手入れを行った。同十二年八月には道庁より技術員を招いて三百万坪山林の施業案を編成し、具体的な植樹事業を進めることになった。

山林保護設備事業も各山林において、防火線手入刈払い、防火線牧草播種、境界伐開、林道新設、林班界伐開など毎年継続して行われた。

造林事業は特に昭和十一年以降活発に行われたが、経済更生計画、戦時下体制となり森林資源の確保は国策として重視され、町内会、青年団、生徒、学童などにより集団的に行われ、町有林の経営に努めたのである。

町有林植樹一覧表

| 区分 / 年次 | オテーネ町有林 | | | 植苗町有林 | | | 三百万坪山林 | | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 新植 | 補植 | 手入 | 新植 | 補植 | 手入 | 新植 | 補植 | 手入 | 面積 | 経費 |
| | | | | | | | | | | 町反 | 円 |
| 昭和八年 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一三、六 | 四二四 |
| 九年 | 一 | 一 | 四、五 八一 | 一、八 六七 | 一 | 二〇、九 一八一 | 一 | 一 | 一 | 二七、二 | 三二九 |
| 一〇年 | 一 | 一、〇 一九 | 五、〇 三八 | 一一、〇 六四七 | 二、〇 二三 | 二六、〇 一六三 | 一 | 一 | 一 | 四五、〇 | 八九〇 |
| 一一年 | 二、一 一二二 | 一 | 二、九 一八 | 九、五 六九六 | 一一、〇 一六 | 三七、八 二三五 | 一 | 一 | 一 | 六三、三 | 一、〇八七 |
| 一二年 | 二、〇 五九 | 四、一 三一 | 三、一 二四 | 四、四 三〇八 | 一一、八 五三 | 四七、九 二二九 | 一 | 一 | 〇、八 一四 | 七四、一 | 七一七 |
| 一四年 | 三、〇 一五五 | 一、〇 五〇 | 二五、五 一五四 | 三、〇 一八七 | 五 五一 | 一〇、〇 一〇二 | 五、二 四四三 | 一 | 五、二 三〇 | 五三、四 | 一、一七二 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和五年 | 三、〇 | 五、〇 | 二〇、〇 | 八、〇 | 一、〇 | 一五、〇 | | | 五、二 | 一、〇七四 |
| | 二〇五 | 四〇 | 五〇 | 五六五 | 六二 | 七〇 | | | 五五 | |
| 一八年 | 二二、〇 | 四、〇 | 一九、〇 | | | 三五、〇 | | | 五、二 | 四、四八五 |
| | 三、三〇〇 | 一〇〇 | 八七〇 | | | 一一五 | | | 一〇〇 | |
| 一九年 | 一九、〇 | | | | | | | | | 一、九八九 |
| | 一、九八九 | | | | | | | | | |

（『事務報告』各年苫小牧町より作成）



町有苗圃（昭和30年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

**苗圃事業と記念植樹**　苫小牧町は、過去における森林地の無計画、無制限による伐採により、官有林を除き極めて森林資源は乏しくなっていたため、造林事業は町百年の大計として永続的不断の努力を要する旨を論じ、町有林をはじめ、民有地造林事業を奨励してきたが、これらが活発化するにつれ苗木の不足をきたし造林計画遂行上支障をきたすこととなった(7)。

このため町では、昭和十五年四月にはオテーネ山林に二反歩の町有苗圃を新設し、苗木栽培を行いこの不足を補うことになった。また、同十七年には植苗共有地内に三反歩の苗圃を新設した。

この苗圃ではトドマツ、ワタドロなどの播種を行い、三年後には各山林地に山出しされた。

町有苗圃事業

| 年度 | 苗圃名 | 面積 | 経費 | 生産品 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 昭和一五年 | オテーネ苗圃 | 二反 | 一〇〇円 | — | — |
| 一八年 | オテーネ苗圃 | 二 | 四八〇 | トドマツ四〇、〇〇〇本養成 | ワタドロ二、〇〇〇本養成 |
| | 植苗共有地苗圃 | 三 | 四五〇 | トドマツ四〇、〇〇〇本養成 | |
| 一九年 | オテーネ苗圃 | 二 | 一二九 | — | 苗圃手入費 |
| | 植苗共有地苗圃 | 三 | | | |

（『事務報告』各年苫小牧町より作成）

太平洋戦争に突入すると、各地において戦争記念造林が実施されたが、苫小牧においても昭和十六年以降、オテーネ町有林をはじめ、沼ノ端町有地、各学校用地において実施され、そのほとんどは苫小牧中学校、苫小牧工業学校、苫小牧高等女学校の男女生徒、各小学校学童の手によって行われた。

**民有林の指導奨励**　戦時下体制に入るや、森林資源の培養ならびに軍需資材の供出、さらに一般用の木材、薪炭確保は極めて重要な問題となってきた。このため官公林の造林はもちろんのこと、民有林についても積極的に造林をなし、時局下国策に順応し緊急増産、資源培養に萬全を期すことになった。

町では、昭和十一年以降造林事業に対しては国費または地方費の補助を受けること、これに要する苗木の購入斡旋をなし、極力造林を勧奨してきたが、同十二年度においては全道的に造林熱の勃興（ぼっこう）があって苗木の缺乏を生じるほどであった。

昭和十五年にはカラマツ造林が最も顕著なことを認め、有用樹種造林を行うことを奨励したが、苗木の生産これに伴わず全道的に苗木の不足を来たした。それでも、本町では同十五年二五万九、八〇〇本、（同十六年、十七年不明）

同十八年五四万七、七〇〇本、同十九年一二万六、九〇〇本のカラマツ苗木が民有地に植付けられたのである。

民有林の造林奨励一覧表

| 年度 | 種別 | 件数 | 面積 | 樹種および本数 |
|---|---|---|---|---|
| 昭和一一年 | 荒廃地造林 | 一 | 三九町五反 | ドイツタウヒ、カラマツ七七、〇〇〇本 |
| | 特殊樹苗植栽 | 一 | 一、二 | トド松外二種三、六〇〇本 |
| | 苗木購入斡旋 | 一 | 一 | ドイツタウヒ、五五、〇〇〇本、カラマツ一一、〇〇〇本 |
| | 耕地防風林 | 一 | 一一、二四〇M | カラマツ、ドイツタウヒ二七、六一五本 |
| 一二年 | 荒廃地造林 | 一 | 七三町二反 | カラマツ、ドイツタウヒ一五五、一五〇本 |
| | 特殊樹種造林 | 一 | 一、六 | エゾマツ、ヤチダモ三、三〇〇本 |
| | 特殊樹苗植栽 | 一 | 二、九 | トドマツ外四種八、八五〇本 |
| | 苗木購入斡旋 | 一 | 一 | カラマツ外四種八五、五〇〇本 |
| | 耕地防風林 | 一 | 九、一七四M | カラマツ、ドイツタウヒ二一、九〇八本 |
| 一四年 | 荒廃地造林 | 一〇 | 六〇町〇反 | カラマツ八六、五〇〇本 |
| | 特殊樹種造林 | 五 | 八、七 | トドマツ一六、五〇〇本、オニクルミ六〇〇本、ワタドロ一、一〇〇本、ヤチダモ二、〇〇〇本 |
| | 特殊樹苗植栽 | 五 | 二、七 | トドマツ三、六〇〇本、エゾマツ一、五〇〇本、オニクルミ一〇〇本 |
| | 耕地防風林 | 三 | 二五アール | ワタドロ一、八八七本 |
| 一五年 | 荒廃地造林 | 二 | 三〇町〇 | 天然林手入（蔓切、除伐） |
| | 特殊樹種植栽 | 九 | 四、九 | エゾマツ四、四〇〇本、トドマツ一、一四〇本、ワタドロ九六六本、オニクルミ八〇〇本 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 有用樹種造林 | 三五 | 一二九、一 | カラマツ二五五、六〇〇本、ワタドロ六、〇〇〇本 |
| | 耕地防風林 | 一 | 一、五 | カラマツ四、二〇〇本 |
| 一八年 | 有用樹種造林 | 四九 | 二二四、一 | カラマツ五四七、七〇〇本、ワタドロ五五、五〇〇本、ヤチダモ一、五〇〇本 |
| | 天然林手入 | 四 | 三六、八 | 蔓切、除伐 |
| | 耕地防風林 | 二 | 一、九 | ワタドロ七、〇〇〇本 |
| | 防火線設置 | 三 | 二、〇〇〇坪 | 延長一、五二〇M |
| 一九年 | 有用樹種造林 | 一六 | | カラマツ一二六、九〇〇本、トドマツ一五、〇〇〇本、ヤチダモ、ドロ六、〇〇〇本 |

（『事務報告』ー各年苫小牧町より作成）

注（1）堀江敏夫『苫小牧地方鉄道史』昭和四十三年　苫小牧地方史研究会

（2）『目でみる苫小牧の百年』昭和四十八年　苫小牧市

（3）（4）『苫小牧町史資料』町有の造林計画

（5）『事務報告』昭和八年　苫小牧町

（6）『議決書』昭和九年　苫小牧町会

（7）『事務報告』昭和十五年　苫小牧町

## 三　戦後の林業

**山林状況**　昭和二十二年四月、宮内省廃止にともない、樽前山麓の御料林は農林省の所管となり国有林として苫小牧第二営林署の管理となった。この営林署は同年五月札幌営林局の新設によりその所管下となり、さらに十

月には苫小牧営林署とし、旧内務省所管国有林（旧道庁所管）とともに整理分割され、旧御料林の国有林地は苫小牧営林署の管理とし、道有林地は道林務部苫小牧林務署が管理経営することになった。

国有林の整理分割された直後の苫小牧地区の山林状況をみると、樽前山を中心とした三万四、一七七町余にわたる広大なる地積をようし、その蓄積九五六万石を有し、国有林一万九、二五一町（五六％）・蓄積七二五万石（七六％）、北海道大学演習林二、八一七町（八・三％）・蓄積一二三万石（一二・七％）、公有林一、〇〇五町（二・九％）・蓄積二〇万石（二・二％）、民有林一万一、一〇〇町歩（三二・五％）・蓄積八六万石（九・一％）であって、年間生産も針葉樹五万二、〇〇〇石、濶葉樹九六万六、〇〇〇石の多くを数えたのである。

苫小牧市の山林状況（昭和二十五年）

| 所有別 | 樹種 | 面積 | 蓄積 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 国有林 | 針葉樹林 | 四、六二九町 | 八八千石 | 旧御料林 |
| | 濶葉樹林 | — | — | |
| | 針濶混交林 | 一四、四八二 | 七、一六七 | |
| | 無立木地 | 一四〇 | — | |
| | 小計 | 一九、二五一 | 七、二五五 | （蓄積率三七・六） |
| 北海道大学演習林 | 針葉樹林 | 六八一 | 一六〇 | |
| | 濶葉樹林 | — | — | |
| | 針濶混交林 | 一、九五九 | 一、〇七二 | |
| | 無立木地 | 一七七 | — | |
| | 小計 | 二、八一七 | 一、二三二 | （蓄積率四三・七） |

| 所有別 | 樹種 | 面積 | 蓄積 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 公有林 | 針葉樹林 | 一三〇町 | 一千石 | 道有林（旧内務省所管道庁管理）および市有林 |
| | 濶葉樹林 | — | — | |
| | 針濶混交林 | 七七五 | 二〇六 | |
| | 無立木地 | 一〇〇 | — | |
| | 小計 | 一、〇〇五 | 二〇七 | （蓄積率二〇・五） |
| 社有林 | 針葉樹林 | 四、〇三六 | 二五九 | 北炭三千町歩 |
| | 濶葉樹林 | — | — | |
| | 針濶混交林 | 二七二 | 八四 | 王子一・四千町歩 |
| | 無立木地 | 一五九 | — | |
| | 小計 | 四、四六七 | 三四三 | （蓄積率七・六％） |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 個人所有林 | 針葉樹林 | 一、〇九二町 | 三〇千石 | | | | | |
| | 濶葉樹林 | 〃 | 〃 | | | | | |
| | 針濶混交林 | 四、九四四 | 四九二 | | | | | |
| 合計 | | | | 三四、一七六 | 六、六三六 | 六〇一町 | 五二二 | （蓄積率七・八％） |
| | | | | | | | | |
| | | | | 九、五五九 | | | | （蓄積率二七・九％） |

千石

（『苫小牧市勢要覧』昭和二十七年版　苫小牧市）

この表をみても明らかであるように森林面積に対する蓄積率では、国有林の三七・六％、北大演習林が四三・七％の高率を占めていたのに対し、公有林では二〇・五％、社有林七・六％、個人所有林七・八％と大正期から無計画な濫伐と戦時中の過伐を免れ得なかったしわよせがあった。

**市有林・民有林**　明治末期から農家の副業として行われた木炭製造は個人所有林の林木を手あたり次第伐採し、

**造林五ヵ年計画**　社有林もまた原木搬出と製炭業者に一部林木を払い下げたが、その後において満足な造林事業を行わなかったため、蓄積林は極端な減少を示し、そのうえ戦時中の林産物の増産はさらに蓄積林の減少をきたすこととなった。

このため、終戦間もない昭和二十一年に苫小牧町と森林組合は民有林造林五ヵ年計画を樹立し、伐採跡地および無立木地を造林することにし、同二十一年より約九八九町歩の要造林地を五ヵ年をもって終了することにした。そして、同二十五年には高丘市有林内苗圃に民有林苗圃を開設し生産に従事させ、もって民有林の振興に寄与することにした。

民有林造林事業年次別実績表

| 年度 | 樹種別 | 面積 | 本数 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 昭和二一年 | カラ松トド松 | 一三一町 | 三三三、七六〇 | 実施済 |
| 二二年 | 〃　〃 | 四〇 | 九一、五六〇 | 〃 |
| 二三年 | 〃　〃 | 一二四 | 三二六、八〇〇 | 〃 |
| 二四年 | 〃　〃 | 二〇九 | 五二一、三六〇 | 〃 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 二五年 | 〃 | 〃 | 二〇八（一八一） | 六二〇、〇〇〇 |
| 二六年 | 〃 | 〃 | 二七七（一八五） | 八三一、〇〇〇 |
| 計 | 〃 | 〃 | 九八九（八七〇） | 二、六九四、四八〇 |

予定（民有林苗圃設定）
〃

※（　）は実績　（『市勢要覧』昭和二十五年、二十七年　苫小牧市）

各所有林別造林面積一覧表（人口造林）

| 林別 / 年度 | 苫小牧営林署 | 北海道大学演習林 | 市有林 | 王子造林 | 北海道炭鉱汽船 | 私有林 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和二五年 | 一八一町 | 一町 | 一三町 | 四六町 | 五九町 | 七六町 | 三七六町 |
| 二六年 | 一二六 | 一二 | 二〇 | 四七 | 七四 | 六四 | 三四三 |
| 二七年 | 二九三 | 四五 | 一九 | 三一 | 三四 | 三七一 | 七九三 |
| 二八年 | 一五一 | 三九 | 二六 | 五八 | — | 二四九 | 五二三 |
| 二九年 | 二一〇 | 四二 | 八一 | 二六 | 一〇 | 二八七 | 六五六 |
| 三〇年 | 一〇五 | 六三 | 七一 | 二五 | — | 三四六 | 六一〇 |
| 三一年 | 四六八 | — | 七八 | 二九 | 一一二 | 二四五 | 九三二 |

※　苫小牧営林署には白老営林署の苫小牧市管内地域を含む
（『市勢年鑑』昭和三十二年　苫小牧市）

さらに、昭和二十七年には公私有造林の伐採跡地および無立木地四五町歩に対し造林が行われた。同二十八年以降には一ヵ年一、〇〇〇町歩以上の造林計画を持ち急速なる造林を行うとしたが、実施は極めて困難であり ある年は半分にも満たないこともあった。

一方、市有林（町有林）については大正以降造林が続けられてきたが、ここにおいても戦時中の過伐の影響が大きく、終戦直後においては年一〇町歩程度の造林事業を行ってきたが、昭和二十六年になって、苫小牧市有林一、〇二五町に対し第一次市有林人工造林事業五ヵ年計画を樹立し、これを計画的に実施し、同三十年までに五ヵ年計画以前のものも併せ三〇四町歩の造林を完了した。さらに、翌三十一年から同三十五年にかけて第二次五ヵ年計画を樹立し三八八町歩の造林計画により、総面積六九二町歩、カラ松、トド松、ド

ロの木などの樹種を二〇〇万本植栽する計画であった。

### 昭和二十九年の台風と風倒木

支笏湖を中心とする森林地帯はエゾ松、トド松を主体とする原始林で、しかも明治中期以降御料林として保護育成されてきたため、林相の美しさ、特に樽前山麓のエゾ松の純林はすばらしく北日本随一と称賛されてきたほどであった。(1)



台風15号による山林被害状況
（昭和29年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

ところが、昭和二十九年九月の洞爺丸てん覆事件をひき起こした台風は、これらの美林をアッという間になぎ倒し、殺風景な木々の墓場と化してしまった。

支笏湖周辺の風倒木は一〇三万立方メートル（三七〇万石）にもおよんだのである。このぼう大な風倒木に関係者はしばし手のつけようがないという有様であった。

しかし、ようやく気をとり戻した人びとは、このぼう大な風倒木を運び出すために、林道を開き、そのあとに造林を行うこととし、苫小牧営林署においてはこれを四ヵ年計画によって実施する計画をたてたのである。

また、支笏湖に面した景観上大切なところは、なるべく人工植林をさけ、天然に生じた若木を育成し、伐採を最小限にとどめるなどの考慮がはらわれた。

しかしながら、あまりにもぼう大な風倒木の運搬、整理は容易な

ことではなかった。この運搬のため新しい林道がどんどん開かれ、思いもよらぬところへ車が入ることになった。この風倒木を苫小牧市の製紙工場、木材工場だけでは処理できず、国鉄の風倒木輸送臨時貨物列車が一〇数回輸送され各地に運ばれた。

輸送と並行して造林事業も進められていったが、一年や二年で終える仕事ではなく、そのうち、これらの風倒木に林産副産物としてのシイタケ、ボリボリなどのキノコ類がなりだし、春、秋のシーズンには林道を利用して自転車やバイクで数えきれないほどの人びとが奥深く入り、なれない林道のため迷子まで出る始末であった。(2)

支笏湖周辺の交通が意外に早く開け、樽前登山バスも運行されるようになったが、これらのほとんどは風倒木を運搬した林道が利用されたもので、いわばその置きみやげであった。

風倒木の処理整理作業は予定どおり四年後の昭和三十二年に完了したが、造林作業も活発に行われ、同三十一年には四六八町歩、その後も八〇〇町歩前後の造林を続け、同四十二年には苫小牧営林署管内造林一万ヘクタール（一万一〇〇町歩）を達成し、盛大な記念式典が挙行された。苫小牧営林署の造林事業が極めて活発に早期達成をみたのは風倒木の結果によるところが大きかったといえる。

苫小牧営林署は昭和四十二年度で〝造林一万ヘクタール〟を達成、これを記念して二日苫小牧市表町のホテルトマコマイに造林事業関係者をはじめ、市内の関係者百二十人余りを招き盛大に記念式典を開いた。

同営林署は、明治三十七年丸山地区の第二一六林班内に三・五ヘクタールにわたりエゾマツを植えたのが造林事業のはじまり。その後明治、大正、昭和初期まではあまり目立った造林事業を実施しなかったが、二十九年の台風十五号以来、急ピッチで植林、毎年七、八百ヘクタールも造林してきた。同営林署管内の造林事業区域は三万一、〇九七ヘクタールだが、一万ヘクタール達成によって全体の三〇パーセントの植林を終えたことになる。

（『苫小牧民報』昭和四十三年五月四日号）

**林産物の利用と木工場**　終戦直後の林産物利用状況については素材で二〇万石、薪の一〇万石、木炭製産の二〇万貫程度であったが、その後においてもあまり変化なく、昭和二十六年以降はむしろ減少の傾向にあった。ところが、同二十九年の十五号台風によって伐採数量は急増し、同年の伐採量は一〇〇万石を超えて、翌三十年には一六八万石という苫小牧はじまって以来の数量となった。特に樽前山麓の国有林が多く、二十九年では九三%、三十年では七六%を占めたのである。また、用途別では用材が七〇%以上を超えていた。

各所有林別伐採数量一覧表

| 年度 | 区分 | 苫小牧営林署 | 北海道大学演習林 | 市有地 | 王子造林 | 北海道炭鉱汽船 | 私有林 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和二五年 | 面積 | 四七〇町 | 三三町 | 二一町 | 四七町 | 一町 | 一九町 | 七六五町 |
| | 用材 | 一一七、〇〇〇石 | 一三、六六五石 | 五〇〇石 | 五四四石 | 一石 | 一石 | 一三一、七〇九石 |
| | 薪炭 | 三一、〇〇〇 | 七、四六三 | 一、八九〇 | 八、八五〇 | 一 | 三一、八五〇 | 八二、〇五三 |
| | 計 | 一四八、〇〇〇 | 二一、一二八 | 二、三九〇 | 九、三九四 | 一 | 三一、八五〇 | 二一三、七六二 |
| 二六年 | 面積 | 三九〇 | 二二 | 三九 | 七二 | 三三 | 一五〇 | 七〇六 |
| | 用材 | 六九、〇〇〇 | 一二、一八四 | 二、一四〇 | 四二 | 五、一八八 | 一 | 八八、五五四 |
| | 薪炭 | 三〇、〇〇〇 | 一一、〇八〇 | 二、〇〇五 | 一四、三六五 | 三、二一八 | 一三、三九三 | 七四、〇六一 |
| | 計 | 九九、〇〇〇 | 二三、二六四 | 四、一四五 | 一四、四〇七 | 八、四〇六 | 一三、三九三 | 一六二、六一五 |
| 二七年 | 面積 | 五九四 | 三八 | 一〇六 | 二九 | 一 | 一一七 | 八八四 |
| | 用材 | 六六、〇〇〇 | 一五、四九一 | 一、二八六 | 四、七五〇 | 一 | 一 | 八七、五二七 |

| | 二八年 | | | 二九年 | | | 三〇年 | | | 三一年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 面積 | 用材 | 薪炭 | 面積 | 用材 | 薪炭 | 面積 | 用材 | 薪炭 | 面積 | 用材 | 薪炭 |
| | 四〇一 | 六八、〇〇〇 | 六三、〇〇〇 | 二、七八七 | 七六一、〇〇〇 | 二二四、〇〇〇 | 三、九二四 | 九一六、〇〇〇 | 三六三、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 四八〇、〇〇〇 | 三二〇、〇〇〇 |
| 計 | 三二、〇〇〇 | 九八、〇〇〇 | 一三一、〇〇〇 | 九八五、〇〇〇 | | | 一、二七九、〇〇〇 | | | 八〇〇、〇〇〇 | | |
| | 一七 | 七、六八六 | 六、六八九 | 四〇 | 一四、八五一 | 四、〇九二 | 九七四 | 二八四、〇四九 | 七八、五九〇 | — | — | — |
| 計 | 一八、二六八 | 三三、七五九 | 一四、三七五 | 一八、九四三 | | | 三六二、六三七 | | | — | | |
| | 七六 | — | 一一、二四四 | 七七 | — | 一五、四一三 | 七一 | — | 一三、七〇二 | 五八 | — | 一七、七一 |
| 計 | 一〇、一一四 | 一一、四〇〇 | 一一、二四四 | 一五、四一三 | | | 一三、七〇二 | | | 一七、七七一 | | |
| | 二五 | 三、八七九 | 一、六二四 | 四九 | 一六、〇二〇 | 二、三一五 | 五四 | 六、八二七 | 二、二八六 | 三四 | — | 五、四五三 |
| 計 | 三、四一一 | 八、一六一 | 五、五〇三 | 一八、三三五 | | | 九、一一三 | | | 五、四五三 | | |
| | — | — | — | — | — | — | 八 | — | 一、三九三 | 四五 | — | 二、七〇九 |
| 計 | — | | — | — | | | 一、三九三 | | | 二、七〇九 | | |
| | 一三 | 二八三 | 三六、九八一 | 一三一 | — | 一七、九五五 | 一一 | — | 一五、六九〇 | 一三一 | — | 一五、〇五二 |
| 計 | 一三、五二〇 | 一三、五二〇 | 三六、九八一 | 一七、九五五 | | | 一五、六九〇 | | | 一五、〇五二 | | |
| | 八〇二 | 七九、五六五 | 一一九、五三八 | 三、〇八四 | 七九一、八七一 | 二六三、七七五 | 五、一四二 | 一、二〇六、八七六 | 四七四、六六一 | 四、二六八 | 四八〇、〇〇〇 | 三六〇、九八五 |
| 計 | 七七、三一三 | 一六四、八四〇 | 一九九、一〇三 | 一、〇五五、六四六 | | | 一、六八一、五三七 | | | 八四〇、九八五 | | |

（『市勢年鑑』昭和三十二年　苫小牧市）

昭和十六年三月に木材統制法が施行され、ほとんどが軍需生産にきりかえられ、苫小牧中学校の用材は帝室林野局から払い下げをうけ、青年学校の新築材は共同放牧地内の林木を伐採して使用するというように公共施設においても深刻な木材不足であったから、一般需要においてはその入手は極めて困難であった。

だが、終戦を迎え諸物資の不足の中からはじまった復興事業で、一般用材、合板用材、下駄材などの木材は最も必要とし、これに併せ製材を中心とする木材工業の著しい発展があった。中には戦後新興の製材工場として出現したものもあったが、同二十七年ころからの反動不況によって姿を消したものもあった。

苫小牧市内の木工場一覧表

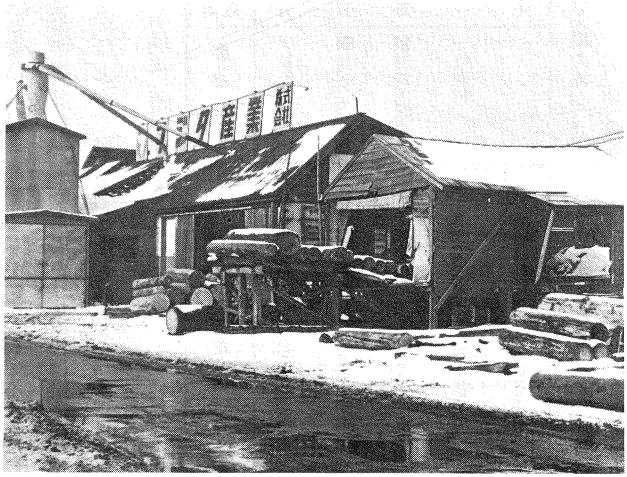
| 名称 | 所在地 | 創立年月日 | 従業員数 | 製造品目 |
|---|---|---|---|---|
| 二輪胆振工業有限会社 | 苫小牧市栄町 | 昭和一九・八・二 | 一五 | 下駄製造業 |
| (株)岩倉組 | 〃 木場町 | 二三・六・一八 | 一九三 | 製材、合板、床板 |
| (株)藤田商店木材部 | 〃 表町 | 二三・六・二一 | 二五 | 製材加工販売 |
| 三和木材(株) | 〃 東町 | 二三・六・二二 | 四一 | 一般製材 |
| 黒津商会苫小牧木工場 | 〃 木場町 | 大正一一・ | 四七 | 〃 |
| 苫小牧製材所 | 苫小牧市弥生町 | 昭和二五・二・一〇 | 四三 | 一般製材 |
| 池田木材工業(株) | 〃 王子町 | 二六・一・三一 | 三八 | 〃 |
| (有)苫小牧建材店 | 〃 栄町 | 二五・二・二三 | 一二 | 建材製造 |
| 坂木工場 | 〃 錦町 | 二六・一・二九 | 二一 | 一般製材 |
| 菱中興業(株)苫小牧製材所 | 〃 弥生町 | 二五・ | 二五 | 〃 |

※　資本金五万円以上または従業員二〇人以上の工場のみ

（『市勢要覧』昭和二十五年、二十六年　苫小牧市）



（株）　岩　倉　組　木　工　場
（昭和22年）　〔苫小牧市史編さん室蔵〕



フジタ産業（株）木工場
（昭和50年）　〔苫小牧市史編さん室蔵〕

これらの木工場は、昭和二十九年の台風による風倒木整理で安価に原木を入手することができ、木材工業はふたたび活気をみせ、岩倉組のようにハードボードなどの新建材の開発によりその地位をかため、藤田商店木材部は住宅関係へと進み、ともに地場産業として新しい方向を見出し発展をつづけている。

**第一二回植樹祭の開催**　国土緑化推進委員会、北海道主催の第一二回植樹祭は、昭和三十六年五月二十四日、苫小牧市支笏湖モーラップ山麓を植樹祭の会場とし、天皇、皇后両陛下をお迎えして開催された。

この日朝方は緑したたる会場は、初夏の陽光がふりそそぎ樽前山、風不死岳、恵庭岳など〝北海道ならでは〟の雄大な景色をくっきりと浮かびあがらせていたが、大会前ころから薄曇りとなり、西北の風が強くなった。

この日中央招待者約一、〇〇〇名、道内招待者約六、七五〇名、その他参会者など一万人を数え、その多くは道内外各地から『緑の列車』で苫小牧駅に到着、そのまま用意されたバス二〇〇台で会場に向かった。午前十時三十分から国土緑化大会が開催され「森林資源の確保増大をはかり、国民生活の安定向上を期す」旨の大会宣言を決議したあと、林業功労者と緑化推進ポスター入選者に賞状の授与があった。


原生林を散歩する両陛下
（昭和36年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

植樹祭は天皇、皇后両陛下の到着を待って午前十一時三十分から行われたが、このころから気温も下り風もでて天気は悪化しはじめこのため天皇陛下の帽子が机上から飛ばされるという一幕もあったが、両陛下は終始にこやかであった。まず天皇陛下が町村知事、清瀬衆議院議長の介添でアカマツ三本、ついで皇后陛下も同じ介添でそれぞれ『森』の字形に植えられた。このあと、一万人の参加者が一六地域に区切られた植栽場所に散り、三万五、八八〇本のアカエゾマツを植樹し、植樹祭は無事終了した。

この日一たん支笏湖畔の王子別邸でお休みになった両陛下は、午後二時から北大館脇教授の案内で千歳の水明郷付近の原生林を散さくしたが、特にヒダカエンレイソウ、シラネアオイなどについてご熱心に観察されるなど北の原生林にご満足し、予定を二十分もオーバーすることとなった。

この両陛下のご来道による植樹祭によって本道の緑化運動も大い

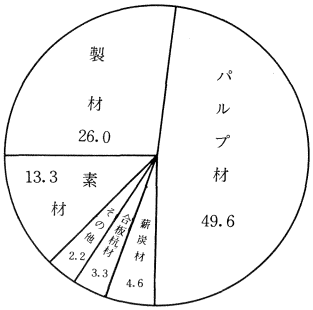
に盛り上がっていた。しかし、この両陛下が、『人々とあかえぞ松の苗うゑて緑の森になれといのりつ』（第一二回植樹祭御歌）と心をこめて植えられたアカエゾ松も心ない人に引き抜かれるということもあった。

苫小牧としては、この植樹祭が行政区域内のモーラップで行われたこと、さらにひまわり保育所、苫小牧工業港などご視察、道内ではじめてという市庁舎が昼食所に選ばれるなど、当時の田中市長も市史の一頁を飾るとし、市民に談話を発表し心から歓迎した。

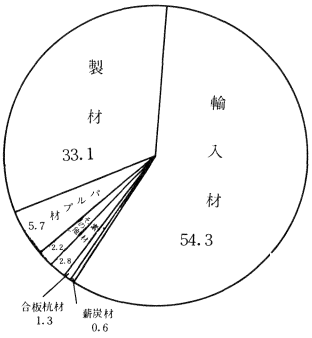
**林業の変化**　戦争によって過伐された山林はこれを何とかとり戻そうとして終戦直後から民有林造林五ヵ年計画、町有林の造林計画、さらに昭和二十九年の台風被害による国有林の造林といわゆる造林ブームが続いてきた。しかしながら、時代とともに生活様式も変化してきたし、薪炭材の減少、輸入材の増加などにより、苫小牧の林産生産物需用量にも大きな変化があった。

昭和三十二年ではパルプ材が五〇％近くを占めていて、次いで製材、素材で、薪炭材においても四・六％であった

林産生産物需用量（昭和32年）




林産生産物需用量（昭和46年）




これが同四十六年には輸入材が五四・三％を占め、これにはパルプ材、建材などとなるものを含んでおり、マイホームブームから製材の三三％が著しい増加を示し、減少したのはパルプ材の五・七％でこれは輸入材の増加と製品としてのチップの増加

によるものであった。さらに、石炭、石油の需要増大から薪炭材の落込みが目立った。

一方造林事業については国有林管理の苫小牧営林署においてはその後も毎年五〇〇ヘクタール前後の植林を続けてきているが、町有林、民有林については次第に減少し、東部工業基地開発計画後は民有地においては毎年一〇ヘクタール程度が行われるのみであった。また、ゴルフブームにより、民有林の一部はゴルフ場となり、苫小牧森林面積も年々減少しているのである。

こうした森林地帯の減少と、苫小牧の開発が進むにつれ、町の緑化は重要な問題となり、昭和四十六年一月二十日には全市をあげての『苫小牧市まちを緑にする会』が設立されその推進母体となって毎年道内各地から苗木をとり寄せ市民に配付するなど、緑化運動を強力に進めている。苫小牧市においても、高丘の苗圃においてはカラ松、トド松の山林苗木とともにナナカマド、クロ松、朝鮮五葉、バンクーシャ松、アメリカンメギ、アカ松などの樹芸用苗木を植えており、将来はすべてこれらに切り替え、市内街路樹、公園樹木として植栽することにしている。



苫小牧市内の街路樹　（昭和49年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

このように、かっては町基本財産として町有林の保護育成のため造林に重点を置いてきたが、本市の飛躍的な発展とともに自然環境に変化があり、これを補い、うるおいのある町にするためには緑化運動が急務となってきたのである。市は従前の経済部農林水産課林務係を環境部自然保護課緑化係とするなど、苫小牧の林務行政にも大きな変化があった。

なお、苗圃事業については市有苗圃のほか、苫小牧営林署においては丸山と美笛の二カ所に、王子造林は市内では坊主山下においてそれぞれ苗圃事業を行っている。大学演習林においてはかって苗圃を持ったこともあるが、現在はこの事業は行っていない。

**林業官庁**　当市において最初に設置された林業官庁は帝室林野局札幌支所苫小牧出張所であった。同所は宮内

**と関係団体**　省所管で明治三十六年に苫小牧村に設置され樽前・支笏湖一帯の山林を管理経営した。昭和十五年には樽前出張所が新設されたため、白老郡と千歳郡のうち支笏湖周辺を分割してそれぞれ担当区としたが、同二十年一月、樽前出張所の廃止により苫小牧出張所の担当区は同十五年以前と同様となった。

昭和二十二年四月、宮内省の廃止にともない御料林は農林省所管国有林となり苫小牧出張所も苫小牧第二営林署と改称した。さらに、同二十二年五月には札幌営林局が新設されその所管となり、同年十月には旧御料林、内務省所管国有林とともに整理分割統合され苫小牧営林署となり、千歳郡の一部も管轄区域とし現在に至っている。管轄面積約三万一、一〇〇ヘクタールである。

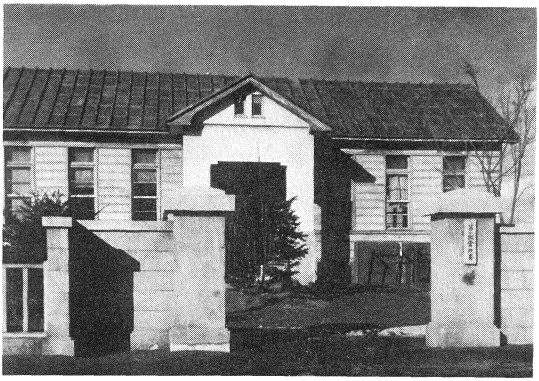
内務省所管の国有林および道庁所管の道有林については道庁において管理経営したが、苫小牧地区にはこの管理林がなく当初は幌内、累標に監護員駐在所を設け、明治四十年には振老に北海道地方費森林振老事務所が設置された。その後この事務所は追分に移転した。

しかしながら、当時の行政、経済、教育、文化の中心地は苫小牧町であり、同森林事務所を苫小牧に誘致すべく運

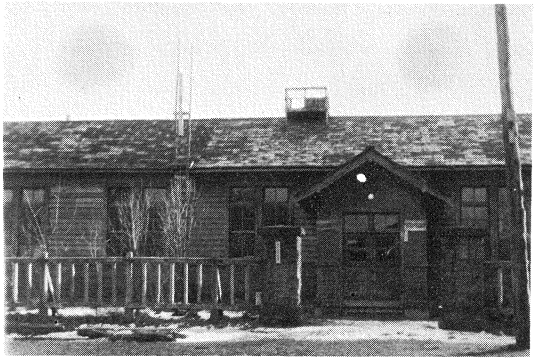
動が展開され、昭和十一年三月、町内弥生町に移転苫小牧森林事務所となった。

昭和十七年には林業の統合合併が行われ、同所は室蘭営林区署苫小牧営林作業所となり、翌十八年には苫小牧営林区署となり新設国有林の管理経営を行った。

同二十二年五月、地方自治法の施行とともに国有林は農林省所管、道有林は道庁において管理経営されることになり道林務部道有林課のもと苫小牧林務署の設置が告示され現在に至っている。同林務署管理面積は鵡川上流を中心に三万三、四六一ヘクタールである。



旧苫小牧営林署
（昭和23年）〔苫小牧営林署蔵〕



旧苫小牧林務署
（昭和23年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

森林団体について、木炭関係を除き戦時体制が強化されるまでその組織はなかったが、木材統制法の施行と相まって森林資源の培養と生産確保は重要国策となった。そのためには林業を振興してその健全なる経営と森林生産の保続を図るのに森林組合の設立が必要となった。

道庁では、昭和十七年、全道の関係市町村に対し森林組合を設立する旨の指導勧奨を行ったが、苫小牧においても町や関係有志によって組合設立の準備



苫小牧市森林組合ビル　右第一ビル、左第二ビル
（昭和49年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

を進めてきたが、昭和十八年一月 北海道庁長官の許可を得て『追補責任苫小牧町森林組合』を設立した。初代組合長には町長があたり事務所も町役場産業課内に置いた。この組合の目的および主な事業は次のとおりであった。

●目的　組合員の所有する森林の施業をなし、森林生産の保続を図る

●主な事業

一　施業に基づき森林の造成及び森林産物の処分を行う

二　樹木の養成、林道の開設する

三　森林産物の処分に必要な運搬、加工、保管および販売に関する施設を設ける

四　組合員の森林の維持に必要な資金の貸付けを行う(3)

出資金は一口一〇円とし、払込方法は第一回目一口に付二円、二回目以降は毎年四月および十月に一口に付一円、追補金は出資一口に付一〇円であった(4)。

当初は道庁の勧告、町の指導のもとにあった森林組合も、戦後になって昭和二十一年九月には表町の苫小牧地区木材林産組合内（今成作市郎組合長、三五名）に移転し、翌二十二年一月には新たに再出発し、組合長には岩倉組の岩倉巻次が就任した。当時の会員は四三名であったが、同二十七年には一一八名に増加し、同年三月には森林法の改正により、組織変更による苫小牧市森林組合となった。同二十七年、東町に移転、さらに同四十二年、末広町に森林組合ビルを新築し移転した。また、苫小牧市内の森林面積の減少など都市化の影響により、その運営も転機に立ったことから、同ビルとなりに地下一階地上九階の貸ビルを新設し、これに対応していくなど意欲的な運営を進めている。

注（1）『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町
（2）堀江敏夫『ふるさと百話』昭和四十五年　朝日新聞社
（3）（4）『事務報告』昭和十八年　苫小牧町

## 四　製炭事業

**明治期の製炭事業**　明治三十年の国有未開地処分法の施行により本道への移住者が続出し、開墾が開始された。当地方の農耕適地である植苗村、樽前村、錦多峰村などにも多くの入植者があった。しかしながら、勇払原野は火山灰地のため収穫も少なく、農業だけでは生計維持は不可能であったから、入植者は分別なく山林を荒し木炭を製造し、これを補っていたのである。

当地方の木炭製造はもともとは農家の主要な副業としてはじまったものであったが、これをいつしか本業とする者も少なくなかった。また、牧場経営者なども名目は牧場として国有未開地の払い下げを申請しながらも、製炭を目的とする者もあって、ちょっとした木炭ブームの到来を思わせるものがあった。明治三十年後期には木炭生産高におい

て一〇〇万貫、三万円を示していたのである。

胆振管内における木炭生産地は安平村、厚真村で、この二村で七〇％以上を占め、次いで苫小牧村、白老村となっていた。

木炭原料としてはイタヤ、クチグロ、アサダ、タモ、ナラなどが用いられたが、イタヤ炭を特等とし、小売相場として黒炭一俵（一〇貫）特等七〇銭、一等六五銭、二等六〇銭、三等五五銭、四等五〇銭程度であったが、物価、被害などにより相場の増減があった。生産価格ではこれらの等級により五〇銭から二五銭ほどであったが、安平村の製品は最上質で五〇銭、苫小牧村は三等程度の三〇銭であった。(1)

明治末期には王子製紙の進出により苫小牧市街地の著しい発展と電気化学工業会社が年間一〇万俵を消費するということで、木炭製造は好景気を迎え、炭成金まで現れ、遠く本州へも移出したのである。

主要木炭生産地生産高（明治四〇年）

| 町村名 | かま数 | 生産高 | 一俵（一〇貫）の価格 | 総生産高 |
|---|---|---|---|---|
| 安平村 | 二五〇 | 六、〇〇〇、〇〇〇貫 | 五〇銭 | 三〇〇、〇〇〇円 |
| 厚真村 | 二五〇 | 三、〇〇〇、〇〇〇 | 三〇 | 九〇、〇〇〇 |
| 苫小牧村 | 八五 | 一、〇六〇、〇〇〇 | 三〇 | 三一、八〇〇 |
| 白老村 | 六二 | 五一七、〇〇〇 | 五〇 | 二五、八五〇 |
| 伊達町 | 五八 | 一三八、〇〇〇 | 三〇 | 四、一四九 |

（苫小牧村勢一班、早来町史より作成）

**共同薪炭林の設置**　大正期に入り木材業は次第に衰退の方向に向かったが、木炭製造業においても、木炭ブームの到来により無制限、無秩序による伐採が繰り返されていた。このため、大正末期には町内薪炭林は数年にして缺乏を生ずることが明らかとなり、一般自家用の木炭にも不自由を及ぼすこととなった。

町では将来の町民の薪炭、用材確保のため造林事業を進めるとともに、一般町民に対しても積極的に森林の保護、育成を指導し造林を勧励したのである。そして、将来の自家薪炭の需要供給の円滑を図るため、国有未開地の売払いを出願し共同薪炭林を設定

することを決め、大正十一年に道庁に対し出願したが、道庁では薪炭林に対する許可をしぶり、なかなか告示発布されなかった。このため、町は翌十二年三月二十一日の町会にこれに関する請願を道庁に提出する旨の諮問案を提出し、町会もこれを適当と認め道庁に対し共同薪炭林設置に関する請願書が提出された。

諮問案第一號

共同薪炭林ニ関スル件

開拓ノ進ムニ従ヒ山林ノ伐採ハ勢ヒノ止ムヲ得サル処ト雖、之カ爲将来薪炭ノ需用ニ多大ノ困難ヲ生スルハ明ナリ、依ッテ本町ハ左記未開地ヲ共同薪炭林トシ將来自家用薪炭ノ需用供給ノ円滑ヲ図ラントス、而シテ本未開地ハ賣拂告示発布ナキヲ以テ其ノ筋ニ対シ共同薪炭林地トシテ之カ公示発布ノ請願ヲ爲サントス

苫小牧町大字植苗村字植苗原野

一　国有未開地　八拾町歩

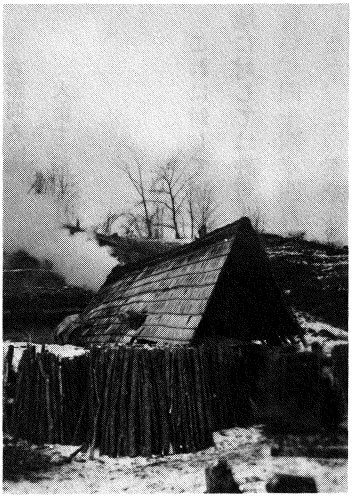
右諮問ス

大正十二年三月二十一日提出　同日議決

苫小牧町長　鈴木善治

（『議決書』大正十二年　苫小牧町会）

これに対して道庁は、植苗原野については将来自作農を志す移住者に対する特定地とする考えであったため、この地に対しては許可しなかった。このため、町は止むなく苫小牧町大字苫小牧町字苫小牧町の森林六〇町歩の変更願を行い、同十四年四月には雑用地として売払い許可となった。町ではさっそくこの共同薪炭林の管理経営について検討したが、この案では苫小牧町民の自家用薪炭林を供給することを原則とし、直径五寸以上の樹木について売払うこと



炭焼き風景　(昭和初期)
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

にした。さらに、一戸に対し薪炭材の数量は五棚以内とし、樹木についても町長の許可を得て必要に応じて売払い得るとした。

こうした内容をもった共同薪炭林管理規則を定め、大正十四年六月六日には内地第二、一八二号をもって道庁長官の許可を得て、同年七月九日には町会の議決を経て「苫小牧町規則第三号」として発布された。

共同薪炭林管理規則

第一條　共同薪炭林ノ管理ハ本規則ニ據ル

第二條　共同薪炭林ノ位置及地積左ノ如シ

位置　苫小牧町大字苫小牧町字苫小牧町

地積　六十町歩

第三條　共同薪炭林ハ本町住民ニ對シ自家用薪炭材ヲ供給スル爲施設スルモノトス

第四條　賣拂フヘキ樹木ハ目通直徑五寸以上ノモノニ限ル

第五條　共同薪炭林ノ施業案ハ町會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第六條　共同薪炭林ニ對シテハ町會ノ議決ヲ經其ノ周圍及其ノ他必要ナル箇所ニ火防線ヲ設ケ又ハ監守人ヲ附スルモノトス

第七條　一戸ニ對シ賣拂フヘキ薪炭材ノ數量ハ五棚以内トス

第八條　樹木ノ賣拂ヲ受ケムトスル者ハ町長ノ許可ヲ受クヘシ

第九條　樹木賣拂ノ出願アリタルトキハ町長ハ必要ノ有無ヲ調査シ若シ必要ナシト認ムルトキハ賣拂フヘキ數量ヲ制限シ若ハ賣拂ヲ許可セサルコトアルヘシ

第十條　町長ニ於テ前條ニ依リ賣拂ノ必要アリト認メタル數量カ其ノ年度ニ於ケル賣拂豫定數量ヲ超過シタルトキハ按分ニ依リ各個ノ賣拂數量ヲ定ム

第十一條　樹木ノ賣拂標準價格ハ町會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ムルモノトス

各個ノ樹木ニ對スル賣拂代金ハ前項ノ標準價格ニ依リ三名以上ノ評價委員之ヲ評價スルモノトス

前項ノ賣拂代金ハ賣拂許可ノ際其ノ金額ヲ徵收ス

第十二條　共同薪炭林内ノ抹ハ之ヲ賣拂フコトアルヘシ

賣拂ノ手續ハ町長之ヲ定ム

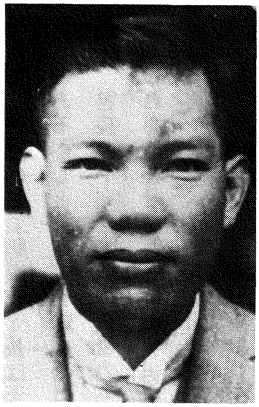
（『苫小牧町例規（全）』）

このように、本町は大正末期には薪炭材の不足に悩み、町自らその対策に乗り出したのである。

**胆振・日高木炭同業組合の設立**　展をとげ、大正五年の管内の生産が七〇万俵であったものが、同十一年には一九〇万俵に達していた。このため同業者間における競争もはげしく、当時は検査も受けず自由に出荷したため、品質の低下、包装の不備、量目の不足などを招き、取引上の不信を招き販売不振ともなった。

苫小牧の木炭製造の不振をよそに安平村、厚真村を中心に胆振東部地区の製炭業は驚くべき発

そこで、当時の那須胆振支庁長は大正十二年四月に「製炭界の不振の原因については、元より一般経済界の不況に依るものあるべしと雖も、その主要は当業者において徒らに競争をなし、蝸牛角上の争いをせる結果、品質を粗悪ならしめ、包装の不完全並びに重量の不正確を来し、為めに製品の声価を傷つけ、販路を失うに至りては惜しみても余あり。これを改善せんとせばまず当業者の結束を固くし、従来の如き不利なる同業者間の競争を避け、製炭の改良に努め、声価を高め、信用を挽回せねばならぬ。すべからく同業者の組合を組織し、精神的結合を基礎として、相互の制裁を加え、斯業の改善発達に資するは、最も有効且つ適切なる施策と信じる。また管内の製炭をして権威ある第三



胆振日高木炭同業組合長
藤田竜蔵
（大正14年）〔藤田隆一氏蔵〕

各沿線駅における木炭発送屯数

| 駅名＼年次 | 大正四年 | 一一年 | 一二年 |
|---|---|---|---|
| 安平 | 三、九九六トン | 六、七八八トン | 六、六一一トン |
| 早来 | 一三、七六〇 | 二八、三一四 | 二三、六八〇 |
| 遠浅 | 一一、一四四 | 一六、三四二 | 一四、一七〇 |
| 沼ノ端 | 六、二五三 | 七、三一二 | 六、九八三 |
| 苫小牧 | 一二、七八三 | 二六、一一九 | 一四、六〇五 |
| 錦多峰 | 三、〇九〇 | 一、三六〇 | 一、四〇七 |
| 社台 | 九〇八 | 八〇〇 | 三、七六七 |
| 白老 | 三、九二八 | 四、一九二 | 四、八〇二 |
| 計 | 五五、八六二 | 九一、二二七 | 七五、〇二五 |

（『北海道鉄道各駅要覧』大正十四年）

者の手を以て、検査を施行し、生産の方法に批判を加うることするならば、管内製炭の信用確保のため、その成果甚大であると思う。これが実現を要望して止まぬ次第である。」[2]と、これらの弊風を是正し信用を回復するため、同業組合を設立して木炭検査を実施する談話を発表した。また、那須支庁長は同時に開拓の進捗にともない薪炭林の不足をきたすので、製炭生産を永遠に持続するため植樹に努むることも強調したのである。

これにより勇払郡、白老郡、幌別郡、沙流郡の木炭製造販売業者木炭販売業者は一斉に立ちあがり安平村藤田竜蔵など六名が設立発起人となり、農商務省に組合設立を出願し、大正十三年十二月二十五日には農商務大臣の認可を得て、胆振日高木炭同業者組合を設立した。

組合設立とともに、代議員会において満場一致をもって組合長には藤田竜蔵が選出された。藤田は富山県の出身で明治三十六年来道早来において製炭業をはじめ、のちに苫小牧に転住したが、初代、二代、三代の組合長をつとめ、本道の木炭振興に尽した功績は極めて大きいものがあった。

本組合は大正十四年九月十五日から木炭の検査事業を開始したが、

検査監督員一名、検査員数名を置き、各地に木炭検査所を設置して厳重なる検査が行われた。また昭和元年には新冠郡、同二年有珠郡、静内郡、同三年千歳郡、三石郡を同組合検査区に編入し、木炭検査事業を行い、一面品質の改良、包装・量目の統一を期するため、同五年には専任の指導員を配置して鋭意優良品の産出に努力してきたのである。しかしながら、同五年五月に北海道木炭同業組合聯合会が結成され、この事業所を道庁林産課内に置き、木炭検査事業は地方費の支弁をうけ同聯合会において実施することになり、同年六月一日をもって検査業務を移管した。

なお、苫小牧町勢一班（昭和三年版）によれば、同二年現在における苫小牧の木炭同業者組合数一、組合員四三三名とある。

**製炭事業資金の転貸**　昭和初期の経済不況はあらゆる産業に影響をもたらしたが、製炭業においても例外にもれず、同七年においてはその経営も極めて困難な状態となった。この期を乗り切るためには能率のよいカマの新設と御料林、大学演習林、北炭山などの官・社有林の売払いをうける必要があった。そのためにはどうしても事業資金の貸付をうけなければならなかったのである。

町では、これら製炭業者を救済するため、町において低利資金の融通をうけ、これを事業資金として製炭業者に転貸する方法をとった。昭和七年度において町は北海道地方費より六、四〇〇円の起債をおこし、年三分八厘の利息、同八年度までを据置き期間とし、同九年度より三カ年において償還していく方法をとることにし、同七年十二月十六日には関連議案を町会に提出し議決を経た。

議案第四號

製炭事業資金轉貸ノ件

製炭業者救済ノ爲メ町ニ於テ低利資金ノ融通ヲ受ケ其事業資金トシテ左記割當及別紙契約條項ニ依リ転貸スルモノトス

記

植苗製炭事業資金償還組合　金三、五三七円　美々製炭事業資金償還組合　金一、〇一〇円
錦多峰　〃　金　八四三円　合　計　金六、四〇〇円
沼ノ端　〃　金一、〇一〇円

但シ実際貸付ニ當リ割當ニ異動ヲ生シタルトキハ町長ニ於テ右金額ノ増減ヲ認ムルコトヲ得

昭和七年十二月十六日提出
昭和七年十二月拾六日原案可決

苫小牧町長　飯田誠一

（『議決書』昭和七年　苫小牧町会）

資金貸付け条件としては、①本町に在住し三年以上製炭業に従事する者五名以上をもって償還組合を組織し、製炭事業資金以外に転用しないこと、②担保として土地五町歩（見積金額二〇〇円以上）、建物（見積金額三〇〇円以上）を有するか、担保物件以上の資産を有する保証人二名をたてること、③担保物件は個々に設定するも債務は組合員連帯責任とする、④契約条項に違反したとき、差押処分、強制執行をうけた時、担保物件に支障をきたしたときは、債務者のうち一人であっても償還組合に対し貸付期限の取消しをなし即時元利金の弁済を請求し得る、⑤返済は、昭和九年度より三ヵ年年賦とし、年利三分八厘を添え毎年九月、三月の両度に町役場に納入する。ただし、据置期間は利子のみ支払うこと。納入延滞の場合は一〇〇円に付一日四銭の割合をもって徴収する、などというものであった。(3)

翌八年にはさらに植苗製炭事業資金償還組合より二、六〇〇円の追加貸付申請があり、町は北海道拓殖銀行より借入れ、前年同様の条件をもって転貸しされた。

この製炭事業資金の転貸しによって製炭業はその危機を脱したのである。

さらにまた、昭和九年以降町有林施業案の編成、共同放牧場の整備により除伐作業が必要となったが、これらのう

ち製炭適樹については、特に製炭事業資金償還組合に対して優先的に売払いが行われ、その助長にあたったのである。

これによって、苫小牧地方の木炭生産量も次第に増加し、木炭検査所別実績では和昭八年にも七万三、七一六俵、同九年に五万八、〇五三俵であったものが、同一〇年には九万三六八俵、同一一年には一三万二、六七一俵と飛躍的な増加を示し、早来木炭検査所に次いで第二位となった。

管内木炭検査所別成績一覧表

| 木炭検査所名 | 昭和八年 | 九年 | 一〇年 | 一一年 |
|---|---|---|---|---|
| 早来木炭検査所 | 一五四、九〇一俵 | 一九七、八七五俵 | 二一九、一九六俵 | 一八〇、四四四俵 |
| 追分木炭検査所 | 一一二、〇〇七 | 九三、九九三 | 一〇二、三八一 | 二七、一七一 |
| 苫小牧木炭検査所 | 七三、七一六 | 五八、〇五三 | 九〇、三六八 | 一三二、六七一 |
| 白老木炭検査所 | 四九、七六三 | 五一、七五七 | 五六、五六二 | 三八、四七七 |
| 登別温泉木炭検査所 | 七、一八一 | 六、一三二 | 六、二九二 | 六、二〇二 |
| 鷲別木炭検査所 | — | 二、五五八 | 一、五六一 | 五、二五二 |
| 壮瞥木炭検査所 | 四〇、三八〇 | 三七、八〇〇 | 三二、一六二 | 三六、二六七 |
| 上厚真木炭検査所 | 九〇、〇八四 | 一〇〇、五二七 | 一三六、二〇九 | 一一一、一四七 |
| 穂別木炭検査所 | 一三九、五三二 | 一三四、一一三 | 一六四、五五七 | 一五六、〇七二 |

（『胆振日高木炭移出商業組合事業報告』）

苫小牧地方の製炭業者は、農閑期などにおける副業的小規模な自営によるものがほとんどであったが、中には仕込制度による生産もあって、木炭販売商などから焼子に対して資金をはじめ、炭ガマ築造資材、製炭材、食糧、日用品に至る仕込みを行い、生産した木炭はすべて仕込親方に納め、賃金をもらうという焼子制度であったが、これらの人びとは不自由な山奥の掘っ立て小屋で生活し極めて貧しい生活であった。(4)

さて、当時の木炭生産費であるが、焼子一人につき、一カ月製産量は七〇俵で、一俵（一〇貫入）に付一円三銭で、販売価格は一円一〇銭であったから収益は一俵に付七銭で、月収は四円九〇銭であった。

| 種別 | 一ヶ月の経費 | 一俵に付経費 | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 製炭費 | 四四、八〇円 | 六四〇円銭厘 | 一ヶ月二回窯出シ一回三十五俵、伐木二六円、運搬六円、焼賃（窯入窯出俵装）十三円 |
| 莚及縄代 | 一二、六〇 | 一八〇 | 莚十五銭、縄三銭 |
| 運搬費 | 四、六九 | 〇六七 | 山元ヨリ市街マデ一、五〇〇間一日三回往復一回十五俵 |
| 検査料 | 一、四〇 | 〇二〇 | |
| 築窯消却費 | 一、八二 | 〇二六 | 築窯費六十五円トシ使用年限三ヶ月ヲ見込ム |
| 其他雑費 | 六、七九 | 〇九七 | 小屋掛道付其他事業付帯経費一切ヲ含ム |
| 計 | 七二、一〇 | 一、〇三〇 | |
| 一ヶ月の生産高 | 七七、〇〇 | 一、一〇〇 | （一俵に付き販売価格） |
| 一ヶ月の収益 | 四、九〇 | 〇七〇 | （一俵に付収益） |

（『製炭事業実施計画書』昭和十年　苫小牧町）

ただ、ここにかかげた数字は農家の副業や比較的安定した製炭夫を標準としたもので、いわゆる焼子制度下における諸経費は親方持ちなので、その収益も極めて少なく、手間賃程度のものであった。

**直営製炭事業**　本町々有林に対して町林営林規則第三条により町有林施業要領が樹立され、毎年計画的に除伐、植樹作業を施行することになったが、オテーネ町有林については同九年以降毎年二一ヘクタールの除伐作業の実施が必要であった。

そこで町は、除伐木を利用して同町有林地内において直営による製炭事業を行おうとした。これは適当なる製炭夫を雇入れ、除伐作業から製炭販売までの一連の作業を行わせ、製炭夫から一俵につき七銭を徴するという請負形式に

よる半直営であった。町としては除伐作業の手間をはぶき、製炭をもって若干の収入を得るという一石二鳥の考えであった。

昭和十年二月二十三日の町会に諮問案として製炭事業実施計画書が提出されたが、同七年以降経済不況のあおりをくって町内の製炭業者は経営困難となり、製炭業者救済資金の貸付をうけたほどで、その償還もまだ終っていなかった。また、製炭業者が一番救助を必要としたのは、自己材を全く所有せず他から製炭材を買入れなければならないことであった。こうしたことから、町会では町直営案に対し真向から反対意見がとび出し、製炭業者の救済、奨励からもこれらの除伐材を製炭業者に安価で売払うべきであるとの意見が大半を占めた。このため、飯田町長は町直営案を断念し、この諮問案を撤回したのである。

その後しばらくの間、町直営による製炭事業問題は起こらなかったが、戦時下体制を迎えて統制経済下に入ってガソリンなどは軍事用となったため、国内には木炭自動車が現れるというように次第に木炭の需要が増大していった。そのうえ応召が相次ぎ、労力不足によって増産も極めて難しい状態となった。そこで町は、昭和十七年より下オテーネ山林地内に直営による製炭事業を開始し、同十八年において一万六、七〇〇貫の生産を行い、その需要に応じたのである。

**戦後の製炭業**　終戦を迎えて極端な食糧難は、農家の現金収入源として副業的な存在をもって行われてきた製炭事業も自らの食糧確保と農産物保育の優位性から本来の農耕に専念することとなり、焼子においてもわずかな耕作地を得て食糧生産を行うなど、炭焼きよりは食糧確保が優先していった。そのうえ、民主的思想の普及はこれまでの焼子制度を根本的に改革し、焼子の地位はこれまでと比較にならないほど向上していった。

しかしながら、焼子においては経済力はなく、生産品を自ら販売する能力もなかったので、従前どおり炭問屋に製

品を卸すよりほかなく、人間としての地位は向上しても、その生産活動面においてはあまり変化はなかった。他方では各種産業の好況と賃金の上昇などがあったから、山奥での人間ばなれした生活に見切りをつける者も多く、市街地へ出て他産業へ転職する者も多かった。

終戦直後は食糧難のため自給食糧確保にあたり、生産量も二〇万貫（二万俵）に減少して、昭和二十四年ころから次第に盛返してきたとはいえ四〇万貫前後であった。

当時薪炭組合は「胆振薪炭生産林産組合」で表町に事務所を置き、組合長には藤田隆一があたり、昭和二十五年現在の会員は一八〇名であった。

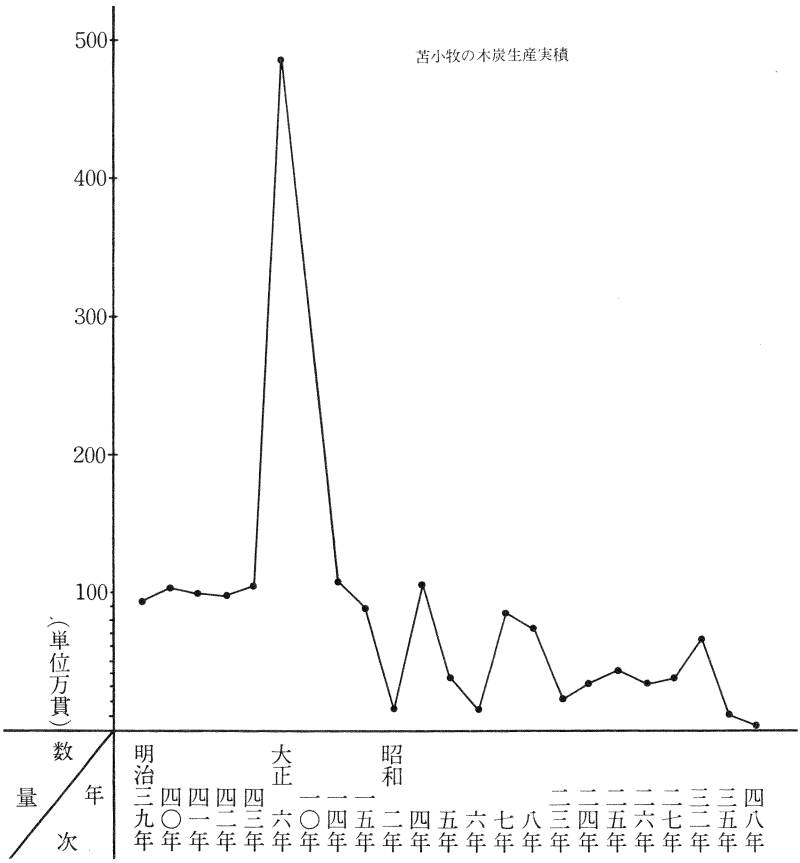
終戦直後の木炭生産高

| 年度 | 数量 | 生産高 | 年度 | 数量 | 生産高 |
|---|---|---|---|---|---|
| 昭和二三年 | 二二〇、五五〇貫 | 四、四一一、〇〇〇円 | 昭和二六年 | 三〇五、二〇八貫 | 一八、三三九、三七二円 |
| 二四年 | 三三三、五九四 | 八、九九五、九一三 | 二七年 | 三七二、五〇〇 | 二一、九八五、九一〇 |
| 二五年 | 四二三、四四〇 | 二〇、八七二、九〇〇 | 三二年 | 六九〇、五六八 | 一 |

（市勢要覧各年より）

さらに黒ダイヤといわれた石炭産業の新興など各種燃料の進出によって、本炭の需要は極端な減少となり、当地方においては昭和三十二年の風倒木による六九万貫の生産を頂点とし減少の一途をたどり、同三十五年にはもはや製炭業は斜陽産業となってしまった。

当地方の製炭業は現金収入源としての農家の重要な副業として開始され、大正初期には四〇〇万貫を突破したこともあったが、濫伐などから原料林を失い大正中期以降低迷していったが、それでもなんとかかんとか続けられてきたのである。そして、昭和二十九年の台風による風倒木の増大により一時的な増加をみたが、それ以降は文化生活に憧れる者も多く山を下りる者が相次ぎ、同三十年代にはそれでも一〇〇人程度の焼子がいたが、同四十八年にはわずか




二人となってしまった。製品は焼鳥屋など特殊なところで使用されるのみとなった。ここで、明治末期からの木炭生産量をグラフで示すことにする。

注（1）『早来町史』昭和四十八年　早来町
『苫小牧町史資料』
（2）（1）に同じ
（3）『議決書』昭和七年　苫小牧町会
（4）堀江敏夫『ふるさと百話』昭和四十五年
朝日新聞

# 第二章　工業と鉱業の変遷

## 第一節　工業の発達

### 一　工業のはじまり

**鹿肉かん詰所の設置**　開拓使はその設置以来、ケプロンなどの意見により本道の豊富な木材資源、農水産物加工などにより輸出工業、さらに道内自給のため諸工業の振興につとめてきた。これらはほとんどが官営工場で、近代工業を導入し模範的な実験場を設けるというのが開拓使の工業政策であった。

本道におけるサケ・マスなどの保存法としては古くから酟蔵(塩漬け)を習慣としてきたが、この方法では内国の需用に供するに過ぎないものであったから、開拓使はこの醃蔵の法をかん詰製造に改良し内外の声価を得ようとした。そこで米人かん詰製造技師ユエス・ツリート外一名を招き、石狩郡船場町の仮屋でかん詰製造の伝習をはじめた。

この石狩のかん詰製造所は地積が少なく狭少となったため、明治十一年九月には位置を同町南端字貞寧に移し、約一、二三五坪の地積内に製造所一〇三坪二合五勺、鍛冶場三坪、搾粕所一六坪、倉庫九七坪、職夫舎四四坪五合などを新築した。

そして、石狩かん詰所にて野鹿を駆獲して鹿肉かん詰を製造し、内外に販路を広めたところ、この鹿肉かん詰の声

価を得るところとなった。このため、開拓使は勇払郡植苗村美々に鹿肉かん詰所を新設することにしたのである。

鹿猟については、古くはアイヌによって、さらに場所請負人によって続けられてきたが、明治五年十月には勇払・千歳・白老三郡の山猟を漁場持山田文右衛門外二名に委任し、年々一割程度の冥加金を納めさせていた。

しかしながら、札幌・室蘭街道の開通は交通の便を得て、多くの本州猟師がはいり込み、銃を使って鹿猟を行うようになったため、乱獲防止と鹿の保護が必要となってきた。このため、開拓使札幌本庁は明治八年九月に「日高胆振両国方面鹿猟仮規則」および「同規則取扱心得書」を制定し、銃猟志願者は出願して鑑札をうけ、矢猟は場合によりアイヌに限って許可して鑑札を下付することにし、猟期についてもアイヌの食料以外は十月から翌年四月までと制限した。

明治九年十一月、開拓使は新たに「北海道鹿猟規則」を定めて、これを全道に適用、施行した。この規則では狩猟者を毎年六〇〇名と限定し、猟期は十一月から翌年二月までと、仮規則より短縮し、免許鑑札一札につき二円五〇銭の税を定めたが、アイヌについては当分の間免税とし、毒矢の使用を禁止した。ただ、当地方などでは同年九月にはすでに動物保護の目的をもってこれを禁じており、猟銃に替えようとする者にはこれを貸与し、鹿皮をもって償還させる方法をとっていたので、実質的には禁止となっていたのである。

明治十年からの勇払、千歳、白老三郡の鹿猟免許鑑札下付数をみると、同十年有税者二一名、無税者（アイヌ）一二九名であったものが、同十一年以降いろいろな制限が加えられたため、猟師の急激な減少があり、同十二年十一月には大雪による鹿の著しい減少もあったから鹿種繁殖の目的をもって植苗美々より四里四方の範囲内では、その地在籍アイヌ以外の出猟を禁じたため[1]、有税者はわずか一名、翌十三年には全くいなくなったのである。

当地方の植苗美々は、鹿に恵まれた地であり、乱獲防止のための手厚い保護を加えられたにもかかわらず、鹿の数

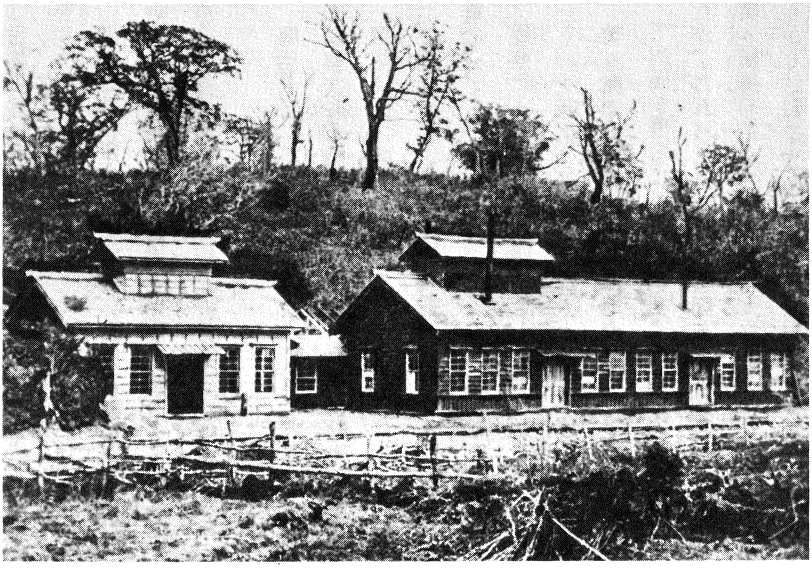
は次第に減少した。そして、明治十二年一月から二月にかけての大雪は、決定的な打撃となり、同十四年には有税、無税の猟師ともに姿を消してしまったのである。

当初において鹿の宝庫といわれた植苗美々地区では、明治七年に鹿肉くん製所が官認された。(2) そして、石狩かん詰所にて成功をみた鹿肉かん詰を製造する目的をもって、同十一年十月には二、〇〇〇坪の敷地内に美々鹿肉かん詰製造所が官設され、同時に脂肪製れん所も併設された。そのほか、当初は板倉、簡易な職夫舎も設けられ、本格的な操業に入った。

明治十二年三月にはこのかん詰所で使用する鹿の臓腑血液等をもって入造硝石床の製造所も設け、同年十一月にかん詰製造所を増設しその運営も次第に軌道に乗っていった。

開拓使は、明治十二年六月作業条例により石狩、美々両かん詰所に一万、八、三四九円を営業資本とし、定額をもって支弁するところの建物器械石狩かん詰所五、七七八円四四銭八厘、美々かん詰所四、七〇九円七五銭六厘を興業費に充てることにした。美々かん詰所は同年十一月に増設し、翌十三年二月には従前の職夫舎を黒田開拓次官のロシア視察による寒地向き建物としてとり入れられた角組造りの生徒舎として七〇坪一合九勺一棟を建築費四、三〇七円をもって改築した。これはかん詰所生徒の養成所兼寄宿舎とする予定であった。

美々鹿肉かん詰製造所は地の利を得て、明治十一年には七万六、三一三缶、七、一〇六円余を生産し、内外において声価を得るにいたった。また、同年東京都赤羽分局にて製造したフランス式罐(かん)詰蒸気罐をもって鹿肉の製造を試みたが、これはこれまで二時間を要した煮熱時間を三〇分から一時間程度で完了し、労力と薪炭の節約ともなったが、美々は原料のわりに職夫が少なかったためこの試用においてあまりにも急ピッチの製造のため労力が追いつかず、美々かん詰製造所においては使用されなかった。同年十一月には職夫例則が施行され、職夫事業繁劇により定時間外三



美々鹿肉かん詰所　(明治14年)〔苫小牧市史編さん室蔵〕

時間を超える時はその等級に応じて一日給料の一割を、六時間を超える時には三割を増して支給され、石狩および美々かん詰所の各種製造事業の期節も次のように区分された。

| 鹿鑵詰 | 鱒鑵詰 | 菓蔬鑵詰 | 鮭鑵詰 |
|---|---|---|---|
| 十二月ヨリ翌年二月マデ | 五月ヨリ六月マデ | 六月ヨリ八月マデ | 十月ヨリ十一月マデ |

(『開拓使事業報告』)

当時のかん詰製造方法は、鹿の鮮肉を適当に切断して塩を加え、かんを密閉し約二時間ほど煮てから小孔をあけ水蒸気を噴出させ、これを密閉し冷水にて冷定するとある。

〔鹿〕　鮮肉ヲ撰ヒ適宜ニ切断シ肉二磅ニ塩一匁八分ヲ加テ鑵ニ填メ錫鎖ヲ以テ周囲ヲ密閉シ之ヲ煮ルコト二時間ニシテ小孔ヲ穿チ大気噴出セシメ再ヒ之ヲ密閉シ冷水ニ投シ冷定シテ其外面ヲ洗ヒ金光水ヲ塗抹シテ商標ヲ貼ス

(『開拓使事業報告』―第三編　明治十八年　大蔵省)

だが、この鹿肉かん詰製造所にとって不幸な出来事が起こった。というのは、明治十二年一月から二月にかけて全道的にまれにみる大雪に見舞われたのである。鹿はも

ともと地上にある野生の草木を食べていたため、夏には全道的に分布していても、冬には日本海側に大雪が降るため比較的雪の少ない太平洋岸、特に胆振、日高、十勝地方へ南下するのである。

この年には太平洋側にも大雪が降ったため、シカは動くこともできず数一〇万頭が死んだり、人里に降りてきて殺されたりした。このため、前年七万缶、七、〇〇〇円以上を記録したものが、同十二年にはわずか二万一、〇〇〇缶、三、三八八円にとどまり、機構も石狩と合わせ石狩美々かん詰製造所となった。

当地方の特産を利用しての珍奇なる工業であり、勇払郡における最初の近代工業であったが、その原料である野鹿の被害と濫獲はかん詰工場にとって、決定的な打撃となり、明治十三年から休業し、ここには「美々看守人日給金拾銭、山本栄三郎」(石狩美々鑵詰所旧開拓使引継書)の看守人一名を残すのみとなった。

この美々かん詰所の生徒舎は、明治十四年明治天皇の本道御巡幸の際、御小休所として使用されたが、この時「御小休所、生徒舎惣体掃除水洗致玄関ノ御幕釘シ外御沿道莚五枚敷込間内席下御沿道長延九間半、御沿道白金巾敷込釘打、玉座内在来小屋内改メテ梯子取退キ二階上リ口ノ處足板致張詰メ境在来ノ障子紙張リ、玉座内薄縁十八枚敷込釘打在来窓ノ内硝子損シノ分仕替」(3)など七件の整備を行い七一円余をかけている。

明治十五年開拓使は廃止となり、開拓使の事業施設などは農商務省が引き継ぎ、さらに同省北海道事業管理局の設置により、同局において管理経営されることになった。この時の石狩美々鑵詰所長、農商務少書記官森源三の引継書をみると美々かん詰所の建物、財産などは次表のとおりであった。

しかしながら、鹿肉かん詰の原料確保困難は決定的な打撃となり、開店休業のままこれ以上存続させることにも問題があり、明治十六年八月には札幌工業事務所長は美々かん詰所の建物・その他の売却につき、北海道事業管理局長宛次の伺書を提出してその処分の指揮を仰いだのである。

## 美々鑵詰所

胆振国勇払郡植苗村字美々　看守人山本栄三郎

〈土地・建物〉美々鑵詰所ノ分一金七千四百九拾四円拾弐銭八厘

| 名称 | 坪数 | 地価または建築費 |
|---|---|---|
| 敷地 | 二、〇〇〇、〇〇坪 | 三、〇〇、〇円 |
| 製造所 | 六六、二五 | 一、九四四、四六、〇銭 |
| 脂肪室 | 一五、〇〇 | 一、〇三九、〇八、一厘 |
| 倉庫 | 一二、〇〇 | 二〇〇、〇〇、〇 |
| 職夫舎（生徒舎） | 七〇、一九 | 四、三〇七、七八、七 |
| 計 | 二、（地）〇〇〇、〇〇（建）一六三、四四 | 七、四九四、四二、八 |

〈諸器具類〉美々鑵詰所ノ分　一金六百三拾弐円八拾銭

| 品名 | 数量 | 代価 | 品名 | 数量 | 代価 | 品名 | 数量 | 代価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 鍍錫鉄截断器 | 一 | 一二〇、〇〇円 | 銅蒸籠 | 五 | 八五、〇〇円 | 曲形 | 一四 | 九、一〇円 |
| 鑵底蓋板器取付基 | 一 | 一一〇、〇〇 | ハンダ漏斗 | 二 | 六、〇〇 | 内引形 | 一三 | 二、五〇 |
| ハンダ流し形 | 二 | 一七、五〇 | ハンダ柄杓 | 二 | 四、〇〇 | 鉄鍋 | 二 | 三、〇〇 |
| ハンダ溶解釜 | 一 | 一〇、〇〇 | 七輪 | 一九 | 三八、〇〇 | テーブル | 九 | 一三、〇〇 |
| 仝巻器 | 一 | 二五、〇〇 | 角鍾 | 八四 | 四二、〇〇 | 焼判 | 四 | 四、〇〇 |
| 鉾着ストーブ | 一 | 三五、〇〇 | 斧形鍾 | 七 | 三、〇〇 | 笊 | 五 | 一、二〇 |
| 萬力 | 一 | 七、五〇 | 駒爪形鍾 | 九一 | 五九、一〇 | 米節 | 一 | 一、五〇 |
| 煙筒 | 二 | 五、〇〇 | 釜鍔 | 一 | 一、五〇 | 手提 | 六 | 〇、六〇 |

美々鑵詰所建物其他賣却ノ儀伺

勇拂植苗村方面ハ元来野鹿ノ産殖最モ多キ地方ナルヲ以テ明治十一年中蕆開拓使ニ於テ同村字美々ヘ鑵詰所ヲ設立シ毎年猟獲セル鹿肉ヲ鑵詰トナシ博ク販路ヲ内外ニ試ミタルニ明治十三年頃ヨリ鹿猟獲殆ド減少シ近来ニ至リテハ絶テ猟獲ナク為ニ営業ヲモ是迄中止相成居候次第ニ付到底今後該所ニ於テ再ビ営業ノ目途モ無之様被考候間此後右鑵詰所ハ廃止セラレ候方可然ト存候　仍テハ該所建物ノ如キモ猶其儘ニ差置候テハ空シク腐朽ニ属スルノミニ付御詮議ノ次第ニヨリ諸器械其他ノ物品共併セテ処分ノ見込ニテ更ニ取調伺出候條至急何分ノ御指令相成候様仕度御参考ノ為別紙調書相添ヘ此段相伺候也

（『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 掛燭 | 七 | 、七〇 | 鹿肉揚画 | 二〇 | 三、〇〇 | 鍛冶具 | 一 | 二五、〇〇 |
| 塩酸入器 | 一三 | 一、三〇 | 俎 | 六 | 、九〇 | 擔桶 | 二 | 、四〇 |
| 小瓶 | 四 | 、四〇 | 釣瓶 | 二 | 、四〇 | 錐 | 一二 | 、五〇 |

そして、これは農商務省においても検討された結果、美々地方の鹿は明治十二年の大雪で減少し、さらに幌内炭鉱起業は人びとを山谷に深く入れ、加えて幌内鉄道の敷設は棲息区域を遮断し猟獲量を一層減じることとなり、もはや再興の見込みはないとして農商務卿はその廃止を決定した。

札幌工業事務所々属美々鑵詰製造所

右ハ従来美々近傍野鹿群ヲナシ猟獲極メテ多キヲ以テ鹿肉鑵詰ノタメ之ヲ設ケシモ明治十二年ノ大雪山ヲ埋メ野鹿凍死スルモノ夥シク且幌内炭礦起業以来人跡深ク山谷ニ入リ加フルニ鐵道線路該獣棲息ノ區域ヲ遮断セシヨリ猟獲頓ニ減シ十三年以後休業現今唯建物什器ヲ保管スルノミ到底再興ノ見込アラズ依テ廃止スベシ

明治十七年六月十二日

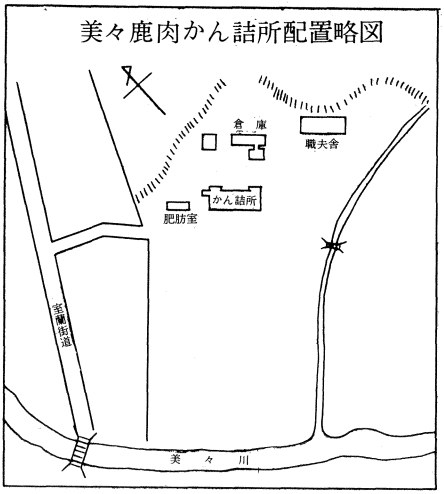
〈備品類〉美々鑵詰所ノ現在分　一金六拾弐円三拾銭

| 品名 | 数量 | 代価 | 品名 | 数量 | 代価 | 品名 | 数量 | 代価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 卓子 | 一〇 | 円 二、〇〇 | 高張提灯 | 二 | 円 一、二〇 | 鉄瓶 | 一 | 円 一、〇〇 |
| 椅子 | 一〇 | 五、〇〇 | 行燈 | 一 | 、五〇 | 室内ストーブ | 六 | 三五、〇〇 |
| 弓張提灯 | 六 | 三、六〇 | 時計 | 一 | 四、〇〇 | | | |

（『石狩美々鑵詰所旧開拓使操換金辨給物件引継仕訳書』）

（『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町）

かくして開拓使直営事業として開始され、当地方最初の近代工場であった美々鹿肉かん詰所も明治十七年六月十二日をもって正式に廃止となった。美々かん詰所の操業期間はわずか二年たらずであったが、本道の特産を利用するという極めてユニークなものであっただけに惜しまれるものである。この廃止の直接的な原因は自然現象である大雪で




あったが、これに加えて人的現象である鉱山開坑、鉄道開通など開発が一層の拍車をかけることになったのである。

美々かん詰所の建物設備などは、カラン製造場についてはすでに明治十六年一月、苫小牧村にて北寄貝製造用として三棟九円をもって函館渡辺儀三郎代理苫小牧村西村傳兵衛に売却しており、その後建物、土地とも民間に払い下げられた。(4)

昭和四十九年五月、苫小牧市教育委員会によって発掘調査されたが大正期には建物をはじめ池なども掘られ、その原形を欠いてかん詰所などの跡地復元は極めて困難であったが、大筋についてはこれを確認できた。さらに、同所跡から『明治九年函館製造』と印した赤レンガ多数と鹿骨が大量に発掘され、当時をしのばせるものであった。なお、この発掘において鹿以外の牛、馬などの骨も多数出土し、鹿肉にまぜたか、牛馬のかん詰も製造されたのか不明であるが、今後の研究課題となった。

**その他**　当地方における本格的工業の創始は前記開拓使直営事業として開始された鹿肉かん詰所であるが、これ**の工業**　以外はほとんどみるべきものがなく、しいてあげるならば、水産加工業としてのイワシ〆粕製造は古くからあったが、これは機械というよりは道具を使用しての製造であった。また、かん詰所の休業後は同所のカラン製造場の払い下げをうけ北寄のかん詰を小規模に製造したにすぎないものであった。

明治十六年の札幌県統計書をみると醸造業として勇払郡において清酒、濁酒、焼酎の製造を行っているが、当時の勇払郡各村の発展状況からみて和人人口の六六％は苫小牧村に集中していたので、この製造場も苫小牧村にあったと

思われるのである。だが、この醸造業も同二十八年十月早来に岡部福太郎によって勇払酒造株式会社が創立されると姿を消してしまった。

明治十六年勇払郡醸造状況

| 区分＼種類 | 清酒 | 濁酒 | 焼酎 |
|---|---|---|---|
| 醸造高 | 三五、三四一石 | 三五、九一四石 | 四、八四四石 |
| 醸造人 | 一人 | 二人 | 一人 |

（『札幌県統計書』明治十六年　札幌県）

また、明治三十二年には蹄鉄場が苫小牧村に設けられ、同四十二年には苫小牧村に味噌製造場が新設され、同年六、〇〇〇貫、一、五六〇円の生産高を示していた。明治初期から中期にかけての当地方の工業はマッチ軸木工場を除きこれといったものはなかったのである。

注　(1)『新北海道史』　第三巻通説一　昭和四十七年　北海道
(2)(3)(4)『苫小牧町史』　昭和十五年　苫小牧町
(5)『胆振国勢一班』　明治四十二年　室蘭外五郡協賛会

## 二　マッチ工場

**北海道の製軸工場**

マッチの製軸原材としては数種の樹種に限られるものであったが、白楊、筐柳をもって適材とされていた。だが、この白楊と筐柳は最も類似しているため同一名称で呼ばれたが、北海道では白楊を『アオドロ』といい、アイヌ人は『ヤエニ』と呼び、筐柳は『ワタドロ』あるいは『クロドロ』と呼ばれ、これらを総称して『ドロの木』としていた。

白楊は火山地質の極めて軽鬆（けいそう）なる丘陵地に密生し、筐柳は河岸などの砂質土壌中に発生するが、本道では北部に白楊、南部に筐柳が多かった。

これら本道の原材が利用されるようになったのは、明治十四年、わが国マッチ工業の創始者である清水誠が本道の『ドロの木』を和歌浦丸という船で関西に運んだのにはじまる。[1] わが国のマッチ業は神戸を中心とする関西であり、これは直ちに関西マッチ製造業者に知れわたり、その良質なることが認められた。さらにこれは大阪のマッチ事業家松田善七の知るところとなり、松田は同十六年以降密かに本道森林を探知した結果、洞爺湖周辺にワタドロの豊富なるを認め、同十九年には有珠の山麓に一製軸工場を設けたのである。

その後、マッチ業は中国、東南アジアなどへの海外販路が盛んに開かれ、マッチ工場は渡島、胆振、石狩、北見、釧路国を中心に各地に新設され、マッチは輸出品の花形となった。このため、その原材のドロの木を広く北海道に求めることになり、マッチの軸木、小函素地工場が次つぎと設置、増設されていって、明治三十年には大小を合わせ一〇〇工場を数えマッチ産業時代をつくるに至ったのである。

**苫小牧のマッチ**　もとより樽前山麓と長く続く丘陵地帯をかかえ豊富なドロの木に恵まれていた苫小牧地方にも

**軸木製造工場**　軸木工場が次つぎと設置されていった。

苫小牧地方で最も早くマッチ軸木製造工場を設置したのは櫛引定之助で、明治二十七年六月植苗に櫛引製軸所を設置した。さらに、同二十八年七月には野村新八郎が野村製軸所を、同年十月には加藤勇之丞が甲燐寸軸木製造所を、同二十九年一月植苗村の井上利三郎が井上製軸所を、同年九月には増岡重平が苫小牧に増岡製軸所を設け、それぞれ軸木を製造したが、苫小牧では植苗地区が一番早く、しかも集中していた。[2]

当時のマッチ軸木製造業者をみると地元では櫛引定之助、井上利三郎はともに総代人をつとめた村内の実力者で相当の資力を有していた人であった。他の人たちは当地方の立地条件にひかれてやって来た人が多く、いずれにしても関西マッチ業界のバックアップを受け、委托販売による操業であった。



㈱合資会社札幌木挽所製軸工場（明治40年アッペナイ）〔多羅尾光男氏蔵〕

ところが、日清戦争のためマッチの価格が暴落し、いくら軸木を作っても収支決算があわず、廃業する工場もあった。しかし、同二十九年ころから次第に景気も回復し、マッチ業界にも再び活況をみせるようになった。このように、苫小牧のマッチ工業は日清戦争前後の期間に設置されたものと、明治三十年後に発達した工場の二期に分けることができる。そして、同三十四年現在におけるマッチ軸木製造工場をあげれば、六工場で多いところでは七〇名、少ないところでも一九名の職工を使用していた。

苫小牧地方のドロの木は特に光沢がよいということでうけ、その後も明治三十七年十月、笠原格一は酒井茂樹の合同事業としてアッペナイに製軸工場を設置し、年間四六四万把、三万二、四八〇円を製造した。同年十一月には伊東彦一が樽前に工場を新設し、年間八五万六、〇〇〇把、五、九九二円を製軸した、さらに翌三十八年七月には今井一学が錦多峰に工場を設置し年間一一六万八、四〇〇把、八、一七九円を製造し、市橋徳太郎、小坂正

信は共同事業にて坂橋組製軸所を設置した。このように一時は既存工場も併せ美々、植苗、勇振、アッペイ、丸山、錦多峰、覚生、樽前など広範囲にわたり一〇工場ほどを数えたが、日露戦争によって貿易の減少など国内においても不景気は深刻化し、工場閉鎖、縮小の止むなきに至り、同三十九年には三工場となり、同四十二年には丸木製軸工場のみとなったが、これは翌四十三年に大手メーカーである札幌の合資会社札幌木挽所に合併吸収されていった(3)。

明治三十四年末現在におけるマッチ軸木製造工場

| 名称 | 位置 | 代表者 | 創立月日 | 資本金 | 生産高 数量 | 生産高 価格 | 職工数 男 | 職工数 女 | 原動力 | 一ケ年操業日数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 円 | 把 | 円 | | | | 日 |
| 櫛引製軸所 | 植苗村 | 櫛引定之助 | 明治二七・六 | 五、〇〇〇 | 三、二〇〇、〇〇〇 | 二四、〇〇〇 | 四九 | 一六 | 水蒸気力一台（四馬力） | 三〇〇 |
| 金高工場 | 植苗村 | 高野祐一郎 | 三四・二 | 七、五〇〇 | 四八〇、〇〇〇 | 二、二八〇 | 一八 | 八 | 〃 | 三〇〇 |
| 太田製軸所 | 樽前村 | 太田小一郎 | 三四・七 | 五〇〇 | 七二〇、〇〇〇 | 三、五〇〇 | 三〇 | 七 | 〃 | 一四〇 |
| 小坂製軸所 | 植苗村 | 小坂正治 | 三四・九 | 二、〇〇〇 | 一、四四〇、〇〇〇 | 八、六四〇 | 二五 | 一四 | 〃 | 三〇〇 |
| 櫛引第二製軸所 | 覚生村 | 櫛引定之助 | 三四・一 | 二、〇〇〇 | 一、六〇〇、〇〇〇 | 二三、〇〇〇 | 三三 | 九 | 〃 | 三〇〇 |

（『殖民公報』明治三十五年、『苫小牧町史』昭和十五年より作成）

明治末期におけるマッチ軸木製造工場一覧表

| 年次 | 工場名 | 原動力 | 労役者 職工 | 労役者 其他 | 労役者 計 | 所在地 | 工場主 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 明治三九年 | 丸木製軸工場 | 日本形水車二 | 八九 | 五 | 九四 | アッペナイ | 笠原格一 |
| 〃 | 伊東製軸工場 | 一 | 三三 | 五 | 三六 | 樽前 | 伊東彦一 |
| 〃 | 今井製軸工場 | 一 | 三〇 | 三 | 三三 | 錦多峰 | 今井一学 |
| | 丸木製軸工場 | 日本形水車二 | 八三 | 三 | 八七 | アッペナイ | 笠原格一 |

**マッチ小函**　マッチ小函素地は、元来本州産の檜を主体に松、杉、姫小松、椴など高級材料を使用していたが、明治二十九年になると神戸市在住の津田震一郎が樽前山麓のエゾ松の木質が最も小函素地に適していることを発

**素地製造工場**

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 四〇年 | 伊東製軸工場 | | 一 | 二〇 | 五 | 二六 | 樽前 | 伊東彦一 |
| | 今井製軸工場 | | 一 | 三〇 | 五 | 三五 | 錦多峰 | 今井一学 |
| 四一年 | 丸木製軸工場 | 日本形水車二 | 八五 | 六 | 九二 | アッペナイ | 笠原格一 |
| | 伊東製軸工場 | 〃 | 一八 | 六 | 二四 | 樽前 | 伊東彦一 |
| 四二年 | 丸木製軸工場 | 日本形水車一 | 五二 | 二九 | 八〇 | アッペナイ | 笠原格一 |
| 四三年 | 丸木製軸工場 | 〃 | 一 | 三 | 四 | 二六 | アッペナイ | 合資会社札幌木挽所 |

（『苫小牧村勢一班』明治四十四年、『苫小牧町史』昭和十五年）

おり、問屋において裁断し筋付けをするだけで直ちに三個の函になるというものであった。しかも、高級材の檜に比べると一万個で三円から四円四五銭とはるかに価格が安いとあって、あっという間にマッチ小函はエゾ松に変わり、北海工場は月産五、〇〇〇梱、七、〇〇〇万組の製造を行った。[4] しかしながら、日露戦争の影響と錦多峰の㊫印素地村山工場のめざましい進展によって、次第に経営不振となり、同三十八年には工場を閉鎖してしまった。

明治三十年になると、当時苫小牧村の実力者の一人であった村山壬子郎は、来道中の関西マッチ界の大物である轟嘉兵衛と深い交友関係を持つようになった。轟は樽前山麓のエゾ松の原始林をみて絶唱し、この地に素地製造工場を設置することを勧誘したのである。

轟は、当時の小函素地が高級材である本州産の檜を主体としていることに遺憾を感じ、エゾ松をその代用にしたいと考えていたのである。轟はさっそくこの話をもちかけ勧誘したが、乗り気になる人はなかった。そのうち、当時苫小牧村で雑貨店を経営していた森甚兵衛にこの話をしたところ、さっそく妻の父親である村山壬子郎に相談し、ここ見し、檜材のごとき貴重品を小函にあてることを黙視するにしのびないとし、この檜材に対抗すべく丸山に北海工場という小函素地製造工場を設けた。しかしながら、当初の製品は厚薄不同のものが多く、問屋筋である関西方面で悪評となり大損害となった。だが、津田はこの悪評にもめげず、熱心に研究を続け、三年後には完全な製品をつくり上げた。北海工場の製品は薄板三枚組になって



⑩印素地村山工場　(明治37年)〔苫小牧史編さん室蔵〕

に轟と村山の交友関係のはじまりとなった。

初対面であったが、轟は村山に対してこの地方のエゾ松を利用してマッチ小函素地を製造することが極めて有望であり、しかも海外貿易の重要品であり、国家的な事業であることを説いて、マッチ産業にはいることを勧めたのである。村山は全くの未経験の仕事であり不安はあったが、同種の工場は北海工場だけであり、一たび成功すれば一倍面白く、望みのない事業でもあるまいという野心も手伝って、翌三十一年事業に踏み切ったのである。

村山は同年錦多峰（錦岡）の御料林を借用して第一工場を建設し、職工は轟の周旋で大阪の腕達者を雇い、一五台の機械を据付け、いよいよ事業を開始した。ところが、繁華な都大阪から熊も出没するという錦多峰の山奥に来た職工は、たちまち都恋しさに落ち入り、「私が大阪の職工で腕前を撰抜いて渡道さしたけれど何分繁華な都から錦多

峰の山奥に行ったのですから辛抱しませぬ、長いのが三、四ヶ月、短いのは直ぐと帰ります」[5]とあるようにひどいのになると錦多峰の山を見ただけで帰ってしまうということで帰阪者が続出し、残ったのは質の悪い職工ばかりとなってしまった。

このため、製品は厚薄不同が多く、津田震一郎の北海工場同様の経過となった。経営は毎月赤字、村山は何度か休業、廃業を考えたが、問屋の轟の協力と改良法の指導があって、なんとかこの危機を乗り越え、徐々に安定していった。さらに、今度はマッチの不振、外国為替の変動など内外の影響をうけたが、これも村山の努力によって難をのがれたのであった。

㊃工場の御料林払下実績

| 年次 | 材積 | 価格 |
|---|---|---|
| 明治三二年 | 五、〇〇〇尺〆 | 一、四〇〇円 |
| 三三年 | 一九、〇〇〇 | 五、〇四〇 |
| 三四年 | 二六、〇〇〇 | 七、二九〇 |
| 三五年 | 二七、〇〇〇 | 七、五六〇 |
| 三六年 | 三〇、〇〇〇 | 九、四〇〇 |
| 三七年 | 三四、〇〇〇 | 九、五二〇 |

※ 材質善良なるは1尺〆に付約30銭、不良なるは5銭許とす
(『殖民公報』明治38年)

㊄村山工場の年次別生産高

| 年次 | 生産量 |
|---|---|
| 明治三二年 | 三、九四一 |
| 三三年 | 一三、九四六 |
| 三四年 | 二〇、〇〇〇 |
| 三五年 | 二〇、七七〇 |
| 三六年 | 二三、〇九〇 |
| 三八年 | 二六、一六九 |

(『殖民公報』明治38年)

こうした中で、村山は明治三十三年八月には第二工場、同三十四年五月に第三工場、同三十六年十月には第四工場を増設し、一時は職工など三〇〇人を数えたほどであった。また、村山工場は明治三十二年以来樽前御料林より年間の需用計画にもとづいて売買契約を結びエゾ松の払い下げをうけたが、工場の増設にともない年々払い下げ量も増加し、同三十七年には当初の六・八倍に当る三万四、〇〇〇尺貫となっていた。

こうして、㊓印素地の村山工場は大きく成長し、㊓印は上等素地の代名詞のようにいわれ、海外輸出向の優良品として広く声価を得た。そして、第五回内国博覧会においてはこの業者中ただ一人褒賞をうけ、村山自身の名声も高まり、問屋、工場を含めた日本燐寸界十二人衆の一人に数えられたのである(6)。

だが、日露戦争がはげしくなり時局下を迎えると工場縮小の止むなきに至り、第一工場および第四工場の両工場のみ操業し、明治三十七年現在両工場で三五台の機械を運転、職工など使用人は一〇〇人であった。

しかしながら、村山工場も明治三十七年の二六、一六九万組を最高とし次第に減少し、同四十一年には職工など使用人も七〇人となり一六、三四七万組となった。そして、同四十二年には樽前火山の大噴火があり、職工は恐怖のあまり山を下り二度と戻らないということで、職工不足により経営困難となってしまった。そこで村山は、轟嘉兵衛に委託して販売していた同工場の製品はほとんどが神戸市の良燧合資会社が引き取っていたところからその権利を譲り

マッチ小函素地製造工場一覧表

| 工場名 | 所在地 | 創立年月 | 工場主 | 資本金 | 労役者 職工 | 労役者 その他 | 労役者 計 | 廃業年月 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海工場 | 丸山 | 明治二九・六 | 津田震一郎 | 二、二五〇円 | 三〇 | 一 | 四一 | 明治三八・一 | 労役者数は三五年現在 |
| ㊓村山第一工場 | 錦多峰 三・ | | 村山壬子郎 | | | | | | 労役者数は三七年現在 |
| 〃第二工場 | 〃 三三・八 | 〃 | | 三、〇〇〇 | 三五 | 四九 | 八四 | | 第二工場、第三工場は三六年より休業 |
| 〃第三工場 | 〃 三四・五 | 〃 | | | | | | | 明治四三年工場の権利を神戸市良燧合資会社に譲る |
| 〃第四工場 | 〃 三六・一〇 | 〃 | | | | | | | 労役者数は三四年現在 |
| 第二北海社 | 樽前 三三・七 | | 太田小一郎 | 七六〇 | 一六 | 七 | 二五 | 三六・三 | |




㊓村山素地工場の広告
（明治三十七年）（日本燐寸界名鑑より）

（『殖民公報』明治三十七年、『胆振国勢一班』明治四十二年）

同四十三年からは良燧合資会社の直接経営となった。なお、村山工場においては一部マッチ軸木の製造も行ったことがあった。[7]

そのほか素地工場では、明治三十二年七月に太田小一郎が樽前村に設置したが、規模は小さいもので、使用人も二五人程度であった。太田は翌年同工場内に軸木工場も設置したが、日露戦争による不況の影響をうけ、ともに同三十六年には廃業となった。

**マッチ工場の徒弟制度**　マッチの軸木製造、素地製造にしても、いわゆる手工業であり、一人前になるためには相当の修業・訓練が必要であった。また、このマッチ工業は関西で発達したこともあって、早くから西洋方式による手工業者ギルド的な性格を持ち、親方(工場主)・職人・徒弟の階層組織によって技能の後継者を養成する徒弟制度をとっていた。[9] これはわが国でいう丁稚奉公・年季奉公の類でマッチ職人になろうとする徒弟は工場内の合宿所に起居して職人について修業・訓練し、一定の年季、技能を修得してはじめて一人前になる制度であった。

当時のマッチ工場は請負制をもって行われ、一台の器械を職工、徒弟各一人をもって使用し、通常一日に六萬組を製造したが、一日に一円一〇銭を得れば、そのうち二〇銭は徒弟に給し、一〇銭は道具使用費として差引かれ職工の収入は八〇銭ほどとなった。しかし、八〇銭をとれるのは良工で、普通は六〇銭前後の収入があればよい方であった。

そのほかマッチ工場には山子、雑役夫などがいたが、山子は一日に二〇石から三〇石を伐採し一円五銭より七〇銭、木挽賃は一才に付き七厘で二人一組にて二〇〇才から三〇〇才を仕上げ二円一〇銭から一円四〇銭であったが、その割合は鋸を有する者が六分他は四分であった。雑役夫は荷造・運搬および道路修繕などを行い一日四〇銭から六〇銭の賃金を得ていた。

**運搬と工場内の諸施設**　当地方におけるマッチ軸木製造工場の特色として原材が直接得られ、河川のある山林地に設置された工場が多いことである。これはまず第一に工場周辺で手軽に原料が得られること、第二には小川を原動力にして水車を使うことができたこと、第三は製品輸送に河川を利用し得たことである。

植苗、美々地区では、美々川やその支流にマッチ工場があったが、ここで生産された製品は箱舟を利用し、各支流から美々川に出て、ウトナイ沼を通って勇払川にはいり、沼ノ端駅に一番近い地点で陸揚げされ馬車で運ばれていた。舟で運んできたマッチ軸木は馬車二台分あったというから、いかに舟の輸送が有利であったかわかる。(9)

その他の地区の軸木工場や小函素地製造工場では馬車もしくは馬橇が使用された。このため工場内では馬匹が少ないところで五頭、多いところでは三〇頭を飼育し、厩舎の設備もあった。馬車にて各駅に運ばれた製品（筵包み縄かけ）は貨車にて室蘭港に運ばれ、さらに船で神戸港へと輸送した。

軸木、素地の工場は四〇坪から八〇坪程度で、このほか木挽場二五坪前後、木割場三〇坪前後、製品置場二〇坪前後、軸木製造では乾燥場一〇〇坪前後あった。さらに、各工場とも事務所、寄宿舎、合宿所、教育所、厩舎などがあった。

こうした設備をもった一工場の規模は小さなもので二〇人、大きいものでは七〇人以上の使用人を擁し、原動力は水車、人力を中心に、中には四馬力の蒸気力や村山工場では八馬力の機械を使用した工場もあり、年間操業日数は三〇〇日から三二〇日であった。

マッチ工場が建って、そこに職工などの使用人が集まると、当然就学児童も相当数に達した。そこで工場主はこれらの子弟の教育もさることながら、職工の多くは居を転々とする渡り者が多かったので、この定住をはかるため、教育所の設置が盛んであった。この地では山の中でも子どもに教育させるという誇りと子どもをとおしての居座り策でもあった。まず、公立としての特別教授場の出願をするが、これが無理であれば私財を投じて私設教育所を設置するという熱の入れ方であった。苫小牧においてマッチ工場地に設置された公立教育所は、明治三十三年勇振沢簡易教育所（児童五〇人）、さらに同三十八年錦多峰御料林に村山壬子郎が一工場を校舎に提供し、校具から教員俸給にい

たる一切を寄付して設けられた錦多峰特別教授場（児童一〇〇人）の二校であった。そのほか、短期間ではあったが私設教育所は大小各地に設けられ一時は五〇人の児童を有するところもあったほどである。(10)

**マッチ工場の終末**　明治二十七年六月、櫛引製軸所の設置にはじまった当地方のマッチ工業は、植苗地区を中心に相次いで設置され、一時は漁業とともに当地方の産業をささえるものであったが、日清戦争によってマッチ産業は不振となり、明治三十年を境に工場の新陳代謝がなされた。

そして、明治三十年代には小函素地製造の全盛時代を迎え、樽前山麓のエゾ松による素地は上等品として海外輸出用とされ、特に㊫印素地村山工場は日本マッチ軸木・素地の三大工場の一つに数えられたほどで、苫小牧では軸木よりはむしろ小函素地製造が有名であった。

しかしながら、日露戦争、樽前火山の大噴火などにより、軸木、素地工場ともに経営不振に落ち入り、明治四十三年には大手メーカーによって吸収合併されたり、工場の権利を譲渡したりして、その数も減少していった。さらにまた、関西大手メーカーの経営刷新により、そのあり方も変わっていって、山元での工場は必要ないものとなり、苫小牧でのマッチ工業も大正時代をもってその終末を告げるに至った。

注(1)　打田橋三郎『日本燐寸界名鑑』明治三十七年
(2)　堀江敏夫『続ふるさと百話』昭和四十七年　朝日新聞
(3)　堀江敏夫『苫小牧百年あれこれ』昭和四十八年　苫小牧民報
(4)(5)(6)　(1)に同じ
(7)　(3)に同じ
(8)『殖民公報』明治三十八年　北海道庁
(9)(10)　(3)に同じ

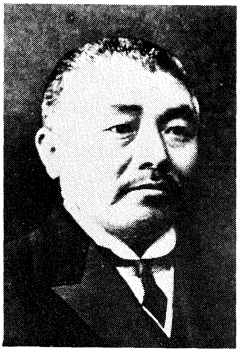
## 三　王子製紙の進出

**北海道進出とその背景**　明治文化の開化は出版、紙業界においても、その反映をもたらし、手工業的手法に基づく和紙に比べ、洋紙の機械化による大量生産はこの理にかなうもので、明治以後新興企業として出発した製紙業は、急速なテンポで進む日本資本主義の拡大の中で飛躍的な発展をとげていった。

この製紙業設立の発端は、慶応三年徳川民部卿の随員として海外を視察し、製紙業の重要性を痛感した当時大蔵省出仕の渋沢栄一で、商人、金融業者の資本をこれに投下させようとし、三井組・小野組・島田組に製紙会社設立の話をもち込んだのである。これにはかなりの難航を極めたが、明治五年十一月、三組の歩みよりがなり、資本金一五万円で王子製紙の前身である『抄紙会社』設立となった。そして、同八年六月から生産が開始されたが、わが国の洋式製紙業は明治五年をもってその嚆矢(こうし)とするのである。(1)

その後出版界、新聞界の活発な活動により幼い日本製紙業も、その市場を徐々に形成し成長していった。明治二十二年には天竜川上流に気田工場を新設、同二十七年社名を『王子製紙株式会社』と改称、同三十二年には中部工場を新設した。しかし、この間には三井財閥が王子製紙をその傘下に収めようとする独占資本の初期の争いがあり、大川平三郎重役の追い出しが行われたため、これに同情した技師長、職工五〇人のストライキがあった。このストは藤山雷太と大川平三郎の対立となって表れたが、この収拾に入ったのがのちの社長藤原銀次郎で、このスト解決は三井の事実上の勝利となった。

しかしながら、明治三十五年ころの王子の経営は思わしくなく、三井銀行で調査したところ相当悪化していることがわかり、この立直しのため当時三井銀行神戸支店長の鈴木梅四郎を専務として送ることにした。だが、鈴木の就任



王子製紙専務取締役
鈴木梅四郎
〔王子製紙社史より〕

後には、同三十六年気田工場、翌三十七年には、中部工場が水害による工場災害をうけ、生産の減少はまぬがれずその経営も極端に悪化していたのである。

こうしたことから、王子製紙では技術革新と新工場設置により、この難局を乗り切るべく、本州各地を調査研究したが適地が見当らず、ついに北海道進出となったのである。王子製紙の本道進出は、本州における工場の相つぐ災害と工場の老朽化、それに加えて原料の枯渇などあり、王子製紙再建の社運を賭したものであった。

この王子製紙の進出直後の北海道は、室蘭の日本製鋼所、江別の富士製紙など中央財閥資本の進出が目ざましく、本道の工業化が促進された。そして、開拓使以来の内国殖民地的発展の様相はうすれてきて、従来の農業重視主義の北海道の開拓事業は、経済部門へと移行しつつあった。

**理想の地支**　本州での工場適地を断念した鈴木専務は、明治三十七年九月、三井同族会社顧問吉川三次郎土木技師、筑紫三郎主事など七、八名を伴って北海道に渡り、釧路、屈斜路湖付近など幾多の候補地を踏査したが、これと思う適地がなく札幌へ引き揚げ、当時三井物産小樽支店長の小田良治の意見を徴したのである。

**勿湖の発見**　小田は本道に赴任以来石狩、胆振、空知など各地を詳細に踏査済みであったから、さっそく当時帝室林野局札幌支庁出張所長の田代兵八を紹介し、一行を支笏湖に案内することになった。

一行には小田、田代も加わり、九月二十九日騎馬にて荒涼たる札幌・室蘭街道を通り千歳村にて宿泊し、翌二十九日早朝千歳川沿道を上り孵化場見学後、丸山のマッチ素地製造の北海工場にて宿泊、三十日ここからは、土地の事情に詳しいアイヌを案内者とし千歳川水源地である支笏湖に向かった。そして、彼らは支笏湖方面からけたたましい音



王子工場建設のきっかけとなったナッソウの滝
（明治39年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

をたてて流れ落ちる大瀑布を見て目をみはったのだった。鈴木らは直ちに千歳川一帯を綿密に調査したが、水力電気開発には天恵の好適地と認めたのである。だが、一行の北海道視察報告書をみると、製紙原料である樹木については太平洋側の樽前山麓をみていないこともあって、七、八分は濶葉林、針葉樹についてもトド松多く樹幹小で釧路より劣ると評していた。(2)

一行は帰り道を苫小牧にとり、付近の樹木を見ながら下ったが、ここにおいても薪炭材程度にしてはほとんど価値ある木材はないとして失望をこくしていた。一行は十月二日午後二時苫小牧駅から札幌へ出発したが、五日間におよぶ視察調査であった。鈴木専務は吉川技師より千歳水系より一万馬力の電力を得るとの推算に、木材関係にやや難点はあってもほぼ理想に近い地として新工場建設地と定めたのである。

この支笏湖周辺はすでに富士製紙の技術者数名が実地検分にあたったところであったが、富士製紙の村田一郎社長は現地に足を入れることなく、技術者の話だけでこれを簡単に放棄し、江別に工場を建設したが、あとで王子製紙が水力発電所、工場を建設するや歯ぎしりして悔しがったという。王子製紙にとって、苫小牧にとって、まことに好運であったといわなければならない。

札幌に戻った鈴木専務一行は、機密の漏洩を考えて内々で小田良治個人名義をもって北海道庁長官に、同地域一切の水利権に対する仮出願書を提出した。そして、急きょ帰京した鈴木は、直ちに新工場建設計画書の作成に入ったがこの設計がほぼでき上がったのは明治三十七年末で、一部鉄筋、レンガ建てとし他は木造建てとしたもので約四〇〇

万円を要するものであった。鈴木はこの計画案を携えこの建設資金全額を三井に仰ごうと、当時の三井の代表である益田孝を訪ねその賛成を求めたのである。しかし、当時は日露戦争のため不景気であり、「四百万円は三井にとっても非常の大金である。貴下が如何に熱心に主張されても容易に承諾は出来ぬ。断然この儀は思ひ止って再び提議しない事にしてほしい」[3]と、三井としても四〇〇万円の大金は容易に支出できないとし、益田はこの案を全くとり入れず再び持出さないでほしいとして、これを断ったのである。

しかしながら、鈴木は北海道工場新設こそ王子製紙に新生命を与え得る唯一の方法と考えていたから、当初の志を捨てず、他の重役、同僚の賛同を得て、明治三十八年以降重役など個人名義をもって水利権、原料材払い下げ、国有未開地払下願などを関係庁に提出し、その権利を得て建設の機会を待ったのである。その最初の出願は同三十八年三月二十六日、千歳川水利権の仮出願に対する内容を具備した正出願を大橋新太郎、小田良治、鹿島岩蔵、郷誠之助、朝吹英二、沢田俊三、鈴木梅四郎、筑紫三郎の八名の名義をもって北海道庁長官に提出し、同年四月十五日付をもって許可を得た。また、同三十八年四月十日には小田良治名義をもって御料局札幌支庁長に対し御料地使用願を提出したのである。

**王子製紙の進出と苫小牧住民**　苫小牧が王子製紙の進出を知ったのは、王子製紙が三井本家の資金を得られずも、密かにその設置計画を進めていた明治三十八年初頭のことで、室蘭で開かれた新年宴会の席上小保方卯市が小田良治三井物産小樽支店長から次のように聞いたのである。

明治三十八年の正月かと思う。三井物産小樽支店長の小田良治さんから、新年宴会のご招待に接し室蘭にでかけ、その宴会の席上小田支店長から「小保方、こんどはバケタな（東北、北海道の方言でウマクやったの意）」といわれ、簸から棒の支店長のお話に、何が何んだか皆目見当がつかず「何がバケタんですか」と問い返したところ「君、こんど東京の王子製紙会社という、大きな紙を造る会

社が苫小牧に工場を建てることになった。」なるほど、紙の会社ができるのか、それでは運送店が繁昌するということをいっているのだなということが解った。しかし、紙というものは知っているが、どんなことをして紙を造るのだろうか、いま考えると馬鹿げた話だが、当時の私の知識ではどうしても理解ができなかった。とにかく工場が出来るのだから、荷物の運搬に忙がしくなることだけは理解ができた……

（『小保方卯市翁の回顧』昭和二十八年　小保方卯市翁伝記刊行会）

小保方は苫小牧に帰ると、さっそくこの話を佐伯茂治村長にすると、佐伯村長はこれは村の一大事であるとして、当時村会議員でもあり、郡役所書記・戸長兼警察分署長を経験した元老原直次郎に相談したところ、苫小牧が大発展する基となるのだから、村中の有志を集めてとくと相談、是が非でも誘致すべきであるということになった。その後の様子についてはすでに行政史編において述べたとおり、村民集会を開き官民一体となって工場誘致を歓迎することになった。

しかしながら、村民集会では長い間漁業など一次産業だけに頼って生きてきた住民にとって工業ということには全く無知で、村民大会で今度丸太から紙をつくる工場が苫小牧に建つことになったという村長の説明にもびっくりしたり不思議がったりするだけであった一同は、再三にわたる村長と原村議の説明でおぼろげながら工場のことが理解できたので、原の発言で工場歓迎委員一五名を選出しその期成促進をはかることになった。(4)

この年王子製紙は、さらに発電所・工場用地を綿密に調査するため、前年鈴木梅四郎に同行し工場適地調査にあたった工学士吉川三次郎を現地に派遣したが、苫小牧住民が最初に接した王子関係の人はこの吉川であり、さっそく佐伯村長はじめ工場誘致歓迎委員は吉川を招いて陳情におよんだのである。この時吉川は「こんど建つ王子会社の工場は、西洋紙を造る工場なんだ。とど松や、えぞ松の丸太を細かく刻んで、木の繊維から紙を作る。その紙が西洋紙と

を誓った。

だが、当初王子製紙は工場建設地を千歳村としていたので、苫小牧住民の意気込みは次第に薄れていった。一方、千歳村の方はその意気も高く、明治三十八年十二月にははやくも工場誘致請願書に二六五名の連署をつけ王子製紙に提出した。しかしながら、王子製紙において工場適地調査を重ね、送電技術の新開発があって一寒村ではあったが、太平洋沿岸に面していて北海道炭砿鉄道の便もあり、工場用地が安価に得られ、工業用水も豊富であり、廃液を流す適当な河川があるなどから、苫小牧村に変更決定した。

一時は、千歳工場という辞令さえでていて、苫小牧には鉄道の便があったから工場建設のための仮事務所を設けたにすぎないと恨み



王子工場建設の土木部門を担当した吉川三次郎
〔王子製紙社史より〕

いうのだ。この紙は新聞紙になったり、雑記帳になったりするんだ。それで会社はこの紙を売って利益をあげるんだから、村の人から寄付金などもらうなどという考えはチットもない。村の人は私等が建設するために色々な困難があるから、この困難を切り開いて行くために、できるだけ便宜と協力を与えて欲しい」[5]と挨拶したが、歓迎委員一同はこれに感激し、心から工場建設のため力添えすることを



王子製紙に提出した苫小牧の陳情書の一部
(明治39年)〔紙の博物館蔵〕

さえ感じていただけに、明治三十九年になって突如苫小牧村決定には住民の喜びようもたいしたものであった。さつそく二月一日には村長はじめ住民惣代として工場建設歓迎委員名をもって『陳情書』および『製紙工場等御企業に付寄付願』を王子製紙に提出し、工場誘致運動は全村的に盛り上がっていった。そして、寄付願では貧村で十分なことはできないが、熱誠歓迎の意を表し工場及び鉄道敷地のうち村民所有の土地と工場建設使役人夫一、〇〇〇人（一戸平均五人）提供を申し出たほどであった。

## 陳情書

事業ノ振興財源ノ開拓ハ啻ニ戦後經營ノ急務ナルノミナラズ家國經綸ノ大計民人永久ノ多幸之レニ如クモノ無ルベシ頃來貴社支笏湖口ノ大瀑布ヲ利用シ電氣ヲ發動セシメ一大工場ヲ建設シ製紙原料ヲ造クルノ議ヲ決シ隨テ銕路ヲ炭礦線ノ各駅間ニ擇フト蓋シ青天ノ霹靂ナル乎大旱ノ雲倪ナル乎當ニ是レ貴社カ天帝ノ福音ヲ齎シテ本村ノ困厄ヲ救濟スルノ一大使命ヲ帯ヒタルモノナルベク而シテ世ノ事業家ニ魁シテ天然不凍ノ貯水ト寒暑水量ノ頓挫ナキ至寶ヲ運用スルソ畫策洵トニ時局ニ恰當シ社會ニ貢獻スルヤ多大ナル鴻業ナルト謂フベシ之レ偏ニ村民ノ深ク感謝シ世人等シク讃嘆措カザル所ナリ時偶道路説ヲナスモノアリ曰ク工場ヲ千歳ニトシ銕路ヲ早來ニ布クベシ或ハ曰ク湖畔ニ本據ヲ占メ通路ヲ江別ニ取リ吾苫小牧ノ如キハ單ニ創立中假事務所ヲ置キ唯一時物品運搬ノ便宜ニ供スルニ過キスト吾人之ニ於テ乎此説ノ眞僞ヲ甄別スルニ苦マサルヲ得ス苟モ地形ノ上ヨリシ距離ノ上ヨリシ將タ湖畔ノ森林ト本村經濟トノ淺カラサル關係其他村民既往ノ施設將來ノ影響ヲ觀察シ來レハ素ヨリ信憑スルノ價値ナキハ論ヲ竢タサル所ニシテ畢竟杞憂ニ屬スベシト雖氏若シ果シテ事實ナランニハ本村ノ利害休戚豈尋常一様ニ看過スヘキコトナランヤ實ニ本村死活ノ分岐スル所是レヨリ重且大ナルモノアラサルナリ

乞フ左ニ其所以ヲ辨セン

憶フニ貴社カ此ノ經營ノ目的一ニシテ足ラザルベシト雖モ國利ヲ發起シ民福ヲ増進スルノ精神ニ基クモノニシテ一村ヲ犠牲ニ供スルモ更ラニ顧ミスト云フカ如キコトナキヲ信スル之レ其第一ナリ

又タ貴社カ起工ノ設計既ニ成算アリテ吾人ノ咨嗟容喙ヲ須キサルモ目下施設便否ト事業ノ難易トヲ重視シ將來人和ノ消長ト百年ノ大計トヲ輕視セラレサルモノアルヲ信スル之レ其第二ナリ

又タ貴社カ近キ將來ニ於テ電力ヲ利用シ水産好望土地廣濶ナル苫小牧ヲ基點トシ林産豊富ナル御料林ヲ貫キ遺利漫々タル周圍二十餘里ヲ有スル支笏湖頭ニ達シ進ンテ農産饒々タル漁廣嶋等ノ各村ヲ經テ捷路ヲ本道ノ首脳タル札幌ニ通スルノ極メテ有利ナル施設ノ理想ヲ非認セラレサルヲ信スル之レ其第三ナリ

又タ貴社カ湖畔ノ閑雅幽邃鰭鱗潑溂靈泉玄湛或ハ樂園トシテ内外貴紳ノ來遊ヲ博シ或ハ水卿トシテ漁郎商賈ノ輻輳ヲ豫期シ道路ノ開鑿ハ村民宿昔ノ望ミナリシモ微力奈何トモナスヲ得スシテ荏苒空シク今日ニ至リシニ恰モ好シ貴社設計ノ機ニ遭遇シテ歡天喜地之レヲ欽迎スルノ民情ハ容易ニ推測セラレタルモノト信スル之レ其第四ナリ

又タ貴社カ這般ノ美擧ニ對シ吾カ苫小牧住民ノ意向ヲ披瀝スレハ則チ村民所有ニ屬スル部分一己ト公共トニ論ナク工場設立ニ必要ナル土地ハ之ヲ寄附シ其勞役賃銀或ハ報酬ヲ請ハス或ハ清廉ヲ旨トシ一意専心其歡迎ニ熱誠ヲ竭サハ必スヤ枉ケテ首肯スルノ吝ナラザルヲ信スル之レ其第五ナリ

又タ貴社カ苫小牧村民ノ頻年不漁ニ失敗シ善後ノ術策ニ忸怩タルト鐵道全通以來昔日殷賑ノ隻影ナク寂莫凄寥タル孤城落日ノ非境ニ呻吟スルノ可憐ナルヲ知悉セラルル以上ハ從來ノ縁故ヲ牽引シ復活策ヲ講セシムルニ於テモ尚ホ秦人ノ越人ノ肥瘠ヲ視ルカ如ク閑却シ得ベカラサルモノアルヲ信スル之レ其第六ナリ

如上摘記スル所信ハ最モ概要ニシテ滿腹ノ情緒ヲ詳述セスト雖モ其鬱勃タル衷心慘憺タル苦惱云フニ忍ヒサルモノアリ宏量ニシテ炯眼ナル貴社カ僅カニ一掬同情ノ涙ヲ濺テ此ノ書ヲ熱讀翫味セラルルノ光榮アランカ蓋シ思半ニ過クルモノアラン吾人ハ貴社ノ事業ニ對シ濫リニ村民ノ希望ヲ愬ヒ方針ノ左右ヲ強ユベキノ理ナシト雖安ンソ懷ニ介然タラサルヲ得ンヤ願クハ一面熟慮ヲ煩ハスト同時ニ一面恩澤ニ浴セントス欲スルヤ頗フル切ナリ矧ンヤ村民ヲシテ其寶庫視スル所ノ滿山ノ密林一朝他人ノ手ニ壟斷セラレ加之中原ノ鹿タル豫期ノ銕路一變他村ノ為メニ掠奪セラレ失望落膽深淵ニ沈淪セシメ終世遺恨ノ府トナルカ如キ不仁ハ貴社ノ決シテ好マサルモノアルヲ認識スルニ於テヤ書辭禮ナク行文拙ナリ唯其意ノ存スル所ヲ酌ミテ吾カ村民ノ愁眉ヲ開カシメハ長ヘニ天下久シク地ト共ニ其徳ヲ頌セン哉茲ニ親シク惣會決議ノ陳情ヲ為ス所以ナリ不宜

明治三十九年二月一日

北海道勇拂郡苫小牧村
村　長　佐伯　茂治　㊞
有志惣代　石垣彦三郎　㊞
村山壬子郎　㊞
古田　財一　㊞
原　直次郎　㊞
伊藤　四郎　㊞
高橋久太郎　㊞
笠松　立太　㊞
青塚徳次郎　㊞
澁川己代治　㊞
木村茂三郎　㊞
小保方卯市　㊞
矢部　新藏　㊞

**製紙工場等御企業ニ付寄附願**

北海道膽振國勇拂郡苫小牧村

一、工場及鉄道敷地　　坪
但村民所有ニ屬スル部分
一、工事使役人夫　　壹千人
但一戸五人平均

右ハ今般貴社御畫策ニ係ル本道有數ナル支笏湖口瀑布ヲ利用シテ水電發動工場建築銕道敷設等ノ鴻擧ヲ拜承候ニ付村民一同欣喜雀躍歡迎仕候得共貧村ニシテ十分ノ意思ヲ徹底致兼候ハ千載一遇ノ機會萬古百失ノ遺憾ニ御座候就テハ熱誠歡迎ノ微衷ヲ表スルマテ萬事御便宜ヲ相圖リ可申ハ勿論工場銕道ニ必要ナル土地及該工事ニ使役スル人夫前記ノ通寄附致度委細ハ別紙陳情書ニ布演スル次第ニ付御採用被成下候ハヾ本懷ノ至ニ御座候此段相願候也

明治三十九年二月一日

北海道勇拂郡苫小牧村

村　長　佐伯　茂治　㊞

有志總代　石垣彦三郎　㊞

村山壬子郎　㊞

古田　財一　㊞

原　直次郎　㊞

伊藤　四郎　㊞

高橋久太郎　㊞

笠松　立太　㊞

青塚徳次郎　㊞

澁川己代治　㊞

木村茂三郎　㊞

小保方卯市　㊞

矢部　新藏　㊞

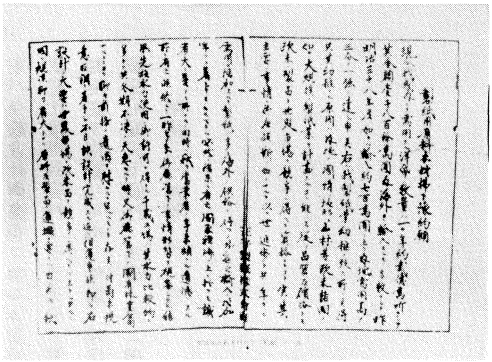
（『王子製紙社史』―第二巻　昭和三十二年　王子製紙株式会社）

こうして苫小牧住民はある程度の犠牲を払っても、村民一体となって王子製紙を誘致歓迎していくことを再度確認したのである。

**苫小牧工場の建設と各種の出願**

日露戦争の勝利はわが国の経済界を好転させ、市場はとみに活気を呈し、紙の需要も急速にのび、王子製紙も久しぶりでフル生産となり、明治三十九年上期には五年越しの無配当を脱し六％下期には七％の配当を実現した。

こうしたことから北海道工場建設の気運も急激に高まり、同三十九年三月二十六日には主事筑紫三郎を委員長とする北海道工場設計調査委員五名を任命した。さらに、同年四月には専務鈴木梅四郎名をもって北海道庁長官に対して本道国有林の『製紙用原料木材払下予約願』を提出したのである。



王子製紙が提出した「製紙原料材予約願」の一部（明治39年）
〔紙の博物館蔵〕

この予約願を要略すると「わが国の洋紙は現在国内需用の三分ノ一は輸入であるが、これはわが国製紙業における国情、地形、山林などにおいて幼稚なるがためである。したがって、世界市場では競争し得ず、年々洋紙の需用が増大し、これらは海外の輸入に頼らなければならない。これは国家経済の上からも遺憾なことで、先般水力電気使用の許可を得た千歳工場は水力多く、また国有林豊富なるにより、工場完成においては世界市場に欧米品と競争し得るものである。

この広大なる原料と製品を運搬するため自家用の鉄道も敷設する考えで、第一期工事に四〇〇万円、第二期においても同額を要するものである。これに使用する原料材は第一期では一カ年四〇万尺貫、第二期計画では八〇万尺貫

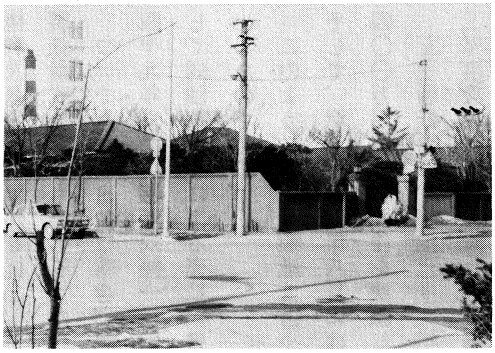
を要し、少なくとも年間一二〇万尺貫の供給準備を必要とする。そして、この事業着手によって海外の輸入を防止し、追っては国産として輸出し得るものであり、本道開拓の趣旨にもかなうものと確信するものである。御庁管理の国有林を千歳工場の製紙原料として向こう三〇年間年々必要の数量だけ払下げの件、特別の御詮議をもって許可されたい。」[6]と、本道の資源活用による工業化の促進は本道開発の趣旨ともなるとし、この時期における本道開発の転機を企業者側からするどくとらえたものといえるのである。

さらにまた、同年四月には大橋新太郎など八名の分担によって前年許可を得た千歳川上流における水力工場新設に係る権利および義務の一切を、王子製紙の事業として経営することにしたので譲渡したい旨の『水力工場設置ニ付キ権利及義務譲渡願』を提出し、これは同月七日付をもって道庁長官の許可を得て、ここに千歳川水利権は正式に王子製紙株式会社のものとなった。

ついで六月六日には落合、鵡川、阿寒、愛別、天塩、斜里、厚岸と全道の主要国有林地の原木を明治四十年以降同四十九年まで、毎年尺締一二〇万本以内の払下願を、同月十一日には苫小牧村の国有未開地四十七万坪を工場敷地として同法第六条による売払願書を道庁長官に提出する一方、苫小牧村長に対しても苫小牧川漁業権の譲渡願などを提出したのである。

このように、王子製紙は苫小牧工場建設の気運が高まるや一気に各種出願を提出し、準備の万全を期したのである。そして、明治三十九年八月にはついに三井より四〇〇万円の資金援助を得て、同年十月に開催された臨時株主総会で四〇〇万円の増資の件を決議し、ここに苫小牧工場の新設が正式に決定したのである。

王子製紙では、明治三十九年八月苫小牧工場の建設が決まると、これまでの仮事務所をやめ、現王子倶楽部付近に工場建設事務所を新設し、事務所主任には後に苫小牧工場庶務係長となった細田粂雄を東京本社より着任させ、現地



現王子倶楽部でこの地に工場建設事務所が建った（昭和48年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

での業務と筑紫三郎など設計委員の世話を行わせた。

苫小牧村が新工場建設地と決まると、王子製紙では工場用地の買収を開始した。これにあたったのは、工場設計調査委員長の筑紫三郎と曽木晋であったが、連日馬上で一〇数キロにもおよぶ荒野を検分しながら、官地の払下げや民有地の買収にあたった。しかしながら、民有地になると一時は村民有地の寄付申し出をだしたほどであったが、いざ自分の土地になるとしぶる者が多く、筑紫らは連日地酒をくみかわし対個人交渉を続けるということで、民有地買収には相当手こずり、このため筑紫は肺をおかされ再起不能の身となった。(7)

王子製紙は官有地については坪五厘、民有地については坪一銭にて買い求めたが、当時においても土地成金が出現し、これらの人は自分のお寺、公共施設に対して寄付行為を行うほどであった。(8)

国有未開地の払下げについては明治三十九年六月十一日、同処分法第六条による売払いを出願したが、これは同年七月に六口、一五九町四反二畝二歩、同年十月に四口、一六町七反四畝七歩（約五二万八、〇〇〇坪）を工場敷地として取得した。

さらに、同年七月二十日には坊主山以西の丘陵地一帯約四四六町歩を植樹の目的をもって同処分法第三条による貸付を出願して、同年九月六日付をもって貸付の許可を得た。また、同貸付地の隣地八三〇町歩はすでに同三十四年に青森県竹内民蔵、福井県伊藤孫右衛門が牧場の目的をもって貸付を受けたものであったが、その後両人が放棄したた

め苫小牧村の高橋久太郎の管理するところとなった。王子製紙としては将来の発展性からもこの地を必要としたので高橋と交渉し、未済の開墾事業を二、〇〇〇円をもって高橋が請負うという条件でこの土地の譲渡をうけたのである。だが、この地の事業目的は牧場であり、王子製紙自身がこれを経営することには不合理があったから、当時王子製紙会長の朝吹英二が四六五町歩、三井本家の団琢磨が三六五町歩をそれぞれ個人名義とし、同三十九年八月二十五日に名義変更を出願同年十二月二十日その許可を得た。そして、同四十一年十二月には高橋は牧場としての予定の成功事業を完了し、朝吹、団の両人に対し無償付与された。王子製紙が貸付をうけた山林は一〇年後には植樹の目的を達成し、また、朝吹、団名義の土地も、その後王子製紙に譲渡され、現在は王子山手、王子苗圃、王子山などとなり、その面積もその後の取得もあって一、五〇〇町歩となっている。

一方苫小牧村に対してはすでに記したように明治三十九年六月十五日には苫小牧川漁業権の永久譲渡を出願したのをはじめ、七月二日には工場設置のため橋梁、道路その他の使用の承諾、苫小牧川水源涵養殖樹の必要から村有学田譲渡などを村長に出願した。橋梁、道路その他の使用、また、工場新設後に生ずるすべての結果に対して承諾書を得た。村有学田については三〇万坪を一、五〇〇円（坪五厘）にて七月十六日に譲渡許可を得た。しかし、苫小牧川の漁業権については一時金五〇円にて永久譲渡を村会の議決を経て決めたが、その後において廃液問題へと発展し、慰藉金（慰謝料）三、〇〇〇円と漁業貸付金二、五〇〇円もって同四十三年三月解決した。（注、第一節漁業参照）

林木の払下げについては国有林のみならず各官林にその出願を提出したが、次のとおりであった。

| 出願年月日 | 出願事項 |
|---|---|
| 明治三九・六・六 | 落合、鵡川、阿寒、愛別、天塩、斜里、厚岸の国有林を来る四十年以降四十九年迄毎年尺締百二十萬本以内払下げを北海道庁長官に出願 |

| | |
|---|---|
| 三九・九・二〇 | 北海道御料林立木年期払下げを御料局札幌支庁に提出し、白老、千歳の御料林を毎年八萬尺締の払下げを契約す |
| 四〇・六・一九 | 工場位置変更から先に提出した国有林払下願の変更を出願し、胆振国鵡川官林エゾ松、トド松四百万尺締、日高国沙流官林エゾ松、トド松百萬尺締、釧路国琵琶村エゾ松、トド松五十萬尺締、伐採期間自四十一年至五十年十ケ年を道庁長官に出願す |
| 四〇・一〇・一五 | 国有林払下げ出願に対し、道庁長官より鵡川、沙流、厚岸の各官林一ケ年総尺〆三十七萬尺を契約す |
| 四〇・一一・一五 | 苫小牧演習林立木払下願を帝国大学農科大学長に提出し、翌十六日許可 |

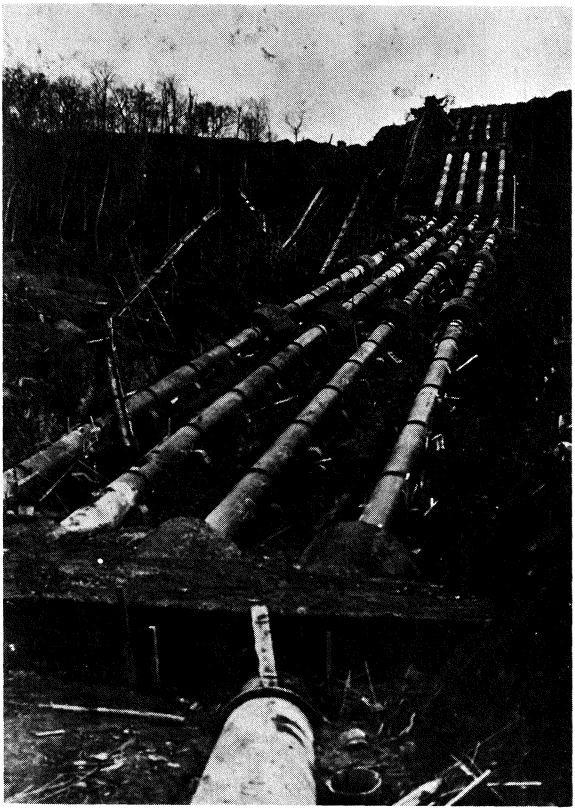
（『王子製紙社事要録』第一巻より作成）

こうして、王子製紙は苫小牧川漁業権など一部を残し、明治四十年三月までに土地取得、買収、各種出願を終え、同四十年五月よりいよいよ工場建設に着手することになった。

**発電所と苫小牧工場の建設**　明治三十九年夏ころから発電所工事で使う資材、道具や風呂釜をはじめとする日常品などが苫小牧駅に到着し、これらは小保方運送店によって湖畔まで運ばれた。そして、翌四十年五月には苫小牧工場建設の手始めとして、千歳川水路工事から着手し、苫小牧・発電所間には馬車が自由に通れる林道がつけられこの水路工事に従事する人夫の食料品、その他軽資材を二輪荷馬車でオテーネの山道を通って運んでいた。しかし、工事が進むにつれ運搬資材も多くなったため、苫小牧駅西側に室蘭線とほぼ平行に馬車軌道を敷設することになった。密林の立木伐採、橋梁建設の基礎工事を同四十年中に完了、次いで苫小牧・鳥柵舞間（本線）、苫小牧工場・苫小牧海岸採砂線（海岸線）、それに連絡線、坊主山線の計四本の軌道を同四十一年四月までに敷設した。この軌道は工場建設を円滑に進捗させるために必要欠くべからざるものとなって、工場建設地を中心に馬、人力によって縦横無尽に活用さ

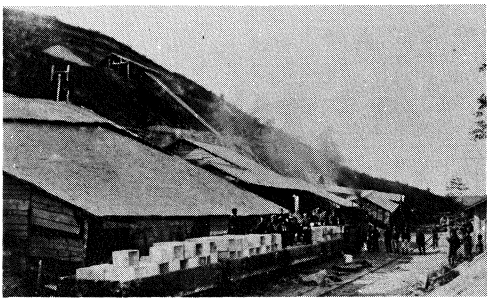
れたのである。

さらに発電所工事が進むと、この工事に要する砂利、砂、セメント、火山灰、石材、用材、機械類等の運搬が増え、今までの単線による馬車軌道では初期の目的は到底達し得なくなった。そのうえ馬借上による賃金も多額に達していたので、今まで使用していた二トントロ馬車を廃止して、軽便鉄道に変更して積載量の増大を図ることになった。軽便鉄道は同四十一年八月十四日より運転開始となった(9)。



千歳発電所建設工事（明治41年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

発電所の土木工事は大倉組の請負で札幌の阿部組が下請を行ったが、堰堤、水路、水槽と進んだが、水路は約三、六〇〇メートルと当時としては日本最長で、これに使用するセメントもばく大な量となったため、セメント節約のため坊主山の火山灰を混入させ、砂利代用に岩石を打砕いて使用するなどその苦心も大きかった。堰堤はナツソウ滝の真上に作り、水路三、六〇〇メートルのうち、七二〇メートルは隧道、他は暗渠となり、水槽は発電所の真上に作られた。落差は一二六メートル、



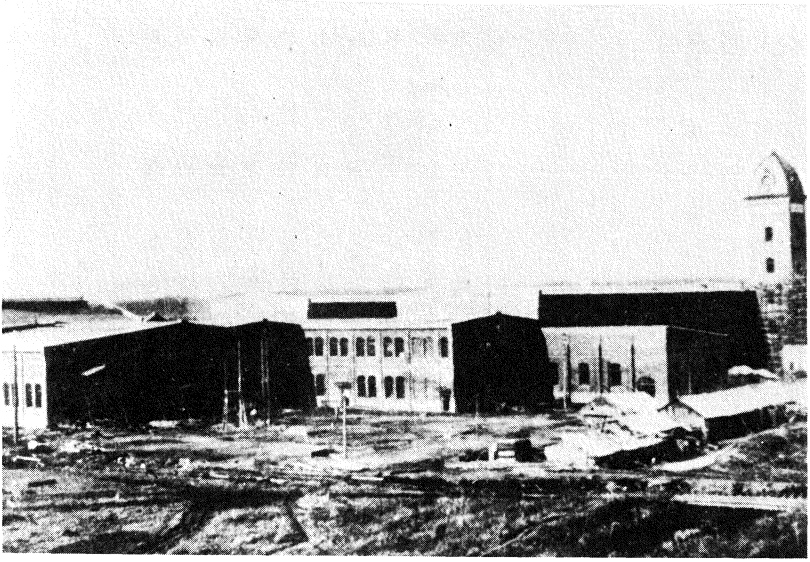
坊主山の火山灰採取場（明治40年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

取水量は常時四〇〇個最大六〇〇個をなし、二、五〇〇キロの発電機四台、一万キロワットの水力発電所は技術者のガンを克服して同四十二年十一月竣工し、翌四十三年六月には送電工事も完了したのである。

この工事には多くの人夫が使役されたが、当時のことゆえ冬でもハダカ、ハダシで行われたほどで、いわゆるタコ部屋で、人夫の酷使は相当のものがあったから、死亡する者もあったし、辛くて工事現場から逃げだす者もあって、これに同情し脱走人夫をかくまう民家もあったといわれる。荒くれ者の現場だけにけんかも絶えず、ある時は共に死ぬまでなぐり合い、二人の遺体が苫小牧の寺に運ばれたこともあったし、(10) この工事に関係した苫小牧の運送店、商店などはしばしば因縁をつけられその収拾に大わらわであった。

当初の予定では、工場は明治四十一年末に完成させる計画であったが、工事は遅れる一方で四十年末には注文済みの機械代金、工事請負金ですでに四〇〇万円を超え工場は一棟もできない状態であった。

三井に提出した計画では一部鉄筋、レンガ建てとした木造建てが主体であったが、これが本計画ではすべて鉄筋、レンガ建てとなったため実際には八〇〇万円程度を要するものであった。このことについて鈴木専務は「当初から四百万円では出来ぬことは分り切っている。しかし初めから多額の出資を求めると三井家幹部が驚いて、折角の事業も出来なくなると思った。そこで自分は特別の小計画として出したもので、実際には七、八百万円はかかる」(11) と工事渋滞を必配する朝吹会長に語った。



建設中の苫小牧工場（明治42年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

この工事の遅れに対し、三井幹部で協議され前山久吉を王子製紙の重役として苫小牧工場建設一切の責任をおわせることにした、前山は苫小牧工場建設に関するすべての権限を与えてくれることなど三点を条件にこの大任を引き受けた。

明治四十一年二月北海道に渡った前山は風雪をついて視察調査をなし、修正予算を作成し本格的な工場建設に着手することになり、同年四月には工場新築工事を札幌の阿部久四郎が請負い、大倉組の大倉粂馬が連帯保証人となった。

しかしながら、工場建設には材料不足と寒波、そして火山爆発などがあってなおも困難を極めたが、明治四十三年八月中旬から抄紙機の運転を開始するに至ったのである。

苫小牧工場の最も特色とするところは抄幅一四二インチの抄紙機二台を設置したことであり、これは当時アメリカでも最大最新式といわれたもので、日本では初めてのものであった。製紙工場における設備の基本は抄紙機

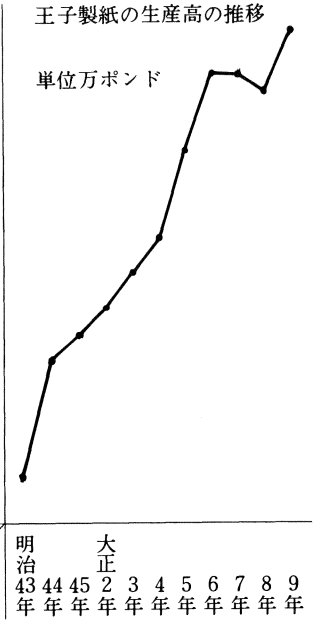
## 苫小牧工場建設予算と決算

| 科目 | 予算額 | 決算額 | 差引過不足額（△不足） |
|---|---|---|---|
| 地所費 | 五七、四〇一円 | 六二 | △三六、七三 |
| 建物費 | 一、五六、三七 | 一、四四七、〇九七 | 八六、二五八 | 二〇 |
| 機械費 | 二、一七六、二五九 | 二、四二四、八三三 | △一八八、五九三 | 二四 |
| 電気費 | 一、三五、八三一 | 一、三〇一、四五五 | 二四、三九七 | 三 |
| 鉄道費 | 一八六、〇五五 | 二六四、九三三 | △六六、八五八 | 四 |
| 水路費 | 四七 | 八七 | 六七、一八六 | 九 |
| 防火装置費 | 三〇、七五二 | 三〇、七五二 | 〇 | 一 |
| 備品その他設備費 | 一五七、八四八 | 一五、八三五 | 一四一、一三 | 三 |
| 山方事業費並運転資金 | 九〇、〇五八 | 九〇、〇五八 | 〇 | 一 |
| 合計 | 七、八五六、九五 | 七、八四二、二四五 | 三、七一〇 | 六 |

## 建設当時の苫小牧の物価

| 品物 | 数量 | 価格 |
|---|---|---|
| 白米 | 一俵 | 七～八円 |
| 正油 | 二斗樽 | 一円五〇銭 |
| うどん | 一杯 | 五～一〇銭 |
| 料理屋外酒 | 一本 | 八～一〇銭 |
| コンビーフ | 一個 | 一円 |
| 遊廓 | 一夜 | 二円五〇銭 |

（『苫小牧工場建設の思い出』昭和二十四年）




であって、幅が広く速度の速い抄紙機ほど生産も高く、生産費をも低減させるのである。苫小牧工場はこうした近代工場の原理にかなうものであり、この大型抄紙機運転のためヘンリー・B・ワズウォースという抄紙工をアメリカから招へいしてその指導にあたらせた。

王子製紙苫小牧工場は、明治四十三年九月から本格的な生産を開始し、同年の生産高は二、一八一万ポンドであったが、翌年には六、七四〇万ポンドと増加、大正三年には一万ポンドを超え、同九年には二万ポンドを超え

るというように年々増産を行いわが国における製紙業を独占するに至ったのである。そして、その後における王子製紙と苫小牧の諸問題については各編において述べたとおりである。

**砂利**　王子製紙苫小牧工場や千歳発電所建設の基礎や鉄筋に使う砂利は、はじめは日本で初めて輸入したストひろい　ーン・クラッシャーという機械で岩石を打ち砕き、これを砂利代用にしようとしていたが、機械操作の不慣れのため故障、修理の連続で、工事は遅れる一方であった。このため白老、栗山方面から坪二〇円の砂利を購入して急場をしのいでいたが、コストが高く採算があわなかった。そこで苫小牧川の川底にある砂利を採取してはどうかということになり、さっそく試みられたが、この時は冬期間にはいる時で、時にはマイナス一〇度にも下って、その作業は容易なことでない、それに火山灰が多く、これを選別しながら採取するのは大変なことであり、二重の手間がかかって予算内の坪一四円以内での採集はできなかった。

千歳発電所・苫小牧工場使用砂利

| 採取場所 | 数量 | % | 買入年月 |
|---|---|---|---|
| | 立坪 | | |
| 札幌 | 一〇〇・〇〇 | 三・七 | 明治四四年　月買入 |
| 白老 | 三八〇・〇八 | 一四・〇 | 四四年　月～一二月買入 |
| 栗山 | 三五九・〇八 | 一三・三 | 四四年　月～一二月買入 |
| 苫小牧川尻 | 七三一・八六 | 二六・六 | 四四年　月～四五年二月買入 |
| 苫小牧川尻 | 二四二・九九 | 九・〇 | 四四年　月～四五年三月買入 |
| 苫小牧海岸 | 九〇四・一三 | 三三・四 | 四四年一〇月～四五年二月買入 |
| 合計 | 二、七九二・一三 | 一〇〇・〇 | |

※　このうち苫小牧工場分は一、〇〇〇立坪
（『苫小牧工場建設当時の思い出』昭和二十四年）

そのうちに苫小牧一帯の沿岸は砂浜であり、その中に砂利がかなり含まれていることに気づいたある請負人は、冬の間は海が荒れてほとんど漁がなく、多くの漁夫やその家族は何もすることがないという状態を利用し、これらの人びとに一粒一粒拾わせることにした。リンゴ箱に一杯集めることは女・子供でも一日かかれば集められる。これを一箱八銭から一〇銭で買ってもらうと家族の多いところでは一日三

○銭ぐらいの日当が入った。ただ休んでいるよりはということで、砂利拾いをする者が増え出し、一日に一立方坪ぐらいたまった。暴風雨の後には一軒で一円三〇銭以上のかせぎになることもあり、付近の漁師とはいわず各層の人びともこれに加わり、多い月には八〇立方坪の採集ができるようになった。そのうち競争する者が出てきて、坪一〇円まで値下げになり、予定価格よりはるかに安い砂利を得たのである。こうして苫小牧海岸から集められた砂利は、全工事に要した砂利の三三・四%を占めるものであった。

**工場建設時の請負業者と人夫**

王子製紙苫小牧工場の三分の一は苫小牧住民の一粒一粒拾った、苫小牧沿岸の砂利によって建てられたのである。

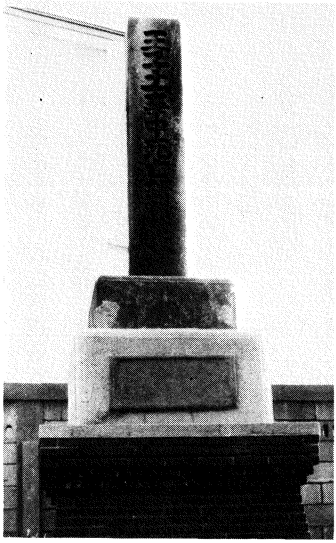
王子工場の新設工事のうち千歳発電所土木工事は東京の大倉組、工場新築工事は札幌の阿部組が代表請負となったが、この二組がお互いに協力して双方の工事に関係した。さらに、この下には数組の下請け、特殊工事の下請けがあって。最盛期には一、〇〇〇名を超す人夫の出入りがあった。苫小牧村はこれらの人夫の流入によって、酒屋、小料理屋、遊郭などは大繁盛し、バクチ、けんかも絶えなく、漁期中の漁場を除いては静閑な村も活気に満ちるとともに、一面恐怖の村でもあった。

当時の土方渡世は理屈では納得(なっとく)できないという荒くれ者で、けんかをすれば殺すまでいためつけるということで、地元の者が手違いでもするものなら、ちっとやそっとでおさまらない。多額の落とし前をとられ、責任者を立てて正式に詫びを入れなければおさまらなかった。当時の人夫の様子について小保方卯市は「千歳発電所工事の材料運搬をやっていたところ、或る日札幌阿部組の輩下で、発電所工事の下請をしていた幕田組から工事現場へ鮮魚の運搬を依頼されたが、どうした勘違いか（小保方組の）人夫の連中が、この鮮魚を喰ってしまった。さあ、そうなると幕田組の荒くれ連中の虫はおさまらない。森さんという幕田組の小頭が店に来て、始末をつけろとカンカンに怒ってしまった。私は輩下の人夫の非を詫びたが、何としても了解してくれないので、改めて明日、当方から詫びに出掛けるから

とようやく怒りを抑えさせ、翌日私は二斗樽一本を持って幕田組へ行き、非行を謝したところ、先方もようやく納得して事なきを得た。[12]」さらにまた、小保方組の人夫を供給したところ、人夫賃を支払わないので、怒った小保方組の小頭が相手を煙草盆でなぐってしまった。この時は人夫は警察に持ち込み、人夫賃はもらえず、逆に五〇〇円という大金をとられたこともあった。

発電所の土木工事は二九万円余をもって大倉組に落札したが、これは阿部組の下請け、阿部組はさらに幕田組、梅沢組など数組に分担して着業したが、その人夫数も延数一、〇〇〇人を数えた。

人夫の多くは大倉組を窓口とし本州各地から集められ人跡不入の地に送り込み、数十棟の仮小屋に住ませ、担当組の厳重な監視のもと、蚊虻と闘いながら荊棘を伐り、下身を水に埋めて水門を築き、山丘を切崩して埠堤を築し、岩石を開さくして隧道を造り、丘陵渓谷を化して水管路を造った。この作業は機械力の乏しい時であり、人夫の罷弱もはなはだしく、死亡する者もあったという。



王子工事中死亡諸霊塔（明治42年12月15日建立）〔中央院境内〕

苫小牧工場は阿部組の請負で、この下には一〇数組が下請けとして入った。王子工場は苫小牧ではじめての鉄筋コンクリート建ての建物であり、この工事においても幾多の苦労、困難があり、多くのトビ職が入ったが、高層の建物から落下したり、機械事故もあって、多くの死亡者を出しての完成であった。

阿部久四郎は、明治四十二年十一月全工事が完成すると、工事中に死亡した犠牲者のため、元町の曹洞宗中央

院境内に『王子工事中死亡諸霊塔』を建立してその冥福を祈った。

注　(1)『王子製紙』昭和三十八年　現代企業研究会
(2)(3)『王子製紙社史』―第二巻　昭和三十二年　王子製紙株式会社
(4)『目でみる苫小牧の百年』昭和四十八年　苫小牧市
(5)『小保方卯市翁の回顧』昭和二十八年　小保方卯市翁伝記刊行会
(6)(2)に同じ
(7)(4)に同じ
(8)『真宗寺朝倉住職に聞く』昭和四十九年「機関誌苫小牧市史編さんNo.8」苫小牧市史編さん室
(9)堀江敏夫『苫小牧地方鉄道史』昭和四十三年　苫小牧地方史研究会
(10)(8)に同じ
(11)(2)に同じ
(12)(5)に同じ

## 四　確立した苫小牧の工業と諸工場の概況

**苫小牧の工業の特殊性**　明治の終りから大正にかけて王子製紙を中核としながら、苫小牧の工業は飛躍的な発展をとげ、産業生産面においてもこれまでの漁業など一次産業本位から急激に工産へと移行し、大正六年における産業生産高においては、工産が一、二三九万円で九〇・七%、林産が一〇一万円で七・四%、水産が一九万円で一・四%、農産が四万円で〇・三%、畜産が三万円の〇・二%という生産額、比率で、もはや漁業本位たらしむる要素はどこにも感じられないものであった。(1)

苫小牧における工業の特殊性は、なんといっても東洋一を誇る巨大な製紙工場にあって、他の産業においても王子製紙を軸としながら付属的、従属的な立場で発展したものがほとんどであった。

次項において述べるが、王子製紙の下請けとして発展した労力請負（人夫仕事）、原料・製品の運搬、工場の小修理などの地場産業が成功を納め、これらの人は常に苫小牧の所得番付において上位を占めていた。

さらにまた、東京資本では王子製紙の余力電力の供給をうけ、周辺地域で発展した木炭と石狩の石灰をもってカーバイトと肥料工業が立地した。王子のパルプ廃液を活用しての王陣（鋳物製造に使用）、染料工業は、王子の廃物を利用した従属工場ともいえるのである。

大量の原木を使用する大工場があれば、当然その余波的作用として、製材、ベニヤなどの木材加工業も発展するが苫小牧においても小規模ながら製材業が発展していた。その他では、文化の発展から印刷工場、鉄工場、変ったところでは苫小牧海岸の砂鉄を利用した製鉄所があった。しかしながらこれらの工場のうち短期間にて閉鎖したところもあり、小工場においては極めて不安定であった。そのほか精米所、水産加工業などの小工場があった。

いずれにせよ苫小牧の工業は王子製紙とその関係企業によって発展してきたといえるものである。

明治末期・大正期に創立された工場一覧表

| 工場名 | 製造品名 | 原動力 | 労役者 職工 | 労役者 その他 | 労役者 計 | 所在地 | 創立年月日 | 工場主 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 王子製紙株式会社苫小牧工場 | 洋紙 | 五〇、六九 | 一、三三 | 四六 | 一、四一九 | 苫小牧町王子町 | 明治四三・九・ | 王子製紙株式会社 |
| 苫小牧電化工業株式会社工場 | 炭化石灰肥料 | 五、四三 | 一四 | 三〇 | 三〇 | 西町 | 四五・ | 苫小牧電化工業㈱ |

| 苫小牧活版所 | 印刷物 | 二分一馬力 | 三 | 九 | 一 | 三 | 苫小牧町栄町 | 明治四一・一一・ | 佐々木善太郎 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 二葉商店活版所 | 〃 | 五 | 九 | 一 | 三 | 九 | 王子町 | 大正二・二・ | 相武吉治郎 |
| 中村組木工場 | 製材 | 一〇 | 四 | 一 | 四 | 四 | 西町 | 三・三・ | 中村捨次郎 |
| 古市木工場 | 〃 | 五 | 四 | 一 | 四 | 四 | 大町 | 三・一・ | 古市弥十郎 |
| 高橋木工場 | 〃 | 一〇 | 六 | 一 | 六 | 六 | 大町 | 三・六・ | 高橋久太郎 |
| 坂木工場 | 〃 | 五 | 三 | 一 | 三 | 六 | 錦町 | 一二・五・ | 坂仁太 |
| カネヤ木工場 | 〃 | 二分一七 | 四 | 一 | 四 | 四 | 大町 | 四・五・ | 田中丑蔵 |
| 末次商会苫小牧工場 | 王陣染料 | 二分一七 | 六 | 一 | 七 | 七 | 西町 | 五・五・ | 末次虎太郎 |
| 吾妻木工場 | 製材 | 五 | 三 | 一 | 三 | 五 | | 六・七・ | 吾妻多次郎 |
| 河合薄板製造所 | ベニヤ | 二 | 二 | 一 | 二 | 二 | | 六・一〇・ | 河合盛槌 |
| 北都製綿布団工場 | 打綿 | 六 | 六 | 一 | 六 | 六 | 表町 | 六・七・ | 合資会社 |
| 五十嵐製綿工場 | 〃 | 一 | 三 | 一 | 三 | 三 | | 五・七・ | 五十嵐鶴松 |
| ベニヤ製造株式会社苫小牧工場 | ベニヤ | 四三 | 二五 | 一 | 二五 | 二五 | | 七・三・ | 藤原興蔵 |
| 佐藤製鉄所 | 洗鉄 | 一〇 | 五 | 一 | 五 | 六 | 本町 | 七・一〇・ | 佐藤菊之助 |
| 今村木工場 | 製材 | 一〇 | 四 | 一 | 四 | 四 | | 八・七・ | 今村政太郎 |
| 岸鉄工場 | 馬車馬橇刃物類 | | 三 | 一 | 三 | 三 | 王子町 | 明治三七・三・ | 岸虎市 |
| 大門鉄工場 | 馬車馬橇 | | 二 | 一 | 二 | 二 | 表町 | 大正五・八・ | 大門市之助 |
| 馬場木工場 | 製材 | | 一六 | 一 | 一六 | 一六 | 本町 | 八・七・ | 馬場惣次郎 |
| 黒津木工場 | 〃 | | 一八 | 一 | 一八 | 一八 | 緑町 | 一一・一一・ | 黒津静 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 内海木工場 | 機械修繕刃物類 | 七 | 一 | 七 | 錦町 | 大正二・五・ | 内海菊之助 |
| 石橋木工場 | 建築用材 | 三 | 一 | 三 | 西町 | 一三・一・ | 石橋治三郎 |
| 近藤製縄工場 | 製縄 | 二 | 一 | 二 | 栄町 | 一四・一・ | 近藤 |
| 林印刷所 | 印刷物 | 五 | 三 | 一 | 幸町 | 一五・一・ | 林 |

※ 数字大正一〇年現在、それ以後のものは同一五年現在

（『苫小牧町勢一班』各年　苫小牧町）

**王子製紙㈱苫小牧工場**　明治四十三年九月から正式な操業を開始した王子製紙苫小牧工場は、単筒汽機一台、双筒汽機四台、実馬力一、三七〇馬力、職工四〇三名、社員その他一七五名の計五七八名であったが、毎年のように増産、増設を行い、大正六年には一、一八六名の職工と六〇名の社員を数えたのである。大正十一年現在における苫小牧工場の概況は次のとおりであった。

王子製紙株式会社苫小牧工場概況

一、用　地　工場用地五四万六、九〇〇余坪、鉄道敷地五、二〇〇余坪、其の他の附属用地三四二万三、二〇〇余坪

二、建　築　二万三、三七三坪

内　訳

| | | | |
|---|---|---|---|
| 煉瓦及木造 | 九、〇三四坪 | 病　院 | 一一二坪 |
| 附属工場 | 一、一四〇坪 | 養成工教場 | 七五坪 |
| 職員社宅 | 二、七四四坪（一四〇戸） | 娯楽部 | 二七九坪 |

職員合宿所　一二五坪（一棟）　娯楽場　四〇九坪
職工社宅　六、六八坪（六二四戸）　消費組合　一三四坪
職工合宿所　六四五坪（九棟）　その他　一、五二五坪
浴場三カ所　一六坪

三、従業員　社員四六名、職工一、三七三名、計一、四一九名

四、年間生産高　一億七、〇〇〇万ポンド
新聞用紙　一億四、六〇〇万ポンド、印刷紙一、九〇〇万ポンド、包紙五〇〇万ポンド

五、機械
汽罐室・三三〇馬力宮本式一一台、五五〇馬力バブコック式八台
汽機室・七六〇馬力一台、七〇〇馬力一台、四三二馬力二台、一六二馬力一台、一六〇馬力一台
調木室・大丸鋸二台、削鉋機九台
斉木室・斉木機三四台
蒸解室・蒸解釜（一面約六トン半）四基、同（一〇トン）一基
製薬室・製薬槽　五組
調成室・調成機　二八台
抄紙室・抄紙機網巾一四二インチ速度六〇〇フィート二台、同一四二インチ同六五〇フィート一台、同一四二インチ同七五〇フィート一台、同一〇〇インチ同五〇〇フィート一台、同一〇〇インチ同四五〇フィート一台、同九八インチ同四五〇フィート一台、同九八インチ同四〇〇フィート一台、同七八インチ同二〇〇フィート一台、計九台
仕上室・断截機三台

六、鉄道　王子軽便鉄道（山線）、苫小牧軽便鉄道（浜線）五〇マイル余

七、電　気　千歳第一発電所一万五、〇〇〇キロワット、同第二発電所二、〇〇〇キロワット、同第三発電所二、五〇〇キロワット
同第四発電所二、六〇〇キロワット、尻別第一発電所五、五〇〇キロワット

（『苫小牧町史資料』「王子製紙」）

**苫小牧電化工業株式会社**　苫小牧電化工業株式会社は、明治四十五年王子製紙の余力電力を利用し、藤山常一の個人経営として同年五月には三、五〇〇キロの電力供給契約を締結して北海カーバイト工場として王子工場隣地に設立された。

同年八月には王子より電力の送電をうけ炭化石灰（カーバイト）などの生産を開始した。元来炭化石灰は石灰と石炭（コークス）を化合させた炭化カルシウムであるが、藤山の製造法は石炭を木炭に変えるという独特の特許を得たもので、石狩国鹿越の石灰と早来を中心とする室蘭沿線各地の木炭を原料とし、それに王子の電力によって製造したから、立地としても極めて有利なものであった。

このため、同工場の事業成績も極めて良好であった。そこで、大正四年八月には資本金を五〇〇万円に増額し、電気化学工業株式会社苫小牧工場と株式組織に改め、製品の増産に努め、本州はもとより遠く中国、インド、オーストラリアにも輸出したのである。そして、大正六年には石灰原石二万トン、木炭二四万俵を使用し、これまで最高の六三三万円余の生産額を示し、王子製紙苫小牧工場の生産高の五九五万円を上回るものであった。当時の電気工業株式会社苫小牧工場の概況についてあげれば次のとおりであった。

電気工業株式会社苫小牧工場概況（大正六年）

一、会社資本金　金五〇〇万円（工場資本一〇〇万円）

二、従業員　役員二六名、職工三五六名

三、電　力　五千馬力

蒸気機関　竪形式不凝縮単汽筒二六馬力、横置式不凝縮単汽筒一八馬力

四、原　料

石灰原石―石狩国鹿越之産一カ年二万トン、価格八万円　木炭―室蘭線沿線各地一カ年二四万俵、二六万円

骨炭―追分札幌方面より一カ年三、六〇〇トン、八万円

五、生産額

炭化石灰六、七八六トン（トン当り三三五円）、石灰窒素八、八九七トン（トン当り三三〇円）、琉酸安母尼亜五、七九四トン（トン当り三五〇円）

※トン当り単位は大正七年一月東京市価による

六、販路及用途

販路　本州、中国、インド、オーストラリア

用途　炭化石灰　熔接用、燈火用、肥料原料

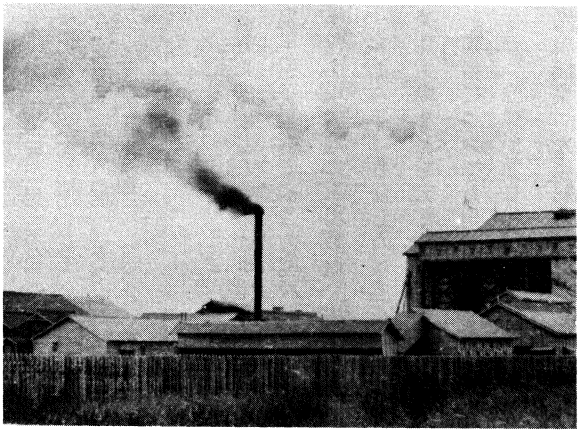
石灰窒素　肥料用

硫酸安母尼亜　肥料用

（『苫小牧町史資料』『町勢一班』大正七年、十年）

しかしながら、大正七年以降事業界の不振に遭遇し、これがわざわいとなり漸次事業縮小が余儀なくされ、特に大正九年の経済不況時には年額総生産額わずか一七三万円にとどまり、その経営も困難となって、同十一年には王子製紙に買収されると同時に、苫小牧電化工業株式会社と改称されたのである。

その後、事業界の回復があって同社の事業も年額一五万円の利益をあげるにいたって、将来において発展拡張が大



北海カーバイト（電化工業）工場（大正７年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

いに期待されたのである。しかしながら、大正十四年になると王子製紙は工場を増設することになり、そのうえ千歳発電所において故障が生じ、この修理回復に相当の日時を要することになり、電化工場への電力配給に余力がなくなり、自社の一部となった電化工場の閉鎖を決定したのである。王子製紙としては電力配給の利害関係からいけば三、五〇〇キロの電力を利用して年額一五万円の利益をみる電化工場よりも、同じ電力を使用して月額利益一二万円、すなわち電化工場の年額利益と月額利益が相匹敵する製紙工場増設に使用する方がはるかに有利と算定したのである。

この工場閉鎖によって社員、職工二二〇名の解職となったが、電化会社としてもそれぞれ就職口の労をとり、七割は王子製紙へ、そのほかは室蘭の製鋼所、製鉄所へ再就職した。だが高齢者については就職できず、日雇労務者となる者もあった。

この工場の閉鎖によって苫小牧町は三、〇〇〇円の税収の減少となり、さらに大きな打撃をうけたのは頼りにしていた室蘭沿線の木炭製造業者であった。

次に製紙、人造肥料、カーバイトなどを中心とする大正年間における苫小牧の生産品をあげれば次のとおりであった。

年次別生産品一覧表

| 年次＼区分 | 製紙 | 炭化石灰 | 石灰窒素 | 硫酸アンモニア | その他製造品 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 大正四年 | 四、七〇六、三〇九 | 五五、六〇〇 | 五六、七八四 | 六四、四六〇 | 三、九七八 | 五、五六、〇五二 |
| 五年 | 四、〇四六、二三〇 | 八六、三〇〇 | 六七、四五六 | 五八、四三〇 | 一〇、五二 | 四、七八八、九二七 |
| 六年 | 五、八四八、五四六 | 一、八四三、五五〇 | 二、四三七、七三〇 | 一、八四三、八〇〇 | 二一、九一九 | 三、三五五、五三五 |
| 七年 | 七、二九一、三四六 | 一、四三一、八一〇 | 一、四八二、四四〇 | 一、七八一、〇四〇 | 三三、一〇〇 | 一〇、八三六、三三六 |
| 八年 | 八、七四七、四四七 | 二、一六三、六〇〇 | 一、七八二、二〇〇 | 八八、七二四 | 四、七八八、九七一 | |
| 九年 | 五、八〇五、六〇〇 | 五六八、八〇〇 | 一、四〇七、七一〇 | 五六八、八〇〇 | 三六、五六二 | 七、六三二、五八六 |
| 一〇年 | 三、三七七、五六二 | 七〇〇、八五〇 | 一、〇七二、六四〇 | 一、八六八、〇八〇 | 三九、一〇五五 | 一六、七八〇、二七七 |

（『苫小牧町勢一班』各年より作成）

**末次商会**　末次商会苫小牧工場は大正五年**苫小牧工場**　五月東京の末次虎太郎によって創立され、工場は当初、王子裏門真向かいの北海カーバイト工場南側にあって、工場と事務所が一緒になった一棟だけであった。

当時、わが国では鋳物の中子砂を固めるのに、亜麻仁油（亜麻の種子から搾った油）を使用していたが、これはすべて中国から輸入していたものであった。それで、末次虎太郎はこの油の代わりとなるものの研究を重ねていたが、パルプ廃液を適宜に濃縮したものが非常に成績のよいことが分かった。末次は王子製紙にこのパルプ廃液使用を申し出たところ、先年王子製紙ではこの廃液問題で漁民とのいざこざがあっただけに、この廃液を利用できることを大いに歓迎し、苫小牧工場隣地に工場敷地を提供し、ここに末次商会苫小牧工場の設立となったのである。

大正六年に赴任した足立正は、この製品に対し、『王陣』（OJIN）と名付け、一時は九州戸畑鋳物工場、東京品川白煉瓦工場などで広く利用された。(2)

染料についても当時はドイツより輸入していたが、欧州戦争のため染料が全く入って来なくなり、どうしても国内生産が必要となった。そこで末次は、当時東京で薬剤師の資格を持った歯科医の湯口秀吉（大正十二年駅通りで歯科医院開業）が染料の研究をしていることを知り、王子の廃液を利用して染料を作ってみないかと苫小牧行きを勧誘し

湯口を染料工場長として迎えたのである。

大正五年の夏苫小牧に赴任した湯口は、王子の廃液に硫化ソーダと硫黄で処理した染料を製造したが、この製造過程でものすごい悪臭が出て、付近のカーバイト工場住宅民や近辺の住民の迷惑となった。そこで、市街地から離れた有珠の沢（現山なみ学園東隣付近）に新工場を建設してこの処理過程を行うことにしたのである。

新工場の建設は同年秋にはじめられたが、道路もないところだったので、湿地帯に土盛りをし、側溝を掘って道路とし、大正五年十二月に染料の生産を開始した。この工場の設計にあたっては湯口の考案による悪臭排出を赤レンガを使った煙筒構造にとり入れられたものであった。(3)

末次商会苫小牧工場は、王子の廃液を利用して王陣、染料の製造を行い、一時は二五名の社員、職工を擁し、王陣二四石、染料八万斤を製造したが、工場の概要については次のとおりである。

末次商会苫小牧工場概況（大正六年）

一、従業員　社員六名、職工一七名

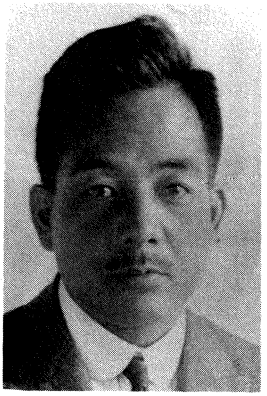
二、給料・賃金　社員平均三三円、職工男六五銭、女三二銭、小人二八銭

三、原動力　コルニッシュ形ボイラー三・五〇馬力二相交流電動機七・五〇馬力

四、原料　王陣・王子廃液
染料・王子廃液、硫化ソーダ、硫黄

五、製品　王陣・年生産高二四〇石　価格一石平均二〇円
染料・年生産高八三、〇〇〇斤　価格一〇〇斤平均五〇円

六、製造機関　王陣・原液槽、蒸発窯、製品槽
染料・反応槽、塗渣槽、分解槽、洗滌池



末次工場長　湯口秀吉
（大正14年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

・圧搾機、乾燥室、粉砕器、混和機

七、販　路　国内一般

（『苫小牧町史資料』『苫小牧町勢一班』大正七年）

しかしながら、国内経済が安定の方向に向かうと染料の需用が減少し、二年あまりで製造を中止してしまった。湯口工場長も大正十二年には歯科医院を開業し、その後は国内や道内各地の白粘土を集めて硫酸礬土の製造と一部王陣の生産を続けたが、職工も一五名前後であった。

**ベニヤ製造株式会社苫小牧工場**　本工場は大正六年十二月十四日、東京柳島に本社を持つ藤原興蔵によって創立されたが、藤原は当地方の濶葉樹に着目し、これを一たん蒸気でむした後薄くさいて乾燥し、これを縦横に張り合わせベニヤとした。これは建築器具に広く用いられたほか、インド南洋方面に輸出され茶箱、ゴム入箱などにも使用された。

ベニヤ製造株式会社苫小牧工場（大正七年）

一、資本金　一〇〇万円

二、従業員　二五名

三、原動力　四三馬力

四、製　品　ベニヤ薄板、ベニヤ箱材

五、工場設備　原料木材蒸場、剝板部、乾燥部、鋸部鉋部

六、生産高　一カ年木材使用高五万石

七、使用材料及製法

主トシテ濶葉樹ナリ、針葉樹ヨリモ堅牢ニシテ且木目モ美麗ナルヲ以テ嗜好セラルルモ、一枚板ヲ使用スル時ハ材木ノ性質

上反撓力強ク狂ヒヲ生ジ易キヲ以テ使用上困難ナリ、ベニヤ板ハ右缺点ヲ防グタメ濶葉樹ヲ一度蒸気ニテ蒸シタル上薄ク剝ギ板トシテ乾燥シ夫レヲ縦横ニ張リ合セテ材木ノ硬度ヲ調節シテ狂ヲ生ゼザラシムルノ利益アリ、又一方追々減少シ行ク材木ヲ最モ経済的ニ使用スルモノナリ、薄クシテ一枚板ノ厚キモノハ代用ヲナスヲ以テ輸送其他ニモ便ナリ

八、使用向

建築器具等ニ広ク用ヒラレ又一方印度南洋ニテ茶函ゴム入箱ニ使用シ居レリ

（『苫小牧町史資料』「苫小牧郷土誌」）

工場長として東京ベニヤの一ノ原孝俊が赴任し、この工場も一時は職工、その他で二五名を数え、年五万石の濶葉樹を使用したほどであった。しかしながら、大正七年に不幸にして火災にて焼失し、その再建はならなかった。なお、工場長の一ノ原は苫小牧にとどまり『文栄堂』という書籍専門店を開業した。

注（1）『町勢一班』大正七年　苫小牧町

（2）『王子製紙社史』第二巻　昭和三十二年　王子製紙株式会社

（3）『とまこまい昔がたり』昭和四十八年「広報とまこまい」苫小牧市

## 五　王子の下請業者と人夫たち

**下請業者の性格**　王子製紙の操業後、苫小牧には変った名の業種が出現した。それは『労力請負業』『労務請負業』『労働者供給事業』という沢山の人夫を集め、その労力をもって原木の整理・運搬、石炭の取り卸し・運搬、発送製紙の積み込などを行うものであった。

これらは王子製紙が紙を作るための準備作業と後始末ともいうべき仕事であったが、すべて下請けによる人夫作業によって行われたのである。

王子製紙に入った下請けの元締には二つの系列があって、その一つは小保方組で運搬全般・整理を受け持ち、他の一つは王子の機械小修理、土木建築などを受け持った中村組であった。これらの下請業者は王子工場建設時からの関係で、小保方はすでに苫小牧駅前にて運送店を経営していたので、千歳発電所への日用品、食料品、資材などの運搬にあたったが、明治三十九年九月には『王子製紙株式会社苫小牧工場建設資材運送指定人』となった。

建設当時からの小保方卯市の献身的な努力が認められ、操業後にはでき上がった洋紙の運搬作業、原木・石炭の積み卸し作業の専属業者となった。その後、小保方は村・町会議員、道会議員、消防組頭、各運送・交通事業の重役・組合長などの要職につき、文字通り苫小牧の代表人物となり、昭和二十八年八月には苫小牧市名誉市民第一号に叙せられた。

一方、中村組の中村捨次郎は政治活動、組合活動、公共事業を表面的に行う人ではなかったが、毎年盆、正月には宗派をとわず米一俵と金銭を各お寺に届けたり、自費をもって橋をかけてやったりした。いわゆる親方肌の人であった。

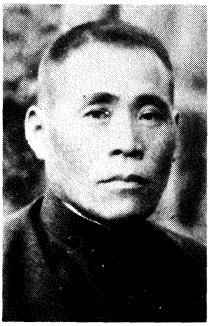
中村組は王子工場の建設時に土木建築の下請業者として入り、当時は兄中村友治郎の請負であったが、操業後には弟捨次郎がこれに代り、王子工場内の下請作業を行う一方、木工場の経営、各種建築事業を行っていた。中村組において最も特記すべきことは、当時王子は廃液問題で漁民とのごたつきがあったが、大正七年苫小牧沿岸の漁場を六〇%所有していた漁場親方がこれを手放すのを機会として自ら漁業経営に乗り出し、この漁場の漁業権を譲り受けたことであった。これは王子製紙に対する側面的援助でもあったのである。

中村捨次郎は苫小牧きっての多額納税者であり、漁業経営、さらに千歳鉱山の鉱石を運搬するなど他方面においても活躍した。

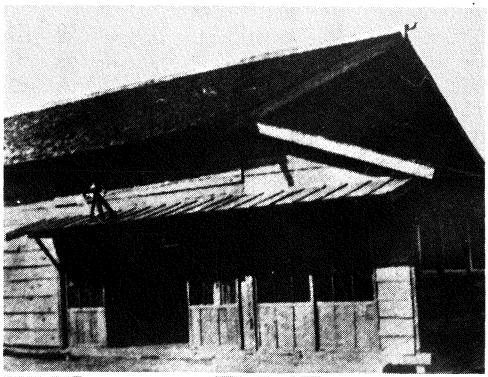
こうした二大請負業者の下には、丸太・石炭の積み卸しをした竹本組、山本組、土木建築では高橋組などがあり、これらが『労力請負業』との看板をあげていたのである。



竹本組々長
竹本吉太郎



山本組々長
山本由松






上　竹本組事務所（大正４年）　下　人夫の宴会場にあてられた渡辺待合（昭和50年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

王子製紙の下請業者は、主人王子に対して実に忠実であり、献身的な努力を払ってきた。そして、常に陰となり陽となって王子製紙をバックアップし、ある時は犠牲的な精神をもって王子に仕えてきたのである。このように、王子の下請業者は苫小牧工場の操業以来、地味な仕事を受け持ち、王子の発展をささえてきたのである。(1)

次に、王子製紙が下請けをもって行った作業をその順序にしたがって記すと、①山での伐採、流送、②軽便鉄道、国鉄などで運ばれた原木の整理・運搬、③でき上がった紙を工場から貨車への運搬であり、このほか石炭運搬、各種工場内外の請負などであった。

**山子と流送人**　鵡川、沙流川一帯は製紙用原木の豊富なところであったから、王子製紙は当初から北海道庁長官と年期払下契約を結び、これを苫小牧の土場に運んでいた。これは王子山林部の仕事であったが、伐採、流送については数人の現場監督のもと、内地出稼人による請負作業として行われた。

山子と呼ばれるきこりなどは南部（岩手県および下北半島一帯）の人が多かった。また、切出した原木は川を利用して流したが、これにあたる流送は越中富山の人であった。

十一月にはいって雪が降り出すとこれらの人びとは胆振・日高にまたがる山奥の飯場に集まって来たが、山子は数組あって組頭以下二〇名前後が一組であったし、流送の方は庄屋以下三〇人ほどで二組が普通であった。これらはその組によって一定の区域を受け持った。

山子、流送人は数人の王子山林部の監督者とともに山の飯場で共同生活したが、当時の飯場は冬で寒い時期であったから寝る時も火がたかれた。この炉は細長く飯場の両端にのびていて炉一杯に火をたき、人夫たちはこの火をはさんで両方にわかれ、ずらりと並んで寝ていた。

火をたいているため、その煙でけむいものだから、屋根の部分を段違いにしてあけ、ここから煙を外に出していた。だから雪の降る夜は顔の上にぱらぱら雪が落ちてきた。それでも寒いなんていう人は一人もいなかった。

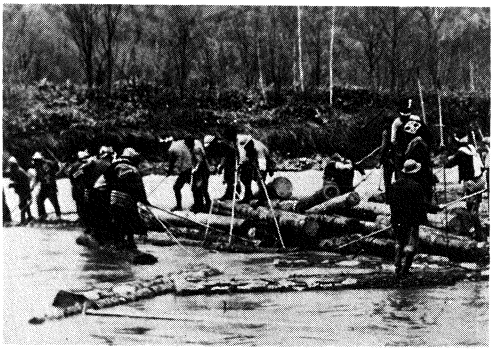
東の空に日が昇りはじめると、人夫たちはいっせいに起き、朝食をとり、直ちに山にはいった。木を切る者、道をつける者などに分かれ、それぞれ分担された仕事をした。流送の方は雪どけにならなければ本来の仕事がないので、それぞれの仕事を手伝った。

当時は機械力がなかったので、木の伐採はすべてノコギリとオノによって行われたが、南部の響きのよい木挽唄とオノの音がこだました。道をつける者、切った原木を運ぶ者も一緒になり、土入れという流送まで原木を置く場所を

つくった。

一方、監督の方はきこりがあまり根元の方から切ると倒れる時にこわいので、少し上の方から切ることがある。こうすると大きな木では石数のうえで大きな差がでる。また、切った木を運ぶ者がうっかり残すことがあるが、新しい雪が降るとこれがわからなくなる。こうしたことをツマゴに毛布でくるんで足を入れ、毛布のズボンをはいて沢を上ったり下ったりして見回って歩いた。

雪どけをまって原木の流送がはじまる。この仕事は越中富山の流送人の独壇場であった。この人たちは黒部川の渓谷で鍛えた人たちであったから、流送には非常に熟練していた。彼らは根本三〇センチ、



原木の輸送風景（大正15年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕





上　流送人、下　鵡川河口にたまった原木
（大正13年）〔中山長太郎氏蔵〕

先二〇センチ、長さ四メートルくらいの丸太一本と竹製の四メートルほどのトビ一本を持つとどこへでも行くことができた。

彼らは丸太の根元から三分の一くらいのところに乗り、へ先というべき細い方を水面に出して、半分以下は水の中に沈んでいるから、彼らの足元は常に二、三〇センチは水面下にあった。そして、障害物、激流などにあうと、自ら足で丸太を回し、カジをとり、安定をとりながら進んだ。

雪どけの三月になると、川端の土入れに置いてあった原木を川に入れてどんどん流した。ここでの流送は相当山奥であり、川幅もないのですべてばら流しであった。これを一本の丸太と竹製のトビで整理し、順序よく流していくがたまたま何かの関係で原木がつまり一カ所で五、六〇本もたまることがあった。すると流送人がつまった木のところに渡ってきて、つまった原因となった原木の一本をただちにみつけ、トビでこれをはずした。するとまたたくまに原木は流れ出す。流送人は流れている原木に次から次へと飛び移り、元の所に戻った。

このように流送の仕事には危険がともなうものであり、春先三月雪どけとはいえ、山奥なので氷もまだ残っているという時期からひざ下を水中にしずめての仕事は大変なことであった。だから、流送の賃金は一日一円七〇銭と当時としては相当の高額なものであった。(2)

河口近くには綱羽(あば)をはって、ここで原木をとめ陸揚げされたが、山子、流送人の仕事はここまでであった。

流送は六月ないし七月には終わり、それぞれの故郷へ帰ったが、この時持ち帰る賃金は一人二〇〇円から多い人では三〇〇円にもなった。そして、十一月には再び組頭、庄屋の率いる同じ顔ぶれの人びとが飯場に集まり他の組との再会を喜んだのである。(3)

**よいとまけ**　王子製紙が操業を開始すると苫小牧の職業構成に大きな変化があった。そして、今までなかった新しい職業が次つぎに誕生していった。特に、王子製紙は運搬関係の仕事を当初から下請作業として行っていたから、原木整理、石炭運搬、紙の積み込みなどに大勢の人夫が働いていた。これらの人びとはいわゆるデメン取りであったから、生活は決して楽なものではなかった。

鵡川・沙流川上流一帯、支笏湖周辺などから切り出された原木は、軽便鉄道によって苫小牧の土場に運ばれたが、当時、王子の土場は苫小牧に三カ所あって、旧リンク周辺を第一土場、駅前周辺を第二土場、娯楽場裏から東高校にかけた一帯を第三土場と呼んでいた。これらの土場には何時も数一〇万石の原木が置いていて、自家線の軽便鉄道はもちろん、国鉄線でも毎日三、四〇石の入車があった。

この土場に運ばれてきた原木は一定の場所でおろされたが、これをきちんと積み重ねる仕事があった。これを当時『よいとまけ』と呼んでいた。

この仕事は丸太の両端にロープをかけ、すでに積み上げてある丸太に上って「よいとまけ」「よいとまけ」と掛け声をかけながら少しずつ上げてきちんと並べ高く積み上げていくのである。このロープを引くのは大抵女の仕事で、音頭をとるのは男で、一方の引きが足りず傾くと「右が負けたぞ、よいとまけ」と気合いの掛け声、すると「そっちに負けるな、よいとまけ」右側の女性が掛け声とともに大きく引き上げ、たえずバランスをとりながらだんだんと引き上げていくのである。よいとまけの女性は小がすりの短い着物、その裾から赤い腰巻をのぞかせ、さらに屋号入りの半天、きゃはん、ゴムたび、白のほっかぶりがユニホームで、中年から未婚の女性に至るまでさまざまであった。しかし、荒仕事をしているせいもあって、威勢のよい女性ばかりであったから、若い男がこの前を通ると「いやあ、いいあんちゃんがきた！」などといってひやかしたから、気の弱い男性は顔を赤くして走り去ったという。(4)



よいとまけ風景　(大正14年)〔苫小牧市史編さん室蔵〕

また、この丸太を工場構内に運ぶのは二トントロ、馬車などで運搬したが、これは男の仕事で、よいとまけとともに竹本組、山本組の労力請負によって行われていた。

ところが、王子製紙は昭和四年に坊主山の麓から東方にかけて広大な貯木場を建設し、ケーブルグレーンを新設し、水路を利用して原木を輸送することになった。このため、今までこれらの丸太作業に従事していた人夫たち二〇〇名（ほとんどが常勤）の大半が失業のうき目に遭わなければならなかった。彼らは朝な夕な空を仰ぎ日々に高く組み建てられていくケーブルグレーンを眺め、なんともいい知れない怨恨哀愁の情を面に浮かべながら、せめてもの慰めに力なき木槌音頭に紛らせつつ、もくもくと作業を続けるのであった。この姿は、機械力の出現による時代の推移とはいえ痛ましいものがあった。

**丸太・石炭人夫と紙の運搬作業**　国鉄苫小牧駅にはいる丸太、石炭取り卸し運搬、発送製紙の積み込みは代表運送店として小保方運送店が一切を請負っていたが、苫小牧駅では到着貨車にかぎって停留時間が限定されていた。だから、その時間内に取り卸しをしなければ、到着貨物取り卸し時間超過料金を支払わなければならなかった。この超過料金は、苫小牧駅では王子製紙に請求して受領するが、その実は小保方運送店に支払う諸料金から差引く、また小保方運送店はその下請業者の請負料から差し引く、さらに下請業者は人夫たちのデメン賃から差し引くのである。(5)

このような超過料金をとられる日は、雨の日や雪の日の天候の悪い仕事のはかどらない日にかぎっていたし、平常の日の数倍も苦労し、やつと貨車の取り卸しを終えても何時もよりデメン賃が少ない。しかし、漁業を捨て、農業を捨てた人夫たちは、朝出かける前に天候を気にしながらも生きるためには、これを覚悟のうえで出かけなければならなかった。損をするのは何時も人夫たちだったのである。

王子製紙の下請けの人夫には、いわゆる常勤といわれた地元に居住する人と、一年を単位として雇う出稼人夫の二種類があった。特に出稼人夫集めには苦労も多く、小保方組をはじめとして、竹本組、山本組の幹部が一緒になって青森、秋田などを中心に毎年人夫集めに出掛けていた。当時の人夫集め、人夫の気性などについて、小保方組の番頭格渡辺広継の夫人で駅前で待合を経営した渡辺ツネは次のように語っている。

人夫は三〇〇人位いました。ここの（小保方宅）裏に竹本さんという人が、小保方さんの下請けをしていた。毎年、うちの主人だとかが青森とか秋田へ行って人夫募集をしていた。連れて来て丸太おろしなどの仕事をさせていたが、おろしたり積んだりだったから大した仕事だったんです。暮れには帰っていったんで、毎年春先に人夫集めがあった。

人夫にはいろいろな人がいました。いいのもあれば、悪いのもある、ごろつきもいる、バクチもする、大げんかもするで大変でした。それで私のところでね、これらの人夫を集めて盆とか暮れに飲ませる場所がなかったんで、大広間を造ったんです。そしたら、街の

人たちは、なんであんな大きな家を造って、どうするんだっていってました。はじめは人夫に飲ませるために造ったんですが、王子会社の会議なんかも開かれるようになりました。この大広間で八〇名収容できた。しかし、人夫の幹部連中を呼んでも八〇名位はいましたが……。当時は、鉄道では時間制限があって、積卸しに遅れると超過料金をとられたので、沢山人夫が必要で、いつもけんかするので、この人たちをおさえていくのは大変でした。

（『機関誌苫小牧市史編さん』－No.7　昭和四十八年「渡辺ツネさんに聞く」）

王子の工場で使用する石炭は夕張、空知の炭田から毎日三〇〇トンが鉄道貨車で到着してきた。この取り卸し作業は平坦線上で行われたため大変な苦労を要したから、丸太人夫より率のよい仕事であった。石炭取り卸し作業には普通一台の貨車に四人の人夫が割り当てられ、貨車から線路両側に落した石炭をさらにトロ車や手車に積み替え運搬したが、この作業は四〇分から一時間を要したので、何かの都合でしばしば停留時間を超過し、人夫たちは損をしなければならなかった。

しかし、この運搬にはかなりの不経済があり、苫小牧駅と王子製紙の話し合いにより、高架線を建設することにした。高架線を建設すれば、鉄製車の内部は山形になっており、両扇を開くことによって石炭は七分どおり自然落下し人夫は二人程度で済むことになる。王子製紙側は労力減少による人夫賃の節約となるし、国鉄側は貨車運用上経済になるというものであった。当初、王紙製紙は建設資金面で高架線建設には難色を示したが、取り卸しによる人夫賃の節減により二年間で償還できる計算ができ、この建設に踏み切ったのである。しかしながら、これにより約半数の人夫たちが職を失うことになった。

でき上がつた紙の輸送作業においても、小保方運送店が請負った。A巻取紙、B巻取紙の新聞紙やその他一般用紙としての平板を荷造室から指定の一五トン有蓋車に積み込む作業で、これらはすべて人力によって行われた。約二〇

人の人夫により限られた短時間に積み込むのは、人夫の労力と技術が最高度に発揮されなければスムーズにはいかず少しでも遅れると鉄道と工場の両方から文句をつけられ、そのはねかえりが人夫たちにきたのである。

このように、人夫たちの仕事は製紙工場の直接生産部門以外を担当し、その裏方となり、縁の下の力もちとなって王子製紙の発展をささえてきたのは多くの人夫たちであった。そして、その初期にはすべてを人力に求められていたので、人夫あっての製紙工場であったといわなければならない。しかし、文明の進歩、時代の変化により人夫たちのあり方も変っていった。

紙の積み込み作業は工場操業以来請負制度によって行われており、小保方運送店―苫小牧通運株式会社―日本通運苫小牧支店―北旺運輸株式会社と引き継がれていった。

この仕事は製造された巻取紙を貨車、トラックまで積み込むものであるが、この巻取紙は長さ一、八〇〇メートルもあって簡単に動かすことのできないものである。これを人夫たちはキリッチョ（カンバスを長さ四〇センチ、幅八センチ、高さ二センチに折ったもの）を使って両手と両膝だけで自由に回転させ、運搬順序に並べコンベアーに乗せるもので、一人前のキリッチョマンになるには三年から五年位かかるといわれている。最近のように機械力の発展した時代でも、人力によらなければできない仕事も沢山ある。人夫たちの仕事もそうしたものに変っていった。(7)

注(1) 堀江敏夫　『苫小牧百年あれこれ』　昭和四十八年　苫小牧民報
(2)(3)『目でみる苫小牧の百年』昭和四十八年　苫小牧市
(4) (1)に同じ
(5)『小保方卯市翁の回顧』昭和二十八年　小保方卯市翁伝記刊行会
(6)(7) 堀江敏夫　『苫小牧地方鉄道史』　昭和四十三年　苫小牧地方史研究会

## 六　昭和初期の工業

**昭和初期の不況と諸工業**

王子製紙苫小牧工場は大正二年九月、一四インチ抄紙機一台を増設したのをはじめとし、毎年のように設備を整備拡充し、同十五年には一一二万石の原木を消費し、二億ポンドの紙生産高を示したのである。

しかしながら、昭和に入るといわゆる昭和初期の経済不況の影響をうけることとなった。王子製紙はその初期には設備の改良と合理化によって何とか切り抜けたが、同六年に至って三〇〇名の職工を解雇したのである。(1)

王子製紙苫小牧工場は、昭和二年一、四一九万円、同三年一、六〇六万円の生産高を示したが、同四年以降次第に減少をはじめ、同六年にはついに一、〇四六万円と三年に比べ六二・五%にしかすぎない生産高で、これは町財政にも大きな影響をおよぼした。

昭和期における工業生産額

| 年次 | 製紙 | 製材 | 木製品 | 化学工業薬品 | 食料品加工品 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 昭和二年 | 一四、一九五、七一六 | 三、九二四 | — | — | — | 二九、一三 | 一四、二五八、八三 |
| 三年 | 一六、〇六六、一〇七 | 二六、五六六 | — | — | — | 三三、八〇三 | 一六、一二六、四七五 |
| 四年 | 一四、三九六、五〇〇 | 三、七一〇 | — | — | — | 一八、二四四 | 一四、四四六、五二四 |
| 六年 | 一〇、二四七、六四四 | 九三、八一〇 | 一六、四九〇 | 二六、〇〇〇 | 四一、六七〇 | 三五、四七〇 | 一〇、四六一、〇九四 |
| 七年 | 一〇、三一、三三 | 八〇、八三〇 | 一五、三八〇 | 二六、七五〇 | 六六、三九五 | 三三、七一〇 | 一〇、四三三、三九五 |
| 八年 | 一五、一四五、四三六 | 八一、一五七 | 三三、三七 | | 二七、八六八 | 三三、五五〇 | 一五、四六九、四四六 |

（『苫小牧町勢一班』―各年、『苫小牧町概要』昭和九年）

このように、昭和六年、七年の生産額の落込みの大きいことがわかる。特に純工業ともいうべき製紙化学工業薬品に目立ち、同八年には盛り返して来ているのである。食料品加工は主に水産物であるが、八年には二倍の伸びを示していて豊漁であったことを意味するのである。

しかしながら、大正初期にみられたような肥料、カーバイトがなくなり、工業生産は王子の占めると

ころが九八％以上であり、苫小牧の工業はまさしく王子の単一工業であったといい得るのである。

次に各種産業別生産額についてみるが、ここにおいても工業は九三％を占め、王子製紙だけでも九一％を占めるものであった。

産業別総生産額一覧表

| 年次 | 工産 | 農産 | 畜産 | 水産 | 林産 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 昭和四年 | 一四、四八六、五四 | 一七四、八三七 | （農産に含む） | 二九七、〇四五 | 三四、九四七 | 一五、一四三、三三 |
| 六年 | 一〇、四六二、〇九四 | 五六、七五五 | 四一、八四八 | 一三八、三〇九 | 二四一、二六三 | 一〇、九四〇、二八八 |
| 七年 | 一〇、四三三、三九五 | 八三、九四三 | 三三、八三五 | 一六〇、三一一 | 三四四、七九一 | 一一、〇四六、一六五 |
| 八年 | 一五、四六九、四八六 | 一五〇、九二七 | 五三、三八八 | 二七〇、六五一 | 五五〇、七四五 | 一六、五一五、一六七 |
| 九年 | 一八、〇〇三、七一六 | 一三四、四〇三 | 五五、七九一 | 四三九、三〇三 | 二一九、三八四 | 一八、八五二、六〇七 |
| 一〇年 | 一九、一七三、三四七 | 一六三、六二七 | 八七、三〇四 | 二六三、八六七 | 二八三、四七九 | 一九、九六五、六五三 |
| 一一年 | 三〇、四四七、五五〇 | 一九三、五三三 | 一〇一、六七六 | 四三三、八七〇 | 三七九、六四一 | 二一、一六七、六二九 |
| 一二年 | 二四、七七七、三九〇 | 二一六、三八七 | 一一四、三三五 | 六一八、五三七 | 三八三、一四七 | 二六、一〇九、七八六 |
| 一三年 | 三三、三一〇、六〇七 | 四四四、九八四 | 二三七、一四九 | 一、六七四、一六四 | 一、一七八、七九六 | 三五、七五、七〇〇 |
| 一四年 | 五七、四三〇、〇〇〇 | 二八三、九三三 | 三五二、八二三 | 一、一四〇、一六六 | 一、二〇三、六七七 | 六〇、四一〇、五九五 |
| 一五年 | 三三、九一四、四六二 | 二五五、五五〇 | 三四四、五三二 | 一、三七九、四八五 | 一、五〇〇、六〇〇 | 三七、三一四、六二九 |
| 一六年 | | | | | | |

（『苫小牧町勢一班』―各年、『苫小牧町概況』―各年、『苫小牧町要覧』―各年より作成）

その他の工業についてみても大正末期とほとんど変らず、木工場、鉄工場、印刷工場、菓子製造工場などであった。

**景気回復と進出工業**　昭和初期の経済恐慌が過ぎ去ると、わが国の財界も次第に活気をみせ、昭和八年以降上昇していた。王子製紙においてもこの波に乗り、同年富士、樺太の三社を合併して、文字どおりわが国洋紙生産の八五％を独占し、同十一年には苫小牧工場において二、〇〇〇万円を突破、同十二年には二、四〇〇万円、翌十三年には二、七〇〇万円の生産額をあげ操業以来最高の利潤を示した。これによって苫小牧の町税は潤いをみせ町民大衆税である戸数割税の廃止、町立中学校の設置などが決められたのである。

その後も王子製紙の生産は上昇する一方で、昭和十四年三、一〇〇万円、同十五年五、六〇〇万円と記録し、鉄道事業、電気事業、造林事業など系列会社四〇社余を支配、経営し、資本金三億円という一大産業資本として王子王国を誇る体系をつくって国際的にも巨歩を占めるに至ったのである。

だが、昭和十四年には製紙用パルプの配給制が実施され、洋紙は製紙聯合会が中心となり自治統制が行われ三割減が余儀なくされた。このため同十六年以降苫小牧工場の生産も減少したが、それでも苫小牧における産業生産の九〇％を常に占めていたのである。

業種別工場数一覧表（昭和九年現在）

| 名称 | 工場数 | 名称 | 工場数 | 名称 | 工場数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 製紙工場 | 一 | 化学工業製薬工場 | 一 | 製酪工場 | 一 |
| 水産加工場 | 一 | 木工場 | 四 | 製飴工場 | 一 |
| 家具建具工場 | 二 | 印刷工場 | 五 | 製麺工場 | 二 |
| 折箱工場 | 一 | 鋲力工場 | 三 | 製粉工場 | 一 |
| 鉄工場 | 六 | 醤油醸造工場 | 一 | 精米工場 | 五 |
| 製綿工場 | 二 | 菓子製造工場 | 一七 | 鑵詰工場 | 一 |

（『苫小牧町概況』昭和九年　苫小牧町）

一方、昭和初期の経済恐慌によってある程度整理された苫小牧の工業は、その後ほとんど新工場の設立はみられなかった。しかし、昭和十二年の岩倉組合板工場の設立を契機として、コンクリート工場、再生製紙などかなり規模の大きい工場の設立があった。

大正三年九月に王子製紙苫小牧工場向け製紙用原木納入の下請業として穂別村に設立された岩倉巻次の個人経営による岩倉組は、昭和五年、苫小牧に進出し造材業を経営したが、同十二年には合板工場を設けて本格的な木材加工業に入り、同十九年六月には軍の要請により軍需省指定製材工場を設立してその基礎を固めた。そして、戦後の木材資源の集約的利用、ハードボードの生産などに乗り出し、地場産業として成功をおさめたのである。

苫小牧コンクリート工場は、昭和十四年戦時下体制による鉄製煙筒の不足から、遠心力応用によるコンクリート煙筒および管の製造に着目し、資本金三万円をもって北海道振興工業株式会社として設立された。その後、コンクリート煙筒の需用増大にともない、事業の拡大を計るとともに、同十六年三月には苫小牧コンクリート株式会社と改め、煙筒、管、雑製品の製造を続けてきた。戦後は火山灰利用による建築用ブロックの製造を行い、日本工業規格表示許可工場となった。



苫小牧コンクリート工場（昭和30年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

**大日本再生製紙の設立**　紙は、時局下における消費節約から、古紙を再生してこれにあてようということから設立された。

時局下を迎えた昭和十二年、わが国は非常時経済政策への協力と資源愛護から国民精神総動員『産業週間』が実施され、すべての面で節約が叫ばれ、国産品の愛用、輸入品使用の廃止が打ち出された。こうしたことから、当時古新聞や古雑誌などは商品や果物の包み紙に使われる程度であったから、その回収再生が強く要望

されたのである。

しかしながら、古紙の再生には技術面において、特に印刷したインキを分離して取り去ることは困難とされなかなか実用化されなかった。この時、この難問題解決の道をひらいたのは、当時日本共産党を離党して間もない南喜一であった。彼は道端に捨てられた新聞紙が雨にぬれ次第に活字が薄れていくのを知り、研究を重ね昭和十三年には、紙からインキを抜き、パルプを物理的処理によって回収する特許を得たのである。こうして、南は旧友水野成夫と組んで再生製紙工場を建設することを決め、関係各省との折衝を重ね国策パルプから資本金の融資を受け大日本再生製紙は創立の運びとなった。

だが、ここにおいてもなお難問題があった。その一つは古紙の大量回収困難、大規模企業への発展と安定性、相当量のパルプ使用という経営面であり、もう一つは工場建設に係わる資材、製紙機械の導入という生産面で、ともに基本的な問題であった。経営面については再生設備と同時に、木材からのパルプ製造施設をもあわせて設置することに変更し、年産三万トンの製造工場を北海道に建設することになった。機械類については中国広東省に遊休製紙機械があり、占領地の関係から陸軍省を通じこれを活用することとなり、南は空路広東へ飛んだが、ここの抄紙機は王子製紙が海軍の委嘱をうけて操業することになっていた。しかし、再生製紙としてはどうしてもこの機械を買収する必要があったので陸海軍、広東省政府、現地に来ていた王子製紙の江田信二郎などと交渉を重ね、ついにこれを得たのである。このほか、建築資材、電線などは海外で調達された。

昭和十五年五月二十七日、設立登記を完了して大日本再生製紙は正式に発足し、資本金を一、〇〇〇万円としたが、国策パルプの融資を受けたため九五％は国策の持株であった。社長に東京ガス取締役の石倉己吉、専務南喜一、常務水野成夫などの重役と現場の責任者である北海道出張所長篠田弘作の陣容もととのい、いよいよ工場建設となった。

当時、工場建設候補地には白老、余市、勇払の三カ所があげられていた。

これより先北海道においては、昭和十四年ごろから北海道工業港をつくる話が活発となり、道庁拓殖計画課では勇払工業港を、港湾課では石狩工業港をそれぞれ立案していた。だが、当時の客観的情勢は戦時で大陸との接触が多く国防上、国際貿易上日本海に面し札幌にも近い石狩港が一時優位に立ち、苫小牧側としても黙っておられず、中央で猛烈な陳情合戦を続けた。

このような時に北海道庁長官として赴任してきた戸塚九一郎は、独自の構想を展開した。つまり、「石狩も苫小牧も血まなこになってケンカする必要はない。北海道では太平洋と日本海の両方に港が必要である。この関係はいわば兄弟のようなもので、苫小牧の方は兄貴分である。勇払はすでに工業立地に優れているから工場建設が先である。石狩にまず港をつくり、鉄道を敷設する必要がある。そして将来両港を運河で結び、大工業地帯にしよう」[2]という石狩運河論であった。こうした中で、工場敷地調査を開始したが、勇払は必ずしも立地条件はよくなく、特に工業用水になると、勇払川の水は少し濁っていて一番不利でさえあった。

だが、勇払を強力におす人もあった。その一人は王子製紙建設後期および操業開始時に苫小牧工場の技師長、工務課長であった当時国策パルプ副社長の高田直屹であった。彼は、苫小牧建設の体験から勇払の地を推薦したのであった。[3]そしてまた、戸塚長官の北海道開発計画論による「どうしても苫小牧地区を大工業地帯にしなければ……」ということは再生製紙首脳陣を大きく動かし、ついに勇払建設に踏み切ったのである。

工場用地は、当初北海道緬羊会社から一三一・三町歩を購入し、昭和十七年六月に工場敷地と鉄道用地間の国有未開地二三・七町歩を同処分法第四条（公共ノ利益トナルベキ事業）の適用をうけ無償による付与をうけた。

こうして紀元二、六〇〇年の年にあたる昭和十五年十一月十五日には地鎮祭が行われたが、漁業の不振、農作の不



大日本再生製紙勇払工場
（昭和18年）〔山陽国策パルプ蔵〕

況により衰退の極に達していた勇払部落民は救世主たる再生製紙を心から歓迎し、この日部落常会の決議をへて各戸に国旗を掲揚し、部落内婦女子を動員して来客接待にあたったのである。[4] これは三十四年前王子製紙が苫小牧村進出を決定した時の状況と非常によく似ているものであった。

当日来賓として、胆振支庁長、苫小牧町長、苫小牧町会議員代表など関係者多数が出席し、当地方一大工業地帯実現の巨歩を印すものとして、これを祝福したのであった。

いよいよ工場の建設とはなったが、広東省より買収した抄紙機など機械類は破損が大きく、そのうえ正確な図面がないため相当の苦労を重ね、勇払駅前に臨時の仮小屋を建て、ここで仮組立てからはじめられた。資材の調達は物資配給制度の戦時中でありセメント、鉄材の入手は極めて困難であった。このため、昭和十七年夏と予定されていた工事完成も遅れる一方であった。

また、当時は勇払地区には電気が送電されておらず、工場建設には不可欠なことであったため、既設配電線沼ノ端より相当の遠距離にあり資材入手困難な時期ではあったが、一万円の寄付をうけ、昭和十六年五月には設備を完了し送電を開始した。この配電線路延長によって勇払部落においても文明の恵沢を浴びることになり全部落民感謝のうちに同年十二月から供給が開始された。

建設資金は、当初一、〇〇〇万円を予定したが、物価の高騰やその他の事情から大幅な不足を生じ、追加調達も簡

単にはいかず、工事中で計画変更、経費節減が行われた。こうした戦時下体制という極めて困難の中で、昭和十八年四月十三日ついに試運転となった。そして、同年五月一日には洋紙生産施設をもって正式に操業を開始したのである。

しかしながら、当初の目的であった再生製紙については、昭和十九年二月に第一、第二工場の完成をみながら、決戦下に入ったわが国において古紙の集荷、輸送は不可能となり、社名にかかげた再生製紙の事業は中断されてしまった。

再生製紙は昭和二十年五月出資会社である国策パルプと合併したが、その操業時から不幸の連続であった。その一つは米軍機の来襲による被害であったが、これには南喜一専務を勇払工場長兼務とし、その陣頭指揮によって延焼などによる被害を最小限度に食い止めようとした。もう一つは、同二十一年八月連合軍の指令による製紙機械撤去命令で、南支那の占領機械による工場施設という判定にもとづく返還命令であった。これは会社幹部はもちろんのこと、従業員、部落民においても大きなショックであった。だが、同二十三年十月、勇払工場再建が決定された。

勇払工場生産高の推移一覧表

| 年度 | 生産高（ポンド） | 操業日数 | 配炭量 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 昭和一九年 | 一六、八〇一、七六三 | 三三 | 三一、〇六〇 | |
| 二〇年 | 七、四九三、一五四 | 二一〇 | 三三、〇一〇 | ・七月空襲ビーター室火災<br>・八月終戦 |
| 二一年 | 三、四一九、八五〇 | 九五 | 一一、九五四 | ・混乱期続く |
| 二二年 | 六、四五二、八三三 | 一一五 | 八、三七八 | ・〃 |
| 二三年 | 六、八六〇、八八九 | 一九五 | 八、八五四 | ・七月機械解体撤去 |

（近江謙三筆―『国策パルプ勇払工場小史』）

勇払工場再建決定計画

一、直ちに再建に着手し、第一次工事として、洋紙及和紙年産五千トン、第二次工事計画として晒クラフトパルプ年産一万トンの設備を完成する。

二、第一次工事は、ビーター室、抄紙室、仕上げ室、

汽缶室、発電室、用水取入室、設備一式を昭和二十四年秋を目標として完成する。

（近江謙二筆―『国策パルプ勇払工場小史』）

こうして再建工事は昭和二十三年末から着工され、これまで終戦後の幾多の困難の中で行われたが、同二十五年三月、第一期工事を完了し操業を開始した。そして、同二十七年三月には第二次再建工事として晒クラフトパルプ製造設備を完了、同三十一年には増設工事を行った。

苫小牧村が王子製紙苫小牧工場によって急速に発展したのと同じように、勇払部落は再生製紙によってその発展をとげたのである。これを小学校児童数でみると、昭和十五年の尋常科児童が五〇名であったものが操業を開始した同十八年には五倍の二六五名と増加したのである。まさしく、勇払部落への再生製紙の進出は、王子製紙進出時における苫小牧のミニ版であったといえるのである。

勇払小学校児童一覧表

| 年次 | 教員数 | 学級数 | | | 尋常科児童数 | | | 高等科児童数 | | | 合計 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 尋常科 | 高等科 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | | |
| 昭和一五年 | 二 | 一 | ― | 一 | 二四 | 二六 | 五〇 | ― | ― | ― | 五〇 | 再生製紙工場建設開始 |
| 一八年 | 七 | 五 | 一 | 六 | 一四一 | 一二四 | 二六五 | 三三 | 三四 | 五七 | 三三三 | 再生製紙操業開始 |
| 一九年 | 八 | 六 | 一 | 七 | 一四八 | 一三七 | 二八五 | 三三 | 三三 | 五四 | 三三九 | |
| 二〇年 | 八 | 七 | 一 | 八 | 一二〇 | 一三八 | 二九八 | 三三 | 二七 | 五九 | 三五七 | |

（『事務報告』―各年　苫小牧町より作成）

**決戦下の工業**　太平洋戦争もいよいよ決戦状態を迎えると企業の戦時統制令がひかれ、企業の合同、軍需工場への転換、軍需品の製造が行われた。

苫小牧においても、昭和十八年八月、中村組木工場・馬場木工場・坂木工場の三工場が企業合同し、同十九年六月に岩倉組が軍需省指定製材工場となるなど軍需製材の生産を行った。

王子製紙苫小牧工場においては一時木製飛行機製造の提案もあったが、これは王子製紙の生命にかかわる問題であり、王子はこれを断ると一時非国民呼ばわりされたこともあった。それで、苫小牧工場ではテックスと松根油（松の根株から採油）製造を命じられた。この軍部への協力作業と空襲によって昭和十九年以降生産額は五割近い減産であった。

注（1）『事務報告』昭和七年　苫小牧町
（2）『苫小牧港の今昔を語る』昭和三十八年　苫小牧市教育委員会
（3）（4）近江謙三『国策パルプ勇払工場小史』未発表原稿

## 七　大工業都市への基盤整備

**終戦直後の工業**　終戦を迎えた苫小牧の工業はこれまでと同様あまり変化はなく、依然として王子製紙苫小牧工場を中心とし、それに国策パルプ勇払工場、薬品工場、木工場などにおいて、昭和二十一年における工業生産額は一億九、〇〇〇万円にのぼるもので、苫小牧における工業は不動なものであった。苫小牧は同二十三年に市制施行を実施したが、工業生産はこの有力資力となったことはいうまでもないことである。

昭和二十一年の産業別人口をみると、工業では二、〇五九戸の三八・六%、商業七八六戸で一四・七%、農業三四

二戸の六・四%、水産は二〇七戸で三・九%、交通業では四六三戸の八・七%、林業八七戸の一・六%、公務・自由業七九八戸の一五%、その他は五九三戸の一一・一%となっており、同二十三年には工業戸数が四〇%を超えたのである。

工業生産額については、洋紙が一億八、三一四万円で九三%を占め、製材、木製品、印刷、釘となっていた。

次に各会社、工場の従業員数についてみると、王子製紙苫小牧工場は三、一三二人、国策パルプ勇払工場が五一九

昭和二十一年度における工業生産額

| 種類 | 生産額 | 種類 | 生産額 |
|---|---|---|---|
| 洋紙 | 一八三、一四三、七五三 円 | 馬車・馬橇 | 一六三、三九九 円 |
| 製材 | 九、三四三、九〇七 | 下駄 | 一六三、〇九四 |
| 石綿セメント煙突 | 三六、一五三 | 木製品 | 一、三三五、〇〇〇 |
| 醸造 | 一四三、六〇〇 | 釘 | 六四九、四七〇 |
| 印刷 | 七五三、三六七 | 竹細工品 | 一九〇、九三 |
| 農用器具 | 一五三、〇〇〇 | その他 | 三〇七、二六二 |
| 板金製品 | 一三七、一七 | | |
| 洋服類 | 三六、三〇九 | 計 | 一六六、七七四、四一 |

（苫小牧町を市とすることの申請書）

工業生産額　（昭和二十三年度）

| 産業別 | 工場数 | 従業員 人 | 生産額 円 | 比率 % | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 化学工業 | 二 | 三、二四五 | 三、〇七三、七〇五、四九五 | 四四・七六 | |
| 機械器具工業 | 二 | 七六 | 九、八六八、五四四 | 〇・三 | 使用人五人以上を使用するもの |
| 紡織工業 | 一 | 三 | 二、四七六、〇〇〇 | 〇・一 | 同 |
| 製材及木製品工業 | 一〇 | 三九六 | 二六、五六〇、五九〇 | 三・七一 | 同 |
| 食糧品工業 | 一 | 八 | 六四三、四六六 | 一 | 同 |
| 印刷及製本工業 | 五 | 一二五 | 一七、八五六、九四三 | 〇・五 | 同 |
| 窯業及石工業 | 二 | 三 | 七七、四四四 | 一 | 同 |
| 水産加工業 | 三五 | 二五〇 | 九、八六七、〇〇〇 | 〇・三 | 同 |
| 其他の工業 | 三〇 | 一三〇 | 二、三五〇、〇〇〇 | 〇・三 | 個人工業 |
| 計 | 三〇五 | 四、二五四 | 三、二四三、八五五、五二一 | 一〇〇・〇〇 | |

（『市勢要覧』昭和二十四年　苫小牧市）

人、岩倉組二三九人、日本通運苫小牧支店二一六人、菱中興業二〇四人が苫小牧における大手企業であった。

市内における従業員二〇人以上を使用する工場（昭和二十三年十一月一日現在）

| 工場名 | 所在地 | 従業員数 | 製造品目 |
|---|---|---|---|
| | | 人 | |
| 苫小牧製紙株式会社 苫小牧支社 | 苫小牧市王子町三一番地 | 三、三三 | 新聞用紙、トマテックス |
| 国策パルプ工業株式会社 勇払工場 | 苫小牧市字勇払一四三番地 | 五九 | 洋紙 |
| 株式会社岩倉組 | 苫小牧市木場町一〇番地 | 二五 | 製材、合単板、床板 |
| 日本通運株式会社 苫小牧支店 | 苫小牧市表町二番地 | 三六 | 小運送業 |
| 東邦新薬株式会社 北海道出張所 | 苫小牧市旭町五二番地 | 三七 | 醫薬品 |
| 有限会社 苫小牧製材所 | 苫小牧市西町一番地 | 四三 | 一般製材 |
| 有限会社 苫小牧洋服商会 | 苫小牧市大町三四番地 | 四七 | 註文洋服業 |
| 株式会社 竹原組 | 苫小牧市本町三八番地 | 三六 | 土木建築業 |

| 工場名 | 所在地 | 従業員数 | 製造品目 |
|---|---|---|---|
| | | 人 | |
| 菱中興業株式会社 | 苫小牧市表町一八番地 | 二四 | 土木建築業 |
| ナハタ印刷株式会社 | 苫小牧市王子町一三番地 | 六三 | 印刷製本 |
| 苫小牧印刷工業株式会社 | 苫小牧市錦町三〇番地 | 四〇 | 印刷製本 |
| 黒津商会苫小牧木工場 | 苫小牧市木場町一番地 | 六七 | 一般製材 |
| 西田開発工業株式会社 | 苫小牧市表町一八番地 | 五〇 | 土木建築業 |
| 南波産業所 | 苫小牧市本町六三番地 | 三〇 | 坑木生産 |
| 日本ルーフィング工業株式会社 | 苫小牧市本町一番地 | 三 | ルーフィング |
| 計 | 一五 | 四、八四〇 | |

（『市勢要覧』昭和二十四年　苫小牧市）

**王子製紙の解体と国策パルプの再建**　終戦によって外地の工場は没収され、三四の工場数を誇った王子製紙も本州一〇、北海道二、昭和二十一年一月、同経済科学局は王子製紙について次のように発表した。

三井財閥と緊密な関係をもち、日本製紙高の約半ばを生産する王子製紙会社は、傍系会社四〇社とともに聯合軍総司令部の会社制限令を適用されることとなった。王子製紙は資本金三億一、〇〇〇万円、全額払込済、総株数六二〇万株、株主会員二万四、四五九名である。

（『王子製紙』昭和三十八年　現代企業研究会）

こうして、王子製紙は解体指令をうけ、当初より軟化した解体により苫小牧製紙株式会社（資本金四億円）、十条製紙株式会社（資本金二億八、〇〇〇万円）、本州製紙株式会社（資本金二億五、〇〇〇万円）の三分割が昭和二十四年一月七日通達された。

苫小牧製紙は苫小牧工場の一工場を持つのみであった。それでも、従業員三、七二一名を数え、新聞用紙の生産は全国の七〇％を占めるものであった。解体当初の苫小牧製紙株式会社の苫小牧工場概況は次のとおりである。

昭和二十五年一月現在の苫小牧製紙工場の概況

一、従業員数　男女計三、七二一名、平均年齢三二・四歳

平均勤続年数八・六年

二、洋紙生産高

| 品種 | 苫小牧月産所 | 全国月産所 | % | 備考 |
|---|---|---|---|---|

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 新聞用紙 | 一七、四〇〇、〇〇〇 | 二三、八三〇、〇〇〇 | 七三・〇 | 洋紙生産高は全国第一位、新聞用紙の生産は全国七〇％を占む |
| 印刷紙その他 | 四、七〇〇、〇〇〇 | 三三、八〇〇、〇〇〇 | 一四・〇 | |
| 計 | 二二、一〇〇、〇〇〇 | 五七、六三〇、〇〇〇 | 三八・〇 | |

三、抄紙設備

| 網巾別 | 台数 | 抄紙品名 | 月産最高能力 | 現在可能月産能力 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一四二吋 | 七 | 新聞用紙 | 二六、六七〇、〇〇〇 | 二二、九八七、〇〇〇 | |
| 一〇〇 | 二 | 印刷紙 | 三、〇九八、八〇〇 | 二、七九四、〇〇〇 | |
| 九八 | 一 | 印刷包装紙 | 一、三九七、〇〇〇 | 一、二七〇、〇〇〇 | |
| 計 | 一〇 | 計 | 三一、一六五、八〇〇 | 二七、〇五一、〇〇〇 | |

四、パルプ設備

| グランドパルプ | | | | サルファイトパルプ | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 台数 | | 月産能力 | | 基数 | 月産能力 | | | |
| | | 最高可能 | | | 最高可能 | | | |
| グラインダー五四 | | 二七、六五〇、〇〇〇噸 | 三〇、三八〇、〇〇〇噸 | 木釜六 | 六、五〇〇、〇〇〇噸 | 五、三五〇、〇〇〇噸 | | グランド、サルファイトパルプとも完全自給して余力がある。 |

五、発電設備

水力発電所　八カ所　最大出力四四、二〇〇kw、常時出力　二三、五〇〇kw

火力発電所　工場内に五、〇〇〇kw二台

（『市勢要覧』昭和二十五年　苫小牧市）

## 産業別就労人口（昭和二十二年十月一日現在）

| 産業別 | 総数 | | | | 男 | | | | 女 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 一〇～一九 | 二〇～六一 | 六二才以上 | 計 | 一〇～一九 | 二〇～六一 | 六二才以上 | 計 | 一〇～一九 | 二〇～六一 | 六二才以上 | 計 |
| 農業 | 二〇六 | 九九一 | 一三一 | 一、三二八 | 八五 | 五三八 | 八四 | 七〇七 | 一二一 | 四五三 | 四七 | 六二一 |
| 林業 | 八二 | 六九七 | 四〇 | 八一九 | 五四 | 六〇八 | 三七 | 六九九 | 二八 | 八九 | 三 | 一二〇 |
| 水産業 | 一〇三 | 五七八 | 三五 | 七一六 | 六九 | 三九六 | 二七 | 四九二 | 三四 | 一八二 | 八 | 二二四 |
| 鑛業 | 三 | 二七 | 二 | 三二 | 二 | 二四 | 一 | 二七 | 一 | 三 | 一 | 五 |
| 建設工業 | 二八 | 二九一 | 二一 | 三四〇 | 二五 | 二八〇 | 二〇 | 三二五 | 三 | 一一 | 一 | 一五 |
| 製造工業 | 五八九 | 三、七〇二 | 四八 | 四、三三九 | 三五六 | 三、二四二 | 四五 | 三、六四二 | 二三三 | 四六一 | 三 | 六九七 |
| 電気水道業 | 二 | 二七 | | 二九 | | 二六 | | 二六 | 二 | 一 | | 三 |
| 商業 | 四一 | 四五六 | 三二 | 五二九 | 一七 | 二九八 | 二八 | 三四三 | 二四 | 一五八 | 四 | 一八六 |
| 金融業 | 一四 | 四六 | 二 | 六二 | 四 | 三九 | 一 | 四四 | 一〇 | 七 | 一 | 一八 |
| 運輸通信業 | 二四七 | 九三七 | 一六 | 一、二〇〇 | 一六一 | 八五〇 | 一五 | 一、〇二六 | 八六 | 八七 | 一 | 一七四 |
| サービス業 | 三一 | 二三五 | 二一 | 二八七 | 四 | 一一五 | 一五 | 一三四 | 二七 | 一二〇 | 六 | 一五三 |
| 自由業 | 三六 | 二六六 | 二〇 | 三二二 | 一五 | 一八二 | 一五 | 二一二 | 二一 | 八四 | 五 | 一一〇 |
| 公務及団体 | 七五 | 二七三 | 九 | 三五七 | 二二 | 二二五 | 九 | 二五六 | 五三 | 四八 | | 一〇一 |
| 其他の産業 | 一四 | 六八 | 二 | 八四 | 六 | 五八 | 一 | 六五 | 八 | 一〇 | 一 | 一九 |

（『市勢要覧』昭和二十四年　苫小牧市）

だが、苫小牧製紙の市場占有率は年々低下をみるとともに、新興製紙会社の進出があり、製紙業界は新たな競争状態を呈し、激しい増設合戦を展開することとなった。そこで、春日井市に新工場を設けるのを機会に昭和二十七年六月『王子製紙工業株式会社』と改称、さらに同三十五年十二月にもとの社名である『王子製紙株式会社』と改めたのである。この間、生産設備、増資が行われ、特に同三十九年八月には旧王子リンクを埋立て新工場が完成し、その占有率は大きく低下したとはいえ依然として製紙業界の王座にある。

占領機械工場ということから国策パルプ勇払工場の製紙機械が撤去されたのは、昭和二十三年七月であった。しかしながら、工場から機械がなくなり、働く場所を失った従業員は一向に立ち去る気配をみせず、部落民もまた工場再建を強く望んだのである。ここにおいて国策パルプ幹部もその再建に踏み切ることとなった。だが、再建にはいろいろな問題があり、水野、南は再生製紙設立時のように関係官庁へ出入りしての交渉が続いた。特に総司令部はクラフト法による製造方法に強い反対を示したのである。国策は晒クラフト法を押し通し、再建工事は同二十三年末から開始され、資材入手困難の中、同二十五年二月二十三日、解体撤去以来一年七カ月ぶりに操業が開始されたのであった。(1)

こうして勇払工場の再建はなり、役員・従業員五〇〇名余と地元民の協力によって再び王子製紙に次ぐ工場となったのである。

**苫小牧市工場誘致奨励条例の設定**　工式が行われた。そして、北海道開発法の制定にともない、第一期北海道総合開発第一次五カ年計画が発足することになり、苫小牧工業港はその重要施策として採り上げられることになった。

苫小牧市ではこうした背景をふまえて、港の早期完成を期するためにも、本市に工場を設置する企業に対し奨励金を交付してその優位性を固めるため、昭和二十六年十二月十一日「苫小牧市工場設置条例」を設定した。苫小牧港の築設は苫小牧住民の永い間の念願であったが、昭和二十六年八月十八日、待望の起

苫小牧市工場設置条例

（この条例の目的）

第一条　この条例は苫小牧に工場を設置することを奨励し、市の発展に寄与することを目的とする。

（奨励金交付の対象となる工場）

第二条　前条の目的を達成するため市が適当と認める重要産業で、左に該当する工場を新たに設置する者に奨励金を交付する。

一、固定資産　三〇〇万円以上

（奨励金の額）

第三条　奨励金の額は当該工場に賦課される固定資産税相当額を限度として市長が定める。

（奨励金の交付期間）

第四条　奨励金は事業開始後三年間、これを交付する。

（奨励金交付の時期及び方法）

第五条　奨励金の交付の時期及び方法については、市長が定める。（以下略）

（『苫小牧市改廃例規集綴』苫小牧市）

この条例は設置条例であり、設置工場に対する奨励金交付制度であった。ところが、昭和三十四年九月一日にはこの条例は根本的に改正され「苫小牧市工場誘致条例」となった。この改正では工場を誘致するためとし、その工場設置に対して助成すると改められ、市が適当と認める重要産業で償却資産三、〇〇〇万円以上の工場となり、助成方法もその都度議会の議決を要するものとした。

この工場設置条例設定時当初においては、この適用をうけて進出する工場はなかったが、昭和三十一年になって高

橋福治が沼ノ端に木工場を新設することになったが、この時にはじめて工場設置条例が適用され二五万九、二二〇円の奨励金が交付された。

**日本ヒューム管株式会社苫小牧工場**

昭和三十二年になって王子製紙は苫小牧工場を増設するのに伴い、工業用水導水管路用ヒューム管を日本ヒューム管株式会社に大量発注した。日本ヒューム管は当初函館において製造する考えで苫小牧に出張所を設けたが、公共事業を主体とした販売市場の大きさ、苫小牧地区の砂、静内地区の砂利などの原材料入手上の利点および低廉なる市有地のあっせんをうけ、同年二月勇払に工場を新設することになったものである。そして、同工場は市工場設置条例の適用をうけ、同三十三年から三カ年間にわたり一八〇万円の奨励金の交付をうけた。

ヒューム管工場は王子製紙よりの受注が契機となったとはいえ、王子の用水路完成以後は王子との取引きは中断したが、北海道開発局、土木現業所、苫小牧市などを中心とする恒常的な製品の販売先を得て、苫小牧の新興産業となった。昭和三十二年の事業開始時には四〇名の従業員でヒューム管六、五六六トン、セメント製品七九一トンの生産であったが、その後工場、設備の拡充を行い、同三十八年には従業員一七四名、ヒューム管二万五、二八五トン、ブロック一万三一四トン、PSヒューム管六〇四トンと飛躍的な増加を示している。

**株式会社岩倉組ホモゲン第二工場**

岩倉組は昭和二十八年、森林資源の高度利用と工場廃材、製材屑の合理的活用による硬質繊維板の製造に着目し、スイスウエス社よりパテントを得てホモゲン工場を建設し、同三十一年より日産三〇トンの生産を開始したが、その後販路の開拓と相まってコストの引き下げによる需要拡大、さらに輸出の伸びにともない、同三十三年にはホモゲン第二工場（繊維板家具建物築材）を三光町に新設し日産一〇〇トンの生産を行うことになった。この時、同工場設置

にあたり市工場設置条例の適用をうけた。

**王子林産工業株式会社**

昭和三十四年八月王子製紙は苫小牧工場のマシン増設に際し、同工場に設備してあったテックス製造装置一式を構外に移設するのを機会に資本金三、〇〇〇万円の別会社、王子林産加工株式会社を設立し吸音テックスの製造を継続することになった。この新工場新設にあたって工場誘致条例の適用をうけ、独身寮建設資金の助成をうけた。同三十五年には苫小牧工場の遊休抄紙機（九八インチ）を譲り受け包装紙を製造、三十七年五月には王子林産工業と改称した。

**大日本インキ化学工業株式会社北海道工場**

道内木工業界における接着剤としての合成樹脂の需要増大にともない北海道工場建設を企図した日本ライヒホールド化学工業株式会社は昭和三十五年十二月、苫小牧における用地、用水、交通、気候などの立地条件に着目し、市内明野に工場を新設したが、市工場誘致条例の適用をうけ上水道敷設資金の助成をうけた。なお、ライヒホールドは同三十七年十月、親会社と合併し大日本インキ化学工業株式会社北海道工場と改称した。

**浜野繊維工業株式会社苫小牧工場**

従来より道内製紙会社へサイズ剤、その他製紙用薬品を納入していたが、東京工場からの輸送より近距離における生産によるサービス、運賃節減の点などから昭和三十九年一月、苫小牧工場建設に着手し、市工場誘致条例の適用をうけた。

**広島燃料興業株式会社苫小牧工場**

家庭暖房用ならびに工業用塊炭製造を目的とし、昭和三十九年四月、沼ノ端の用地を買収し、市工場誘致条例の適用

をうけ八月より操業を開始した。

**北海道ロックラーパイプ株式会社苫小牧工場**

昭和三十八年六月、三菱セメント㈱が東南アジアおよび日本全土に保持する濠州ロックラー社と技術提携し、濠州ロックラーパイプの日本における製造販売権をもつ唯一の製造会社として設立された濠系日本ロックラーパイプ㈱のパテントを得て北海道内の製造販売を行うため設立された。工場建設地は市の工場誘致条例の適用を受け、市の用地あっせんにより取得をし、橋梁架設をうけた。

**日本軽金属株式会社苫小牧工場**

清水工場内に建設を計画した電解工場は、公害問題などで地元の協力が得られず、昭和四十六年に計画した新地進出による大規模一貫体制による工場建設をはやめて行うことになった。

国土狭小なるわが国にあって、北海道は残された産業地域で将来有望であること、北海道におけるアルミニウムの需要増大、北海道電力との共同火力発電による低廉なる電力確保、臨海地帯の安価でしかも広大な面積が得られる、地元民の協力などから苫小牧進出を決定した。

昭和四十三年三月二十一日、苫小牧工場の建設に着手し、同四十四年十月十日より一部操業を開始した。この日軽金の北海道進出は本道の第二期総合開発計画に活路を与えるものであり、苫小牧にとっては長い間続いた紙パルプによる単一産業都市から複合産業都市への切換えでもあった。

日軽金苫小牧工場の進出にあたっては市工場誘致条例の適用を行い、これまで最高の四億六、四〇〇万円を昭和四十六年から七カ年にわたって助成金を交付することになった。

**日之出化学工業株式会社苫小牧工場**

本道の化学肥料の需要増大から昭和四十三年二月一日、苫小牧の臨海工業地帯の一角に進出し、熔成燐肥の生産を開始したが、進出にあたって市工場誘致条例の適用をうけ同四十四年、四十五年の二カ年にわたり一、三〇〇万円の助成金の交付をうけた。

**三星産業株式会社苫小牧工場**

本工場は軽量型鋼、ショベル、スコップなどのメーカーで、昭和四十三年十月、沼ノ端地区に進出、市工場誘致条例の適用をうけた。

このほか、この市工場誘致条例の適用とはならなかったが特例措置として、王子製紙が新工場を建設する際、その工業用水を白老川から取水することになったが、市は王子紙製に代って白老町に対しその補償として白老町公共施設に対する交付金七、五〇〇万円を昭和四十年、四十一年の両年にわたり支出した。また、地場産業育成交付金として同四十一年から三カ年間に国策パルプ勇払工場に二、七〇〇万円、同四十二年から四十六年間にわたり王子製紙苫小牧工場に一億円をそれぞれ特例措置として支出した。

しかしながら、時代とともに工場誘致に対する考え方も変り、多額の助成金支出は地方公共団体の財政を圧迫することとなり、本市としてもこれが検討され、進出企業に対する工業用地の整備、公共施設の充実などによりこれに代えるものとし、昭和四十五年四月一日をもって苫小牧市工場誘致条例の廃止を決定したのである。

苫小牧市工場誘致（工場設置）条例適用工場一覧表

| 番号 | 工場名 | 所在地 | 設立年月日 | 主要製品名 | 用地面積 | 従業員 | 投下固定資産額 | 資本金 | 助成（奨励）内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一 | 高橋木工場 | 沼ノ端三六 | 三・八・一 | 製材 | 四、五〇〇 | 三 | 一、〇〇〇 | 奨励金交付 三五、三〇〇円（三年から三カ年） |
| 二 | 日本ヒューム管㈱苫小牧工場 | 勇払三三 | 三四・四・二〇 | ヒューム管ブロック | 一三、一四〇 | 一四 | 六、七五七 | 奨励金交付 一、八四、四二〇円（三年から三カ年） |
| 三 | ㈱岩倉組ホモゲン工場 | 三光町 二六 | 三三・八・ | ホモゲン | 四七八、九〇〇 | 一五 | 一〇八、〇〇〇 | 奨励金交付 三〇、七六、五〇〇円（三四年から三カ年） |
| 四 | 日本ライヒホールド㈱北海道工場 | 三光町 一 | 三五・三・八 | 尿素、樹脂 | 四六、〇三三 | 四一 | 三〇、〇〇〇 | 便宜供与（三五年）◎∅＝五〇㎜ ◎配水本管布設（七四、三四〇円） |
| 五 | 王子林産加工工業㈱ | 白金町 二 | 三四・一〇・三 | テックス | 三一、七九九 | 三〇 | 四五、〇〇〇 | 便宜供与（三六、三七年）◎独身寮（木造モルタル、一、五〇〇、〇〇〇円） |
| 六 | 浜野繊維工業苫小牧工場㈱ | 沼ノ端二四 | 三六・一・七 | サイズ剤 | 六、九一七 | 六 | 三、〇〇〇 | 便宜供与（三八年）◎用地造成 六、九〇〇㎡他（三、〇六〇、〇〇〇円） |
| 七 | 広島燃料興業苫小牧工場㈱ | 沼ノ端二五 | 三九・八・三〇 | 工業用煉炭 家庭用〃 | 五七、一〇五 | 四三 | 七、〇六八 | 便宜供与（三九年）◎道路造成 W＝六mL＝七五m他（一、九五、〇〇〇円） |
| 八 | 北海道ロックラーパイプ㈱苫小牧工場 | 勇払二四三 | 三九・七・一〇 | パイプ | 四九、五七七 | 六七 | 一五、〇〇〇 | 便宜供与（三九年）◎橋梁架設 W＝四mL＝三m（三、三〇、〇〇〇円） |
| 九 | 日本軽金属㈱苫小牧工場 | 中野 三〇 | 四〇・一〇・一〇 | アルミニウム電極 | 二、一四五、八六六 | 八八〇 | 四、三五、〇〇〇 | 助成金交付 四四、〇〇〇、〇〇〇円（四六年から七カ年） |
| 一〇 | 日之出化学工業㈱苫小牧工場 | 勇払二五二 | 四三・二・一 | 熔成燐肥 | 三三〇、〇〇〇 | 五〇 | 七〇、〇〇〇 | 助成金交付 三、〇〇、〇〇〇円（四四、四五年） |
| 一一 | 三星産業㈱苫小牧工場 | 沼ノ端二五三 | 四三・一〇・三 | 軽量型鋼 ショベル、スコップ | 五一、三〇六 | 五五 | 一七、〇〇〇 | 助成金交付 四、三〇、〇〇〇（四四、四五年） |

特例措置

一、白老町　王子製紙苫小牧工場工業用水取水に係る補償として白老町公共施設に対する交付金四〇・四一年度七五、〇〇〇千円

二、国策パルプ　地場産業育成交付金　四一～四三年度　二七、〇七三千円
三、王子製紙　地場産業育成交付金　四二～四六年度　一〇〇、〇〇〇千円
（『工場誘致条例適用企業関係書類綴』苫小牧市）

**進出工場と複合都市への芽ばえ**　苫小牧の工業は、紙パルプ、木材、木製品の森林資源利用型工業として、王子製紙を中心とする単一産業都市であった。ところが、工業港建設工事の進展と進出工場によって少しづつではあるが、このイメージがくずれかけ、紙パルプに依存する単一産業都市から他業種を含む複合都市への移行が感じられるようになった。

この大きな役割を果たしたのは昭和三十二年以来、活発に続いた進出工場と工業港使用開始にともなう労働力の変化であった。同三十八年四月二十五日の石炭岸壁、同年十一月一日の雑貨岸壁の使用開始によって、倉庫、港湾運送、船舶荷役および船舶サービスなどの港湾関連諸業務が新たに発生することになった。この新業務に対応して、苫小牧埠頭株式会社、苫小牧石炭荷役株式会社、苫港ポートサービス株式会社、苫小牧船舶食料株式会社などの関連企業が設立されたばかりでなく、地元の既存業者である菱中海陸運輸株式会社、北旺運輸株式会社などの企業も港湾荷役部門に進出して業務の拡大を図ることになった。このほか、土地造成、建築建設業務の著しい増加は労働力需要が発生し、従来市内ではみられなかった業務に携わる労働力が形成されていったのである。

次に就業人口の推移をみると、昭和三十二年から三十八年の六年間における人口増は約一万人であったが、この中で増加寄与率の最も高いのは卸売業小売業で三一・五%、ついで建設業二三、四%、サービス業一九・九%、運輸通信公益業一一・二%の順となっている。また、人口増加率からみると金融保険不動産業一八六・五%、建設業九七・一%、卸売業小売業の九一・八%増加が目立つものである。この数字からすれば苫小牧は産業基盤整備による建設業

労働力の増加と消費関連第三次部門の発展による開発途上都市ということができる。しかし、さらにこれを分析してみると三十二年から三十五年の前期と、三十五年から三十八年の後期を比較してみるとかなりの相違を感ずるのである。前期においては建設業就業者の急増があったのに対し、後期ではこれが緩やかになり、製造部門では三十五年の落込みがあったにせよ、三十八年ではかなりの増加をみせているのである。苫小牧は、三十五年ころを境として産業基盤の整備とともに工業化がこれに平行して進んでいっていることを示すものであった。

苫小牧市就業人口の推移

| 区分 | 昭和三年 A | 三五年 B | 三八年 C | 増加率 % B−A | C−B | C−A | 増加寄与率 % B−A | C−B | C−A | 増加率 % B/A | C/B | C/A |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総数 | 一六、四四六 | 一九、七九八 | 二六、五〇六 | 三、三五二 | 六、七〇八 | 一〇、〇六〇 | 一〇〇・〇 | 一〇〇・〇 | 一〇〇・〇 | 二〇・四 | 三三・九 | 六一・二 |
| 鉱業 | 六七 | 八一 | 一〇七 | 一四 | 二六 | 四〇 | 〇・四 | 〇・四 | 〇・四 | 二〇・九 | 三二・一 | 五九・七 |
| 建設業 | 二、四三〇 | 四、四一五 | 四、七八九 | 一、九八五 | 三七四 | 二、三五九 | 五九・二 | 五・六 | 二三・四 | 八一・七 | 八・四 | 九七・一 |
| 製造業 | 五、八五一 | 五、一三三 | 六、五四五 | △七一八 | 一、四一二 | 六九四 | △三・四 | 二一・〇 | 六・九 | △三・三 | 二七・五 | 一一・九 |
| 卸売業小売業 | 三、四五一 | 四、四九八 | 六、六三三 | 一、〇四六 | 二、一三四 | 三、一七〇 | 三一・二 | 三一・七 | 三一・五 | 三〇・三 | 四七・二 | 九一・八 |
| 金融保険不動産業 | 三六三 | 四六八 | 一、〇四〇 | 一〇五 | 五七二 | 六七七 | 三・一 | 八・五 | 六・七 | 二八・九 | 三三・二 | 一八六・五 |
| 運輸通信公益事業 | 一、七三 | 二、〇四 | 二、八六六 | 三八一 | 七四二 | 一、一三三 | 一一・四 | 一一・一 | 一一・二 | 三三・二 | 三五・四 | 六五・六 |
| サービス業 | 二、五七〇 | 三、一〇九 | 四、五六七 | 五三九 | 一、四五八 | 一、九九七 | 一六・一 | 二一・七 | 一九・九 | 二一・〇 | 四六・九 | 七七・七 |

（『事業所統計調査』　総理府統計局より作成）

臨海工業地帯の造成事業の進展にともない、工場の新設が活発となっていった。ホモゲンの繊維板工業をはじめ、化学工業、ヒューム管、生コンクリート、軽量形鋼、ロックラーパイプなどの諸工場が新たに操業を開始した。

昭和三十年以降四十年までに設立された工場をみると、王子製紙との関連のもとに立地した工場は少ないが、地元企業が多いことである。特に岩倉組の多角経営による新規工場の設立が目立った。こうした中にあって、市工場誘致条例の適用をうけて進出した企業は大規模の独占企業ではなく、むしろ中堅企業ないし中小企業に属するものであった。しかも、第二次大戦後に発達した新興の資源立地型工業といえるものであった。そういう観点からすれば苫小牧の工業も、紙パルプに依存する単一産業都市から他業種を含む複合都市への移行のきざしをみせはじめたといえるものである。

昭和三十年より三十九年まで設立された主要工場一覧表

| 企業名 | 設立年月 | 資本金 | 従業員 | 用地面積 | 主要製造品 | 立地要因 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 昭和 | 万円 | 人 | 坪 | | | |
| 日本ヒューム管㈱苫小牧工場 | 三・四 | 八〇、〇〇〇 | 三〇 | 二四、〇〇〇 | ヒューム管<br>PSヒューム管 | 販売市場、原材料、用地価格 | 市誘致条例適用 |
| ㈱岩倉組ホモゲン第二工場 | 三・四 | 二〇、〇〇〇 | 三〇九 | 一六五、〇〇〇 | ホモゲン | 地場産業 | 〃 |
| 王子林産工業㈱ | 三四・一〇 | 九、〇〇〇 | 一九八 | 五、〇〇〇 | テックス、包装紙 | 王子子会社 | 〃 |
| 大日本インキ㈱北海道工場 | 三五・三 | 四〇〇、〇〇〇 | 三〇 | 一、三〇〇 | 合成樹脂 | 用地価格、販売市場 | 〃 |
| 苫小牧ガス㈱ | 三六・六 | 四、二七五 | 一四 | 一、一〇六 | 都市ガス | 地場産業 | 市一、三〇〇万円出資 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 岩倉化学工業(株) | 三六・七 | 一、二五〇 | 一七 | 五〇〇 | ホルマリン<br>アンモンニアスチロポール | 岩倉組子会社 | 地場産業 |
| 北海道クラウン製造(株) | 三六・八 | 二〇〇 | 一四 | 三八 | 王冠<br>キャップシール | 販売市場 | 用地、原材料 |
| 大阪合同苫小牧工場(株) | 三六・一〇 | 三五〇、〇〇〇 | 六 | | 薬品 | 用地 | 用地価格 |
| 雪印乳業(株)苫小牧工場 | 三七・八 | 五〇〇、〇〇〇 | 一六 | 三、七三九 | 生クリーム<br>脱脂乳 | 用地価格<br>販売市場 | 市誘致条例適用<br>市有地あつせん |
| 北海道ヤクルト(株)苫小牧工場 | 三七・一二 | 二〇〇 | 一三 | 五〇〇 | ヤクルト | 販売市場 | 市有地譲渡 |
| イワクラエバーライト化工(株) | 三八・六 | 一、〇〇〇 | 三一 | 五〇〇 | マットレス | 岩倉組子会社 | 市有地あつせん |
| 滝の上木材(株) | 三八・七 | 四〇〇 | 二五 | 三、〇八二 | 製材 | 原材料、関連企業、用地価格 | 王子社有地借用<br>王子より北洋材購入 |
| 浜野繊維工業(株)苫小牧工場 | 三九・一 | 四五、〇〇〇 | 一〇 | 三、〇〇〇 | サイズ剤、紙力増強剤 | 販売市場<br>用地 | 市誘致条例適用<br>市有地貸付 |
| 苫小牧コンクリート(株)沼ノ端工場 | 三九・四 | 七五〇 | 三〇 | 五、〇〇〇 | 生コンクリート<br>コンクリート二次製品 | 地場産業 | 市有地譲渡 |
| 三星糸井工場 | 三九・四 | 一、三五〇 | 一〇〇 | 三、〇〇〇 | 製パン、製菓 | 〃 | 市有地あつせん |
| 玉造鋼業苫小牧工場(株) | 三九・五 | 五、七五〇 | 四〇 | 四、一五四 | 軽量形鋼<br>鉄骨組立加工 | 用地 | 市有地譲渡 |
| 北海道ロックラーパイプ(株)苫小牧工場 | 三九・五 | 二、〇〇〇 | 五〇 | 二五、〇〇〇 | ロックラーパイプ | 用地、販売市場 | 市誘致条例適用<br>市有地あつせん |
| 札幌生コンクリート(株)苫小牧工場 | 三九・五 | 一〇、〇〇〇 | 一九 | 五、〇〇〇 | 生コンクリート<br>コンクリート二次製品 | 販売市場 | 市誘致条例適用 |
| 広島燃料興業(株)苫小牧工場 | 三九・八 | 六〇、〇〇〇 | 三四 | 一七、〇〇〇 | ブリケット<br>練炭 | 用地、原材料 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 北光ブロック工業㈱ | 三九・ | 五、〇〇〇 | 一六 | ブロック | 地場産業 | |
| 王子工営㈱ | 三九・一〇 | 三〇、〇〇〇 | 三〇 | 鉄骨製缶加工 | 王子子会社 | |

（『商工業の概要』昭和四十五年　苫小牧市より作成）

**岩倉組のホモゲン工場**　戦争時の乱伐と戦後経済の復興による木材需要は、わが国木材資源の枯渇が深刻となり、森林生産力の増強と資源の高度利用が林業政策の重要問題となった。こうした要望に対して、繊維板工業は従来は燃料としてしか利用されなかった小経木や工場廃材を原料として利用できるところから、木材資源の高度利用に合致するものとして注目されるようになった。

政府としても各種の助成措置をとって繊維板工業の育成につとめるとともに、原料供給にあたってはこれまでの択伐方式から皆伐方式に切換え、小経木を繊維板工業などの需要に供したのである。

岩倉組は繊維板工業には優れた立地条件下にあって、すでに地場資本として製材、合板、山林、土建などの分野で活躍しており、各工場での廃材、日高地区の国有林をはじめとする小経木の手入も極めて容易であった。

こうした立地をもとに岩倉組は、昭和二十八年スイスのウエス社との技術援助契約によって特許をとり、わが国最初のホモゲン（ハーティクル・ボード）工場を建設し、同三十年より日産三〇トンの生産を開始した。しかし、当時は木材もそれほど深刻ではなく、また新製品に対する不安もあって赤字であった。その後、コストダウンと販売市場の拡大をはかって急速な需要の増加となった。そこで、同三十二年市内三光町に工場地を得て総工費一〇億円をかけホモゲン第二工場を建設し日産一〇〇トンの生産を開始した。これによって岩倉組のホモゲン生産は全国占有率の半

分を占め、ホモゲン工場としては業界のトップクラスにのし上がったのである。同三十六年にはホモゲン部門の総合管理の必要上、木場町の第一工場を吸収し一本化した。

昭和三十五年十二月に日本ライヒホールド（現大日本インキ）株式会社北海道工場がホモゲン工場隣地に設立されたが、同工場では繊維板工業には不可欠な原料である合成樹脂の生産工場であり、岩倉組としては輸送費のかからないこの合成樹脂の供給をうけることになった。一方、岩倉組では元来ホルマリン製造部門を自己の一部門として保有していたが、紙パ各社の協力をえて、同三十六年七月にホルマリン部門を分離、独立させ、岩倉組子会社である岩倉化学工業株式会社を創立してホルマリン生産を行うことになった。ホルマリンは合成樹脂生産のための主要原料であり、これを岩倉組の子会社から供給をうけるという相関関係にあった。(2)

岩倉組は資本系統の異なる供給工場を含め、国有林の皆伐方式による雑多な原木を、繊維板、チップ、合板、製材などの各部門に仕分けして、企業全体の付加価格を高める方法をとっている。さらに、同四十七年木場町の製材、合板工場をやめ臨海工業地帯木工団地へ進出し、木材資源の完全利用を図るため九億円を投入して木材関連コンビナートを形成しつつあり、苫小牧の関発にとって、また地場資本産業として大きな意味を持つものである。

注（1）近江謙三『国策パルプ勇払工場小史』未発表原稿
（2）『地域開発と産業教育』昭和四十五年　北海道大学教育学部

## 八　臨海工業地帯の造成と複合産業都市の確立

**臨海工業地帯の整備**　苫小牧港の建設事業は昭和三十六年以降一〇億円台の整備事業費を得て、急速に進捗し、同三十八年四月二十五日には待望の第一船を迎え盛大な入船式が挙行され、港湾都市苫小牧の出発となった。

苫小牧港の使用開始によってにわかに臨海工業地帯の造成が活発化していった。この工業用地造成には半官半民の形で設立された苫小牧港開発株式会社が中心となって昭和三十三年以降用地買収が行われ、整備造成された用地は坪三、〇〇〇円程度で進出企業に対し分譲するものであった。

昭和三十八年度からは第二期北海道総合開発計画の発足、翌三十九年四月には道央新産都市の指定があって、苫小牧は本道における工業開発の拠点となり臨海工業地帯を重点的に整備し、鉄鋼、石油化学などの重化学工業を誘致する計画を樹立したのである。

そこで、北海道開発庁、北海道、苫小牧市が一体となって基本的な構想が練られ、工業地帯の中核をなす臨港団地二、四四九万平方メートル（七四〇万坪）の団地中央部を昭和四十年から国鉄室蘭本線と平行に工業港区主水路の掘込みを開始する一方、急速な産業基盤の整備を行った。このほか沼ノ端団地八四万平方メートル（二五万坪）、汐見団地一二万平方メートル（三・六万坪）、糸井団地一二〇万平方メートル（三六万坪）を苫小牧地区の工業地帯として設定した。そして、次のような誘致企業の構想を持ったのである。

苫小牧工業地帯の誘致企業構想

| 業種 | 内容 |
|---|---|
| 鉄鋼業 | 高炉二、五〇〇トン　二基 |
| 鉄鋼関連工業 | 製鉄化学、高炉セメント |
| 石油精製工業 | 原油処理一〇〇、〇〇〇バーレル／日 |
| 石油関連工業 | 石油化学、石油配分基地、その他石油関連企業 |

この開発効果については、昭和四十五年を一応のメドとし人口において一・七倍の一四万人強、工業生産額では七・五倍の二、五一四億円と想定したのである。そして、①夏は涼しく、冬の寒さはきびしくない、②広大で低廉な用地、③交通施設が整備されている、④豊富な水資源、⑤期待される

| | |
|---|---|
| 非鉄金属工業 | アルミナ二〇〇、〇〇〇トン／年、アルミニウム九〇、〇〇〇 |
| 石炭製品製造業 | コークス五、七〇〇トン／日、タール、ＣＯＧ他 |
| ガス化学工業 | 原料ガス処理六〇〇、〇〇〇㎥／日、高級アルコール |
| 木材利用工業 | 紙、パルプ、ハードボード |
| 金属工業 | 金属、非金属、鉄鋼二次製品、特殊鋼工業 |
| 機械工業 | 建設、鉱山、電気、輸送、一般機械類 |
| その他工業 | コンクリート二次製品、ゴム、飼料、製油、製粉、総合食品工業 |
| 火力発電 | 二五〇、〇〇〇キロワット×四基 |

（『苫小牧臨海工業地帯』昭和四十一年一月 苫小牧市）

ズアップされてきた。北海道開発庁ではすでに「アルミニウム製錬工業立地調査委員会」を設け、その可能性について調査を行っていたが、昭和四十年六月に苫小牧はアルミニウム製錬工業の立地条件がそろっていることを強調し、これを実施するためには、①低廉な電力の確保、②低利資金の供給、③税制その他の優遇措置の前提条件などが必要であることを指摘した。

一時は鉄鋼進出の不能によって失望を大きくし、あせりさえ感じていた苫小牧関係者もアルミニウムに大きな期待をよせ、日本軽金属など本州大手メーカーに対し積極的に苫小牧進出を勧奨したのである。

**日本軽金属㈱苫小牧進出**　日本軽金属株式会社は、昭和十四年三月三十日に創立総会が開催され、社長に小林一三、資本金一億円、アルミナ年産一〇万トン、アルミニウム年産五万トンという当時のアルミニウム会社としては世界でも有数の規模を持つ会社として発足した。苫小牧進出前の日本軽金属は清水工場（アルミナ）、蒲原工場（アルミニウム）、新潟工場（アルミニウム）を持ち、同四十二年にはアルミナ年産三〇万トン、アルミニウム年産一

優秀な労働力、⑥電源開発が進んでいる、⑦観光地が近い、などのキャッチフレーズをもって進出企業の誘致にあたったのである。しかしながら、北海道電力と出光興産がその進出を決めただけで、当初最も期待をかけていた鉄鋼業進出の実現が不可能となった。このため、これに代るものとしてアルミニウム製錬工業致誘が大きくクロー

四万トンを生産し、昭和電工、住友化学工業、三菱化成、三井アルミとともに五大メーカーで、国内生産においてアルミナ四一%、アルミニウム三五%の生産量を占め業界のトップメーカーであった。

昭和四十年になって日本軽金属㈱は、わが国の旺盛なアルミニウムの需要に対応するため、同四十五年春までに清水工場内に年産五万トンの電解工場を完成する一方、同四十六年以降には新しい地点に進出して、ボーキサイトからアルミナ、さらにアルミニウムという大規模一貫体制の工場を建設するという計画が進められていた。

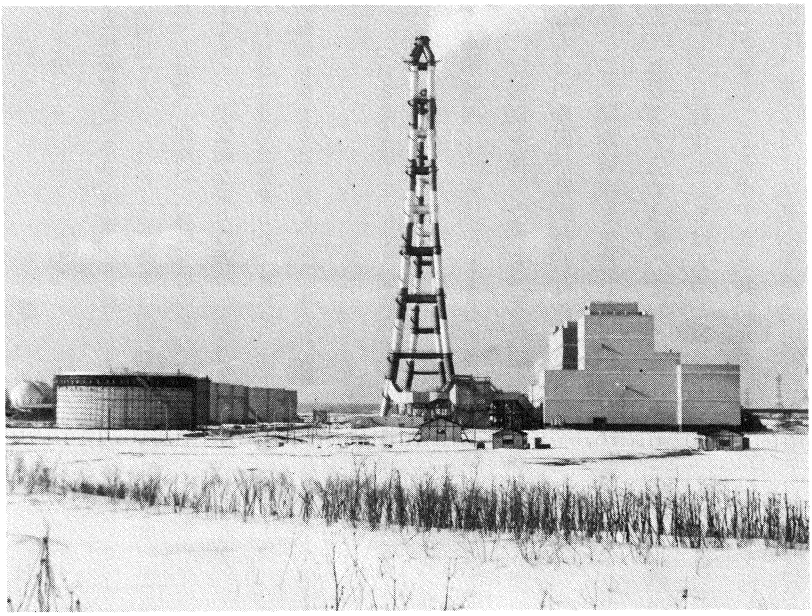
前項にも述べたとおり、苫小牧臨海工業地帯の目玉であった鉄鋼進出が不可能になり、にわかにアルミニウム製錬工業の立地を打ち出していた苫小牧関係者は、この新工場建設計画を知り、直ちに日軽金に対し工場誘致の勧誘を行ったのである。日軽金にはこのほか、水島（岡山）、阿南（徳島）、新潟東港などからも勧誘があった。

ところが、日軽金の拡充計画である清水工場敷地内に建設する計画であった電解工場が、公害問題などからこじれ、清水市側の協力を得るには長期間を要する問題となった。そしてまた、当初の予定である同四十五年の操業開始があやぶまれることとなった。このため、同四十二年十月二十二日には緊急首脳部会議が開かれ、すでに同四十一年に工場用地など調査済みの苫小牧臨海工業地帯への進出を決めたのである。(1) この日軽金の苫小牧進出については、日軽金にとっても、北海道にとっても一つの転機をもたらすものであった。

北海道は開拓使の設置以来農本主義による拓殖政策を押し進めてきたが、明治末期にいたって室蘭の日鋼・日鉄、苫小牧の王子製紙など本州独占資本の進出によって本道の工業化が促進された。しかし、その後においては農業・酪農を中心とする農業主義が再び打ち出されていった。そして、戦後になり国土狭小となるや北海道開発政策が再び転換し、重工業中心の開発に修正されていって、苫小牧はその拠点となったのである。だが、苫小牧には鉄鋼業の進出はなく、非鉄金属工業の立地となった。苫小牧にとってはこのアルミの進出の方が幸せであったといえるかもしれな



建設中の日本軽金属（株）苫小牧製造所（昭和44年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕



苫小牧共同発電株式会社（昭和49年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

い。

さて、日本軽金属の苫小牧進出の経緯については同社三十年史に次のようにある。

北海道は国土狭小なわが国において、ただ一つ残された将来有望な産業地域である。高度成長に伴って本州の産業発展が行きづまるにつれて、広大な原野を有する北海道がクローズアップされるのは当然である。社長安田幾久男は四〇年五月、副社長中山一郎を団長とする調査団を北海道に派遣した。一行は現地で詳細な調査を行った結果、同地が大規模一貫体制の工場用地として理想的な地域であることを確認したが、苫小牧進出のためには、次の問題点、すなわち、①低廉な電力の確保、②低相資金の入手、③地域社会の協力④北海道におけるアルミニウムの需要の拡大の四つを解決しなければならない旨復命した。社長は、三～四年後には苫小牧への進出を具体化することができるものと判断して、これらの問題解決の準備を命ずるとともに、四一年六月とりあえず札幌市に北海道事務所を開設することを決定した。

（『日本軽金属三十年史』昭和四十七年　日本軽金属株式会社）

このように、日軽金は中山団長の復命によって昭和四十一年六月北海道事務所を設置した時点において会社幹部は密かに苫小牧進出を決めていたものと思う。それゆえ、北海道事務所は正式決定をみるまでの一年間、苫小牧進出の前提にたって、北海道庁、開発局、通商産業局、苫小牧市などと接触を保ちながら苫小牧臨海工業地帯における製錬工場立地条件についての基礎調査を続け、工場用地の確保などその準備活動が行われたのである。

アルミニウム製錬工業には電力確保は不可欠な問題であり、この問題解決も急務であった。一般買電による電力は大口需要の特別料金をもってしてもアルミニウム製錬用としては採算のとれるものではなかった。このため、昭和四十一年八月から北海道電力と電源確保についての折衝を開始し、日軽金としては入手が容易で、かつ安価な重油をエネルギーとし、しかもスケールメリットが大きく、補充電力が安定して入手できる共同火力発電方式の構想を打ち出し、北海道電力との合意を見たのである。しかしながら、道庁、通産局は本道の資源活用、石炭産業の保護政策上か

ら石炭利用を強く打ち出して、当初はかなりの難航を示したが、翌四十二年二月には日軽金の主張どおり重油専焼方式による共同火力発電所の内定をみた。そして、同四十三年五月二十七日、日軽金と北電の折半出資によって、北電顧問小山田惣次郎を社長とする苫小牧共同発電株式会社（授権資本二四億円、うち払込み資本六億円）が設立された。(2)

これによって当面の課題であった広大な工場用地と電力確保の見通しがつき、日本軽金属株式会社中山一郎社長（昭和四十二年五月三十日社長就任）は昭和四十二年十一月一日に町村金五北海道知事、翌二日には大泉源郎苫小牧市長をそれぞれ訪問し、苫小牧進出の意向を表明するとともに、北海道東北開発公庫の特別金利の適用、発電所の建設、工場用地の取得に対する協力を要請した。さらに、同四十三年一月十二日には記者会見を行い、対外的に建設計画の大要を発表するとともに、本社に苫小牧工場建設本部、札幌に北海道建設本部、苫小牧に苫小牧事務所を設置した。

こうして日本軽金属㈱苫小牧工場の建設は決まり、昭和四十三年三月二十二日には中山社長による鍬入れが行われ、その建設に着手したのである。四月一日には苫小牧工場建設本部を苫小牧に移し、北海道建設本部を包含し本格的な工事が開始された。

苫小牧工場の最も特色とするところは、わが国にはこれまでなかったボーキサイトの輸入原料からアルミナを生産し、さらにアルミナから、アルミニウムを生産する大規模一貫システム（従来まではアルミナ工場とアルミニウム工場は分離）で、さらに将来においては、アルミニウム二次製品加工に至るまでの総合生産の確立を目ざすという実に雄大な規模にわたるものである。そして、最終計画完了時にはアルミニウム三〇万トン、アルミナ八〇万トン、電極一八万トン以上の生産能力をもつ世界最大級の工場実現をねらっているのである。

当初の第一次建設計画ではアルミニウム年産能力を一一万六、〇〇〇トンとしていたが、昭和四十三年十二月急速な需要増大に対処するため、一三万トンに増強し、さらに同四十四年内にはアルミナ工場（年産能力三六万トン）の

建設に着手し、同四十六年十二月に操業を開始することを決定した。

昭和四十四年十月十日中山社長の手によって、二〇一号炉に火が入れられ、一部操業が開始され、同年十一月六日には北海道において初めてのアルミニウムが汲み出されたのである。

**赤泥問題と海岸埋立処理**

日本軽金属苫小牧製造所では総額一六四億円を投入して年額三六万トンのアルミナ生産工場を建設し、昭和四十六年十二月から操業を開始する予定であった。

アルミナは豪州、東南アジアから輸入したボーキサイトからアルミニウム製造に必要な中間原料となるもので、三六万トンのアルミナ生産には約八〇万トンのボーキサイトが必要である。赤泥はこの生産過程で生ずる産業廃棄物で鉄分、チタンケイ素などを含み、酸化鉄のため赤褐色をしているものである。これを日軽金は清水工場の例にならって苫小牧沖に捨て土する計画で、進出当初から北海道開発局、北海道庁、苫小牧市など関係者にもこの計画を説明し了承を得ていたものであった。

ところが、日軽金は昭和四十五年十二月に白老町虎杖浜で開かれた胆振管内漁業組合長会議の席上、苫小牧とエリモ岬を結んだ沖合い一〇〇キロ付近に捨て土することを正式に表明しその協力をもとめたのである。しかしながら、公害が大きな社会問題となっている折から、この赤泥の海洋投棄も改めて重要視され、この沿岸地帯にあたる胆振、日高、渡島の漁民は一斉に反対の立場をとり、三支庁管内漁業関係者によって『日軽金赤泥海洋投棄反対対策協議会』（会長・三好竹勇白老漁業組合長）を結成し〝海をゴミ捨て場にするな〟を旗印に立ち上がったのである。

日軽金としては苫小牧進出当初における関係官庁への説明、清水工場の実例からして多少の反対はあったとしても、同意を得られるものとしていただけに、この反対運動には苦慮せざるを得なかった。日軽金は海洋投棄を強調しながらも、地域住民との協力関係を進出時の条件としただけに、ことを荒立てることはなるべくさけ、これまでも続けら

れていた赤泥の産業的活用の研究に全力を入れることにした。

だが、道指導漁連、反対対策協議会などがこの海洋投棄による影響調査について、昭和四十六年五月、函館大学五十嵐彦仁教授に依頼して行ったところ、同教授は試験結果をまとめ〝有害〟と報告した。一方、日軽金は三洋水路測量会社顧問の松平博士に調査を依頼、同博士は〝無害〟説を打ち出し、赤泥問題は一挙にエスカレートしていった。

そこで道は第三者の立場から一応の詰論を出すことになり、昭和四十六年九月、知事の諮問機関としての『北海道赤泥処理対策委員会（会長・田村正北大名誉教授）』を設置した。そして、今後具体的な調査を開始し、遅くとも四十六年中に有無害の決着を出す考えであった。

こうした中で、昭和四十六年九月十三日、札幌市の水産会館で、道内および三陸沿岸の漁民代表四〇〇名を集めて全国漁民大会が開かれ『日軽金赤泥海洋投棄絶対阻止』を決議し、翌十四日にはこの決議文をひっさげ、三好竹勇反対対策協議会長（道水産会長）ら代表七名が東京千駄ケ谷の環境庁を訪れ、大石長官に対し「海洋投棄を認めれば、日本の水産は総くずれになる。〝海をゴミ捨て場にするな〟との長官のことばを守らせてほしい」[3]と訴え決議文を手渡した。なお、漁民代表団はこのあと水産、厚生、運輸、通産の各省庁にも同じ陳情を行った。

また、反対対策協議会は昭和四十六年十一月八日には苫小牧市議会に対し海洋投棄反対の陳情を行い、市議会総務委員会は本格的審議に入る前に、漁民代表、日軽金の双方から事情を聞き、同月二十八日には本州各地の現地調査を行った。日軽金としては海洋投棄に対する法的許容はあったが、これ以上の摩擦はさけ、漁民の納得が得られない限り、海洋投棄を行わない方針を打ち出した。このため、日軽金アルミナ工場の年内操業は絶望となった。

同年十二月十日には、苫小牧市議会総務委員会は函館大学五十嵐教授を招いて意見を聞いたが、同教授は有害説を打ち出した。また、道赤泥処理対策委員会の竹内北大教授は、五十嵐教授の実験にはあやまりがあるとして、学者間に

おいても意見の対立が表面化していった。こうした中で、同月二十一日開かれた道議会公害対策特別委員会において樫原副知事は陸上投棄に比重を置いているとの道の基本姿勢を明らかにしたのである。

同年十二月二十八日、来苫した日軽金中山社長は記者会見を行い、不満を持ちながらもいずれ赤泥は工業的に処理するが、道赤泥処理対策委員会の結論にしたがうことを明らかにした。

一、赤泥の海洋投棄は当社が苫小牧進出に当たり、四十一年に道開発庁や道などにその趣旨の要望を提出、別に許可制ではないが報告の形で行なった。世界中どこでも海洋投棄を行なっており関係機関は当社の海洋投棄を知りながら進出を要請してきたものである。

二、陸上処理は不可能に近く、遠距離のパイプ輸送は北海道のような所では凍結し、技術的にも無理。海岸の埋め立てにしている三井や住友が出来るからといって、どこでも可能というものではない。三井は工業用地、住友は塩田後の埋め立てであり、苫小牧にはそのような所はない。東部開発の海岸埋め立ても考えられるが、建設のテンポが早いなど、むずかしい面もある。

三、赤泥を骨材にする研究を進めているが、実現までには時間がかかる。問題は生産ベースに乗るかということだが、何とか実現し海洋投棄が認められても、いずれは全量を工業的に処理したい。

四、いずれにしても道赤泥処理対策調査委員会の結論に従う。どのような結論が出されるかは不明だが、いろいろな案を想定、それの対応策を研究している。海洋投棄となれば国が指定した場所に投棄することになり、漁民に迷惑をかけないと思う。判定が出たら漁民もこれに従ってほしい。

（『室蘭民報』昭和四十六年十二月二十二日号）

こうして、赤泥問題はついに年を越したが、翌四十七年三月、道知事は赤泥の陸上処理を指示したのである。日軽金はこれをうけ海岸埋立て方式を打ちだし、同四十七年四月七日にアルミナ工場の操業を開始したのである。このため日軽金赤泥反対対策協議会も初期の目的を達したとし同四十七年七月十九日に解散となった。ここに日軽金の赤泥問

題はようやく解決したのである。

日軽金では、赤泥の再生利用として路盤材の研究を進めていたが、この処理過程で一、二〇〇度という高熱を必要とし、コスト高となるため製品化には無理があった。このため、同工場敷地内にため池をつくって一時処理を行ってきたが、昭和五十年三月、海岸埋立て処理に変更すべく関係機関に申請し、苫小牧漁協の一部漁業権の放棄もあって、同年三月十二日の苫小牧市議会での全会一致による議決を経て、公有水面埋立てが決定した。

この公有水面の埋立て内容は、市と企業が公害防止を中心に協定を締結することを条件とし、勇払六二番地から六五番地の地先海面で、一号地一一万四、五三五平方メートル、二号地一〇万四、五三五平方メートルの計二一万一、六一七平方メートルに、沖出三〇〇メートル、海岸沿いの延長八〇〇メートルに護岸を築造したあと埋め立てるものである。赤泥は同製造所から五キロにわたりパイプ輸送する。

埋立て工事は一号地七年、二号地九年間で、完成後には一号地は保管施設用地として倉庫などを設置、二号地は野球場、サッカー場、ラクビー場、総合運動場などのスポーツ・レクリエーション施設に活用することになっている。このほか、緑地帯として七万八、九六〇平方メートル（二九・八％）を確保しており、このあと運輸大臣の認可を得て着工することになっている。

**複合産業都市の確立**　苫小牧港が整備され、日本軽金属をはじめ臨海工業地帯への工場が進出すると、苫小牧の産業経済は大きく変わっていった。特に、これら港湾の整備、拡充、進出工場の建設に係る建設業の著しい増加、消費関係部門の卸売業小売業、サービス業の増加は苫小牧港開港以来の伸び率を示し、引き続き苫小牧の産業基盤の整備が大規模に進められていることを物語るものである。さらに、金融保険業、不動産業、運輸通信業の増加もこれにともなっての増加であり発展都市を示すものといってよい。

ただ、ここで気がかりなのは製造業である。昭和四十四年には事業所数では増加していながら、従業者で減少を示しやや不安定なことである。しかしながら、これも同四十七年には一気に盛り返し、四十一年に比べ一一二・一%、四十四年からみると一二七・四%と伸びており、このことは建設途上の都市であるとともに工業都市としての安定を持ちはじめたとみることができるのである。

事業所数・従業者数の推移

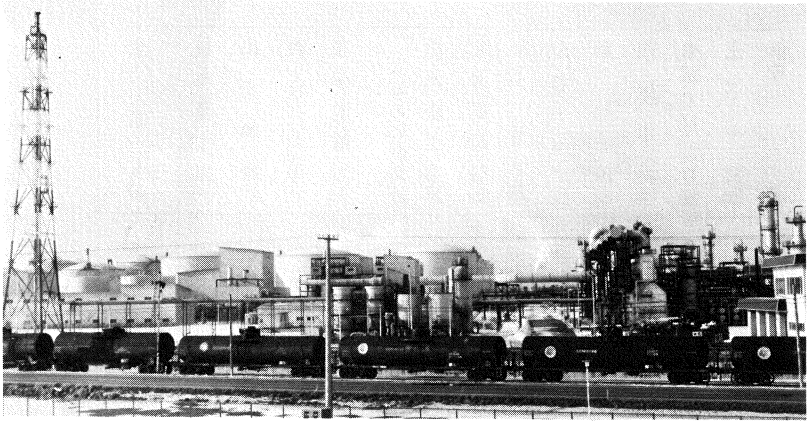
| 産業区分 | 事業所数 | | | | 従業者数 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 昭和四一年 | 四四年 | 四七年 | | 四一年 | 四四年 | 四七年 | |
| 総数 | 三、二八 | 一〇〇・〇 | 四、一三 | 一二八・一 | 五、〇九七 | 一五八・四 | 三三、九三一 | 一〇〇・〇 | 三九、五二一 | 一二六・四 | 五三、一一七 | 一五六・五 |
| 農林・水産業 | 一五 | 一〇〇・〇 | 二〇 | 一三三・三 | 二八 | 一九三・三 | 三八二 | 一〇〇・〇 | 四三九 | 一二四・九 | 五〇二 | 一三一・四 |
| 鉱業 | 三 | 一〇〇・〇 | 一〇 | 八三・三 | 四 | 三三・三 | 一六八 | 一〇〇・〇 | 八八 | 五二・四 | 二一 | 一三・五 |
| 建設業 | 二四〇 | 一〇〇・〇 | 三〇六 | 一二七・五 | 四九〇 | 二〇四・一 | 五、〇六四 | 一〇〇・〇 | 六、〇六〇 | 一九・六 | 九、五七五 | 一八九・一 |
| 製造業 | 一七二 | 一〇〇・〇 | 二三〇 | 一三三・七 | 二六一 | 一五一・七 | 八、六一九 | 一〇〇・〇 | 七、五八一 | 八七・九 | 九、六六四 | 一二二・一 |
| 卸・小売業 | 一、六八七 | 一〇〇・〇 | 二、〇七八 | 一二三・一 | 二、四七四 | 一五八・五 | 八、七六〇 | 一〇〇・〇 | 一一、三三一 | 一二九・三 | 一四、〇七七 | 一六〇・七 |
| 金融・保険業 | 六一 | 一〇〇・〇 | 七一 | 一一六・四 | 八三 | 一三六・〇 | 八三九 | 一〇〇・〇 | 一、〇一七 | 一二一・二 | 一、三三一 | 一四八・八 |
| 不動産業 | 一三 | 一〇〇・〇 | 二四三 | 一九九・一 | 三〇四 | 二四九・一 | 三三一 | 一〇〇・〇 | 四六六 | 一四〇・三 | 九〇六 | 二七二・九 |
| 運輸・通信業 | 一〇三 | 一〇〇・〇 | 一七三 | 一六七・九 | 三三三 | 二〇六・七 | 三、九二一 | 一〇〇・〇 | 四、四九二 | 一二四・五 | 六、四五四 | 一六四・五 |
| 電気・ガス・水道業 | 一一 | 一〇〇・〇 | 一三 | 一一八・二 | 一四 | 一二七・二 | 一六三 | 一〇〇・〇 | 二〇四 | 一二五・一 | 二六九 | 二三六・四 |
| サービス業 | 七九五 | 一〇〇・〇 | 九七九 | 一二八・〇 | 一、一九七 | 一五〇・五 | 五、六八二 | 一〇〇・〇 | 七、八三二 | 一三七・八 | 九、一五〇 | 一四一・〇 |

| 公務 | | |

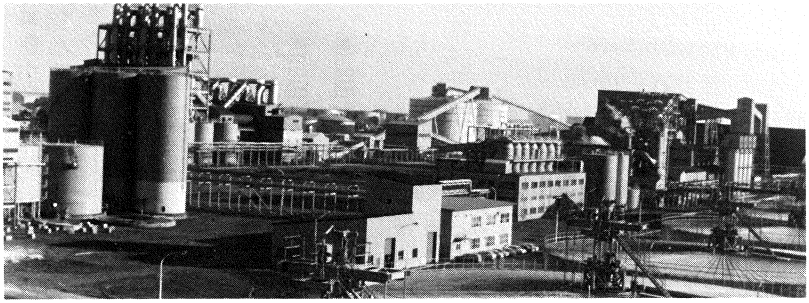
## 工業出荷額等推移

| 年度 | 事業所数 | 従業者数 | 製造品出荷額等 実数（万円） | 製造品出荷額等 指数 | 製造品出荷額等 対前年比 | うち紙パルプ出荷額 実数（万円） | うち紙パルプ出荷額 構成比 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和三五年 | 一一二 | 六、二二六 | 二、一八三、七六〇 | 一〇〇・〇 | — | 一、七一八、九七八 | 七八・七 |
| 三六年 | 一〇一 | 六、〇七二 | 二、四一五、七三一 | 一一〇・六 | 一一〇・六 | 二、〇一三、五三〇 | 八三・四 |
| 三七年 | 一〇二 | 五、三四〇 | 二、五五六、〇四九 | 一一七・〇 | 一〇五・八 | 二、一六八、一四五 | 八四・八 |
| 三八年 | 一二九 | 六、四一一 | 二、九二二、四九七 | 一三三・八 | 一一四・三 | 二、四一〇、八〇二 | 八二・五 |
| 三九年 | 一四三 | 六、二九六 | 三、三三九、二二四 | 一五二・九 | 一一四・三 | 二、六五九、四四四 | 七九・六 |
| 四〇年 | 一四三 | 六、六九五 | 三、六〇九、六八三 | 一六五・三 | 一〇八・一 | 二、八九六、九五三 | 八〇・三 |
| 四一年 | 一六八 | 六、五一七 | 四、〇一八、五二六 | 一八四・〇 | 一一一・三 | 三、二〇四、七〇九 | 七九・七 |
| 四二年 | 一七三 | 六、五五八 | 四、五二三、八二〇 | 二〇七・二 | 一一二・六 | 三、四八三、八四八 | 七七・〇 |
| 四三年 | 一七五 | 六、二六七 | 四、八二七、〇一〇 | 二二一・〇 | 一〇六・七 | 三、五〇〇、二八八 | 七二・五 |
| 四四年 | 二一九 | 七、三五五 | 五、四九七、五六二 | 二五一・七 | 一一三・九 | 三、七九七、七九九 | 六九・一 |
| 四五年 | 二一九 | 八、二七六 | 七、六四二、七七四 | 三五〇・〇 | 一三九・〇 | 四、六八〇、二〇八 | 六一・二 |
| 四六年 | 二二八 | 九、〇〇五 | 九、一四三、九六八 | 四一八・三 | 一一九・六 | 四、八九六、一一五 | 五三・五 |
| 四七年 | 二四八 | 九、五九八 | 一一、〇一六、二七八 | 五〇四・五 | 一二〇・五 | 五、二九九、六一三 | 四八・一 |
| 四八年 | 二五三 | 一〇、〇九九 | 一五、四五四、九三五 | 七〇七・六 | 一四〇・二 | 六、六七八、七二三 | 四三・二 |

（『工業統計調査』―各年より作成）



臨海工業地帯の石油基地（昭和49年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕



日本軽金属㈱苫小牧製造所の一部（昭和49年）〔日軽金苫小牧製造所蔵〕



王子製紙と苫小牧市街地（昭和47年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

# 苫小牧港臨海工業地帯進出企業一覧表

〈操業中及び建設中〉

| 企業名 | 主要生産品名及び能力（年間） | 工期 着工 | 工期 完成 | 設備資金（100万円） | 従業員（人） | 敷地面積（㎡） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本軽金属㈱ | アルミニウム<br>アルミナ | 四三・三 | 四四・一〇 | 五〇、〇〇〇 | 一、二六一 | 二、一五、八〇〇 |
| 出光興産㈱ | 一三〇、〇〇〇t／年<br>三六〇、〇〇〇t／年<br>石油精製 | 四四・三 | 四七・六 | | | |
| 苫小牧共同発電㈱ | 七〇、〇〇〇バーレル／日<br>最大出力 | 四六・七 | 四八・一〇 | 三四、三〇〇 | 四三〇 | 一、三三、〇〇〇 |
| 北海道電力㈱ | 二五〇、〇〇〇kw×三基（重油専焼） | 四四・三 | 四六・五<br>四七・一<br>四九・四五 | 二九、九〇〇 | 二二 | 一六九、〇〇〇 |
| ホクレン<br>くみあい飼料㈱ | 最大出力<br>二五〇、〇〇〇kw×一基（重油専焼） | 四五・七 | 四八・七 | 一〇、三〇〇 | 共発に依託運転 | 四七、四〇〇 |
| 浜水産工業㈱ | 配合飼料<br>一三〇、〇〇〇t／年 | 四四・九 | 四六・四 | 一、〇〇〇 | 五八 | 三三、〇〇〇 |
| 北海道飼料㈱ | フイツシュミール<br>七、五〇〇t／年 | 四五・一二 | 四六・四 | 四〇 | 四 | 七、九〇〇 |
| ㈱岩倉組 | 配合飼料<br>七二、〇〇〇t／年 | 四九・五 | 四九・一二 | 一、五〇〇 | 三三 | 一九、八〇〇 |
| 白老チップ㈱ | 製材　三九、〇〇〇㎥／年<br>パーティクルボード<br>三、九〇〇千㎡／年<br>八〇、〇〇〇t／年 | 四四・四<br>五〇 | 四五・四<br>五一 | 三〇〇 | 二九 | 二五、三〇〇 |
| 新旭川㈱ | 製材<br>五一、〇〇〇㎥／年 | 四八・六 | 四八・一二 | 三〇〇 | 二七 | 三四、三〇〇 |
| 西尾木材㈱ | 製材<br>五四、〇〇〇㎥／年 | 四七・一二 | 四八・二 | 一七〇 | 三七 | 一七、一〇〇 |
| 鬼頭木材工業㈱ | 製材<br>一三、〇〇〇㎥／年 | 四四・八 | 四五・四 | 六〇 | 三〇 | 一七、六〇〇 |
| 王子木材㈱ | 製材<br>一八、〇〇〇㎥／年 | 四八・八 | 四八・一二 | 六〇 | 二〇 | 一〇、三〇〇 |
| ㈱南組 | 製材<br>二七、三〇〇㎥／年 | 四七・一〇 | 四八・五 | 一四〇 | 三〇 | （王子製紙用地） |
| | 土壌改良剤<br>三〇、〇〇〇t／年 | 四六・八<br>（五〇・四） | 五〇・七 | 七〇 | 七 | 一七、一〇〇 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道製紙協業組合 | 家庭用薄用紙 | 二五、〇〇〇t／年 | 四六・一〇 | 四七・一〇 | 一、六〇〇 | 一二九 | 六六、〇〇〇 | |
| 苫小牧ケミカル㈱ | 硫酸　三四、〇〇〇t／月 | ペレット　二四、三〇〇t／月 | 四六・八 | 四七・一〇 | 九、一〇〇 | 一二〇 | 三〇、九〇〇 | |
| 日之出化学工業㈱ | 熔成燐肥 | 五〇、〇〇〇t／年 | 四三・八 | 四三・二 | 八九〇 | 五一 | 一五、〇〇〇 | |
| 電気化学工業㈱ | 生コンクリート | 三八〇、〇〇〇㎥／年 | 四九・三 | 四九・七 | 四七〇 | 二五 | 三六、四〇〇 | |
| | クロロプレンゴム | 一五、〇〇〇t／年 | 五三 | 五三 | 六、六〇〇 | 一七五 | | |
| 苫小牧ソーダ㈱ | エチレンダイクロライド | 一三〇、〇〇〇t／年 | 四九・八 | 五〇・八 | 四、〇〇〇 | 五 | 五六、六〇〇 | |
| 北海道曹達㈱ | 苛性ソーダ　一四、〇〇〇t／年　塩素 | 一二六、七一〇t／年 | 四九・八 | 五〇・八 | 一〇、六〇〇 | 六七 | 一五六、二〇〇 | |
| 菱北化成㈱ | 高度化成肥料 | 三〇、〇〇〇t／年 | 四四・三 | 四四・一〇 | 三九〇 | 三三 | 三三、一〇〇 | |
| 日東肥料化学工業㈱ | 硫安 | 四三、〇〇〇t／年 | 四九・四 | 四九・一〇 | 六〇〇 | 二〇 | 六六、〇〇〇 | |
| 北海道共同石灰㈱ | 生石灰 | 六二、三〇〇t／年 | 四八・五 | 四八・一二 | 四五〇 | 三〇 | 一五、九〇〇 | |
| 清水製鋼㈱ | 鋼塊 | 二一〇、〇〇〇t／年 | 四五・六 | 四六・四 | 八八〇 | 一〇二 | 七八、九〇〇 | |
| 国策機工㈱ | 製缶 | 二、〇〇〇t／年 | 四七・六 | 四七・九 | 一〇〇 | 四三 | 二二、一〇〇 | |
| 王子工営㈱ | 鉄骨加工　六、〇〇〇t／年　製缶加工　一、八〇〇t／年 | | 四三・一三 | 四四・四 | 二九〇 | 一三〇 | 九〇、九〇〇 | |
| 松本臨海鉄工㈱ | 鋼材加工、機械据付修理 | | 四六・九 | 四六・一一 | 八〇 | 二〇 | 五、六〇〇 | |
| 東圧プラント建設㈱ | 機械 | 一、六〇〇t／年 | 四六・九 | 四六・一二 | 六〇 | 四六 | 三三、〇〇〇 | |
| 東北プラスチック工業㈱ | プラスチック容器 | | 四四・三 | 四四・五 | 一〇 | 九 | 五〇〇 | |
| ㈱北海道オートスクラップセンター | 廃車処理 | 二四、〇〇〇台／年 | 四七・一三 | 四八・五 | 二〇〇 | 一五 | 八、六〇〇 | |

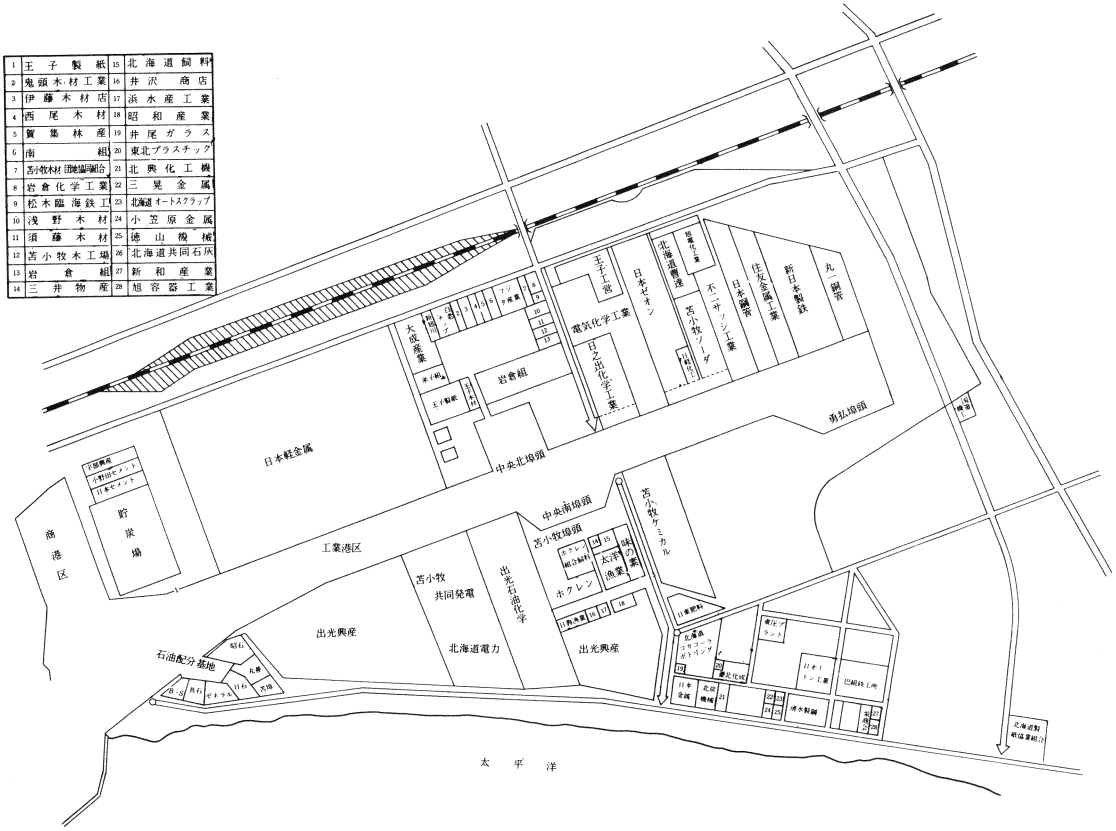
| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (有)栄商会 | ドラム缶修理再生 | 二四〇、〇〇〇本／年 | 四八・八 | 四九・一 | 六〇 | 一九 | 一五、八〇〇 |
| 旭容器工業(株) | | | | | | | |
| 小笠原金属(株) | 製鋼原料　七、二〇〇t／年 | 鉄筋鋼材　三、九〇〇t／年 | 四八・五 | 四八・九 | 四〇 | 六 | 七、三〇〇 |
| 三井物産(株) | 糖蜜貯蔵 | 六、〇〇〇kL | 四五・五 | 四五・一一 | 一〇〇 | 四 | 三、三〇〇 |
| 苫小牧埠頭(株) | セメント・穀物・石油貯蔵 | | 四三・四 | 四五・一三 | 一、五〇〇 | 二一 | 八一、〇〇〇 |
| ブリヂストン液化ガス(株) | LPG貯蔵 | 四、〇〇〇kL | 四〇・五 | 四一・七 | 四〇〇 | 一五 | 二四、〇〇〇 |
| 共同石油(株) | 石油貯蔵 | 六〇、〇〇〇kL | 四一・四 | 四一・一三 | 六〇〇 | 五 | 二六、四〇〇 |
| 昭和石油(株) | 石油貯蔵 | 七八、〇〇〇kL | 四三・五 | 四三・一〇 | 六八〇 | 一六 | 四六、〇〇〇 |
| ゼネラル石油(株) | 石油貯蔵 | 四二、〇〇〇kL | 四三・七 | 四三・一一 | 三六〇 | 一四 | 三三、〇〇〇 |
| 日本石油(株) | 石油貯蔵 | 三三、〇〇〇kL | 四一・七 | 四一・一〇 | 三五〇 | 一八 | 三五、〇〇〇 |
| 丸善石油(株) | 石油貯蔵 | 四九、〇〇〇kL | 四三・七 | 四三・一一 | 七四〇 | 三一 | 四三、〇〇〇 |
| 日本セメント(株) | セメント貯蔵　三、〇〇〇t　生コンクリート | 五八〇㎥／日 | 四〇・四 | 四一・六 | 三四〇 | 二 | 五〇、三〇〇 |
| 宇部興産(株) | セメント貯蔵　二七、〇〇〇t　生コンクリート | 一、二〇〇㎥／日 | 四三・一〇 | 四三・七 | 三三〇 | 五 | 四七、〇〇〇 |
| 小野田セメント(株) | セメント貯蔵　二八、〇〇〇t　生コンクリート | 四〇〇㎥／日 | 四三・四 | 四四・五 | 四〇〇 | 二 | 四七、三〇〇 |

〔未着工〕（能力は年間、工期は予定年度を表す）

| 企業名 | 主要生産品名及び能力 | 工期 着工 | 工期 完成 | 設備資金（一〇〇万円） | 従業員（人） | 敷地面積（㎡） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 大洋漁業㈱ | 第一期 冷凍農水産物 五、五〇〇t<br>第二期 冷凍農水産物 二、〇〇〇t | 五〇 | 五二 | 九五 | 六五 | 五六、〇〇〇 |
| 味の素㈱ | 大豆脱酸油 三三、八〇〇t　脱脂大豆 一五、〇〇〇t | 五二 | 五三 | 四、五〇〇 | 四〇 | 四〇、四〇〇 |
| 日魯漁業㈱ | 配合飼料 六〇、〇〇〇t | 五〇 | 五〇 | 一、五〇〇 | 二六 | 二二、五〇〇 |
| 昭和産業㈱ | 配合飼料 六〇、〇〇〇t | 五二 | 五三 | 一、五〇〇 | 三〇 | 一九、八〇〇 |
| ㈱井沢商店 | フイッシュミール 九、五〇〇t | 五一 | 五一 | 一一〇 | 八 | 六、五〇〇 |
| ホクレン農業協同組合連合会 | 精選牧草種子類他 三、〇〇〇t | 五一 | 五三 | 二、六〇〇 | 一〇五 | 一二四、〇〇〇 |
| ㈱米子組 | 第一期 ラワン単板 一八、〇〇〇千㎡<br>第二期 ラワン合板 八、五〇〇千㎡ | 五二<br>五四 | 五二<br>五四 | 九三〇 | 五五 | 三七、九〇〇 |
| ㈱伊藤木材店 | 製材 一一、〇〇〇㎥ | 五〇 | 五一 | 四〇〇 | 四五 | 一八、一〇〇 |
| 賀集林産工業㈱ | 製材 一五、〇〇〇㎥ | 五二 | 五三 | 三一〇 | 四〇 | 一八、〇〇〇 |
| 須藤木材㈱ | 製材 一三、〇〇〇㎥ | 五〇 | 五〇 | 八〇 | 三〇 | 八、二〇〇 |
| フジタ産業㈱ | 第一期 製材 二四、〇〇〇㎥<br>第二期 防腐土台 一、五〇〇㎥ | 五〇<br>五二 | 五〇<br>五二 | 一九〇 | 三三 | 二四、一〇〇 |
| 王子製紙㈱ | 製材 一三、〇〇〇㎥ | 五一 | 五二 | 一六〇 | 一三 | 一三、〇〇〇 |
| 浅野木材㈱ | 製材 二七、〇〇〇㎥ | 五一 | 五二 | 九〇 | 二〇 | 一二、五〇〇 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (株)大成産業 | 製材 六、八〇〇㎥<br>単板 四、〇〇〇千㎡ | 木材二次加工品 | 三、〇〇〇千㎥ | 五一 | 五二 | 一、〇〇〇 | 一九 | 八九、五〇〇 |
| (資)苫小牧木工場 | 製材 二、〇〇〇㎥ | 家具材 | 五、〇〇〇㎥ | 五一 | 五二 | 一、〇〇〇 | 一三 | 一二、〇〇〇 |
| 苫小牧木材港団地協同組合 | 第一期 鋸目立<br>第二期 木材乾燥 | | 六〇、〇〇〇枚<br>五、〇〇〇㎥ | 五一<br>五三 | 五二<br>五三 | 一、〇〇〇 | 七 | 七、〇〇〇 |
| 日本ゼオン(株) | 合成テルペン樹脂 | | 三〇、〇〇〇t | 五〇 | 五一 | 七、〇〇〇 | 九六 | 二六、〇〇〇 |
| 日軽化工(株) | 第一期 硫酸アルミニウム<br>第二期 過酸化ベンゾイル | | 六〇、〇〇〇t<br>一、九〇〇t | 四九<br>五〇 | 五〇<br>五一 | 一、〇〇〇 | 四八 | 三〇、〇〇〇 |
| 旭電化工業(株) | 珪酸ソーダガラス | | 三六、〇〇〇t | 五〇 | 五一 | 一、八〇〇 | 二〇 | 六七、二〇〇 |
| 岩倉化学工業(株) | フォームポリスチレン加工品 | | 四〇、〇〇〇㎥ | 四九 | 五〇 | 三〇〇 | 五 | 一〇、九〇〇 |
| 出光石油化学(株) | 第一期 軽油<br>コークス<br>低密度ポリエチレン<br>第二期 カルプ | | 三五一、〇〇〇kL<br>五二、〇〇〇t<br>五〇、〇〇〇t<br>五〇、〇〇〇t | 五〇 | 五二 | 一八、九〇〇 | 一三 | 五七、二〇〇 |
| 不二サッシ工業(株) | アルミサッシ | | 四、五〇〇t | 五二 | 五四 | 六、八〇〇 | 三〇 | 一五四、四〇〇 |
| 日本鋼管(株) | 鉄構成品、鋼材加工品 | | 六〇、〇〇〇t | 五〇 | 五一 | 二、三〇〇 | 一八 | 二五、四〇〇 |
| 住友金属工業(株) | 第一期 鋼板加工品<br>第二期 鉄鋼建材加工品 | | 二四、〇〇〇t<br>七二、〇〇〇t | 五〇<br>五三 | 五一<br>五四 | 五、一〇〇 | 三八〇 | 六五、〇〇〇 |
| 新日本製鉄(株) | 第一期 鋼材加工品<br>第二期 鋼材加工品 | | 八四、〇〇〇t<br>二九、〇〇〇t | 五〇<br>五二 | 五一<br>五三 | 三、二〇〇 | 一三〇 | 三二、六〇〇 |
| 丸一鋼管(株) | 第一期 熔接鋼管<br>第二期 熔接鋼管 | | 一四四、〇〇〇t<br>二八、〇〇〇t | 五一<br>五四 | 五二<br>五五 | 二、一〇〇 | 一三〇 | 一二五、七〇〇 |
| (株)巴組鉄工所 | 第一期 建築用鉄骨・送電線用鉄塔<br>第二期 建築用鉄骨・送電線用鉄塔 | | 一三、〇〇〇t<br>一八、〇〇〇t | 五〇<br>五二 | 五二 | 一、三〇〇 | 三〇〇 | 一二四、七〇〇 |

# 臨海部進出企業配置図


1 王子製紙
2 鬼頭木材工業
3 伊藤木材店
4 西尾木材
5 賀集林産
6 南組
7 苫小牧木材
8 岩倉化学工業
9 松木臨海鉄工
10 浅野木材
11 須藤木材
12 苫小牧木工場
13 岩倉組
14 三井物産
15 北海道飼料
16 井沢商店
17 浜水産工業
18 昭和産業
19 井尾ガラス
20 東北プラスチック
21 北興化工機
22 三晃金属
23 北海道オートスクラップ
24 小笠原金属
25 徳山機械
26 北海道共同石灰
27 新和産業
28 旭容器工業
日本軽金属
貯炭場
商港区
工業港区
中央北埠頭
中央南埠頭
苫小牧埠頭
苫小牧共同発電
出光石油化学
出光興産
北海道電力
石油配分基地
苫小牧ケミカル
電気化学工業
日本ゼオン
日本製紙
住友金属工業
新日本製鉄
丸一鋼管
王子工営
日之出化学工業
岩倉組
太洋漁業
ホクレン
日本金属
北興機械
日本オイルエンジン
巴組鉄工所
清水製鋼
太平洋
北海道製鉄苫鉄業組合

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 徳山機械㈱ | 第一期 | 鏡板 三、〇〇〇t | 圧力容器 一、〇〇〇t | 五三 | 五四 | 二七〇 | 四三 |
| | 第二期 | 鏡板 四、五〇〇t | | | | | |
| 日本金属興業㈱ | 第一期 | 圧力容器・公害機器 | 二、七〇〇t | 五〇 | 五三 | 一、八〇〇 | 一六〇 |
| | 第二期 | 圧力容器・機械部品 | 六、七〇〇t | 五〇 | 五三 | | |
| 三晃金属工業㈱ | 第一期 | カラー鉄板長尺屋根加工品 | 三、九六〇t | 五〇 | 五三 | 一一〇 | 三一 |
| | 第二期 | カラー鉄板長尺屋根加工品 | 六、九六〇t | 五〇 | 五三 | | |
| 新和産業㈱ | | ドラム缶修理再生 | 一五〇、〇〇〇本 | 五〇 | | 六〇 | 一五 |
| 北興化工機㈱ | 第一期 | 化工機 | 八〇〇t | 四九 | 五三 | 一六〇 | 二七 |
| | 第二期 | 化工機 | 一、二〇〇t | 四九 | 五三 | | |
| 日本イトン工業㈱ | 第一期 | 軽量気泡コンクリート加工品 | 二四、〇〇〇㎥ | 五〇 | 五三 | 一〇〇 | 九、九〇〇 |
| | 第二期 | 軽量気泡コンクリート | 二〇、〇〇〇㎥ | 五〇 | 五三 | | |
| 北海道コカコーラボトリング㈱ | | 自動車ボディ架装 | 五、〇〇〇台 | 五一 | 五三 | 八〇〇 | 七〇 | 一〇六、一〇〇 |
| 北炭機械工業㈱ | | 各種機器 | 二、五一〇t | 五三 | 五三 | 一、二〇〇 | 六〇 | 三三、〇〇〇 |

（『苫小牧港臨海工業地帯進出工場一覧』－苫小牧市）

さらに苫小牧は第三期北海道総合開発計画によって、北海道における工業生産の飛躍的拡大と産業構造の高度化を推進するため国家的大事業としての東部大規模基地開発計画が進められている。

これは、現苫小牧港の東側に隣接する厚真町、早来町にまたがる一万ヘクタールの地域に新たに臨海工業用地の造成を含む大規模な港湾を開発するという大計画である。しかしながら、公害問題などからこれまで挙党一致をもって押し進められてきた苫小牧の工業開発もくずれ、この東部開発に反対する声も大きく、苫小牧市は独自案による東部開発計画を打ち出すなど、苫小牧の工業は前途洋々たるものがあるだけに、反面不安、不満もまた大きいものがある。そしてまた、この東部の開発計画は現苫の時とは違ってあまりにも規模が大きすぎる、したがって、その条件も全く

違うと考えるべきである。この開発には慎重の上にも慎重なる考え方で進まねばなるまい。

注（1）（2）『日本軽金属三十年史』昭和四十七年　日本軽金属株式会社

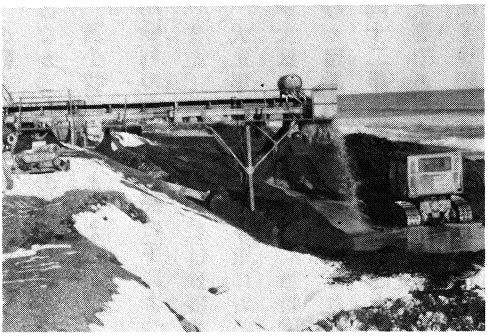
（3）『北海道新聞』昭和四十六年九月十五日号

## 第二節　苫小牧の鉱業

**苫小牧海岸の砂と砂利**　苫小牧地方は鉱業資源が極めて少なく、産業の中では極めて低劣なものであった。安政二年（一八五五）生嶋文右衛門が樽前山で硫黄を採掘したという記録があるが、これも企業として成立つものではなかった。そのほか、錦多峰ではマンガンなども試掘されたが、その量は極めて少ないものであった。

苫小牧の鉱業といえば、海岸が浜砂であったところから砂と砂利の採取が盛んであった。王子製紙苫小牧工場の建設用砂利の大半は住民の手によって苫小牧海岸から一粒一粒ひろわれたものであったことからもこれがわかるのである。また、苫小牧海岸には砂鉄を含む層が多かったことから、これを利用して製鉄工場が設けられたことがあった。

大正年間に入って本道においても洋式建築が盛んとなり、またコンクリートの需要も増えたところから、建設用砂が大量に必要となった。当時漁場を経営していた錦多峰村（錦岡）の川村嘉市は漁業の不振も手傳って、錦多峰浜の砂が建設用として最適とされていたのに目をつけ、砂採取をはじめたのである。川村は大正十一年に五、四二八トン同十二年には一〇、八七四トンを採取して夕張方面の炭坑地帯や札幌などの大都市に送った。札幌では錦多峰の砂が上等であることが認められ、官庁の建物には錦多峰の砂を使うこと、というおふれもあって砂の採取が年々増加し、錦多峰駅は道内でも屈指の砂発送駅となった。(1)



砂利採取風景（昭和49年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

また、大正十三年には『砂採取株式会社』が設立されたが、この会社には全村を挙げて株主となったから、錦多峰の砂にかける期待の大きかったことがわかる。

砂採取株式会社
設立年月日　大正十三年十月一日
業　種　砂採取し、運送依託をも扱う
資本金　二五、〇〇〇円
役　員　専務取締役染野巳之吉、常務取締役山田幸助、取締役山田佐右衛門、監査役岡崎長吉、同松村幸作

（『錦多峰村郷土誌』）

その後においても錦多峰の砂の需要は多く相当量を搬出した。戦後になって、ブロック、コンクリート、ヒューム管などの工場が苫小牧に立地し、苫小牧海岸各地で、砂の採取が続けられている。

砂利の方は、苫小牧港の掘さくによる砂の中に相当の砂利が含まれていたことから、この選別を行って企業化しようとした人もあったが、選別に相当の費用と時間が要することになり、この時は企業化されなかったが、現在では砂採取の際に砂利選別も行っている。

**美笛金山と苫小牧**

美笛金山は支笏湖の美笛奥地にあって、普通千歳鉱山と呼ばれている。この金山の発見者は大野直澄という当時三十五歳の水兵だった男で、一本の槍と刀を持って人跡未踏

の山々を歩き回り、苦闘十年にしてついにこの美笛金山を発見した。昭和八年のことであった。

喜びいさんで下山した大野は、中島飛行機製作所にこの話を持込み、金山の権利を当時の金で五〇万円という大金で売り込んだのである。

昭和十一年、中島鉱業（社名変更）はこの金山採掘に着手することになり、鉱区と運搬路の整備を行ったが、美笛湖岸から第一露頭まで約一二キロの距離があって、それまでは熊も出没する道なきところであった。

この土木工事は苫小牧の中村組が二〇余万円で請負い約七〇〇人の人夫を使って行ったもので、特にその初期には千歳、白老のアイヌ多数が米、みそ、その他日用品、建設資材などを背負って熊笹を踏み分け、渓流を渡り、崖をよじ登って運搬したものであった。

この工事は突貫工事をもってわずか数カ月をもって、約五・五メートル幅の道路を開さくし、これに軌道を引きトロ車数一〇台をガソリンカーでけん引して鉱石を運び出すことにした。一方、湖面輸送のため湖畔と美笛の両岸に一〇万円を投じ専用船着場を設けた。さらに、五万円で曳船（一〇トン級）の発動機船三艘と一五トンから五〇トンの鉱石船を建造した。

湖畔からの運搬は王子製紙経営の軽便鉄道（山線）で苫小牧まで運び、さらに国鉄線に積み替え天童製錬所へ送って製錬することにしたのである。

美笛金山は、昭和十一年八月下旬から正式な操業を開始した。ディーゼルエンジンの動力によるさく岩機で掘出された鉱石は選鉱機にかけた後、大勢の人夫によってカマスにつめられ坑口に搬出、ここからトロ車で美笛の船着場へと送られた。

ここで働く坑夫、雑夫、運搬夫など六〇〇人を数えたから、昭和十一年二月には千歳鉱山特別教授場、同十三年に

は美笛郵便局などの公共施設の設置が相次いだのである。

当時の美笛金山はわが国でも有数な金山として折紙をつけられていたから、坑夫の待遇もよく、雑夫でも月七〇円機械夫になると月収一〇〇円を越える者はざらであった。文字通り黄金景気を出現し、貯めた金は苫小牧に出て二、三日ですっからかんに使い果たし、再び帰山して月末までもくもくと働き、大金を持って苫小牧に出るということを繰り返していた。このお陰で苫小牧の花柳界はほくほく、美笛の坑夫さまさまで、そのもてなしようも大したもので町のサラリーマンなど足元にも寄せつけないほどであった。(2)

昭和十六年には運送費がかさむことから山元に日産二五〇トンの製錬所を建設した。しかし、皮肉なことにこのころから次第に鉱石の質も低下し、そのうえ戦争によって労働者は軍需工場への転用が行われ休坑することになった。昭和二十五年、三井金属の資本を受け金山の立直しが行われたが、初期のような景気を取り戻すことはなかった。

このように苫小牧にとっては直接的には美笛金山とのつながりはないにせよ、採掘のための土木工事、運搬が苫小牧の業者によって行われたこと、坑夫たちの消費地であったなど間接的、二次的なつながりを持っていたのである。

注（1）堀江敏夫『苫小牧地方鉄道史』昭和四十三年　苫小牧地方史研究会

（2）堀江敏夫『続ふるさと百話』昭和四十七年　朝日新聞